資料３－１

令和４年度政策チェックアップ評価書（案）
（業績指標個票：未定稿）

業績指標１
民間賃貸住宅のうち、一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合

評　価	
N	目標値：　２割（令和１２年度） 実績値：約１割（平成３０年度） ―　（令和１２年度） 初期値：約１割（平成３０年度）

（指標の定義）
一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた住宅の割合　＝　A／B

A ＝ 一定の断熱性能を有し遮音対策が講じられた戸数（民営借家共同住宅）
B ＝ 民営借家共同住宅の総ストック数

※「一定の断熱性能」：全部又は一部の窓に二重サッシ又は複層ガラスを使用している住宅

※「一定の遮音対策」：居室の全部又は一部の床に一定の遮音性能が期待できる部材を使用している住宅
木造・S造 ･･･ LH-55（子どもの飛び跳ねや走り回り等の重量床衝撃音の遮断性能（LH）が「標準的である」水準）以上の床部材を使用
RC造 ･･･････ コンクリートの床厚が150㎜以上

※初期値及び直近値（平成30年度）：A939,427戸／B13,213,176=7.1%

（目標設定の考え方・根拠）
子育て世帯の多くが賃貸住宅に居住していることから、住宅の性能のうち、子育て世帯の関心が特に高い「（ランニングコストの節約を含めた）省エネと音」に関する民間賃貸住宅の質の向上について、子どもを産み育てやすい住宅の確保の達成状況を示す指標として、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）で設定している目標値（2割（令和12年））から設定。

（外部要因）
平均年収の推移、居住ニーズの変化

（他の関係主体）
民間事業者等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日）

【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
約１割	－	－	－	－

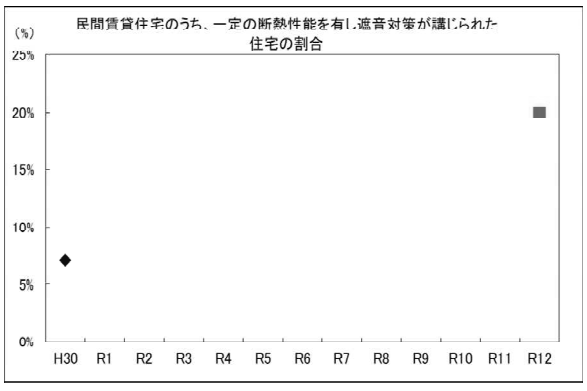

主な事務事業等の概要

＜断熱関係＞

○　平成２７年７月に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）を公布し、マンション等に係る届出義務等の規制措置、性能向上計画認定や認定表示制度等の誘導措置を創設。
令和４年６月に改正建築物省エネ法を公布し、原則すべての新築住宅への省エネ基準適合を義務付ける措置、建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示制度の強化及び住宅トップランナー制度の拡充等。

○　都市の低炭素化の促進に関する法律(エコまち法)による省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進。

○　住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業により省エネ改修費用に対して支援。

○　グリーン住宅ポイント制度により高い省エネ性能を有する民間賃貸住宅の新築に対して支援。

○　グリーン住宅ポイント制度、こどもみらい住宅支援事業及び長期優良住宅化リフォーム推進事業等により住宅の省エネ改修に対して支援。

○　住宅性能表示制度の普及促進。

○　建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進。

＜遮音関係＞

○　住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業により遮音改修費用に対して支援。

○　住宅性能表示制度の普及促進。

○　断熱・遮音改修工事の効果等の事例を収集し、賃貸住宅オーナーに対し改修の動機付けを与えることを目的とした「賃貸住宅の断熱性向上や遮音対策のための大家向けガイドブック」を作成・公表。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

初期値設定以降の実績値がない為判断できない。

（事務事業等の実施状況）

○　平成２７年７月に建築物省エネ法を公布、平成２８年４月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成２９年４月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行した。

○　令和元年５月に改正建築物省エネ法を公布、令和元年１１月よりマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、賃貸アパート等の住宅トップランナー制度の対象への追加を施行した。
・令和４年６月に改正建築物省エネ法を公布した。

○　都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）による省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進を図った。

○　グリーン住宅ポイント制度により高い省エネ性能を有する民間賃貸住宅の新築を支援した。（令和３年度実績8,666戸）

○　グリーン住宅ポイント制度、こどもみらい住宅支援事業及び長期優良住宅化リフォーム推進事業等により住宅の省エネ改修を支援した。

○　住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の省エネ改修・遮音改修費用に対して支援した。

○　令和４年度に「賃貸住宅の断熱性向上や遮音対策のための大家向けガイドブック」を作成し、HP で公表するとともに講習会の中で周知する等の普及促進を図った。

○　住宅性能表示制度の普及促進を図った。

○　建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・本指標は住生活基本計画(全国計画)（令和３年３月 19 日閣議決定）において、民間賃貸住宅の品質向上に向け、新たに設定された指標であるが、5 年に 1 度の「住宅・土地統計調査」を用いて算出するため、令和５年時点において実績値の値の把握は困難であり、目標達成状況について判断できないため、「N」と評価した。
・今後の取組みの方向性として、民間賃貸住宅の断熱性能の向上については、これまで講じてきた事務事業の実施状況等や改正建築物省エネ法の施行による住宅の省エネ性能底上げ、脱炭素社会の実現に向けた動向が市場に与える影響についても考慮しつつ検討を行っていく必要がある。
・民間賃貸住宅の遮音性能の向上についても、これまで講じてきた事務事業の実施状況が市場に与える影響につい

て考慮しつつ、子育てしやすい居住環境の実現のため、更なる施策の必要性について検討を行っていく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官　矢吹 周平）
関係課： 住宅局住宅生産課（課長　山下　英和）
住宅局住宅総合整備課（課長　鈴木　あおい）
住宅局安心居住推進課（課長　上森　康幹）

業績指標２
公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率※
（①公的賃貸住宅団地全体、②UR 団地の医療福祉拠点化）
※高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設。ＵＲ団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250 団地程度（令和 12））し、これにより設置される施設を含む。

評　価

①　A	目標値：おおむね４割（令和 12 年度） 実績値：34.6%（令和４年度） 初期値：29.1%（令和元年度）
②　A	目標値：250 団地程度（令和 12 年度） 実績値：202 団地（令和４年度） （令和５年３月末時点計 293 団地にて拠点化に向けて着手済） 初期値：128 団地（令和元年度）

（指標の定義）
①公的賃貸住宅団地全体
公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率（Ａ／Ｂ）

Ａ：令和 12 年度末における地域拠点施設が併設された団地数
Ｂ：令和 12 年度末における 100 戸以上の公的賃貸住宅団地数

②UR 団地の医療福祉拠点化
地域医療福祉拠点化の取組方針に基づき、地域の連携体制が構築され、一定程度の取組みが実現し、地域医療福祉拠点として持続可能な状態になった段階

（目標設定の考え方・根拠）
①公的賃貸住宅団地全体
公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から、施設併設を進めていくことが重要であることから、公的賃貸住宅団地（100 戸以上）における地域拠点施設併設率を示す指標として、「住生活基本計画（全国計画）」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）で設定している目標値（令和 12 年までにおおむね４割）を設定したもの。

②UR 団地の医療福祉拠点化
後期高齢者の更なる増加に備え在宅医療・介護が受けられる環境を形成することが重要であり、ＵＲ団地を活用して、医療・福祉施設等の誘致、居住環境の整備、若年世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成を図ることが有効であるため、その進捗状況を示す指標として設定。

（外部要因）
地域における高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設の設置

（他の関係主体）
地方公共団体、地方住宅供給公社、（独）都市再生機構、民間事業者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）
まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020 改訂版）（令和２年 12 月 21 日閣議決定）
デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値①　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	29.1%	33.5%	34.5%	34.6%

過去の実績値②　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	128 団地	166 団地	181 団地	202 団地

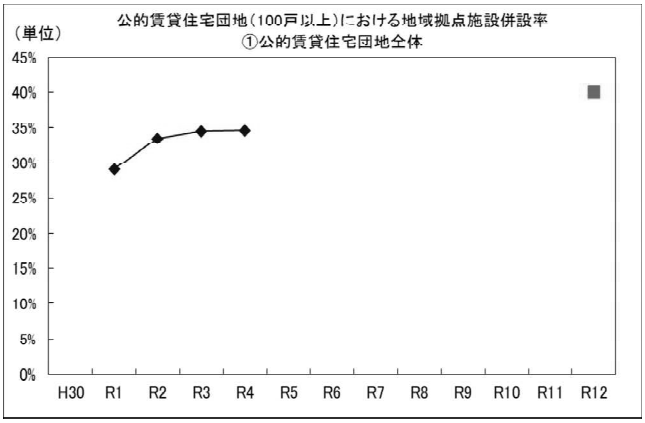

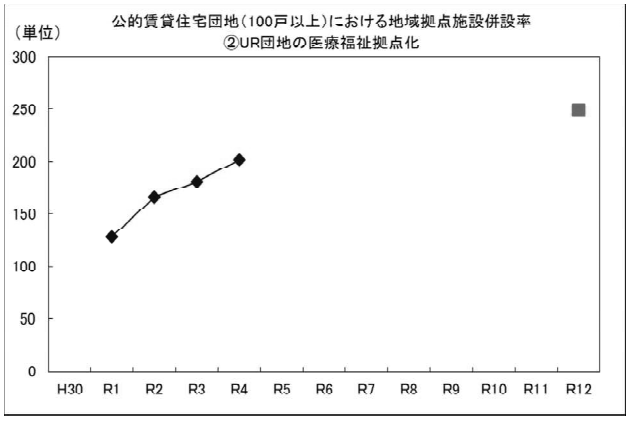

主な事務事業等の概要

①公的賃貸住宅団地全体
・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進する。
・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、対象要綱上、１００戸以上の公営住宅団地の建替えについては、原則、保育所等の生活支援施設を併設するもののみを補助対象の要件としている。
・高齢者生活支援施設等を公的賃貸住宅等と一体的に整備する事業に対し、補助を行う。
・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。

②UR 団地の医療福祉拠点化
・ＵＲ賃貸住宅の再編等に併せ、医療福祉施設等の誘致を推進し、団地周辺地域も含めた地域医療福祉拠点化を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①公的賃貸住宅団地全体
過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度までに目標値を達成すると見込まれ、進捗状況は順調である。

③ UR 団地の医療福祉拠点化
令和４年度までの実績値は 202 団地で拠点形成済みかつ、293 団地において着手済みであり、進捗状況は順調である。

（事務事業等の実施状況）

①公的賃貸住宅団地全体
・低額所得者等に対する公平・的確な公営住宅の供給を促進した。
（令和３年度整備戸数実績：9,147 戸）
・社会資本整備総合交付金等における公営住宅等整備事業に関し、公営住宅団地の建替えについて、保育所等の生活支援施設の併設を促進した。
（令和３年度併設施設数：11,715 施設（7,706 団地））
・都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設（子育て支援施設、高齢者生活施設等）の併設・合築、整備敷地への誘致を推進。
（令和３年度供給施設数：2,172 施設（829 団地）（都市再生機構賃貸住宅分））

②UR 団地の医療福祉拠点化
・ＵＲ団地の地域医療福祉拠点化に向け、地方公共団体等との連携体制の構築、医療福祉施設の誘致等による医療福祉サービス等の提供環境の整備、高齢者向け住宅の供給、バリアフリー化等の居住環境の整備などに取り組んでいる。（令和４年度医療福祉拠点化数：202 団地）

課題の特定と今後の取組みの方向性

①公的賃貸住宅団地全体
業績指標は順調に推移しており、目標年度に目標値を達成することが見込まれるため、Ａと評価した。
公的賃貸住宅団地においては、単なる住宅供給のみならず、生活を支える機能を充実させる観点から地域拠点施設（高齢者世帯、障がい害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設）の併設を進めていくことが重要であることから、今後も引き続き地域拠点施設の設置を促進する。

②UR 団地の医療福祉拠点化
目標値（令和 12 年 250 団地）に向けて、初期値から目標値までを差し引いた 122 団地のうち、令和４年度末時点において 74 団地を形成しているため、Ａと評価した。

今後は、住生活計画に基づき、地域医療福祉拠点化が図られたＵＲ団地の事例を参考としつつ、地方公共団体等との連携の上、地域医療福祉拠点化における各種施策の質の向上等を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：①住宅局住宅総合整備課　（課長　鈴木　あおい）
　　②住宅局住宅企画官（住宅企画官　皆川　武士）
関係課：①住宅局住宅企画官（住宅企画官　皆川　武士）

業績指標３
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合*

評　価	
B	目標値：4.0%（令和 12 年度） 実績値：2.8%（令和 3 年度） 2.7&（令和 2 年度） 2.6%（令和元年度） 初期値：2.5%（平成 30 年度）

（指標の定義）
高齢者向け住宅（高齢者向け賃貸住宅及び高齢者居住系施設）の供給量について、65 歳以上の人口数で除して算出した割合
（算出式）

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合
＝高齢者向け住宅の供給量／65 歳以上の人口数

平成 30 年度末 2.5%＝901,509／35,606 千人
令和 3 年度末 2.8%＝1,008,374／36,214 千人

（目標設定の考え方・根拠）
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を示す指標として、住生活基本計画（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）で設定している目標値（4%（令和 12 年度））を基に、初期値と目標値との差を按分し、令和 4 年度の数値を形式的に設定したもの。

（外部要因）
世帯構成の変化、居住ニーズの多様化、高齢者人口数等

（他の関係主体）
民間事業者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（令和 3 年 3 月 19 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
2.5%	2.6%	2.7%	2.8%	－

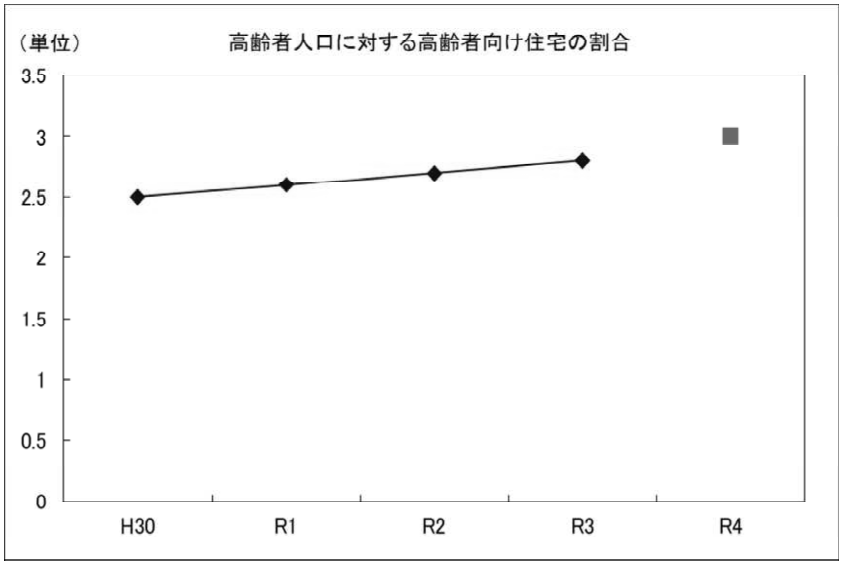

主な事務事業等の概要

・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。
・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
・地域優良賃貸住宅制度において、高齢者世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、平成 26 年度 2.1%から令和 3 年度 2.8%と増加しているが、今後、現状のトレンドのまま推移すると目標値を下回ることが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進した。
（平成 26 年度末実績：総登録戸数 177,722 戸）
（平成 27 年度末実績：総登録戸数 199,056 戸）
（平成 28 年度末実績：総登録戸数 215,955 戸）
（平成 29 年度末実績：総登録戸数 229,947 戸）
（平成 30 年度末実績：総登録戸数 244,054 戸）
（令和元年度末実績：総登録戸数 254,747 戸）
（令和２年度末実績：総登録戸数 267,069 戸）
（令和３年度末実績：総登録戸数 274,911 戸）
（令和４年度末実績：総登録戸数 282,426 戸）
・サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設・改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じた。
・住宅金融支援機構による、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した（令和３年度実績：29 件）。
・社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、当該業績指標は着実に進捗しているが、現状のトレンドのまま推移すると目標年度の令和 12 年度に目標値を下回ることが見込まれるためＢと評価とした。サービス付き高齢者向け住宅の供給量は着実に増加している一方で 65 歳以上の人口数も増加した影響により、目標達成に必要な供給量の見込みに達していないことが目標値を下回る理由として考えられる。

今後は、住生活基本計画（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）で設定している目標値（4%（令和 12 年度））を基に、サービス付き高齢者向け住宅の建設・改修費等に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者向け住宅の供給を促進する。

地域優良賃貸住宅制度においても、引き続き賃貸住宅の整備等に要する費用に対する補助等の施策を着実に推進し、高齢者世帯等各地における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する。また、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット登録住宅）の周知・普及を引き続き進めていくとともに、住宅の改修や入居者負担の軽減等の支援を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局安心居住推進課（課長　上森　康幹）
関係課：住宅局住宅総合整備課（課長　鈴木　あおい）
　　住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長　本間 優子）

業績指標４
認定長期優良住宅のストック数

評　価

B	目標値：250 万戸（令和 12 年度） 実績値：集計中（令和４年度） 初期値：113 万戸（令和元年度）

（指標の定義）
長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅の累計戸数
（目標設定の考え方・根拠）
・「住生活基本計画（全国計画）」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）で設定している認定長期優良住宅のストック数の目標値（約 250 万戸（令和 12 年））を基に設定したもの。
・制度の創設より 10 年が経過し、今後は、優良な住宅ストック形成、質の高い既存住宅の流通促進を図るための制度の見直しを進めていることから、認定長期優良住宅のストック数を新たな目標として設定した。
（外部要因）
資金調達可能額の動向、住宅ローン金利の動向、建材等の価格の動向 等
（他の関係主体）
住宅供給事業者（事業主体）、所管行政庁（運用主体）、住宅金融支援機構（支援主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
「住生活基本計画（全国計画）」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
国土交通省成長戦略（平成２２年５月１７日）＜住宅・都市分野＞
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
１．質の高い新築住宅の供給と中古住宅流通・リフォームの促進を両輪とする住宅市場の活性化

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
	113 万戸	124 万戸	136 万戸	集計中

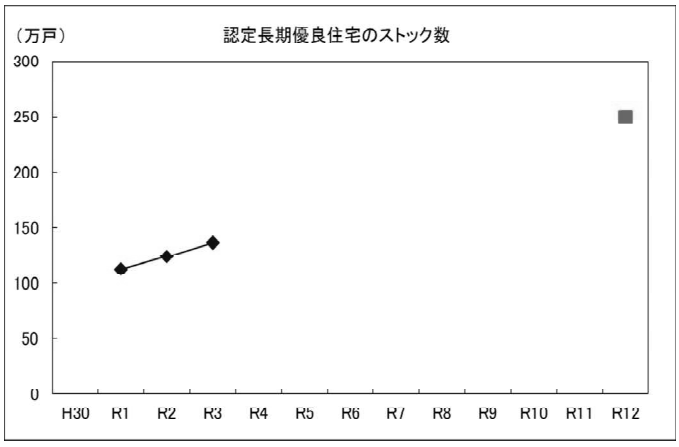

主な事務事業等の概要

○長期優良住宅の普及を促進するために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置
・新築の認定長期優良住宅に対する予算措置、税の特例措置、融資制度
○長期優良住宅の普及の促進に関し、国民の理解と協力を得るため、長期優良住宅の建築及び維持保全に関する知識の普及及び情報の提供
・インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のＰＲ
・地方公共団体等の各種団体が行う普及活動への支援 等

○長期優良住宅の普及を促進するために必要な人材の養成及び資質の向上
・建設事業者、建築士、所管行政庁等、長期優良住宅の普及に関係する者向けの制度説明会や講習会の開催 等
○長期使用構造等に係る技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及
○「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律案」が第 204 回国会にて可決。住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律を令和３年５月２８日公布、令和４年２月２０日及び令和４年１０月１日に施行。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・着実に認定長期優良住宅のストック数は増加しているものの、現状のトレンドのまま推移すると目標年度に目標値を下回ると見込まれる。
・住宅の建て方別に普及状況をみると、共同住宅について、新設住宅着工戸数に対する認定実績の割合は令和３年度で０．７％であり、共同住宅において認定の取得が進んでいない。

（事務事業等の実施状況）
・法改正により、共同住宅について住棟認定の導入、建築行為なし認定（既存住宅の認定）の創設、住宅性能表示制度との一体申請及び災害配慮基準の創設等を実施。併せて、告示改正により省エネルギー性能の向上のための基準の見直し及び共同住宅の認定基準の合理化等を実施。
・インターネットや新聞・雑誌、パンフレット等による制度のメリットのＰＲ、地方公共団体や各種団体が行う普及活動への支援等を行った。
・令和４年度税制改正において、長期優良住宅に対する税制上の特例措置（登録免許税、不動産取得税、固定資産税）の適用期限を２年延長し、引き続き長期優良住宅の普及を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

前述のとおり、目標年度では目標を達成していないと見込まれることから「Ｂ」と評価した。
【課題の特定】
・制度について消費者の認知が不十分である。
・大規模事業者と比較して、中小事業者等の認定取得割合が低い。
・共同住宅において認定の取得が進んでいない。
【今後の取り組みの方向性】
・共同住宅における住棟申請等制度の普及に向けた取組みを行うとともに、中小事業者の認定取得を促進するための環境整備を図る。
・さらに、住宅の消費者に対して、インターネットやパンフレット等の各種媒体による制度のＰＲ、地方公共団体や各種団体が行う普及活動への支援等を行うことにより、より一層の制度の周知を図り、住宅の消費者による制度の活用を引き続き促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局住宅生産課（課長　山下　英和）
関係課： ―

業績指標５
居住目的のない空き家数※
※住宅・土地統計調査（総務省）における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数

評　価

N	目標値：４００万戸程度におさえる（令和１２年） 実績値：－ 初期値：３４９万戸　（平成３０年）

（指標の定義）
住宅・土地統計調査（総務省）における空き家数のうち、「その他の住宅」の数
（目標設定の考え方・根拠）
・「住生活基本計画（全国計画）」（令和３年３月１９日閣議決定）で設定している目標値（４００万戸程度におさえる（令和１２年））から設定。
・賃貸・売却用等以外の「その他空き家」数は、増加すると防犯・防災性や地域活力の低下を招く恐れがあり、住宅着工・除却数、世帯増減などに大きく影響される面もあるが、既存住宅流通や除却・他用途への転用等を今後さらに進める取組みにより増加を抑えることが期待される世帯数の増減、新規住宅着工数。
・過去の住宅・土地統計調査における「その他空き家」数のトレンドによると、令和１２年には４７０万戸程度に増加するおそれがあり、今後、世帯数の大幅な増加も見込まれないことから、「住生活基本計画（全国計画）」（平成２８年３月１８日閣議決定）における「その他空き家」数の抑制目標値を５年間延長し、令和１２年においても４００万戸程度を維持することとする。
（外部要因）
世帯数の増減、新規住宅着工数
（他の関係主体）
地方公共団体、民間事業者等
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
３４９万戸	－	－	－	－

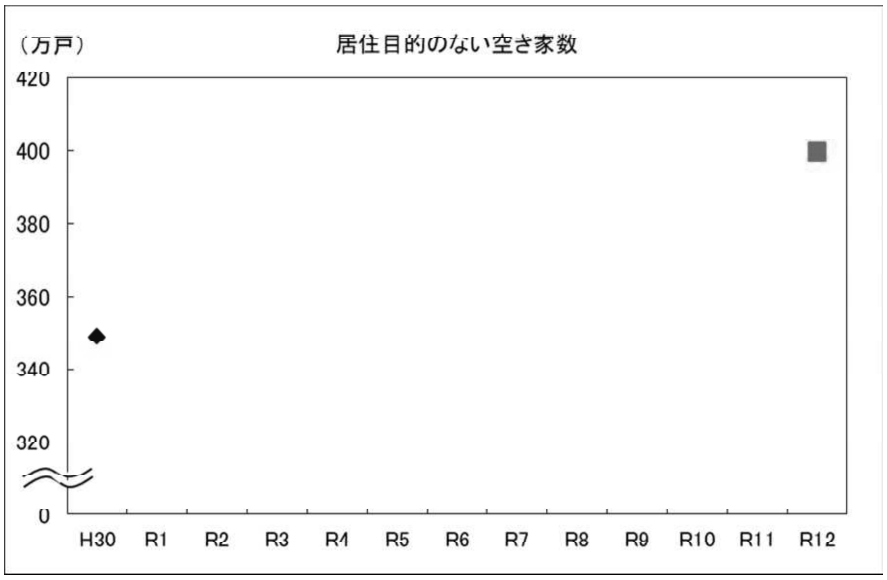

主な事務事業等の概要

○ 空き家対策総合支援事業

空家法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行う。

○ 空き家再生等推進事業

居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等に取り組む地方公共団体に対して支援を行う。

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化のため、既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を行う。

○ 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

全国における空き家対策を加速化するため、空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取り組むモデル的な取組、ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組について支援を行い、その成果の全国への展開を図る。

○ 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用する。

○ 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合、譲渡所得から３０００万円を特別控除する。

○ 固定資産税等に関する所要の措置（住宅用地特例の解除）

空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する。

○ 建物状況調査（インスペクション）の普及

インスペクションの周知や実施体制の整備を進めることで、適正なインスペクションを普及促進。

○ 「安心Ｒ住宅」制度の普及

「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにするため、耐震性等の一定の要件を満たす既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心Ｒ住宅」制度の普及促進。

○ 住宅セーフティネット制度

空き家等を活用した、低額所得者や高齢者、子育て世代などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット登録住宅）等を実施。

○ 建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行う。

○ 建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

耐火性能の低い建築物の除却を促進し、不燃化することにより、密集市街地の安全性の向上を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

－（指標の出典が５年に一度の統計調査のため初期値以降の実績値が無く判断が出来ない。）

（事務事業等の実施状況）

○ 空き家対策総合支援事業

空家法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対し支援を行った。

○ 空き家再生等推進事業

居住環境の整備改善を図るため、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用等に取り組む地方公共団体に対して支援を行った。

○ 既存住宅流通・リフォーム市場の整備

既存住宅の質の向上、良質な既存住宅が適正に評価される市場の形成、既存住宅を安心して取引できる環境の整備に向けた施策を展開した。

○ 空き家対策の担い手強化・連携モデル事業

空き家対策の執行体制の整備が必要な自治体における専門家等と連携した相談窓口の整備等を行う取組、民間事業者が空き家の発生防止等の抜本的対策に取り組むモデル的な取組、ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した総合的・特徴的な取組について支援を行った。

○ 買取再販事業で扱われる住宅の取得に係る不動産取得税・登録免許税の特例

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用した。

（令和２年度適用実績：不動産取得税（建物）6,287 件、不動産取得税（土地）4,229 件、登録免許税 1,058 件、令和３年度適用実績：不動産取得税（建物）6,747 件、不動産取得税（土地）5,030 件、登録免許税 1,085 件）

○ 相続により生じた古い空き家（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限る。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合において、譲渡所得からの３０００万円の特別控除を実施した。

○ 空家法に基づく勧告をした特定空家等に係る敷地について住宅用地特例の対象から除外する措置を講じた。

○ 建物状況調査（インスペクション）の普及

改正宅地建物取引業法にて、媒介契約書に建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあっせんの有無に関する事項の記載を定めた。既存住宅状況調査技術者講習制度において５講習機関を登録。技術者数は約２３，０００人（令和５年４月１日時点）。

○ 「安心Ｒ住宅」制度の普及

「安心Ｒ住宅」制度について平成３０年４月より標章の使用を開始した。（令和４年度末時点で１２団体を登録、令和３年度末時点で累計５，１４４件）

○ 住宅セーフティネット制度

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録（セーフティネット登録住宅）を推進しており、全国で８７２，８９３戸（受付・審査中の住宅を合わせると８４８，８４６戸）が登録されている（２０２３年３月３１日時点）。

○ 建築基準法の一部改正

戸建て住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化や大規模な建築物等に係る制限の合理化によって、既存建築ストックの活用に資する建築基準法の一部改正を行った。

○ 建築物の除却・建替えによる密集市街地の不燃化促進

密集市街地において、耐火性の低い建築物の除却に対し支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Ｎと評価した。

今後も、空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的な推進に向け、空き家対策総合支援事業等による支援等に取組み、空き家の発生抑制を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅企画官（住宅企画官　皆川　武士）

関係課：住宅局住宅経済・法制課（課長　武藤 祥郎）

住宅局住宅総合整備課（課長　鈴木 あおい）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長　前田 亮）

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）（参事官　二俣 芳美）
住宅局建築指導課（課長　宿本 尚吾）
住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長　豊嶋 太朗）
不動産・建設経済局不動産業課（課長　三浦 逸広）

業績指標６
既存住宅流通及びリフォームの市場規模 ＊

評　価

N	目標値：１４兆円（令和１２年） 実績値：－ 初期値：１２兆円（平成３０年）

（指標の定義）
＜既存住宅流通の市場規模＞
・既存住宅流通の市場規模＝Ａ×Ｂ
Ａ＝土地と家屋を含めた消費者の既存住宅の購入価額　【出典：住宅市場動向調査（国土交通省）】
Ｂ＝既存住宅の流通戸数　【出典：住宅・土地統計調査（総務省）】
＜リフォームの市場規模＞
・リフォームの市場規模＝① 10 ㎡以上の増改築工事＋ ② 10 ㎡未満の増改築工事＋ ③ 設備の維持修繕費＋ ④ 修繕工事（大規模修繕等）＋ ⑤ 賃貸住宅のリフォーム

（目標設定の考え方・根拠）
＜既存住宅流通の市場規模＞
・脱炭素社会に向けた住宅循環システムを構築し、ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えが可能となる社会を実現するためには、既存住宅流通の活性化が重要な課題である。
・平成 29 年６月に閣議決定された「未来投資戦略 2017」において、既存住宅・リフォーム市場規模を、2010 年（平成 22 年）から 2025 年（令和７年）までに 10 兆円から 20 兆円へと倍増する目標が掲げられているが、2018 年（平成 30 年）の実績では既存住宅流通の市場規模は 4.5 兆円にとどまっており長期的には倍増を目指すが現実的な目標として令和 12 年に６兆円とする。
・インスペクション、住宅瑕疵保険、住宅性能表示等の活用、買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制特例、価格査定マニュアルの普及・定着等の諸政策を展開することにより、既存住宅流通の市場規模が６兆円になるものと見込む。
＜リフォームの市場規模＞
・住宅ストックの状況は、総世帯（約 5,250 万世帯）に対し住宅ストック数（約 6,060 万戸）で約 16%多い。一方で「耐震性のない住宅」は全国で約 900 万戸、「バリアフリー・省エネをいずれも満たさない」住宅が約 2,200 万戸存在することから、リフォーム市場の活性化による既存住宅の質の維持・向上が求められるところ。
・リフォーム市場の活性化を通じて循環型社会の形成を目指すため、これまでの実績の推移に加え各種支援制度の充実等により性能向上リフォーム（耐震・省エネ・バリアフリー）、新たな日常に対応するリフォーム等の市場規模拡大を政策で後押しし、令和 12 年のリフォーム市場規模が８兆円になるものと見込む。

・以上より、令和 12 年の目標値を 14 兆円に設定。

（外部要因）
地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達可能額の動向等

（他の関係主体）
住宅建設業者・リフォーム業者等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日）
未来投資戦略２０１７（平成２９年６月９日）
ニッポン一億総活躍プラン（平成２８年６月２日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１２兆円				

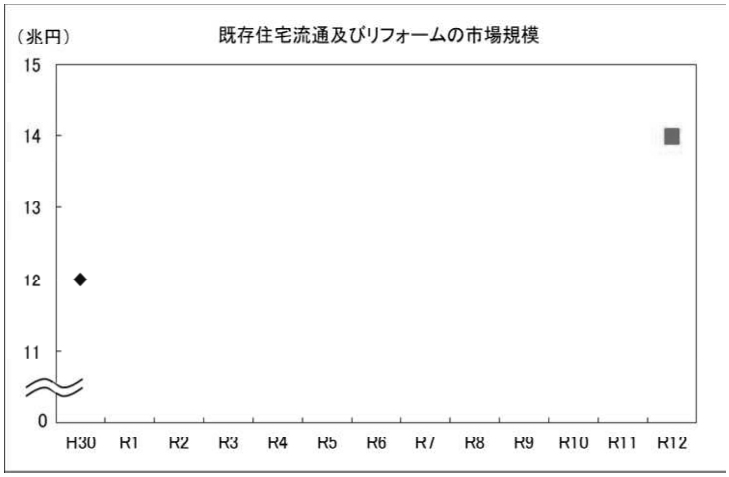

主な事務事業等の概要

＜既存住宅流通の市場規模＞

○ 建物状況調査（インスペクション）の普及

インスペクションの周知や実施体制の整備を進めることで、適正なインスペクションを普及促進。

○ 住宅履歴情報の整備

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、住宅の新築、改修、修繕、点検時等において作成される設計図書や施工内容、点検結果の情報が住宅履歴情報として蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。

○ 不動産取引価格情報の提供

不動産の個別の取引価格等の情報について、登記情報を基に買主へのアンケートを行い、個別の物件が特定できないよう配慮した上で、国土交通省のホームページ（土地総合情報システム）上で提供。

予算額：不動産市場整備等推進調査費約２．３億円（令和３年度)、同左 約２．０４億円（令和４年度）

○ 「安心Ｒ住宅」制度の普及

「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにするため、耐震性等の一定の要件を満たす既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心Ｒ住宅」制度の普及促進。

○ 住宅ストック維持・向上促進事業

良質な住宅ストックが市場において適正に評価される市場環境を整備する取組に対し支援を行う制度。

予算額：６．４１億円（令和３年度)、５．５３億円（令和４年度）

○ 既存住宅売買に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

○ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。

○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業

住宅金融支援機構との連携のもとで民間金融機関が提供しているフラット３５は、既存住宅購入資金も融資対象であり、既存住宅の取得を支援。

○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：４５億円（令和３年度)、２００億円の内数（令和４年度）

＜リフォームの市場規模＞

○ 住宅・建築物安全ストック形成事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業につ

いて、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行う制度。平成２５年１１月に施行された改正耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務づけ、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。

予算額：社会資本整備総合交付金　６，３１１億円の内数（令和３年度）
５，８１７億円の内数（令和４年度）

防災・安全交付金　８，５４０億円の内数（令和３年度）
８，１５６億円の内数（令和４年度）

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業　１４０億円（令和３年度）
１３０億円（令和４年度）

○ サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省 CO2 化等を推進するため、省エネ・省 CO2 等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業　７４．９億円の内数（令和３年度）
６６．３億円の内数（令和４年度）

○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：４５億円（令和３年度）、２００億円の内数（令和４年度）

○ 住宅履歴情報の整備

円滑な住宅流通や計画的な維持管理等を可能とするため、住宅の新築、改修、修繕、点検時等において作成される設計図書や施工内容、点検結果等の情報が住宅履歴情報として蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。

○ リフォーム工事に係る保険制度

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引受け。

○ 住宅ストック維持・向上促進事業

良質な住宅ストックが市場において適正に評価される市場環境を整備する取組に対し支援を行う。

予算額：６．４１億円（令和３年度）、５．５３億円（令和４年度）

○ 住宅金融支援機構による耐震改修工事融資

耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける制度。

○ 住宅金融支援機構による高齢者向け返済特例制度

満６０歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事、耐震改修工事等を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする融資制度。

○ 住宅金融支援機構によるリバースモーゲージの住宅融資保険制度

民間金融機関による住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構による住宅融資保険の付保対象とする制度。

○ 住宅金融支援機構によるフラット３５リノベ

既存住宅の売買に際して、省エネルギー性等についての性能向上リフォーム及び既存住宅の維持保全に係る措置を行う住宅について、住宅ローンの金利引き下げを行う制度。

○ 子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォーム等に対して補助を行う「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を実施した。

【税制上の特例措置】

○ 住宅リフォームに関する税制上の特例措置

一定の要件を満たした耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、同居対応改修又は長期優良住宅化リフォーム

が行われた住宅に対する所得税の特別控除及び固定資産税の減税措置を適用。
※同居対応改修については所得税の特別控除のみ

○ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置
買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用。

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置
直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の増改築等のための金銭を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税の非課税措置を適用。

○ 住宅ローン減税
償還期間 10 年以上の住宅ローンを利用して住宅の増改築等をした場合、10 年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合（0.7%）を所得税額（一部、翌年度の住民税額）から控除する措置を適用。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

－（指標の出典が５年に一度の統計調査のため初期値以降の実績値が無く判断が出来ない。）

（事務事業等の実施状況）

＜既存住宅流通の市場規模＞

○ 建物状況調査（インスペクション）の普及
改正宅地建物取引業法にて、媒介契約書に建物状況調査（インスペクション）を実施する者のあっせんの有無に関する事項の記載を定めた。既存住宅状況調査技術者講習制度において５講習機関を登録。技術者数は約２３，０００人（令和５年４月１日時点）。

○ 住宅履歴情報の整備
住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において作成される設計図書や施工内容、点検結果等の情報が住宅履歴情報として蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。

○ 不動産取引価格情報の提供
不動産取引価格情報について、国土交通省のホームページ上で提供（令和４年度までの累計提供件数：約４８８万件）。

○ 「安心Ｒ住宅」制度の普及
「安心Ｒ住宅」制度について平成３０年４月より標章の使用を開始した。（令和３年度末時点で累計５，１４４件）

○ 住宅ストック維持・向上促進事業
良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和３年度は１４団体、令和４年度は１２団体を支援。

○ 既存住宅売買に係る保険制度
住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けた。（令和３年度申込実績：宅建業者販売タイプ２７，１１０戸、個人間売買タイプ３，５４８戸、令和４年度申込実績：宅建業者販売タイプ２０，４１１戸、個人間売買タイプ２，４１５戸）

○ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置
買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。（令和２年度適用実績：不動産取得税（建物）6,287 件、不動産取得税（土地）4,229 件、登録免許税 1,058 件、令和３年度適用実績：不動産取得税（建物）6,747 件、不動産取得税（土地）5,030 件、登録免許税 1,085 件）

○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業
住宅金融支援機構のフラット３５により、既存住宅の取得を支援（令和３年度実績：１６，２９６件）。住宅金融支援機構のフラット３５Ｓにより、耐久性・可変性等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げで支援（令

和３年度実績：２０，６４２件)。

○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業

長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和３年度予算では６，３７０戸に支援を実施、令和４年度予算では５，２９５戸の交付申請を受け付けた。

＜リフォームの市場規模＞

○ 従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、耐震化に向けた積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり１００万円の定額補助制度にて、耐震化の促進を図っている。また、改正耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、国が重点的・緊急的に支援する地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を実施。

○ サステナブル建築物等先導事業において、公募を実施し、省エネ・省 CO2 等に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援実施。

○ 既存住宅の「増改築」に係る長期優良住宅認定制度の創設。

○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業において、令和３年度予算では６，３７０戸に支援を実施、令和４年度予算では５，２９５戸の交付申請を受け付けた。

○ 住宅履歴情報について、新築、改修、修繕、点検時等において作成される設計図書や施工内容、点検結果等の情報が住宅履歴情報として蓄積され、活用される仕組みの普及を推進。

○ 「安心Ｒ住宅」制度の創設（平成２９年度）

（令和４年度末時点で１２団体を登録）

○ 住宅リフォーム事業者団体登録制度の創設（平成 26 年度）

（令和３年度登録団体：０団体、令和４年度登録団体：０団体（累積１６団体））

○ 消費者が安心してリフォームが行えるよう、リフォームの無料見積チェック制度や、全国の弁護士会における弁護士・建築士による無料専門家相談を実施した。

○ 住宅瑕疵担保責任保険法人において、リフォーム瑕疵保険、マンションの大規模修繕瑕疵保険等を引き受けた。

（令和３年度申込実績：リフォーム瑕疵保険４，７２８戸、大規模修繕瑕疵保険１，４０９棟、令和４年度申込実績：リフォーム瑕疵保険４，８４７戸、大規模修繕瑕疵保険１，５２２棟）

○ 住宅ストック維持・向上促進事業のうち、良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和３年度は１４団体、令和４年度は１２団体を支援。

○ 既存住宅状況調査技術者講習制度において、５講習機関を登録。技術者数は約２３，０００人（令和５年４月１日時点)。

○ 住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを実施した（令和３年度実績：２３件)。

○ 住宅金融支援機構により、満６０歳以上の高齢者が自宅のバリアフリー工事、耐震改修工事等を施すリフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とする高齢者向け返済特例制度による融資を実施した（令和３年度実績：３１件)。

○ 住宅金融支援機構により、民間金融機関の住宅改良等資金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した（令和３年度実績：２９１件)。

○ 住宅金融支援機構により、既存住宅の売買に際して、省エネルギー性等についての性能向上リフォーム及び既存住宅の維持保全に係る措置を行う住宅について、住宅ローンの金利引き下げを実施した（令和３年度実績：６３２件)。

○ 子育て世帯や高齢者世帯等の入居を拒まない賃貸住居とすること等を要件として、既存住宅等の空き家のリフォーム等に対して補助を行う「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を実施した。

【税制上の特例】

○ 住宅リフォームに関する税制上の特例措置

一定の要件を満たした耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修、同居対応改修又は長期優良住宅化リフォームが行われた住宅に対する所得税の特別控除及び固定資産税の減税措置を実施。

※同居対応改修については所得税の特別控除のみ

○ 買取再販で扱われる住宅の取得に係る税制上の特例措置

買取再販事業者が既存住宅を買取りし、住宅性能の一定の質の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の流通税（不動産取得税･登録免許税）の軽減措置を適用し、良質な既存住宅の流通を促進。（令和２年度適用実績：不動産取得税（建物）6,287 件、不動産取得税（土地）4,229 件、登録免許税 1,058 件、令和３年度適用実績：不動産取得税（建物）6,747 件、不動産取得税（土地）5,030 件、登録免許税 1,085 件）

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から、自己の居住の用に供する住宅の増改築等のための金銭を贈与により取得した場合において、一定金額までの贈与につき贈与税の非課税措置を実施。

○ 住宅ローン減税

償還期間 10 年以上の住宅ローンを利用して住宅の増改築等をした場合、10 年間、各年末の住宅ローン残高の一定割合（0.7%）を所得税額（一部、翌年度の住民税額）から控除する措置を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Ｎと評価した。

今後も、既存住宅に関する情報へのアクセスや既存住宅ストックの質の向上、リフォームしやすい環境の整備などに取組み、両市場の拡大を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅企画官（住宅企画官　皆川　武士）

関係課：住宅局住宅経済・法制課（課長　武藤 祥郎）

住宅局建築指導課（課長　宿本 尚吾）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長　豊嶋 太朗）

住宅局安心居住推進課（課長　上森 康幹）

住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長　本間 優子）

住宅局住宅生産課（課長　山下 英和）

住宅局参事官（建築企画担当）（参事官　今村 敬）

住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）（参事官　二俣 芳美）

不動産・建設経済局不動産業課（課長　三浦 逸広）

不動産・建設経済局不動産市場整備課（課長　墳﨑 正俊）

不動産・建設経済局地価調査課（課長　小玉 典彦）

業績指標７
住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合

評　価

N	目標値：50％（令和 12 年度） 実績値：― 初期値：15％（令和元年度）

（指標の定義）
住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合（(A+B+C)/D)）
※A：既存住宅売買瑕疵保険の申請戸数、B：安心Ｒ住宅流通戸数（うち A 未加入）、C：新たな保険商品の申請戸数（A+B+C）：住宅性能に関する情報が明示された住宅、D：既存住宅の流通戸数（年間）

（目標設定の考え方・根拠）
住宅性能に関する基礎的な情報が消費者に提供される住宅の普及・拡大を推進するため、「住生活基本計画（全国計画）」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）で設定している住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合（50％（令和 12 年度））を設定

（外部要因）
地価・住宅価格の動向、市場の金利動向、資金調達の可能額の動向等

（他の関係主体）
不動産事業者、住宅瑕疵担保責任保険法人等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
「住生活基本計画（全国計画）」（令和 3 年 3 月 19 日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	15％	―	―	―

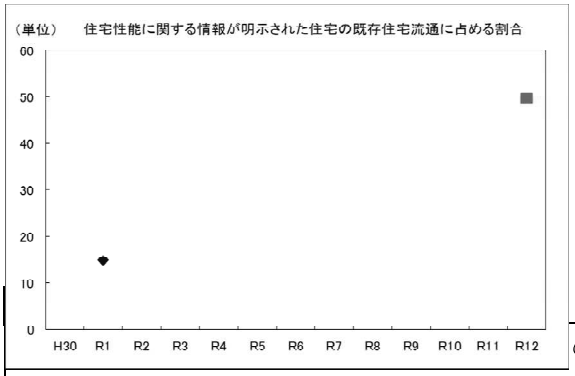

の開発

住宅瑕疵担保履行法に基づき国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人において、既存住宅売買瑕疵保険等を引き受けるとともに、多様な消費者ニーズに対応した保険商品を開発。

○　「安心Ｒ住宅」制度の普及

「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにするため、耐震性等の一定の要件を満たす既存住宅に対し、国が商標登録したロゴマークを事業者が広告時に使用することを認める「安心Ｒ住宅」制度の普及促進。

○住宅ストック維持・向上事業

良質な住宅ストックが市場において適正に評価される市場環境を整備する取組みに対し支援を行う。

予算額：６．４１億円（令和３年度）、５．５３億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
―（指標の出典が５年に１度の統計調査のため。）

（事務事業等の実施状況）

○住宅性能に関する情報が明示された住宅（既存住宅売買瑕疵保険、安心Ｒ住宅、新たな保険商品）の実績

指標の定義	指標にかかる要件	令和３年度	令和４年度
A	既存住宅売買瑕疵保険	30,658 件	22,826 件
B	安心Ｒ住宅流通（うちＡ未加入）	392 件	603 件
C	新たな保険商品	10 件	5 件
(A+B+C)	計	31,060 件	23,434 件

○住宅ストック維持・向上促進事業

良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業において、令和３年度は１４団体、令和４年度は１２団体を支援。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実測値（Ｒ５年）をＲ７年に集計予定のため、目標の達成状況について判断できず、Ｎと評価した。
税制等の要件の見直しの影響もあり、令和３年度と比較して令和４年度の住宅性能に関する情報が明示された住宅の実績が低下しているものの、今後も、保険法人等の関係主体や他制度との連携による既存住宅売買瑕疵保険や安心Ｒ住宅の普及啓発をより一層行うとともに、新たな瑕疵保険商品の開発の検討等により、目標の達成に向けて取り組む。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 住宅局参事官（住宅瑕疵担保対策担当）　（参事官　二俣　芳美）
関係課：

業績指標８
25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合

評　価

N	目標値：６６％（令和７年度） －　（令和５年度） 初期値：５４％（平成３０年度）

（指標の定義）
25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合割合（Ａ／Ｂ）
※Ａ＝25 年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合数、Ｂ＝分譲マンション管理組合数

（目標設定の考え方・根拠）
分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画（R3年３月１９日閣議決定）で設定している目標値（75%（R12））をもとに現況値と令和12年度末までの目標値との差を按分し、令和７年度末までの数値を形式的に設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）
【施政方針】
なし

【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
54%				

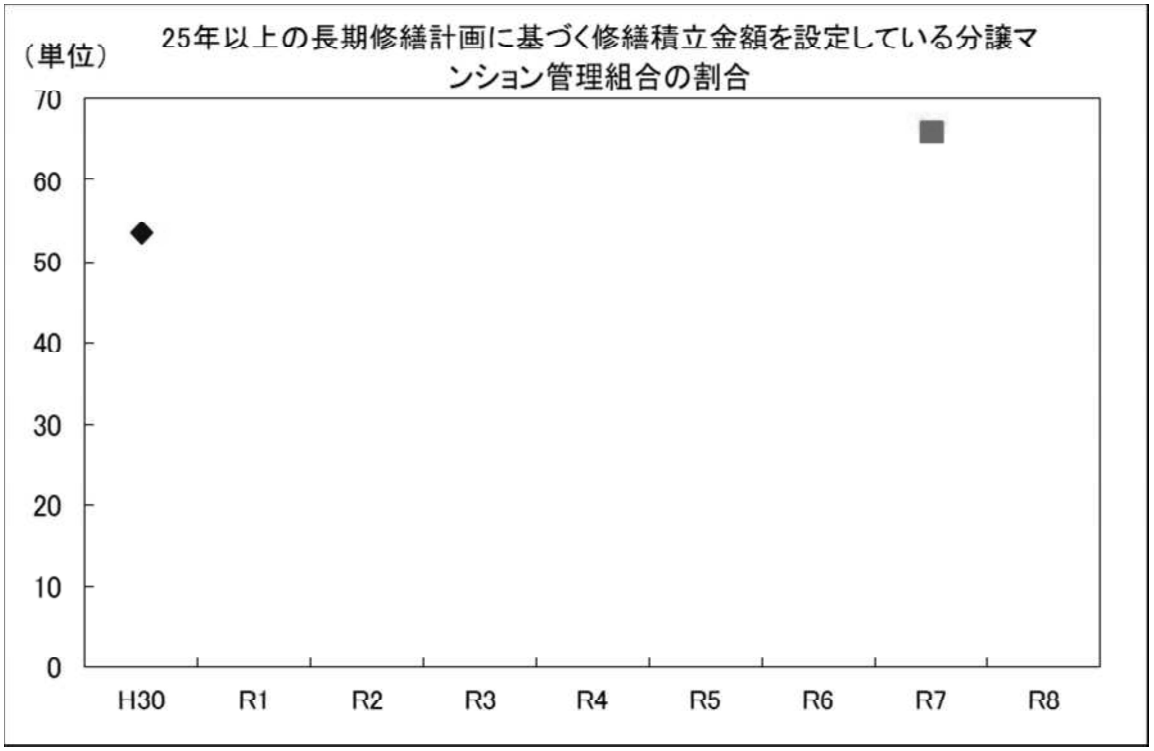

主な事務事業等の概要

○　25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金を設定している分譲マンション管理組合の割合の向上のため、以下のとおりの取組を実施

- マンション管理適正化法を改正し、長期修繕計画の作成又は見直し等を基準に含む適正な管理のマンションの計画の認定を行う制度（管理計画認定制度）の創設（令和２年６月24日公布、令和４年４月１日施行）
- 上記、法律に基づく認定制度の創設と併せて、新築分譲マンションを対象とした長期修繕計画の作成又は見直し等を基準に含む適正な管理のマンションの計画を予備的に認定する制度（予備認定制度）を創設（令和４年４月１日）
- 修繕積立金が適切に積み立てられていないマンション等に対して、地方公共団体が助言・指導等を可能とする制度を創設するとともに、地方公共団体が助言・指導等を実施する際の参考となるガイドラインを策定（令和５年４月改訂）
- 長期修繕計画や修繕積立金の作成・見直しに際して参考となる「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を改訂（令和３年９月改訂）
- 「マンション大規模修繕工事に関する実態調査」を実施し、マンション大規模修繕工事の内容や金額等について情報収集・分析を実施し、調査結果について広く公表。（令和４年６月）
- マンション管理適正化・再生推進事業を活用して、地方公共団体が行う管理水準が低いマンション等に対して専門家を派遣し、長期修繕計画の見直し等の検討を行う取組に対して支援（令和２年～）
- マンションストック長寿命化等モデル事業において、管理水準の低いマンションが地方公共団体と連携して管理適正化を図るとともに、大規模修繕工事を実施する取組に対して支援を行う制度拡充の実施。（令和５年４月）
- 適切な修繕積立金の確保等に向けた管理組合の合意形成を促進するために、管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、当該マンションに係る固定資産税の減額措置（マンション長寿命化促進税制）を創設。（令和５年４月）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

―

（事務事業等の実施状況）

○　マンションの管理の適正化の推進に関する法律を改正（管理計画認定制度、指導・助言制度等の創設等）。

○　長期修繕計画の作成又は見直し等を基準に含む適正な管理のマンションの計画の認定を行う制度（管理計画認定制度）を普及促進した。（令和4年度までの認定実績：36件）

○　新築分譲マンションを対象とした長期修繕計画の作成又は見直し等を基準に含む適正な管理のマンションの計画を予備的に認定する制度（予備認定制度）を普及促進した。（令和4年度までの認定実績：654件）

○　「長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」、「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を改定した。

○　「マンション大規模修繕工事に関する実態調査」を実施・調査結果を公表した。

○　「マンション管理適正化・再生円滑化事業」、「マンションストック長寿命化等モデル事業」を活用した管理組合への支援を実施。

○　マンション長寿命化促進税制を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値は、５年に１度の「マンション総合調査」を用いて算出するため、令和５年時点において実績値の値の把握は困難であり、目標達成状況について判断できないため、「N」と評価した。

一方、現在、国土交通省では学識者や関係団体からなる「今後のマンション政策のあり方に関する検討会」を設置し、これまでに講じてきた事務事業の取組の評価を行った上で、課題の洗い出しを実施しているところ。

今後の取組の方向性については、次期、令和５年マンション総合調査（令和６年公表）を用いた目標値に対する進捗の分析や、前記検討会にとりまとめを踏まえ、検討を行い、必要な措置を講じていくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）矢吹　周平

業績指標９

公共施設等のバリアフリー化率等（①特定道路におけるバリアフリー化率 *、②旅客施設のバリアフリー化率（（ⅰ）段差解消 *、（ⅱ）視覚障害者誘導用ブロック *、（ⅲ）案内設備 *、（ⅳ）障害者対応型便所の設置 *）③ホームドアの整備番線数 （（ⅰ）鉄軌道駅全体 *、（ⅱ）平均利用者 1 日 10 万人以上の駅 *）、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率（（ⅰ）園路及び広場 *、（ⅱ）駐車場、（ⅲ）便所）、⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率 *）⑦移動等円滑化促進方針の作成市町村数、⑧移動等円滑化基本構想の作成市町村数＊

評　価

①　A ② （ⅰ）B （ⅱ）B （ⅲ）B （ⅳ）B ③ （ⅰ）A （ⅱ）B ④　A ⑤ （ⅰ）B （ⅱ）A （ⅲ）B ⑥　A ⑦　B ⑧　B	①　目標値：約 70%（令和 7 年度） 実績値：約 71%（令和 4 年度） 初期値：約 63%（平成 30 年度） ②　（ⅰ）段差解消 目標値：原則 100%（令和 7 年度） 実績値：93.7%（令和 3 年度） 初期値：91.9%（令和元年度） （ⅱ）視覚障害者誘導用ブロック 目標値：原則 100%（令和 7 年度） 実績値：42.8%（令和 3 年度） 初期値：95.1%（令和元年度） （ⅲ）案内設備 目標値：原則 100%（令和 7 年度） 実績値：76.9%（令和 3 年度） 初期値：74.0%（令和元年度） （ⅳ）障害者対応型便所の設置 目標値：原則 100%（令和 7 年度） 実績値：91.8%（令和 3 年度） 初期値：88.6%（令和元年度） ③　（ⅰ）鉄軌道駅全体 目標値：3,000 番線（令和 7 年度） 実績値：2,337 番線（令和 3 年度） 初期値：1,953 番線（令和元年度） （ⅱ）平均利用者 1 日 10 万人以上の駅 目標値：800 番線（令和 7 年度） 実績値：406 番線（令和 3 年度） 初期値：447 番線（令和元年度） ④　目標値：約 67%（令和 7 年度） 実績値：約 63%（令和 3 年度） 初期値：約 61%（令和元年度） ⑤　（ⅰ）園路及び広場 目標値：約 70%（令和 7 年度） 実績値：約 64%（令和 3 年度） 初期値：約 63%（平成 30 年度） （ⅱ）駐車場 目標値：約 60%（令和 7 年度） 実績値：約 56%（令和 3 年度） 初期値：約 53%（平成 30 年度） （ⅲ）便所 目標値：約 70%（令和 7 年度） 実績値：約 63%（令和 3 年度） 初期値：約 61%（平成 30 年度）

	⑥　目標値：約 75%（令和 7 年度） 実績値：約 71%（令和 3 年度） 初期値：約 67%（平成 30 年度） ⑦　目標値：約 350（令和 7 年度） 実績値：34（令和 4 年度） 初期値：8（令和 2 年度） ⑧　目標値：約 450（令和 7 年度） 実績値：321（令和 4 年度） 初期値：304（令和元年度）

（指標の定義）

①高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に規定する特定道路（注１）延長のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 116 号）で定める基準を満たす道路延長の割合。

（注１）重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する道路。平成 20 年度に約 1,700ｋｍ指定し、令和元年度に約 2,400㎞ 追加指定した、全体約 4,450㎞。

②一定の旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル施設）（注２）数に占める、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 111 号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第４条、９条、10～12 条、13～15 条で定める基準に適合した一定の旅客施設数の割合。

段差の解消、視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、障害者対応型便所が設置された一定の旅客施設数の割合＝

それぞれ公共交通移動等円滑化基準第４条、９条、10～12 条、13～15 条を満たす一定の旅客施設数

÷　全ての一定の旅客施設数

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

（注２）鉄軌道駅及びバスターミナルについては１日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上及び 2,000 人以上 3,000 人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては１日あたりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の施設

③公共交通移動等円滑化基準第 20 条第１項第６号及び第７号で定めるホームドア（注３）が設置されている番線数。

（注３）可動式ホーム柵含む

④床面積 2,000 ㎡以上の特別特定建築物（注１）（公立小学校等を除く。以下同じ。）の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成 18 年政令第 379 号）第 11 条から第 24 条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注２）に適合するものの割合。

（注４）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（注５）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

建築物移動等円滑化基準に適合する床面積 2,000 ㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

÷　床面積 2,000 ㎡以上の特別特定建築物の総ストック数

⑤バリアフリー法に規定する特定公園施設（注６）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注７）に適合した都市公園の割合。

（注６）バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注７）「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 115 号）で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

	【初期値(H30)】	【直近値(R3)】	【目標値(R7)】
園路及び広場	5,838/9,338=63%	5,985/9,399=64%	約 70%
駐車場	3,060/5,798=53%	3,259/5,918=56%	約 60%
便所	5,307/8,758=61%	5,536/8,889=63%	約 70%

⑥バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注８）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注９）に適合した路外駐車場の割合。

（注８）駐車の用に供する部分が５００㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路附属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注９）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 112 号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

数値の根拠

○初期値（H30）　2,177/3,245

○直近値（R3）　2,279/3,208

⑦バリアフリー法に規定する移動等円滑化促進方針の作成市町村数。

⑧バリアフリー法に規定する移動等円滑化基本構想の作成市町村数。

（目標設定の考え方・根拠）

①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（令和２年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省告示第一号）に定める整備目標を踏まえ設定。
②③移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和７年度までに、鉄軌道駅及びバスターミナルについては１日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上及び 2,000 人以上 3,000 人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては１日あたりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の施設について、原則として全て移動等円滑化すること（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする）、またホームドア又は可動式ホーム柵については、全鉄軌道駅について 3,000 番線、そのうち１日あたりの平均的な利用者数が 10 万人以上の鉄軌道駅について 800 番線を整備することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。
④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和７年度までの目標値（約６７％）を設定している。これを踏まえ、設定したもの。
⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和７年度までに園路及び広場は約 70%、駐車場は約 60%、便所は約 70%を移動等円滑化することを目標に設定。
⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和７年度までに特定路外駐車場の約 75%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。
⑦⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において定める整備目標を踏まえ設定。

（外部要因）
②旅客施設の構造等
④経済状況等による新規建築物着工数等
（他の関係主体）
①地方公共団体（事業主体）
②③地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
④地方公共団体(事業主体)、建築事業者（事業主体）
⑤地方公共団体（事業主体）
⑥路外駐車場管理者

（重要政策）
【施政方針】
・第１６２回国会施政方針演説（平成１７年１月２１日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」
・第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」
【閣議決定】
・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成１８年法律第９１号）
・経済財政改革の基本方針２００７（平成１９年６月１９日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第４章５.）
・経済財政改革の基本方針２００９（平成２１年６月２３日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第２章１.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１６（平成２８年６月２日）
バリアフリー化を推進する。（第２章２.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１７（平成２９年６月９日）
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71 の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第２章４.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１８（平成３０年６月１５日）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など 105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第２章５.）
・観光立国推進基本計画（平成２４年３月３０日）
バリアフリー法第３条第１項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第３　３.）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき 2011 年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。
・経済財政改革の基本方針２００８（平成２０年６月２７日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第５章３.）
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２４年８月３１日）「第３章に記述あり」

【その他】

過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
63%	65%	67%	69%	71%

過去の実績値（②旅客施設のバリアフリー化率） （ｉ）段差解消				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
90.4%	91.9%	93.0%	93.7%	集計中

過去の実績値（②旅客施設のバリアフリー化率） （ⅱ）視覚障害者誘導用ブロック				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
94.7%	95.1%	39.4%	42.8%	集計中

過去の実績値（②旅客施設のバリアフリー化率） （ⅲ）案内設備				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	74.0%	75.1%	76.9%	集計中

過去の実績値（②旅客施設のバリアフリー化率） （ⅳ）障害者対応型便所の設置				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
86.7%	88.6%	91.8%	91.8%	集計中

過去の実績値（③ホームドアの整備番線数） （ｉ）鉄軌道駅全体				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	1,953 番線	2,192 番線	2,337 番線	集計中

過去の実績値（③ホームドアの整備番線数） （ⅱ）平均利用者１日 10 万人以上の駅				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	447 番線	334 番線	406 番線	集計中

過去の実績値（④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
約 60%	約 61%	約 62%	約 63%	集計中

過去の実績値（⑤規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率） （ｉ）園路及び広場				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
約 63%	約 63%	約 64%	約 64%	集計中

過去の実績値（⑤規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率） （ⅱ）駐車場				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
約 53%	約 65%	約 55%	約 56%	集計中

過去の実績値（⑤規模の大きい概ね 2ha 以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率）	（年度）

（iii）便所				
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
約 61%	約 61%	約 62%	約 63%	集計中

過去の実績値（⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３
約 66%	約 67%	約 71%	約 71%	約 71%

過去の実績値（⑦移動等円滑化促進方針の作成市町村数）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	8 自治体	11 自治体	22 自治体	34 自治体

過去の実績値（⑧移動等円滑化基本構想の作成市町村数）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	304 自治体	309 自治体	316 自治体	321 自治体

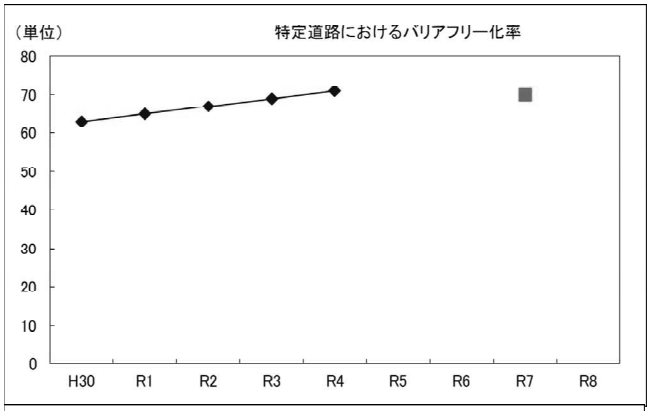

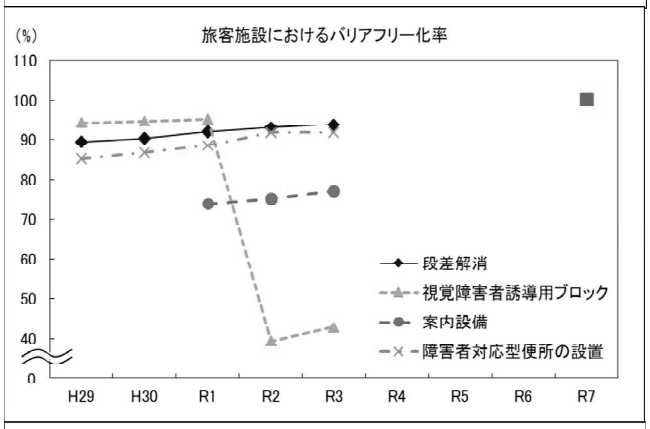

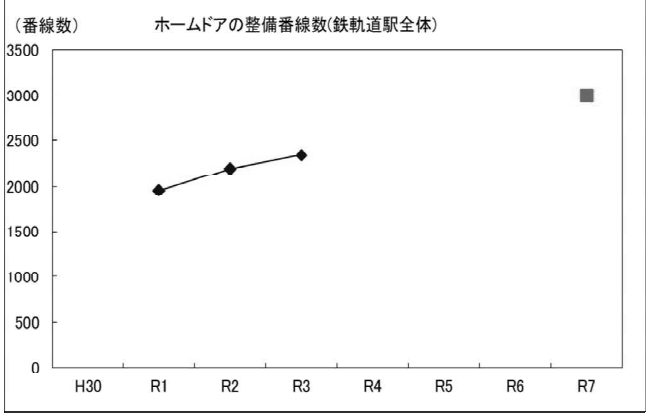

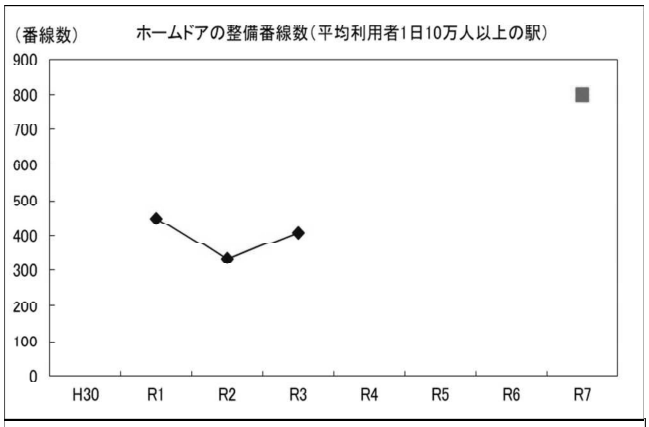
（番線数）
ホームドアの整備番線数（平均利用者1日10万人以上の駅）
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

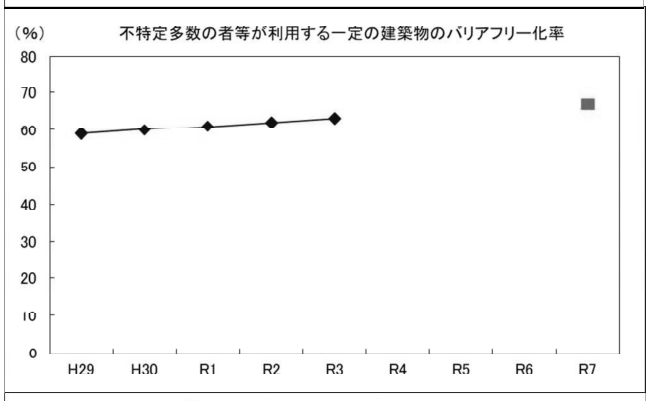
（%）
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H29
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

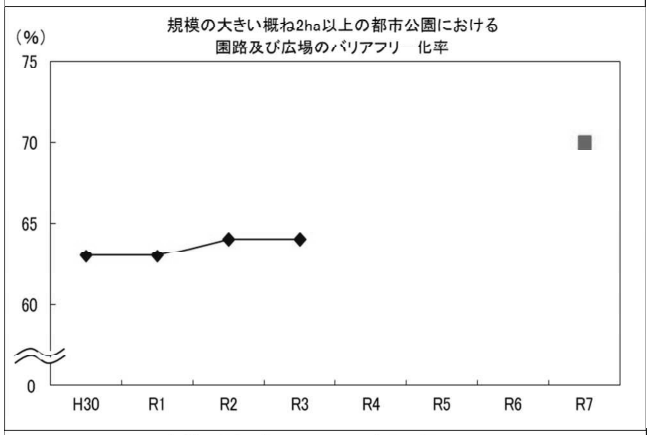
（%）
規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における
園路及び広場のバリアフリー化率
75
70
65
60
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

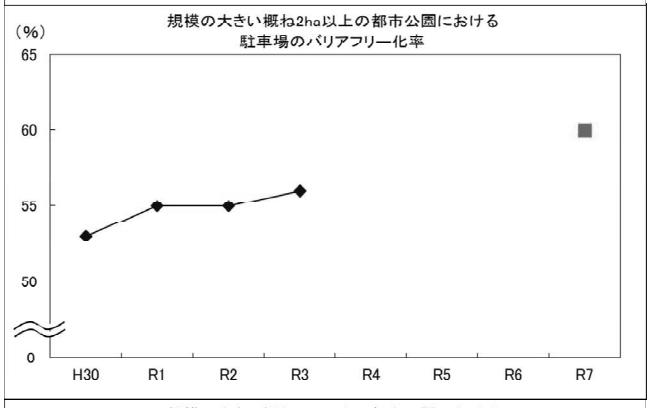
（%）
規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における
駐車場のバリアフリー化率
65
60
55
50
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

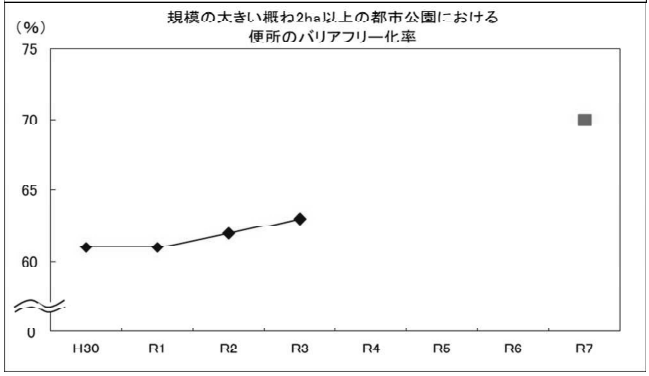
（%）
規模の大きい概ね2ha以上の都市公園における
便所のバリアフリー化率
75
70
65
60
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

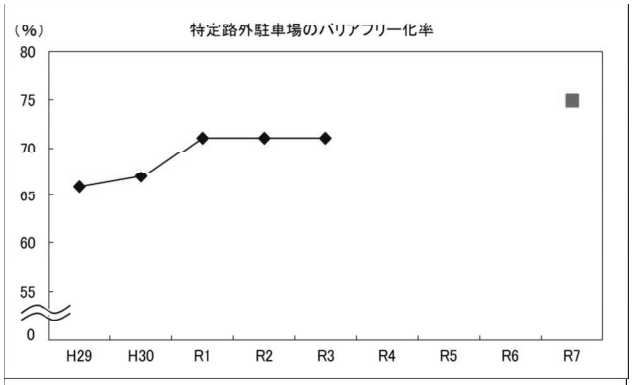

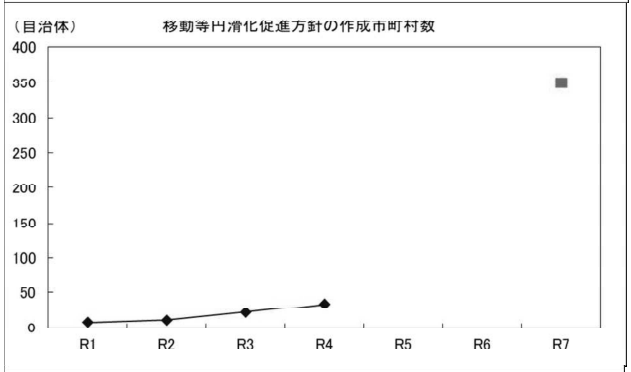

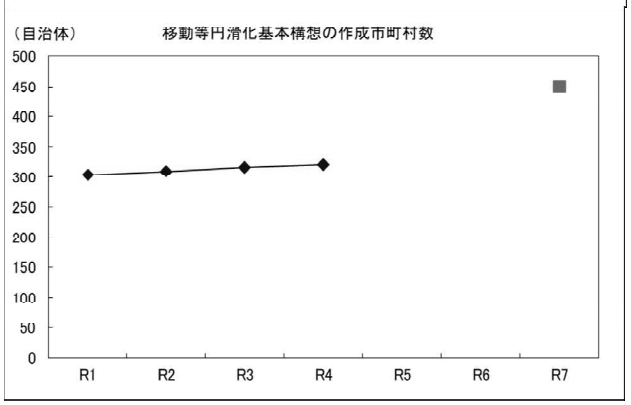

主な事務事業等の概要

・歩行空間のバリアフリー化の推進（◎）

多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備等を実施。

予算額：道路整備費 20,655 億円（国費）及び防災・安全交付金 8,540 億円（国費）等の内数（令和３年度）

21,109 億円（国費）及び防災・安全交付金 8,156 億円（国費）等の内数（令和４年度）

・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進（◎）

旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。

・官庁施設のバリアフリー化の推進（◎）

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進（◎）

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 206 億円の内数（令和３年度）

207 億円の内数（令和４年度）

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業 34 億円の内数（令和３年度）

27 億円の内数（令和４年度）

・ホームドアの整備の促進（◎）

予算額：都市鉄道整備事業（地下高速鉄道）　４９億円の内数（令和３年度）
４５億円の内数（令和４年度）
鉄道駅総合改善事業　１８億円の内数（令和３年度）
２１億円の内数（令和４年度）
鉄道施設総合安全対策事業　４３億円の内数（令和３年度）
４６億円の内数（令和４年度）

・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施（◎）
「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。
予算額：
社会資本整備総合交付金　６，３１１億円、防災・安全交付金　８，５４０億円の内数（令和３年度国費）
社会資本整備総合交付金　５，８１７億円、防災・安全交付金　８，１５６億円の内数（令和４年度国費）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

・バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進や基準について自治体等を対象とした担当者会議等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①特定道路におけるバリアフリー化率は令和３年度から令和４年度にかけて、５３ｋｍ／４，４５０ｋｍ増加しており、令和７年度の整備予定である７０％を上回った。

②令和２年度以降の実績値は、地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進のために令和３年４月１日に施行された改正後の基本方針に基づき、一定の旅客施設（分母）の範囲を拡大（注１）し、かつ、バリアフリー水準の底上げのために平成３０年１０月１日に施行された改正後の公共交通移動等円滑化基準（注２）を適用したものである。特に、（ⅱ）の視覚障害者誘導用ブロックについては、ブロック形状の JIS 規格への統一により令和２年度の実績値は令和元年度に比べて大きく減少しているものの、令和２年度から令和３年度にかけて約３％増加しており、基本方針改正後の初年度としては概ね順調である。また、（ⅱ）以外についても、今後の推移について過去の実績値による分析は困難であるが、令和３年度の実績値は７０％を超えており、基本方針改正後の初年度としては概ね順調である。

（注１）「一定の旅客施設」の範囲
改正前：１日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上の旅客施設
改正後：鉄軌道駅及びバスターミナルについては１日あたりの平均的な利用者数が 3,000 人以上及び 2,000 人以上 3,000 人未満で基本構想における重点整備地区内の生活関連施設である施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては１日あたりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の施設

（注２）視覚障害者誘導用ブロック形状の JIS 規格への統一等

③（ⅰ）ホームドアの整備番線数は、前年度より鉄軌道駅全体で 145 番線整備されており、ホームドア整備が順調に進んでいる。
（ⅱ）平均利用者数 1 日 10 万人以上の鉄軌道駅のホームドア整備番線数は令和 3 年度末時点で 406 番線となっているが新型コロナウイルスの影響を受け、鉄軌道駅利用者数が減少し平均利用者数 1 日 10 万人以上の鉄軌道駅が令和元年度よりも減少しているため初期値を下回った。

④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は平成３０年度から令和３年度にかけて３％増加しており、順調に進捗している。

⑤規模の大きい概ね２ha 以上の都市公園において、駐車場のバリアフリー化率は、平成３０年度から令和３年度にかけて３ポイント増加するなど順調に進捗しており、過去のトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。園路及び広場、便所のバリアフリー化率は平成３０年度から令和３年度にかけてそれぞれ、１ポイント、２ポイント増加しているが、過去のトレンドを延長した場合、目標年度での目標は達成しない見込みである。

⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率は、平成３０年度から令和３年度にかけて約４ポイント増加しており、目標年度での目標値は達成できる見込みである。

⑦⑧移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成市町村数は、令和 3 年度から令和 4 年度にかけてそれぞれ 12 自治体、5 自治体と着実に増加しているが、令和 4 年度の実績は目標年度における目標を下回った。

（事務事業等の実施状況）

①「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」の周知により、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、だれもが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備、視覚障害者誘導用ブロックの設置等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。

②基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための設備投資を行っているが、各種バリアフリー施設を新設・改修する場合、各支援制度の活用などによって旅客施設のバリアフリー化を推進している。
③鉄道駅のホームドア整備は、都市鉄道整備事業（地下高速鉄道）、鉄道駅総合改善事業、鉄道施設総合安全対策事業の有効活用などによって、概ね順調に進んでいると評価できる。
④建築物のバリアフリー化については、平成１４年の旧ハートビル法改正において２，０００㎡以上の特別特定建築物の建築等をする際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けされ、バリアフリー法においても引き続き的確な運用が行われている。
⑤地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施した。また、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第２版】」の周知により、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。
⑥バリアフリー法の趣旨や基準を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進した。
⑦⑧移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の策定に係る予算支援、計画策定のノウハウをとりまとめたガイドラインの周知等により、地方公共団体に計画策定の働きかけを行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定道路におけるバリアフリー化率の整備目標は令和７年度の７０％であるが、令和４年度で達成したことから「A」評価とした。引き続き、特定道路におけるバリアフリー化を推進する。
②旅客施設のバリアフリー化の割合は、基本方針や公共交通移動等円滑化基準の改正による変動はあるものの概ね順調に推移しているが、これまでの状況を考慮すると目標年度に目標値は達成しない見込みであることから「B」評価とした。その原因として、今後改修工事等が予定されている旅客施設もあるが、目標年度までの早急な改修が困難な旅客施設もあるためである。各支援制度の有効活用などによって引き続き旅客施設のバリアフリー化促進を図る。
③（ⅰ）鉄軌道駅全体のホームドアの整備は順調に進んでいることから「A」評価とした。引き続き、鉄軌道駅におけるホームドア整備の促進を図る。
（ⅱ）平均利用者数１日 10 万人以上の鉄軌道駅のホームドア整備番線数は初期値を下回ったことから「B」評価とした。引き続き、鉄軌道駅におけるホームドア整備の促進を図る。
④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率については、順調に推移しているため「A」と評価した。今後も引き続き不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の促進を図る。
⑤規模の大きい概ね２ha 以上の都市公園において、駐車場のバリアフリー化率は、目標達成に向けて順調に推移していることから「A」と評価した。一方、園路及び広場、便所のバリアフリー化率については、着実に伸びているもののトレントからみて目標値の達成に至らないと判断されることから、「B」と評価した。これは、バリアフリー化工事をする場合は施設の老朽化対策に合わせて実施することや他の公園施設とともに施設改修のタイミングで実施すること等が要因であると考える。なお、公園管理者において、バリアフリー化の取組がより一層推進されるよう、令和４年３月にはガイドラインの改訂を行い、移動等円滑化基準に基づく適合義務があるものを明確化し、令和５年３月には事例集を作成、周知している。
⑥特定路外駐車場のバリアフリー化率については、Ｒ３年度実績時点で初期値から目標値までの達成率が 50％であり、Ｒ７年度の目標達成に向けて着実に進捗していることから、「A」と評価した。引き続き、全国駐車場政策担当者会議などでバリアフリー法の趣旨や基準を周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。
⑦⑧移動等円滑化促進方針及び移動等円滑化基本構想の作成市町村数について、令和４年度の実績は、目標値を下回ったため「B」と評価したものの、政令市・中核市・特別区では約９割で作成され、人口カバー率では約６割に達している。一方、地方部においては作成率が低い傾向にあるため、引き続き、地方公共団体に計画策定の働きかけを行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局バリアフリー政策課（課長　田中　賢二）
道路局環境安全・防災課（交通安全政策分析官　真田　晃宏）
住宅局参事官(建築企画担当)（参事官　今村　敬）
都市局公園緑地・景観課（課長　伊藤　康行）
都市局街路交通施設課（課長　服部　卓也）
鉄道局都市鉄道政策課（課長　角野　浩之）

関係課：鉄道局技術企画課（課長　箕作　幸治）
自動車局総務課企画室（室長　阿部　雄介）
港湾局技術企画課技術監理室（室長　宮田正史）
航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課（課長　上手 研治）

業績指標１０

車両等のバリアフリー化 ＊（①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数、⑤福祉タクシーの導入数、⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約 25%以上である都道府県の割合、⑦旅客船のバリアフリー化率、⑧航空機のバリアフリー化率）

評　価

①Ｂ ②Ｂ ③Ｂ ④Ｂ ⑤Ｂ ⑥Ｂ ⑦Ａ ⑧Ａ	①目標値：約 70%（令和 7 年度） 実績値：52.4%（令和 3 年度） 初期値：74.6%（令和元年度） ②目標値：約 80%（令和 7 年度） 実績値：65.5%（令和 3 年度） 初期値：61.2%（令和元年度） ③目標値：約 25%（令和 7 年度） 実績値：6.0%（令和 3 年度） 初期値：5.5%（令和元年度） ④目標値：約 2,100 台（令和 7 年度） 実績値：1,157 台（令和 3 年度） 初期値：1,081 台(令和元年度) ⑤目標値：約 90,000 台（令和 7 年度） 実績値：42,622 台（令和 3 年度） 初期値：37,064 台（令和元年度） ⑥目標値：100%（令和 7 年度） 実績値：4.3%（令和 3 年度） 初期値：－（令和元年度） ⑦目標値：約 60%（令和 7 年度） 実績値：55.0%（令和 3 年度） 初期値：48.4%（令和元年度） ⑧目標値：原則 100%（令和 7 年度） 実績値：100%（令和 3 年度） 初期値：99.1%（令和元年度）

（指標の定義）

バリアフリー法に定める車両等のうち、公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合。
（分子）＝下記基準に適合する①②③④⑤⑥車両数、⑦隻数、⑧機数
（分母）＝①④⑤⑥総車両数、②総車両数（公共交通移動等円滑化基準第 43 条に基づく適用除外認定車両を除く）、③適用除外認定車両数、⑦総隻数（公共交通移動等円滑化基準第 61 条第２項と同附則第３条９項に基づく適用除外船舶を除く）、⑧総機数
※⑥については、上記の定義にて算出した車両の導入率が約 25%以上である都道府県の割合を業績指標として使用する。

①鉄軌道車両
公共交通移動等円滑化基準第 31 条から第 33 条までに掲げる基準（乗降口、客室、連結部等の基準）に適合する車両。
②ノンステップバス
床面高さが概ね 30ｃｍ以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。
③リフト付きバス等
公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。
④貸切バス車両
交通移動等円滑化基準第 43 条の 2 で定める基準に適合する車両であって、床面高さが概ね 30cm 以下、リフト付き又はスロープ付きの車両。
⑤福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー含む）
公共交通移動等円滑化基準第 45 条に掲げる基準に適合する車両。
⑥ユニバーサルデザインタクシー
移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等

を定める告示第４条で定める基準に適合する車両
⑦旅客船
公共交通移動等円滑化基準第 47 条から第 61 条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。
⑧航空機
公共交通移動等円滑化基準第 63 条から第 67 条までに掲げる基準（通路、客室、便所等の基準）に適合する航空機。

（目標設定の考え方・根拠）
移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和７年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約 70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約 80%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については適用除外認定を受けた車両の約 25%、旅客船については総隻数の約 60%、航空機については総機数の原則 100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また貸切バス車両におけるノンステップバス・リフト付きバス等については約 2,100 台、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー含む）については約 90,000 台、ユニバーサルデザインタクシーについては各都道府県における総車両数の約 25%をそれぞれ導入することを目標としていることを踏まえ、設定したもの。なお、ユニバーサルデザインタクシーについては、基本方針においては各都道府県における総車両数の約 25%を導入することを目標としているところ、業績指標及び目標値の設定においては、実績値の表記のしやすさを考慮し、総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約 25%以上である都道府県の割合を約 100%とすることに変更している。

※①鉄軌道車両のバリアフリー化率の目標値について、令和２年４月に施行された新たな公共交通移動等円滑化基準（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを１列車につき２箇所以上とすること等を義務付け）への適合状況（50%程度と想定）を踏まえて設定している。

（外部要因）
①②③④⑤⑥⑦公共交通事業者の経営状況
（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
第１６２回国会施政方針演説（平成１７年１月２１日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」
第１９６回国会施政方針演説（平成３０年１月２２日）
「お年寄りや障害のある方が安心して旅行できるよう、あらゆる交通手段のバリアフリー化を進めます。」
【閣議決定】
・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成１８年法律第９１号）
・観光立国推進基本計画（平成２４年３月３０日）
バリアフリー法第３条第１項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第３　３.）
・経済財政改革の基本方針２００７（平成１９年６月１９日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第４章５.）
・経済財政改革の基本方針２００８（平成２０年６月２７日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第５章３.）
・経済財政改革の基本方針２００９（平成２１年６月２３日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第２章１.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１７（平成２９年６月９日）
より高い水準のユニバーサルデザイン化、心のバリアフリー71 の推進及び通信環境の飛躍的向上を推進し、地域の活性化を図る。（第２章４.）
・経済財政運営と改革の基本方針２０１８（平成３０年６月１５日）
心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など 105、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。（第２章５.）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき 2011 年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（平成２４年８月３１日）「第３章に記述あり」

【その他】

過去の実績値（①鉄軌道車両のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４

73.2%	74.6%	48.6%	52.4%	集計中

過去の実績値（②乗合バス車両（適用除外認定車両を除く。）におけるノンステップバスの導入率）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
58.8%	61.2%	63.8%	65.5%	集計中

過去の実績値（③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
5.1%	5.5%	5.8%	6.0%	集計中

過去の実績値（④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入数）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
1,013 台	1,081 台	1,066 台	1,157 台	集計中

過去の実績値（⑤福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー含む）の導入数）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
28,602 台	37,064 台	41,464 台	42,622 台	集計中

過去の実績値（⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約 25%以上である都道府県の割合）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	―	4.3%	集計中

過去の実績値（⑦旅客船のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
46.2%	48.4%	53.3%	55.0%	集計中

過去の実績値（⑧航空機のバリアフリー化率）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
98.2%	99.1%	99.7%	100%	集計中

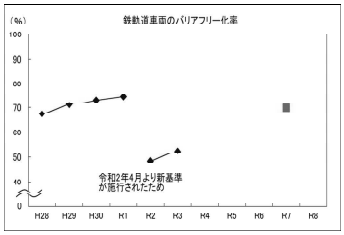

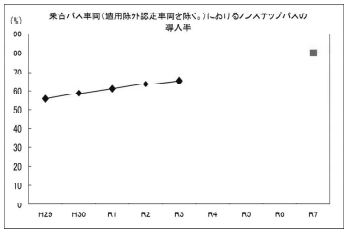

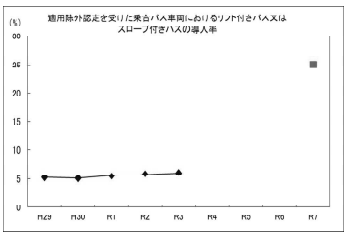

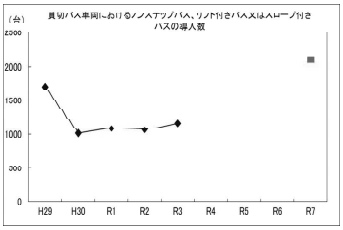

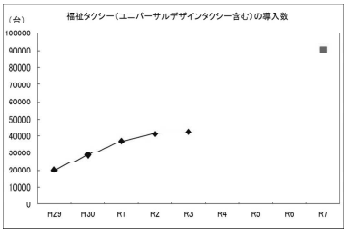

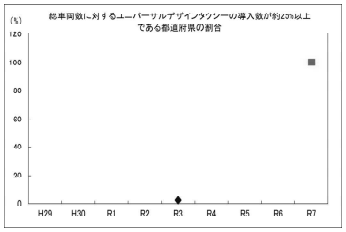

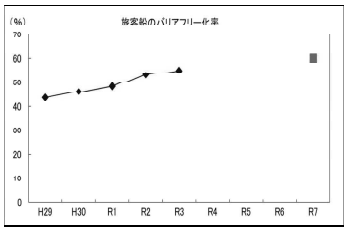

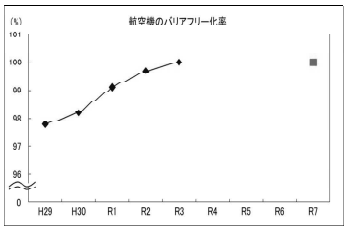

主な事務事業等の概要

・地域公共交通の確保・維持・改善の推進（◎）

バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。

・ＬＲＴシステムの整備

バリアフリー化されたまちづくりの一環として、地域公共交通の利用環境改善を促進するために行われる、より制約の少ない交通システムであるＬＲＴの導入に対し支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業　206 億円の内数（令和３年度）

207 億円の内数（令和４年度）

・標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度の活用

高齢者・障害者のほか、妊産婦や子供連れの人等、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及を促進するため、平成２４年度に創設した標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定制度による認定を受けたタクシーに対し、重点的な補助を実施。

・標準仕様ノンステップバス認定制度の活用

高齢者、障害者を含むバス利用者の高い利便性及び製造コストの低減を図るため、平成１５年度に創設した標準仕様ノンステップバス認定制度による認定を受けたバスに対し、重点的な補助を実施。

・バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進

バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の策定促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー法に基づく総合的なバリアフリー化の推進　0.6 億円（令和３年度）

0.6 億円（令和４年度）

・低床型路面電車に係る特例措置（固定資産税）

高齢者・障害者等が路面電車を安全かつ容易に利用できるようにするため、鉄軌道事業者が低床型路面電車を取得した場合の固定資産税の特例措置

・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車税（環境性能割））

高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）、貸切バス事業者またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）を取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車税（環境性能割）：取得価額から車種毎に一定額控除）

・「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、「観光振興事業」

ノンステップバス及びリフト付きバスを導入する乗合バス事業者、貸切バス事業者及び福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー含む）を導入するタクシー事業者に対し、車両購入費の一部を補助。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①鉄軌道車両のバリアフリー化率

令和２年４月に公共交通移動等円滑化基準が改正（鉄軌道車両に設ける車椅子スペースを１列車につき２箇所以上とすること等を義務付け）されたことにより、当該年度以降の実績値が落ち込んでいるものの、令和２年度から令和３年度にかけて実績値は約 3.8%増加している。令和４年度以降は、コロナ感染症により先送りされた新基準適合の新造車両の導入等が順次再開されることが期待され、実績値の増加量は 3.8%よりも大きくなるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

②乗合バス車両におけるノンステップバス

乗合バス車両におけるノンステップバスの割合は、令和３年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業の活用により導入を促進しており、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、全国的にコロナ感染症の影響を受け、乗合バス事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況があり、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス等

乗合バス車両におけるリフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどが実績値の伸び悩みの要因と考えられる。乗合バス車両におけるリフト付きバス等についても、令和 3 年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業の活用により導入を促進しており、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、全国的にコロナ感染症の影響を受け、乗合バス事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況があり、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等

貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、通常の車両価格と比べて高価であることなどが実績値の伸び悩みの要因と考えられる。貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等についても、令和 3 年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」、等の補助事業の活用により導入を促進しており、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、全国的にコロナ感染症の影響を受け、事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況があり、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑤福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー含む）

福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー含む）の導入台数については、令和３年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が延長されたことに加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業の活用により導入を促進しており、これらの制度を有効に活用することで、実績値は増加するものと考えられるが、全国的にコロナ感染症の影響を受け、タクシー事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況があり、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約 25%以上である都道府県の割合

ユニバーサルデザインタクシーの導入については、バリアフリー車両に対する税制特例措置に加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業の活用により導入を促進しているが、全国的にコロナ感染症の影響を受け、タクシー事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況がある。とくに、地方部のタクシー事業者の収支状況は苦しく、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑦年々、老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

⑧バリアフリー化された航空機の割合は、順調に進捗し、令和３年度に目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

①コロナ感染症拡大による鉄道利用者減少の影響による新基準適合の新造車両の導入等の一部先送りが生じたため、鉄軌道車両のバリアフリー化が順調に進まなかったと評価できる。

②③④⑤⑥車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者等がバリアフリー化のための投資を行っており、国としては、補助、税制等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。

他方で、コロナ感染症の収入影響が大きく、事業者の車両入替が鈍り、バリアフリー化に一定のブレーキがかかっていると評価する。
⑦旅客船のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。
⑧航空機のバリアフリー化は、順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①鉄軌道車両のバリアフリー化率
バリアフリー化された鉄軌道車両の割合について、令和２年度から令和３年度の実績値の増加量は約 3.8%であり、令和４年度以降もこの増加量で推移した場合、目標年度において目標値にわずかに届かないと考えられるため、「B」と評価した。今後はより一層鉄軌道車両のバリアフリー化を進めていくため、鉄軌道事業者への働きかけを行っていく。

②乗合バス車両におけるノンステップバス
乗合バス車両におけるノンステップバスの割合については、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業)」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業に加え、令和 3 年度に延長されたバリアフリー車両に対する税制特例措置を活用することにより、今後の実績値の着実な上昇が期待されるるものの、全国的にコロナ感染症の影響を受け、乗合バス事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況があり、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれることから「B」と評価した。引き続き、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス等
乗合バス車両におけるリフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていること、全国的にコロナ感染症の影響を受け、乗合バス事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況などにより目標達成に向けた成果を示していないことから「B」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業)」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業に加え、令和 3 年度に延長されたバリアフリー車両に対する税制特例措置を活用することにより、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等
貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等の導入台数については、通常の車両と比べて高価であること、全国的にコロナ感染症の影響を受け、貸切バス事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況などにより目標達成に向けた成果を示していないことから「B」と評価した。なお、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業)」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業に加え、令和 3 年度に延長されたバリアフリー車両に対する税制特例措置を活用することにより、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑤福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー含む）
福祉タクシー車両（ユニバーサルデザインタクシー含む）の導入台数については、全国的にコロナ感染症の影響を受け、タクシー事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況があり、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれることから「B」と評価した。なお、令和 3 年度に延長されたバリアフリー車両に対する税制特例措置に加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業の活用により、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑥総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの導入数が約 25%以上である都道府県の割合
ユニバーサルデザインタクシーの導入については、全国的にコロナ感染症の影響を受け、タクシー事業者の収支状況が苦しく、車両入れ替えがなかなか進まない状況がある。とくに、地方部のタクシー事業者の収支状況は苦しく、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれるから「B」と評価した。なお、令和 3 年度に延長されたバリアフリー車両に対する税制特例措置に加え、「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」等の補助事業の活用により、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑦年々、老朽化した船舶を中心に代替建造が進んできており、目標年度に目標値の達成が見込まれることから、「A」と評価した。

⑧バリアフリー化された航空機の割合については、令和３年度に目標値を達成したため、「A」と評価した。引き続き、航空機のバリアフリー化の推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局バリアフリー政策課（課長　田中　賢二）

関係課：鉄道局技術企画課（課長　箕作　幸治）
鉄道局鉄道事業課（課長　田口　芳郎）
自動車局旅客課（課長　森　哲也）
海事局内航課（課長　小林　基樹）

航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長　重田 裕彦）

業績指標１１
高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合

評　価	
N	目標値：２５％（令和１２年度） 実績値：－ 初期値：１７％（平成３０年度）

（指標の定義）
高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合　＝　Ａ／Ｂ
Ａ＝６５歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅戸数
※１　一定のバリアフリー化：２箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消がされていること。
※２　一定の断熱化：二重以上のサッシ又は複層ガラスの窓が、すべての窓又は一部の窓にあること
Ｂ＝６５歳以上の者が居住する住宅の総戸数
（出典）「住宅・土地統計調査」（総務省）に基づく国土交通省独自集計
（目標設定の考え方・根拠）
・「住生活基本計画（全国計画）」（平成２８年３月１８日閣議決定）における高齢者の居住する住宅におけるバリアフリー性能のみを対象とした指標から、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」（平成３１年国土交通省）等を踏まえ、家屋内の温熱環境の改善を含めた指標に改定。
・高齢者が自立して暮らし続けられる住まいの実現にあたり、家庭内における不意の事故や家屋内温度差の低減によるヒートショックの発生抑制等を図る。
・なお、断熱性能の向上に合わせて、「浴室暖房乾燥機の使用率」を追加し、合わせて良好な温熱環境の実現を目指す。
・目標年度は「住生活基本計画（全国計画）」（令和３年３月１９日閣議決定）の計画年度（令和３年度～令和 12 年度）に合わせて設定。
（外部要因）
新築住宅着工数、リフォーム件数等
（他の関係主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１７％	－	－	－	－

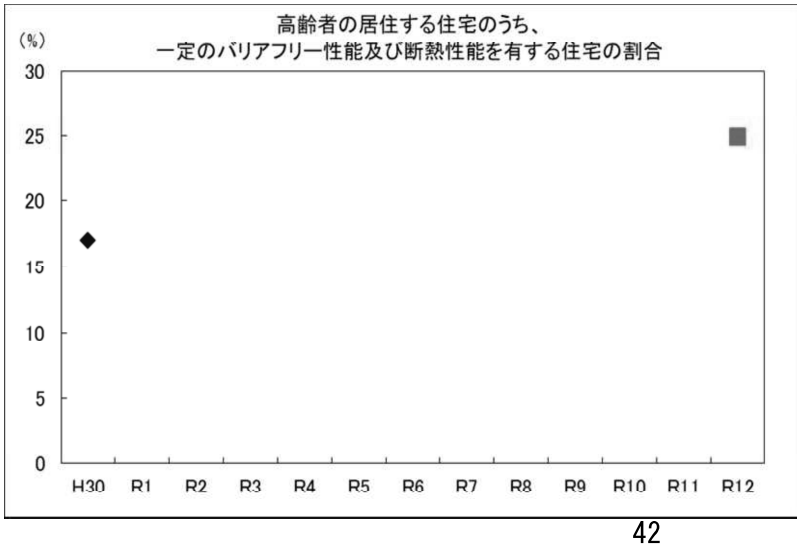

主な事務事業等の概要

＜バリアフリー性能＞

○ バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給

新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。

○ 住宅金融支援機構による融資

証券化支援事業の枠組みを利用したフラット３５Ｓにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。

満６０歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。

○ 一定の要件を満たしたバリアフリー改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を実施。

○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

サービス付き高齢者向け住宅供給促進のため、建設及びバリアフリー化や省エネ性能の向上等の改修費に対して、国が民間事業者等に直接補助を実施するとともに、固定資産税の減額及び不動産取得税の軽減措置を講じる。

○ 住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。

○ 省エネ性能の高い住宅の取得や改修及びバリアフリー改修について補助事業により支援し、促進する。

＜断熱性能＞

○ 一定の要件を満たした省エネ改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を実施。

○ 省エネ性能の高い住宅の取得や改修及びバリアフリー改修について補助事業により支援し、促進する。

○ 住宅金融支援機構による融資

満６０歳以上の高齢者が自宅のヒートショック対策リフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするヒートショック対策リフォームの融資を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

－（指標の出典が５年に一度の統計調査であり、初期値以降の実績値が無いため判断できない。）

（事務事業等の実施状況）

＜バリアフリー性能＞

○ バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給

バリアフリー対応の公営住宅等の供給を促進した。（令和２年度新規整備戸数実績：１０，３４９戸）。

既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した。（令和２年度バリアフリー化の図られたストック戸数：１，１９３，２３０戸）

社会資本整備総合交付金の活用等による、地域優良賃貸住宅等の良質な賃貸住宅の供給等を促進した。（令和２年度整備戸数実績：５１７戸）

○ 住宅金融支援機構による融資

フラット３５Ｓにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援した（令和３年度実績：１２，９１７件）。

満６０歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した（令和３年度実績：２５件）。

○ 一定の要件を満たしたバリアフリー改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を実施。

○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢

者向け住宅」の供給促進をした。
（令和４年度末登録実績：総登録件数８，２０７件、 総登録戸数２８２，４２６戸）
○ 住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施（令和３年度実績：２９件）。
○ 省エネ性能の高い住宅の取得や改修及びバリアフリー改修について補助事業により支援し、促進した。
（令和３年度活用可能な補助実績：新築 21.6 万戸、改修 14.2 万戸（バリアフリー改修を含む）、令和４年度活用可能な補助実績：新築 1.2 万戸、改修 18.8 万戸（バリアフリー改修を含む））
＜断熱性能＞
○ 一定の要件を満たした省エネ改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を実施。
○ 省エネ性能の高い住宅の取得や改修及びバリアフリー改修について補助事業により支援し、促進した。
（令和３年度活用可能な補助実績：新築 21.6 万戸、改修 14.2 万戸（バリアフリー改修を含む）、令和４年度活用可能な補助実績：新築 1.2 万戸、改修 18.8 万戸（バリアフリー改修を含む））
○ 住宅金融支援機構による融資
満６０歳以上の高齢者が自宅のヒートショック対策リフォームを行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするヒートショック対策リフォームの融資を実施した（令和３年度実績：２件）。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が把握出来ておらず、目標の達成状況について判断できないため、Ｎと評価した。
今後も、住宅のバリアフリー性能及び断熱性能の高い住宅の供給やリフォーム等の推進を強化する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅企画官（住宅企画官　皆川　武士）
関係課：住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長　本間 優子）
住宅局住宅総合整備課（課長　鈴木 あおい）
住宅局安心居住推進課（課長　上森 康幹）
住宅局住宅生産課（課長　山下 英和）

業績指標１２
廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数 ＊

評　価	
A	目標値：７年以上を確保（毎年度） 実績値：約７年（令和４年度） 初期値：約８年（平成２６年度）

（指標の定義）
各海面処分場における受入予定期間（計画値）に基づき算出した当該年度における残余年数の全国平均値
（目標設定の考え方・根拠）
海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約７年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を７年と設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
環境省（廃棄物行政を所管）
港湾管理者（事業主体）
市町村（一般廃棄物の処理責任者）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・環境基本計画（平成２４年４月２７日）廃棄物の適正処理と地域住民との十分な対話を前提として、必要な廃棄物処理施設、最終処分場の整備を進める。（第２部第１章第６節）
・海洋基本計画（令和５年４月２８日）港湾整備に伴い発生する土砂類や、一般廃棄物等を最終処分するための海面最終処分場について、廃棄物の適正な処理の推進と港湾の秩序ある発展に資する観点から海域環境に配慮しつつ、整備を進める。（第２部４（１）カ）
・循環型社会形成推進基本計画（平成３０年６月１９日）港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（5.4.1）

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
約７年	約７年	約７年	約７年	約７年

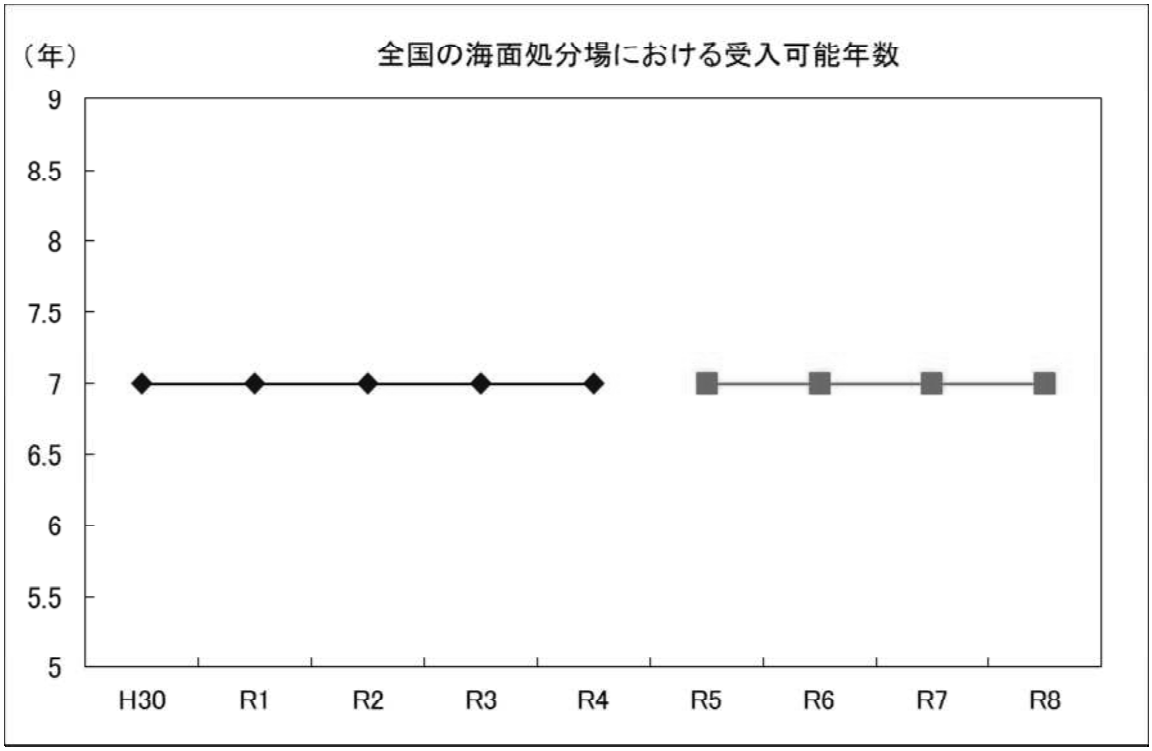

主な事務事業等の概要

・廃棄物埋立護岸の整備

都市部を中心に内陸での最終処分場の確保が困難となっていることから、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場を整備し、廃棄物を受け入れる。また、大阪湾においては近畿２府４県１６９市町村（令和５年４月現在）を対象とした広域処分場の整備を推進する。

・海面処分場の延命化

循環資源の広域流動の拠点となる港湾を整備し、循環型社会の構築を推進することで、廃棄物の最終処分量を減量化する。また、首都圏で発生する建設発生土を全国の港湾等における建設資材として広域利用することで、首都圏の海面処分場に投入される建設発生土を減量化する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度の実績値は約７年となり、目標年度における目標値を達成した。今後も引き続き、必要な廃棄物埋立護岸の整備等対策を実施する。

（事務事業等の実施状況）

港湾整備事業等により、港湾の秩序ある整備と港湾機能の発現を図るため、物流等の港湾利用との調整を図った上で、真に必要な海面処分場の整備を実施している。また、海面処分場の延命化を図るべく、循環型社会の構築や、首都圏で発生する建設発生土の広域利用を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４年度の実績値は約７年であり、目標値を達成したため、Ａと評価した。今後とも引き続き目標値を達成すべく、廃棄物海面処分場の整備及び延命化対策を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局海洋・環境課（課長　衛藤 謙介）
関係課：総合政策局海洋政策課

業績指標１３
自転車ネットワークに関する計画が位置付けられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数*

評　価	
B	目標値：400 市区町村(令和７年度) 実績値：155 市区町村（令和４年度） 初期値：89 市区町村（令和２年度）

（指標の定義）
自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画を策定した市区町村数
（目標設定の考え方・根拠）
2030（令和 12）年度までにＤＩＤ地区を有する 825 市区町村において自転車ネットワークに関する計画が位置づけられた自転車活用推進計画の策定を達成するため、2018～2020（平成 30～令和２）年度の計画策定実績をもとに 2025 年度までに達成すべき市区町村数を設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
地方公共団体（策定団体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）
・第２次自転車活用推進計画（令和３年５月 28 日閣議決定）
地方公共団体における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。（２.）
・経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）（令和４年６月７日閣議決定）
自転車利用環境の充実の推進に取り組む。（第２章２.）
・デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定）
自転車通行空間の計画的な整備を促進することにより安全で快適な自転車利用環境の創出を推進する（第３章１.）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	８９市区町村	１３１市区町村	１５５市区町村

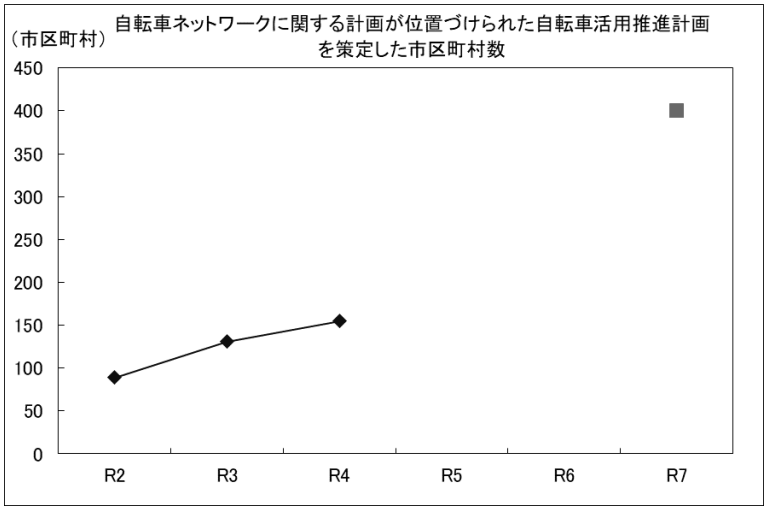

主な事務事業等の概要

歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備（◎）

令和３年度に策定した第２次自転車活用推進計画に基づき、地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するなど、安全で快適な自転車利用環境の創出を推進。

予算額：

道路整備費２０，６５５億円（国費）及び防災・安全交付金８，５４０億円（国費）等の内数（令和３年度）

道路整備費２１，１０９億円（国費）及び防災・安全交付金８，１５６億円（国費）等の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長した場合、目標値は達成しないが、第２次自転車活用推進計画に位置付けられた施策が進捗することにより、目標値の達成も可能と見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・825 市区町村(DID が存在する市区町村)にアンケートを実施し、策定時の課題や工夫事例、策定に向けた課題を把握。

・自転車ネットワーク計画の策定を促進する方策など自転車利用環境を向上する方策について「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において議論中。「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において議論中。

・自転車利用機会の創出につながるシェアサイクルの在り方や普及促進に向けた課題解決等について、「シェアサイクルの在り方検討委員会」において議論し、地方公共団体向けのシェアサイクルに関するガイドラインの策定を検討。

・自転車利用機会の創出につながるサイクルトレイン、サイクルバスなど公共交通機関との連携に関する参考事例集のとりまとめを実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、過去の実績値によるトレンドを延長した場合、目標値は達成しないため、B と評価した。

・地方公共団体における計画の策定に関する課題等をアンケート等から把握するとともに、自転車ネットワーク計画の策定を促進する方策など自転車利用環境を向上する方策について「安全で快適な自転車等利用環境の向上に関する委員会」において議論中であるところ、今後、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを改定し、地方公共団体に周知し、自転車ネットワーク路線等が明示されるよう、地方公共団体へ働きかけを行うことで、目標値の達成を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局参事官（自転車活用推進本部事務局）（参事官　金籠 史彦）

関係課：

業績指標１４
電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率*

評　価	
B	目標値：約５２％（令和７年度） 実績値：４３％（令和４年度） 初期値：約３８％（令和元年度）

（指標の定義）
電柱倒壊リスクのある市街地等の緊急輸送道路延長のうち、無電柱化済み又は無電柱化の工事に着手済みの延長
（目標設定の考え方・根拠）
「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年１２月 11 日閣議決定）の指標・目標値を引用
これまでの実績と加速化対策を踏まえ目標値を設定。
（外部要因）
該当なし
（他の関係主体）
・地方公共団体（事業主体）
・電線管理者（電気、通信、ＣＡＴＶ等）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・無電柱化の推進に関する法律（平成２８年法第１１２号）
・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成３０年法第６号）
・観光立国推進基本計画（平成２９年３月２８日）
「引き続き無電柱化を推進する」（第３　１．（一）②オ）
・道路法等の一部を改正する法律（平成２５年法律３０号）
・交通政策基本計画（平成２７年２月１３日）
「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第１章に記載あり」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第２章に記載あり」
【その他】
・第１０次交通安全基本計画（平成２８年３月１１日中央交通安全対策会議決定）
・防災基本計画（令和４年６月１７日中央防災会議作成）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	約３８％	４０％	４１％	４３％

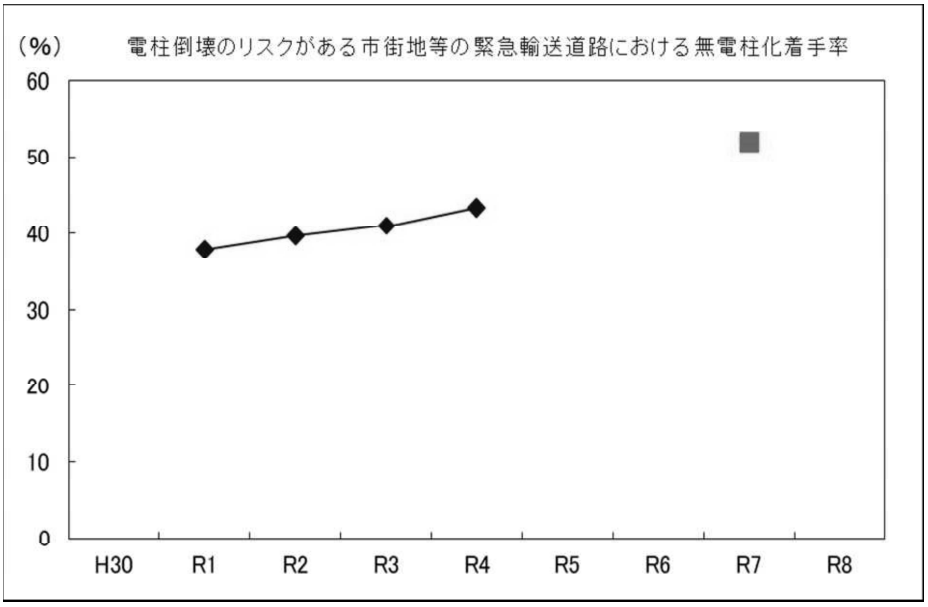

主な事務事業等の概要

無電柱化（◎）

・令和２年度に「都道府県無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進事業）の着実な推進に寄与することを目的に予算を個別補助化。

・令和３年５月に新たな無電柱化推進計画を策定

予算額：

道路整備費２０，６５５億円（国費）及び防災・安全交付金８，５４０億円（国費）等の内数（令和３年度）

道路整備費２１，１０９億円（国費）及び防災・安全交付金８，１５６億円（国費）等の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率は、５ヶ年加速化対策に基づき実施しており、令和元年度の初期値３８％に対して令和２年度は４０％、令和３年度は４１％、令和４年度は４３％と毎年増加している状況。

（事務事業等の実施状況）

令和２年度に「都道府県無電柱化推進計画」（地方版無電柱化推進事業）の着実な推進に寄与することを目的に予算を個別補助化、さらには令和３年５月に策定した新たな無電柱化推進計画では、経済産業省や総務省、電線管理者と連携が不可欠とされたところである。経済産業省では、無電柱化に対する取組みを強化するため、令和５年度に送配電事業者が一定期間毎に収入上限（レベニューキャップ）を算定し承認を受ける新しい託送料金制度を導入している。また、固定資産税の特例措置の継続や低コスト手法の導入等によりこれまで以上に今後事業の進捗が期待される。

課題の特定と今後の取組みの方向性

電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化着手率は毎年増加しており、相当程度進展があるものの、目標年度に目標を達成するにはより一層の取組みが必要なため、「Ｂ」と評価した。

無電柱化を推進するための課題としては、国内に約３，４００万本の電柱が設置されており、毎年数万本単位で増加していること、電線共同溝の整備コストが高いこと、地上機器の設置場所確保に伴う住民との調整、用地取得が難航したこと等による事業着手の遅延などが挙げられる。

このため、「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）ver2（平成３１年３月）」により低コスト化の普及や、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き ver2（令和５年３月）」により無電柱化の推進を図る。

また、地方公共団体の事業実施をサポートする無電柱化ワンストップ相談窓口の設置等支援体制の構築や令和２年度に創設した個別補助制度等による財政的支援、占用物件の移設工事等を一括して発注する手法の実施等により事業のスピードアップ等を図る。

さらに国際観光旅客税充当事業として電線管理者が実施する単独地中化を支援する観光地域振興無電柱化推進事業を促進する。

無電柱化の推進にあたっては、コスト縮減の推進や事業のスピードアップを図るとともに、既設電柱においても占用制限の対象とすることや沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、届出対象区域の設定等も推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全・防災課 （交通安全政策分析官 真田　晃宏）

業績指標１５
今後新たに都市用水が必要となる地域の水資源開発施設による都市用水開発水量の確保率(*)

評　価	
A	目標値：約３０％（令和８年度） 実績値：　１１％（令和４年度） 初期値：　　０％（令和３年度）

（指標の定義）
水資源開発施設における都市用水の開発水量において、水資源開発施設の計画水量を分母、完成水量を分子とし開発水量の確保率を指標とする。（単位：％）

（目標設定の考え方・根拠）
近年の我が国における年間降水量の変動の幅は大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる水源の確保を推進していく必要がある。

これまで、全国で多くの水資源開発施設の整備をおこない都市用水の確保に取り組んできたが、一部の地域では未だ水資源開発施設が整備中である。

このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水（生活用水及び工業用水）を確保する水資源開発施設の開発水量の確保割合を指標とするものである。

目標値は、水資源開発施設の整備スケジュールを基に目標年次である令和８年度の値を推定している。

（外部要因）
水資源開発施設整備の進捗

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
水資源開発基本計画（利根川・荒川水系（令和３年５月28日）、豊川水系（平成18年２月17日）、木曽川水系（平成16年６月15日）、淀川水系（令和４年５月27日）、吉野川水系（平成31年４月19日）、筑後川水系（令和５年１月31日））、水循環基本計画（平成27年７月10日、令和４年６月21日改定）、国土形成計画（平成27年８月14日）、気候変動適応計画（令和３年10月22日）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	－	０％	１１％

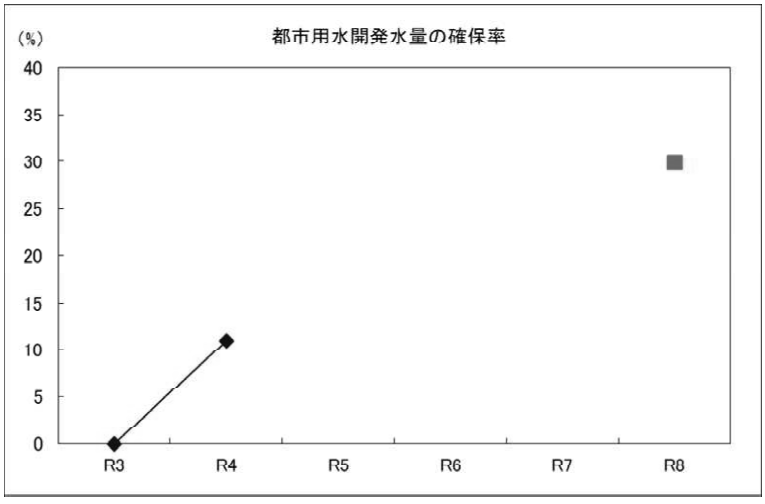

主な事務事業等の概要

水資源の現状把握等に要する経費

全国及び地域別の水需給の動向を把握するため、生活用水の使用量等、水資源に関する総合的な諸施策を検討する上で不可欠な基礎的な経年データを収集・整理する。

予算額：０．１３億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度の実績値は令和３年度の完成水量０．５４（億m3/年）／令和３～７年度に完成予定の４．６５（億m3/年）＝約１１％となり順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

令和４年度には、約１４１億円をもって、水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４年度の実績値は約１１％となり、目標の３割程度の進捗となっている。このままのトレンドで進捗すれば、令和８年度には目標値に到達すると見込まれるため、Ａと評価した。

水資源開発施設の完成等により、都市用水が開発され、安定した水供給に寄与しており、これまでの施策が有効に機能してきていると評価できる。一方、気候変動による無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されていることから、引き続き水供給の安定性確保のための施策、水の有効利用の推進などを行っていく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　水管理・国土保全局　水資源部　水資源計画課　（課長　川村　謙一）
関係課：　水管理・国土保全局　水資源部　水資源政策課　（課長　中川　雅章）

業績指標１６
水源地域整備計画に基づく社会基盤整備事業の完了割合

評　価

A	目標値：約９０％（令和８年度） 実績値：　８４％（集計中）（令和４年度） 初期値：　８３％（令和３年度）

（指標の定義）
水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備計画（３６ダム）に位置づけられた事業の総数を分母とし、そのうち完了した事業数を分子とした割合を指標とする。（単位：％）

（目標設定の考え方・根拠）
水資源を安定的に確保するためには、水資源開発施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。
このため、ダム建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づき地方公共団体が道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。
目標値は目標年度である令和８年度の完了予定事業数より設定する。

（外部要因）
ダム事業の進捗状況、地域の経済・社会状況の変化

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

H30	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
７３％	７６％	８０％	８３％	８４％(集計中)

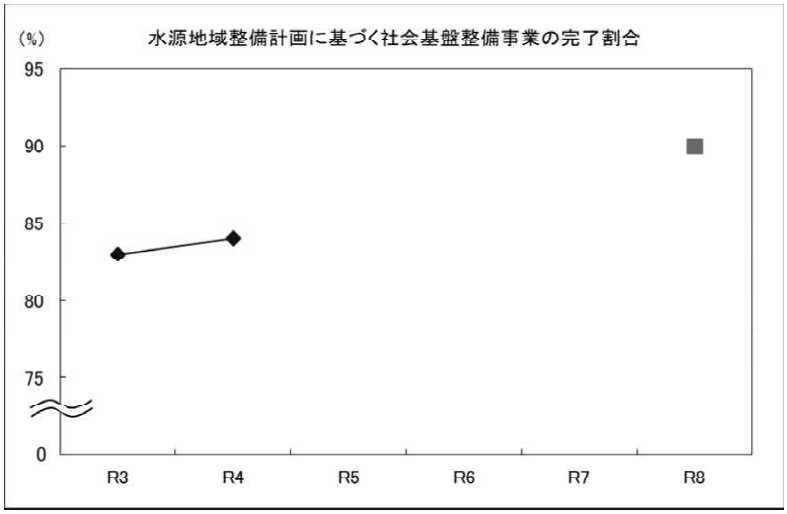

主な事務事業等の概要

水源地域対策基本問題調査費
水源地域対策特別措置法に関する施行事務を適切に行うとともに、水源地域の活性化手法について調査する。
また、水源地域における地域づくり活動の担い手の活動を高め、自発的・持続的な水源地域振興を図るため、各地域の活動主体やその支援に関わる専門家等が連携し、緊密な関係の中で問題解決を図れるように、様々な情報・

知見・人材を共有する全国レベルの「情報共有の場」（水源地域支援ネットワーク）の構築を支援する。

予算額：０．０６億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度の実績値は、水源地域整備計画に位置づけられた事業のうち完了した事業数７３４事業（P）／同計画に位置づけられた事業の総数８７６事業＝８４％（P）であるが、令和５年度に完成予定のダムが３ダム、それに伴い完了する１５事業を含む２０事業が完了予定である。そのため、令和５年度には完了事業数７５４事業／計画事業総数８７６事業＝８６％となり、その後の事業予定を勘案すると令和８年度には約９０％の目標値に到達すると見込まれるため、順調である。

（事務事業等の実施状況）

整備事業の進捗については、定期的に関係地方公共団体からヒアリングを行って、個々の整備事業の進捗状況や課題等の把握に努めているほか、水源地域対策特別措置法第７条（協力）、第１１条（国の財政上及び金融上の援助）に基づき水源地域対策の適正かつ円滑な進捗を図るため、関係省庁により構成される水源地域対策連絡協議会等を通じて課題の共有を図るとともに、課題解決に努めている。

また、水源地域活性化の取組みを促進するため、様々な課題、知見や成功事例などの調査を行って各地方公共団体で共有するとともに、水源地域の活性化を行う地方公共団体、ＮＰＯ等の活動主体、専門家などと連携し、議論の場を通して課題解決に向けた取り組みを行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４年度の実績値は８４％（P）であるが、令和５年度に完成予定のダムが３ダム、それに伴い完了する１５事業を含む２０事業が完了予定であり、その後の事業予定を勘案すると令和８年度には目標値に到達すると見込まれるため、Ａと評価した。

事業主体である関係地方公共団体へ適切な支援が行われるよう、引き続き水源地域対策連絡協議会等を通じて情報共有を図るとともに、必要に応じて関係省庁との調整に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局　水資源部　水資源政策課（課長　中川　雅章）

業績指標１７
１人当たり都市公園等面積

評　価

B	目標値：１１．４㎡／人（令和７年度） 実績値：集計中　　（令和４年度） １０．８㎡／人（令和３年度） 初期値：１０．６㎡／人（平成３０年度）

（指標の定義）
都市公園等（都市公園及びカントリーパーク）の面積（分子）を都市域及びカントリーパークが設置された市町村の人口（分母）で除したもの。
※カントリーパーク：都市計画区域外の一定の農山漁村に整備する公園

（目標設定の考え方・根拠）
長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を２０㎡とすることを目標に設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（令和５年３月３１日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する」
・生物多様性国家戦略２０２３－２０３０（令和５年３月３１日）「都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める」

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

H３０	R１	R２	R３	R４
１０．６㎡／人	１０．７㎡／人	１０．７㎡／人	１０．８㎡／人	集計中

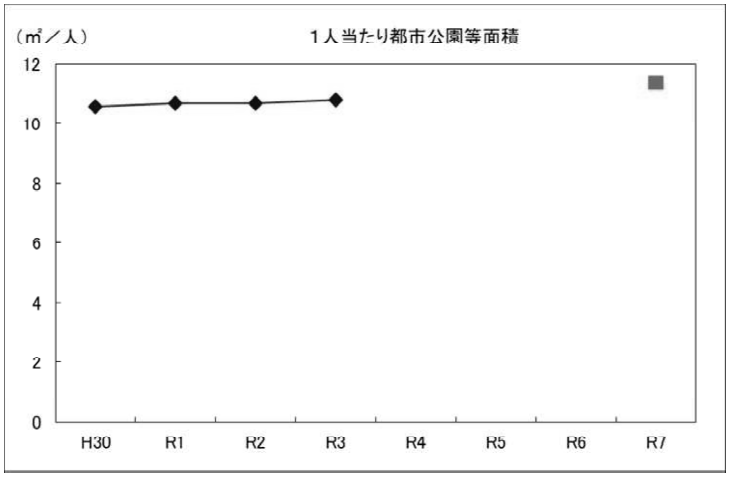

主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備
わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営公園の整備を推進している。
予算額：国営公園整備費　９２億円（令和４年度国費）
　　国営公園整備費　８９億円（令和３年度国費）

② 都市公園等整備事業に対する補助
地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
予算額：社会資本整備総合交付金５，７１３億円、防災・安全交付金８，１５６億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金３６８億円の内数（令和４年度国費）
　　社会資本整備総合交付金６，３１１億円、防災・安全交付金８，５４０億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金４７７億円の内数（平成３年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
「順調でない」
令和４年度の実績値は集計中であるが、都市公園の面積としては、令和２年度１０．７㎡/人、令和３年度１０．８㎡/人と着実に増加している。しかしながら過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）
・直轄事業においては、国営公園等の整備を推進した。
・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により地方公共団体による公園整備への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・本業績指標は初期値からは上昇しているものの、近年の実績値から推計すると目標年度である令和７年度において、目標値の達成ができないと見込まれることから、Ｂ評価とした。その要因として、公園施設の老朽化対策や再整備への対応も必要なことから、新規の都市公園等の整備量が限定されることが挙げられる。今後も、都市公園等の整備を推進し、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長　伊藤 康行）

業績指標１８
都市域における水と緑の公的空間(制度等により永続性が担保されている自然的環境)確保量＊

評　価	
B	目標値：１５．２㎡／人（令和７年度） 実績値：集計中　　（令和４年度） １３．９㎡／人（令和３年度） 初期値：１３．６㎡／人（平成３０年度）

（指標の定義）
都市域における（原則都市計画区域とする）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度等により永続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市計画区域人口で除したもの。
＜分母＞都市計画区域人口（人）
＜分子＞都市域の永続的自然環境面積※（㎡）
※都市における緑地・水面等の中でも、都市公園をはじめとした公共公益施設としての緑地、特別緑地保全地区等に指定されている緑地など、法律等に基づく規制によって永続性が担保されている土地の面積

（目標設定の考え方・根拠）
都市域における水と緑の公的空間については、最大限割合を伸ばしていく必要があるが、達成可能性等を勘案して、令和７年度末までには「１５．２㎡/人」が達成されることを目標としている。なお第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日閣議決定）においても同数値を重点指標（ＫＰＩ）として記載している。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（令和５年３月３１日）「都市公園の整備に当たっては史跡や名勝、豊かな自然環境等地域の魅力ある観光資源を生かす取組を推進する」、「市民、企業等とも協働しつつ、全国都市緑化フェア等の緑に関する行催事等を通じ、世界に誇る花と緑豊かな都市の魅力を発信する」
・生物多様性国家戦略２０２３－２０３０（令和５年３月３１日）「都市公園の整備、市民緑地認定制度の活用、雨庭の設置等グリーンインフラの社会実装、生産緑地制度等を活用した都市農地の保全等を推進することにより、生物の生息空間の保全・創出を進める」

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１３．６㎡／人	１３．９㎡／人	１３．９㎡／人	１３．９㎡／人 ※暫定値	集計中

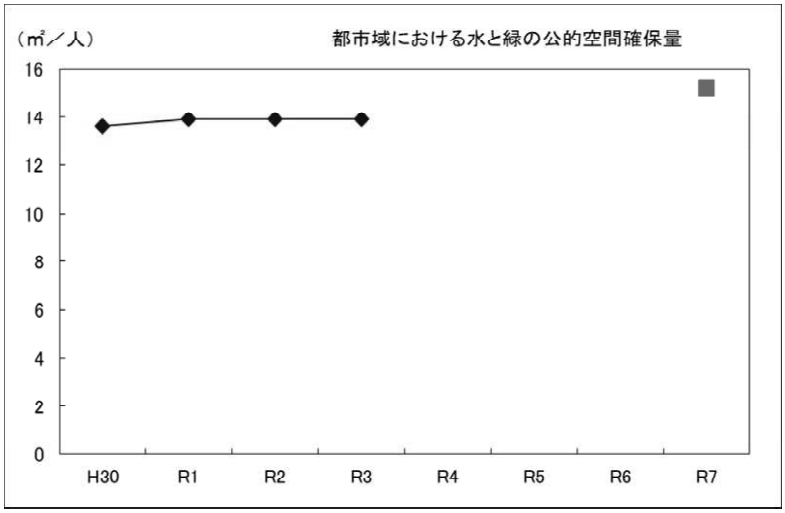

主な事務事業等の概要

① 国営公園の整備（◎）
わが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用や広域的レクリエーション需要への対応を図るため、国営公園の着実な整備を推進している。
予算額：国営公園整備費　９２億円（令和４年度国費）
　　国営公園整備費　８９億円（令和３年度国費）

② 都市公園等整備事業に対する補助（◎）
地方公共団体が行う都市公園等の整備に対して補助を行い、都市公園等の整備を支援する。
予算額：社会資本整備総合交付金５，７１３億円、防災・安全交付金８，１５６億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金５３２億円の内数（令和４年度国費）
　　社会資本整備総合交付金６，３１１億円、防災・安全交付金８，５４０億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金６７０億円の内数（平成３年度国費）

③ 古都及び緑地保全事業の推進（◎）
古都及び緑地保全事業を推進することにより、身近な緑地の保全を図る。
予算額：社会資本整備総合交付金５，７１３億円、防災・安全交付金８，１５６億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金５３２億円の内数（令和４年度国費）
　　社会資本整備総合交付金６，３１１億円、防災・安全交付金８，５４０億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金６７０億円の内数（平成３年度国費）

④ 特別緑地保全地区内の土地に係る相続税の延納に伴う利子税の特例措置（相続税）
相続税額について延納の許可を受けた者に係る課税相続財産の価額のうちに、特別緑地保全地区にある土地の価額がある場合の利子税の利率の特例措置を講ずる。

⑤ 相続税評価額の特例措置（相続税）
特別緑地保全地区内の山林、原野、立木について、評価の軽減措置を講ずる。

⑥ 地価税に係る非課税措置（地価税）※平成１０年１月１日より当分の間、課税の停止
特別緑地保全地区内の緑地に係る土地の非課税措置を講ずる。

⑦ 市街化区域農地に対して課す固定資産税の特例措置（固定資産税）
市街化区域農地のうち、三大都市圏の既成市街地等内の市の区域に存するものに係る宅地並み課税について、特別緑地保全地区内の農地については適用除外とする。

⑧ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（相続税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る評価の軽減措置を講ずる。

⑨ 特別緑地保全地区内の土地の評価の軽減等（固定資産税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）の山林・宅地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑩ 特別緑地保全地区に係る土地に対する非課税措置（特別土地保有税）
特別緑地保全地区内の土地（ホテル、料理店等の施設の用に供する土地以外）に係る特別土地保有税の非課税措置を講ずる。

⑪ 市民緑地に係る課税の特例措置（相続税）
市民緑地契約に係る市民緑地の用地として貸し付けられている土地の評価の軽減措置を講ずる。

⑫ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）
緑地保全・緑化推進法人が市町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る固定資産税の特例措置を講ずる。

⑬ 生産緑地に係る相続税の特例措置（相続税）
農地等に係る相続税の納税猶予措置を講ずる。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている納税猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。

⑭ 生産緑地地区内の農地に係る非課税措置（地価税）
生産緑地地区内の農地等のうち買取りのされていないものに係る地価税の非課税措置を講ずる。

⑮ 贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予（不動産取得税）
贈与により一定割合以上の農地等を取得した場合の不動産取得税について徴収を猶予する（贈与税が免除される場合は納税義務免除）。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかった生産緑地については、現に適用を受けている徴収猶予に限り、その猶予を継続する措置を講ずる。

⑯ 市街化区域農地に対して課する固定資産税の特例措置（固定資産税）
特定市街化区域農地に係る宅地並み課税について、生産緑地地区内の農地については適用除外とする。また、特定生産緑地の指定又は指定の期限延長がされなかったもの、特定生産緑地の指定が解除されたものについては、宅地並み評価・宅地並み課税とした上で、激変緩和措置を講ずる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

令和４年度の実績値は集計中であるが、都市公園の面積としては令和２年度 13.9 ㎡／人、令和３年度 13.9 ㎡／人と平成 30 年度の初期値からは微増となっている。過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成が

みこまれず、現行の取り組みを継続した場合目標達成には相当な期間を要すると考えられることから、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

・直轄事業においては、国営公園の整備を推進した。【都市局】
・補助事業においては、社会資本整備総合交付金等により、地方公共団体による緑とオープンスペースの確保への支援を行った。【都市局】
・道路交通機能の確保を前提にしつつ、美しい景観形成、沿道環境の保全、道路利用者の快適性の確保等の機能を総合的に発揮させ、道路空間や地域の価値向上を図るため、道路緑化を推進した。【道路局】
・すべての川づくりにおいて「多自然川づくり」を推進するとともに、湿地の保全・再生等の自然再生事業を推進した。【水局】
・山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境を形成するため、一連の樹林帯（グリーンベルト）の整備等を推進した。【水局】
・港湾空間における良好な環境の実現のため、港湾緑地の整備を実施した。【港湾局】
・特定飛行場の周辺区域（第３種区域）内の移転補償跡地において緩衝緑地帯等を整備した。【航空局】
・下水道施設の緑化や開水路等を活用したせせらぎ整備等を実施した。【水局】
・良好な都市環境形成の観点から、官庁施設の構内緑化を推進した。【官庁営繕部】

課題の特定と今後の取組みの方向性

・本業績指標は初期値からは上昇しているものの、近年の実績値から推計すると目標年度である令和７年度において、目標値の達成ができないと見込まれることから、Ｂ評価とした。その要因として、公園施設の老朽化対策や再整備への対応も必要なことから、新規の都市公園等の整備量が限定されることが挙げられる。今後は、都市公園整備等による水と緑のネットワーク形成等の取組を継続するとともに、多自然川づくりや緑の防潮堤、延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等に取組み、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。
・都市域における水と緑の公的空間を確保していく上で、引き続き社会資本整備総合交付金等により、都市公園の整備、緑地の保全・創出、道路・河川・急傾斜地・港湾等の公共空間の緑化を推進していく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長　伊藤 康行）
関係課：道路局環境安全・防災課（課長　高松　諭）
水管理・国土保全局河川環境課（課長　豊口　佳之）
水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長　國友　優）
水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官　藤井 政人）
港湾局海洋・環境課（課長　衛藤　謙介）
航空局航空戦略室（参事官　東田 晃拓）
大臣官房官庁営繕部整備課（課長　植木 暁司）

業績指標１９
汚水処理人口普及率*

評　価	
A	目標値：約９５％（令和８年度） 実績値：９２．６％（令和３年度） 集計中（令和４年度） 初期値：９１．７％（令和元年度） ※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

（指標の定義）
汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口の割合
（分子）汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設等、浄化槽等）が普及している人口
（分母）総人口
【初期値(R 元)】91.7%=（116,360,683 人/126,843,072 人）

（目標設定の考え方・根拠）
将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの整備状況を踏まえて、汚水処理人口普及率を令和 8 年度までに 95%まで向上させることを目標として設定。

（外部要因）
技術開発の動向等

（他の関係主体）
・環境省（浄化槽事業を所管）
・農林水産省（集落排水施設事業を所管）
・地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第１６２回国会施政方針演説（平成１７年１月２１日）
「下水道や浄化槽の整備のように、複数の省庁にまたがる同種の公共事業を地域再生のため実施する場合には、窓口を一本化して交付金を地方に配分する仕組みをつくります。」

【閣議決定】
なし

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）「第３章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
９１．４%※	９１．７%※	９２．１%	９２．６%	集計中（9 月頃完了予定）

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値

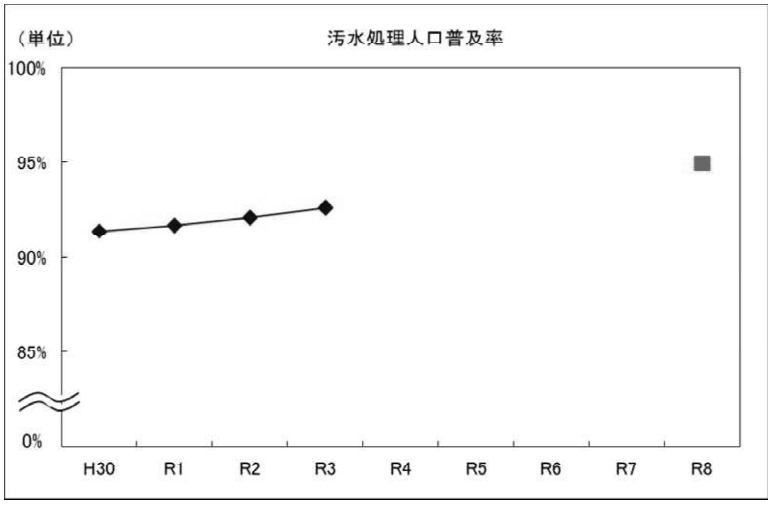

主な事務事業等の概要

○汚水処理施設の整備（◎）

・効率的な汚水処理施設整備をすすめるため、地域の特性を踏まえた適切な役割分担の下、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備を連携して実施する。

・下水道の整備を促進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　５，８１７億円の内数（令和４年度国費予算）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・汚水処理人口普及率の令和 3 年度の実績値は約９２．６％※（125,540,137 人/116,213,424 人）であり、前年度から約０．５％上昇した。

・普及状況は地域間、人口規模によって大きな差があり、５万人未満の中小市町村における汚水処理人口普及率は８２．７％※（16,625,162 人/20,100,834 人）（令和３年度末時点）にとどまっている。

※東日本大震災の影響で、福島県において調査不能な地方公共団体があるため参考値である。

（事務事業等の実施状況）

・令和 3 年 11 月に汚水処理施設の 10 年概成に向けたアクションプランの点検を要請し、全国 1719 市町村の内、精査の結果 960 市町村（約 56 ％）がアクションプランの点検を実施。点検を行った 960 市町村の内、精査の結果 577 市町村（約 60%）がアクションプランの見直しを実施予定とした。

・令和 4 年度には、2 つの小規模下水道処理施設向けの水処理技術について、早期の未普及解消を目的とした「下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド（案）」をそれぞれ策定し、令和 5 年 2 月に公表した。

※都道府県構想：各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な構想で、水質保全効果や費用比較による経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効果的かつ適正な整備手法を選定するもの

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、近年の普及状況からすると令和 8 年度までに概ね９５％となると見込まれ、順調に推移しているため、A と評価した。

ただし、都道府県別にみると普及率の低い都道府県もみられるため、今後も以下の取組を継続して行う。

・汚水処理施設の概成（R8 年度末）に向けて、都道府県構想見直しの要請、低コスト技術や官民連携事業の導入に向けたマニュアル策定、公表する。

・地方公共団体に対し汚水処理施設の 10 年概成に向けたアクションプランの点検・見直しを要請し、従前のアクションプランの目標値と実績値が大きく乖離する地方公共団体に対しては、アクションプランの見直しを行うよう要請する。

・地域再生計画に記載された、公共下水道、集落排水施設、浄化槽のうち２つ以上の施設の整備について地方創生汚水処理施設設備推進交付金（内閣府）により総合的な支援を実施する。

・各地方公共団体と各汚水処理施設の連携を一層強化し、人口減少等社会情勢の変化を踏まえた下水道計画の見直しを推進した上で、地域の事情に応じた低コスト技術の導入や官民連携の下水道整備手法を導入し、効率的な汚水処理施設整備を推進する。

・令和 8 年度末までの汚水処理施設の概成に向けて、下水道整備の加速化を図る市町村について汚水管に係る交付対象範囲を拡充（下水道整備推進重点化事業）し、重点的な支援を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課（課長　石井 宏幸）

関係課：

業績指標２０
水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数 ＊

評　価	
B	目標値：658（令和７年度） 実績値：集計中（令和４年度） 451（令和３年度） 初期値：433（令和２年度）

（指標の定義）
河川法上の河川に隣接する市区町村のうち、水辺の賑わい創出に向けた取り組みを実施した市区町村数
水辺の賑わい創出に向け、「かわまちづくり」計画による利活用の立案や河川区域内施設の民間開放等の具体的な取組を実施した市区町村数

（目標設定の考え方・根拠）
地域の個性やニーズに合った方策を用いて、長期的には、全ての対象都市で達成を目指す

（外部要因）
かわまちづくり計画策定やミズベリングのプロジェクトに関わる市町村、民間事業者及び地元住民の合意形成
新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日）デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日）「魅力的な水辺空間の創出による地域活性化を実現するかわまちづくり等の推進・河川空間のオープン化やかわまちづくり等により、河川敷地の民間活用の推進、水辺におけるサイクリング環境の整備やテレワーク環境の整備促進、ドローン物流との連携等の取組を進めることで、地域住民や来訪者にとって魅力ある水辺空間を創出し、地域の交流機会の増加やにぎわいの創出を図る。」
・障害者基本計画(第５次)（令和５年３月）身近な自然空間である河川の魅力を誰もが享受できるような水辺整備をまちづくりと一体となって進める。
・観光立国推進基本計画
（令和５年３月 31 日）ス 河川空間を活用した賑わい創出の推進　治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備や「河川敷地占用許可準則」の緩和措置等を活用した民間事業者等との連携を通じ、まちづくりと一体となった良好な水辺空間の形成による賑わいの創出を図る「かわまちづくり」を推進する。
・生物多様性国家戦略（令和５年３月）かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出［重点］ 人と水や生物とのふれあいの場として重要である水辺について、安全に水辺に近づける親水護岸の整備等を行い、水辺に親しむ空間や、水や生物にふれられる環境教育の場として活用する。さらに、民間活力を積極的に引き出すための機運の醸成に加えて、地域の創意工夫を促し、地域振興拠点の整備等を促進することにより、かわまちづくり等の地域特有の景観、歴史、文化、観光基盤などを有する魅力ある水辺空間をまちづくりと一体となって創出する。
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	433	451	集計中（７月頃）

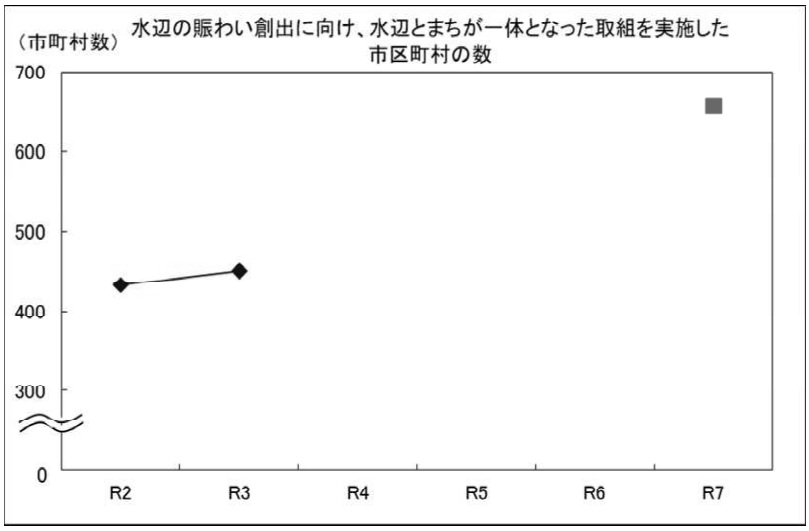

主な事務事業等の概要

○かわまちづくりの推進（◎）

・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、川を活用した賑わいのある水辺空間を創出するため、かわまちづくり計画の登録を進めるとともに、かわまちづくり計画に基づく河川空間の整備及びその利活用を推進。

治水事業等関係費（河川関係）	８，８３６億円の内数（令和２年度 事業費）
	７，３１６億円の内数（令和３年度 事業費）
	７，３４９億円の内数（令和４年度 事業費）
社会資本整備総合交付金	７，６２７億円の内数（令和２年度 国費）
	７，４６９億円の内数（令和３年度 国費）
	５，８１７億円の内数（令和４年度 国費）
防災・安全交付金	１０，３８８億円の内数（令和２年度 国費）
	１２，７８６億円の内数（令和３年度 国費）
	８，１５６億円の内数（令和４年度 国費）

○水辺空間のオープン化等の推進（◎）

・官民一体となって魅力ある美しい水辺空間を創出する取組であるミズベリングの開催や河川敷地占用許可準則第２２の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に向けた協議会の開催等を通じ、水辺空間のオープン化等を推進。

(注)◎を付した施設項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和２年度 433 市区町村から令和３年度 451 市区町村と令和３年度には 18 市区町村の増加がみられた。目標に向けて推移しているが、指標の導入から期間が短いため、今後、地元との調整状況の見込み等も含めて進捗管理を行うことが必要である。

（事務事業等の実施状況）

・かわまちづくり計画の登録件数は、令和 4 年度末時点で 252 箇所に増加しており、かわまちづくり計画に基づく水辺整備を推進している。

・ミズベリングは、令和 4 年度末時点で 78 件以上が開催されている。

・河川敷地占用許可準則第２２の規定に基づく都市・地域再生等利用区域の指定に取り組んでおり、令和 4 年度末時点で 116 件を指定している

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度 433 市区町村から令和３年度 451 市区町村と令和３年度には 18 市区町村の増加がみられ、目標に向

けて推移している。かわまちづくり計画の登録件数やミズベリングの開催、都市・地域再生等利用区域の指定も年々増えているものの、目標値のトレンドに届いていないため、B 評価とした。
・実績値は増加をしているものの、各地域における地方公共団体、民間事業者、地元住民の合意形成の状況等により、目標値のトレンドに届いていないと考えられる。現在、計画策定やプロジェクト実現に向けた取組が多くの地域で進んでおり、推進主体となる地方公共団体や民間事業者及び地元住民への更なる普及・啓発等を通じて、水辺の賑わい創出に向けた取組の推進に取り組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長 豊口 佳之）
関係課： 水管理・国土保全局水政課（課長 石川 亨）

業績指標２１

一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者の省エネ改善率（①特定貨物輸送事業者（鉄道 300 両～、トラック 200 台～、船舶 2 万総トン～）、②特定旅客輸送事業者（鉄道 300 両～、バス 200 台～、タクシー350 台～、船舶 2 万総トン～）、③特定航空輸送事業者（航空 9,000 トン（総最大離陸重量）～））

評　価	
①A ②B ③B	目標値：①直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） ②直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） ③直近 5 年間の改善率の年平均-1%（毎年度） 実績値：①-1.19%（令和３年度） ②-0.68%（令和３年度） ③+5.75%（令和３年度） 初期値：①－ ②－ ③－

（指標の定義）

運輸部門の省エネ化を実現するために、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）に基づき、一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者（特定輸送事業者）に対し、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、同法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて改善する年平均割合。

（目標設定の考え方・根拠）

運輸部門の省エネ化を実現するために、省エネ法に基づき、エネルギー使用量等の定期報告を義務づけており、省エネ法の判断基準に則り、エネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて年平均１％以上低減させることを目標とする。

（外部要因）

猛暑、厳冬による影響、新型コロナウイルス感染症による影響等

（他の関係主体）

各輸送事業者、荷主　等

（重要政策）

【施政方針】

・第二百十一回国会における岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和５年１月 23 日）

「徹底した省エネ、水素・アンモニアの社会実装、再エネ・原子力など脱炭素技術の研究開発などを支援していきます。」

【閣議決定】

・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

・交通政策基本計画（令和 3 年 5 月）

「CO_2の削減に向けて、燃費及び電費（エネルギー消費効率）向上の推進、地域公共交通計画に基づく環境負荷の低減が図られた移動手段の確保、公共交通の利用促進のための MaaS の普及やモビリティ・マネジメントの推進、モーダルコネクトの強化等に加え、自転車や環境負荷の少ないグリーンスローモビリティ等の活用促進、信号機の改良等を推進する。」（第４章 C.）

・地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月）

「運輸部門における 2019 年度の二酸化炭素排出量は、２億 600 万 t-CO2 であり、2013 年度比で 8.2%減少している。主な減少要因は、自動車の燃費改善や貨物輸送における輸送量の減少等であり、この排出量の減少傾向を一層着実なものとするため、自動車・道路交通流対策、公共交通機関の利用促進、物流の効率化など、総合的な対策を推進する。」（第 3 章第 2 節 1.(1)①D.）

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①-1.23% ②-0.38% ③-0.80%	①-1.31% ②-0.32% ③-0.45%	①-0.77% ②-0.49% ③+5.65%	①-1.19% ②-0.68% ③+5.75%	①②③集計中

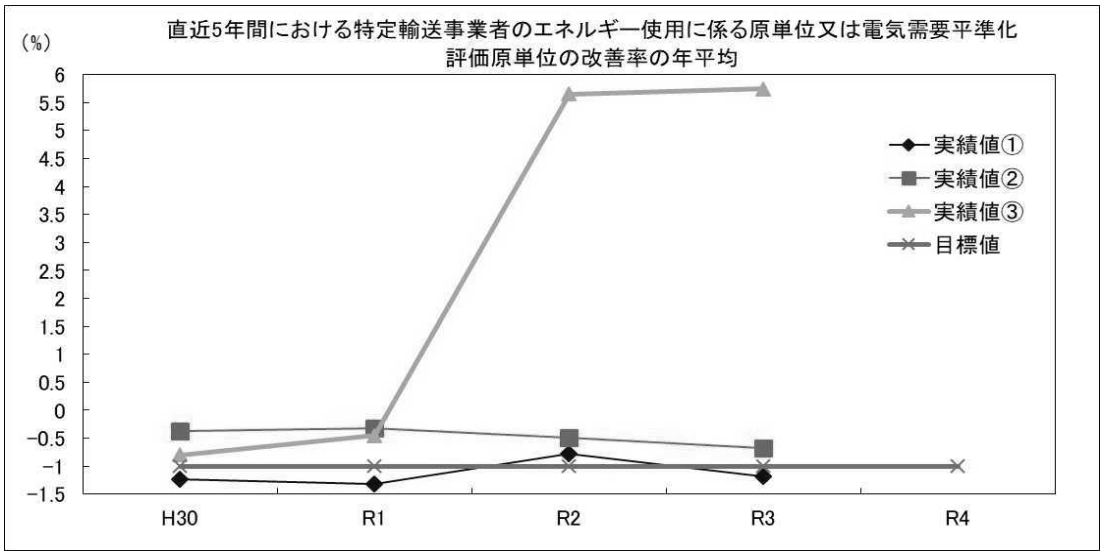

主な事務事業等の概要

輸送部門における省エネ対策等の普及・促進のため、法施行状況を含めた省エネ対策等に係る調査分析をはじめ、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施。

予算額 13.1 百万円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

直近５年間における特定輸送事業者のエネルギー使用に係る原単位又は電気需要平準化評価原単位の改善率の年平均-1%が目標値であるところ、①特定貨物輸送事業者の指標は-1.19%であり目標を達成した。一方、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者の指標はそれぞれ-0.68%、+5.75%であり、省エネ化は進んでいるものの目標達成とはならなかった。

（事務事業等の実施状況）

地方運輸局において、特定輸送事業者に対する実態調査、同調査を通じた省エネ対策等に係る指導・助言、非特定輸送事業者に対する指導・助言並びにセミナー等普及啓発活動等を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①特定貨物輸送事業者は、目標を達成したことからＡ評価とした。一方で、②特定旅客輸送事業者及び③特定航空輸送事業者は、省エネ化は進んでいるものの、目標を達成できなかったためＢ評価とした。

目標を達成できなかった原因として、②については、新型コロナウイルス感染症の影響による走行距離の減少、全国的な猛暑による冷房機器の使用増加等の天候の影響等の外部要因及び輸送機器の老朽化等が考えられる。また、③については、令和２年１月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により旅客需要が著しく減少したことによる積載率の低下等が原因として考えられており、これらの問題を解決することやエネルギー使用に係る原単位の更なる改善に資する取組を進めることが課題となっている。

今後は、エネルギー使用量等の定期報告書のデータの内容分析及び事業者に対する実態調査・指導等を通して得られた運輸部門のエネルギーの使用の更なる合理化等に向けた効果的な対策について、事業者に対しフィードバックすること等により、目標達成を目指すこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局環境政策課（課長 光安 達也）
関係課：

業績指標２２
燃費基準値達成建設機械の普及率（①油圧ショベル、②ホイールローダ、③ブルドーザ）

評　価

①　A ②　B ③　B	目標値：①49%②40%③33%（令和 7 年度） 実績値：①29%②6%③16%(令和 3 年度) 初期値：①7%②2%③5%(平成 29 年度)

（指標の定義）
①、②及び③
CO2 排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規程（令和 5 年 4 月 24 日付け大臣官房参事官(イノベーション)通達、国技施第 11 号)」及び「燃費基準達成建設機械の認定に関する規定」（令和 5 年 4 月 24 日付け大臣官房参事官(イノベーション)通達、国技施第 10 号）に基づき認定された建設機械の普及率

（目標設定の考え方・根拠）
①、②及び③
「社会資本整備重点計画」（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定)及び「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月閣議決定）において、位置づけられた燃費基準達成建設機械の普及率に関する指標建設機械動向調査結果などのトレンドを踏まえ、目標値を設定

（外部要因）
①、②及び③
建設投資の増減に伴う建設機械の総台数の増減

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月閣議決定）

【閣決（重点)】
「社会資本整備重点計画」（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）「第 3 章に記載あり」

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①　10%	①　14%	①　22%	①　29%	（集計中）
②　4%	②　6%	②　6%	②　6%	
③　6%	③　8%	③　12%	③　16%	

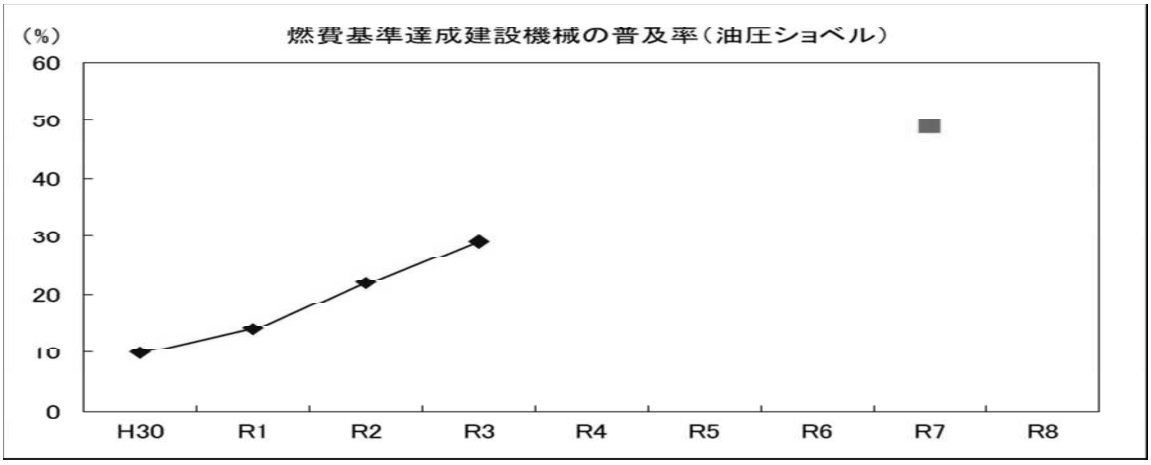

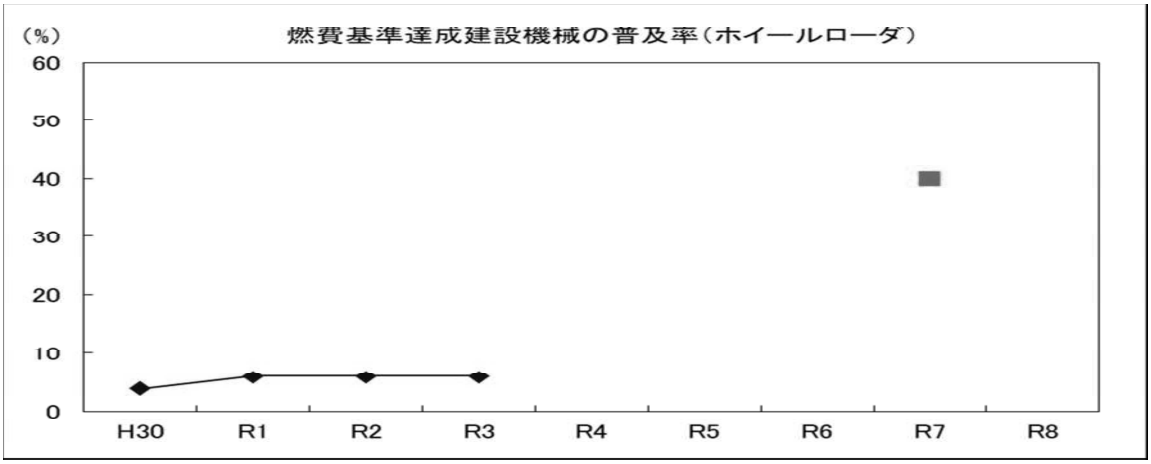

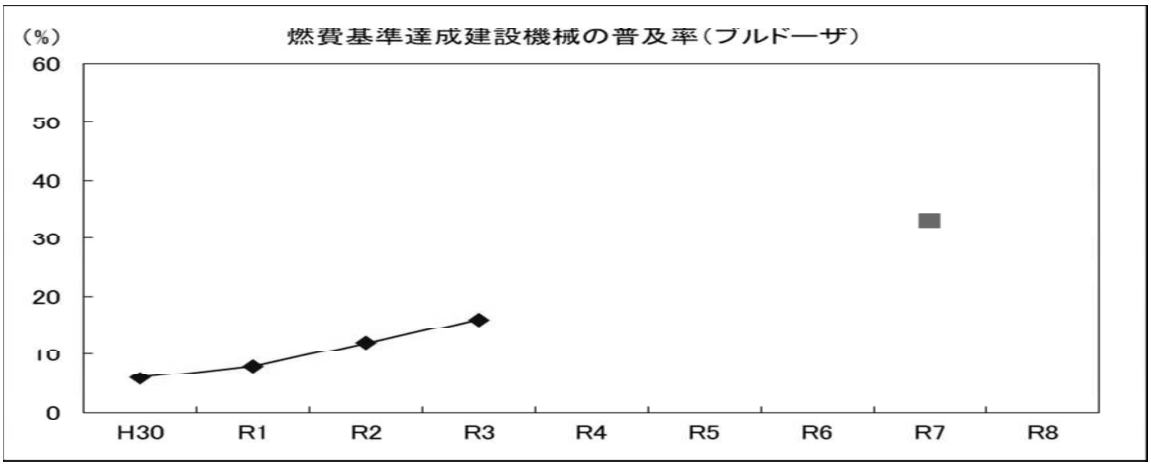

主な事務事業等の概要

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械へ低利融資制度

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械等の対象建設機械を購入する者への低利融資を実施し、低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械の普及を図る。

融資額：9.0億円（H25～R1、継続）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

油圧ショベルは順調に推移している。ブルドーザも上昇しているが、現状の推移だと目標年度に目標達成は見込まれない。

ホイールローダについては、令和元年以降横ばいの推移となっており順調とは言えない。

（事務事業等の実施状況）

低炭素型建設機械及び燃費基準達成建設機械へ低利融資制度等を継続して実施することにより、燃費基準値達成建設機械の普及を促進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標実績値として用いている建設機械動向調査によると、①油圧ショベルの普及割合は順調に上がっており、目標年度における目標値の達成が見込まれるためA評価とした。②ホイールローダについては近年目標値未満の横ばいで推移しており、目標年度に目標値を達成することが困難と見込まれるためB評価とした。③ブルドーザについても、普及率は年々上昇しつつも、目標年度に目標値を達成することが困難と見込まれるため、ともにB評価とした。

今後も環境性能に優れた建設機械等の建設現場への普及のための広報活動等を推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房参事官グループ施工企画室　（大臣官房参事官（イノベーション）　森下博之）
関係課： 該当なし

業績指標２３
省エネ基準に適合する住宅ストックの割合

評　価

A	目標値：３０％（令和１２年度） 実績値：集計中（令和３年度） １４％（令和２年度） 初期値：６％（平成２５年度）

（指標の定義）
◆指標＝Ｂ／Ａ×100
Ａ 当該年度における住宅ストック戸数
Ｂ 当該年度における省エネ基準に適合する住宅ストック戸数
（目標設定の考え方・根拠）
・地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）の対策評価指標において、令和 12 年度までに省エネ基準を充たす住宅ストックの割合を 30%まで引き上げることが位置づけられている
・所管行政庁への届出の結果、住宅を建設している事業者へのアンケート調査による推計
（外部要因）
該当なし
（他の関係主体）
建築主等（事業主体等）
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
・地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
11%	13%	14%	集計中	集計中

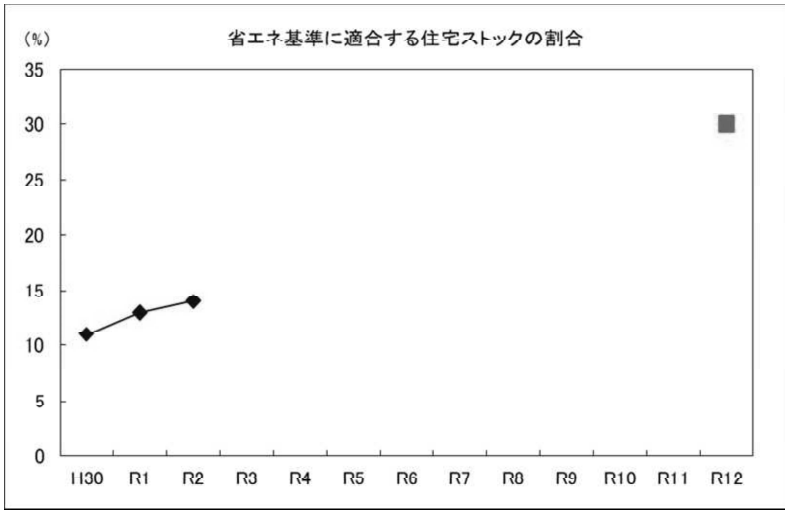

主な事務事業等の概要

【法律】
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
マンション等に係る届出義務・戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務等の規制措置、性能向上計画認定や認定表示制度等の誘導措置。

改正建築物省エネ法（令和４年法律第69号）による原則全ての新築住宅への省エネ基準適合の義務付け、建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示制度の強化、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の創設、住宅トップランナー制度の拡充等。

○都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

省エネ性能の高い低炭素建築物の認定制度の普及促進。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業

住宅・建築物における省エネ・省CO2 化を推進するため、省エネ・省CO2 に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対して支援を行う制度。

予算額：環境・ストック活用推進事業　７４．９４億円の内数（令和３年度）

６６．２９億円の内数（令和４年度）

○地域型住宅グリーン化事業

中小工務店による省エネルギー性能の高い住宅の整備に対して支援を行う制度。

予算額：地域型住宅グリーン化事業　２１４．３５億円の内数（令和３年度）

地域型住宅グリーン化事業　３０億円（令和３年度補正）

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業　２００億円の内数（令和４年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成を推進するため、劣化対策、耐震性、省エネ性等の住宅性能の向上を行うリフォームに対して支援を行う制度。

予算額：長期優良住宅化リフォーム推進事業　４５億円（令和３年度）

住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業　２００億円の内数（令和４年度）

○住宅エコリフォーム推進事業

カーボンニュートラルの実現に向け、住宅ストックの省エネ化を推進するため、住宅をZEH レベルの高い省エネ性能へ改修する取組に対して、期限を区切って国が直接支援を行う制度。

予算額：住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業　２００億円の内数（令和４年度）

○グリーン住宅ポイント制度

住宅投資を喚起し、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図るため、高い省エネ性能を有する住宅の取得者等に対して「新たな日常」等に対応した商品や追加工事と交換できるポイントを発行する制度。

予算額：環境対応等住宅需要喚起対策事業　１，０９４億円（令和２年度３次補正）

○こどもみらい住宅支援事業

子育て世帯や若者夫婦世帯の住宅取得に伴う負担軽減を図るとともに、省エネ性能を有する住宅ストックの形成を図るため、子育て支援及び2050 年カーボンニュートラルの実現の観点から、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や住宅の省エネ改修等に対して補助する制度。

予算額：こどもみらい住宅支援事業　５４２億円（令和３年度補正）

こどもみらい住宅支援事業　６００億円（令和４年度予備費等）

【税制】

○認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置

一定の認定低炭素住宅の新築又は取得を行った場合、所得税の特別控除・登録免許税の軽減措置を適用。

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置

一定の要件を満たした省エネ改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を適用。

【融資】

○住宅金融支援機構のフラット３５Ｓによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援

証券化支援事業の枠組みを利用したフラット３５Ｓにより、省エネ措置等を講じた住宅の取得を、金利の引下げにより支援。

【その他】

○省エネ住宅の整備に向けた体制整備

設計・施工方法、評価方法等の習熟、消費者への積極的周知・普及啓発に対する支援を実施。

予算額：カーボンニュートラルの実現に向けた住宅・建築物の体制整備事業　７．０９億円の内数（令和４年度）

○住宅性能表示制度の普及促進

○総合的な環境性能評価手法（CASBEE）の開発・普及

○建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

省エネ基準を充たす住宅ストックの割合は令和２年度１４％となっており、過去の実績値によるトレンドを延長しても、目標年度に目標値は達成できないことになるが、令和４年に公布された改正建築物省エネ法に基づく措置や補助事業の効果発現により、今後は目標達成に向けて概ね順調に推移するものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

【法律】

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

・平成２７年７月に建築物省エネ法を公布、平成２８年４月より性能向上計画認定等の誘導措置を施行、平成２９年４月より大規模建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置を施行。

※エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出制度等は、平成２９年３月末をもって廃止。

・令和元年５月に改正建築物省エネ法を公布、令和元年１１月よりマンション等に係る届出義務制度の監督体制の強化、注文戸建住宅及び賃貸アパートの住宅トップランナー制度の対象への追加を施行、令和３年４月より戸建住宅等における建築士から建築主への説明義務制度の創設等を施行。

・令和４年６月に改正建築物省エネ法を公布、令和５年４月に分譲マンションの住宅トップランナー制度の対象への追加を施行。

【補助】

○サステナブル建築物等先導事業（省 CO2 先導型）

住宅に係るプロジェクトの実績 応募５２件、採択５１件（令和３年度）

応募５件、採択３件（令和４年度）

○地域型住宅グリーン化事業

実績　１０，７２４戸（令和３年度）

１１，１６６戸（令和４年度）

○長期優良住宅化リフォーム推進事業

交付決定　６，３７０戸（令和３年度）

交付受付　５，２９５戸（令和４年度）

○住宅エコリフォーム推進事業

交付決定　５１戸（令和４年度）

○グリーン住宅ポイント制度（令和３年度末時点）のポイント発行
新築　１９６，１４０戸
リフォーム　１３５，２４０戸
賃貸　８，６６６戸

○こどもみらい住宅支援事業（令和４年度末時点）の交付決定
新築　１０９，４３２戸
リフォーム　１８２，８５１戸

【税制】
○認定を受けた低炭素建築物に対する税制上の特例措置
一定の認定低炭素住宅の新築又は取得を行った場合、所得税の特別控除・登録免許税の軽減措置を実施。

○住宅リフォームに関する税制上の特例措置
一定の要件を満たした省エネ改修工事を行った場合、所得税の特別控除・固定資産税の減額措置を実施。

【融資】
○住宅金融支援機構のフラット３５Ｓによる省エネルギー性に優れた住宅の取得支援
フラット３５Ｓ（省エネルギー性）の実績　２２，０３２件（令和３年度）

【その他】
○住宅性能表示制度の普及促進
設計住宅性能評価書の交付実績　２４３，９７０件（令和３年度），集計中（令和４年度）

○建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の普及促進
住宅の評価書交付実績（累積）
２１４，８１０件（令和３年度）

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度の実績値は１４％となっており、令和４年に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正建築物省エネ法）」に基づく措置や補助事業の効果発現により、目標達成に向けて当該業績指標は概ね順調に推移するものと考えられることから、Ａ評価とした。

省エネ性能の底上げのため、全ての新築住宅に対する省エネ基準適合の義務付けなどの措置を含んだ改正建築物省エネ法の施行に加え、引き続き、ＺＥＨ等の取組への支援、ＢＥＬＳ等の評価・表示の普及等を通じた更なる省エネ性能の向上に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　住宅局参事官（建築企画担当）（参事官　今村 敬）
関係課：　住宅局住宅生産課（課長　山下 英和）
　　住宅局住宅生産課木造住宅振興室（室長　石井 秀明）
　　住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長　本間 優子）

業績指標２４
モーダルシフトに関する指標*（①鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ　②内航海運による雑貨の輸送トンキロ）

評　価

①　B ②　A	①　目標値：２０９億トンキロ（令和７年度） 実績値：１６５億トンキロ（令和３年度） １６５億トンキロ（令和４年度） 初期値：１８４億トンキロ（令和元年度） ②　目標値：３８９億トンキロ（令和７年度） 実績値：３８７億トンキロ（令和３年度） 初期値：３５８億トンキロ（令和元年度）

（指標の定義）
①　鉄道によるコンテナ貨物の輸送トンキロ
②　内航海運による雑貨の輸送トンキロ

（目標設定の考え方・根拠）
交通基本法に基づく、交通政策基本計画（平成２７年２月１３日閣議決定）において位置づけられたモーダルシフトに関する指標。トラック輸送からの転換というモーダルシフトの趣旨に鑑み、鉄道の指標はコンテナ貨物の輸送トンキロとしている。

（外部要因）
自然災害等による変動、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
物流事業者（鉄道事業者、海運事業者を含む）等

（重要政策）
【施政方針】
第２０４回国会施政方針演説（令和３年１月１８日）「２０５０年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。」

【閣議決定】
京都議定書目標達成計画（平成２０年３月２８日全部改定）
交通政策基本計画（令和３年５月２８日）
地球温暖化対策計画（令和３年１０月１３日）

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）

【その他】
「当面の地球温暖化対策に関する指針」（平成２５年３月１５日）地球温暖化対策推進本部決定

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１７７億トンキロ	１８４億トンキロ	１６８億トンキロ	１６５億トンキロ	１６５億トンキロ

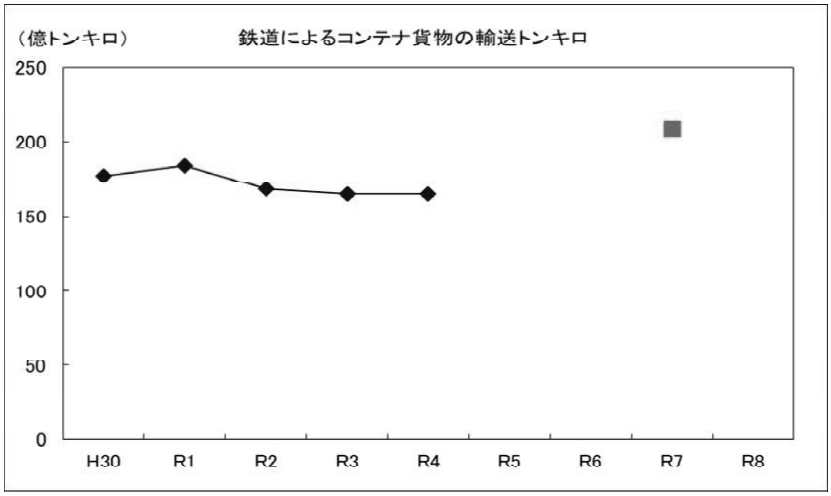

過去の実績値　（年度）

Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３
３５１億トンキロ	３５１億トンキロ	３５８億トンキロ	３５６億トンキロ	３８７億トンキロ

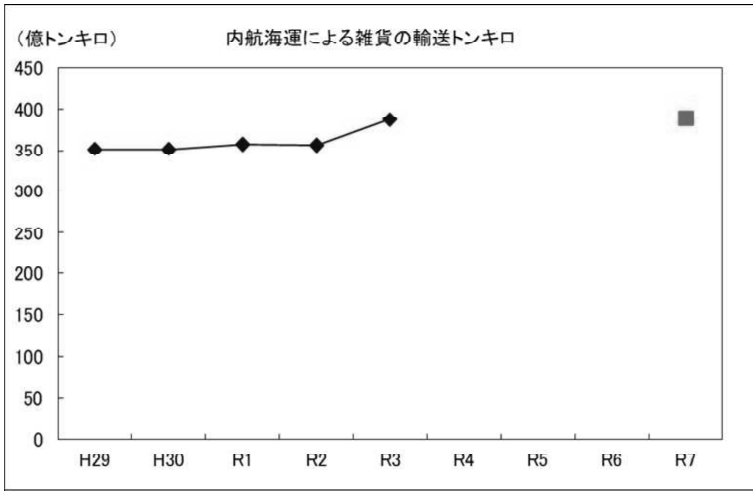

主な事務事業等の概要

① 鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・「今後の鉄道物流の在り方に関する検討会」の開催

昨年３月、貨物鉄道の使い勝手を徹底的に良くし、物流諸課題の解決に向け、積極的に取扱輸送量の拡大を実現する方策を検討するため、「今後の鉄道物流の在り方に関する検討会」を設置し、同年７月、３つの視点から、14の課題と取り組むべき方向性を示した提言（中間とりまとめ）がとりまとめられた。今回の提言を受けて、貨物鉄道輸送のうちコンテナ輸送の取扱量を、2019 年度の 184 億トンキロから、2025 年度に 209 億トンキロへ（総合物流施策大綱等）、2030 年度に 256 億トンキロ（地球温暖化対策計画）へ増加させる目標を達成すべく、関係者が協力して、既存の輸送力の徹底的な活用や国際海上コンテナの海陸一貫輸送への対応、災害時をはじめとする輸送障害への対策強化、新幹線による貨物輸送の拡大に向けた検討といった新たな取り組みを進めることとされ、ＪＲ貨物においても、提言内容の具体化に向けて、積載率の向上や 31ft コンテナ輸送の拡大、パレットデポの新規設置等を目標とするＫＧＩ／ＫＰＩを昨年 10 月に設定・公表しており、このＫＧＩ／ＫＰＩについては、半期毎にその進捗を国も含めて確認し、公表することとしている。

・エコレールマークの普及

鉄道貨物の利用促進が図られるためには、荷主等の企業や消費者においても、鉄道貨物輸送による環境負荷低減の取組に対する意識の向上が重要であることから、鉄道貨物輸送を積極的に行っている企業や商品に対してエコレールマークの認定を行い、鉄道貨物へのモーダルシフトの推進が図られるよう、エコレールマーク普及についての取組を推進する。

（税制特例）

・ＪＲ貨物が取得する高性能機関車に係る特例措置
固定資産税 ５年間（２年間） ２／３

② 海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用によるモーダルシフトの促進

船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、モーダルシフトの促進を支援する。

・海上貨物輸送へのモーダルシフトの推進

海上貨物輸送を一定程度利用する荷主・物流事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、エコシップマークの使用を認める他、当該認定事業者の中から貢献度の高い事業者を優良事業者として表彰。また、優良事業者の中からさらに革新的な取組等により最も貢献度の高い事業者に対し「海運モーダルシフト大賞」として表彰し、船舶を使用したモーダルシフトのアピールを行う「エコシップ・モーダルシフト事業」を推進している。

（税制特例措置）

・船舶に係る特別償却制度
環境低負荷船について、特別償却
＜償却率＞ 高度環境低負荷船・・・・・・・・・・・１８/１００
環境低負荷船・・・・・１６/１００

・海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置
船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰り延べ

・海運に係る地球温暖化対策税の還付措置
環境負荷の少ない大量輸送機関としての活用（モーダルシフト）を推進する観点から、内航海運、国内旅客船に係る軽油及び重油について「地球温暖化対策のための税」を還付

③ 荷主・物流事業者の連携による取組の推進

・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定

流通業務（輸送、保管、荷さばき及び流通加工）を一体的に実施するとともに、「輸送網の集約」、「モーダルシフト」、「輸配送の共同化」等の輸送の合理化により、流通業務の効率化を図る事業に対する計画の認定を行うこ

とにより、モーダルシフトをはじめ、物流の効率化を図る。
・モーダルシフト等推進事業
荷主企業及び物流事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業や、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施する事業に要する経費の一部を補助する。
予算額：４３百万円（令和４年度）
・グリーン物流パートナーシップ会議
物流分野における地球温暖化対策に顕著な功績があった荷主、物流事業者等が共同した取組に対し、その功績を国土交通大臣等から表彰することにより、モーダルシフトをはじめ、グリーン物流の普及拡大を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①　指標の動向は順調とは言えない。
新型コロナウイルス感染症の影響については、一時期よりも回復の兆しは見せているものの、国内外の経済活動の停滞による輸送需要の低迷により、ＪＲ貨物の経営も厳しい状況が続いている。
令和３年度においては、新たなブロックトレイン運行開始による積合せ貨物の増加や東京レールゲート WEST の本格稼働等による増収はあったものの、大規模な自然災害の多発とコロナ禍による食料工業品などや半導体不足による自動車部品等の減少により、全体の輸送量は令和２年度比▲１％で推移した。
令和４年度においては、前年度までのようなコロナ禍を踏まえた政府による大規模な行動制限は行われなかったものの、コロナ禍前（令和元年度）の輸送量に比較して概ね▲10％前後で推移した。これは、コロナ禍の影響の長期化により、人々の生活・行動様式や企業の生産活動等が大きく変容し、それに伴い輸送需要も構造的に変化していることが要因と考えられる。
令和５年度においては、「アフターコロナ」を前提としたインバウンドの復調による消費・生産活動の回復とともに、半導体不足の影響緩和による自動車や家電に関連する品目が回復傾向にあるなど徐々に明るい兆しも見えてきている。
②　指標については、平成２９年度以降トラックドライバー不足の影響や船舶大型化等の影響により、概ね増加傾向となっている。

（事務事業等の実施状況）

①　エコレールマークの普及
令和４年度の認定商品は合計で１８８品目、認定企業は９８社となった。
今後も引き続きエコレールマーク普及についての取組を推進する。

②　令和４年度は「エコシップ・モーダルシフト事業」の認定事業者として荷主１３者、物流事業者１４者を決定。（認定事業者：荷主１８９者、物流事業者２１３者）。
また、優良事業者表彰者として、荷主１３者、物流事業者１４者を表彰（認定事業者：荷主１７８者、物流事業者１９４者）、さらに、「海運モーダルシフト大賞」として荷主１者、物流事業者１者を表彰。

③　荷主・物流事業者の連携による取組の促進
・流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化計画の認定
モーダルシフトに関して、令和４年度は、鉄道輸送へのモーダルシフト事業５件、海上輸送へのモーダルシフト事業９件を認定した。
・モーダルシフト等推進事業
令和４年度は、鉄道輸送への転換を図る取組に対して、計画策定事業２件、認定総合効率化計画に基づき実施する事業４件について支援を実施した。海上輸送への転換を図る取組に対して、計画策定事業３件、認定総合効率化計画に基づき実施する事業６件について支援を実施した。
・グリーン物流パートナーシップ会議
モーダルシフトに関して、令和４年は１件の取組に対し国土交通省公共交通・物流政策審議官から表彰を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①　近年は自然災害等による輸送障害の影響や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の低迷により取扱量は低下傾向のため、Ｂと評価した。国際公約となっている 2050 年カーボンニュートラルの実現や、トラックドライバー不足による物流の停滞が懸念される 2024 年問題といった社会課題の解決に向け、環境優位性と労働生産性の高い貨物鉄道輸送への期待や需要は、今後、更に高まると想定される。また、ＪＲ貨物では検討会提言を踏まえて設定したＫＧＩ・ＫＰＩにおいて、ＢＣＰ対策強化や 31ft コンテナ・海上コンテナ輸送の充実、他モードとの連携推進などにより良質な輸送サービスの提供を進めることとしている。目標値の達成に向けてこれらの施策を取り込むことに加え、潜在顧客や需要の喚起、積替ステーション等を活用した提案営業などを行うことで設定輸送力の徹底活用による輸送量拡大を目指す。

②　令和３年度において、実績値は前年度と比較し大幅に増加しており、目標年度に業績指標の達成が見込まれることから、Ａ評価とした。
令和４年度以降も、税制特例措置や（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度により船舶建造を支援するとともに、エコシップマークの普及促進及び表彰制度等を活用した海上輸送への更なるモー

ダルシフトの推進を図ることで、目標達成に向け努めていきたい。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局物流政策課（課長　平澤　崇裕）
　　総合政策局物流政策課物流効率化推進室（室長 田宮　庸裕）
関係課：鉄道局貨物鉄道政策室（室長　益本　宇一郎）
　　海事局内航課（課長　小林　基樹）
　　海事局総務課企画室（室長　鈴木　延明）

業績指標２５
環境負荷低減に資する内航船舶の普及促進による CO2 排出削減量（平成 25 年度比）

評　価

B	目標値：181 万 t-CO2（令和 12 年度） 実績値：46.4 万 t-CO2（令和３年度） 初期値：－

（指標の定義）
内航船舶の平成 25 年度比 CO2 排出削減量（単位：万 t-CO2/年）
（目標設定の考え方・根拠）
効率的で安定した国内海上輸送の確保と同時に、令和３年 10 月に改訂された地球温暖化対策計画に基づき求められている内航船舶からの CO2 排出量の削減目標を踏まえると、革新的省エネ技術の導入支援等による各種支援施策を講じることで、環境負荷低減に資する内航船舶への代替建造等を促進していく必要がある。
業績目標としては、令和３年 10 月の地球温暖化対策計画の改訂により令和 12 年度の CO2 排出削減目標を 157 万 t-CO2/年から 181 万 t-CO2/年（平成 25 年度比）に見直したため、この数値の達成を目標とする。
（外部要因）
景気の動向
（他の関係主体）
民間事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】抜粋
・第 208 回国会施政方針演説（令和４年１月 17 日）
「2050 年カーボンニュートラル実現には、世界全体で、年間１兆ドルの投資を、2030 年までに４兆ドルに増やすことが必要との試算があります。我が国においても、官民が、炭素中立型の経済社会に向けた変革の全体像を共有し、この分野への投資を早急に、少なくとも倍増させ、脱炭素の実現と、新しい時代の成長を生み出すエンジンとしていきます。2030 年度 46%削減、2050 年カーボンニュートラルの目標実現に向け、単に、エネルギー供給構造の変革だけでなく、産業構造、国民の暮らし、そして地域の在り方全般にわたる、経済社会全体の大変革に取り組みます。」
・第 211 回国会施政方針演説（令和５年１月 23 日）
「官民で、10 年間、150 兆円超の投資を引き出す『成長志向型カーボンプライシング』。国による二十兆円規模の先行投資の枠組みを新たに設けます。徹底した省エネ、水素・アンモニアの社会実装、再エネ・原子力など脱炭素技術の研究開発などを支援していきます。」
【閣議決定】
・地球温暖化対策計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定）
船舶部門においては、内航船省エネルギー格付制度等による省エネルギー・省 CO2 排出船舶の普及促進に加えて、LNG 燃料船、水素燃料電池船、EV 船を含め、革新的省エネルギー技術やデジタル技術等を活用した内航近代化・運航効率化にも資する船舶の技術開発・実証・導入促進を推進する。また、ゼロエミッション船の商業運航を従来の目標である 2028 年よりも前倒しで世界に先駆けて実現することを目指す。
・海洋基本計画（令和５年４月 28 日閣議決定）
内航海運においては、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、更なる省エネを追求した船舶等の導入を進めるとともに、LNG 燃料船、水素燃料電池船等の実証・導入等の先進的な取組を促進する。
・総合物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）（令和３年６月 15 日閣議決定）
我が国の温室効果ガス削減の目標、さらには 2050 年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現という目標の達成に向け、物流産業においてサプライチェーン全体での環境負荷の低減の観点から、鉄道や海運へのモーダルシフトの推進など更なる物流の効率化、自動車や鉄道、船舶・航空・物流施設における低炭素化・脱炭素化の促進等を通じて、地球環境の持続可能性の確保に貢献する。
・GX 実現に向けた基本方針（令和５年２月 10 日閣議決定）
国際海運 2050 年カーボンニュートラルの実現、地球温暖化対策計画の目標達成等に向けて、内外航のゼロエミッション船等の普及に必要な支援制度を導入する。カーボンニュートラルの実現に向け経済的手法及び規制的手法の両面から国際ルール作り等を主導し、ゼロエミッション船等の普及促進を始め海事産業の競争力強化を推進する。
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（万 t-CO2）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
41.1	45.8	96.2	46.4	集計中

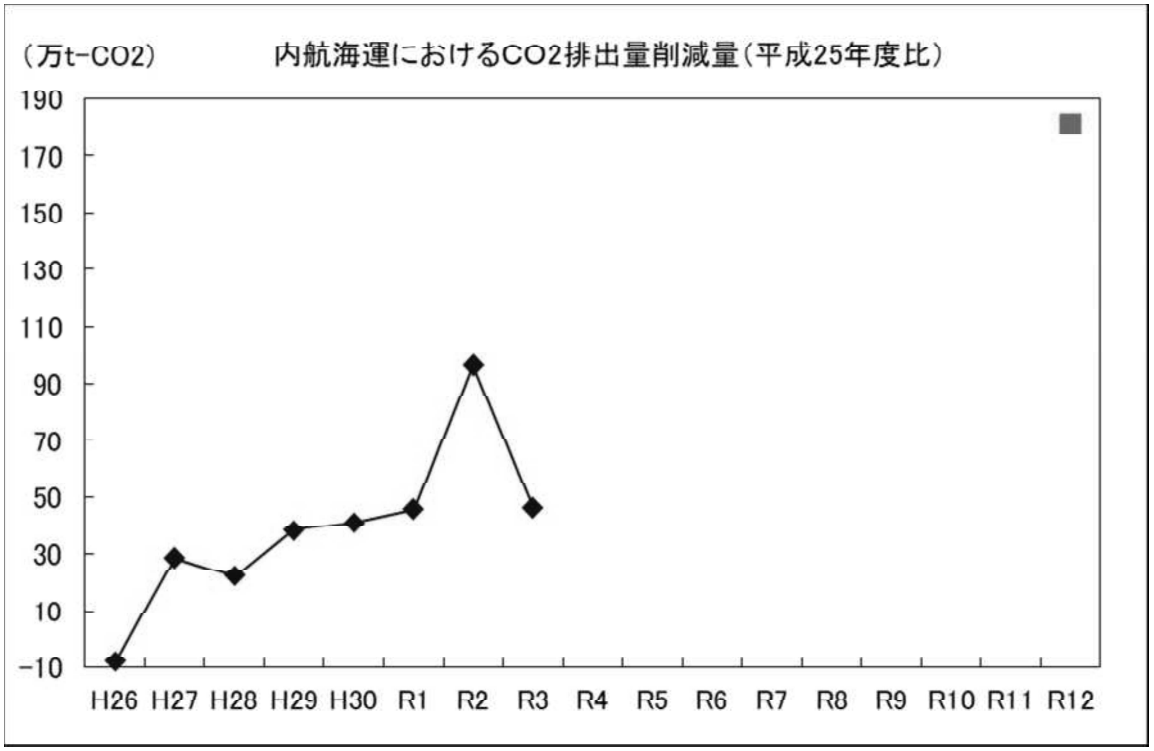

主な事務事業等の概要

【税制】
・船舶に係る特別償却制度
環境低負荷船について、特別償却を認める。
＜償却率＞　高度環境低負荷船・・・・・・・・・・・18／100
環境低負荷船・・・・・・・・・・16／100
・海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置を認める。
船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、80%を上限に課税繰り延べ
【融資】
・（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度の活用による環境低負荷船への代替建造の促進
船舶共有建造制度を活用して船舶を建造することにより、環境低負荷船への代替建造を促進する。
財政投融資計画額：244 億円（令和４年度）、320 億円（令和３年度）
【補助】
・AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業費補助金）
革新的省エネ技術（ハード対策）と運航・配船の効率化（ソフト対策）を組み合わせた省エネ効果の実証に要する経費の一部を補助する。
予算額：62.0 億円の内数（令和４年度）、62.0 億円の内数（令和３年度）
・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業費補助金（うち LNG 燃料システム等導入促進事業）
※令和２年度より開始
LNG 燃料船の実運航時の CO2 排出削減の最大化を図る技術実証に要する経費の一部を補助する。
予算額：8.0 億円の内数（令和４年度）、8.0 億円の内数（令和３年度）
【その他】
・内航船省エネルギー格付制度※令和２年度より本格運用を開始
内航船舶の CO2 効果等を船舶の企画・設計段階で「見える化」し、省 CO2 性能等を客観的に評価する。
・連携型省エネ船のコンセプト策定
荷主・陸上・港湾等と連携し、更なる省エネ・省 CO2 を実現する船舶について、CO2 削減率、費用対効果を勘案して、搭載する機器・技術の組み合わせを提示した。（令和５年３月）
・船舶におけるバイオ燃料取り扱いガイドライン策定
バイオ燃料の活用における技術的課題に係る調査・検討を実施し、バイオ燃料の取り扱い時に留意すべきポイントを取りまとめ、ガイドラインを示した。（令和５年３月）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
内航船舶の平成 25 年度比 CO2 排出削減量について、令和２年度は 96.2 万 t-CO2 と大幅増となっているところ、これは、新型コロナウイルスが世界的に大流行したことにより、船舶の運航量が減少したこと等から同年度の見込

み値を大幅に上回ったものと考えられるが、これは一過性のものであると考えられる。
　また、令和３年度は 46.4 万 t-CO2 となっているところ、これは、貨物及び旅客の輸送量がコロナ禍による減少から大きく回復しつつあるなか、省エネ船の普及が十分に進んでいないこと等から同年度の見込み値に達していないものと考えられる。
※「見込み値」は令和 12 年度の CO2 排出削減量の目標値に向けて、令和元年度の実績値から線形的に増加することとした場合の各年度の CO2 排出削減量の値

（事務事業等の実施状況）

○船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、環境低負荷船への代替建造が順調に行われた。
　・船舶共有建造制度（令和４年度：16 隻、令和３年度:21 隻）
　・各種税制特例措置の活用（令和４年度：調査中、令和３年度：11 隻）
○AI･IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業により、省エネに資する船舶の技術実証を行った。
　・AI･IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（内航船の革新的運航効率化実証事業費補助金）（令和４年度：11 件、令和３年度：9 件）
○社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業により、CO2 排出削減に資する船舶の技術実証を行った。
　・社会変革と物流脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進事業費補助金（うち LNG 燃料システム等導入促進事業）（令和４年度：５件、令和３年度：５件）
○内航船省エネルギー格付制度の活用により、船舶の省エネルギー性能が「見える化」され、環境対策に関心のある荷主事業者や消費者へ省エネルギー船舶の一層のＰＲが可能になった。
　・内航船省エネルギー格付制度による格付の付与（令和４年度：46 件、令和３年度：36 件）
○連携型省エネ船のコンセプトの策定により、内航海運事業者と荷主・造船所との間で、連携型省エネ船の省エネ効果等に関する意思疎通の促進が可能となった。
○船舶におけるバイオ燃料取り扱いガイドラインの策定により、既存船における省 CO2 対策として効果的なバイオ燃料を関係事業者が安全かつ円滑に取り扱うことが可能となった。

課題の特定と今後の取組みの方向性

　これまでに、(独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構の共有建造制度や船舶に係る特別償却制度を活用した省エネ船舶の普及、経済産業省と連携した内航船の運行効率化実証事業（AI・IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金)、環境省と連携した LNG 燃料システム等の導入促進事業、内航船省エネルギー格付制度の普及等に取り組んでいる。また、令和４年度には、更なる省エネを追求した船舶のコンセプト（連携型省エネ船）を新たに示した。
　令和４年度の実績値は集計中であるが、令和３年度の CO2 排出削減量については同年度の見込み値を下回っている。これは貨物及び旅客の輸送量がコロナ禍による減少から大きく回復しつつあるなか、省エネ船の普及が十分に進んでいないことが原因と想定される。他方で、引き続き上述の支援制度等を活用した省エネ船の普及に取り組むとともに、令和４年度において策定した更なる省エネを追求した連携型省エネ船のコンセプトを活用することにより、内航海運事業者と荷主・造船所との間で、連携型省エネ船の省エネ効果や費用に関する意思疎通の促進が可能となること等から、今後、内航海運事業者においてこれまで以上に省エネに資する船舶の普及が加速度的に進むことが期待される。
　以上より、本年度評価はＢとしたが、CO2 排出削減量については令和 12 年度には各事業の効果の発現により、目標値を達成すると見込んでいる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課　（課長　小林　基樹）
関係課：海事局総務課企画室　（室長　鈴木　延明）
　　海事局海洋・環境政策課　（課長　田村　顕洋）

業績指標２６
下水道分野における温室効果ガス排出削減量

評　価	
A	目標値：352 万 t-CO_2（令和 7 年度） 実績値：296 万 t-CO_2（令和 2 年度） 初期値：210 万 t-CO_2（平成 29 年度）

（指標の定義）
下水道分野から年間に排出される温室効果ガスの基準年に対する削減量
（目標設定の考え方・根拠）
H29 年度時点で対策なしの場合と比較して 210 万 t-CO_2削減されているところ、運転管理及び設備更新による省エネ、下水汚泥のエネルギー利用等による創エネ、汚泥焼却の高度化等により、R7 年度には追加的に 142 万 t-CO_2削減し、計 352 万 t-CO_2削減することを目標とする。
【進捗管理指標】
①　省エネ：処理水量当たりの CO_2排出原単位量を毎年約１%改善
②　創エネ：下水汚泥のエネルギー化率を令和 7 年度までに 35%に向上（平成 29 年度時点：約 22%）
③　汚泥焼却の高度化：下水汚泥の高温焼却率を令和 7 年度までに 90%に向上（平成 29 年度時点：約 62%）
（外部要因）
技術開発、資源・エネルギー価格、降雨量等
（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
第２０４回国会施政方針演説（令和３年１月１８日）
「二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものです。まずは、政府が環境投資で大胆な一歩を踏み出します。」
【閣議決定】
地球温暖化対策計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）
第 6 次エネルギー基本計画（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）
【閣決（重点）】
第５次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）
【その他】
国土交通省環境行動計画（令和 3 年 12 月 27 日改定）
水循環政策における再生可能エネルギー導入促進に向けた数値目標（令和 3 年 12 月　内閣官房水循環政策本部事務局）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
210 万 t-CO_2	292 万 t-CO_2	296 万 t-CO_2	－	－

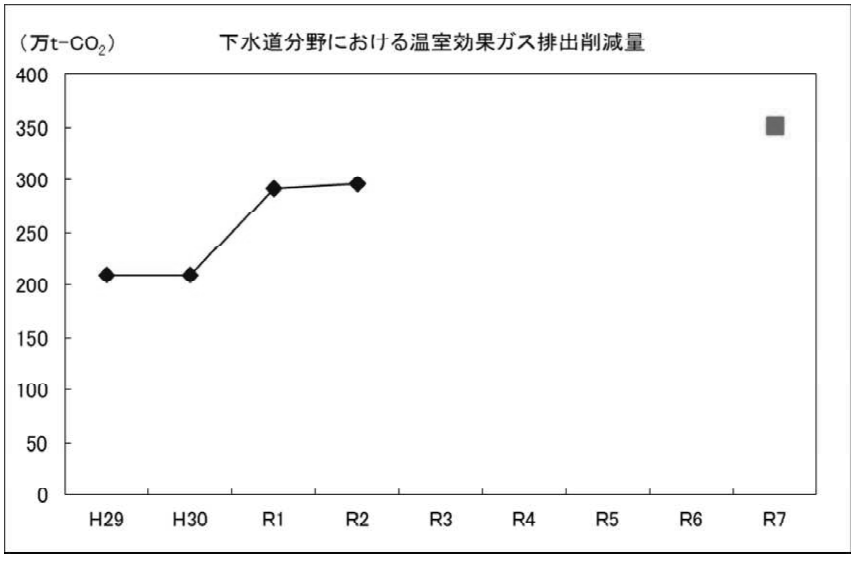

主な事務事業等の概要

・下水道においては、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた施設管理の高度化・効率化を図るとともに、省エネルギー設備の導入、太陽光や下水熱などの再生可能エネルギーの導入等を推進する。また、下水汚泥由来の固形燃料や消化ガスの発電など、下水道バイオマスを有効活用した創エネルギーの取組を推進する。

・下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化や、一酸化二窒素の排出の少ない焼却炉及び下水汚泥固形燃料化施設の普及により、焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

排出削減量としては、目標に対して順当に進捗している。詳細な要因については下記①、②、③の通り

① 省エネについては、地域によって高度処理水量の増加等による電力消費量の増加等の要因もあるものの、運転管理の高度化や省エネ技術の導入により、温室効果ガス排出量は基準年から減少している。

② 下水汚泥のエネルギー化率については、エネルギー利用施設の導入等により経年的に増加し、令和2年度末時点で約27%に達しているところ、目標達成に向け、引き続き案件形成を加速する。

③ 下水汚泥の高温焼却率については、令和2年度末時点で77%と進捗がやや遅れている状況にあるため、高温焼却率90%実施に向けた下水道管理者等へ周知や、N20排出係数の低い炉への更新が必要。

（事務事業等の実施状況）

・社会資本整備総合交付金事業、下水道エネルギー拠点化コンシェルジュによるアドバイザー派遣等により、バイオガス化や固形燃料化、地域バイオマス活用等のエネルギー化を推進するとともに、2018年度より、下水汚泥焼却設備の設置・更新におけるN20排出削減技術導入の交付金対象要件化。

・汚泥焼却の高度化については、流動床炉における高温焼却、新型炉・固形燃料化炉に関する技術情報の提供と設備整備の支援により普及推進。

・2022年3月には、脱炭素社会の実現に貢献する下水道の将来像を定め、関係者が一体となって取り組むべき総合的な施策とその実施工程表を「脱炭素社会への貢献のあり方検討小委員会報告書」としてとりまとめ。

・2022年度には下水道脱炭素化推進事業を創設し、創エネや汚泥焼却の高度化等の脱炭素効果の高い事業を集中的に支援するとともに、カーボンニュートラル地域モデル処理場計画、省エネ診断の実施支援等により更なる省エネ・創エネの取組を推進。

・2023年度には下水道温室効果ガス削減推進事業を創設し、温室効果ガス削減に関する地方公共団体実行計画の策定・改定に必要となる下水道事業の温室効果ガス削減検討やそのための調査等を支援。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度に目標値の達成が見込まれるためAと評価した。

下水汚泥のエネルギー化、汚泥焼却の高度化、省エネの促進について着実な取組の実施と加速化が必要となっているため、案件形成支援や新たに創設した予算制度の活用等を通じ取組の加速化を図るとともに、目標の達成に向けて進捗をフォローアップしていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室（室長　西　修）

業績指標２７
緊急地震速報の過大予測の改善（過大・過小予測の割合）＊

評　価	
A	目標値：8.0%以下（令和７(2025)年度） 実績値：1.8%（令和４(2022)年度） 初期値:10.7%(平成 28(2016)～令和２(2020)年度の平均(５年))

（指標の定義）
当該年度内に発生した地震により震度４以上を観測した地域又は緊急地震速報で震度４以上を予想した地域について、震度の予測誤差が±３階級以上の割合を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）
緊急地震速報の改善としては、これまでに、同時に複数の地震が発生した場合も適切に震源を推定する IPF 法（平成 28(2016)年 12 月）や巨大地震が発生した場合も精度よく震度を予測できる PLUM 法（平成 30(2018)年３月）、さらには、海域の地震に対する緊急地震速報の発表の迅速性と精度向上を図るため、海底地震計を活用するための技術(令和元(2019)年６月）を開発・導入してきた。

一方で、緊急地震速報では、発表の迅速性とその後の情報の精度向上のため、利用できる観測データに応じた複数の震源推定手法を併用し、その中でより精度が高いと考えられる震源を採用するとともに、その地震による揺れと判定された振幅値データからマグニチュード（M）を推定している。このため、令和２(2020)年７月 30 日に鳥島近海で発生した地震に対する緊急地震速報のように、採用された推定震源が不適切であった場合、同じ地震による揺れと判定された振幅を不適切な震源との組み合わせでM推定に利用することによって、Mを過大に推定し、震度を過大に予測してしまうことがある。震度を過大予測した緊急地震速報が発表されると、社会的に大きな影響・混乱を及ぼすことになることから、改善すべき重要な課題である。

この課題に対応し、緊急地震速報の過大予測を低減するため、緊急地震速報の処理に用いてきた複数の震源推定手法を、令和５(2023)年度を目途に、複数地震の識別に長けた手法である IPF 法に統合する計画である。

この改善にあたり、緊急地震速報の予測震度が、観測された震度に対して±３階級以上となる地域の割合を指標とする。本指標は、地震の発生状況に依存することから、この影響が小さくなるよう、過去の５年間ごとの実績を見ると、令和２(2020)年度までの５年間の値は 10.7%、それ以前での最小値は令和元(2019)年度までの５年間での 9.7%であった。これを踏まえ、

① 令和５(2023)年度までに、緊急地震速報の震源推定手法を IPF 法に統合する

② 令和７(2025)年度には、本指標について、令和２(2020)年度以前の５年間ごとの実績の最小値(9.7%)を下回り、令和２(2020)年度までの５年の値の 75%に相当する 8.0%を目標とし、単年度（統計期間１年）の実績値がこの目標値を下回る（各年度の評価については、IPF 法統合の効果を把握できるよう、単年度の実績値により行う）ことを目標とする。

（外部要因）
地震活動の変化（地震の発生場所や発生回数の変化）

（他の関係主体）
（国立研究開発法人）防災科学技術研究所

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
国土強靭化年次計画 2022 重要業績指標

過去の実績値（※）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
H28～R2 の平均（５年）　10.7			3.1	1.8

（※）単位：%（緊急地震速報の予測震度が観測された震度に対して±３階級以上となる地域の割合）

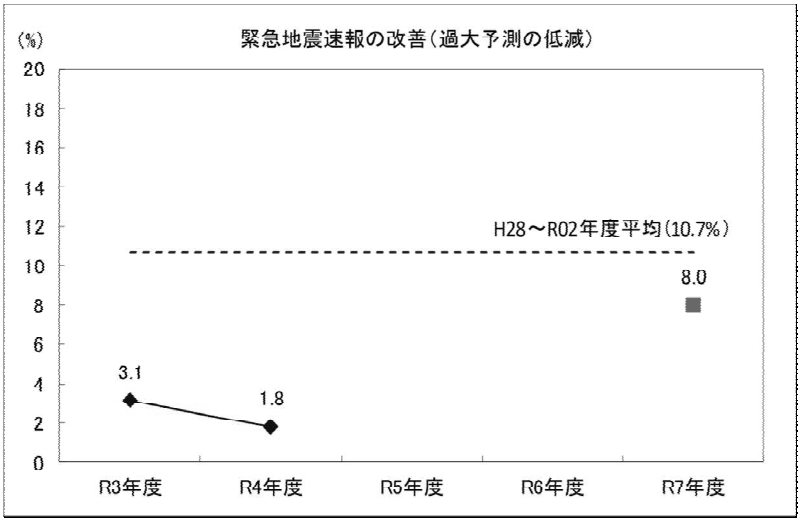

主な事務事業等の概要

・地震津波観測業務等　予算額：1,128 百万円の内数（令和４（2022）年度）

国内外の地震を観測・監視・解析し、適時的確に緊急地震速報、津波警報等を発表することにより、地震や津波による災害の防止・軽減を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

当該指標は、毎年の地震の発生状況によっても上下する指標であるが、令和４(2022)年度の実績値は 1.8%と、目標値である 8.0%を下回る結果となった。また、令和５(2023)年度の震源推定手法統合に向けた作業を着実に進めた。

（事務事業等の実施状況）

震源推定手法の IPF 法への統合を開始する以前の実績であり、今回の実績値は令和４(2022)年６月 19 日の石川県能登地方の地震（最大震度：６弱）や、令和４(2022)年８月 11 日の上川地方北部の地震（最大震度：５強）等、強い揺れを観測した地震においても概ね適切に緊急地震速報を発表できたことによると考えられる。

一方、震源推定手法を IPF 法に統合するための準備としては、令和３(2021)年度以降、防災科学技術研究所の高感度地震観測網（以下、Hi-net）データを IPF 法に活用するための処理手法や計算負荷軽減策の検討や、尤度関数の最適化などの検討を実施し、過去の発表事例について他の処理手法との比較・検証や、実際に発表される緊急地震速報の予測精度の検証を行っている。

令和４(2022)年度は、過去に緊急地震速報に利用した単独観測点処理の結果を調査し、IPF 法の入力データである、「検測時刻」、「速度振幅」、「B-Δ 法による震央距離」、「主成分分析法による震央方位」の一元化震源との残差分布を評価することで、その特性に合わせて IPF 法の評価関数の再設計を行った。結果として、観測点の距離ウエイトを検測値に対してのみ定義することや、震央距離推定結果を対数値で評価することなど、具体的な尤度関数の最適化を行うことができた。再設計した尤度関数をもとに過去事例の検証を行った結果、着未着法に対しても同等の震源精度で震源推定が可能であることがわかったほか、過去に緊急地震速報の震度予測精度の悪化が認められた平成 23(2011)年３月（東北地方太平洋沖地震）や平成 28(2016)年４月（熊本地震）の地震活動、また平成 30(2018)年１月５日に茨城県沖と富山県西部で同時に地震が発生した事例に対しても精度よく震源推定が可能であることを確認した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４(2022)年度においては、目標値を達成したこと、また、令和５(2023)年度に震源推定手法を IPF 法へ統合するための準備を着実に進めたことから、評価をＡとした。

緊急地震速報は、発表の迅速性とその後の情報の精度向上のため、利用できる観測データに応じた複数の震源推定手法を併用し、その中でより精度が高いと考えられる震源を採用するとともに、その地震による揺れと判定された振幅値データからマグニチュード（M）を推定している。このため、採用された推定震源が不適切であった場合、同じ地震による揺れと判定された振幅を不適切な震源との組み合わせでM推定に利用することによって、Mを過大に推定し、震度を過大に予測してしまうことがあり、改善すべき課題である。

この課題に対し、緊急地震速報の過大予測を低減するため、令和５(2023)年内を目途として緊急地震速報の処理に用いてきた複数の震源推定手法を IPF 法へ統合した緊急地震速報を運用開始するため、引き続き Hi-net データを IPF 法に活用するための検証を進めるほか、運用開始に向けた最終的なパラメータ設定やシステムでの動作切り替えのための準備作業を実施する。

なお、当該指標は、毎年の地震の発生状況によっても上下する指標であるため、引き続きこのことに留意して今後の評価を実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 気象庁地震火山部管理課（課長　加藤 孝志）
関係課： 気象庁地震火山部地震火山技術・調査課（課長　束田 進也）

業績指標２８
大規模災害に対する通信局舎・通信鉄塔の耐震対策が完了した割合*

評　価	
A	目標値：100%（令和 7 年度） 実績値： 97%（令和 4 年度） 初期値： 93%（令和 2 年度）

（指標の定義）
危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等の通信局舎・通信鉄塔のうち、耐震対策を行っている割合。
（目標設定の考え方・根拠）
危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ結合通信網の強靱化の整備を順次進めており、令和 7 年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の 100%を目標として設定した。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
なし
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　割合（%）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	93	94	97

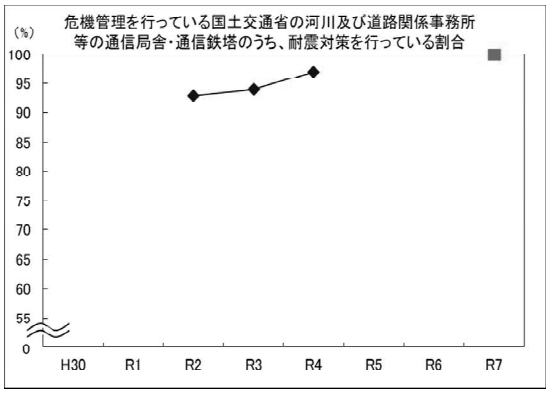

主な事務事業等の概要

・庁舎・施設等の耐震診断、耐震補強工事　予算額： 4 百万円（令和４（2022）年度）
・鉄塔の耐震診断、耐震補強工事　予算額：74 百万円（令和４（2022）年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
指標は、過去 3 年の間、継続的かつ定量的に増加している。
（事務事業等の実施状況）
全箇所数 約 1370 か所　対策済箇所 約 1330 か所　（令和 4 年度末時点）※
※廃止等により変動する可能性有

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標の値は順調に増加しているため、業績指標の判定を「Ａ」とした。

今後も、危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所等の通信局舎・通信鉄塔の耐震対策を進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房技術調査課　電気通信室（室長　藤本　幸司）
関係課：

業績指標２９
台風予報の精度の改善（台風中心位置の予報誤差）＊

評　価

A	目標値：180km（令和７年） 実績値：188km（令和４年） 初期値：207km（令和２年）

（指標の定義）
72 時間先の台風中心位置の予報誤差（台風の進路予報円の中心位置と対応する時刻における実際の台風中心位置との間の距離）を、当該年を含む過去 5 年間で平均した値。

（目標設定の考え方・根拠）
台風による被害の軽減を図るためには、台風に関する予測の基本である台風中心位置の予想をはじめとした台風予報の充実が必要である。この充実を測定する指標として、台風中心位置の予報誤差を用いる。
令和２(2020)年までの過去 5 年間における予報誤差の平均は 207km である。令和７(2025)年の目標値としては、過去 5 年間の同指標の減少分及び過去 5 年間の各単年実績の背景を踏まえ、新たな数値予報技術の開発等により、180km に改善することが適切と判断。
本目標を達成するためには、予測に用いる数値予報システムの高度化が必要であり、数値予報モデルの改良を進めるとともに、初期値の精度向上に重要な観測データの同化システムの改善を図る。
また、数値予報技術の開発と並行して、数値予報資料の特性の把握や、観測資料による数値予報資料の評価などを通した、予報作業における改善に努め、台風予報精度の一層の向上を図る。

（外部要因）
自然変動（台風の進路予想に影響を与える台風及び環境場の特性の変化）

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（暦年）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
219km	207km	207km	204km	188km

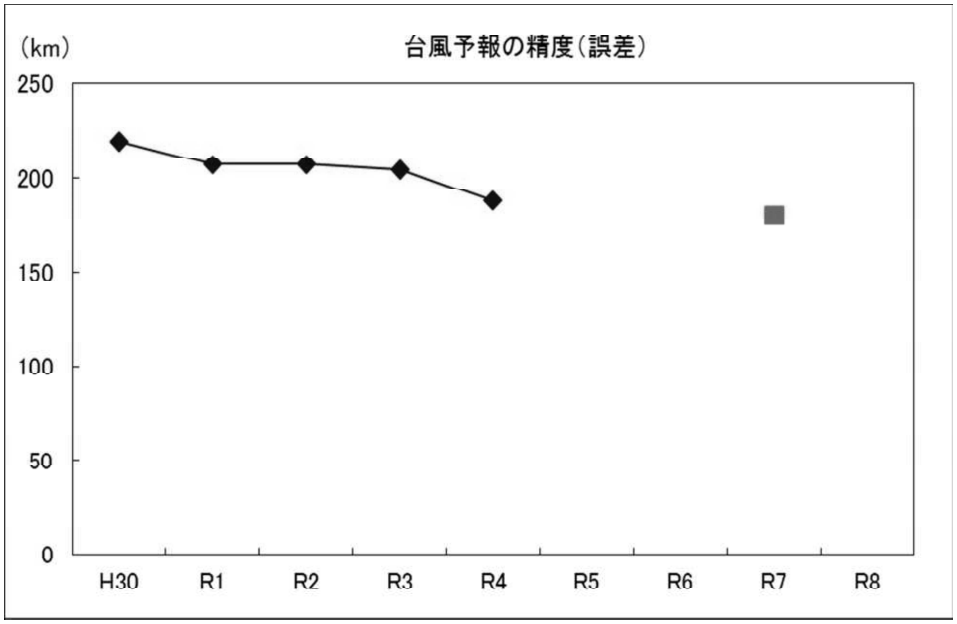

主な事務事業等の概要

○スーパーコンピュータシステムの運用

スーパーコンピュータシステムを用いて予測モデルの開発を推進し、局地予報や台風予報などの精度を向上させる。

予算額：712 百万円（令和３年度）　※一部に内閣官房及びデジタル庁に一括計上された額を含む

予算額：745 百万円（令和４年度）　※一部にデジタル庁に一括計上された額を含む

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。これまでの実績値のトレンドから、目標年度に目標を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

台風進路予想の基礎資料となる全球モデル（地球全体の大気の流れを計算する数値予報モデル）について、令和４(2022)年６月に全球モデルの初期値を作成する全球解析において欧州極軌道衛星データの利用高度化を行った。さらに令和５(2023)年３月に全球モデルの水平分解能の高解像度化(20km から 13km へ)、および物理過程の改良を実施するとともに、全球解析において衛星データ等の観測データの利用高度化を行った。

予報作業における取組について、台風進路予想の誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４年度の指標は目標値に向かって順調に推移しているため、業績指標の判定を「A」とした。

令和５(2023)年度には、第 11 世代となるスーパーコンピュータシステムの設置・更新作業を行って計算機能力の向上を図り、今後の開発資源を増強する。また、予報作業における取組について、進路予想の誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図る。

令和６(2024)年度以降は、第 11 世代となるスーパーコンピュータシステムを用いて、高解像度化された全球モデルにより適した物理過程の開発や観測データの利用を進めていく。さらには、雲・降水域の衛星観測データや高解像度・高頻度な観測ビックデータの利用、新規衛星観測データの積極的な利用に向けた開発を行うとともに、将来に向けた全球モデルの更なる高解像度化に関する開発、AI 技術を活用した数値予報モデルの物理過程の開発、大気―波浪結合モデル・大気－海洋結合モデル導入の必要性の検討等を行う。また、予報作業における取組について、進路予想の誤差が大きくなった事例の検証等による数値予報資料の特性の把握や観測資料による数値予報資料の評価を行うとともに、予報作業におけるこれらの資料の利用改善を通じて、台風予報精度の向上を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　気象庁大気海洋部業務課（課長　榊原　茂紀）
関係課：　気象庁大気海洋部気象リスク対策課（課長　水野　孝則）
関係課：　気象庁大気海洋部予報課（課長　杉本　悟史）
関係課：　気象庁情報基盤部数値予報課（課長　石田　純一）

業績指標３０
直下型地震への備えとして有効な防災地理情報（活断層図）の整備率*

評　価	
A	目標値：84%　（令和７年度） 実績値：77%　（令和４年度） 初期値：70%　（令和元年度）

（指標の定義）
現状における国土の危険性を把握し、関係機関及び国民に提供するための取組みとして国土地理院が整備している防災地理情報のうち全国活断層帯情報（活断層図）の整備面数を因子とし指標を設定する。
活断層図の整備計画面数を分母とし、整備した活断層図の面数を分子として整備率を算出する。

防災地理情報の整備率（%）＝（活断層図の整備済みの面数／活断層図の整備計画面数）×100
初期値 70% ＝（210 面／300 面）×100
目標値 84% ＝（(42 面＋210 面）／300 面）×100

（目標設定の考え方・根拠）
地震調査研究推進本部が選定する主要活断層帯（平成 30 年 2 月現在、114 断層帯）を包括する範囲の面数「300面」を整備計画面数とする。令和元年度末で整備済みの面数は、210 面であり、初期値は、70%となる。
都市的地域として設定されている「人口集中地区」にかかる範囲のうち、活断層図が未整備な範囲の図面数「42面」を、第 5 次社会資本整備重点計画の最終年度である令和 7 年度末までに整備することとし、目標値は、84%となる。
（外部要因）
・地震調査研究推進本部が行う主要活断層帯の選定内容の変更
・活断層に起因する大規模地震の発生
・新たな活断層の発見及び新たな活断層に関する知見
（他の関係主体）
地震調査研究推進本部（主要活断層帯の選定を所管）
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
・地理空間情報活用推進基本計画（令和４年３月１８日）
令和７年度までに活断層図整備率 84%の達成を目指す。（第Ⅱ部１．（１）① ａ））
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】

過去の実績値（%）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
６８	７０	７２	７５	７７

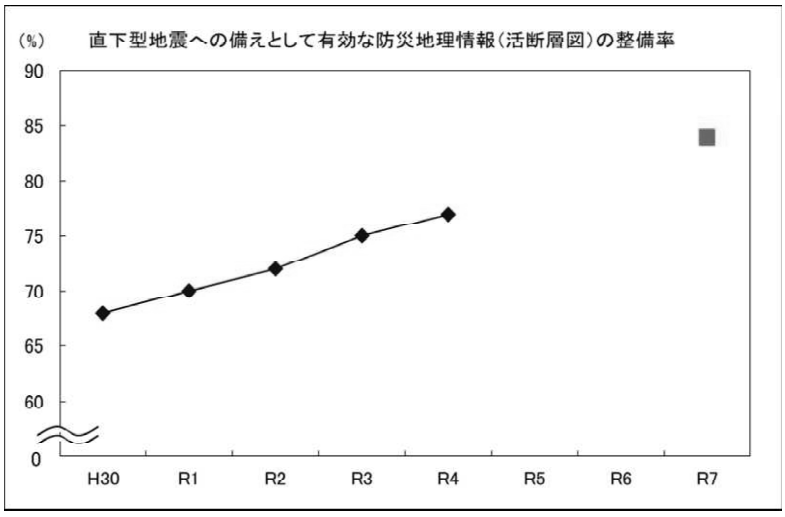

主な事務事業等の概要

全国活断層帯情報整備
全国の活断層のうち、特に地震被害が広範囲に及ぶと考えられる主要な活断層帯について、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報を整備し提供する。令和３年度は六日町断層帯他を、令和４年度は屏風山・恵那山及び猿投山断層帯他について情報を整備した。
予算額：27,860 千円（令和３年度）、27,860 千円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
指標は、過去５年の間、継続的かつ定量的に増加している。
（事務事業等の実施状況）
令和３年９月に木津川断層帯他の成果及び令和４年９月に六日町断層帯他の成果を公表するとともに、ウェブページでの公開を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標の値は順調に増加しているため、目標年度に目標値の達成が見込まれることから業績指標の判定を「A」とした。
今後も、地震調査研究推進本部と連携を図りながら目標設定の基準となる主要活断層帯について、活断層図の整備を進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院　総務部　政策課　（課長　三谷　武広）
関係課：国土地理院　企画部　企画調整課　（課長　石関　隆幸）
国土地理院　応用地理部　企画課　（課長　前田　比呂明）

業績指標３１
一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合

評　価	
B	目標値：約７５％　（令和７年度） 実績値：集計中　　（令和４年度） 　　集計中　　（令和３年度） 初期値：約６４％　（平成３０年度）

（指標の定義）
人口５万人以上の都市における、災害応急対策施設（「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」）のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペース※が確保された都市数の割合（なお、東京特別区及び政令指定都市においては、区を１都市と扱う。）
＜分母＞人口５万人以上の都市数
＜分子＞「備蓄倉庫」、「耐震性貯水槽」、「放送施設」のいずれかが整備され、地域の避難・防災の拠点となるオープンスペースが確保された都市数
※誰もが簡単にアクセスできて、永続性が担保される公的空間。

（目標設定の考え方・根拠）
都市の防災機能の向上を図るため、長期的には１００％を目指している。これまでの実績を踏まえ、令和７年度の目標値約７５％を設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第１６９回国会 施政方針演説（平成２０年１月１８日）「都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。
・第１８３回国会 施政方針演説（平成２５年２月２８日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。

【閣議決定】
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）（第３章 国土強靭化の推進方針 ２ 施策分野ごとの国土強靭化の推進方針（２）住宅・都）
密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
６４．１％	６４．５％	６５．９％	６７．６％	集計中

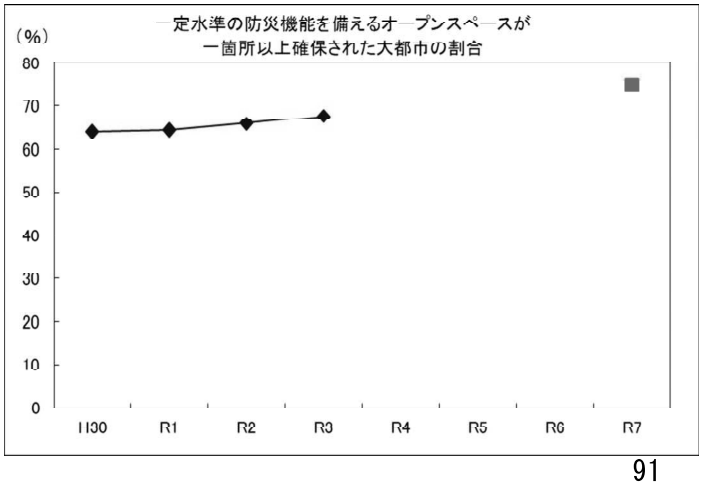

主な事務事業等の概要

○防災公園の整備（◎）

災害時の避難地や防災拠点となる防災公園の整備により、都市の防災機能の向上を図り、安全で安心できる都市づくりを推進する。

予算額：社会資本整備総合交付金５，７１３億円、防災・安全交付金８，１５６億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金３６８億円の内数（令和４年度国費）
社会資本整備総合交付金６，３１１億円、防災・安全交付金８，５４０億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金４７７億円の内数（平成３年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

令和４年度の実績値は集計中であるが、一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合は令和２年度 65.9%、令和３年度 67.6%と着実に増加している。しかしながら過去のトレンドを延長した場合、目標年度に目標値を達成しないと見込まれることから、目標の達成に向け引き続き努力が必要である。

（事務事業等の実施状況）

都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、帰宅困難者対策のための既存公園の防災機能強化や、震災時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・本業績指標は初期値からは上昇しているものの、近年の実績値から推計すると目標年度である令和７年度において、目標値の達成ができないことから、Ｂ評価とした。その要因として、限られた予算の中で、公園施設の老朽化対策等も実施する必要があることから、進展が大きくなかったことが挙げられる。
・近年の大規模災害の影響を受け、各都市における防災に対する危機意識が高まっていることを踏まえ、都市における防災機能を強化し、安全で安心できる都市づくりを推進するため、引き続き災害時の避難地や防災拠点となる都市公園等の整備を推進していく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課：公園緑地・景観課（課長　伊藤 康行）

業績指標３２
防災指針を作成する市町村数

評　価

A	目標値：600 市町村（令和７年度） 実績値：172 市町村（令和４年度） 初期値：０市町村（令和２年度）

（指標の定義）
都市計画区域が指定されている市町村 1,374 市町村(令和 2 年 3 月 31 日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画に防災指針を記載した市町村数

（目標設定の考え方・根拠）
・居住の安全性等の防災・減災対策の取組を推進するため、令和 2 年度に都市再生特別措置法の一部を改正し、立地適正化計画に防災指針を記載することを位置づけたところ。
・令和 6 年度には 600 市町村が立地適正化計画を作成していることが見込まれており、また令和 2 年度の法改正以前に作成された立地適正化計画についてもおおむね 5 年ごとの評価の際に見直して防災指針を作成することを想定し、令和 7 年度には作成される全ての立地適正化計画に防災指針が記載されることを目指すこととし、令和 7 年度末の目標作成都市数を 600 市町村と設定。

（外部要因）
－

（他の関係主体）
市町村（立地適正化計画の作成主体）

（重要政策）
【施政方針】
－

【閣議決定】
・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）
・都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日）
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア　高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。（第一．２）等
・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日）
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のＤＸ等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。
・新しい資本主義　実行計画　フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日）
（交通･物流、インフラ、都市の課題解決）
…インフラ分野の DX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
（都市の競争力向上）
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する
・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和 4 年 6 月 7 日)
ⅰ魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日）
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	０市町村	８５市町村	１７２市町村

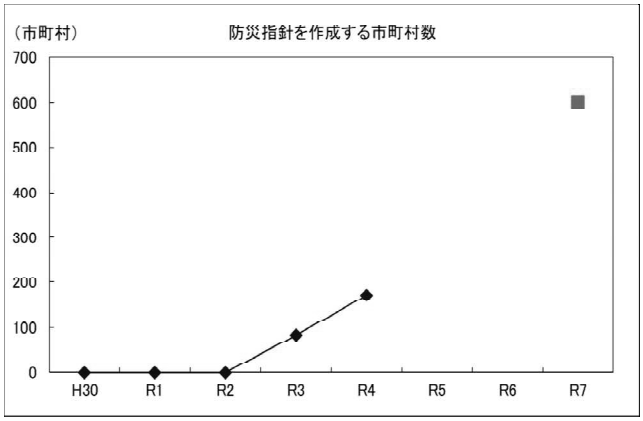

主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業

市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。

予算額：6.4億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドの延長では、目標年度に目標達成するペースではないものの、令和2年度の法改正により立地適正化計画に防災指針を記載することを位置付けて以降、防災指針作成市町村は順調に増加しており、直近の市町村アンケート（R5.3 末時点）では、約 600 市町村が令和 7 年度までに防災指針の作成意向を示していることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

コンパクトシティの形成を促進するとともに、市町村における防災指針の作成や防災指針に位置付けた施策の推進等を支援するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」において、防災に関与する部局により防災タスクフォースを設置し、市町村に対する省庁横断・ワンストップの相談体制を構築した。また、都市の防災・減災対策に意欲的に取り組む「防災コンパクト先行モデル都市」を形成し、防災指針に関する先行した取組について横展開を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、順調に推移しており、目標達成に向けた成果を示しているため、A と評価した。
今後も、目標達成に向けて、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課　（課長　鈴木　章一郎）
関係課：

業績指標３３
危険密集市街地の面積及び地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率（①面積、②地域防災力の向上に資するソフト対策）

評　価	
①　B ②　A	目標値：①おおむね解消（令和 12 年度） ②100%（令和７年度） 実績値：①1,875ha（令和４年度） ②92%（令和４年度） 初期値：①約 2,220ha（令和２年度） ②約 46%（令和２年度）

（指標の定義）
①危険密集市街地の面積
危険密集市街地とは、密集市街地のうち、延焼危険性や避難困難性が高く、地震時等において、大規模な火災の可能性、又は道路閉塞による地区外への避難経路の喪失の可能性があり、生命・財産の安全性の確保が著しく困難で、重点的な改善が必要な地震時等に著しく危険な密集市街地
②地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率
（分子）地域防災力の向上に資するソフト対策を実施した地区数
（分母）令和２年度末の危険密集市街地の地区数（111地区）

（目標設定の考え方・根拠）
危険密集市街地の最低限の安全性を確保するため、「住生活基本計画」（令和３年３月19日閣議決定）および「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定）において設定している成果指標・目標から設定したもの。
①　危険密集市街地は、平成23年の設定時点で5,745ha存在していたが、整備改善が進み、令和４年度末で1,875haとなり、引き続き、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めることが必要。従前の目標期間を10年間延長し、令和12年度までにおおむね解消することを目指す。
②　危険密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するためには、ソフト対策を強化することが求められるため、新計画においてソフト対策の成果指標を導入し、令和７年度までに全ての地区において取組を実施することを目指す。

（外部要因）
目的達成には、地方公共団体による市街地整備および老朽住宅の建替え等を進める必要があるが、それらは高齢化の進展や経済状況等に影響される。

（他の関係主体）
地方公共団体、都市再生機構等（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
・ 第208回国会 施設方針演説（令和4年1月17日）「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」
・ 第211回国会 施設方針演説（令和5年1月23日）「五か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的・継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化を進めるため、新たな国土強靱化基本計画を策定します。」

【閣議決定】
・ 国土強靱化基本計画の変更（平成30 年12 月14 日）（第３章国土強靱化の推進方針 ２施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（２）住宅・都市）密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策や住宅・建築物・学校等の耐震化の目標が着実に達成されるよう、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、老朽化マンション等の建替え、建築物の耐震改修を進めるとともに、ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。
・ 防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策（平成30 年12 月14 日）（第３章各項目の主な具体的措置）地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策
・防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年 12 月 11 日）（第２章　重点的に取り組むべき対策　１激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策　（１）人命・財産の被害を防止・最小化するため

の対策）

地震時等に著しく危険な密集市街地対策

・住生活基本計画（全国計画）の全部変更(令和３年３月 19 日閣議決定)（第２　目標２）

地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれにあわせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値（面積）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
3,149ha	2,982ha	2,219ha	1,989ha	1,875ha

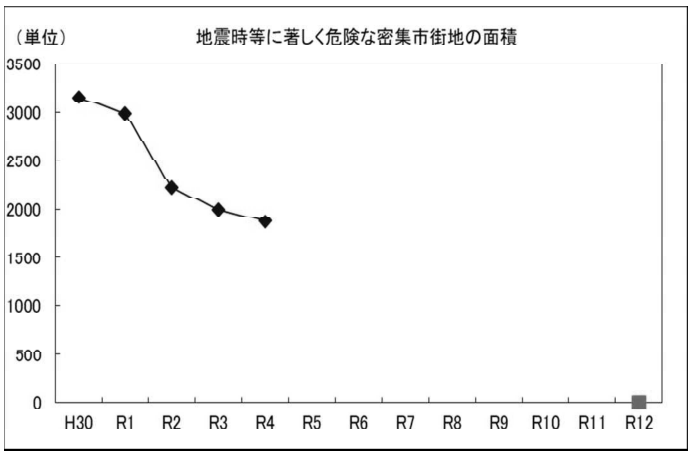

過去の実績値（ソフト対策実施率）		（年度）
Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
46%	92%	92%

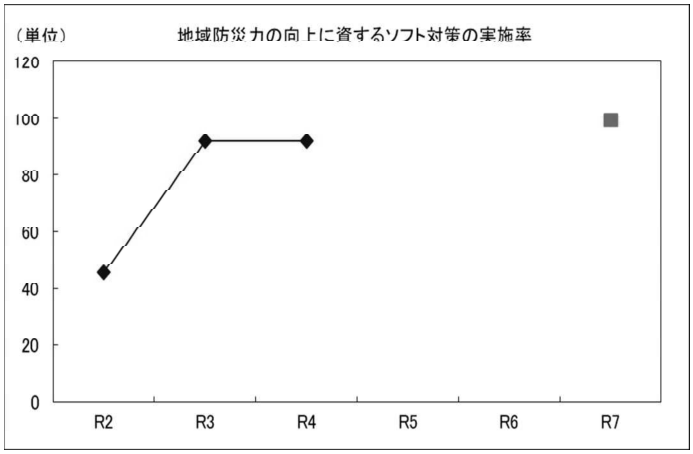

主な事務事業等の概要

・　密集市街地の改善整備の促進のため、各種制度を実施している。（◎）

予算額：防災・安全交付金　８，５４０億円の内数（令和３年度）

防災・安全交付金　８，１５６億円の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

・　住宅市街地総合整備事業等により老朽住宅の除却・建替、地区施設等の整備を促進している。

・　住宅地区改良事業等により不良住宅の買収・除却、改良住宅の建設、地区施設等の整備を促進している。

・　密集市街地総合防災事業により密集市街地における総合的な環境整備を推進している。

予算額：密集市街地総合防災事業　４５億円（令和３年度）

４５億円（令和４年度）

・　優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税・法人税・個人住民税・法人住民税）

防災街区整備事業等の用に供するために土地等を譲渡した個人・法人に軽減税率を適用。

・　防災街区整備事業の施行に伴い新築された防災施設建築物に係る特例措置（固定資産税）

防災街区整備事業の施行に伴い新築された、防災施設建築物に該当する家屋のうち、一定の要件を満たすものについては固定資産税を減額。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和４年度末時点で1,875ha と着実に減少しているものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標達成への進捗状況は順調でない。

地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率は、令和４年度末時点で92％と、目標達成に向けた成果を示している。令和４年度は令和３年度の実績値から横ばいとなっているが、家庭単位・地域単位・地域防災力の実効性を高めるための取組の３区分いずれも実施している地区の割合であり、３区分実施に満たない地区も、取組区分は増えている。そのため、今後も継続して実施することにより、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・　令和３年度において、条例等により防火規制が強化されている地区における空き家等の除却に対する補助率引き上げの時限措置を延長。

・　令和４年度において、密集市街地の解消に向けたモデル的な取組や無接道敷地の解消に向けた土地の共同化を図る取組及びソフト対策への支援の強化を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

○ 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積は、令和４年度末時点で1,875ha と、おおむね解消に向け毎年度着実に減少しているが、目標達成に向けた成果を示していないことからＢと評価した。

○ 地域防災力の向上に資するソフト対策の実施率は、令和４年度末時点で92％と、目標達成に向けた成果を示しており、目標年度に目標達成すると見込まれるためＡと評価した。

○ 今後は、住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月閣議決定）に基づき、道路や公園の整備、老朽建築物等の除却・建替え等のハード対策を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置や防災マップの作成等のソフト対策を促進していく。

○ また、これまでの制度拡充による支援メニューの充実化等を通じて、東京都等において密集市街地解消のための市街地整備の進捗が確実に見られることから、引き続きこれらの支援を推進していくとともに、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めるため、地区毎のカルテを作成し、国と地方公共団体が一体的に進捗管理を行いながら取組を推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　都市局都市安全課（課長　武井　利行）

住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長　豊嶋　太朗）

関係課：　都市局都市計画課（課長　鈴木　章一郎）

都市局市街地整備課（課長　鎌田　秀一）

都市局街路交通施設課（課長　服部　卓也）

都市局公園緑地・景観課（課長　伊藤　康行）

住宅局住宅総合整備課住環境整備室（室長　前田　亮）

住宅局市街地建築課（課長　成田　潤也）

業績指標３４
災害時における機能確保率（①主要な管渠、②下水処理場、③ポンプ場）＊

評　価

①　A ②　A ③　A	目標値：①約 60%（令和 7 年度）、②約 42%（令和 7 年度）、 ③約 38%（令和 7 年度） 実績値：①約 55%（令和 3 年度）、②約 40%（令和 3 年度）、 ③約 37%（令和 3 年度） 集計中（令和 4 年度） 初期値：①約 52%（令和元年度）、②約 37%（令和元年度）、 ③約 31%（令和元年度）

（指標の定義）
①主要な管渠
【分子】重要な幹線等のうち、耐震化が行われている延長
【分母】重要な幹線等の延長（重要な幹線等：流域幹線の管路、ポンプ場・処理場に直結する管路、河川・軌道等を横断する管路、緊急輸送路に埋設された管路）
②下水処理場
【分子】地震時においても、下水処理機能のうち、「揚水」・「沈殿」・「消毒」による最低限の機能が確保されている下水処理場の箇所数
【分母】全国の下水処理場の箇所数
③ポンプ場
【分子】地震時においても、揚水機能が確保されているポンプ場の箇所数
【分母】全国のポンプ場の箇所数

（目標設定の考え方・根拠）
①主要な管渠
地方公共団体が定めている「重要な幹線等」の延長のうち、耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。
②下水処理場
地方公共団体の耐震化事業に係る過去の整備状況を勘案し目標値を設定。
③ポンプ場
地方公共団体の耐震化事業の実施予定から目標値を設定。

（外部要因）
地中埋設物関係者や地元との調整状況

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・防災、減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年１２月１１日）
第２章．１．（２）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策
下水道施設の地震対策
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策、電気火災防止のために自動的に電力供給を停止する取組等による耐災害性の強化を図るとともに、（以下、略）」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	①５２％ ②３７％ ③３１％	①５４％ ②３８％ ③３４％	①５５％ ②４０％ ③３７％	集計中 （８月）

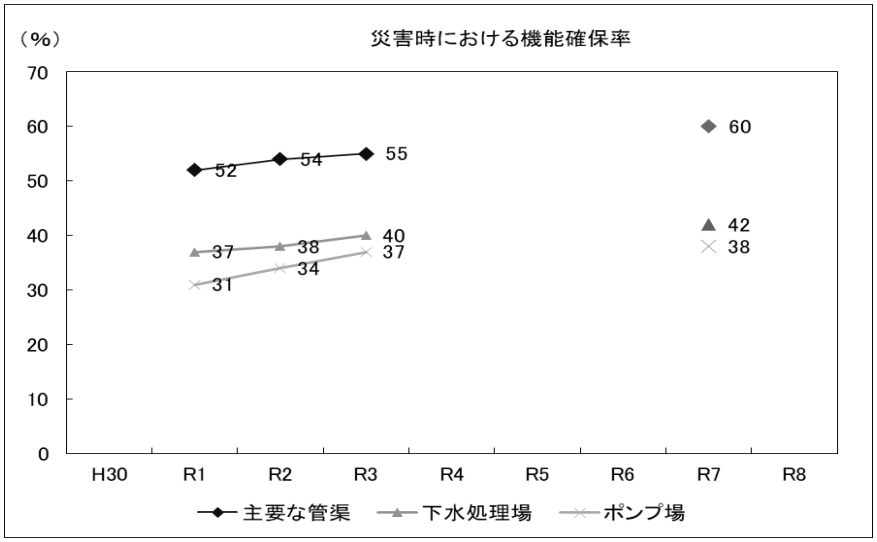

主な事務事業等の概要

○切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減（◎）

切迫する地震・津波等による被害の軽減を図るため、引き続き住宅、建築物、公共土木施設等の耐震化を進めるとともに、高台まちづくりの推進、都市公園等の整備、港湾の強靱化を進める。

○下水道施設の耐震化を推進

災害時における下水道施設の機能確保に向けて、主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の耐震化をはじめとする下水道施設の地震対策を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　５，８１７億円の内数（令和４年度国費）

防災・安全交付金予算額　８，１５６億円の内数（令和４年度国費）

下水道事業関連予算額　６１４億円の内数（令和４年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①　順調である。

・主要な管渠の耐震化率については、令和３年度の実績値は約５５％（47,466km/86,594km）であり、目標値である約６０％に向け順調に推移している。防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策などを活用し、引き続き一層の支援を行っていく。

②　順調である。

・下水処理場の耐震化率については、令和３年度の実績値は約４０％（840 箇所/2,125 箇所）であり、目標値である約４２％に向け順調に推移している。防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策などを活用し、引き続き一層の支援を行っていく。

③　順調である。

・ポンプ場の耐震化率については、令和３年度の実績値は約３７％（1,509 箇所/4,103 箇所）であり、目標値である約３８％に向け順調に推移している。防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策などを活用し、引き続き一層の支援を行っていく。

（事務事業等の実施状況）

平成２１年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和４年度までの制度を、令和５年度から令和９年度まで５年間延伸した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・主要な管渠、下水処理場及びポンプ場の耐震化率については、目標値に向けて順調に推移していることから、いずれもＡと評価した。

・防災・減災、国土強靱化のための５カ年加速化対策などを活用し、引き続き一層の支援を行っていく。

・さらに、下水道総合地震対策事業の拡充等による「防災」と「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を引き続き推進するとともに、被害を最小化する「減災」対策の一層の強化を図るため、近年の自然災害における課題等を踏まえた下水道事業における事業継続計画（ＢＣＰ）の見直しを推進していく。

担当課等（担当課長名等）
担当課： 水管理・国土保全局　下水道部　下水道事業課　（課長　石井　宏幸） 関係課：

業績指標３５
①住宅　②耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率 ＊

評　価

①　N	目標値：耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和１２年） 実績値：約８７％（平成３０年） 初期値：約８７％（平成３０年）
②　B	目標値：耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消（令和７年） 実績値：要緊急　約９０％（要安全含む　約７１％）（令和４年） 初期値：要緊急　約８９％（要安全含む　約７４％）（令和２年）

（指標の定義）
①　住宅の耐震化率
住宅の総戸数のうち、耐震性を有するもの（※１）の戸数（いずれも居住世帯のある住宅の戸数）の割合
②　耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率
耐震診断義務付け対象建築物（※２）の総棟数のうち、耐震性を有するもの（※３）の棟数の割合
※１　新耐震基準（昭和５６年６月１日施行の改正建築基準法施行令の耐震基準）で建築されたもの、新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。
※２　・要緊急安全確認大規模建築物
平成２７年１２月３１日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。
・要安全確認計画記載建築物
地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。
※３　新耐震基準施行以前に建築されたもののうち耐震改修済みのもの又は耐震診断の結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられたもの。

（目標設定の考え方・根拠）
①　平成 30 年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取組みがなされることを求めるとともに、従来設定されていた目標（令和７年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）を５年間スライドさせて設定。（住生活基本計画（令和３年３月閣議決定）等）
②　他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んできていることを踏まえ、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化した上で、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物の概ね解消を従来から引き続き目標として設定。（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）等）
※「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において目標設定を検討し、令和２年５月にとりまとめ（https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000137.html）

（外部要因）
・住宅・建築物の耐震改修や老朽化した住宅・建築物の建替え・除却等のペースは経済状況等に影響される。

（他の関係主体）
地方公共団体、耐震改修支援センター等

（重要政策）
【施政方針】
・第２１１回国会 施政方針演説（令和５年１月２３日）「今年、関東大震災から百年の節目を迎えます。激甚化、頻発化する災害への対応も、先送りできない重要な課題です。五か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的、継続的、安定的に防災・減災、国土強靱化を進めるため、新たな国土強靱化基本計画を策定します。」
【閣議決定】
・「住生活基本計画（全国計画）」（令和３年３月１９日閣議決定）において、令和１２年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することとされている。
・「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年１２月１１日閣議決定）の中長期目標において、令和７年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することとされている。
【閣決（重点）】
・「社会資本整備重点計画」（令和３年５月２８日）第３章に記載あり
【その他】
・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成１８年国土交通省告示第１８４号、令和３年１２月改正施行。）において、令和１２年までに耐震性が不十分な住宅を、令和７年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消するとの目標を掲げている。
・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（令和４年９月３０日中央防災会議決定）や「国土強靱化年次計画２０２２」（令和４年６月２１日国土強靱化推進本部決定）においても、これらと同じ目標が掲げられている。

過去の実績値					（年度）
	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①	約８７％	－	－	－	－
②	－	－	要緊急：約８９％ （要安全含む： 約７４％）	要緊急：約９０％ （要安全含む： 約７３％）	要緊急：約９０％ （要安全含む： 約７１％）

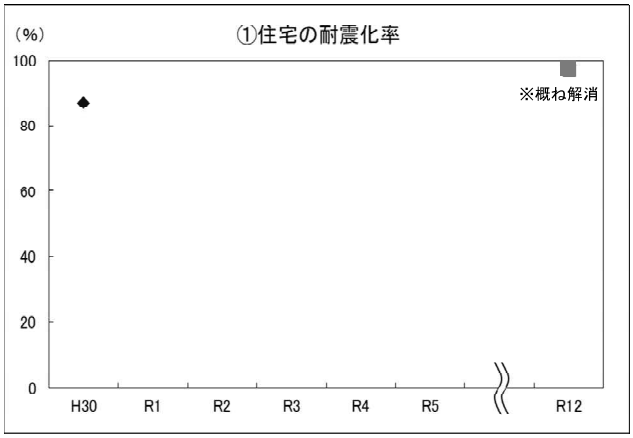

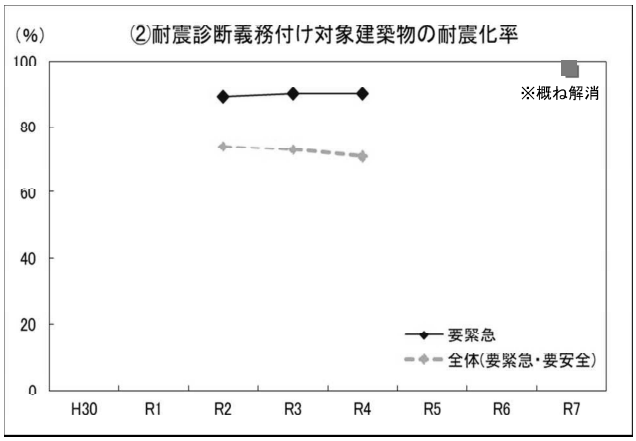

※要安全は地方公共団体が指定することで対象棟数が増加するため、耐震化率が前年度に比べて減少する場合もある。これに伴い、全体（要緊急・要安全）の耐震化率も減少する場合もある。

主な事務事業等の概要

①・②共通
・平成７年度より建築物の耐震化支援制度を創設し、継続的に住宅・建築物の耐震化に対する支援を行っている。
・平成２１年度以降、住宅・建築物安全ストック形成事業により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
予算額：社会資本整備総合交付金　６，３１１億円の内数（令和３年度）
５，８１７億円の内数（令和４年度）
防災・安全交付金　８，５４０億円の内数（令和３年度）
８，１５６億円の内数（令和４年度）
・平成２５年１１月に改正された耐震改修促進法に基づき、不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等により、住宅・建築物の耐震化を促進している。
・平成２５年度以降、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）等により、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、重点的かつ緊急的な支援を実施している。
予算額：地域防災拠点建築物整備緊急促進事業　１４０億円の内数（令和３年度）
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業　１３０億円の内数（令和４年度）
①住宅の耐震化
・住宅・建築物安全ストック形成事業において、住宅の補強設計等と耐震改修・建替えのパッケージ支援（国と地方で１００万円の定額支援等）を講じている。
・住宅の耐震改修を行った場合、耐震改修に要した標準的な費用の１０％相当額（２５万円を限度）等を所得税額から控除するとともに、固定資産税の減額措置（１年間１／２減額、特に重要な避難路沿道にある住宅は２年間）を講じている。
・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金を貸し付ける措置を講じている。
・耐震性不足のマンションの耐震改修やマンション敷地売却の際の決議要件について、認定を受けた場合の緩和措置を講じている。
②建築物の耐震化
・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（２年間１／２減額）を講じている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・住宅の耐震化については、５年ごとに実施される住宅・土地統計調査結果をもとに実績値を推計しており、平成３０年の初期値以降の実績値の推計がなく、また平成３０年以降のトレンドを確認できないため、現時点において目標年（令和１２年）に目標が達成可能か判断できない。耐震改修促進法等による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。
・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化については、令和２年から令和４年の２年間で要緊急安全確認大規模建築物に関しては１ポイント上昇し（８９％→９０％）、直近２年間はコロナ禍の影響により耐震化の遅れが見られ

たものの、目標年（令和７年）に向けてある程度の目標達成の目途が立ちつつあると考えられる。また、要安全確認計画記載建築物のうち、防災拠点建築物については令和３年から令和４年の１年間で８ポイント上昇し（５９％→６７％）目標達成の目途は立ちつつあるものの、避難路沿道建築物については令和４年で３６％であり達成が難しいものと考えられる。このため、耐震診断義務付け対象建築物全体では達成が難しいものと考えられる。耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

（事務事業等の実施状況）

①・②共通

・不特定多数の人が利用する大規模建築物等に対する耐震診断結果の報告の義務付け、建築物の耐震性に係る表示制度の創設等、耐震改修促進法の円滑な運用を図っている。

・平成２５年度予算において、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物に対し、住宅・建築物安全ストック形成事業による助成に加え、耐震対策緊急促進事業を創設し、国が重点的・緊急的に支援している。（令和３年度以降は地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（建築物耐震対策緊急促進事業）として実施）

①住宅の耐震化

・従来からの防災・安全交付金等を活用した支援（住宅・建築物安全ストック形成事業）に加え、平成３０年度予算において、耐震化に向けた積極的な取組みを行っている地方公共団体を対象とした、原則戸当たり１００万円の定額補助制度を創設し、耐震化の促進を図っている。

・平成２５年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置の延長・拡充を行うとともに、固定資産税については、地方公共団体が指定する特に重要な避難路沿道にある住宅は一般住宅より減額期間を延長する措置を講じている。また、令和４年度税制改正において、耐震改修を行った住宅に対する所得税の特別控除措置を令和５年１２月までに延長するとともに、固定資産税の減額措置を令和５年度末まで延長している。

・住宅金融支援機構において、耐震改修促進法に基づく耐震改修工事及び同等の耐震性能を向上させるための耐震改修工事に必要な資金の貸し付けを行っている。

・平成２６年１２月に改正したマンション建替円滑化法において、耐震性の不足する要除却認定マンションを対象としたマンション敷地売却事業制度等を創設し、平成２６年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の軽減、控除又は非課税措置）を創設するとともに、平成２６年度から専門家による相談体制の整備のための予算上の措置を講じている。

・令和２年に改正したマンション建替円滑化法により、耐震性不足のマンションを含む団地型マンションについて、多数決による敷地分割を可能とする敷地分割事業を創設し、令和２年度及び令和３年度税制改正において同事業に係る税制特例措置等（所得税、法人税、登録免許税、事業税、事業所税、住民税及び消費税の控除又は非課税化）を創設している。

②建築物の耐震化

・耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、耐震改修を行った場合の固定資産税の減額措置（２年間１／２減額）を講じている。令和５年度税制改正において、固定資産税の減額措置を令和８年３月末まで延長している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・住宅の耐震化については、平成３０年の初期値以降の実績値の推計がなく、また平成３０年以降のトレンドを確認できないため、現時点において目標年（令和１２年）に目標が達成可能か判断できないことからＮと評価した。今後も、耐震改修促進法等による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実や積極的な普及啓発等）により、引き続き住宅の耐震化に向けた取組を実施する。

・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化については、要緊急安全確認大規模建築物に関しては目標年（令和７年）に向けてある程度の目標達成の目途が立ちつつあり、要安全確認計画記載建築物のうち防災拠点建築物については目標達成の目途は立ちつつあるものの、耐震診断義務付け対象建築物全体では達成が難しいものと考えられることからＢと評価した。今後については、耐震改修促進法による耐震化に向けた取組の一層の強化や、地方公共団体における耐震化の取組（補助制度の整備・充実等）により令和７年の目標達成に向け、引き続き建築物の耐震化に向けた取組を実施する。

具体的には、

・地方ブロックごとの地方公共団体との会議を通じ、基本方針の改正内容や耐震化の進捗状況、支援制度などの周知を行い、各地方公共団体の取組に関し情報共有・意見交換を行うことで、耐震改修促進法の円滑な運用を図る。

・耐震診断・耐震改修の促進を図るためには、地方公共団体の補助制度による支援が重要である。特に、耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられた建築物の耐震化に際し、所有者の負担を軽減するためには、地方公共団体における補助制度の整備・充実が必要であり、地方公共団体に対し引き続き補助制度の整備・充実を要請していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局建築指導課（課長 宿本　尚吾）
関係課：住宅局市街地建築課市街地住宅整備室（室長 豊嶋　太朗）
住宅局住宅生産課（課長 山下　英和）
住宅局住宅経済・法制課住宅金融室（室長 本間　優子）
住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）（参事官 矢吹　周平）

業績指標３６

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等において対策が必要な①河川堤防等の整備率（計画高までの整備と耐震化）(*)及び②水門・樋門等の耐震化率

評　価	
①　A ②　B	①目標値：約８５％（令和７年度） 実績値：約８４％（令和４年度） 初期値：約７２％（令和元年度） ②目標値：約９１％（令和７年度） 実績値：約７１％（令和４年度） 初期値：約５８％（令和元年度）

（指標の定義）

①河川堤防等の整備率

【分子】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長

【分母】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長

②水門・樋門等の耐震化率

【分子】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所

【分母】南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等の箇所

（目標設定の考え方・根拠）

「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」等により、令和７年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

・第２０８回国会施政方針演説（令和４年１月１７日）「切迫する南海トラフの巨大地震や首都直下地震。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震。風水害、豪雨への備え。五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靭化を強化します。」

・第２１０回国会岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和４年１０月３日）「五か年加速化対策を推進するとともに、更なる取組のための新たな基本計画を策定し、中長期的かつ継続的に、防災・減災、国土強靭化に取り組みます。」

・第２１１回国会施政方針演説（令和５年１月２３日）「五か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的・継続的・安定的に防災・減災、国土強靭化を進めるため、新たな国土強靭化基本計画を策定します。」

【閣議決定】

・経済財政運営と改革の基本方針２０２２（令和４年６月７日）「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靭化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。」

・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
① － ② －	①約７２％ ②約５８％	①約７６％ ②約６４％	①約７９％ ②約６７％	①約８４％ ②約７１％

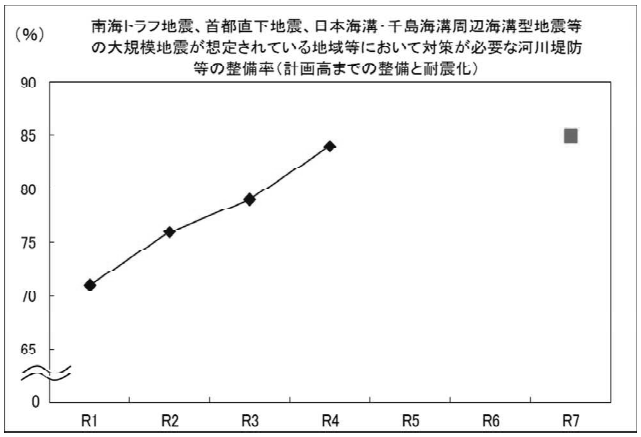

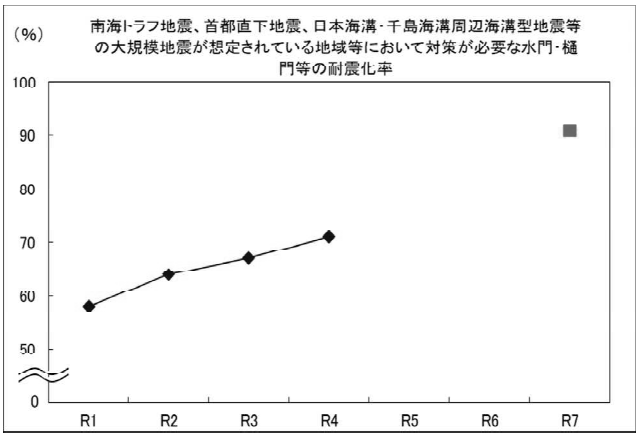

主な事務事業等の概要

堤防の計画高までの整備及び堤防・水門等の耐震化対策（◎）

液状化等により、多くの堤防が被災したこと等を踏まえ、耐震対策等が必要な河川堤防及び水門・樋門等の耐震化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：治水事業等関係費（河川関係）　７，３１３億円の内数（令和３年度 国費）

防災・安全交付金　８，５４０億円の内数（令和３年度 国費）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）

７７億円の内数（令和３年度 国費）

（うち復興７７億円）

治水事業等関係費（河川関係）　７，３４９億円の内数（令和４年度 国費）

防災・安全交付金　８，１５６億円の内数（令和４年度 国費）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）

１０３億円の内数（令和４年度 国費）

（うち復興１０３億円）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和４年度の実績値は①約８４％、②約７１％であり、②については目標に対する進捗が芳しくないものの、事業は確実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

・大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、河川堤防及び水門・樋門等の耐震化対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和４年度の実績値について、①は約８４％であり、目標にむけて順調に推移しているため、評価を「A」とした。②は約７１％であり、目標値のトレンドに達していないため、評価を「B」とした。
・近年、災害が頻発・激甚化しており、当初整備を予定していた河川のうち、被災した河川においては、当該目標に寄与する整備に先立ち、再度災害防止対策を重点的に実施している状況であるため、進捗が芳しくない状況である。
・一方で、事業は着実に進捗していることから、引き続き実施することにより、今後数値が進捗することが見込まれる。
・引き続き、切迫する大規模地震に備え、南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定される地域等において河川堤防等の整備と耐震化対策の着実な進捗を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局治水課（課長　林　正道）

業績指標３７
一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率（①一級(*)、②二級）

評　価

①　A ②　B	①目標値：約７３％（令和７年度） 実績値：約６９％（令和４年度） 初期値：約６５％（令和元年度） ②目標値：約７１％（令和７年度） 実績値：約６５％（令和４年度） 初期値：約６２％（令和元年度）

（指標の定義）
【分子】戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長のうち、戦後最大洪水等を流下させることができるようになった河川の延長
【分母】戦後最大洪水等を流下させることができるよう整備予定の河川の延長

（目標設定の考え方・根拠）
「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」等により、令和７年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
・第２０８回国会施政方針演説（令和４年１月１７日）「切迫する南海トラフの巨大地震や首都直下地震。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震。風水害、豪雨への備え。五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靭化を強化します。」
・第２１０回国会岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和４年１０月３日）「五か年加速化対策を推進するとともに、更なる取組のための新たな基本計画を策定し、中長期的かつ継続的に、防災・減災、国土強靭化に取り組みます。」
・第２１１回国会施政方針演説（令和５年１月２３日）「五か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的・継続的・安定的に防災・減災、国土強靭化を進めるため、新たな国土強靭化基本計画を策定します。」

【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針２０２２（令和４年６月７日）「切迫する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、「国土強靭化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。中長期的な目標の下、取組の更なる加速化・深化のため、追加的に必要となる事業規模等を定めた「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を推進し、引き続き、災害に屈しない国土づくりを進める。」
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」

【その他】
・なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①－ ②－	①約６５％ ②約６２％	①約６６％ ②約６４％	①約６７％ ②約６４％	①約６９％ ②約６５％

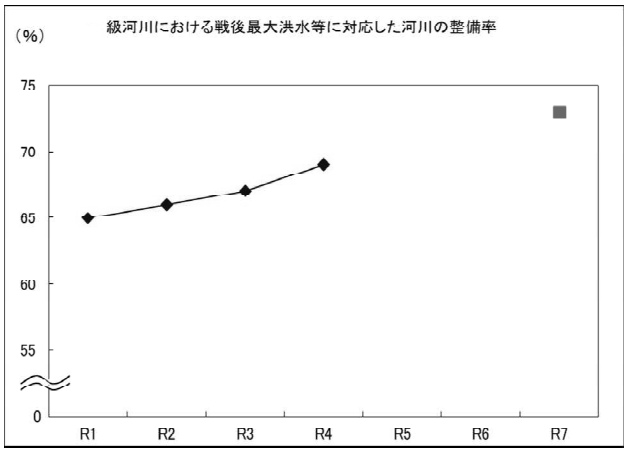

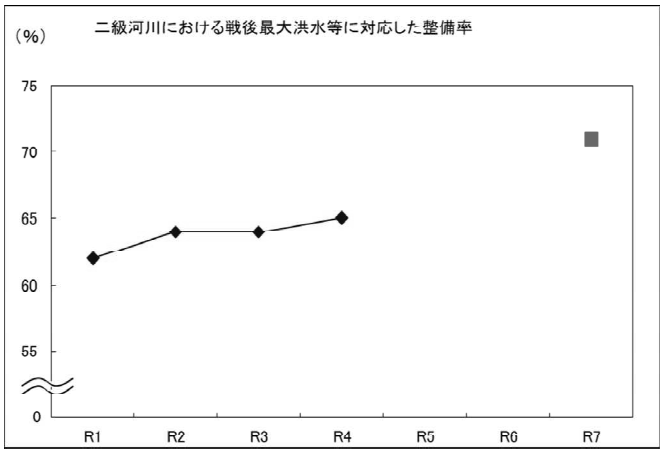

主な事務事業等の概要

一級河川・二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川整備（◎）

「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」等により、堤防、河道掘削、遊水地・放水路・ダム等の事前防災対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：治水事業等関係費（河川関係）　７，３１３億円の内数（令和３年度 国費）

防災・安全交付金　８，５４０億円の内数（令和３年度 国費）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）

７７億円の内数（令和３年度 国費）

（うち復興７７億円）

治水事業等関係費（河川関係）　７，３４９億円の内数（令和４年度 国費）

防災・安全交付金　８，１５６億円の内数（令和４年度 国費）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）

１０３億円の内数（令和４年度 国費）

（うち復興１０３億円）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和４年度の実績値は①約６９％、②約６５％であり、②については目標に対する進捗が芳しくないものの、事業は確実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

・「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」等により、河川における堤防、河道掘削、遊水地・放水路・ダム等の事前防災対策を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和４年度の実績値について、①は約６９％であり、目標にむけて順調に推移しているため、評価を「A」とした。②は約６５％であり、目標値のトレンドに達していないため、評価を「B」とした。
・流下能力の確保にあたり、河川改修の支障となる橋梁や樋門等の構造物改築が必要となった河川では、調査・設計や関係機関との協議に期間を要しているため、進捗が芳しくない状況である。
・一方で、事業は着実に進捗しており、河川改修の支障となる構造物改築が完了した河川では、整備率の大幅な向上が見込まれる。
・引き続き、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」等により、堤防、河道掘削、遊水地・放水路・ダム等の事前防災対策の着実な進捗を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局治水課（課長　林　正道）

業績指標３８
一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数

評　価

A	目標値：約５５０（令和７年度） 実績値：６０８（令和４年度） 初期値：０（令和元年度）

（指標の定義）
一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定している水系数
（目標設定の考え方・根拠）
令和７年度までに河川整備計画（策定予定含む）に基づき河川整備を予定している水系から設定
【第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日閣議決定）に位置づけられた重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標（KPI））】
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
地方公共団体
（重要政策）
【施政方針】
・第２０８回国会施政方針演説（令和４年１月１７日）「切迫する南海トラフの巨大地震や首都直下地震。日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震。風水害、豪雨への備え。五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靭化を強化します。」
・第２１０回国会岸田内閣総理大臣所信表明演説（令和４年１０月３日）「五か年加速化対策を推進するとともに、更なる取組のための新たな基本計画を策定し、中長期的かつ継続的に、防災・減災、国土強靭化に取り組みます。」
・第２１１回国会施政方針演説（令和５年１月２３日）「五か年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的・継続的・安定的に防災・減災、国土強靭化を進めるため、新たな国土強靭化基本計画を策定します。」
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針２０２２（令和４年６月７日）「近年の災害を踏まえ、盛土の安全確保対策の推進、災害に強い交通ネットワークの構築、豪雪時の道路交通確保対策の強化、建築物の安全性向上、無電柱化等を推進するとともに、激甚化・頻発化する水害・土砂災害や高潮・高波への対策として、流域治水の取組を推進する。」
・国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日）「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
・なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	０	１２１	５４９	６０８

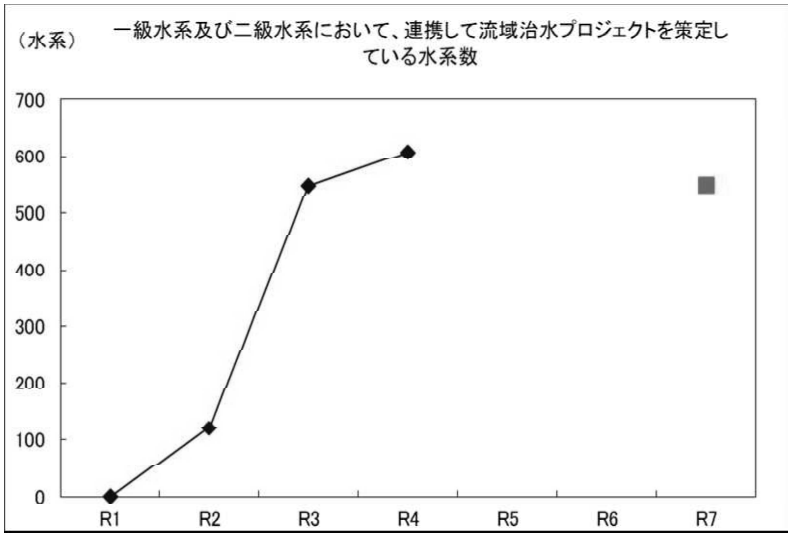

主な事務事業等の概要

一級水系及び二級水系における流域治水プロジェクトの推進（◎）

国、都道府県、市町村、地域の企業、住民など、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う「流域治水」を推進し、気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の推進を図る。

流域治水プロジェクトの策定を促進するため、他流域の参考となる優良事例の展開を図る。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和４年度の実績値は６０８水系であり、目標値を達成した。

（事務事業等の実施状況）

・気候変動等による将来の自然災害リスクに適応したハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の実施に加え、一級水系では、流域内の取組を加速するため、定量的指標により進捗を見える化するなど、国、都道府県、市町村、地域の企業、住民など、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和４年度の実績は６０８水系であり、目標値を達成したことから、評価を「A」とした。そのうち、一級水系については、１０９水系全てで流域治水プロジェクトを策定している。

・引き続き、二級水系における流域治水プロジェクトの策定を進めるとともに、あらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進するため、他流域の優良事例を展開するなど、着実な進捗を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局治水課（課長　林　正道）

業績指標３９

水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数

評　価	
A	目標値：約 17,000 河川（令和 7 年度） 実績値：集計中（令和 4 年度） 初期値：2,027 河川（令和 2 年度）

（指標の定義）

水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知している、一級河川・二級河川数

（目標設定の考え方・根拠）

R2 年度末時点で最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知する必要がある一級河川・二級河川について、R7 年度までに最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知することを目標に設定

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）　（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）
地方自治体（市町村）　（洪水ハザードマップ作成・情報伝達訓練等実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第２０８回国会　政策方針演説（令和 4 年 1 月 17 日）
五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。

【閣議決定】

・「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年１２月１１日）
降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダムの諸量データの集約化やダム・河川等とのネットワーク化を図り、水系全体での効率的・効果的に運用

・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	2,027	約 7,000	集計中（R5.6 予定）

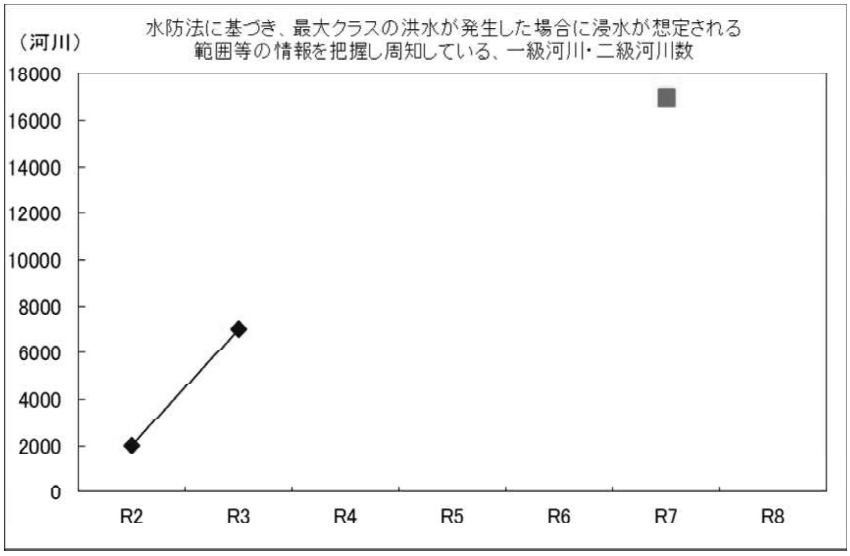

主な事務事業等の概要

・都道府県の洪水浸水想定区域図の作成及び公表を支援し、合わせて浸水想定区域図データを把握、周知することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

・予算：防災・安全交付金
防災・安全交付金により浸水想定区域図やハザードマップの作成・変更等に対して財政的支援を実施している。
各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの公表、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できるツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和４年度の実績値は●●河川であり、目標年度に目標達成が見込まれる。

・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域の指定が平成２８年度より都道府県において順次なされているが、令和３年度以降、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象が住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川に拡大された。

（事務事業等の実施状況）

・平成２９年３月に、市区町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成公表。

・令和４年度末時点で国管理、都道府県管理の全ての洪水予報河川（流域面積が大きく洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川）、水位周知河川（洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定された河川）
における洪水浸水想定区域図についてはすべて作成済みである。洪水予報河川、水位周知河川以外の一級、二級河川については各都道府県にて随時作成、公表を進めている。

・各都道府県へ令和４年11月、令和５年４月に目標達成に向けての浸水想定区域図、ハザードマップの作成状況のスケジュール確認、ヒアリングを実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度に目標達成が見込まれることからＡと評価した。

・年２回のフォローアップ調査を継続するとともに、状況に応じて回数を増やす等の対応を行う。

・洪水浸水想定区域図作成後速やかにハザードマップの作成・公表が進むよう、地域特性ごとの問題点に関して支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長　豊口　佳之）

業績指標４０
南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率 ＊

評　価	
A	目標値：59%（令和７年度） 実績値：65%（令和４年度） 初期値：56%（令和元年）

（指標の定義）
南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する計画上必要な高さを確保した海岸堤防等のうち、L1 地震動に対する耐震性が確保された延長割合

（目標設定の考え方・根拠）
長期的には対象海岸全体で耐震化率を１００％とすることを目標に、策定時の目標として令和７年度末までに達成可能な値を設定。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第２１１回国会 施政方針演説（令和５年１月２１日）
「今年、関東大震災から１００年の節目を迎えます。激甚化・頻発化する災害への対応も、先送りのできない重要な課題です。５カ年加速化対策の着実な推進に加え、中長期的・継続的・安定的に防災・減災、国土強靱化を進めるため、新たな国土強靱化基本計画を策定します。」

【閣議決定】
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
・防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年１２月１１日）
「国民の生命・財産を守り、国家・社会の重要な機能を維持するためには、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に屈しない強靱な国土づくりを進める必要がある。」

【閣決（重点）】
・第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
56%	57%	59%	65%	―

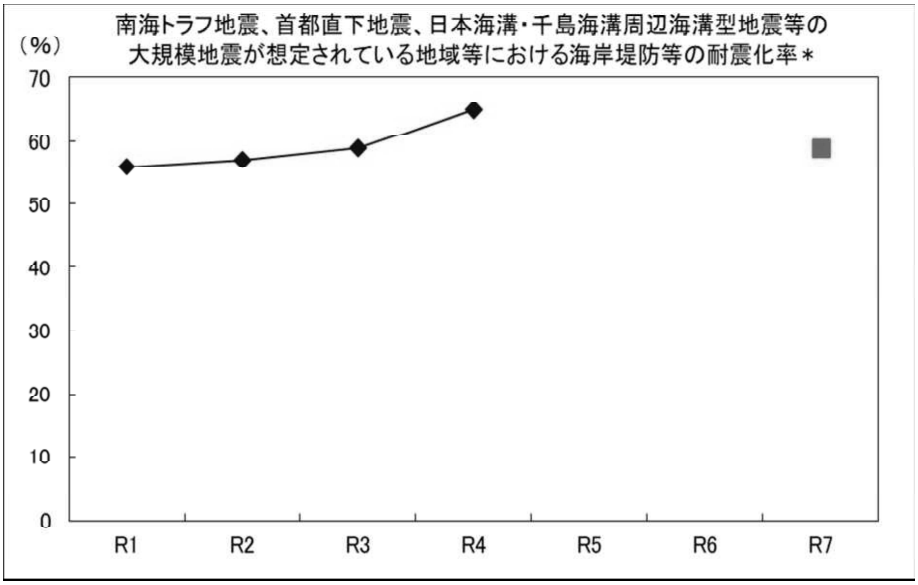

主な事務事業等の概要

海岸堤防等の耐震化（◎）

海岸堤防等の耐震化を実施することにより、地震発生に伴う海岸堤防等の防護機能低下による浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：海岸事業費 271 億円（令和３年度国費）の内数
防災・安全交付金 8,540 億円（令和３年度国費）の内数

海岸事業費 322 億円（令和４年度国費）の内数
防災・安全交付金 8,156 億円（令和４年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・令和７年度の目標値が５９％のところ、実績値は６５％となり、目標値を達成した。
（事務事業等の実施状況）
・海岸堤防等の着実な整備に取り組んでいるところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和４年度は、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率が６５%となり目標値を達成したことからＡと評価した。
・引き続き、5ヵ年加速化対策の予算を活用し、大規模地震が想定される地域等で、海岸堤防等の耐震化を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局海岸室（室長　田中　克直）、港湾局海岸・防災課（課長　神谷　昌文）
関係課：

業績指標４１

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数 ＊（①津波、②高潮）

評　価

①　A ②　B	目標値：①２５７、②９５　（令和７年度） 実績値：①●●、　②２０　（令和４年度） 初期値：①１８３、　②５（令和２年度）

（指標の定義）

最大クラスの津波・高潮に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数

①津波に関するハザードマップを作成・公表し、訓練等※を実施した市区町村数

②高潮に関するハザードマップを作成・公表し、訓練等※を実施した市区町村数

※机上訓練、情報伝達訓練等

（目標設定の考え方・根拠）

ハザードマップ作成のみならず、それを実際に訓練に活用することが必要であることから、ハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市区町村数を指標として設定。目標設定時点で津波災害警戒区域及び高潮浸水想定区域に存する市区町村数を、令和７年度までに訓練を実施する目標に設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）　（津波浸水想定の設定・公表、津波災害警戒区域の指定、高潮浸水想定区域の指定）

地方自治体（市区町村）　　（ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第２０４回国会　政策方針演説（令和３年１月 18 日）

防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。

・第２０８回国会　政策方針演説（令和４年１月 17 日）

五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。

【閣議決定】

・基本方針（令和３年１１月１０日）

「また、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。」

・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）

「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
津波：129 高潮：0	津波：132 高潮：4	津波：183 高潮：5	津波：232 高潮：6	津波：●● 高潮：20

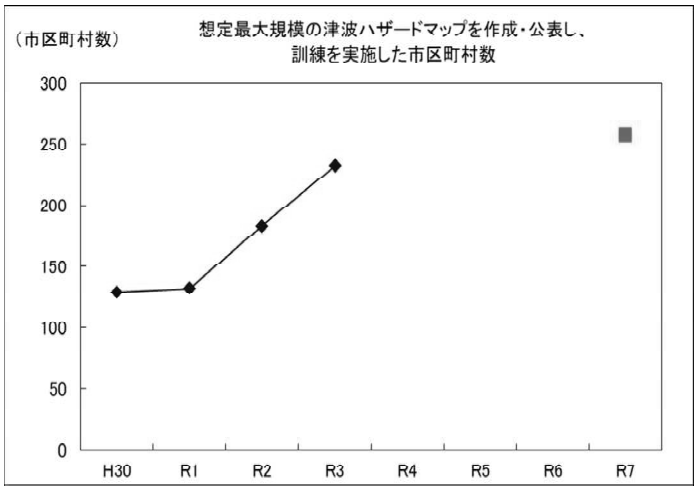

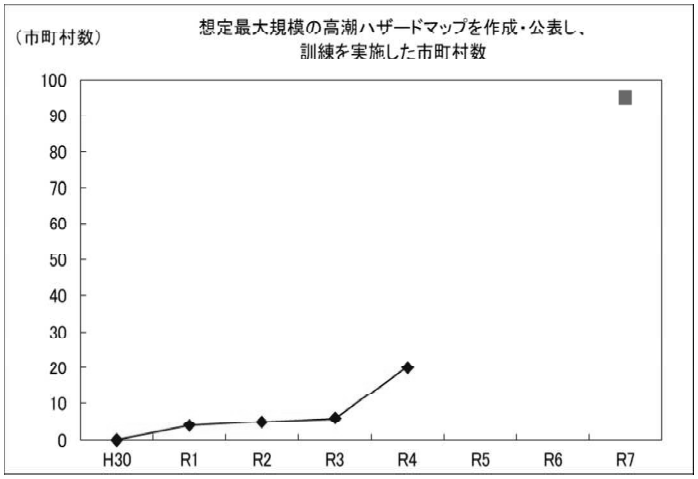

主な事務事業等の概要

・防災・安全交付金

防災・安全交付金により、都道府県が作成する津浸水想定区域や市町村が作成、更新を行うハザードマップ、防災訓練の実施に対して財政的支援を実施している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度の実績値は、津波ハザードマップを作成し、訓練を実施した市町村数は●●である

なお、平成２４年度より最大クラスの津波浸水想定を踏まえた警戒区域の指定が進んでおり、また、「水害ハザードマップ作成の手引き」を公表していることから、市区町村による津波ハザードマップの作成・公表が今後、より一層推進されることが期待される。

一方、高潮ハザードマップについては、令和４年度の実績値は 20 市区町村である。

平成 27 年に水防法が一部改正され、想定しうる最大規模の高潮に対し都道府県が浸水想定区域図を指定・公表することが義務付けられ、平成 30 年に福岡県（玄界灘）において、全国で初めて高潮浸水想定区域の指定・公表がなされ、令和２年度末には福岡県を含む５都道府県で指定・公表がなされたところである。その後も愛知県（伊勢湾）や神奈川県（相模灘）等で浸水想定区域図の指定・公表がされ、市区町村は高潮ハザードマップの作成・公表を実施した上で、訓練を順次実施していくことになる。ハザードマップを活用した訓練の実施について都道府県を通じ市区町村への周知を促しており、ハザードマップの整備とともに、実績値の向上が期待される。

（事務事業等の実施状況）

・市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成を促進するため、平成２８年４月に「水害ハザードマップ作成の手引きを改訂。

・平成２９年３月に、市区町村職員が自らハザードマップを作成できる「ハザードマップ作成支援ツール」を作成・公表。

・都道府県が市区町村の職員等を集めて実施する説明会等に職員を派遣し、ハザードマップの作成等について助言。

・令和２年６月に住民の避難行動の向上につながる訓練の促進のため、「マイ・タイムラインかんたん検討ガイド」を公表。

・令和４年８月に住民の避難行動の向上につながる訓練の促進のため、「マイ・タイムライン事例集」を公表。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・津波ハザードマップに関する指標は目標年度に目標達成が見込まれることから、A 評価とした。
・高潮ハザードマップに関する指標は目標に向けて順調ではなく、更なる推進が必要であるため B 評価とした。
・津波ハザードマップの作成に関しては平成 23 年に定められた津波防災地域づくり法以前にも地震防災対策特別措置法等において作成規定があるため、ハザードマップ作成数が多いが、高潮ハザードマップの作成は平成 27 年の水防法改正より義務化されている状況であるため進捗に差がある。
・今後、都道府県による高潮浸水想定想定区域の指定・公表及び市区町村による高潮ハザードマップの作成・公表が一層進むよう、各都道府県に対して技術的助言や先行事例の共有など、支援をさらに充実させる。
・都道府県が実施する説明会等に職員を派遣し助言するとともにハザードマップ作成に取り組む市区町村に対して、「水害ハザードマップ作成の手引き」及び「ハザードマップ作成支援ツール」の活用を促進することにより、市区町村による津波・高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。併せて、市区町村への周知を的確に行うことにより、ハザードマップを活用した津波及び高潮を想定した避難訓練等の防災訓練にかかる実績値の向上が期待される。
・今後は適宜フォローアップを行うなど、進捗管理を徹底しつつ、市区町村への技術的支援や先行事例の情報提供等を行う他、マイ・タイムラインの取組優良事例の共有や講習会等の担い手確保の取組を通じて、避難訓練の開催支援強化を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室　　関係課： 水管理・国土保全局海岸室

業績指標４２
首都直下地震又は南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域等に存在する主要鉄道路線の耐震化率 ＊

評　価

B	目標値：１００％（令和４年度） 実績値：９８．４％（令和３年度） 初期値：９７．４％（令和元年度）

（指標の定義）
首都直下地震又は南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域等における、片道断面輸送量１日１万人以上の路線の高架橋等の耐震化率

（目標設定の考え方・根拠）
特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令」（平成 25 年国土交通省令第 16 号）において、首都直下地震又は南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域等における、片道断面輸送量１日１万人以上の路線における耐震補強は令和４年度末までに実施することととしている。

（外部要因）
高架下利用者等との調整

（他の関係主体）
鉄軌道事業者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
第２次交通政策基本計画（令和３年５月 28 日）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
	97.4%	97.9%	98.4%	集計中

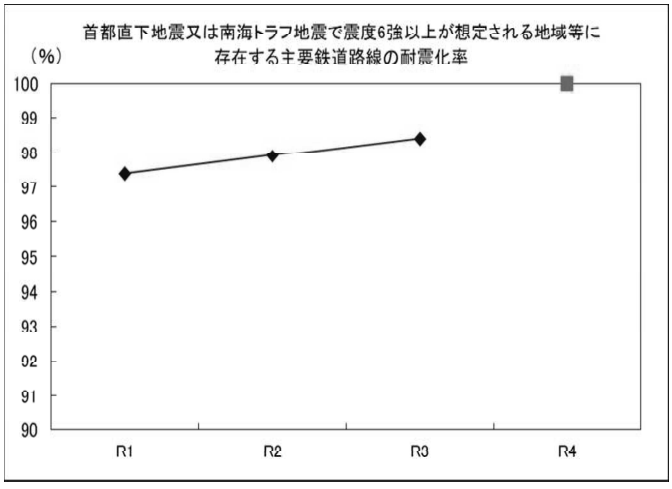

主な事務事業等の概要

鉄道施設総合安全対策事業費補助（耐震対策）
首都直下地震・南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保を図るため、高架橋等の耐震補強を一層推進する。
予算額：６，６０８百万円の内数（令和元年度当初予算）

３，００７百万円の内数（令和元年度補正予算）
４，１８９百万円の内数（令和２年度当初予算）
５，９６０百万円の内数（令和２年度補正予算）
４，３０８百万円の内数（令和３年度当初予算）
５，６２０百万円の内数（令和３年度補正予算）
４，５８８百万円の内数（令和４年度当初予算）
５，３１９百万円の内数（令和４年度補正予算）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

首都直下地震又は南海トラフ地震で震度６強以上が想定される地域等における片道断面輸送量１日１万人以上の路線にある高架橋柱等については、対象となる約 37 万本のうち 36 万本以上の耐震補強が完了し、目標達成に向けて着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

令和元年度において、１９事業者の耐震補強について補助を実施した。
令和２年度において、１９事業者の耐震補強について補助を実施した。
令和３年度において、２１事業者の耐震補強について補助を実施した。
令和４年度において、２０事業者の耐震補強について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和４年度において、耐震化率が概ね１００％に近い値にはなるものの、現時点の進捗では１００％を下回る見込みであることから、国土交通省政策評価実施要領の評価基準に基づきＢと評価した。
・対策が完了していない要因としては、高架下の利用者等との協議に時間を要しており、対策が実施されていないこと等が挙げられる。
・引き続き、早急に対策が実施されるよう鉄道事業者に対して指導を行い、目標達成に向けて耐震対策を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長　森　信哉）
関係課：

業績指標４３
既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率

評　価

B	目標値：７０％（令和７年度） 実績値：４５％（令和３年度） 初期値：４０％（令和２年度）

（指標の定義）
既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や電気設備等の浸水防止対策の完了率
（目標設定の考え方・根拠）
「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）59 の指標・目標値を引用。
（外部要因）

（他の関係主体）
鉄軌道事業者
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日）
【閣決（重点）】
第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
		40%	45%	集計中

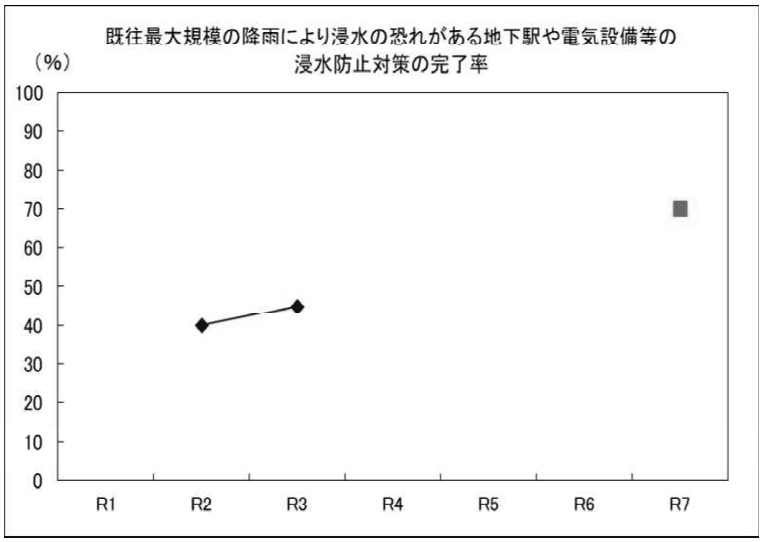

主な事務事業等の概要

鉄道施設総合安全対策事業費補助（浸水対策）
既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある地下駅や換気口、電源設備等の浸水防止対策を推進し、鉄軌道の耐災害性の強化を支援する。
予算額：４，１８９百万円の内数（令和２年度当初予算）
４，３０８百万円の内数（令和３年度当初予算）
５，６２０百万円の内数（令和３年度補正予算）

５，０３５百万円の内数（令和５年度当初予算）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

既往最大規模の降雨により浸水の恐れがある施設については、対象となる約７００箇所のうち４５％で浸水対策が完了し、目標達成に向けて着実に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

・鉄道施設総合安全対策事業費補助

令和２～４年度において、のべ７事業者の浸水対策について補助を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和２年度から令和３年度の実績を踏まえると、今後、年間５％程度の進捗が見込まれ、目標年度である令和７年度時点においては、約６５％となり、現在の進捗状況では７０％を下回る見込みであることから、国土交通省政策評価実施要領の評価基準に基づきＢと評価した。

・要因としては、コロナ禍における輸送人員の減少に伴う、鉄軌道事業者による設備投資の抑制が考えられるが、現在は回復基調にあることから、今後、対策の進捗が図られることが期待される。

・引き続き、鉄軌道事業者に対して補助制度の活用等を促しつつ、令和７年度における目標達成に向けて着実に浸水対策を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局施設課（課長　森　信哉）

関係課：

業績指標４４
事業用自動車による人身事故件数*

評　価

A	目標値：16,500 件（令和７年） 実績値：22,027 件（令和３年） 初期値：21,871 件（令和２年）

（指標の定義）
事業用自動車が第１当事者の交通事故における人身事故件数
（目標設定の考え方・根拠）
世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、有識者の議論を踏まえて「事業用自動車総合安全プラン２０２５」を令和３年３月に策定したところ。その中において、人身事故件数を令和７年までに 16,500 件以下とすることを目標に掲げており、その目標値を準用した。
（外部要因）
交通量、事業者数、車両台数
（他の関係主体）
警察庁（事故・違反通報）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
第 11 次交通安全基本計画（令和３年３月 29 日中央交通安全対策会議決定）

過去の実績値（単位：件）　（年）

Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３
32,655	30,818	27,884	21,871	22,027

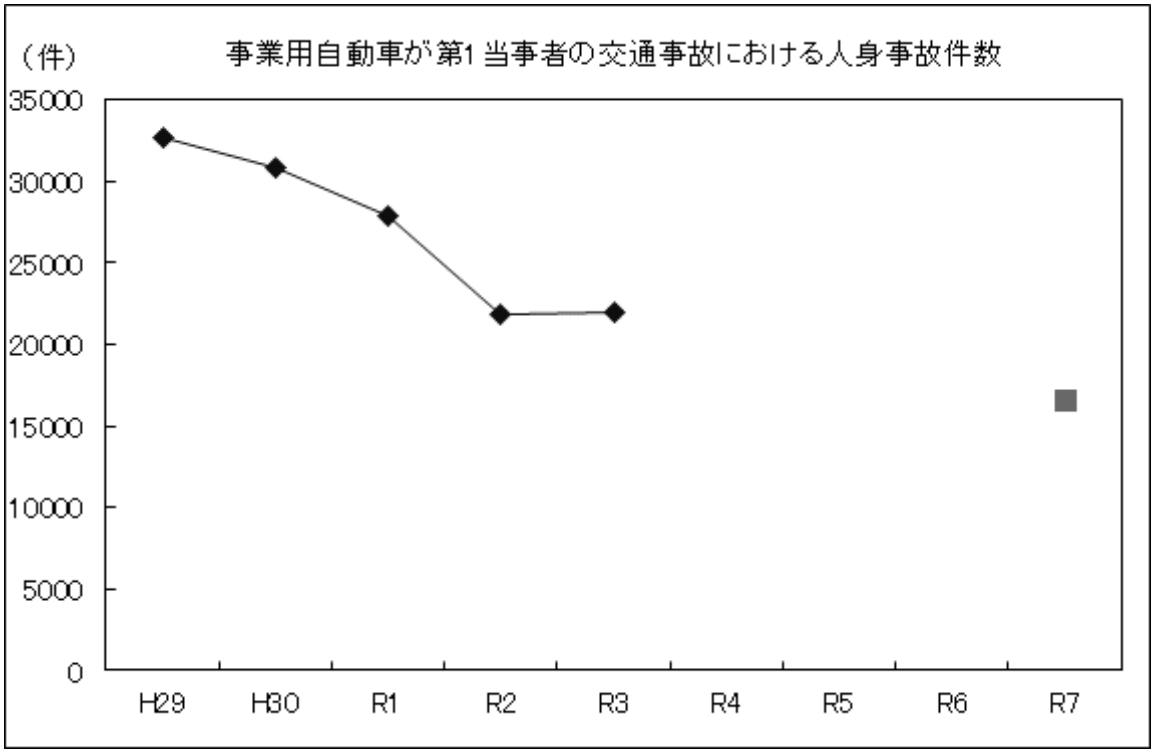

主な事務事業等の概要

自動車運送事業の安全対策等

・自動車運送事業の安全総合対策事業

自動車運送事業者に対し、より安全な運行を推進するために運行管理の高度化に資する機器等の普及を促進する。また、特に貸切バスに対しては軽井沢スキーバス事故を踏まえた85項目に渡る「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」により一層の普及促進策を講じる。

「事業用自動車総合安全プラン２０２５」に基づき各種取り組みを推進し令和７年目標達成に向けて事業用自動車による人身事故削減に努める。

・健康に起因する事故の増加への対応

健康起因事故防止の推進を図るため、セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知、健康起因事故防止対策に必要なスクリーニング検査についてのガイドライン（ＳＡＳ、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患）の周知、視野障害に関する運転リスクの周知及びスクリーニング検査や眼科での視野検査受診の推奨等の対策を講じる。

・自動車運送事業者等に対する監査体制の強化

優先的に監査を実施する必要がある事業者、継続的な監視が必要な事業者の情報を把握しつつ、自動車運送事業者への監査を実施し、効率的かつ効果的に法令等の遵守状況を確認する。

・事業用自動車の重大事故に関する事故調査等機能の強化

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について、事業用自動車事故調査委員会による調査を活用し、事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明や走行実験による事故要因の精緻な究明を図るなど、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析と、客観性の高い再発防止策を講じる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和３年の実績値は、目標年における目標の達成に向けた進捗からやや後退した。

（事務事業等の実施状況）

・平成28年１月に発生した軽井沢スキーバス事故等を踏まえ、大型バスの安全に関する85項目の対策をとりまとめ、着実に実施してきたところであるが、令和４年８月には愛知県名古屋市の高速道路において乗合バスが、同年10月には静岡県の県道において観光バスがそれぞれ横転し、乗客が死傷する痛ましい事故が発生した。

これらの事故を受け、国土交通省においては直ちに事故対策本部を設置するとともに、事業用自動車事故調査委員会への事故調査の要請、事故惹起事業者に対する特別監査等を実施した。

また、令和４年10月以降の貸切バス事業者に対する集中的な監査において、適正な運賃・料金の収受や運行管理の状況等を重点的に確認することを徹底するとともに、本年１月に事業者が運転者に対して行う指導・監督のマニュアルを改正し、下り坂における運転方法の指導等を事業者に確実に行わせる等の再発防止に向けた対策を講じている。

・事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を、令和４年度において１１９社に対して実施した。

・悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者等に対する監査の徹底及び、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施している。貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け，法令違反を早期に是正させる仕組みの導入や行政処分を厳格化し、違反を繰り返す事業者等に対して、許可取消しの措置等を実施している。また、春秋には街頭監査や講習会、集中的な監査等実施している。さらに、事故を惹起するおそれのある事業者を抽出・分析する機能を備えた「事業用自動車総合安全情報システム」の運用を行っている。

・点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認の徹底や、運転者に飲酒運転の危険性の理解を理解させる等、輸送の安全確保のため、令和３年６月に起きた千葉県八街市における事故に起因し関係団体等に対して改めて飲酒運転防止の徹底のための通知を行うとともに、令和４年３月には「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部改正により、治療法等の医学的な知見や運送事業者の取組事例を新たに記載する等を行い関係団体等へ周知した。

・自動車運送事業者に対し自動車事故の発生の防止に資するＡＳＶ装置、デジタル式運行記録計等の導入に対する補助を行った。

・トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施している。

・事業用自動車事故調査委員会において，社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故について，より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っており，５３件の報告書を公表した。

・ＳＡＳ（睡眠時無呼吸症候群），脳疾患，心臓疾患等の主要疾病の早期発見に寄与する各種スクリーニング検査をより効果的なものとして普及させるため、「事業用自動車健康起因事故対策協議会」において、脳血管疾患等の対策ガイドラインをはじめとした健康管理に係るガイドライン等を策定しており、令和４年３月には「自動車

運送事業者における視野障害対策マニュアル」を策定した。また、事業者の協力を得ながら、運転者に検査を受診していただくとともに、当該検診結果を活用し健康確保の取組手法を検討するためのモデル事業を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和３年に発生した事業用自動車の人身事故件数の特徴として、乗合バスは直近５年間で最小の 780 件に、貸切バスは直近５年間で最小の 92 件に、タクシーは直近５年間で最小の 7,121 件であったが、トラックは軽貨物自動車の事故件数が増加したことに伴い、全体として前年比で増加し、14,031 件（531 件増）になった。令和２年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために発動された「緊急事態宣言」下において事業用自動車全体の走行距離が減少したことに伴い、業績指標である事業用自動車による人身事故件数が特異的に減少したため、単純に実績値を初期値と比較することは不適当と考えられる。このため、本件指標は令和２年以前に策定された事業用自動車総合安全プラン２０２０及び２００９から継続的に業績指標として用いていることから、特異値になった令和２年を除いて直近５年間の業績指標を比較すると、目標の達成に十分な減少傾向であることから A 評価とした。
今後も総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、また、軽貨物自動車の人身事故件数の減少に資する施策を行うなど、各業態に対して事故削減をより強く促すために策定した令和３年３月「事業用自動車総合安全プラン２０２５」に基づき、各業態の特徴的な事故についても各種取組を着実に実施していく。また、運転者の健康状態に起因する事故を防止するため、主な疾病に関して医学的知見を踏まえ事業者として取るべき対応を含めたガイドラインのさらなる活用、日常健康状態管理の在り方、生活習慣に関する行動変容を促す指導について検討・実施していく。このほか、同プランに掲げている、飲酒運転への対応、ICT を活用した高度な運行管理の実現、超高齢社会における車内事故防止対策等の各種取組を着実に実施するとともに、同プランに係る検討委員会を引き続き開催し、各種取組の進捗状況や目標の達成状況、各種取組などについてフォローアップを行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課 ： 自動車局安全政策課（課長　村上 強志）
関係課 ： 大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 中谷 育夫）
道路局環境安全・防災課（課長 高松 諭）
自動車局保障制度参事官室（参事官 出口 まきゆ）
自動車局技術・環境政策課（課長 久保田 秀暢）
自動車局旅客課（課長 森 哲也）
自動車局貨物課（課長 小熊 弘明）
自動車局整備課（課長 佐橋 真人）

業績指標４５
航空事故発生率
（①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率、
②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率、
③国、地方公共団体に係る航空事故発生率、
④個人に係る航空事故発生率）

評　価	
① B ② B ③ A ④ B	①目標値：　０．３４（令和 14 年） 実績値：　４．４０（令和４年） 初期値：　０．６７（平成 25 年～29 年の５カ年平均の７％減） ②目標値：　９．８８（令和 14 年） 実績値：１７．９３（令和４年） 初期値：１９．７６（平成 25 年～29 年の５カ年平均の７％減） ③目標値：　８．２３（令和 14 年） 実績値：１２．５８（令和４年） 初期値：１６．４５（平成 25 年～29 年の５カ年平均の７％減） ④目標値：　７６．０２（令和 14 年） 実績値：１４８．０８（令和４年） 初期値：１５２．０４（平成 25 年～29 年の５カ年平均の７％減）

（指標の定義）
①定期便を運航する本邦航空運送事業者に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※チャーター便、航空機使用事業における運航等の定期便以外の運航、及び乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者（定期便を運航する事業者を含まず）に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※乗員訓練等社内飛行において発生したものを含む。
③国、地方公共団体に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
④個人に係る航空事故発生率（100 万運航時間あたり）
※滑空機、超軽量動力機を含まない。
（目標設定の考え方・根拠）
航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、各指標に係る航空事故発生率に対して、2018 年（平成 30 年）の目標値を起点として、15 年間で 50%減とする安全目標を設定する。なお、5 年毎に結果を評価し、安全目標設定の適切性のレビューを行うこととする。
（外部要因）
気象条件
（他の関係主体）
なし
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（件／100 万運航時間）　（年）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①1.87	①1.39	①2.30	①0.71	①4.40
②27.02	②18.03	②9.86	②9.39	②17.93
③25.40	③12.93	③13.23	③0.00	③12.58
④33.38	④0.00	④80.50	④138.82	④148.08

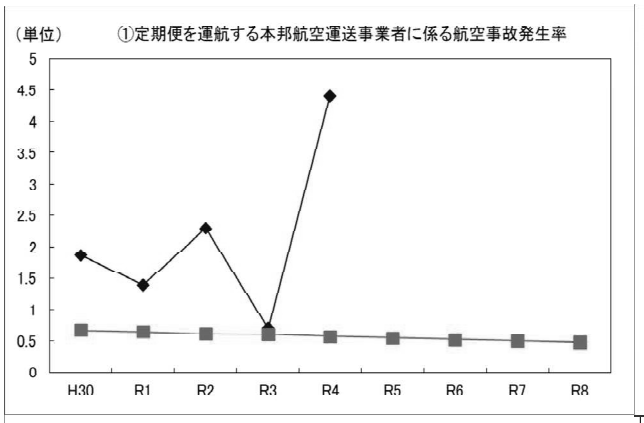

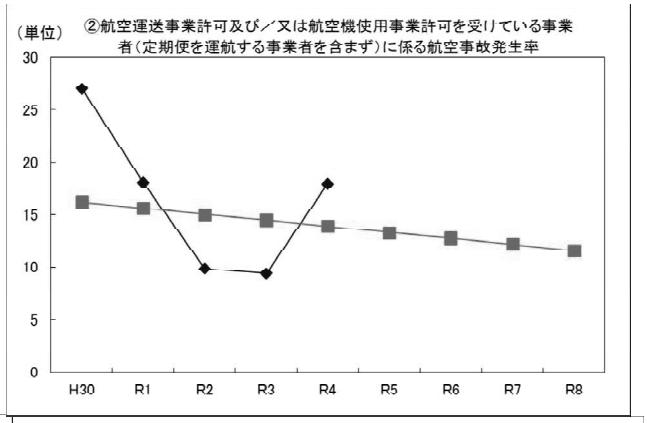

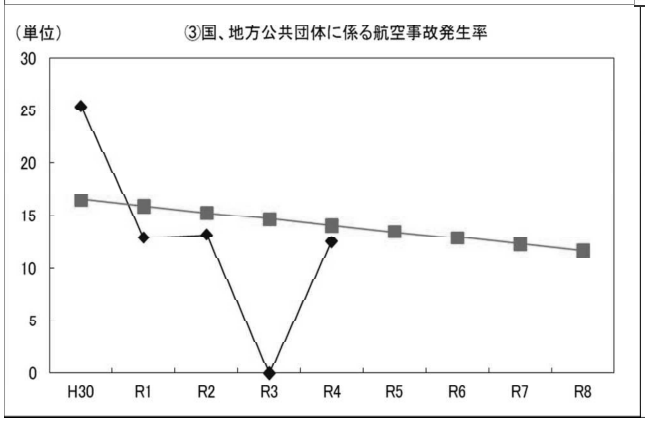

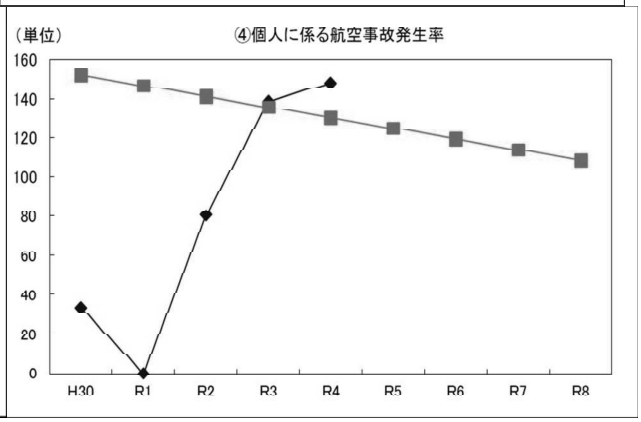

主な事務事業等の概要

○航空機の安全な運航や安全性の確保

運航規程・整備規程の認可、運航管理施設の検査等を通じて、航空運送事業者等の安全基準への適合性を確保するほか、年間を通じて安全監査を行うことにより、その体制や業務の実施状況を厳しくチェックする。さらに、小型航空機等の運航者に対し、法令及び関係規程の遵守等安全運航セミナー等を通じて指導を行う。また、自家用航空機等の操縦者の技量維持のための特定操縦技能審査の環境を順次整備する。（平成２６年度より、飛行前一定期間において同審査に合格していることを義務付けることとなっている。）

さらに、ＩＣＡＯ（国際民間航空機関）等の国際動向や技術の進歩等に合わせて航空機の安全基準を適時見直す等、所要の措置を行う。

運輸安全委員会では、航空事故等が発生した場合、その原因を究明するための事故等調査を適確に行うとともに、これらの事故等調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、航空事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

（指標の動向）

国内航空事故発生件数は気象条件等の外部要因の影響により、各年毎で変動があり、特に①定期便を運航する本邦航空運送事業者については、気流の擾乱による骨折事案が発生し、目標年度の目標達成に向けて令和４年度に達成すべき目標値に至らなかった。②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者及び④個人に係る航空事故発生率については、目標年度の目標達成に向けて令和４年度に達成すべき目標値に僅かに至らなかった。③国、地方公共団体に係る航空事故発生率については、目標年度の目標達成に向けて令和４年度に達成すべき目標値を達成しており、順調である。

（事務事業等の実施状況）

・発生した航空機事故については、各事業者に対して要因分析及び再発防止策の策定を指示するとともに、再発防止策の実施状況等を安全監査等により確認している。

・航空安全に係る情報を幅広く収集し、トラブル発生の傾向を把握するため統計的な分析を行うとともに、有識者会議（航空安全情報分析委員会）を設置し、機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について定期的に

審議・検討を行っている。
・この分析結果も含めて航空輸送の安全にかかわる情報をとりまとめ、令和４年２月に公表を行った。
・航空会社毎に重点事項を定め、監査専従組織による専門的かつ体系的な立入検査を実施するとともに、安全上のトラブルが発生した場合には機動的に立入検査を実施するなど、航空会社に対する効果的な安全監査を実施した。
（令和４年度航空運送事業者の本社・基地に対する立入検査実施件数：３９９件）
・小型航空機の安全対策については、従来から操縦士に対する技能審査制度の実効性向上や、全国主要空港における操縦士向け安全講習会の開催、小型航空機の整備士を対象とした講習会の開催、自家用機の航空保険加入の促進などの対策を講じた。
・運輸安全委員会は、航空事故等について、原因を究明するための調査を実施した。
（航空事故調査実績　令和４年：７４件）

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①定期便を運航する本邦航空運送事業者②航空運送事業許可及び／又は航空機使用事業許可を受けている事業者④個人　における航空機事故の発生率については、目標年度の目標達成に向けて令和４年度に達成すべき目標値に至っていないため、Ｂ評価とした。③国、地方公共団体に係る航空事故発生率については、目標年度の目標達成に向けて令和４年度に達成すべき目標値を達成しているため、Ａ評価とした。
・今後も引き続き、航空安全情報の収集、分析を行うとともに、有識者会議にて機材不具合やヒューマンエラー等への対応策について審議・検討を行うほか、航空輸送の安全にかかわる情報の公表を行う。また、より一層安全な航空交通を目指し、各種支援システムの充実強化を図るほか、航空会社に対する体系的・専門的な安全監査を引き続き実施していく。さらに、ＩＣＡＯ等の国際動向や国内の動向を踏まえつつ、所要の措置を講じていく。
・さらに、平成 28 年 12 月から定期的に開催している「小型航空機等に係る安全推進委員会」を通じて、有識者や関係団体等の意見を踏まえながら、小型航空機の総合的な安全対策を一層推進しており、簡易型飛行記録装置を用いた実証実験から得られた活用策の検討結果を踏まえ当該機器の普及促進を図るなどの先進的な技術の活用、安全情報発信強化、指導監督強化について引き続き取組みを進めていく。
・運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　航空局安全部安全企画室（官房参事官（安全企画）　渡邉 敬）
関係課：　航空局安全部航空安全推進室（官房参事官（航空安全推進）　木内 宏一）
　　航空局安全部安全政策課（課長 北澤 歩）
　　運輸安全委員会事務局総務課（課長 堀 真之助）

業績指標４６
商船の海難発生隻数*

評　価

A	目標値：２５４隻未満（令和７年） 実績値：２５７隻（令和４年） 初期値：３８６隻（平成 23 年～平成 27 年の平均海難隻数）

（指標の定義）
我が国周辺で発生する商船（旅客船、貨物船及びタンカー）の海難隻数の合計
ただし、本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く

（目標設定の考え方・根拠）
第 11 次交通安全基本計画第２部（海上交通の安全）における目標（2020 年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外航船舶によるものを除く。以下同じ。）を第９次計画期間の年平均（2,256 隻）から約半減（約 1,200 隻以下）することを引き続き目標とし、我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和７年までに 1,500 隻未満を目指す。）に準じた目標設定とする。
第 11 次計画では、Ｒ７年までに、第９次計画の年平均船舶事故隻数の約 34%削減を目標としていることから、商船に係る第９次計画期間の年平均船舶事故隻数 386 隻から約 34%削減した 254 隻未満を目標とする。

（外部要因）
海上交通量の変化、異常気象、台風及び津波等に伴う海難

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・海洋基本計画（平成 30 年５月 15 日）
第２部１（１）オ
○船舶安全性の向上、航行安全確保、海難等の未然防止のための適切な体制・制度の整備や、船舶検査や外国船舶の監督（PSC）の着実な実施、海運事業者に対する運輸マネジメント評価の継続的な実施による安全管理体制の構築、事故や災害の発生した際の救助等、さらに、航行に関する安全情報等の周知や航路標識の整備・管理・運用といった、船舶交通の安全確保を始めとする海上安全のための施策や、事故や災害等が発生した際の対応のための施策に取り組む。また、民間団体・関係行政機関と緊密に連携し、安全指導を含め、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する。
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・第 11 次交通安全基本計画（令和３年３月 29 日中央交通安全対策会議）
第２部第１章Ⅱ①
○2020 年代中に我が国周辺で発生する船舶事故隻数（本邦に寄港しない外国船舶によるものを除く。以下同じ。）を第９次計画期間の年平均（2,256 隻）から約半減（約 1,200 隻以下）することを引き続き目標とし，我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和７年までに 1,500 隻未満を目指す。

過去の実績値　（年）

Ｈ２３	Ｈ２４	Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８
３５３隻	４２２隻	３７９隻	３９４隻	３８２隻	３３４隻
Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
２９６隻	３８８隻	３６６隻	２９０隻	２８８隻	２５７隻

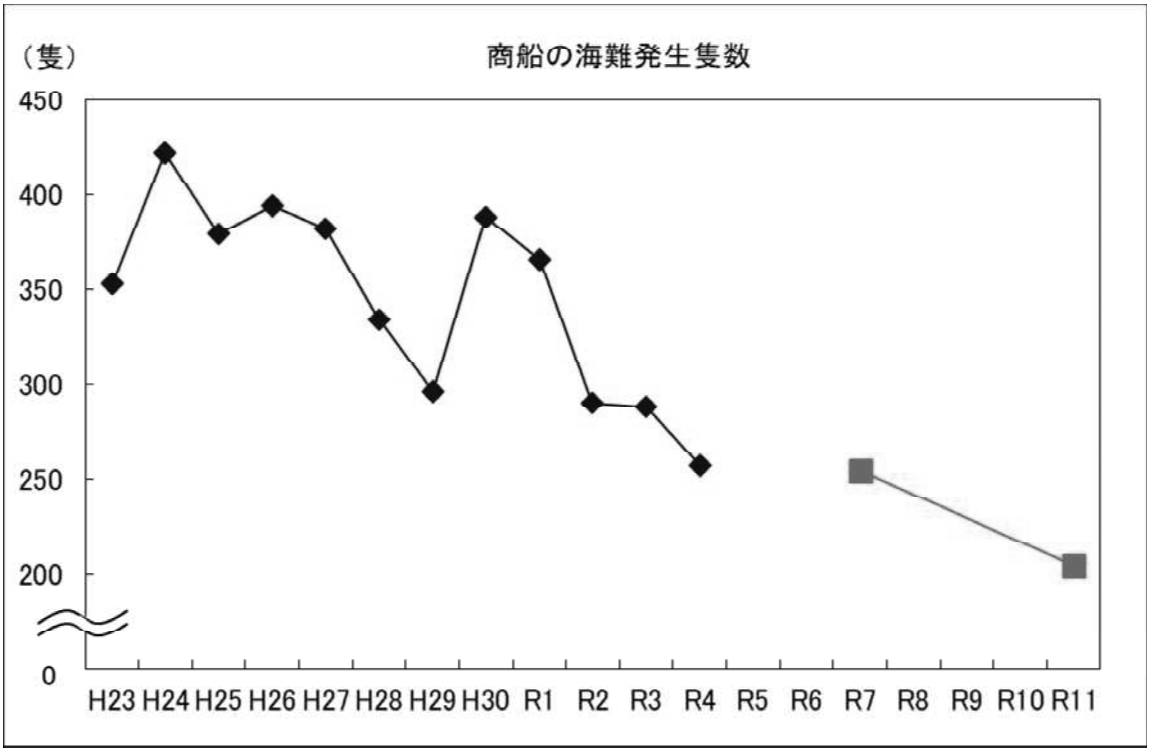

主な事務事業等の概要

船舶の検査・監査等を通じハード・ソフト両面から安全対策を強化 予算額：４３６百万円（令和４年度）

・運航労務監理官による旅客船事業者等への監査件数の増加、抜き打ち等による監視の強化等による運航労務監査実施体制の整備

・海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施

・検査方法の総点検・是正、検査現場への立ち会い等を通じた日本小型船舶検査機構への監督強化等による船舶検査・測度実施体制の整備

・船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修の充実、ISO９００１品質認証の推進や船舶検査実施体制の整備

・PSC（ポートステートコントロール：日本に入港する外国籍船に対して行う、船内整備等の安全に関する立入検査）の強化

事故原因等の究明

・運輸安全委員会では、船舶事故等が発生した場合、その原因を究明するための事故等調査を適確に行うとともに、これらの事故等調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め、船舶事故等の再発防止及び被害の軽減に寄与する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 22 年度以降の実績値のトレンドは概ね減少傾向にあり、現在の取組を今後も強力に推進することで、目標値の達成は概ね可能であると見込まれるため、順調であると推察される。

（事務事業等の実施状況）

・運航労務監理官により、旅客船及び貨物船の運航管理体制、船員の労働条件等の監査・指導を実施するとともに運航労務監理官及び運輸安全調査官による運輸安全マネジメント体制の評価を実施した。
（運輸安全マネジメント体制の評価実施実績 令和４年：９９事業者）

・船舶検査官により、船舶の構造・設備等に関する技術基準適合性の検査を実施するとともに、放射性物質等の危険物の輸送に係る容器・積付等について審査・検査を実施した。
（船舶の検査実施実績 令和４年：7,747 件）

・外国船舶監督官により、我が国に入港した外国船舶に対し国際条約に基づき船体の安全基準及び船員の資格証明等について PSC を実施した。
（欠陥是正指示実績 令和４年：6,346 件）

・運輸安全委員会は、船舶事故等について、原因を究明するための調査を実施し、かつ、当該調査の結果に基づき、

令和４年においては、原因関係者に対し、講ずべき措置に関する「勧告」１件を行い、国土交通大臣に対し、講ずべき施策に関する「意見」を３件述べた。
（船舶事故調査実績 令和４年：225 隻）

課題の特定と今後の取組みの方向性

・これまでの実績値のトレンドを考慮すると、概ね減少傾向にあり、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、A と評価した。
・四面を海に囲まれている我が国において、海上輸送は、我が国の経済産業や国民生活を支える上で欠くことのできないものであり、ひとたび海上における船舶の事故が発生した場合には、人命に対する危険性が高いことはもちろん、我が国の経済と自然環境に甚大な影響を及ぼすことにもつながりかねない。このため、海難の発生を未然に防止し、また、海難発生時の被害を最小化するために、引き続き上記の事務事業をはじめとした各種施策を推進することとする。
・運輸安全委員会では、引き続き適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行うとともに、国土交通大臣、関係行政機関及び原因関係者に対して、事故防止や被害軽減のための勧告、意見や事実情報の提供等をタイムリーかつ積極的に行うこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局安全政策課（課長 松尾 真治）
関係課： 大臣官房運輸安全監理官（運輸安全監理官 中谷 育夫）
運輸安全委員会事務局総務課（課長 堀 真之助）

業績指標４７
緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 ＊

評　価

A	目標値：84%（令和７年度） 実績値：81%（令和３年度） 初期値：79%（令和元年度）

（指標の定義）
緊急輸送道路上に存在する橋梁のうち、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる対策を実施した橋梁の割合
（目標設定の考え方・根拠）
過年度の平均工事完了数で推移するものとして設定
（外部要因）
高速道路会社・地方公共団体の取組状況により影響あり
（他の関係主体）
該当なし
（重要政策）
【施政方針】
第２０８回国会施政方針演説（令和４年１月１７日）
「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」

第２１１回国会施政方針演説（令和５年１月２３日）
「今年、関東大震災から百年の節目を迎えます。激甚化・頻発化する災害への対応も、先送りのできない重要な課題です。」
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
79%	79%	80%	81%	集計中

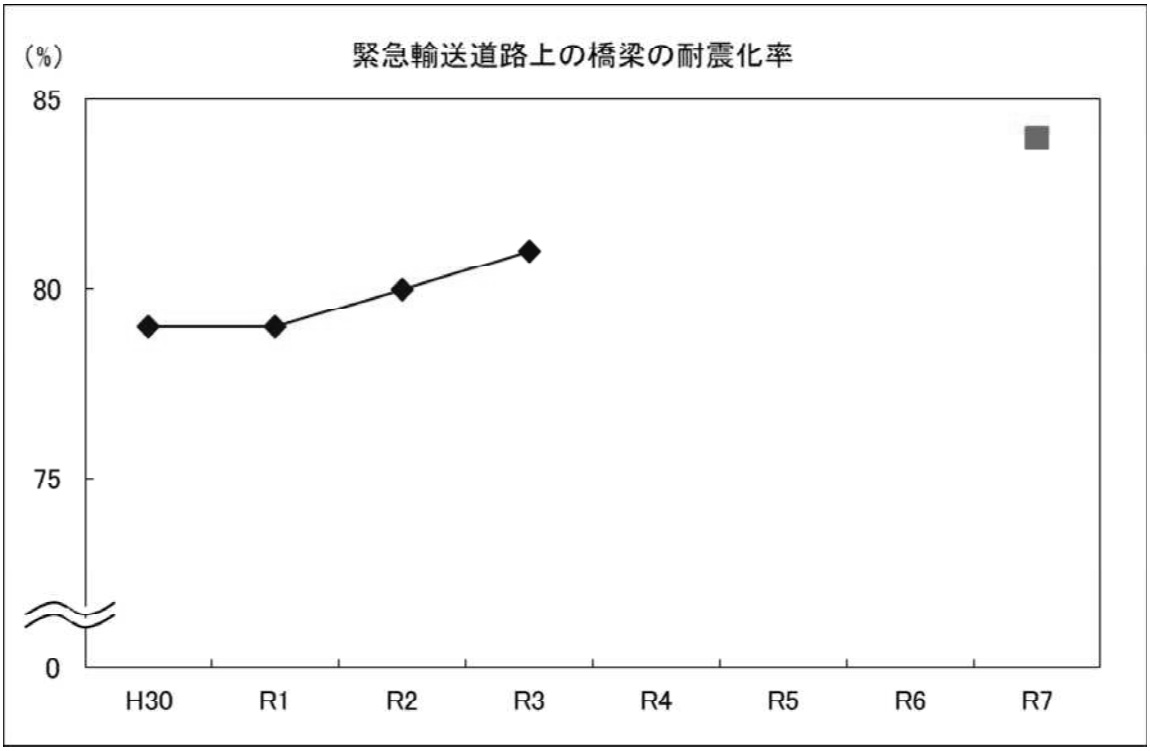

主な事務事業等の概要

大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等の耐震補強を推進する。（◎）

予算額：道路整備費 20,655 億円（国費）及び防災・安全交付金 8,540 億円等の内数（令和３年度）

予算額：道路整備費 21,109 億円（国費）及び防災・安全交付金 8,156 億円等の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率の実績について、毎年増加しており、初年度から目標年度まで等しいペースで進捗すると仮定した場合の目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

平成２８年熊本地震の教訓を踏まえ、耐震補強の重要性が再認識されたところであり、高速道路や直轄国道について、計画的に耐震補強を進めているところである。大規模地震等の発災時、救急救命活動や復旧活動を支えるため、引き続き緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成２５年度以降、指標の値は順調に増加しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、Ａ評価とした。

引き続き緊急輸送道路上の耐震補強を推進し、目標値の達成に向けて整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局　環境安全・防災課　道路防災対策室（室長　寺沢　直樹）

関係課： なし

業績指標４８
通学路における歩道等の整備率 ＊

評　価	
A	目標値：５７％（令和７年度） 実績値：５５％（令和３年度） 初期値：５３％（令和元年度）

（指標の定義）
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第３条に基づき指定された通学路延長のうち、歩道等の整備延長の割合
（目標設定の考え方・根拠）
過去の実績等を踏まえて目標値を設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
なし
（重要政策）
【施政方針】
第１７１回国会施政方針演説(平成２１年１月２８日)
「昨年の交通事故死者数は、五千百人余りとなり、昭和 45 年のピーク時に比べ、三分の一以下に減らすことができました。今後十年間で、更に半減させます。」
第１６９回国会施政方針演説(平成２０年１月１８日)
「昨年、交通事故の犠牲者は半世紀ぶりに６千人を下回りました。今後も効果的な対策を実施します。」
【閣議決定】
経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日）
通学路等の交通安全の確保に係る対策の推進に取り組む。（第２章２.）
物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和４年１０月２８日）
交通安全対策（通学路等の安全通行確保）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	53%	54%	55%	集計中

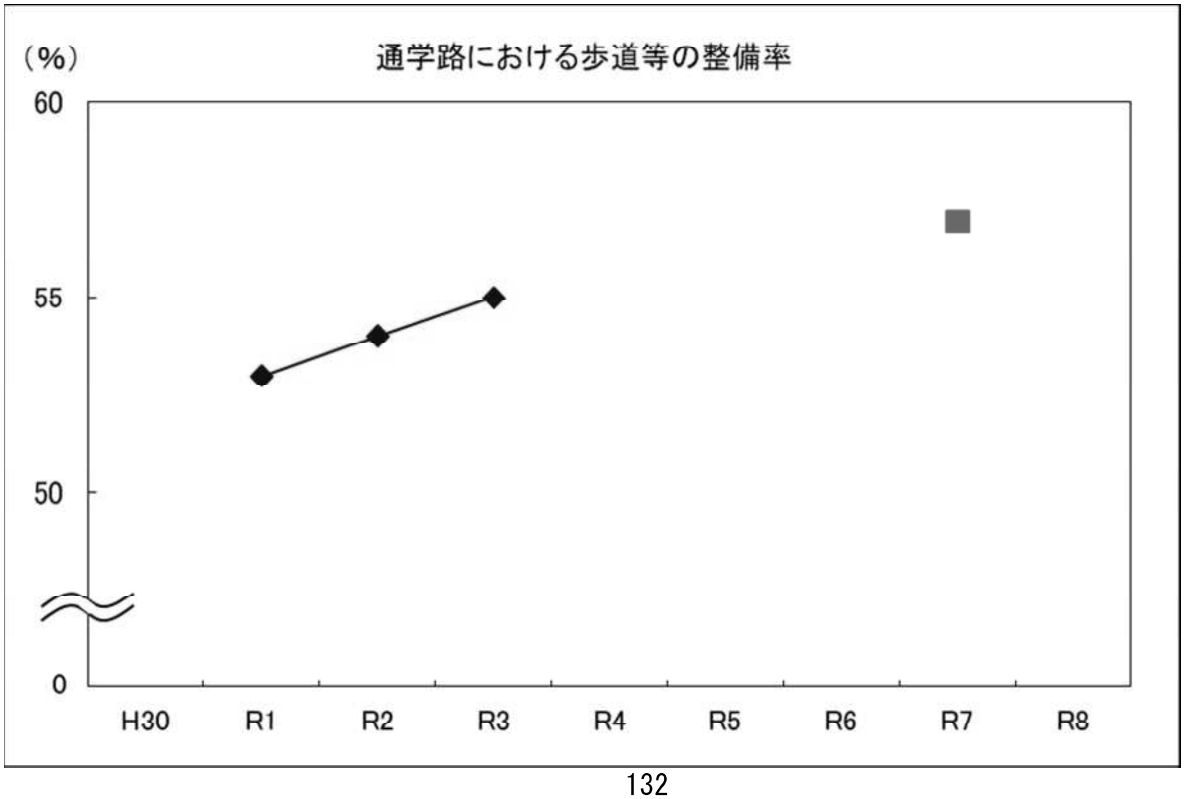

主な事務事業等の概要

次世代を担う子供の安全な通行空間を確保するため、通学路における歩道等の整備を推進する。(◎)

予算額：

道路整備費２０，６５５億円（国費）及び防災・安全交付金８，５４０億円（国費）等の内数（令和３年度）

道路整備費２１，１０９億円（国費）及び防災・安全交付金８，１５６億円（国費）等の内数（令和４年度）

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和３年度の実績値は 55%であり順調であった。令和４年度の実績値は令和５年度にとりまとまる予定であるが、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

通学路における歩道等の整備を実施中である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和３年度の実績値は 55%、令和２年度の実績値は 54%であり、毎年度 1%ずつ実績値が上昇している。
今後も引き続き毎年度 1%ずつ上昇すれば、目標を達成することから、A評価とした。
・引き続き、通学路における歩道等の整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室（室長 阿部 俊彦）

業績指標４９
踏切事故件数

評　価

B	目標値：令和２年度比約１割削減（令和７年度） 実績値：２１７件（令和３年度） 初期値：－

（指標の定義）
全国の踏切における踏切事故件数
（目標設定の考え方・根拠）
「第１１次交通安全基本計画」（令和３年３月２９日策定）の指標・目標値を引用（令和２年度は 165 件）
（外部要因）
踏切道の交通量、列車本数、利用者
（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、鉄軌道事業者
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
第１１次交通安全基本計画（令和３年３月２９日）

過去の実績値（単位：件）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
２２８	２１１	１６５	２１７	集計中

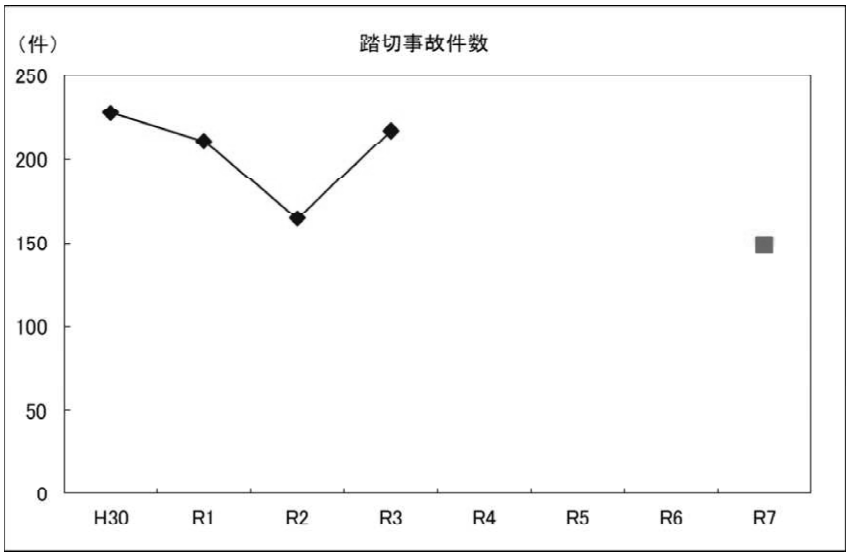

主な事務事業等の概要

踏切での事故を減らす

・踏切事故を減少させるため、立体交差化や踏切保安設備等の整備に加え、周辺の迂回路整備等も含めた総合的な事故対策を推進する。（◎）

予算額：道路整備費２０，６５５億円（国費）及び社会資本整備総合交付金６，３１１億円（国費）、
鉄道施設総合安全対策事業費補助４３億円（国費）等の内数（令和３年度）

予算額：道路整備費２１，１０９億円（国費）及び社会資本整備総合交付金５，８１７億円（国費）、
鉄道施設総合安全対策事業費補助４６億円（国費）等の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するもの

である。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和３年度の踏切事故件数は、前年度に比較して増加に転じている。
これは、令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大による移動抑制等の影響により、踏切の交通量が減少し、これに伴い踏切事故件数も減少していた要因が考えられる中で、令和３年度においては、感染状況の改善に伴い、踏切の交通量が増加したことによって、踏切事故件数も増加に転じたものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

・踏切道の立体交差化や踏切道の統廃合による抜本的な交通安全対策を推進している。
・踏切保安設備の整備による高齢者等の踏切事故防止対策を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

上記の指標の動向で示した通り、指標の増減を一概に比較することは困難な状況ではあるものの、踏切事故件数が増加に転じたことから、Ｂと評価した。
今後の取組みとしては、第１１次交通安全基本計画で示している通り、踏切事故は長期的には減少傾向であることから、新型コロナウイルスの感染状況等の外部要因も踏まえつつ、引き続き、目標の達成に向けて踏切事故を減少させるための総合的な事故対策を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局路政課　（課長　高藤　善史）
関係課： 鉄道局施設課　（課長　森　信哉）

業績指標５０
自動車事故による重度後遺障害者に対する精神的ケアの充実（訪問支援の実施割合（（ｉ）全体、（ⅱ）新規認定者））

評　価

A	①　訪問支援の実施割合（ｉ）全体 目標値：　７０．０％（毎年度） 実績値：　８８．３％（令和４年度） 初期値：　６０．６％（平成２７年度）
A	①　訪問支援の実施割合（ⅱ）新規認定者 目標値：　１００％（毎年度） 実績値：　１００％（令和４年度） 初期値：　８６．５％（平成２７年度）

（指標の定義）
自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援するために、重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅に対して独立行政法人自動車事故対策機構が実施する訪問支援の実施割合（（ｉ）は全介護料受給資格者（前年度末時点）に対する割合、（ⅱ）は介護料受給資格の新規認定者に対する割合）。
※介護料：自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方へ独立行政法人自動車事故対策機構を通じて支給するもの。
（ｉ）初期値（平成 27 年度）2,781（人）／4,588（人）　実績値（令和４年度）4,120（人）／4,666（人）
（ⅱ）初期値（平成 27 年度）　173（人）／　200（人）　実績値（令和４年度）　120（人）／　120（人）

（目標設定の考え方・根拠）
（ｉ）平成 26 年度末の介護料受給資格者数は 4,588 名に対し、平成 27 年度の訪問支援実人数は 2,781 件と 1 年間に介護料受給資格者の 6 割以上に対して訪問を行っているところ、限られた人員で業務の効率化を図ることにより、可能な限り訪問支援の実施割合を維持することとし、「独立行政法人自動車事故対策機構第五期中期目標」及び「独立行政法人自動車事故対策機構第五期中期計画」（令和４年度～令和８年度）を踏まえ、当該期間中において、毎年度、介護料受給者の 70%以上に対して訪問支援を提供することを目指す。
（ⅱ）これまで以上に「量」より「質」を重視した取組とするため、事故後経過期間が短い等、より情報提供や精神的な支援が必要な新規認定者の 100%に対して訪問支援を提供することを目指す。

（外部要因）
訪問支援実施に当たっての重度後遺障害者(介護料受給資格者)やその家族の意向及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・第４次犯罪被害者等基本計画(令和３年３月３０日)
国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。（Ⅴ．第２．１）
【閣決（重点）】
なし
【その他】

訪問支援の実施割合（ⅰ）

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
７０．７％	７３．０％	７５．６％	８６．７％	８８．３

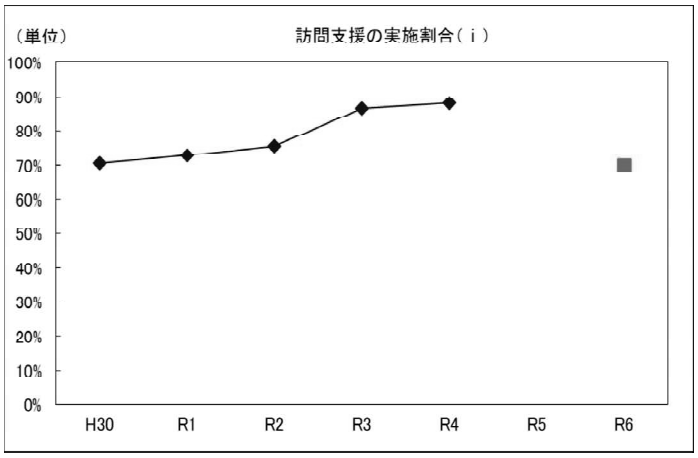

訪問支援の実施割合（ⅱ）

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１００％	８７．７％	８８．５％	９８．２％	１００％

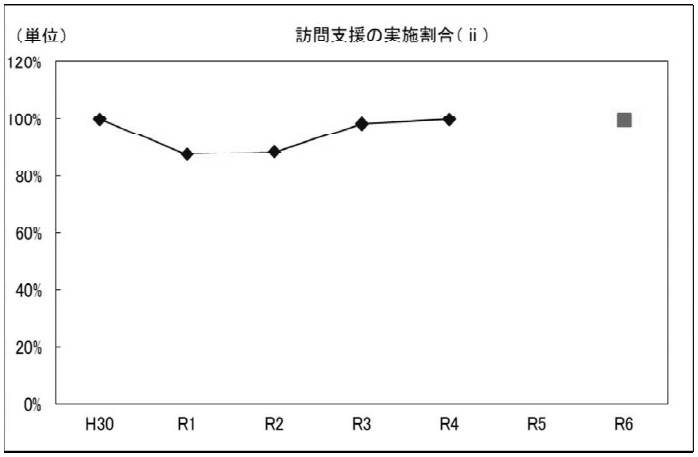

主な事務事業等の概要

訪問支援の実施割合（（ⅰ）全体、（ⅱ）新規認定者）
独立行政法人自動車事故対策機構の職員が、自動車事故の被害者である重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅を訪問し、被害者本人やその家族から相談・要望を受けるほか、介護に関した有用な情報を提供するなど、被害者やその家族に対して精神的な支援を行うもの

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

訪問支援の実施割合（（ⅰ）全体、（ⅱ）新規認定者）
目標年度を毎年度と設定しているところ、令和４年度においては、訪問支援のリモート化による業務の効率化及び訪問支援の取組強化により、（ⅰ）全体の目標、（ⅱ）新規認定者の双方ともに目標達成している。

（事務事業等の実施状況）

訪問支援の実施割合（（ⅰ）全体）
令和４年度は、前年度末の介護料受給資格者 4,666 名に対し、4,120 名実施。
訪問支援の実施割合（（ⅱ）新規認定者）
令和４年度は、介護料受給資格の新規認定者 120 名に対し、120 名実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度を毎年度と設定しているところであるが、（ｉ）令和４年度の実績値が目標を達成したことから A と評価した。（ⅱ）新規認定者についても令和４年度の実績値が目標を達成したことから A 評価とした。引き続き、独立行政法人自動車事故対策機構の職員による自動車事故の被害者である重度後遺障害者（介護料受給資格者）宅の訪問を実施し、重度後遺障害者（介護料受給資格者）やその家族を精神的な面で支援していく必要がある。

目標値に関しては、「独立行政法人自動車事故対策機構第五期中期目標」及び「同計画」（令和４年度～令和８年度）において、当該期間中において毎年度、（ｉ）全体では７０％以上を維持し、（ⅱ）新規認定者については１００％と設定しているところ、同目標及び同計画は令和８年に見直しがなされる予定であるため、本業績指標についてもこれらの見直しを踏まえ、見直しを検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 自動車局保障制度参事官室（参事官　出口　まきゆ）
関係課：

業績指標５１

自動車事故による重度後遺障害者に対するリハビリテーション機会確保の充実（リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定）＊

評　価

A	目標値：10 病院（令和７年度） 実績値：10 病院（令和４年度） 初期値：0 病院（令和４年度）

（指標の定義）

自動車事故により在宅療養生活を送る重度後遺障害者に対するリハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院(重点支援病院)の指定数（初期値：0 病院 直近値：10 病院 目標値：10 病院）

（目標設定の考え方・根拠）

自動車事故により重度の後遺障害を負われた方が、病院退院後、在宅療養にてその機能を維持しさらなる改善につなげていくためには、継続的なリハビリテーションの提供を受けることが必要不可欠であるため、短期入院協力病院(※)の中から、リハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院（重点支援病院）を指定し、自動車事故による重度後遺障害者に対する支援の充実を図る。目標年度である令和７年度までに、10 病院を指定することを目指す。

(※)短期入院協力病院：在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診察、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等を受けることができるもの。

（外部要因）

リハビリテーションの提供に意欲的に取り組んでいる病院の選定に協力を得られる病院の意向

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・第４次犯罪被害者等基本計画(令和３年３月 30 日)

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療護施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。

【閣決（重点）】

なし

【その他】

・第 11 次交通安全基本計画(令和３年３月 29 日　中央交通安全対策会議決定)

交通事故による重度後遺障害者数は依然として高い水準にあることから，引き続き，重度後遺障害者に対する救済対策の充実を図る。(第１部 第１章 第３節 Ⅱ７)

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	－	－	10 病院

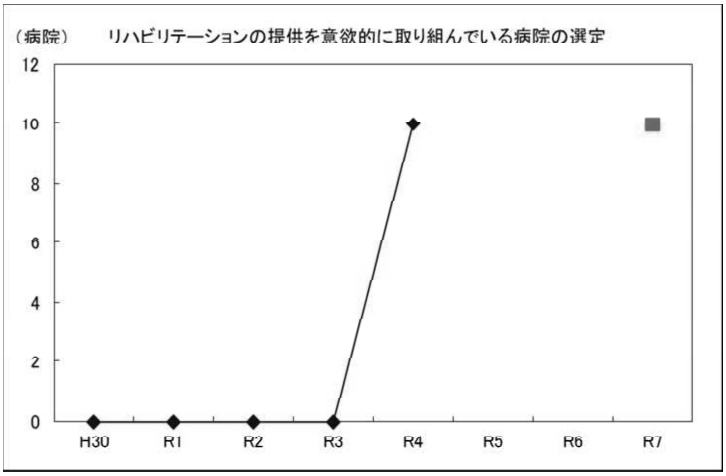

主な事務事業等の概要

・在宅療養中におけるリハビリテーションの提供体制構築

リハビリ提供に特に意欲的な国土交通省が指定する協力病院を重点支援病院として選定し、広く自動車事故被害者に情報提供を行うとともに、重点支援病院のリハビリ機器導入やリハビリ技術向上に資する研修受講等を支援し、自動車事故被害者へのリハビリ提供体制の強化を行うもの。

予算額：1.7億円（令和４年度当初）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和4年度より、国土交通省で指定している協力病院のうちリハビリの提供に意欲的な病院を重点支援病院として全国10病院の指定を令和7年度までに達成することを目標として設定していたところ、これを前倒しして、令和4年度に目標を達成している。

（事務事業等の実施状況）

令和4年度に、10都道府県（北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、愛媛県、福岡県、沖縄県）に10病院を重点支援病院として指定し、ロボットスーツHALや歩行リフトといったリハビリ機器の導入等への支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

リハビリテーションの提供を意欲的に取り組んでいる病院の選定において、短期入院の受入実績を踏まえ、候補となりうる病院に対し積極的な制度の周知を行った結果、目標年度は到来前であるが目標を達成したことからAと評価した。本事業は自動車事故による重度後遺障害者に対する被害者支援対策として必要な支援であり、在宅重度後遺障害者の利用状況や補助実績等を踏まえ、引き続き受入環境の充実に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 保障制度参事官室（参事官　出口　まきゆ）
関係課： なし

業績指標５２
乗用車のペダル踏み間違い時加速抑制装置の装着率

評　価

A	目標値：95.0%(令和５年) 実績値：91.2%(令和３年) 初期値：83.6%(令和２年)

（指標の定義）
１年間に生産される乗用車のうち、ペダル踏み間違い時加速抑制装置が装着される車両台数の割合
（目標設定の考え方・根拠）
多数の交通参加者を巻き込む事故の原因となり得るペダルの踏み間違いの事故を防止する本装置については、最大限装着台数を増やしていく必要があるが、装着率が向上するにつれ頭打ちとなる可能性等を勘案して、当面は、令和５年までに１年間に生産される乗用車のうち、当該装置が装着される車両台数の割合について、95%が達成されることを目標とする。
（外部要因）
資源価格の高騰
（他の関係主体）

（重要政策）
【施政方針】
「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（令和元年６月 18 日）
第 32 回「未来投資会議」（令和元年 10 月 29 日）総理発言（抄）「本日は、成長戦略の策定に向けて、各論を議論いたしました。まず、Society5.0 時代の高齢運転者による交通事故対策です。第４次産業革命の新たな技術の進展を実装し、対策を進めていきます。このため、対歩行者の自動ブレーキの装備やペダルの踏み間違い時の加速抑制装置を装備する車を普及する必要があります。限定免許制度の導入も視野に入れつつ、年末までにサポカーの市場導入を加速化する措置を検討します。梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、武田国家公安委員長は、具体的な検討を進めていただくようお願いを申し上げます。」
【閣議決定】
第 11 次交通安全基本計画(令和３年３月 29 日)
【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値（%）　（暦年）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
69.6	76.4	83.6	93.1	調査中

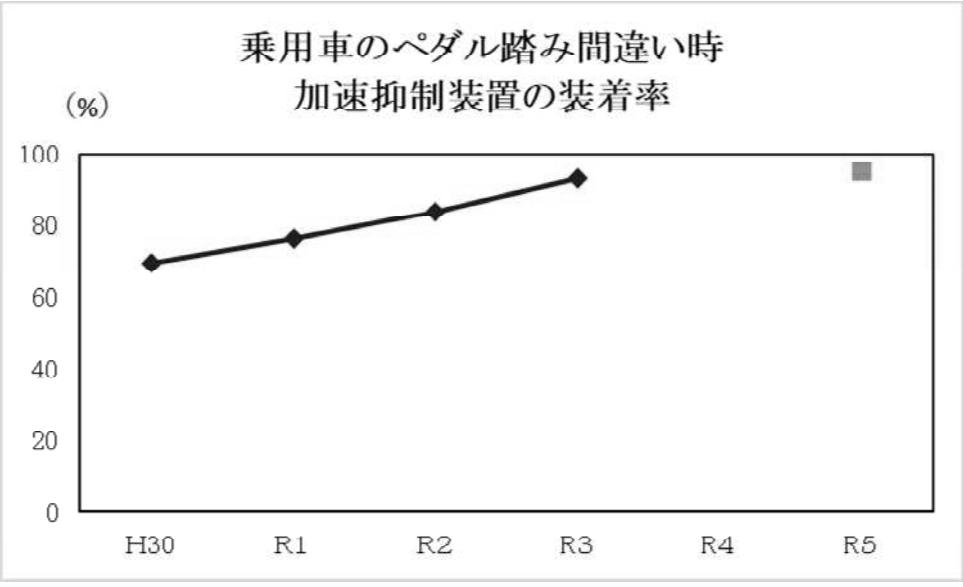

主な事務事業等の概要

・自動車の技術・基準の国際標準化等の推進　予算額：380 百万（～令和 4 年度）

グローバル化が進展する国際自動車市場において、技術力を有する我が国の自動車メーカー等が活躍できる環境を整備するため、日本の技術・基準の国際標準化等を推進。国内導入（義務付け）による技術開発・普及拡大も見込まれる。

・先進安全自動車（ASV）プロジェクトの推進　予算額：119 百万（～令和 4 年度）

産学官の連携により車両の先進安全技術の実用化・開発・普及を推進。

・高齢運転者等による事故防止対策の推進　予算額：36 百万（令和 4 年度）

衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急加速抑制装置等の安全装置を搭載した安全運転サポート車（通称：サポカー）を普及促進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

R2 年度当初は装着率 83.6%（総生産台数 404 万台中 338 万台）であったが、R3 年時点で 93.1%（総生産台数 336 万台中 313 万台）であり、90%の大台を達成したことからさらに頭打ちの傾向が高まる可能性はあるものの、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調である。

（事務事業等の実施状況）

・自動車の技術・基準の国際標準化等の推進

令和 4 年度に日本主導で国際基準策定の議論を開始し、本装置の開発・搭載を促進。

・先進安全自動車（ASV）プロジェクトの推進

R3 年度からの第 7 期 ASV 推進検討会おいて、産学官の連携により、ペダル踏み間違い時急発進抑制装置の対応場面の拡大等を議論し、本装置の開発を促進。

・高齢運転者等による事故防止対策の推進

ペダル踏み間違い時加速抑制装置等の安全技術を搭載した安全運転サポート車（通称：サポカー）について、他省庁、関係団体等と連携し、動画作成・公開等の普及啓発活動を実施。

当装置について性能認定を実施し、一定以上の機能を満たす性能認定装置の一覧を HP にて公開することで開発を促進。

課題の特定と今後の取組みの方向性

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため A と評価した。業績指標は順調に推移しているが、今後より頭打ちの傾向が高まる可能性を見据え、更に次世代の装置を推進するような取組みを進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　技術・環境政策課　課長　久保田　秀暢
関係課：　車両基準・国際課　課長　猪股　博之

業績指標５３
乗用車の対自転車衝突被害軽減ブレーキの装着率

評　価

A	目標値：60.0%(令和６年) 実績値：47.9%(令和３年) 初期値：12.7%(令和２年)

（指標の定義）
１年間に生産される乗用車のうち、自転車に対応した被害軽減ブレーキが装着される車両台数の割合
（目標設定の考え方・根拠）
交通弱者が被害者となる事故が多い本国において、本装置はまだ普及率が高くない装置ながら、装着率の向上を強力に推進すべきであることから、令和６年度までには、１年間に生産される乗用車のうち、当該装置が装着される車両台数の割合について、60%が達成されることを目標とする。
（外部要因）
資源価格の高騰
（他の関係主体）

（重要政策）
【施政方針】
「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（令和元年６月 18 日）
第 32 回「未来投資会議」（令和元年 10 月 29 日）総理発言（抄）「本日は、成長戦略の策定に向けて、各論を議論いたしました。まず、Society5.0 時代の高齢運転者による交通事故対策です。第４次産業革命の新たな技術の進展を実装し、対策を進めていきます。このため、対歩行者の自動ブレーキの装備やペダルの踏み間違い時の加速抑制装置を装備する車を普及する必要があります。限定免許制度の導入も視野に入れつつ、年末までにサポカーの市場導入を加速化する措置を検討します。梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、武田国家公安委員長は、具体的な検討を進めていただくようお願いを申し上げます。」
【閣議決定】
第 11 次交通安全基本計画(令和３年３月 29 日)
【閣決（重点)】

【その他】

過去の実績値（%）　（歴年）

H３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	12.7	47.9	調査中

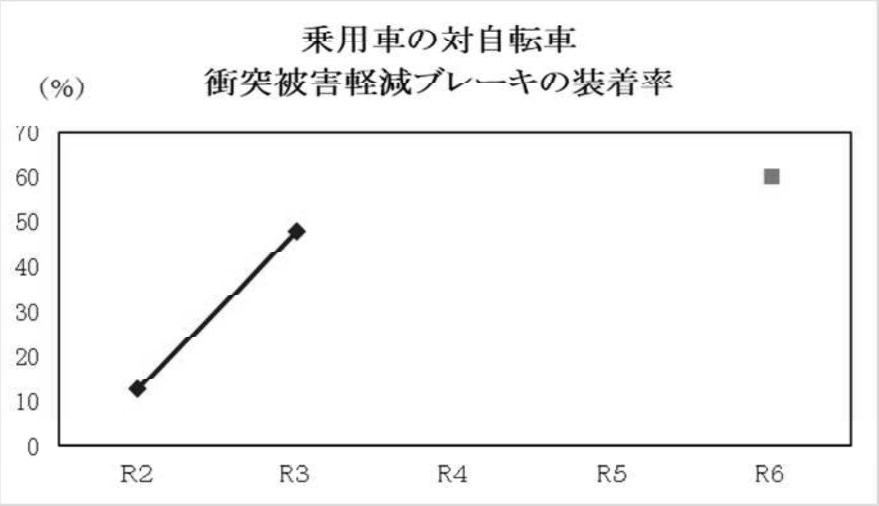

主な事務事業等の概要

・自動車の技術・基準の国際標準化等の推進　予算額：380 百万（～令和４年度）
グローバル化が進展する国際自動車市場において、技術力を有する我が国の自動車メーカー等が活躍できる環境を

整備するため、日本の技術・基準の国際標準化等を推進。国内導入（義務付け）による技術開発・普及拡大も見込まれる。

・先進安全自動車（ASV）プロジェクトの推進　予算額：119 百万（～令和 4 年度）

産学官の連携により車両の先進安全技術の実用化・開発・普及を推進。

・高齢運転者等による事故防止対策の推進　予算額：36 百万（令和 4 年度）

衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急加速抑制装置等の安全装置を搭載した安全運転サポート車（通称：サポカー）を普及促進。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

R2 年度当初は装着率 12.7%（総生産台数 404 万台中 51 万台）であったが、R3 年時点で 47.9%（総生産台数 336 万台中 161 万台）であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調である。

（事務事業等の実施状況）

・自動車の技術・基準の国際標準化等の推進

令和 3 年に日本主導で国際基準を策定。同基準を国内基準に導入し、令和 6 年 7 月以降の新型車から対自転車衝突被害軽減ブレーキを順次搭載義務付け。

・先進安全自動車（ASV）プロジェクトの推進

R3 年度からの第 7 期 ASV 推進検討会において、産学官の連携により、衝突被害軽減ブレーキの対応場面の拡大等を議論し、本装置の開発を促進。

・高齢運転者等による事故防止対策の推進

対自転車衝突被害軽減ブレーキ等の安全技術を搭載した安全運転サポート車（通称：サポカー）について、他省庁、関係団体等と連携し、動画作成・公開等の普及啓発活動を実施。

当装置について性能認定を実施し、一定以上の機能を満たす認定車種一覧を HP にて公開することで開発を促進。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は順調に推移しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、評価をＡとした。令和６年７月以降の新型車から搭載義務付けを行い、に今後もより一層の搭載率向上が見込まれる。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　技術・環境政策課　課長　久保田　秀暢
関係課：　車両基準・国際課　課長　猪股　博之

業績指標５４
要救助海難の救助率 ＊

評　価

A	目標値：95%以上（毎年） 実績値：96%（令和４年） 初期値：96%（平成 28 年から令和２年までの平均）

（指標の定義）
要救助者に対する救助成功者の割合
救助率＝（救助された乗船者数①＋救助された海中転落者数②）/（自力救助を除く要救助海難の乗船者数③＋自力救助を除く乗船者の海中転落者数④）
※初期値（96%）
（95%＋96%＋96%＋96%＋95%）/5＝96%
【内訳】
平成 28 年救助率（①3,132＋②41）/（③3,188＋④140）＝95%
平成 29 年救助率（①3,720＋②54）/（③3,802＋④138）＝96%
平成 30 年救助率（①3,236＋②50）/（③3,311＋④123）＝96%
令和元年救助率（①3,426＋②46）/（③3,490＋④122）＝96%
令和２年救助率（①2,998＋②49）/（③3,095＋④126）＝95%
※直近値
（令和３年救助率 95%）
（①2,891＋②45）/（③2,953＋④125）＝95%
（令和４年救助率 96%）
（①3,088＋②50）/（③3,154＋④124）＝96%

（目標設定の考え方・根拠）
海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率 95%以上を目標とする。なお、令和３年３月 29 日に閣議決定された第 11 次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率を 95%以上に維持確保することが目標として掲げられている。

（外部要因）
気象海象

（他の関係主体）
警察、消防、防衛省、地方自治体、海事関係者、民間救助組織、医療関係者

（重要政策）
【施政方針】
なし

【閣議決定】
・第９次交通安全基本計画（平成 23 年３月 31 日閣議決定）
「要救助海難に対する全体の救助率は、今後も 95%以上に維持確保する。」
・第 10 次交通安全基本計画（平成 28 年３月 11 日閣議決定）
「海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから救助率 95%以上とする。」
・第 11 次交通安全基本計画（令和３年３月 29 日閣議決定）
「海難における死者・行方不明者を減少させるためには、高い救助率を維持確保することが重要であることから、救助率 95%以上とする。」

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値　（暦年）

H30	R１	R２	R３	R４
96%	96%	95%	95%	96%

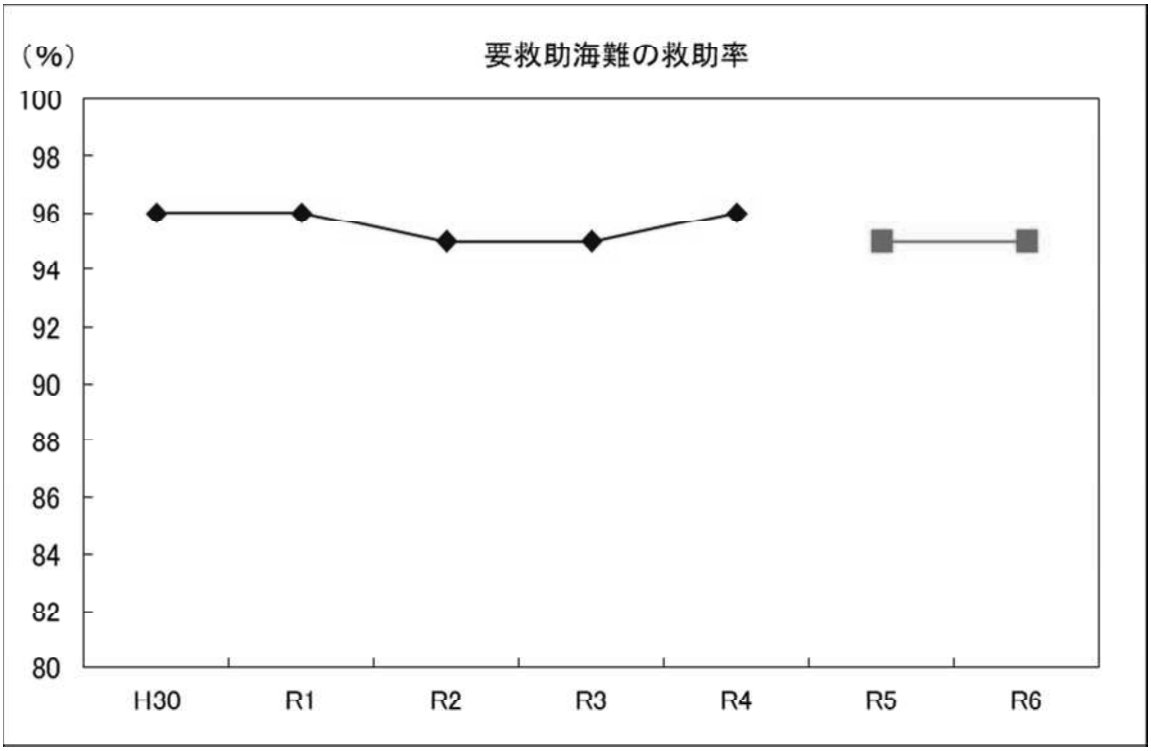

主な事務事業等の概要

① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進

海難発生から海上保安庁が情報を入手するまでの所要時間（関知率）を２時間以内とするため以下の事業を実施

・防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保、緊急通報用電話番号「１１８番」及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象にした「ＮＥＴ１１８」の有効活用の指導・啓発

・漁業関係者等に対する指導

② 救助・救急体制の充実

沿岸海域における迅速かつ的確な人命救助体制の充実・強化を促進するため以下の事業を実施

・救難体制の充実

・周辺国や関係機関との合同訓練等を実施

・緊急通報位置情報システムによる携帯電話からの１１８番通報の位置情報を活用

・救助・救急活動に関する調査・分析の強化

③ ライフジャケットの着用率の向上

ライフジャケットの着用率向上を目指すために以下の事業を実施

・ライフジャケット着用義務化範囲拡大に伴い更なるライフジャケット常時着用の周知・啓発活動

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「要救助海難の救助率」は、令和３年は95%、令和４年は96%であり、当庁のほか関係機関と連携した海事関係者等への粘り強い安全指導や当庁救助体制の強化等によって、両年において目標の 95%以上を達成することができた。

（事務事業等の実施状況）

① 海難情報の早期入手に向けた取組の推進

・「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「緊急通報用電話番号『１１８番』及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象にした『ＮＥＴ１１８』の有効活用」を推進するため、あらゆる広報媒体を活用した周知・啓発活動を実施した。

・海難発生数の多い漁業従事者・プレジャーボート等乗船者に対する安全指導・啓発活動等を実施した。

② 救助・救急体制の充実

・周辺国等の捜索救助機関との間において、実務者協議や捜索救助に関する合同訓練を実施した。

・公益社団法人日本水難救済会、公益財団法人日本ライフセービング協会等民間海難救助組織との連携を図った。

・救急専門医、法専門家等で構成された海上保安庁メディカルコントロール協議会会議を年間に計４回開催し、救急救命士及び救急員が行った救急救命処置等について救急業務の管理的観点及び医学的観点からの事後検証を行った上、対応手順の改訂を行うなど、海難現場における救急活動の質の向上を図った。
・捜索救助活動等に関する調査・分析・事後検証を行い、有効事例を全管区に情報共有することにより、救助・救急体制の更なる充実を図った。
・警察や消防等の関係機関との間において、中央及び地方レベルにおいて、情報伝達訓練や海難救助を想定した実働訓練を実施するなど、情報共有の迅速化を含め、関係機関との連携強化を図った。
・自衛隊への災害派遣要請について、海難発生直後から情報共有のうえ災害派遣要請ができるよう、手続きを見直し、迅速化を図った。

③　ライフジャケット着用率の向上
・プレジャーボート等のライフジャケット着用義務違反に対して指導を実施した。
・ライフジャケットの常時着用の推進については、実際の事故事例を踏まえ、正しい装着方法、膨張式救命胴衣の事前点検（メンテナンス）の実施を併せて指導するとともに、平成 30 年２月１日より小型船舶の乗船者に対する救命胴衣着用義務範囲が拡大され、令和４年２月１日より違反点数の付与が開始されたことをうけ、引き続き、ライフジャケットの着用効果及びその着用の徹底について周知・啓発活動を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、目標値 95％を達成したため、「Ａ」と評価した。この結果は、当庁が関係機関と連携しつつ実施した各種取組が効果的に機能しているものと分析できる。

今後も捜索活動を含めた救助救急活動や自己救命策確保の実施状況等についての調査・分析を引き続き実施し、抽出した課題をもとに救助体制の改善を図るなどして救助率の維持確保に取り組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　海上保安庁警備救難部救難課　（課長　林　一馬）

業績指標５５
海水浸入防止対策が必要な航路標識の整備率 ＊

評　価	
A	目標値：１００％（令和７年度） 実績値：８４％（令和４年度） 初期値：７２％（令和２年度）

（指標の定義）
海水浸入防止対策が必要な航路標識（461 箇所）の整備率
（目標設定の考え方・根拠）
「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の指標・目標値を引用。令和元年東日本台風の影響により、沿岸部に設置された灯台が倒壊、原因を調査したところ、亀裂から海水が浸入し、コンクリート内部やアンカーボルトが腐食したものと判明したことから、航路標識の基礎部や外壁等に海水が浸入する環境を遮断することによりコンクリートの劣化及び内部の鉄筋やアンカーボルトの腐食を防ぎ航路標識の倒壊を防止することを目標に設定。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
なし
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
・防災、減災・国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年 12 月 11 日）
「航路標識の耐災害性強化対策（海水浸入防止対策、電源喪失対策、監視体制強化対 策及び信頼性向上対策）」（第２章１（２））
・交通政策基本計画（令和３年５月２８日）
「鉄道、道路、港湾、空港等の交通インフラの耐震対策、津波対策、高潮対策、 高波対策、浸水対策、豪雪対策、土砂災害対策等を確実に実施する。」（第 4 章．基本的方針 C. 目標①）
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
		７２％	７６％	８４％

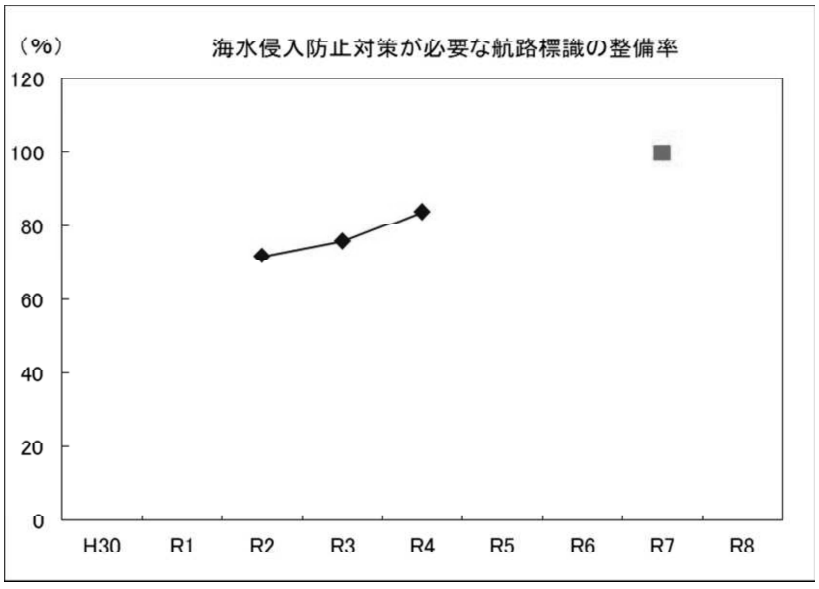

主な事務事業等の概要

海水浸入防止対策（◎）

自然災害に伴う灯台の倒壊を未然に防止するため、構造体内部への海水の浸入による腐食等が懸念される灯台に対する改修を推進する。

予算額：船舶交通安全基盤整備事業費の一部　　６．９億円（令和３年度）　　１．７億円（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度末時点で、海水浸入防止対策が必要な航路標識 461 箇所のうち、388 箇所を整備済み。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

58 基（令和３年度：21 基、令和４年度：37 基）の航路標識の整備を実施。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４年度末の実績値において 84%を達成しており、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移していると評価できることから、A評価とした。対策を講じた箇所において同様の倒壊事例は発生していないことから、十分な効果が得られており、引き続き目標達成に向けて着実に整備を進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：海上保安庁交通部整備課（課長　冨田 英利）

関係課：海上保安庁交通部企画課（課長　江原　一太朗）

業績指標５６
国際船舶の隻数

評　価	
A	目標値：313 隻（令和 7 年央） 実績値：272 隻（令和 4 年央） 初期値：263 隻（令和 2 年央）

（指標の定義）
海上運送法第 44 条の 2 に定める船舶（注）の隻数をいう。
（注）国際船舶：
国際海上輸送の確保上重要なものとして国土交通省令で定められた船舶。
具体的には、2,000 トン以上の LNG 船、ロールオン・ロールオフ船、承認船員配乗船等の船舶をいう。

（目標設定の考え方・根拠）
安定的な国際海上輸送の確保のため、国際船舶に関する課税の特例（登録免許税・固定資産税の軽減）を措置することにより、令和２年央の国際船舶の隻数（263 隻）を 50 隻増加させることとし、目標値 313 隻（令和 7 年央）とした。

（外部要因）
世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）
日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から 5 年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第 2 部 2(3)）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 19 年 12 月）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
２５４隻	２６８隻	２６３隻	２６２隻	２７２隻

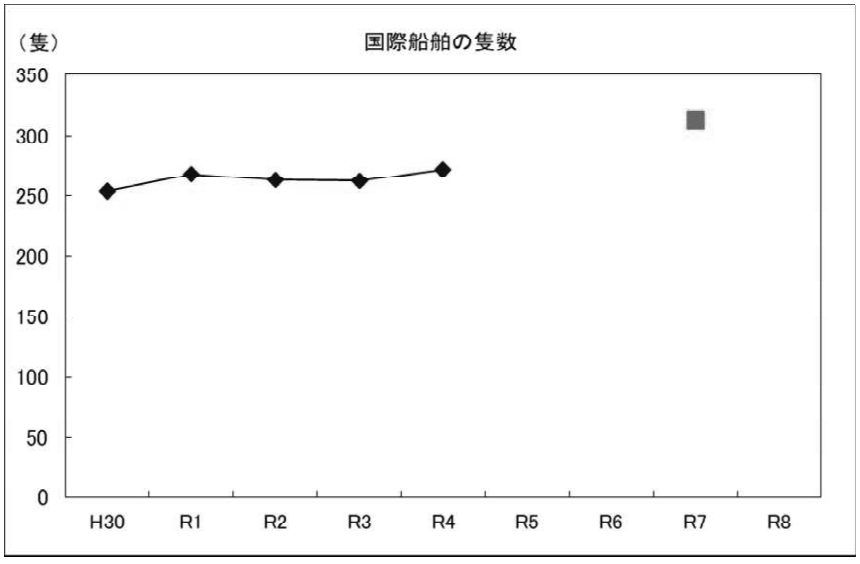

主な事務事業等の概要

【税制上の特例措置】

国際船舶の所有権の保存登記等の特例（登録免許税・固定資産税）

我が国商船隊の中核を担い、そのフラッグシップとしての先導的な役割を果たし、質の高いサービスを確実に提供している日本船舶のうち、安定的な国際海上輸送の確保上、特に重要な船舶である国際船舶の安定的な確保を図るための税制特例措置。

減収額（令和 3 年度）

・登録免許税： 66 百万円

・固定資産税：808 百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

我が国商船隊における令和 4 年央の国際船舶は 272 隻と、前年（令和 3 年央）と比べ 10 隻の増加となっており、全体として増加傾向にある。

（事務事業等の実施状況）

国際船舶の隻数については、国際船舶制度として国際船舶の海外への譲渡・貸渡について事前届出制・中止勧告制により、国際船舶の過度な海外流出を事前にチェックすることができる仕組みとする一方で、固定資産税及び登録免許税の軽減措置を講じており、国際船舶の所有コストの軽減を図っている。

これらの措置に加え、トン数標準税制等の海運税制による支援により、国際船舶の隻数の増加を促進しているところである。

令和 3 年度の登録免許税の特例の適用件数は 45 件、固定資産税の特例の適用件数は 19 件である。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和 4 年央の国際船舶の隻数については、令和 3 年央に比べ 10 隻の増加となっており、全体として増加傾向にある。

令和 5 年 3 月に変更された「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」においては、日本船舶を令和 5 年度からの 5 年間で 1.25 倍とすることとしている。これに向け、主要な外航海運事業者は日本船舶・船員確保計画の認定を受けており、同計画に基づき、令和 4 年央以降も継続的な日本船舶の増加が予定されている。これに伴う国際船舶の増加により目標年度に目標値を達成することが見込まれることから、Ａと評価した。

安定的な国際海上輸送の確保のため、引き続き、国際船舶の確保に向けた取組みを実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課（課長 宮沢 正知）
関係課： なし

業績指標５７
日本商船隊の輸送量*

評　価	
B	目標値：1,100 百万トン（令和 7 年度） 実績値：　883 百万トン（令和 3 年度） 初期値：　960 百万トン（令和元年度）

（指標の定義）
日本商船隊：
我が国外航海運企業が運航する 2,000 総トン以上の外航商船群をいう。自らが所有する日本籍船のみならず、外国企業（自らが設立した外国現地法人を含む。）から用船（チャーター）した外国籍船も合わせた概念。
また、ONE（日本郵船、商船三井及び川崎汽船の定期コンテナ船事業の統合会社）を含む。

（目標設定の考え方・根拠）
「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 43 号）において、国土交通大臣が認定した計画に基づく、安全・低環境負荷で船員の省力化に資する高品質な船舶（特定船舶）の導入を支援する。環境性能の良い船舶の取得を促進することで、燃費性能の改善等により、我が国外航海運事業者の国際競争力の強化を図る。また、競争力のある運賃の提示が行いやすくなるため、荷主の需要を獲得し、日本商船隊の輸送量の確保に貢献する。
具体的には、日本商船隊による我が国への輸出入貨物の輸送量は横ばいである一方、三国間輸送については、約 100 百万トン（平成 20 年→平成 30 年：+145 百万トン、平成 21 年→令和元年：+77 百万トン）増加していることを踏まえ、今後５年において、さらに 100 百万トンの増加を目指し、ＫＰＩを設定することとする。

（外部要因）
世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策等

（他の関係主体）
外航海運事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）
日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から 5 年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第２部　２（３）ア）
マラッカ・シンガポール海峡の航行安全の確保を図るため、官民連携の下、同海峡の協力メカニズムにおいて実施されるプロジェクトのうち、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を推進するとともに、同海峡の航行安全対策等を充実するため、日 ASEAN 統合基金（JAIF108）を活用した沿岸国との共同水路測量及び電子海図の作成を着実に実施する（第２部（３）ウ）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
1032 百トン	960 百トン	889 百トン	883 百トン	集計中

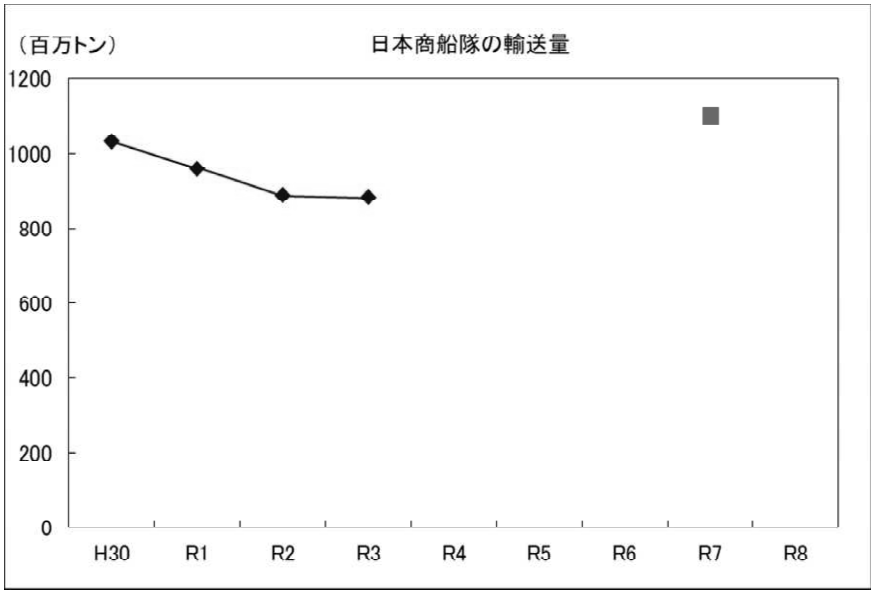

主な事務事業等の概要

島国である我が国では、貿易量の 99.5%を海上輸送が占め、このうち 60.1%の輸送を日本商船隊が担っており、外航海運は我が国経済・国民生活を支える重要な物流基盤であることから、安定的な国際海上輸送の確保は極めて重要である。このため、安定的な国際海上輸送の確保や、国際競争力の強化のための次の取組を図る。

【マラッカ・シンガポール海峡等の航行安全対策】

我が国の重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡等の航行安全を確保するため、同海峡を管理する沿岸国（シンガポール、マレーシア及びインドネシア）に対して航行援助施設（灯浮標等）の維持・管理に係る支援等を実施。

予算額：約 31 百万円（令和 3 年度） 約 31 百万円（令和 4 年度）

【外航海運対策の強化】

諸外国の海運政策の動向を把握し、自由で公正な競争条件の確保等を図るため、主要海運国との政策対話等を実施。

予算額：約 19 百万円の内数（令和 3 年度） 約 18 百万円の内数（令和 4 年度）

【税制上の特例措置】

○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）

多額の資金を要する外航船舶の調達において、譲渡船舶の売却益を活用して、環境負荷低減を図りつつ船舶の代替を促進し、計画的かつ安定的に日本商船隊の維持・整備を図るための税制特例措置。

圧縮記帳の比率・・・８０/１００

適用期間：令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（3 年間）

○船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）

外航海運における CO2 排出削減にかかる国際的な動向を踏まえ、船舶を取得した際に投下した資金を早期に回収し、エネルギー効率が高く環境に優しい先進的な船舶の建造や船隊拡大のための投資を促進するための税制特例措置。

＜償却率＞

特定先進船舶

・日本籍船・・・・・２０/１００

・外国籍船・・・・・１８/１００

環境負荷低減船

・日本籍船・・・・・１７／１００

・外国籍船・・・・・１５／１００

適用期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（2 年間）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

世界の海上輸送量は、令和２年に新型コロナウイルス感染拡大等の影響等で減少したが、令和３年は前年より 384 百万トン増加した。一方で、令和３年の日本商船隊の輸送量は、前年より６百万トン減少した。

（事務事業等の実施状況）

【マラッカ・シンガポール海峡等の航行安全対策】

マラッカ・シンガポール海峡の沿岸国における航行援助施設（灯浮標等）の代替整備を支援するための代替施設の設計等に関する事前調査及び沿岸国の航行援助施設の維持管理に従事する技術者に対するキャパシティ・ビルディング事業等を実施しており、令和 5 年度においても引き続き実施予定。

【外航海運対策の強化】

海運先進国当局間会議において、海事政策に関する意見交換を実施するとともに、特定国の規制政策への問題意識を共有する等、自由で公正な競争条件の確立に向けて取り組んでいる。

【税制上の特例措置】

○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）

一部要件を見直した上で、適用期限を３年間（令和５年４月１日～令和８年３月 31 日）延長した。

○船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）

海上運送法を改正して「外航船舶確保等計画」認定制度を創設し、国土交通大臣が認定した本計画に基づいて導入する特定先進船舶又は環境負荷低減船について、特別償却率を日本の対外船舶運航事業者が運航する場合は 12/100、外国の対外船舶運航事業者が運航する場合は 10/100 上乗せする措置を講じた上で、適用期限を 3 年間（令和５年４月１日※～令和８年３月 31 日）延長した。

※拡充部分については、改正海上運送法が施行される令和５年７月１日から適用

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標値の 1,100 百万トンは達成していないため、B と評価した。

・令和３年の世界の海上輸送量は、前年より 384 百万トン増加した一方で、同年の日本商船隊の輸送量は、前年より６百万トン減少した。

・内訳としては、日本の輸出入貨物に係る日本商船隊の輸送量が増加したものの、三国間輸送に係る日本商船隊の輸送量が減少したことで、全体としては前年比微減となった。

・日本商船隊の輸送量の減少の一因として、海外の外航海運企業との激しい国際競争により日本商船隊の輸送シェアが低下していることが考えられることから、令和５年４月に改正した海上運送法に基づく外航船舶確保等計画認定制度等の取組みをはじめとした、安定的な国際海上輸送の確保や、国際競争力の強化に向けた取組みを実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課（課長 宮沢 正知）

関係課： なし

業績指標５８
外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数

評　価	
A	目標値：300 隻（令和 4 年度） 実績値：298 隻（令和 4 年度）（集計中） 初期値：237 隻（平成 29 年度）

（指標の定義）
日本の外航海運事業者が運航する日本船舶をいう。
（目標設定の考え方・根拠）
交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされている。
上記目標を達成すべく、平成 30 年 2 月 26 日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた外航海運事業者（以下、「認定事業者」という。）が確保する日本船舶数を平成 30 年度からの 5 年間で 1.2 倍とすることを目指すこととしており、第 3 期海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日閣議決定）においても、日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、その旨が記載されている。
上記「基本方針」に基づき、認定事業者が確保している平成 30 年の日本船舶数を 1.2 倍、その他の事業者は横ばいとし、令和 4 年には約 300 隻に増加させることを目標値として設定するものである。
（外部要因）
世界経済の動向、海運市況の変動、他国の外航海運政策、新型コロナウイルス感染症による影響
（他の関係主体）
外航海運事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
海洋基本計画（平成 30 年 5 月 15 日）
日本商船隊の国際競争力の確保及び安定的な国際海上輸送の確保を図るため、トン数標準税制の実施等を通じ、日本船舶・日本人船員を中核とした海上輸送体制の確保（外航日本船舶を平成 30 年度から 5 年間で 1.2 倍に増加させるとともに、事業者に対して日本人外航船員を平成 30 年度から 10 年間で 1.5 倍に増加させるための取組の促進）を図る。（第 2 部 2(3)）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会（平成 19 年 12 月）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
２６１隻	２７３隻	２７０隻	２７３隻	２９８隻 （集計中）

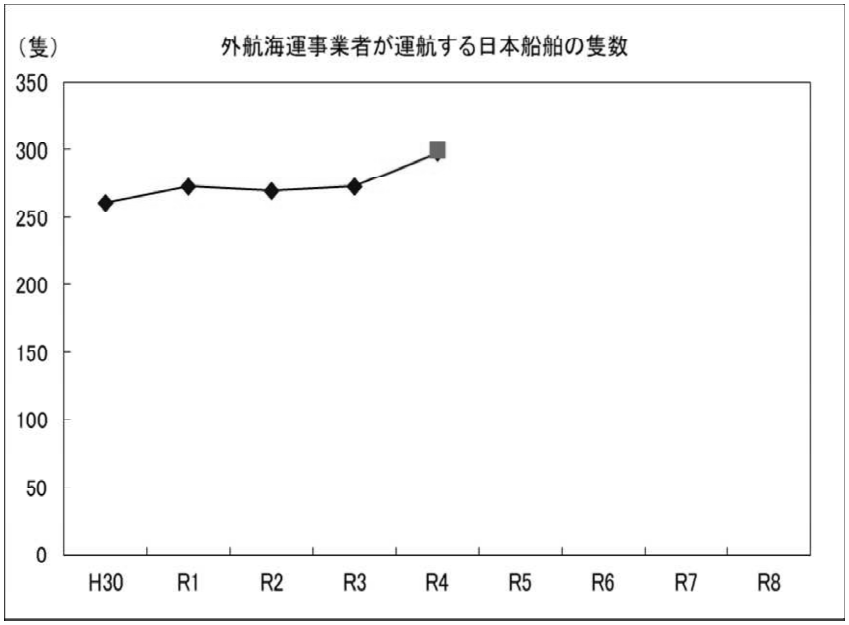

主な事務事業等の概要

【税制上の特例措置】

外航海運におけるみなし利益課税（トン数標準税制）。

外航海運事業者が、海上運送法に基づき、日本船舶・日本人船員の確保に係る「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶・準日本船舶に係る利益について、通常法人税に代えて、みなし利益課税が適用される制度。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和 4 年度の日本船舶数は 298 隻（集計中）であり、令和 3 年度に比べ 35 隻増となった。

目標値である 300 隻には２隻満たないものの、「日本船舶・船員確保計画」の認定事業者以外の事業者が令和４年度に確保した隻数はまだ集計できていないため、例年の実績も勘案すると、令和 4 年度末時点で認定事業者以外の事業者も含めた外航海運事業者全体で目標値を達成することは確実である。

（事務事業等の実施状況）

認定事業者は、令和 4 年度末時点で 7 社であり、当該 7 社合計で日本船舶 298 隻となっており、令和 3 年度末から 35 隻増加している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 20 年度のトン数標準税制導入以降、同税制及び同税制の適用要件である日本船舶・船員確保計画の認定制度の効果により、日本船舶の隻数は 107 隻（平成 20 年度）から 298 隻（令和 4 年度）まで増加している。令和 4 年度内の目標の達成に向け、順調に推移していることからＡと評価した。

トン数標準税制については、令和 5 年度から 5 年間延長され、「日本船舶・船員確保計画」も令和 5 年度から新たな計画期間が開始されることから、引き続き、これらの施策を通じて日本船舶の増加に向けた取組みを実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局外航課（課長 宮沢 正知）

関係課： なし

業績指標５９
内航船員１人・１時間当たりの輸送量

評　価

B	目標値：4,919 トンキロ（令和７年度） 実績値：3,918 トンキロ（令和３年度） 初期値：4,070 トンキロ（平成 29 年度）

（指標の定義）
内航船員１人・１時間当たりの内航海運の輸送量（トンキロ）。
（目標設定の考え方・根拠）
内航船員の労働生産性を向上させる観点から、内航船員１人・１時間当たりの輸送量を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。具体的には、「日本再興戦略（改訂 2015）」（平成２７年６月３０日閣議決定）において、サービス産業全体の目標として労働生産性の伸び率を令和２年度までに２％とするとされていること、これまでの平均伸び率は１．３％（平成２７年時点）であることを考慮し、令和元年度までは毎年１．３％ずつ、以降令和７年度までは毎年２％ずつ伸びることとし、10 年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため、令和２年９月にとりまとめた「令和の時代の内航海運について（中間とりまとめ）」において、令和７年度までに平成２７年度の内航船員１人・1時間当たりの輸送量の実績値の１７％増とする指標を掲げているところ、本指標においても、同様の値（4,919 トンキロ）を目標値として設定することとする。
（外部要因）
景気の動向、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響
（他の関係主体）
民間事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４３号）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３
4,070	4,019	3,897	3,608	3,918

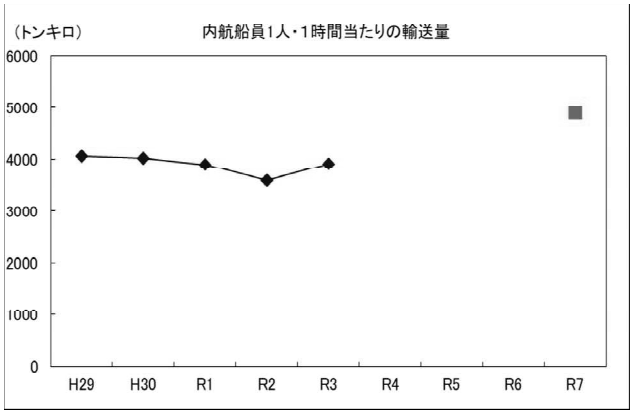

主な事務事業等の概要
内航海運は、国内貨物輸送全体の約４割、鉄鋼、石油製品、セメント等の産業基礎物資の輸送の約８割を担う、我が国の国民生活を支える基幹的輸送インフラである。このような内航海運の良質な輸送サービスを安定的に提供し、船舶や船員等の生産手段の能力を最大限発揮させ、輸送量を最大化するためには、老朽化が進んだ内航船舶の代替建造の促進及び船員の安定的・効果的な確保・育成が重要である。このため、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度において、船員の労働環境を改善する設備を有する「労働環境改善船」に対する優遇措置を導入するとともに、船舶の特別償却制度・船舶の買換特例・中小企業投資促進税制等の税制特例措置により船舶の代替建造の促進を図ってきたところ。また、少子高齢化による人口減少等の外部環境の変化に加え、内航海運暫定措置事業の終了等、事業環境が大きく変化する中でも社会に必要とされる輸送サービスを持続的に提供し続けるため、令

和元年６月より、交通政策審議会海事分科会基本政策部会において、内航海運のあり方を総合的に検討し、令和２年９月に、その結果をまとめた「令和の時代の内航海運に向けて」を公表した。本とりまとめでは、内航海運が今後も荷主ニーズに応え、安定的輸送の確保を図るためには、「内航海運を支える船員の確保・育成とそのために必要な船員の働き方改革の推進」、「内航海運暫定措置事業の終了も踏まえた荷主等との取引環境改善」、及び「内航海運の運航・経営効率化や新技術の活用」に総合的に取り組むことが必要とし、そのための具体的施策が盛り込まれたところ。さらに、令和３年５月に成立した、造船・海運分野の競争力強化、船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等による海事産業全体の基盤強化を図る「海事産業強化法」の施行に伴い、内航海運業法、船員法及び船員職業安定法が改正され、令和４年４月に施行した。

【予算額】
○内航海運対策　４０百万円（令和３年度）

【税制上の特例措置】
○船舶に係る特別償却制度（所得税、法人税）
　環境低負荷船について、特別償却を認める
＜償却率＞　　高度環境低負荷船・・・・・・・・・・・１８／１００
　　環境低負荷船・・・・・・・・・・・・１６／１００
○海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置（所得税、法人税）
　船舶を譲渡し、新たに船舶を取得した場合における譲渡資産譲渡益について、８０％を上限に課税繰り延べ
○中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度（所得税、法人税、法人住民税、事業税）
　内航貨物船を取得した場合に特別償却（３０％）または税額控除（７％）

【財政投融資】
○（独）鉄道建設・運輸施設整備機構の船舶共有建造制度の活用による代替建造の促進
　財政投融資計画額：320 億円（令和３年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
　令和３年度実績値においては、新型コロナウイルス感染拡大等の影響が和らいだこともあり、8.6%増加（令和２年度比）と、増加傾向にあるが、目標達成に向けた進捗は順調ではない。。

（事務事業等の実施状況）
　船舶共有建造制度や各種税制特例措置の活用等により、代替建造及び船員の安定的・効果的な確保・育成を推進しており、令和５年度においても引き続き実施予定。
　・船舶共有建造制度（令和３年度：１１隻）
　・各種税制特例措置の活用（令和３年度：３４隻）
　また、予算事業として、内航海運業の生産性向上や船員の多様な働き方の実現に向けて、輸送品目や貨物船の種類ごとの特性に着目した課題について調査・検討を行うとともに、企業の壁を越えた優良事例を好事例集として展開することで、内航海運業者の生産性向上及び船員の働き方改革を推進した。更に、内航海運業における「生産性向上」「取引環境改善」「船員の働き方改革」に係る各施策が盛り込まれた「海事産業強化法」が公布されたことに伴い、船員の労務管理の適正化や取引環境改善に係るガイドラインを作成した。加えて、荷主企業・内航海運業者・行政の間で内航輸送に関する情報共有や意見交換等を行うための「安定・効率輸送協議会」及び「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」の開催を通じ、連携強化を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

　目標年に目標値を達成することは現時点で予断ならない状況のため、Ｂと評価した。従前からの半導体不足による自動車の生産減少や鉄鋼需要の減少に伴って、輸送量が減少していることが数値が低迷している原因と考えられる。更に、新型コロナウイルス感染症拡大等による影響もあり、令和２年度実績値はそれまで以上に低下した。
　内航海運は、景気動向の影響を受けやすい業種であり、今後もその推移を見守っていく必要がある。令和３年度実績値は、新型コロナウイルス感染症拡大等による影響が和らいだこともあり増加したものの、現状において目標値には届いていない。
　目標達成に向け、令和４年度以降においても、「海事産業強化法」に盛り込まれた各施策の実施、各種ガイドラインの活用促進、内航海運業界と荷主業界との対話を通じた連携強化の継続、生産性向上に係るモデル事業の実証及び横展開等を実施することにより、事業の効果の発現を図っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　海事局内航課（課長　小林　基樹）
関係課：

業績指標６０

港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（①大規模地震時に確保すべき海上交通ネットワークのうち、発災時に使用可能なものの割合）

評　価	
A	目標値：４７％（令和７年度） 実績値：３９％（令和４年度） 初期値：３３％（令和２年度）

（指標の定義）

陸路（臨港地区外）から陸上輸送により耐震強化岸壁に輸送し船舶輸送で外洋に至るまでのネットワークのうち、ネットワーク上の臨港道路、岸壁、水域施設、外郭施設の全体が大規模地震時に利用可能であるよう、耐震化や航路水深の維持、静穏度の確保等がなされているものの割合

（目標設定の考え方・根拠）

大規模地震発生時に、海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送の観点から、重要な施設（岸壁、臨港道路等）が、長期間にわたり供用できない事態を防止する。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

・地方公共団体等（港湾管理者）
・民間事業者（港湾利用者）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策（令和２年１２月）

１　激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、洪水・高潮、土砂災害、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための防災インフラ等の強化を推進するとともに、災害に際し、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、迅速な復旧復興と国民経済・生活を支えるための取組を推進する。

（２）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

・港湾の耐災害性強化対策（地震対策、高潮・高波対策、走錨対策及び埋塞対策）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画

【１－３：災害時における交通機能の確保】

リダンダンシーの確保により、風水害・土砂災害・地震・津波・噴火・豪雪・原子力災害等が発生した直後から、救命・救助活動等が迅速に行われ、社会経済活動が機能不全に陥ることなく、また、制御不能な二次災害を発生させないことなどを目指し、海上交通ネットワークを維持するための港湾の高潮・高波対策等の浸水防止対策等を進める。

重点施策

・海上交通ネットワークを維持するための港湾における高潮・高波対策

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
		３３％	３４％	３９％

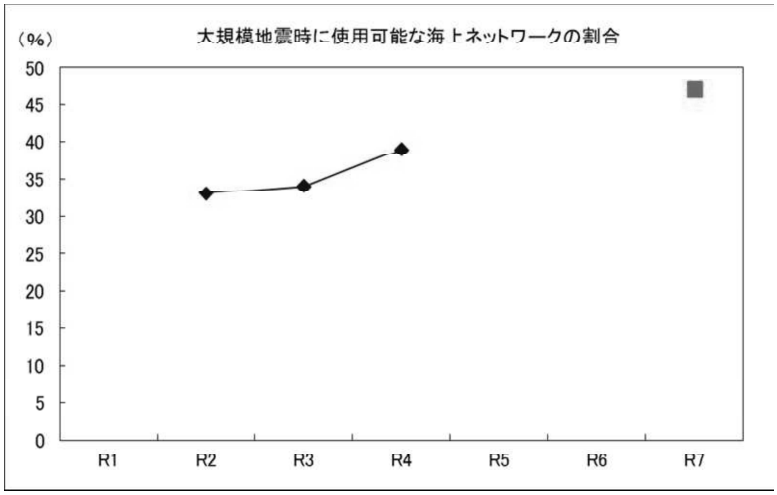

主な事務事業等の概要

３か年緊急対策や最新の地震被害想定等を踏まえ、港湾施設の耐震化等を行うことにより、大規模地震発生時においても国民生活・経済を支える海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送機能の確保を早期に実現する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和７年度の目標値である４７％に向け、令和４年度の実績値は３９％であった。

（事務事業等の実施状況）

大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標達成に向けて順調に推移しているため、Ａと評価した。
・令和７年度の目標達成に向けて、耐震強化岸壁及びこれに付帯する臨港道路、水域施設、外郭施設の整備を引き続き進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海岸・防災課（課長　神谷 昌文）

業績指標６０

②港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（②海上交通ネットワーク維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合）

評　価

②　A	目標値：１４％（令和７年度） 実績値：　２％（令和４年度） 初期値：　０％（令和２年度）

（指標の定義）

海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある約 100 港湾において、港湾機能維持・早期再開が可能となる割合

（目標設定の考え方・根拠）

防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策において重要業績指標（KPI）の一つとして設定され、これとの整合を踏まえ、令和 7 年度までに海上交通ネットワークの維持のため、高潮・高波対策を実施する必要がある約 100 港湾において港湾機能維持・早期再開が可能となるよう目標を設定。

（外部要因）

（他の関係主体）

地方公共団体等（港湾管理者）

（重要政策）

【施政方針】

【閣議決定】

防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年１２月）

１ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生を見据え、洪水・高潮、土砂災害、地震・津波等による人命・財産の被害の防止・最小化のための防災インフラ等の強化を推進するとともに、災害に際し、交通ネットワーク・ライフラインを維持し、迅速な復旧復興と国民経済・生活を支えるための取組を推進する。

（２）交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策

・港湾の耐災害性強化対策（地震対策、高潮・高波対策、走錨対策及び埋塞対策）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）

【１－３：災害時における交通機能の確保】

リダンダンシーの確保により、風水害・土砂災害・地震・津波・噴火・豪雪・原子力災害等が発生した直後から、救命・救助活動等が迅速に行われ、社会経済活動が機能不全に陥ることなく、また、制御不能な二次災害を発生させないことなどを目指し、海上交通ネットワークを維持するための港湾の高潮・高波対策等の浸水防止対策等を進める。

重点施策

・海上交通ネットワークを維持するための港湾における高潮・高波対策

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	０％	１％	２％

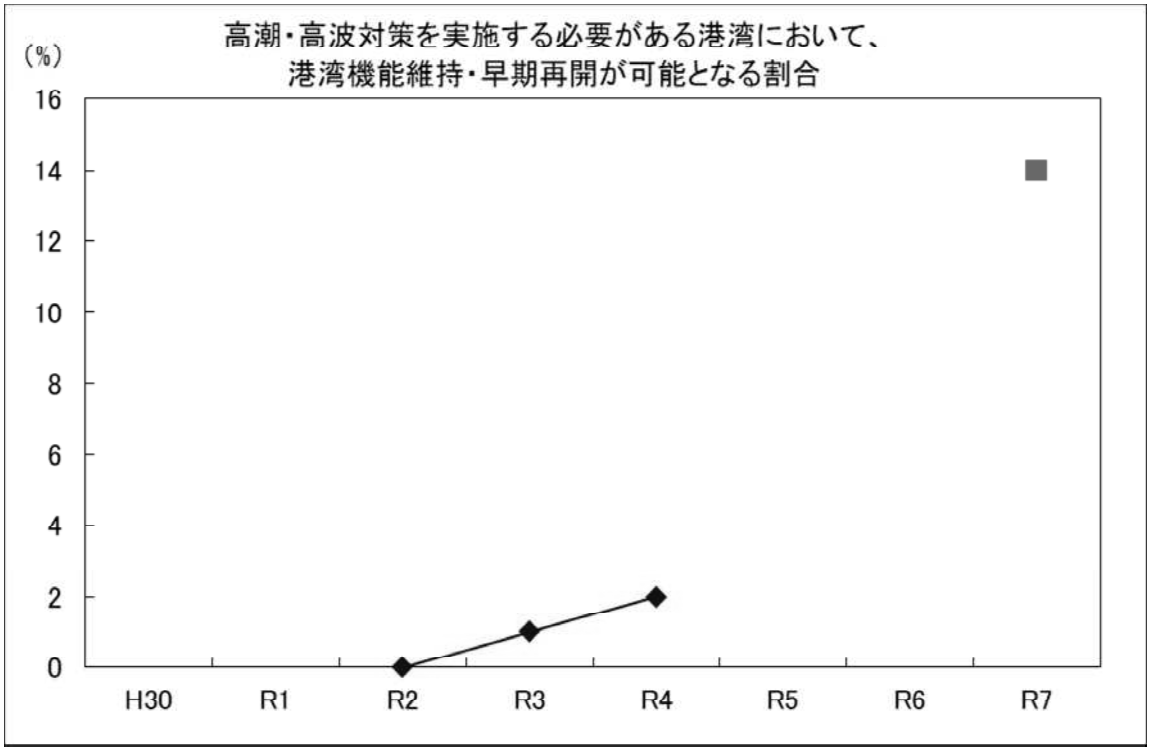

主な事務事業等の概要

令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等で発生した想定外の波浪等による浸水被害や施設損壊等を踏まえ、高潮・高波対策を推進することにより、頻発化・激甚化する台風等による東京湾をはじめとする重要な港湾施設の被害の軽減を図り、海上交通ネットワークを維持する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
令和７年度の目標値である１４％に向け、令和４年度の実績値は２％であった。
（事務事業等の実施状況）
重要港湾以上の港湾（２港）において高潮・高波対策を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、目標達成に向けたペースで事業進捗を複数港湾で同時並行的に実施しているが、対策完了に数年かかるため、現時点では実績値として現れていないが、目標年度である 2025 年には目標値 14%に達する見込みであるため、Ａと評価した。
・令和７年度の目標達成に向けて、事業の進捗を管理し、継続的な見直しによる改善を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：港湾局　海岸・防災課　（課長：神谷 昌文）

業績指標 ６０
港湾における激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（③災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合）

評　価	
③　A	目標値：88%（令和 7 年度） 実績値：61%（令和 4 年度） 初期値：0%　（令和 2 年度）

（指標の定義）
災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等において、遠隔・迅速な現場監視体制を構築することにより、早期の復旧等が可能となった割合
（目標設定の考え方・根拠）
国土強靱化のための５か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日）において、災害監視システムを緊急的に導入すべき港湾等における、遠隔かつ早期に現場監視体制を構築することにより、迅速な復旧等が可能となった割合の達成目標年次を令和 19 年度から令和 14 年に前倒し、また、初年度から 5 年後の令和 7 度においては 88%という目標値を掲げているところ、本指標においても、同様の値（令和 7 年度：88%）を目標値として設定する。
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
地方公共団体等（港湾管理者）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和 2 年 12 月 11 日）
３ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進
国土強靱化に関する施策をより効率的に進めるため、国土強靱化に関する施策のデジタル化を推進するとともに、災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化を図る。
（２）災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化
・港湾における災害情報収集等に関する対策
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）第 3 章に記載あり
【１−４：災害リスクを前提とした危機管理対策の強化】
重要施策
・港湾における災害関連情報の収集・集積の高度化
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	0%	51%	61%

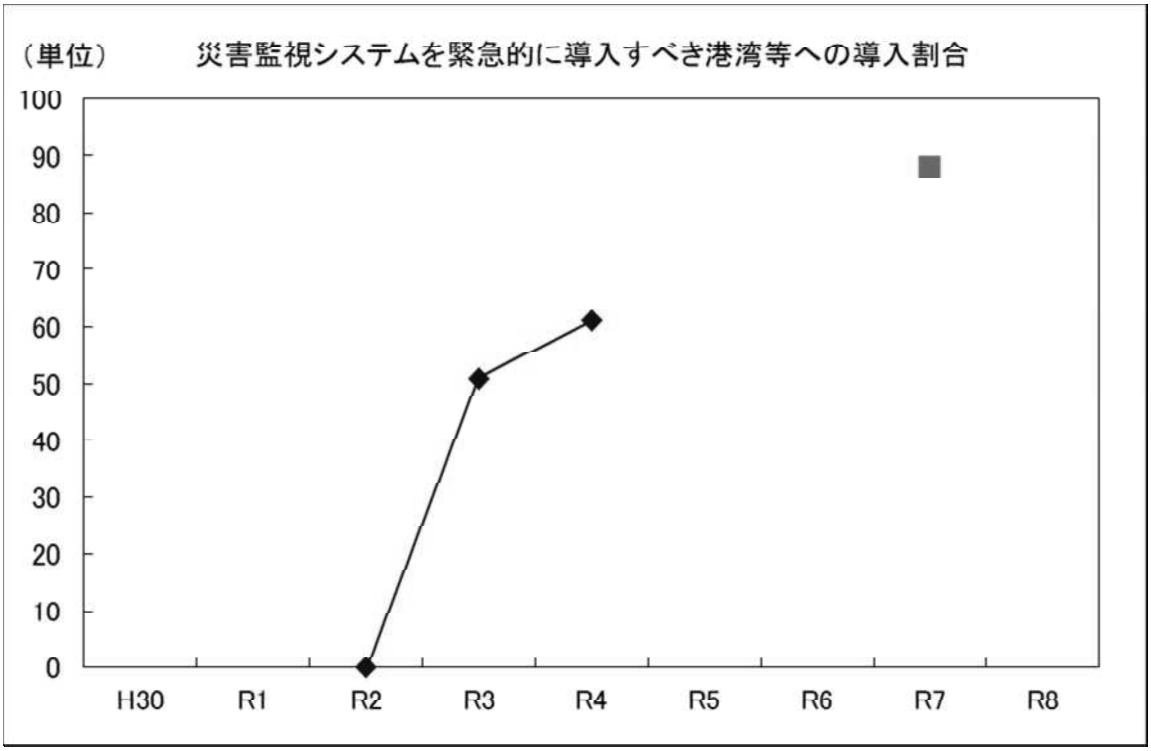

主な事務事業等の概要

衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築するとともに、その分析結果を施設整備に反映する。

予算額：港湾整備事業費 3,242 億円の内数（令和 4 年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和 4 年度の導入割合は 61%（51 港/83 港）であり、順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

令和 4 年度に導入を予定していた港湾等においてカメラの設置や更新を行い、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、目標達成に向けて順調に推移しているため、Ａと評価した。
令和 7 年度の目標達成に向けて、災害監視システムを導入予定の港湾等について、引き続き導入を進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局海岸・防災課（課長：神谷 昌文）
関係課：

業績指標６１
我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保

評　価

①　B ②　B	目標値：①京浜港週 27 万 TEU 以上（令和 5 年度末） （欧州：週 2 便、北米：デイリー寄港、 中南米・アフリカ・豪州：3 方面・週 12 便） ②阪神港週 10 万 TEU 以上（令和 5 年度末） （欧州：週 1 便、北米：デイリー寄港、 アフリカ・豪州：2 方面・週 5 便） 実績値：①京浜港週 20 万 TEU（令和 4 年 11 月） （欧州：週 2 便、北米：デイリー寄港、 中南米・豪州：2 方面・週 8 便） ②阪神港週 9 万 TEU（令和 4 年 11 月） （欧州：週 2 便、北米：デイリー寄港、 豪州：1 方面・週 2 便） 初期値：①京浜港週 27 万 TEU（令和元年 7 月） （欧州：週 2 便、北米：デイリー寄港、 中南米・アフリカ・豪州：3 方面・週 12 便） ②阪神港週 10 万 TEU（令和元年 7 月） （欧州：週 1 便、北米：デイリー寄港、 アフリカ・豪州：2 方面・週 5 便）

（指標の定義）
我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（欧州・北米航路、中南米・アフリカ・豪州航路平均船腹量、週あたり寄港便数）

（目標設定の考え方・根拠）
・国際コンテナ戦略港湾政策は、我が国と北米・欧州を結ぶ国際基幹航路の維持・拡大を通じて、企業の立地環境を改善させ、我が国産業の国際競争力を強化し、ひいては雇用と所得の維持・創出を図るもの。
・同政策の目標については、国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会（座長：国土交通副大臣）により平成 31 年３月に公表された「最終とりまとめフォローアップ」に基づき、政策目標として平成 31 年から概ね５年以内に、「国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献する」とされている。これに加えて、我が国における国際基幹航路の運航便数の維持又は増加のために官民一体となった取組を強化することを目的として、第 200 回国会（令和元年 11 月）において港湾法が改正され、令和 2 年 2 月に施行されたところ。これらを踏まえ、国際コンテナ戦略港湾へ寄港する長距離航路（欧州・北米・中南米・アフリカ・豪州航路）の輸送力について、令和５年度末に令和元年度の水準以上とすることを、業績指標として設定した。

（外部要因）
・コンテナ船の更なる大型化や船社間アライアンスの再編等、我が国の海運・港湾を取り巻く状況
・輸出入貨物量に影響する景気動向、為替変動、世界情勢の変化
・コンテナ運賃動向、諸外国港湾の混雑状況
・新型コロナウイルス感染症の影響

（他の関係主体）
・特定港湾運営会社
・港湾管理者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・新しい資本主義実行計画フォローアップ（令和４年６月７日閣議決定）
感染症等による社会経済情勢の変化にも対応し、経済成長を支えるため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線などの高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図る。（Ⅲ．１．（３）②）
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日閣議決定）
デジタル実装した社会を支え、地域における基幹産業の競争力強化や民間投資の誘発、雇用と所得の維持・創出を推進するため、国際コンテナ戦略港湾や国際バルク戦略港湾等の機能強化に資する港湾施設の整備を行う。（第４章．２．（１）④エⅱ（d））

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	①　週あたりの輸送力 27 万ＴＥＵ ②　週あたりの輸送力 10 万ＴＥＵ	①　週あたりの輸送力 30 万ＴＥＵ ②　週あたりの輸送力 10 万ＴＥＵ	①　週あたりの輸送力 20 万ＴＥＵ ②　週あたりの輸送力９万ＴＥＵ	①　週あたりの輸送力 20 万ＴＥＵ ②　週あたりの輸送力９万ＴＥＵ

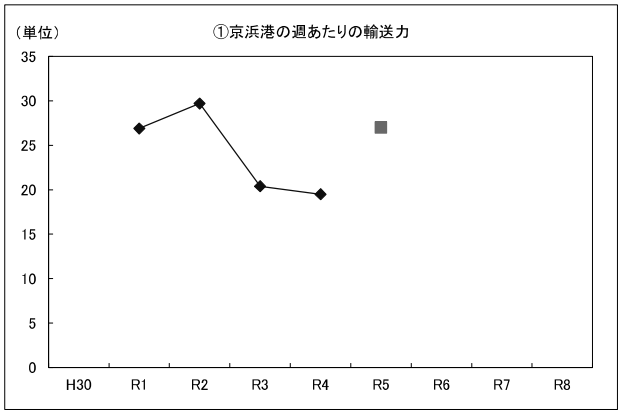

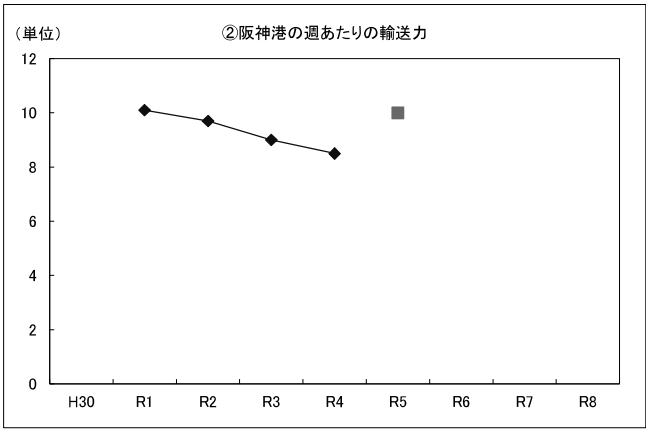

主な事務事業等の概要

・国際コンテナ戦略港湾の機能強化

令和元年から概ね５年以内に、多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献することを政策目標として、「Cargo Volume（貨物量）」「Cost（コスト）」「Convenience（利便性）」の３つの要件を備えた国際コンテナ戦略港湾の実現のため、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱からなる国際コンテナ戦略港湾政策を引き続き推進する。

予算額：466 億円（令和４年度）

・国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための特例措置の創設

欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船が国際戦略港湾（京浜港、阪神港、名古屋港及び四日市港）に入港する際のとん税・特別とん税について、当分の間、開港ごとに１年分を一時に納付する場合の税率（純トン数１トンまでごと）を次のとおりとする。

改正前：108 円（とん税 48 円、特別とん税 60 円）

改正後：54 円（とん税 24 円、特別とん税 30 円）

※令和２年 10 月１日より施行

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な国際海上コンテナ物流の混乱に加え、我が国の港湾はアジアの主要港と比較して相対的に貨物量が少ないこと等により、国際基幹航路の我が国への寄港回数は減少傾向となっており順調ではない。

（事務事業等の実施状況）

・国際コンテナ戦略港湾政策の推進

国際基幹航路の我が国への寄港の維持・拡大を図るため、「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会最終とりまとめフォローアップ」（平成 31 年３月）に基づき、「集貨」「創貨」「競争力強化」の３本柱の施策を総動員し、ハード・ソフト一体の国際コンテナ戦略港湾政策の推進に取り組んできた。

さらに、令和５年度は、「最終とりまとめフォローアップ」に記載されている政策目標の最終年であることに加え、港湾法改正時に設定したＫＰＩの目標年次となることから、これまで国際コンテナ戦略港湾政策をフォローアップしていたＷＧ及び国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会を発展的に解消し、令和４年度２月、新たに「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会」を設置し、政策目標及びＫＰＩのフォローアップと令和６年度以降の国際コンテナ戦略港湾政策の進め方等について検討を行っている。

国際コンテナ戦略港湾への「集貨」については、国内外のフィーダー航路網の充実やトランシップ貨物量の増加による国際コンテナ戦略港湾への集貨を図るため、国の補助を受けて港湾運営会社が集貨事業を実施したこと等により、国際フィーダー航路の寄港便数が、事業実施前と比較して、京浜港で約２割、阪神港で約４割増加した（令和４年 11 月時点）。

国際コンテナ戦略港湾への「創貨」については、国際コンテナ戦略港湾において物流施設を整備する民間事業者に対して、国費による無利子貸付及び補助を実施し、約2万TEUの新たな貨物需要が創出された。

国際コンテナ戦略港湾への「競争力強化」については、コンテナターミナルのゲート前混雑の解消等を目的として国が開発した「CONPAS」を2021年4月に横浜港南本牧ふ頭コンテナターミナルで本格運用を開始した。また、2022年度に、神戸港PC-18、大阪港夢洲コンテナターミナル、東京港大井ふ頭コンテナターミナルで試験運用等を実施した。また、2021年4月に横浜港南本牧ふ頭コンテナターミナル、2023年1月に神戸港六甲アイランド東側コンテナターミナルの一体利用を開始し、内航コンテナ船も含めたターミナルの柔軟な利用が可能となったことにより、滞船の減少等の効果が発現している。

これらの取り組みの効果もあり、令和5年に入り、北米東岸向け直航輸出航路が京浜港（横浜港）に新規寄港されるなど、具体的な成果が出ている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な国際海上コンテナ物流の混乱に加え、我が国の港湾はアジアの主要港と比較して相対的に貨物量が少ないこと等により、国際基幹航路の我が国への寄港回数は減少傾向となっているため、①京浜港、②阪神港ともにBと評価した。

他方で、令和4年以降に釜山港等でのトランシップからの転換が難しいと考えられていた日本海側港湾と阪神港とを結ぶ航路の新規開設といったフィーダー航路網の充実や、京浜港（横浜港）において北米東岸向け直航輸出航路が新たに就航するなど、輸送力回復に係る動きも見られる。

国際コンテナ戦略港湾において、欧州・北米航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスを充実させることで、グローバルに展開する我が国立地企業のサプライチェーンマネジメントに貢献することを政策目標とし、安定した我が国の経済運営や国民生活に不可欠な国際基幹航路の維持・拡大に向けて、「集貨」「創貨」「競争力強化」の三本柱の取組を引き続き強力に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾局港湾経済課（課長　奈良 和美）
関係課： 港湾局計画課（課長　西村 拓）

業績指標６２
訪日外国人旅行者数(*)

評　価	
B	目標値：　6,000 万人（令和 12 年） 実績値：　　383 万人（令和 4 年） 初期値：　　412 万人（令和 2 年）

（指標の定義）
国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数（当該国の旅券を所持した入国者）から日本に移住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客等を加えた入国外国人旅行者の数

（目標設定の考え方・根拠）
世界の海外旅行市場は今後も成長が予測されており、この成長を我が国の活力とするため、我が国が世界の旅行者から選ばれる旅先となることが重要である。
こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、訪日外国人旅行者数について、「2030 年：6,000 万人」という目標が定められた。

（外部要因）
景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者　等

（重要政策）
【施政方針】
第 211 回国会における施政方針演説（令和５年１月 23 日）地方創生「観光産業については、全国旅行支援による需要喚起に加え、高付加価値化の推進、国立公園・国民公園なども活用した観光地の魅力向上に取り組み、外国人旅行者の国内需要五兆円、国内旅行需要二十兆円という目標の早期達成を目指します。」

【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（令和５年３月 31 日閣議決定）
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日閣議決定）
・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（暦年

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
3,119 万人	3,188 万人	412 万人	25 万人	383 万人

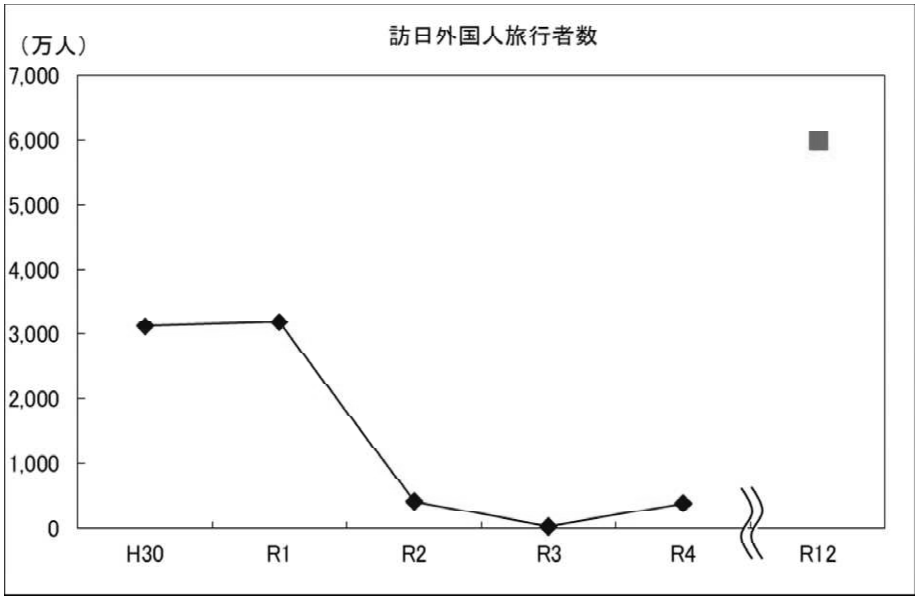

主な事務事業等の概要

○MICE 誘致の促進

ポストコロナを見据えたMICEの安全な再開と更なる国際競争力強化に向け、MICEの誘致には積極的だがノウハウが不足している地方都市に対してコンサルタントを派遣し、サステナビリティ等MICEの最新トレンドへの取組や国際会議のハイブリッド開催に関するノウハウなどを提供する。また、インセンティブ旅行受け入れ先へのファムトリップの実施を通じて、各都市の誘致競争力向上を図る。

予算額：251百万円の内数（令和４年度）

○観光産業における人材確保・育成事業

観光産業においては恒常的な人手不足、訪日旅行者に対応できる人材やDX化に対応できる人材等の不足が課題である。

このため、リカレント教育等を通じて地域の観光産業をリードする人材の育成・強化を図るとともに、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図る。

予算額：126 百万円（令和４年度）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全･安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

予算額： 2,706百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を支援した。

予算額：763百万円（令和４年度）

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援する。

あわせて、古民家等の観光資源化や観光振興等のための無電柱化、先進的なサイクリング環境整備、歴史的観光資源の高質化に関する取組を支援する。

予算額：224百万円（令和４年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

ポストコロナを見据え、 2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標達成に向けて、インバウンドの早期回復を図るとともに、旅行消費額増加や地方部への誘客を促進するため、戦略的な訪日プロモーションに取り組む。

予算額:6,542百万円（令和４年度）

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制を強化した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進する。

予算額：2,205百万円（令和４年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊施設においては、宿泊施設及び地域の観光関係事業者等がデータを活用し連携強化を図ることで、地域の観光関係事業者間での相乗効果や、地域全体の収益最大化が期待できるだけでなく、宿泊客にとっても宿泊前後の周遊・飲食・購買活動等、地域内での活動における利便性が高まることとなる。こうした観点を踏まえ、宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す実証事業を実施した。

また、宿泊業は、地域の歴史・文化に裏付けされた固有のストーリーが集約された「地域のショーケース」を担う存在であり、建築に使う資材や食事に使う食材、その他あらゆる面において地域に根差す事業者との経済的結びつきが強く、地域経済の発展を牽引している。 こうした観点を踏まえ宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

各地域に引き継がれてきた自然環境、文化・歴史、伝統産業等の持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みを観光サービス・地域づくりに実装し、体験コンテンツ造成や受入環境整備等を推進する。

訪日外国人旅行者の長期滞在や旅行消費額の増加等を目指す一環として、城や社寺、古民家等における高付加価値な滞在環境を軸とした観光まちづくりの成功事例を創出するため、宿泊施設の受入環境整備や体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上を推進する取組を実施する。

予算額：74百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正予算）

○持続可能な観光推進モデル事業

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムや

カーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図る。
予算額：150百万円（令和４年度）

○新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進
新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施する。
予算額：8,984百万円（令和４年度予備費）

○地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業
地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する。
予算額：10,067百万円（令和３年度補正）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
新型コロナウイルス感染症の影響により、2022 年の訪日外国人旅行者数は 383 万人となったが、コロナ前の 2019 年の訪日外国人旅行者数は 3,188 万人であった。今後は 2022 年 10 月 11 日以降、入国者数の上限撤廃、個人旅行の解禁、ビザなし渡航の解禁等の措置が講じられたことで、訪日外国人旅行者数の回復が期待される。

（事務事業等の実施状況）

○MICE 誘致の促進
国際会議に係る支援事業において３都市、インセンティブ旅行に係る支援事業で２都市の計５都市にコンサルタントを派遣し、サステナビリティ等MICEの最新トレンドへの取組や国際会議のハイブリッド開催に関するノウハウなどを提供した。また、ファムトリップについては２都市で実施し、インセンティブ旅行のプランナーや専門家を派遣した。
予算額：251百万円の内数（令和４年度）

○観光産業における人材確保・育成事業
これからの時代に求められる新たな観光人材の育成に向けて、産学連携協議会を開催し、「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定した。
また、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図った。
予算額：126百万円（令和４年度）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業
観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援した。
また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図った。
予算額： 2,706百万円（令和４年度）
予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を支援した。

予算額：763百万円（令和４年度）

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援した。

あわせて、古民家等の観光資源化や観光振興等のための無電柱化、先進的なサイクリング環境整備、歴史的観光資源の高質化に関する取組を支援した。

予算額：224百万円（令和４年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

ポストコロナを見据え、 2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標達成に向けて、インバウンドの早期回復を図るとともに、旅行消費額増加や地方部への誘客を促進するため、戦略的な訪日プロモーションに取り組んだ。

予算額：6,542百万円（令和４年度）

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制を強化した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進する。

予算額：2,205百万円（令和４年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す事業を一次・二次事業共に11件ずつ実施した。

宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を８団体実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

各地域に引き継がれてきた自然環境、文化・歴史、伝統産業等の持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みを観光サービス・地域づくりに実装し、体験コンテンツ造成や受入環境整備等を推進する。
訪日外国人旅行者の長期滞在や旅行消費額の増加等を目指す一環として、城や社寺、古民家等における高付加価値な滞在環境を軸とした観光まちづくりの成功事例を創出するため、宿泊施設の受入環境整備や体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上を推進する取組を実施する。

予算額：74百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正予算）

○持続可能な観光推進モデル事業

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図った。

予算額：150百万円（令和４年度）

○新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靭で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施した。

予算額：8,984百万円（令和４年度予備費）

○地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施した。

予算額：10,067百万円（令和３年度補正）

課題の特定と今後の取組みの方向性

2022 年の訪日外国人旅行者数は、2022 年 10 月に水際措置の緩和が実施されたものの、コロナ前には及ばず、383 万人となった。2022 年度の実績値をもって評価を行うと、令和 12 年目標である 6,000 万人到達達成に向けた成果を示していないため、B と評価した。

今後は、訪日外国人旅行者数について「観光立国推進基本計画」を経た、コロナ前の 2019 年の水準超え（2025 年）、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた 6,000 万人（2030 年）の目標達成に向けて、時機を逸することなく訪日促進に向けた必要な事業を実施していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　観光庁国際観光課（課長　齊藤　敬一郎）
関係課：　観光庁観光産業課（課長　柿沼　宏明）
観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官　白鳥綱重）
観光庁参事官（外客受入）（参事官　廣田　健久）
観光庁参事官（MICE）（参事官　桃井 謙祐）
観光庁観光地域振興課（課長　河南　正幸）
観光庁観光資源課（課長　富田 建蔵）

業績指標６３
訪日外国人旅行消費額(*)

評　価	
B	目標値：　15 兆円　（令和 12 年） 実績値：　0.9 兆円　（令和４年）※試算値 初期値：　0.7 兆円　（令和２年）

（指標の定義）
訪日外国人旅行者による日本国内での旅行消費額
（目標設定の考え方・根拠）
観光が我が国の経済成長へ貢献するためには、訪日外国人旅行消費額を増大させ、地域への経済効果を高めることが重要である。
こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、訪日外国人旅行消費額について、「2030 年：15 兆円」という目標が定められた。
（外部要因）
景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響
（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者　等
（重要政策）
【施政方針】
第 211 回国会における施政方針演説（令和３年１月 23 日）地方創生「観光産業については、全国旅行支援による需要喚起に加え、高付加価値化の推進、国立公園・国民公園なども活用した観光地の魅力向上に取り組み、外国人旅行者の国内需要五兆円、国内旅行需要二十兆円という目標の早期達成を目指します。」
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（令和５年３月 31 日閣議決定）
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日閣議決定）
・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（暦年）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
4.5 兆円	4.8 兆円	0.7 兆円(試算値)※1	0.1 兆円※2	0.9 兆円※3

※1…新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年 4 月～12 月の調査が中止となったため、2020 年 1 月～3 月期の結果を用いて試算したもの。
※2…新型コロナウイルス感染症の影響により、2021 年 1 月～9 月の調査が中止となったため、2021 年 10 月～12 月期の結果を用いて試算したもの。
※3…新型コロナウイルス感染症の影響により、2022 年 1 月～9 月の調査が試算値となったため、年間の値も試算値である。

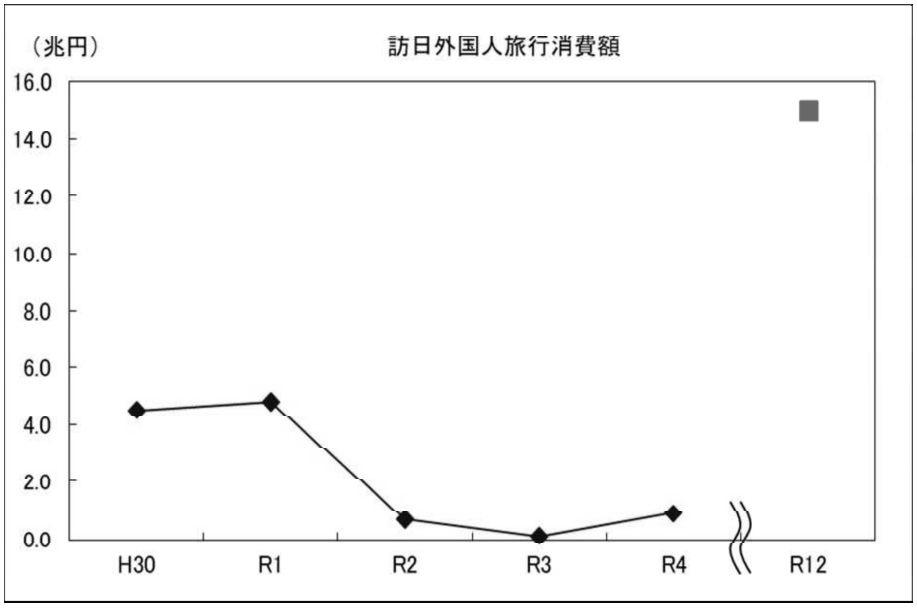

主な事務事業等の概要

○MICE 誘致の促進

ポストコロナを見据えたMICEの安全な再開と更なる国際競争力強化に向け、MICEの誘致には積極的だがノウハウが不足している地方都市に対してコンサルタントを派遣し、サステナビリティ等MICEの最新トレンドへの取組や国際会議のハイブリッド開催に関するノウハウなどを提供する。また、インセンティブ旅行受け入れ先へのファムトリップの実施を通じて、各都市の誘致競争力向上を図る。

予算額：251百万円の内数（令和４年度）

○観光産業における人材確保・育成事業

観光産業においては恒常的な人手不足、訪日旅行者に対応できる人材やDX化に対応できる人材等の不足が課題である。

このため、リカレント教育等を通じて地域の観光産業をリードする人材の育成・強化を図るとともに、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図る。

予算額：126 百万円（令和４年度）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全･安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

予算額：2,706百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を支援した。

予算額：763百万円（令和４年度）

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援する。

あわせて、古民家等の観光資源化や観光振興等のための無電柱化、先進的なサイクリング環境整備、歴史的観光資源の高質化に関する取組を支援する。

予算額：224百万円（令和４年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

ポストコロナを見据え、 2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標達成 に向けて、インバウンドの早期回復を図るとともに、旅行消費額増加や地方部への誘客を促進するため、戦略的な訪日プロモーションに取り組む。

予算額:6,542百万円（令和４年度）

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制を強化した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊施設においては、宿泊施設及び地域の観光関係事業者等がデータを活用し連携強化を図ることで、地域の観光関係事業者間での相乗効果や、地域全体の収益最大化が期待できるだけでなく、宿泊客にとっても宿泊前後の周遊・飲食・購買活動等、地域内での活動における利便性が高まることとなる。こうした観点を踏まえ、宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す実証事業を実施した。

また、宿泊業は、地域の歴史・文化に裏付けされた固有のストーリーが集約された「地域のショーケース」を担う存在であり、建築に使う資材や食事に使う食材、その他あらゆる面において地域に根差す事業者との経済的結びつきが強く、地域経済の発展を牽引している。 こうした観点を踏まえ宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○持続可能な観光推進モデル事業

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図る。

予算額：150百万円（令和４年度）

○新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靭で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施する。

予算額：8,984百万円（令和４年度予備費）

○地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する。

予算額：10,067百万円（令和３年度補正）

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・ＤＭＯ等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援した。

観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、宿泊施設改修について、補助上限を1億円・補助率1/2とし、経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3とした。

予算額：100,000百万円（令和3年度補正）

【税制上の特例措置】

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

2023 年４月１日より、免税購入対象者の明確化を通じて、免税店における待ち行列の解消による販売機会の拡大等、インバウンド需要回復期に向けた環境整備を行った。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年の訪日外国人旅行消費額は 0.9 兆円（試算値）と新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年の 4.8 兆円を下回っているが、令和２・３年から回復傾向にある。

（事務事業等の実施状況）

○MICE 誘致の促進

国際会議に係る支援事業において３都市、インセンティブ旅行に係る支援事業で２都市の計５都市にコンサルタントを派遣し、サステナビリティ等MICEの最新トレンドへの取組や国際会議のハイブリッド開催に関するノウハウなどを提供した。また、ファムトリップについては２都市で実施し、インセンティブ旅行のプランナーや専門家を派遣した。

予算額：251百万円の内数（令和４年度）

○観光産業における人材確保・育成事業

これからの時代に求められる新たな観光人材の育成に向けて、産学連携協議会を開催し、「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定した。

また、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図った。

予算額：126 百万円（令和４年度）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援した。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図った。

予算額： 2,706百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域

が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を支援した。

予算額：763百万円（令和４年度）

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援した。

あわせて、古民家等の観光資源化や観光振興等のための無電柱化、先進的なサイクリング環境整備、歴史的観光資源の高質化に関する取組を支援した。

予算額：24,305百万円の内数（令和４年度補正）

予算額：224百万円（令和４年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

ポストコロナを見据え、 2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標達成 に向けて、インバウンドの早期回復を図るとともに、旅行消費額増加や地方部への誘客を促進するため、戦略的な訪日プロモーションに取り組んだ。

予算額：6,542百万円（令和４年度）

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制を強化した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す事業を一次・二次事業共に11件ずつ実施した。

宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を８団体実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○持続可能な観光推進モデル事業

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図った。

予算額：150百万円（令和４年度）

○新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施した。

予算額：8,984百万円（令和４年度予備費）

○地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施した。

予算額：10,067百万円（令和３年度補正）

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・ＤＭＯ等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援し、令和3年度は138件を採択した。

予算額：100,000百万円（令和３年度補正）

【税制上の特例措置】＜戦略課免税班＞

○外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

2023年4月1日より、免税購入対象者の明確化を通じて、免税店における待ち行列の解消による販売機会の拡大等、インバウンド需要回復期に向けた環境整備を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和 12 年の目標値である 15 兆円を達成するためには、過去最高値である令和元年の 4.8 兆円を超える５兆円の早期達成を目指す必要がある。令和４年時点の実績は 0.9 兆円（試算値）であり、新型コロナウイルス感染症からの回復途中であるため、「Ｂ」評価と判断した。

今後については、観光立国推進基本計画（第４次）に記載の「インバウンド回復戦略」において掲げた、インバウンドの本格回復に向けた集中的取組、高付加価値旅行者の誘致、観光地の再生・高付加価値化等の取組を推進することで、消費額５兆円の早期達成を目指す。あわせて、訪日外国人旅行者に向けた体験コンテンツや受入環境の整備、アウトバウンド復活による国際相互交流の促進効果を目指す。

また、「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた訪日外国人旅行消費額 15 兆円（2030 年）の目標達成に向け、国の支援による宿泊施設等の再生、国内外の観光客を惹きつける滞在コンテンツの造成や観光地等の受入環境整備などに取り組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　観光庁観光戦略課（課長　田島 聖一）
関係課：　観光庁観光産業課（課長　柿沼　宏明）
観光庁国際観光課（課長　齊藤　敬一郎）
観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官　白鳥綱重）
観光庁参事官（外客受入）（参事官　廣田　健久）
観光庁参事官（MICE）（参事官　桃井 謙祐）
観光庁観光地域振興課（課長　河南　正幸）

業績指標６４
地方部での外国人延べ宿泊者数

評　価	
B	目標値：　1億3,000万人泊（令和12年） 実績値：　441万人泊（令和４年）（速報値） 初期値：　779万人泊（令和２年）

（指標の定義）
三大都市圏に含まれる都府県（※）を除いた各道県の外国人の宿泊者数の延べ人数の合計
（※）三大都市圏に含まれる都府県
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県

（目標設定の考え方・根拠）
訪日外国人旅行消費の効果を全国津々浦々に届け、観光を地方創生につなげていくためには、地方部へ訪れる外国人旅行者を増大させることが重要である。
こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、地方部での外国人延べ宿泊者数について、「2030年：1億3,000万人泊」という目標が定められた。

（外部要因）
景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者　等

（重要政策）
【施政方針】
第211回国会における施政方針演説（令和３年１月23日）地方創生「観光産業については、全国旅行支援による需要喚起に加え、高付加価値化の推進、国立公園・国民公園なども活用した観光地の魅力向上に取り組み、外国人旅行者の国内需要五兆円、国内旅行需要二十兆円という目標の早期達成を目指します。」
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（令和５年３月31日閣議決定）
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年12月23日閣議決定）
・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年12月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（暦年）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
3,848万人泊	4,309万人泊	779万人泊	133万人泊	441万人泊（速報値）

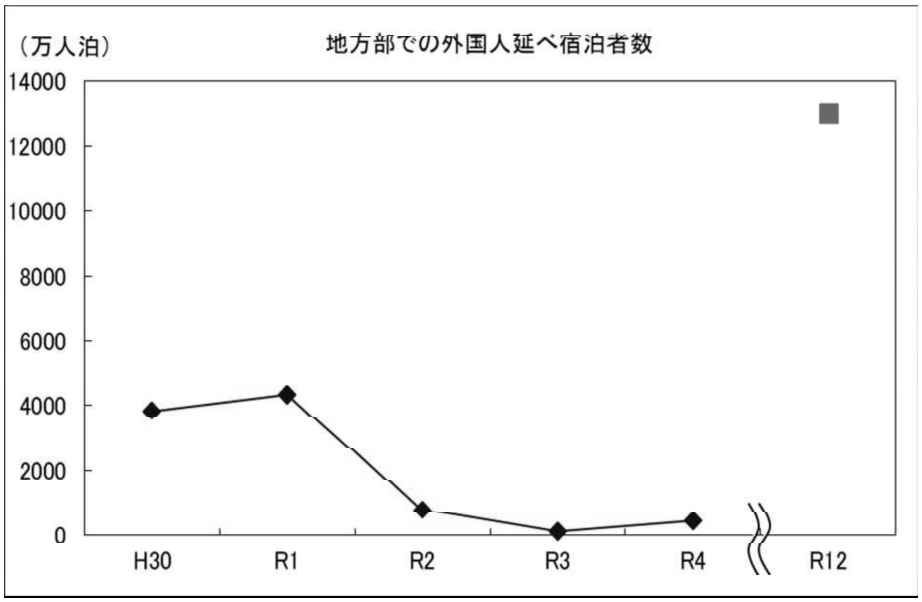

主な事務事業等の概要

○観光産業における人材確保・育成事業

観光産業においては恒常的な人手不足、訪日旅行者に対応できる人材やDX化に対応できる人材等の不足が課題である。

このため、リカレント教育等を通じて地域の観光産業をリードする人材の育成・強化を図るとともに、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図る。

予算額：126百万円（令和４年度）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全･安心な旅行環境の整備を図るため､多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

予算額： 2,706百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を支援した。

予算額：763百万円（令和４年度）

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援する。

あわせて、古民家等の観光資源化や観光振興等のための無電柱化、先進的なサイクリング環境整備、歴史的観光資源の高質化に関する取組を支援する。

予算額：224百万円（令和４年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

ポストコロナを見据え、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標達成に向けて、インバウンドの早期回復を図るとともに、旅行消費額増加や地方部への誘客を促進するため、戦略的な訪日プロモーションに取り組む。

予算額：6,542百万円（令和４年度）

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため､インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制を強化した。

予算額： １百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進する。

予算額：2,205百万円（令和４年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊施設においては、宿泊施設及び地域の観光関係事業者等がデータを活用し連携強化を図ることで、地域の観光関係事業者間での相乗効果や、地域全体の収益最大化が期待できるだけでなく、宿泊客にとっても宿泊前後の周遊・飲食・購買活動等、地域内での活動における利便性が高まることとなる。こうした観点を踏まえ、宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す実証事業を実施した。

また、宿泊業は、地域の歴史・文化に裏付けされた固有のストーリーが集約された「地域のショーケース」を担う存在であり、建築に使う資材や食事に使う食材、その他あらゆる面において地域に根差す事業者との経済的結びつきが強く、地域経済の発展を牽引している。 こうした観点を踏まえ宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

各地域に引き継がれてきた自然環境、文化・歴史、伝統産業等の持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みを観光サービス・地域づくりに実装し、体験コンテンツ造成や受入環境整備等を推進する。

訪日外国人旅行者の長期滞在や旅行消費額の増加等を目指す一環として、城や社寺、古民家等における高付加価値な滞在環境を軸とした観光まちづくりの成功事例を創出するため、宿泊施設の受入環境整備や体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上を推進する取組を実施する。

予算額：74百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○持続可能な観光推進モデル事業

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図る。

予算額：150百万円（令和４年度）

○新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施する。

予算額：8,984百万円（令和４年度予備費）

○地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する。

予算額：10,067百万円（令和３年度補正）

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・ＤＭＯ等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援した。

観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、宿泊施設改修について、補助上限を１億円・補助率1/2 とし、経営体力の低い事業者に対する補助率を 2/3 とした。

予算額：100,000 百万円（令和３年度補正）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年の地方部での外国人延べ宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、441 万人泊（速報値）となっており、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準と比べると大きく減少している。

一方、令和４年の地方部での外国人延べ宿泊者数を前年と比べると、前年比+233%となっており、回復基調の傾向にある。

（事務事業等の実施状況）

○観光産業における人材確保・育成事業

これからの時代に求められる新たな観光人材の育成に向けて、産学連携協議会を開催し、「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定した。

また、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図った。

予算額：126 百万円（令和４年度）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援した。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図った。

予算額： 2,706百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を支援した。

予算額：763百万円（令和４年度）

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援した。

あわせて、古民家等の観光資源化や観光振興等のための無電柱化、先進的なサイクリング環境整備、歴史的観光資源の高質化に関する取組を支援した。

予算額：224百万円（令和４年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

ポストコロナを見据え、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標達成に向けて、インバウンドの早期回復を図るとともに、旅行消費額増加や地方部への誘客を促進するため、戦略的な訪日プロモーションに取り組んだ。

予算額：6,542百万円（令和４年度）

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制を強化した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進した。

予算額：2,205百万円（令和４年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す事業を一次・二次事業共に11件ずつ実施した。

宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を８団体実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

観光利用と地域資源の保全を両立するため、地域の自然環境、文化・歴史、伝統産業等の保全に寄与する好循環の仕組みづくりにつながる観光コンテンツ造成を支援し、モデル実証を30地域で実施した。また、観光利用と地域資源の保全の両立、本質的な体験・滞在の提供に資するコンテンツ造成に必要な施設や空間整備、ツアー実施のための施設改修・整備、設備・物品購入を行う15地域を支援した。

城や社寺、古民家等の歴史的資源を積極的に活用する地域において、訪日外国人旅行者誘客のため宿泊施設の改

修等の受入れ環境整備や地域ならではの観光コンテンツ造成、コンシェルジュの育成などソフト・ハード面で高付加価値化を実施した。歴史的資源を核として面的な取組等を支援した。

予算額：74百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○持続可能な観光推進モデル事業

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図った。

予算額：150百万円（令和４年度）

○新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靭で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施した。

予算額：8,984百万円（令和４年度予備費）

○地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施した。

予算額：10,067百万円（令和３年度補正）

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・ＤＭＯ等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援し、令和３年度は138件を採択した。

予算額：100,000百万円（令和３年度補正）

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和元年までは、地方部での外国人延べ宿泊者数が、4,309万人泊と８年連続で対前年増となっており、各施策の効果が着実に現れていたと判断するが、令和２年以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、宿泊者数は大幅に減少したことから、令和４年の実績である441万人泊をもって評価を行うと、令和12年目標である１億3,000万人泊到達に向けた成果を示していないため、「Ｂ」評価と判断した。

今後、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた地方部での外国人延べ宿泊者数１億3,000万人泊（2030年）の目標達成に向けて、観光地や交通機関における多言語対応、無料Wi-Fi、キャッシュレス決済等の受入環境整備による地方への誘客促進、体験型観光コンテンツの充実等による体験滞在の満足度向上、観光地域づくり法人（DMO）を中心とした多様な関係者の広域的な連携の促進などの施策を政府一丸、官民一体となって、更に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　観光庁観光地域振興課（課長　河南　正幸）
関係課：　観光庁観光産業課（課長　柿沼　宏明）
観光庁国際観光課（課長　齊藤　敬一郎）
観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官　白鳥　綱重）
観光庁参事官（外客受入）（参事官　廣田　健久）
観光庁観光資源課（課長　富田　建蔵）

業績指標６５
外国人リピーター数

評　価	
B	目標値：3,600 万人（令和 12 年） 実績値：　286 万人（令和４年） 初期値：　293 万人（令和２年）

（指標の定義）
日本への来訪回数が２回目以上の訪日外国人旅行者の人数
（目標設定の考え方・根拠）
我が国の観光の質を高め、観光先進国を目指すためには、訪日外国人旅行者の満足度を向上させ、リピーターを増加させることが重要である。
こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、外国人リピーター数について、「2030 年：3,600 万人」という目標が定められた。
（外部要因）
景気動向、為替相場等の社会・経済動向、新型コロナウイルス感染症による影響
（他の関係主体）
日本政府観光局、関係各府省庁、旅行業者、メディア関係者等の民間事業者　等
（重要政策）
【施政方針】
第 211 回国会における施政方針演説（令和５年１月 23 日）地方創生「観光産業については、全国旅行支援による需要喚起に加え、高付加価値化の推進、国立公園・国民公園なども活用した観光地の魅力向上に取り組み、外国人旅行者の国内需要五兆円、国内旅行需要二十兆円という目標の早期達成を目指します。」
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（令和５年３月 31 日閣議決定）
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日閣議決定）
・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（暦年）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
1,938 万人	2,047 万人	293 万人（試算値）※1	―※2	286 万人

※1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、2020 年４月～12 月の調査が中止となったため、2020 年１月～3 月期の結果を用いて試算したもの。
※2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、2021 年１月～９月までの調査は中止、10～12 月期の調査は「日本への来訪回数」の項目を調査していないため、実績値なし。

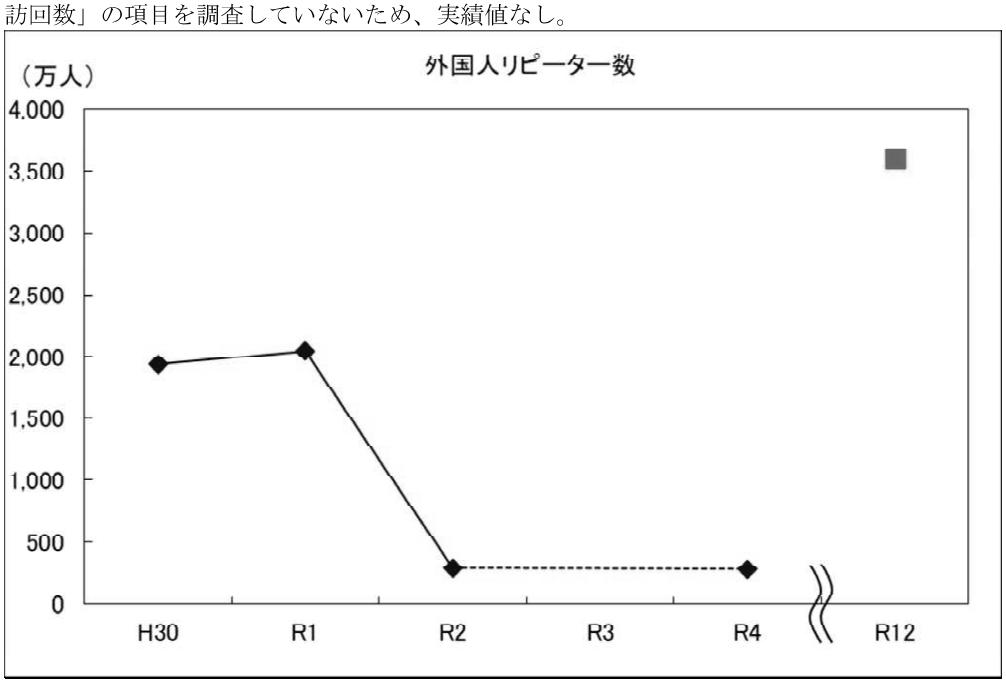

主な事務事業等の概要

○観光産業における人材確保・育成事業

観光産業においては恒常的な人手不足、訪日旅行者に対応できる人材やDX化に対応できる人材等の不足が課題である。

このため、リカレント教育等を通じて地域の観光産業をリードする人材の育成・強化を図るとともに、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図る。

予算額：126百万円（令和４年度）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全･安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図る。

予算額： 2,706百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を支援した。

予算額：763百万円（令和４年度）

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援する。

あわせて、古民家等の観光資源化や観光振興等のための無電柱化、先進的なサイクリング環境整備、歴史的観光資源の高質化に関する取組を支援する。

予算額：224百万円（令和４年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

ポストコロナを見据え、 2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標達成に向けて、インバウンドの早期回復を図るとともに、旅行消費額増加や地方部への誘客を促進するため、戦略的な訪日プロモーションに取り組む。

予算額:6,542百万円（令和４年度）

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制を強化した。

予算額： １百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進する。

予算額：2,205百万円（令和４年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊施設においては、宿泊施設及び地域の観光関係事業者等がデータを活用し連携強化を図ることで、地域の観光関係事業者間での相乗効果や、地域全体の収益最大化が期待できるだけでなく、宿泊客にとっても宿泊前後の周遊・飲食・購買活動等、地域内での活動における利便性が高まることとなる。こうした観点を踏まえ、宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す実証事業を実施した。

また、宿泊業は、地域の歴史・文化に裏付けされた固有のストーリーが集約された「地域のショーケース」を担う存在であり、建築に使う資材や食事に使う食材、その他あらゆる面において地域に根差す事業者との経済的結びつきが強く、地域経済の発展を牽引している。 こうした観点を踏まえ宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

各地域に引き継がれてきた自然環境、文化・歴史、伝統産業等の持続可能性の向上に資するような維持・活用の仕組みを観光サービス・地域づくりに実装し、体験コンテンツ造成や受入環境整備等を推進する。

訪日外国人旅行者の長期滞在や旅行消費額の増加等を目指す一環として、城や社寺、古民家等における高付加価値な滞在環境を軸とした観光まちづくりの成功事例を創出するため、宿泊施設の受入環境整備や体験型・滞在型コンテンツの充実及び魅力向上を推進する取組を実施する。

予算額：74百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○持続可能な観光推進モデル事業

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図る。

予算額：150百万円（令和４年度）

○新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施する。

予算額：8,984百万円（令和４年度予備費）

○地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施する。

予算額：10,067百万円（令和３年度補正）

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・ＤＭＯ等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援した。

観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、宿泊施設改修について、補助上限を1億円・補助率1/2とし、経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3とした。

予算額：100,000百万円（令和３年度補正）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウイルス感染症の影響により、2022 年の外国人リピーター数は 286 万人となったが、コロナ前の 2019 年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、2,047 万人と過去最高であった。今後は 2022 年 10 月 11 日以降の入国者数の上限撤廃、個人旅行の解禁、ビザなし渡航の解禁等の措置が講じられたことにより、外国人リピーター数の回復が期待される。

（事務事業等の実施状況）

○観光産業における人材確保・育成事業

これからの時代に求められる新たな観光人材の育成に向けて、産学連携協議会を開催し、「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定した。

また、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図った。

予算額：126百万円（令和４年度）

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援した。

また、訪日外国人旅行者の更なる消費拡大・満足度向上に向けて、インバウンドベンチャーのノウハウ・技術の活用等、地方の観光の現場における新たな取組の促進を図った。

予算額： 2,706百万円（令和４年度）

予算額： 9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○広域周遊観光促進のための観光地域支援事業

地方部への誘客を図りつつ、旅行者の各地域への周遊を促進するため、観光地域づくり法人が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組を支援した。

予算額：763百万円（令和４年度）

○ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

観光地における多言語対応、無料Wi-Fiの整備等の基本的な受入環境整備に加え、徒歩によるまちなか周遊を促すための賑わい拠点となる屋外広場の整備、ナイトタイムエコノミー環境の整備、レンタカー等による広域周遊を促すためのグランピング環境の整備等を支援した。

あわせて、古民家等の観光資源化や観光振興等のための無電柱化、先進的なサイクリング環境整備、歴史的観光資源の高質化に関する取組を支援した。

予算額：224百万円（令和４年度）

○戦略的な訪日プロモーションの実施

ポストコロナを見据え、 2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円等の目標達成に向けて、インバウンドの早期回復を図るとともに、旅行消費額増加や地方部への誘客を促進するため、戦略的な訪日プロモーションに取り組んだ。

予算額：6,542百万円（令和４年度）

○世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業

全国各地で世界的な競争力を有する魅力ある観光地域づくりを促進するため、インバウンドに対応したマネジメント体制が確立された観光地域づくり法人の体制を強化した。

予算額: １百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

日本博の開催を契機として、これまでにない形で文化資源を活用した観光コンテンツを創出するとともに、戦略的プロモーションを推進し、観光インバウンドの需要回復及び地方誘客・消費拡大を促進した。

予算額：2,205百万円（令和４年度）

○国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業

スノーリゾートが地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力なコンテンツとして認識される中、スノーリゾートへのインバウンド需要をタイムリーかつ的確に取り込むため、インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進した。

予算額：１百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す事業を一次・二次事業共に11件ずつ実施した。

宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を８団体実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○新たなインバウンド層の誘致のためのコンテンツ強化等

観光利用と地域資源の保全を両立するため、地域の自然環境、文化・歴史、伝統産業等の保全に寄与する好循環の仕組みづくりにつながる観光コンテンツ造成を支援し、モデル実証を30地域で実施した。また、観光利用と地域資源の保全の両立、本質的な体験・滞在の提供に資するコンテンツ造成に必要な施設や空間整備、ツアー実施のための施設改修・整備、設備・物品購入を行う15地域を支援した。

城や社寺、古民家等の歴史的資源を積極的に活用する地域において、訪日外国人旅行者誘客のため宿泊施設の改修等の受入れ環境整備や地域ならではの観光コンテンツ造成、コンシェルジュの育成などソフト・ハード面で高付加価値化を実施した。歴史的資源を核として面的な取組等を支援した。

予算額：74百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

○持続可能な観光推進モデル事業

世界的に「持続可能な観光（サステナブルツーリズム）」への関心が高まる中、我が国が世界の旅行者から選ばれる観光地となるよう、モデル形成を通じた地域におけるマネジメント体制の構築等を通じて、オーバーツーリズムやカーボンニュートラルにも対応した持続可能な観光の推進を図った。

予算額：150百万円（令和４年度）

○新型コロナや原油価格の高騰等を踏まえた環境に配慮した持続可能な観光の推進

新型コロナや原油価格高騰等の危機に対して強靱で持続可能な観光を実現するため、その影響を受ける観光事業者等に対して、感染対策を図りつつ、地域が連携して実施する環境に配慮した持続可能な観光の推進を図る取組への支援を実施した。

予算額：8,984百万円（令和４年度予備費）

○地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業

地域経済を支える観光の本格的な復興の実現に向けて、地域の稼げる看板商品の創出を図るため、自然、食、歴史・文化・芸術、生業、交通等の地域ならではの観光資源を活用したコンテンツの造成から販路開拓まで一貫した支援を実施した。

予算額：10,067百万円（令和３年度補正）

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・ＤＭＯ等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援し、令和3年度は138件を採択した。

予算額：100,000百万円（令和３年度補正）

課題の特定と今後の取組みの方向性

コロナ前の 2019 年の訪日外国人旅行者に占めるリピーター数は、2,047 万人ではあるが、2022 年は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実績が落ち込み 286 万人であった。2022 年の実績値をもって評価を行うと、令和 12 年目標である 3,600 万人到達に向けた成果を示していないため、B 評価とした。

今後は、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げた外国人リピーター数 3,600 万人（2030 年）の目標達成に向けて、時機を逸することなく訪日促進に向けた必要な事業を実施していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　観光庁国際観光課（課長　齊藤　敬一郎）
関係課：　観光庁観光産業課（課長　柿沼　宏明）
観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官　白鳥綱重）
観光庁参事官（外客受入）（参事官　廣田　健久）
観光庁観光地域振興課（課長　河南　正幸）
観光庁観光資源課（課長　富田 建蔵）

業績指標６６
日本人国内旅行消費額

評　価	
A	目標値：　22 兆円（令和 12 年） 実績値：17.2 兆円（令和４年） 初期値：10.0 兆円（令和２年）

（指標の定義）
日本人の国内宿泊旅行及び国内日帰り旅行による消費額の合計
（目標設定の考え方・根拠）
我が国の旅行消費額は、日本人の国内旅行による消費額が占める割合が高いことから、地域への経済効果、雇用創出効果をより一層高めるため、国内旅行を促進することが重要である。
こうした考えの下、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）において、日本人国内旅行消費額について、「2030 年：22 兆円」という目標が定められた。
（外部要因）
国内の景気動向、社会・経済動向、災害、新型コロナウイルス感染症による影響等
（他の関係主体）
旅行業・宿泊業の関連団体、関係各府省庁、旅行業者・宿泊業者・交通事業者・メディア関係者等の民間事業者　等
（重要政策）
【施政方針】
第 211 回国会における施政方針演説（令和３年１月 23 日）地方創生「観光産業については、全国旅行支援による需要喚起に加え、高付加価値化の推進、国立公園・国民公園なども活用した観光地の魅力向上に取り組み、外国人旅行者の国内需要五兆円、国内旅行需要二十兆円という目標の早期達成を目指します。」
【閣議決定】
・観光立国推進基本計画（令和５年３月 31 日閣議決定）
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日閣議決定）
・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和４年６月７日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）
・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（暦年）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
20.5 兆円	21.9 兆円	10.0 兆円	9.2 兆円	17.2 兆円

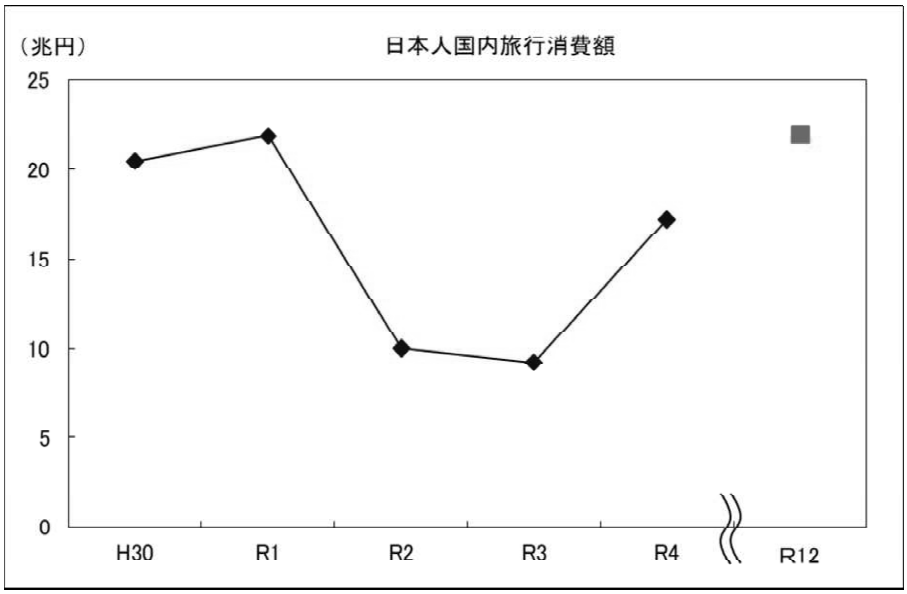

主な事務事業等の概要

○観光産業における人材確保・育成事業

観光産業においては恒常的な人手不足、訪日旅行者に対応できる人材やDX化に対応できる人材等の不足が課題である。

このため、リカレント教育等を通じて地域の観光産業をリードする人材の育成・強化を図るとともに、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図る。

予算額：126百万円（令和４年度）

○「新たな旅のスタイル」促進事業

ワーケーションやブレジャー等を「新たな旅のスタイル」として普及させることにより、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化を図るため、企業(送り手)と地域(受け手)を対象としたモデル事業、ワーケーションの普及啓発に向けた情報発信･プロモーション、企業及び従業員を対象とした実態調査等を実施する。

予算額：325百万円（令和４年度）

504百万円（令和３年度）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊施設においては、宿泊施設及び地域の観光関係事業者等がデータを活用し連携強化を図ることで、地域の観光関係事業者間での相乗効果や、地域全体の収益最大化が期待できるだけでなく、宿泊客にとっても宿泊前後の周遊・飲食・購買活動等、地域内での活動における利便性が高まることとなる。こうした観点を踏まえ、宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す実証事業を実施した。

また、宿泊業は、地域の歴史・文化に裏付けされた固有のストーリーが集約された「地域のショーケース」を担う存在であり、建築に使う資材や食事に使う食材、その他あらゆる面において地域に根差す事業者との経済的結びつきが強く、地域経済の発展を牽引している。 こうした観点を踏まえ宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

観光分野におけるデジタル技術の導入やDXの推進により、旅行者の消費機会の拡大と消費額の増加を図るため、地域内・地域間・事業者間のデータ連携、オンライン配信技術等を活用した新たな体験型コンテンツの造成等により持続可能性の高い観光地経営を実現するためのモデルを構築する。

予算額：781百万円（令和４年度）

○観光DX推進緊急対策事業

観光分野におけるデジタル技術の導入やDXの推進により、旅行者の消費機会の拡大と消費額の増加を図るため、観光地の密を避けるための混雑回避、地域全体の周遊による消費促進、顧客のリピート化を実現するための新たな観光地経営のモデルを構築する。

予算額：219百万円（令和３年度補正）

○ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、密を避け、自然環境に触れる旅へのニーズが増加しているほか、大都市にはふるさとを持たない若者が増え、田舎にあこがれを持って関わりを求める動きも存在していることを踏まえ、「何

度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルの推進に向けたモデルを構築する。

予算額：448百万円（令和４年度）

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・ＤＭＯ等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援した。

観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、宿泊施設改修について、補助上限を1億円・補助率1/2とし、経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3とした。

予算額：100,000百万円（令和３年度補正）

○全国旅行支援

新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けてきた宿泊業、旅行業や幅広い地域の関連産業を支援するため、全国を対象とした観光需要喚起策である全国旅行支援を実施した。

予算額：937,376 百万円の内数（令和２年度３次補正）

268,517 百万円（令和３年度補正）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向を示し、実績値は前年比 87%増となっており、進捗は順調である。

（事務事業等の実施状況）

○観光産業における人材確保・育成事業

これからの時代に求められる新たな観光人材の育成に向けて、産学連携協議会を開催し、「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定した。

また、新たな働き方を取り入れた人材の確保・活用等の取組を支援し、地域経営や事業経営の改善に向けた実践的スキルの向上、人手不足の解消を図った。

予算額：126 百万円（令和４年度）

○「新たな旅のスタイル」促進事業

令和２年度に実施した政策アセスメント（令和３年度概算予算要求）である「新しい旅行スタイル促進事業」の事後評価については、新たに策定する予定の観光立国推進基本計画に基づき業績指標（目標値・目標年度）を再設定することになっていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、当該基本計画の策定が令和５年３月31日となり、令和３年度、４年度の業績指標が設定されていない。一方、当該基本計画においては、令和７年までの目標として22兆円が設定されており、目標値に占める令和４年の実績値が７割を上回っているため、順調に進んでいると評価できる。

ワーケーションやブレジャー等を「新たな旅のスタイル」として普及させることにより、より多くの旅行機会の創出と旅行需要の平準化を図るため、企業（送り手）と地域（受け手）を対象としたモデル事業を70件（R3年度40件、R4年度30件）実施するとともに、ワーケーションの普及啓発に向けた情報発信･プロモーション、企業及び従業員を対象とした実態調査等を実施した。

予算額：325百万円（令和４年度）

504百万円（令和３年度）

○新たなビジネス手法の導入による宿泊業を核とした観光産業の付加価値向上支援

地域の観光産業・旅行消費の核となる宿泊施設においては、宿泊施設及び地域の観光関係事業者等がデータを活

用し連携強化を図ることで、地域の観光関係事業者間での相乗効果や、地域全体の収益最大化が期待できるだけでなく、宿泊客にとっても宿泊前後の周遊・飲食・購買活動等、地域内での活動における利便性が高まることとなる。こうした観点を踏まえ、宿泊施設が核となってDX 技術を活用し、地域の観光関係事業者等との連携を通じ、地域全体での収益力向上を目指す実証事業を実施した。

また、宿泊業は、地域の歴史・文化に裏付けされた固有のストーリーが集約された「地域のショーケース」を担う存在であり、建築に使う資材や食事に使う食材、その他あらゆる面において地域に根差す事業者との経済的結びつきが強く、地域経済の発展を牽引している。 こうした観点を踏まえ宿泊事業者が核となって提供する新サービスの開発、販売支援を行い、宿泊事業者の価値向上を図り、宿泊業を中心とした稼げる地域づくりを目指す実証事業を実施した。

予算額：550百万円（令和４年度）

○DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出

観光分野におけるデジタル技術の導入やDXの推進により、旅行者の消費機会の拡大と消費額の増加を図るため、地域内・地域間・事業者間のデータ連携、オンライン配信技術等を活用した新たな体験型コンテンツの造成等により持続可能性の高い観光地経営を実現するためのモデル実証を８件実施し、成果の横展開を図った。

予算額：781百万円（令和４年度）

○観光DX推進緊急対策事業

観光分野におけるデジタル技術の導入やDXの推進により、旅行者の消費機会の拡大と消費額の増加を図るため、観光地の密を避けるための混雑回避、地域全体の周遊による消費促進、顧客のリピート化を実現するための新たな観光地経営のモデル造成に向けた実証を６件実施し、成果の横展開を図った。

予算額：219百万円（令和３年度補正）

○ポストコロナを見据えた新たなコンテンツ形成支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響により、密を避け、自然環境に触れる旅へのニーズが増加しているほか、大都市にはふるさとを持たない若者が増え、田舎にあこがれを持って関わりを求める動きも存在していることを踏まえ、「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルの推進に向けたモデル実証事業を19件実施し、成果の横展開を図った。

また、相互交流、情報交換の場として「第２のふるさとづくり推進ネットワーク」を立ち上げ、機運醸成を図った。

予算額：448百万円（令和４年度）

○地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化

観光地の顔となる宿泊施設を中心とした、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化について、自治体・ＤＭＯ等による観光地再生に向けた地域計画の作成や同計画に基づく改修事業等を強力に支援した。
観光地全体が裨益する大規模な改修への支援を可能とするため、宿泊施設改修について、補助上限を1億円・補助率1/2とし、経営体力の低い事業者に対する補助率を2/3とした。

予算額：100,000百万円（令和３年度補正）

○全国旅行支援

都道府県が実施する、当該都道府県を目的地とする旅行・宿泊商品に対する割引の実施及び旅行期間中に使用可能なクーポンの付与にかかる経費を支援することで、コロナ禍で落ち込んだ旅行需要の喚起を図った。（効果：令和４年１０月から令和５年２月の日本人国内宿泊者数はコロナ禍前同水準以上）

予算額：937,376 百万円の内数（令和２年度３次補正）
268,517 百万円（令和３年度補正）

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和 4 年の日本人国内旅行消費額は 17.2 兆円と、新型コロナウイルス感染症の影響から回復傾向を示すとともに、各施策の効果が表れた。基準年度からの実績値のトレンドでは目標年度での目標達成が見込まれることに加え、感染症流行前の令和元年には、令和 12 年の目標 22 兆円に近い 21.9 兆円の実績を示していたことを踏まえると、感染症からの回復基調や各種施策効果も相まって、目標年度における目標達成に向けて着実に推移していると判断し「A」評価とした。

今後も「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げた日本人国内旅行消費額 22 兆円（2030 年）の達成に向け、国の支援による宿泊施設等の再生、国内外から誘客するための滞在型コンテンツの造成や、観光地等の受入環境整備に取組んでいく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 観光庁参事官（旅行振興）（参事官　高橋 泰史）
関係課： 観光庁観光産業課（課長　柿沼 宏明）
観光庁参事官（国際関係・観光人材政策）（参事官 白鳥 綱重）
観光庁観光資源課（課長　富田 建蔵）

業績指標６７

旅客施設における多言語対応率
（①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナル、④空港）

評　価

①　B ②　A ③　A ④　A	目標値：①100％（令和７年）②100％（令和７年） ③100％（令和７年）④令和７年度まで100％を維持 実績値：①89％（令和４年）②93％（令和４年） ③80％（令和４年）④100％（令和４年） 初期値：①87％（令和２年）②83％（令和２年） ③62％（令和２年）④100％（令和２年）

（指標の定義）

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成９年法律第 91 号）第８条に基づき、公共交通事業者から提出された「外国人観光旅客利便増進実施計画」より算出し設定。

（（多言語対応済み対象数）／（整備対象旅客施設）

分母：各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている 2025 年度末対象数の和

分子：各交通モードにおける、全ての利便増進実施計画に記載されている当該年度の実施済み数又は完了予定数の和

但し、バスターミナルとは自動車ターミナル法に基づく旅客施設を対象とする。　）

（目標設定の考え方・根拠）

訪日外国人旅行者数 2030 年 6,000 万人等の「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる目標達成に向け、訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、公共交通機関における多言語対応を推進する。

特に、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成９年法律第 91 号）第８条に基づき、多数の外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用の増加が見込まれる区間として観光庁長官が指定する区間においては、確実な導入を促す。

（外部要因）

社会・経済動向、災害等

（他の関係主体）

関係各府省庁・交通事業者・空港機能施設事業者　等

（重要政策）

【施政方針】

第 211 回国会における施政方針演説（令和３年１月 23 日）地方創生「観光産業については、全国旅行支援による需要喚起に加え、高付加価値化の推進、国立公園・国民公園なども活用した観光地の魅力向上に取り組み、外国人旅行者の国内需要五兆円、国内旅行需要二十兆円という目標の早期達成を目指します。」

【閣議決定】

・観光立国推進基本計画（令和５年３月 31 日閣議決定）

【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）「第３章に記載あり」

【その他】

・「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」（令和２年 12 月３日観光戦略実行推進会議決定）

・「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年３月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	①87％ ②83％ ③62％ ④100％	①88％ ②83％ ③73％ ④100％	①89％ ②93％ ③80％ ④100％

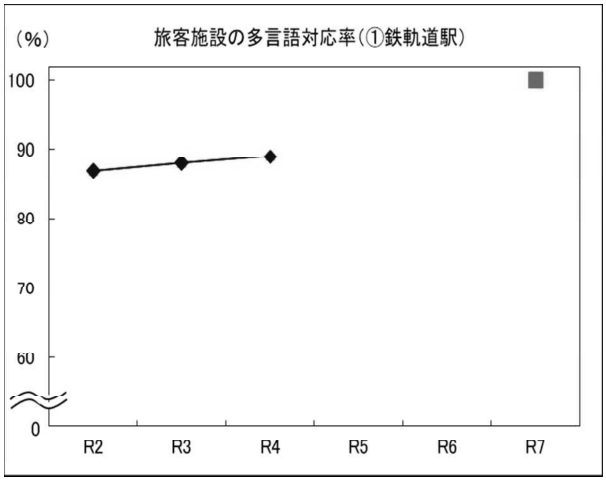

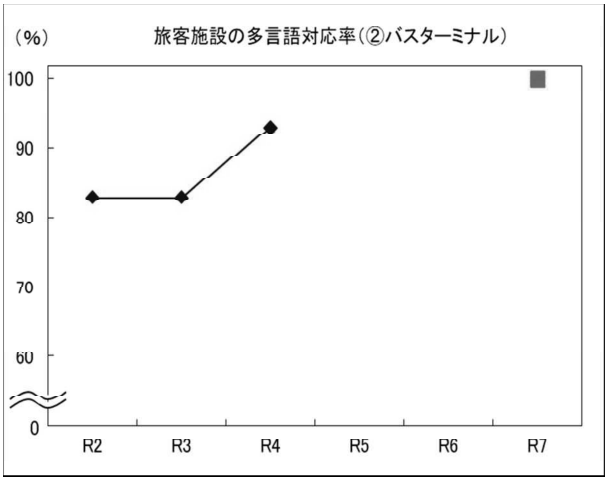

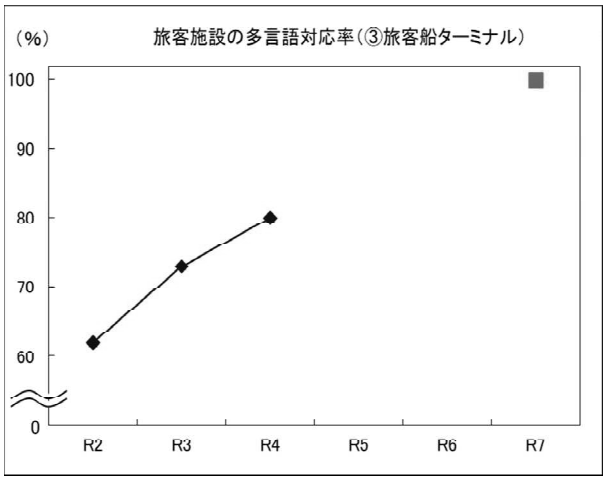

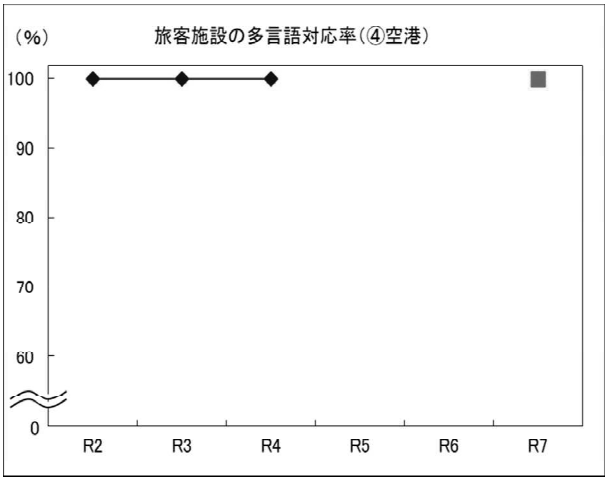

主な事務事業等の概要

○公共交通利用環境の革新等（◎）

新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料 Wi-Fi サービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進する。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関の web 等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援する。

予算額：1百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（◎）

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料 Wi-Fi サービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援する。

予算額：2,706百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①鉄軌道駅、②バスターミナル、③旅客船ターミナルについては、「公共交通利用環境の革新等」「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」を活用した整備が進んでおり、実績値は令和２年度から令和４年度まで継続的に向上している。④空港については、初期値の令和２年度時点で既に100％を達成しており、以後100％を維持しているため、目標年度においても目標値の達成が見込まれ、進捗は順調である。

（事務事業等の実施状況）

○公共交通利用環境の革新等（◎）

新型コロナウイルス感染症の事態収束を見据えた反転攻勢に転じつつ、地方部への訪日外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの既存の公共交通機関等について、感染症拡大防止対策を講じた上で、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に推進した。

あわせて、二次交通について、多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する新たな交通サービスの創出等を促進し、訪日外国人旅行者の移動手段の選択肢を充実させるとともに、観光地の公共交通機関のweb等での検索を可能とするデータ化の取組等を支援した。

予算額：1百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

○訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（◎）

観光地、宿泊施設、公共交通機関の各場面において、訪日外国人旅行者がストレスフリー・快適に旅行を満喫できる環境及び災害など非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を図るため、多言語での観光情報提供機能の強化、無料Wi-Fiサービスの整備、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進、感染症対策の充実、非常時における多言語対応の強化等に関する取組を支援した。

予算額：2,706百万円（令和４年度）

予算額：9,988百万円の内数（令和３年度補正）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

観光庁では、外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成９年法律第91号）第８条に基づいて、公共交通事業者等の事業に係る路線または航路について、多数の外国人観光旅客の利用が見込まれる区間を指定し（指定区間）、公共交通事業者等は、指定区間において選定した旅客施設等に対して外国語等による情報の提供等の外国人観光旅客利便増進措置を講じることとしており、また「公共交通利用環境の革新等」「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」において多言語対応の強化に努めたところ、令和４年度までの各旅客施設の多言語対応率は向上もしくは100％を維持しており、②～④について目標年度での目標値達成が見込めるため「A」評価とした。①については、整備は進んでいるものの、目標年度での目標達成に向けて十分な進捗率となっていないため「B」評価とした。「B」評価の理由について、「公共交通利用環境の革新等」は国際観光旅客税財源を充当している事業であるため、令和３年度以降予算の減少により事業を実施できる施設数が減少していることに

加えて、①については、指定区間の増加により整備対象旅客施設が増加しているため、十分な進捗率となっていないと考えられる。

今後は、旅客施設における多言語対応率の向上及び維持に向けて、引き続き予算措置を検討していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：観光庁参事官（外客受入）（参事官　廣田　健久）
関係課：鉄道局・自動車局・海事局・港湾局・航空局

業績指標６８
景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数(*)

評　価	
B	目標値：４５０（令和７年度） 実績値：３９３（令和４年度） 初期値：３４７（令和元年度）

（指標の定義）
景観法に基づく景観計画において、その他の行政区域よりも重点的な景観誘導の取組を行う地区（重点地区）を設けている景観行政団体（市区町村に限る）の数。

（目標設定の考え方・根拠）
過去５年間（平成２７年度末～令和元年度末）の間に、景観計画において重点地区を指定した景観行政団体（市区町村に限る）数を踏まえ、令和７年度末での目標値を「450 団体」に設定。社会資本整備重点計画においても同数値を重点指標（ＫＰＩ）として記載している。

（外部要因）
特になし

（他の関係主体）
地方公共団体（都道府県、政令市、中核市、景観法第７条第１項但し書きに定める市町村）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章」に記載あり

【その他】

過去の実績値（単位：団体）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
336	347	369	384	393

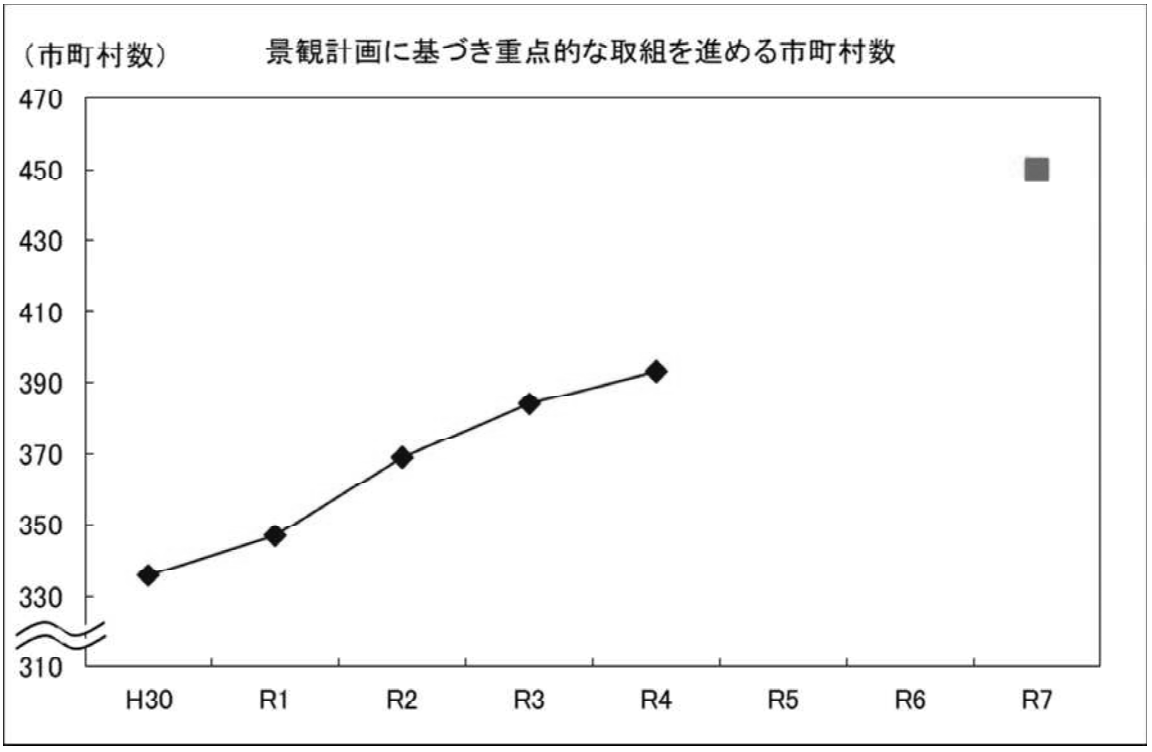

主な事務事業等の概要

・景観法の普及啓発及び景観計画の策定・改定推進

・景観改善推進事業

景観計画の策定・改定、外部専門官の登用やコーディネート活動、重点地区内の景観規制上既存不適格になる建築物等への是正措置に要する経費への支援といった景観改善の取組を推進する。

予算額：７２，０００千円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「順調でない」

景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数は着実に増加しているものの、増加実績を勘案すると目標年度に目標達成が見込まれない。

（事務事業等の実施状況）

景観形成を推進するため、景観法の活用状況や先進的な取組事例等について、各都道府県で実施された行政担当者向けのセミナーやホームページ等を通じて情報提供し、同法の普及啓発及び地方公共団体による景観計画の策定・改定促進を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標については、景観計画に基づき重点的な取組を進める市区町村数は着実に増加してきたものの、増加実績を勘案すると目標年度に達成できない状況にあることから「B」と評価した。
・景観まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」があげられる。
・今後は現在の取り組みを継続するとともに、令和４年３月に更新した「景観計画策定・改定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」等のツールを引き続き周知することに努め、良好な景観形成のための景観法の活用及び普及啓発等の施策を一層推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課（課長　伊藤康行）
関係課：

業績指標６９
①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数
②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率

評　価	
①B ②A	目標値：①１２０団体　②８２．５％　（令和７年度） 実績値：①　９０団体　②８０．０％　（令和４年度） 初期値：①　８１団体　②７６．５％　（令和元年度）

（指標の定義）
① 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、歴史まちづくり法）に基づき、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村(歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村)の数
② 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し国の認定を受けた市町村数のうち、景観計画を策定済みの市町村数の割合
【分子】歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた市町村数のうち、景観計画 を策定済みの市町村数
【分母】歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を受けた市町村数

（目標設定の考え方・根拠）
① 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画を作成し、地域の歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市区町村について調査を行った結果、「認定意向あり」と回答した市区町村の数に基づき設定。
② 過去５年間（平成２７年度末～令和元年度末）の間に、景観計画を策定した数を踏まえ、令和７年度末での目標値を「８２．５％」に設定。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
関係省庁(文化庁、農林水産省)、地方公共団体、民間事業者

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】

【閣決（重点)】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章」に記載あり
【その他】

過去の実績値（単位：①団体 ②%）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①７６ ②７６．３％	①８１ ②７６．５％	①８６ ③　７７．９％	③　８７ ②７９．３％	①９０ ②８０．０％

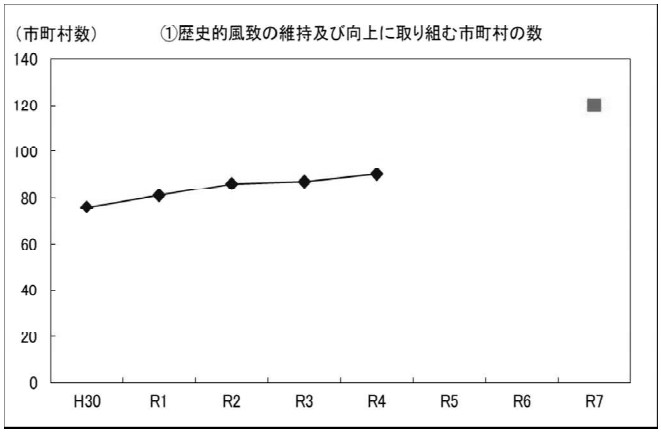

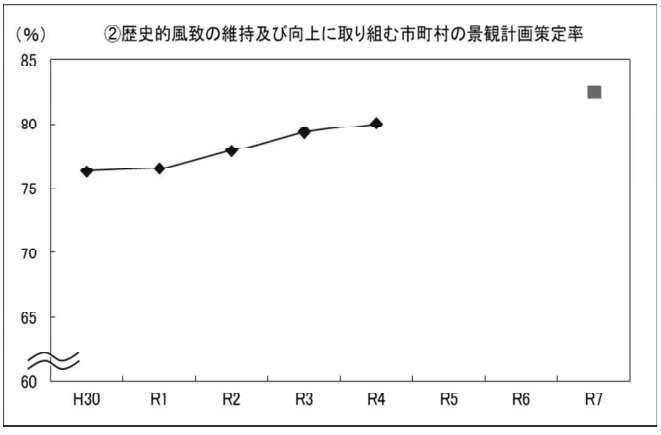

主な事務事業等の概要

・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の普及啓発及び策定推進

・歴史的観光資源高質化支援事業

観光庁が指定する地域かつ歴史的風致維持向上計画認定都市において、観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させることを目的とし、歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景について、支援を実施する。

予算額：ＩＣＴ等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化２２４百万円の内数（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数

「順調でない」

着実に増加しているものの、増加実績を勘案すると、目標年度に達成が見込まれない。

②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率

「順調である」

着実に増加しており、増加実績を勘案すると、目標年度に達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・歴史的風致維持向上計画に関するホームページ「歴まち情報サイト」において、各認定都市における歴史的風致の維持・向上に向けた取組を紹介するとともに、各種会議において先進事例を情報提供し、歴史的風致の維持及び向上に取り組む市区町村が増えるよう、普及啓発を図った。

・歴史的風致維持向上計画策定を目指す市町村へ向けた手引き及び作成マニュアルを国土交通省ホームページに掲載し、市町村や有識者等の関心のある方へ広く周知している。

・歴史的風致維持向上計画の効果を伝えるため、計画に位置づけられた事業成果を「歴まち History」として国土交通省ホームページに掲載している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標について

①歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村数は、令和４年度末で９０団体となっており、目標に向けて進捗しているものの、市町村へ歴史的風致の維持及び向上に取り組む意向を調査した結果を勘案すると、目標年度に達成できない状況にあるため「Ｂ」とした。

②歴史的風致の維持及び向上に取り組む市町村の景観計画策定率は、令和４年度末で８０．０％となっており、目標に向けて進捗しており、市町村へ景観計画の策定意向を調査した結果を勘案すると目標年度に達成できる状況にあるため「Ａ」と評価した。

・歴史まちづくりを推進するための課題として、「国の法制度や施策等への認知不足」「実務面での知識やノウハウ不足」「専門的知識を持つ職員不足」「地域の協働、理解、関心不足」「予算不足」が課題としてあげられる。

・今後の取組みの方向性として、課題を踏まえた歴史的風致維持向上計画に関する各種ホームページへの掲載を引き続き実施するとともに、各国土交通省地方整備局とも連携し、年度当初に手引き等の資料を用いた市町村向け説明会の開催など更なる情報提供の手法・時期の改善、提供する情報の工夫・充実等により、歴史的風致維持向上計画作成に取組む市町村の一層の拡大を図る。また、認定都市への支援等を通じた歴史的風致の維持及び向上に向けた取り組みの推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局公園緑地・景観課（課長　伊藤康行）

関係課：

業績指標　７０
三大都市圏環状道路整備率*

評　価

A	目標値：８９％　　（令和７年度） 実績値：８４％　　（令和４年度） 初期値：８３％　　（令和２年度）

（指標の定義）
三大都市圏（首都圏、中部圏、近畿圏）の環状道路の計画延長に占める供用延長の割合
三大都市圏環状道路整備率
＝　三大都市圏における環状道路の供用延長　÷　三大都市圏における環状道路の計画延長
（目標設定の考え方・根拠）
令和７年度の目標については、既に供用時期を公表している区間について、供用予定延長を積み上げ。
（外部要因）
地元の調整状況　等
（他の関係主体）
ＮＥＸＣＯ、首都高速道路（株）、阪神高速道路（株）（会社区間の事業進捗等）
（重要政策）
【施政方針】
・岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和４年１月１７日）「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、　・引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」
【閣議決定】
・成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日）
三大都市圏環状道路等の整備推進や空港、港湾等へのアクセスの強化など規格の高い道路ネットワークの強化を図る（６．（２）ⅳ））
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	８３％	８４％	８４％

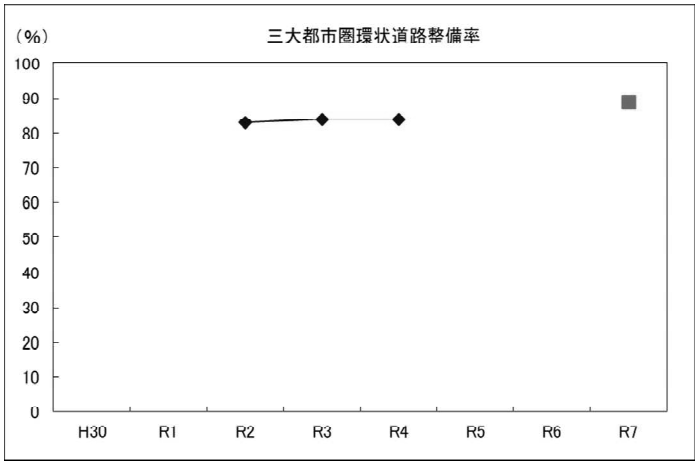

主な事務事業等の概要
三大都市圏環状道路の整備
迅速かつ円滑な物流の実現などのため、三大都市圏環状道路等を中心とする根幹的な道路網を重点的に整備する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

三大都市圏の環状道路整備率の実績値は、令和４年度末時点で８４％である。

（事務事業等の実施状況）

○令和４年度末供用延長約１０１６ｋｍ
（令和３年度・４年度新規供用延長約１２ｋｍ）

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、令和２年度の８３％が令和４年度末に８４％まで向上となっているが、現在の進捗として当初想定していた予定通り順調に進んでおり、今後決まっている事業予定を勘案すると目標年度に目標達成できる見込みであることから、Ａと評価した。
○引き続き、目標年度の目標達成に向けて整備を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　道路局　企画課　道路経済調査室（室長 四童子 隆）
関係課：　道路局　国道・技術課（課長 長谷川 朋弘）
　　道路局　高速道路課（課長 橋本 雅道）

業績指標　７１
道路による都市間速達性の確保率*

評　価

B	目標値：６３％　（令和７年度） 実績値：５７％　（令和３年度） 初期値：５７％　（令和元年度）

（指標の定義）
主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度（都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの）60km/h が確保されている割合

道路による都市間速達性の確保率　＝　都市間連絡速度 60km/h 以上の主要都市等を結ぶ都市間リンク数　÷　都市間リンクの総数

（目標設定の考え方・根拠）
公表している今後の高規格道路の供用予定等により都市間連絡速度の改善が見込める都市間リンクをもとに設定。

（外部要因）
高規格道路等の事業進捗等

（他の関係主体）
ＮＥＸＣＯ（会社区間の事業進捗等）

（重要政策）
【施政方針】
・岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和４年１月１７日）「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」

【閣議決定】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）
主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間連絡速度 60km/h が確保されている割合を令和７年度までに 63%とする。（第３章第２節３.）

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	５７％	５７％	５７％	－

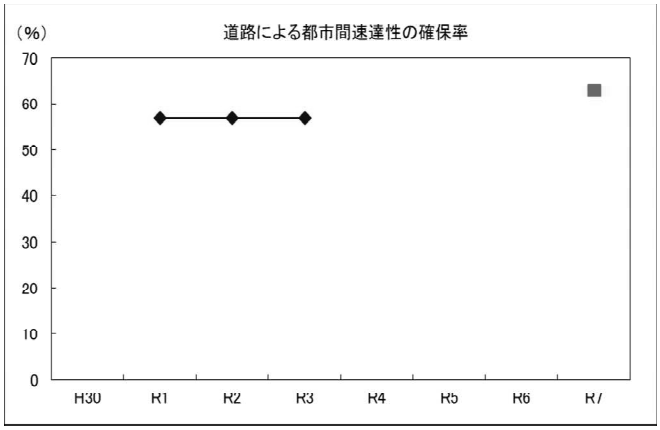

主な事務事業等の概要

地域資源を活かした個性ある地域やコンパクトな拠点を道路ネットワークでつなぎ、距離の制約を克服し、地域・拠点の連携を確保す
る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

○業績指標は、令和元年度から令和３年度にかけてほぼ横ばいに推移しており、進捗は順調ではない。

（事務事業等の実施状況）

○令和４年度は東北中央自動車道（東根北 IC～村山本飯田 IC）等が開通済

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業務指標は、令和元年度から令和３年度にかけてほぼ横ばいに推移して進捗が見られないことから、Ｂと評価した。指標の向上を阻害している一因としてミッシングリンクが考えられるため、今後もミッシングリンクの早期解消を着実に推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局　企画課　道路経済調査室（室長 四童子 隆）
関係課： 道路局　国道・技術課（課長 長谷川 朋弘）
　　道路局　高速道路課（課長 橋本 雅道）

業績指標７２
鉄道整備等により５大都市からの鉄道利用所要時間が新たに３時間以内となる地域の人口数(*)

評　価	
A	目標値：１４０万人（令和５年度） 実績値：３６２万人（令和４年度） 初期値：　　０万人（平成２７年度）

（指標の定義）
平成２７年度以降、令和５年度までの間に５大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅からＪＲ等の幹線鉄道により、新たに３時間以内に到達できる地域の人口数

（目標設定の考え方・根拠）
広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上は全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、国勢調査による人口、現行のダイヤ設定等に基づき、５大都市（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）の各中心駅から、新たに３時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。

（外部要因）
鉄道事業者のダイヤ改正等

（他の関係主体）
地方公共団体（建設財源の一部を負担）、鉄道事業者（営業主体）

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
なし

【閣決（重点）】
なし

【その他】

整備新幹線問題検討会議決定
「整備新幹線の整備に関する基本方針」（平成２１年１２月２４日）
「当面の整備新幹線の整備方針」（平成２１年１２月２４日）
「整備新幹線の未着工区間等の取扱いについて」（平成２２年８月２７日）
「整備新幹線問題に関する今後の対応について」（平成２２年１２月２７日）
「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党確認事項）」（平成２３年１２月２６日）
「整備新幹線の取扱いについて（政府・与党申合せ）」（平成２７年１月１４日）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
95 万人	305 万人	314 万人	293 万人	362 万人

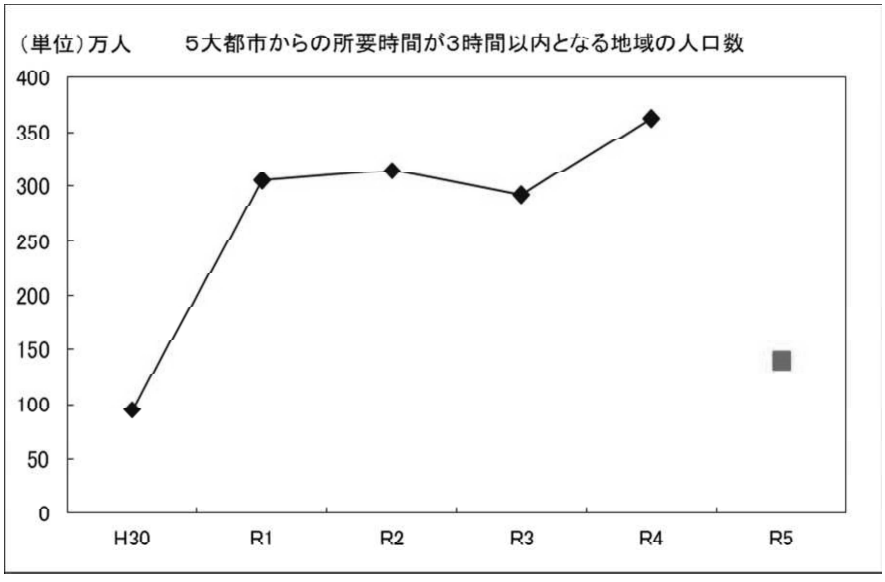

主な事務事業等の概要

・新幹線鉄道の整備

近年、整備新幹線については、平成２２年１２月に東北新幹線（八戸・新青森間）、平成２３年３月に九州新幹線鹿児島ルート（博多・新八代間）、平成２７年３月に北陸新幹線（長野・金沢間）、平成２８年３月に北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）、令和４年９月に九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間）が開業した。

また、平成２４年６月に北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の工事実施計画を認可し、工事が進められているところである。

さらに、未着工区間である北陸新幹線（敦賀・新大阪間）については、令和５年度予算において「北陸新幹線事業推進調査」を計上し、この予算を活用して、従来は工事実施計画の認可後に行っていた調査も含め、施工上の課題を解決するための調査等を先行的・集中的に行うこととしている。

予算額：整備新幹線整備事業費補助　80,372 百万円（令和４年度）

（税制特例）

・北海道、東北、北陸、九州新幹線の新線建設により取得する鉄道施設に係る特例措置

固定資産税　標準課税　最初の５年間　１／６、その後の５年間１／３

・整備新幹線の開業に伴いＪＲから経営分離される並行在来線の固定資産に係る特例措置

固定資産税・都市計画税　２０年間　１／２

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

進捗状況は順調である。

目標の確実な達成に向けては、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業による３時間到達圏人口の増加が必要であり、これについては現在着実な整備を進めている。北陸新幹線は令和５年度（２０２３年度）末の開業を予定している。

（事務事業等の実施状況）

なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標について、年度により実績値の若干の増減が見られるものの、整備新幹線の整備自体は進行しており、着実に事業が進むことで３時間到達圏人口の拡大に寄与すると捉えＡと評価した。

整備新幹線の整備については、令和５年度（２０２３年度）年度末開業を目指す北陸新幹線（金沢・敦賀間）、令和１２年度（２０３０年度）年度末開業を目指す北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の２線区で着実に進行している。広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与するため、引き続き、整備新幹線の着実な整備を進めるとともに在来線との接続の円滑化に向けた鉄道事業者及び沿線自治体の取組を支援し、新幹線と在来線が一体となったネットワークの形成を推進することとする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　鉄道局幹線鉄道課（課長　川島　雄一郎）
関係課：　鉄道局都市鉄道政策課（課長　角野　浩之）
　　鉄道局施設課（課長　森　信哉）

業績指標７３
新幹線を利用する旅客数

評　価	
A	目標値：３億７０００万人（令和６年度） 実績値：２億６７５４万人（令和４年４月～令和５年２月） １億９５３６万人（令和３年度） 初期値：１億５６３０万人（令和２年度）

（指標の定義）
新幹線各路線を合算した年間合計旅客数
対象路線：東海道新幹線、山陽新幹線、東北新幹線、北海道新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、九州新幹線

（目標設定の考え方・根拠）
令和３年５月２８日閣議決定された第５次社会資本整備重点計画において、重点目標「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」のため、「整備新幹線、リニア中央新幹線等の人流・物流ネットワークの早期整備・活用を推進」が位置づけられている。
整備新幹線の延伸の進捗に基づく、新幹線各路線の合計旅客者数の増加を目標値として設定。なお、旅客数量の増減は、新型コロナウイルスによる影響等が外部要因として挙げられる。

（外部要因）
民間事業者による運行本数の増減、新型コロナウイルスによる影響

（他の関係主体）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】
実績値は、１年ごとに集計

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
		1 億 5630 万人	1 億 9536 万人	集計中 ※2 億 6754 万人(R4.4～R5.2)

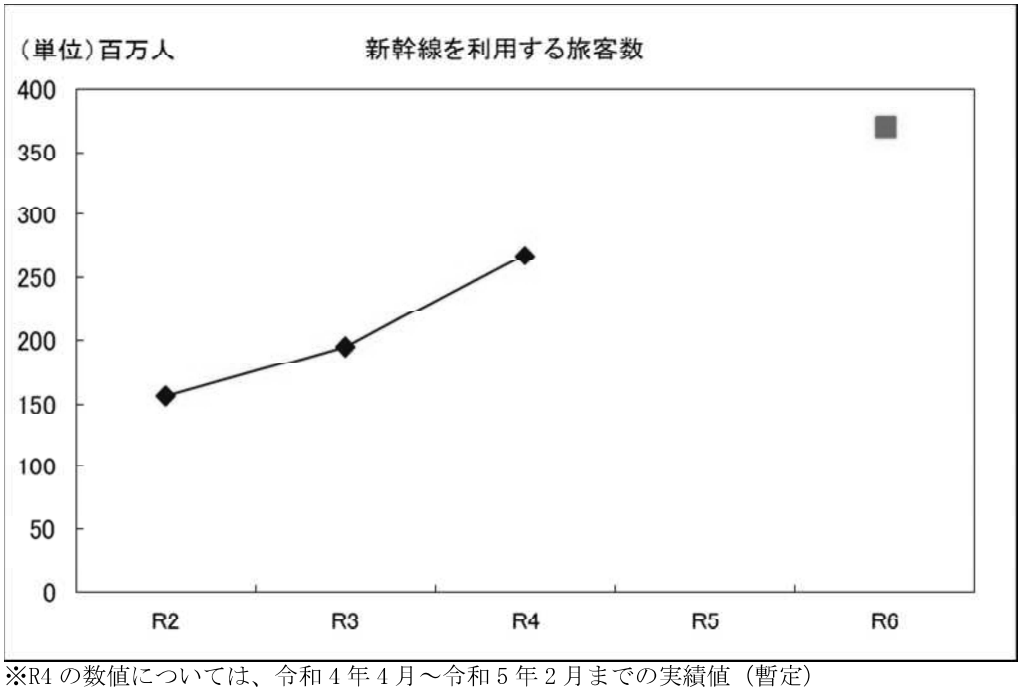

※R4 の数値については、令和４年４月～令和５年２月までの実績値（暫定）

主な事務事業等の概要

・新幹線鉄道の整備

近年、整備新幹線については、平成２２年１２月に東北新幹線（八戸・新青森間）、平成２３年３月に九州新幹線鹿児島ルート（博多・新八代間）、平成２７年３月に北陸新幹線（長野・金沢間）、平成２８年３月に北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）、令和４年９月に九州新幹線西九州ルート（武雄温泉・長崎間）が開業した。

また、令和５年度（２０２３年度）年度末開業を目指す北陸新幹線（金沢・敦賀間）の整備が着実に進行している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向が見られ、進捗状況は順調である。

（事務事業等の実施状況）

なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

新型コロナウイルス感染症の影響による民間事業者による運行本数減、旅客数減という外部要因があったものの令和４年度は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向が見られ、今後も回復傾向が続くと予想されること、北陸新幹線（金沢・敦賀間）が令和５年度末に開業予定であることから、令和５年度以降も新幹線利用者数は増加し、目標年度に目標値を達成することが見込まれるため、Ａと評価した。

整備新幹線の整備については、令和４年９月に九州新幹線西九州ルートが開業したことで広域的な幹線鉄道ネットワークの整備が進んだ。引き続き、令和５年度（２０２３年度）末開業を目指す北陸新幹線（金沢・敦賀間）の着実な整備を進めることで、新幹線を利用する旅客数の増加を目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局幹線鉄道課（課長　川島　雄一郎）
関係課：

業績指標７４
首都圏空港の空港処理能力(*)

評　価

A	目標値：約 100 万回（82.6 万回＋約 16 万回）（令和 12 年度） 実績値：82.6 万回（令和 4 年度） 初期値：82.6 万回（令和元年度）

（指標の定義）
首都圏空港のうち成田空港における空港処理能力の増加。
（目標設定の考え方・根拠）
成田空港の整備により見込まれる首都圏空港の空港処理能力の増加を目標とした。
（外部要因）
景気及び自由時間、家計収支等の社会・経済動向
（他の関係主体）
航空運送事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日）
「成田国際空港においては、Ｃ滑走路新設等による機能強化を進め、首都圏空港全体での年間発着容量約 100 万回の実現を目指す。」
・観光立国推進基本計画（令和 5 年 3 月 31 日）
「首都圏空港における年間発着容量約 100 万回の実現を目指し、･･･（略）･･･成田空港においては、地域との共生・共栄の考え方の下、Ｃ滑走路新設等の機能強化の取組を進める。」
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
74.7 万回	82.6 万回	82.6 万回	82.6 万回	82.6 万回

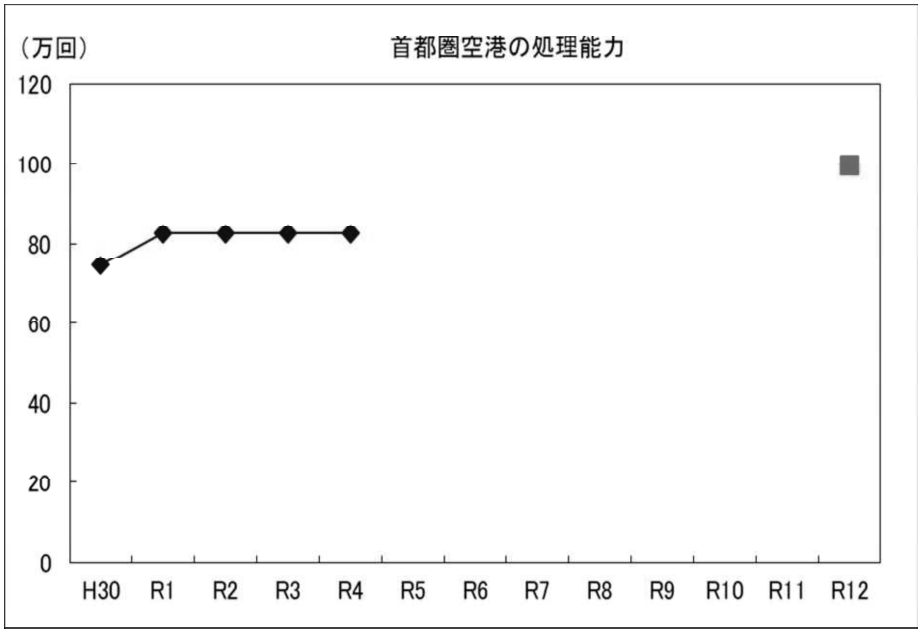

主な事務事業等の概要

首都圏空港の機能強化（◎）

国際競争力の強化や訪日外国人旅行者の受入対応等の観点から、首都圏空港の機能強化に必要な施設整備等を実施。（例：成田空港における既存のＢ滑走路延伸やＣ滑走路新設等）

予算額：空港整備事業費（成田空港）22 億円（令和 4 年度）

成田国際空港整備事業資金貸付金 154 億円（令和 4 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

成田空港については、令和 10 年度末目途の供用を目指し、既存のＢ滑走路延伸やＣ滑走路新設等による機能強化を進めており、令和 12 年度の目標値を達成することが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

引き続き、成田空港における既存のＢ滑走路延伸やＣ滑走路新設等による機能強化を進める。

課題の特定と今後の取組みの方向性

現時点では目標値を達成していないものの、Ｂ滑走路延伸部における東関東自動車道の切り回し道路工事への着手等、目標値の達成のために必要な事業を現在実施中であり、令和 10 年度末を完了の目途とする施設整備は順調に進捗しているところ、目標年度に目標を達成する見込みであるため、Ａ評価とした。引き続き成田空港について、既存のＢ滑走路延伸やＣ滑走路新設等による機能強化を進め、令和 10 年度末を目途とし、首都圏空港の空港処理能力を目標値である年間約 100 万回に拡大することを目指す。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　航空局航空ネットワーク部首都圏空港課（課長　多田　浩人）
関係課：　航空局航空ネットワーク部空港計画課大都市圏空港調査室（室長　箱田　厚）
　　航空局航空ネットワーク部国際航空課（課長　高橋　徹）
　　航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長　重田　裕彦）

業績指標７５

滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急･救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合

評　価

A	目標値：８７％（令和７年度） 実績値：７８％（令和４年度） 初期値：７０％（令和元年度）

（指標の定義）

滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合

（目標設定の考え方・根拠）

平成 23 年の東日本大震災等大規模地震発生時において、空港が救急・救命活動等の拠点としての役割を果たしたように、地震災害時には、空港は救急・救命活動等の拠点機能としての役割が求められる。

このため、全国の空港のうちネットワークの拠点となる２３空港に対し、２０空港において地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とする滑走路等の耐震対策を完了する。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

内閣府沖縄総合事務局（事業主体、那覇空港の整備を所管）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
	70%	70%	74%	78%

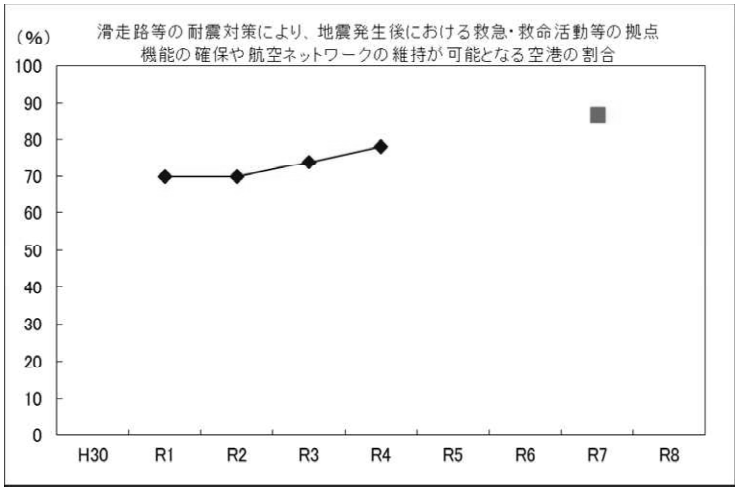

主な事務事業等の概要

空港の防災・減災対策

近年の気象変化や長期的な気候変動等を踏まえ、台風や豪雨に備えた浸水対策を実施するとともに、地震災害時において、緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持等を図るために必要となる基本施設等の耐震対策を実施する。

予算額：1,377 億円（令和 4 年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

滑走路等の耐震対策は、令和 4 年度の指標が 78%となっており、順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

滑走路等の耐震対策は、計画的に実施しており、令和 4 年度には 1 空港で対策が完了し、令和 4 年度末時点において、本指標の対象となる 23 空港中 18 空港で対策が完了した。他の対象空港についても、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、引き続き、滑走路等の耐震対策を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、当初計画とおり、対象空港の対策が順次完了しており順調に推移している。今後も令和 5 年度までに 2 空港が完了に向けて対策を進めていることから、令和 5 年度には目標年度の目標値である 87%（全 23 空港中 20 空港）に到達する見込みであるため A 評価とした。

引き続き、他の対象空港についても、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部空港技術課（課長　佐藤　敬）

関係課： －

業績指標７６
三大都市圏国際空港の国際線就航都市数

評　価	
B	目標値：226 都市（令和 7 年） 実績値：144 都市（令和 4 年） 初期値：216 都市（令和元年）

（指標の定義）
首都圏空港（東京国際空港、成田国際空港）、関西国際空港、中部国際空港における国際線就航都市の合計数
（目標設定の考え方・根拠）
令和６年にはコロナ禍以前である令和元年の航空需要水準に回復するとされる IATA（国際航空運送協会）の予測ベースとし、過去 4 年間（平成 27 年～30 年）における三大都市圏（首都圏・関西・中部）の国際空港からの就航都市増加数の傾向から 1 年当たりの増加数を算出し、令和元年の実績値（216 都市）に当該増加数を加算した数値を目標として設定
（外部要因）
航空運送事業者（事業主体）の判断、新型コロナウィルス感染症の影響による世界的な航空需要の変動
（他の関係主体）
航空運送事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
該当なし
【閣議決定】
該当なし
【閣決（重点）】
第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章」に記載あり
第 2 次交通政策基本計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 4 章」に記載あり
【その他】
該当なし

過去の実績値　（歴年）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	２１６都市	１３０都市	１３５都市	１４４都市

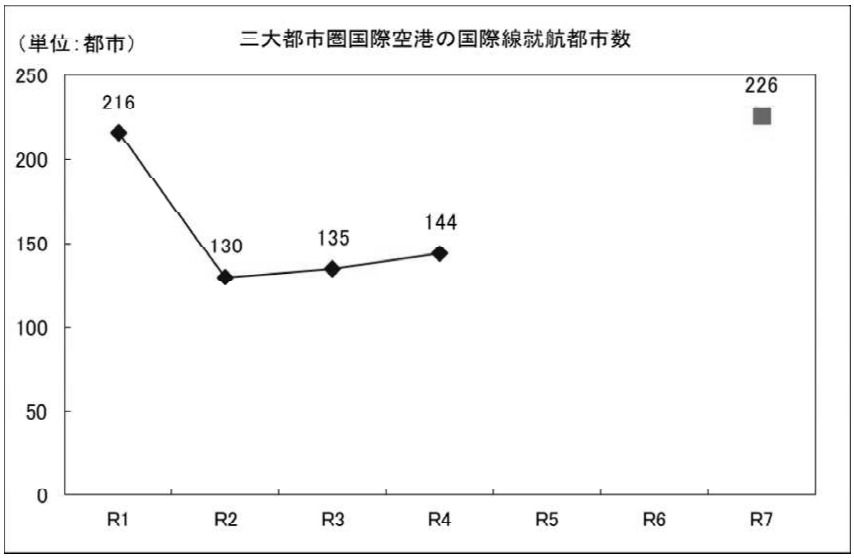

主な事務事業等の概要
該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウィルス感染症の世界的流行により航空需要が落ち込み、令和２年の三大都市圏国際空港の国際線就航都市数は 130 都市にまで減少し、初期値を大きく下回った。なお令和４年においては、水際対策の緩和等により、就航都市数は 144 都市まで回復している。

引き続き、新型コロナウィルス感染症の影響を注視する必要がある。

（事務事業等の実施状況）

該当なし

課題の特定と今後の取組みの方向性

新型コロナウィルス感染症の影響による世界的な航空需要の落ち込みにより、令和４年の実績値は大きく減少しており、目標値から遠ざかっているため、Ｂ評価とした

その一方、令和３年から４年にかけて実績値は回復が進んでおり、羽田空港における新飛行経路の着実な運用や成田空港におけるＣ滑走路新設、関西国際空港における第１ターミナル改修及び中部国際空港における完全 24 時間運用の実現等の三大都市圏国際空港に係る機能強化を推進し、引き続き我が国の国際航空ネットワークを強化していく必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課（課長 多田 浩人）
航空局 航空ネットワーク部 近畿圏・中部圏空港課（課長 吉岡 誠一郎）

業績指標７７
滞在快適性等向上区域を設定した市町村数

評　価	
A	目標値：100 市町村（令和 7 年度） 実績値： 73 市町村（令和 4 年度） 初期値： 31 市町村（令和 2 年）

（指標の定義）
滞在快適性等向上区域※を設定した市町村数
※多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置付けるもの。
（目標設定の考え方・根拠）
本取組を企画した令和元年当初、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに（構想段階も含めて）賛同する都市（ウォーカブル推進都市）として約 200 市町村に手を挙げていただいていた。このうち約半数の市町村で、令和 3 年度以降の 5 年間で本制度を活用した取組の具体化を目指すことを目標にしたもの。
（外部要因）

（他の関係主体）
市町村
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				（暦年）
Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４		
31 市町村	53 市町村	73 市町村		

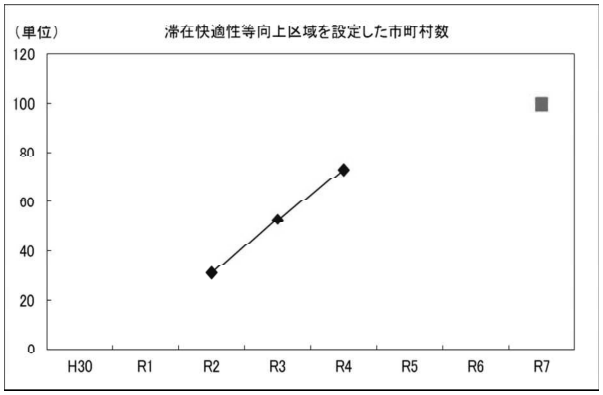

主な事務事業等の概要
○予算制度
・まちなかウォーカブル推進事業
道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業。
予算額：補助金 589 百万円　及び 社会資本整備総合交付金 549,190 百万円の内数

○法律・税制度

・一体型滞在快適性等向上事業

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性向上区域）内の民間事業者等が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業。税制特例、法律上の特例等の支援措置が講じられる。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

法律・税制・予算等支援制度により、市町村が都市再生整備計画に**滞在快適性等向上区域を位置付けるように促している。**

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は目標達成に向け着実に推移していると見込まれるため A と評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 国土交通省都市局まちづくり推進課（課長　喜多　功彦）
関係課： 国土交通省都市局街路交通施設課（課長　服部　卓也）

業績指標７８
半島地域の総人口における社会増減率に係る過去５ヶ年平均との比

評　価	
A	目標値：1.00未満 （ただし、過去５ヶ年平均が正の値であるときは1.00超） 実績値：0.76（令和3年）、集計中（令和4年） 初期値：なし

（指標の定義）
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）」により、半島振興対策実施地域（以下「半島地域」という）における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値を示していたことから、過去と比べて減少幅が縮小していくことを目指す。計算に当たっては過去５ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。

※社会増減率：社会増減（他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの）を、期間の期末人口で除したもの

・直近値（令和３年（R4.1.1））：半島地域における社会増減率（Ｒ３）(a)　（△15,568（社会増減数）÷3,871,165（半島地域総人口）≒ △0.402%
半島地域における過去５カ年平均の社会増減率（Ｈ28～Ｒ２）(b)（△0.500％＋△0.505％＋△0.541％＋△0.588％＋△0.488％）/５ ≒ △0.524%
a/b＝0.76（※令和４年社会増減率は集計中）

（目標設定の考え方・根拠）
半島振興法（以下、「法」という。）は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。

評価年次の半島地域内における社会増減（他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの）が過去５ヶ年の社会増減率の平均値よりも大きかった場合には1.00超（転出増の値が拡大）となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満（転出増の幅は縮小）を達成することとなる。

（外部要因）
災害、景気変動

（他の関係主体）
半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村

（重要政策）
【施政方針】
なし

【閣議決定】
・「デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年12月23日閣議決定）」において「半島振興広域連携促進事業費補助金を活用し、交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援することで、半島地域の自立的発展を図る。」（第４章　２．（１）とされている。

・新しい資本主義「フォローアップ（令和４年６月７日閣議決定）」において「離島、半島、豪雪地帯、特定農山村等における地域固有の課題解決を促進するため、遠隔医療、遠隔教育、グリーンスローモビリティ、ドローン配送、再エネ、屋根の雪下ろしの人的・技術的サポート、野生鳥獣対策等に係る先進技術を活用した取組について、2025年度までに計130以上の地方公共団体への展開を目指す。」（Ⅲ　１．（３）とされている。

・「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和４年６月７日閣議決定）」において「過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。」（第２章　２．（３）とされている。

・「デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日閣議決定）」において「平地に恵まれないなど、制約が多い半島地域において、地域資源を活かした交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援すること等により、地域の自立的発展を図る。」（第３章　１．（５）とされている。

・「国土形成計画（平成27年８月閣議決定）」において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。（第２部　第１章　第６節（４））」とされている。

【閣決（重点）】
なし

【その他】
「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」は、平成26年調査（平成25年度(H26.1.1)）から、年度区切りではなく暦年区切りとされている。

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１．０９	１．１５	０．９１	０．７６	集計中

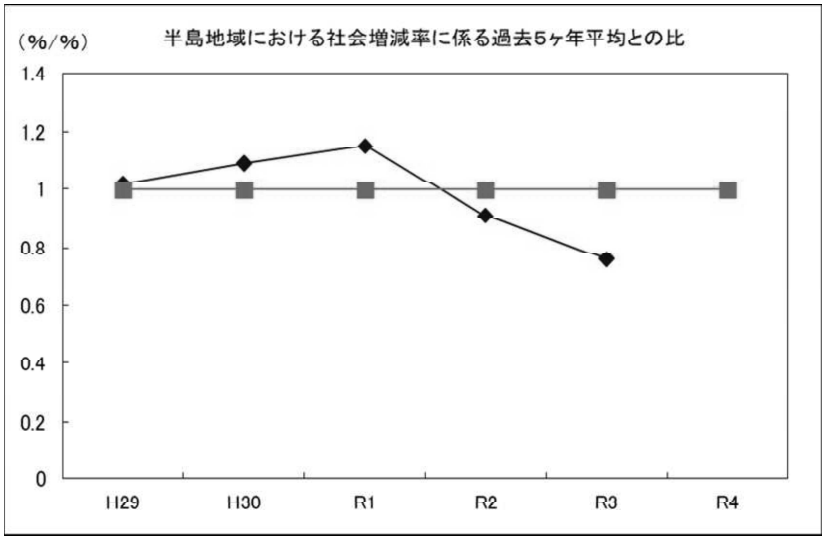

主な事務事業等の概要

・半島地域振興対策事業経費（令和４年度）
　半島地域における産業振興、交流促進、定住促進への支援
　（予算額：６７百万円）

・半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）（令和６年度末まで適用）
　半島地域において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供するために取得される、機械・装置、建物・附属設備、構築物について、５年間の割増償却を実施。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
実績値は平成30年、令和元年と目標値から遠ざかっていたが、令和２年以降目標値を上回って順調に推移した。ただし、これはコロナ禍によって大都市部への人口流入が抑制された結果と見られ、今後の指標の動向については、予断を許さない状況にあると考えている。

（事務事業等の実施状況）
・半島地域の複数の取組主体が実施する地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業に対して所要の補助（半島振興広域連携促進事業）を行った（半島22道府県中14道府県(令和４年度)）。
・半島地域の産業振興促進計画を策定している市町村においては、事業者に５年間の割増償却や固定資産税等の不均一課税が認められていることから、産業振興促進計画の策定率向上及び税制活用実績数増加を図るため、関係道府県及び市町村への制度周知等を行い、普及促進に努めた。
・令和６年度末に迫った法の期限を前に、同法施行状況の評価のため、半島地域の現況や半島振興対策の実施状況等を把握するとともに半島地域を取り巻く状況や課題を整理した。また、条件不利地域における地方活性化（半島）施策として、半島の食のブランド化を推進するための実証調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標を上回ったため、Ａ評価とした。
業績指標については、令和３年の実績値（令和４年実績値は集計中）は目標値を上回った。令和元年までは就学・就職先として半島地域外の地域が選好される傾向にあるために、増減率として目標値を下回る傾向が続いていたところ、令和２年より一転して目標値を上回る傾向となり、令和３年の実績においては0.76 と目標を達成した。ただし、これについてはコロナ禍の影響と推定される等特殊な環境の下での数値であると考えられるため、引き続き、半島地域の社会増減率の改善に資する施策を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室　（室長　出口　岳人）

業績指標７９

国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市（令和２年度時点）の主要地区の地価の増加割合（平成 24 年度比）(*)

評　価	
B	目標値：100%（令和７年度） 実績値：83.0%（令和４年度） 初期値：84.1%（令和元年度）

（指標の定義）

都市再生特別措置法第 19 条の 2 に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、国際競争拠点都市整備事業により国際競争力の強化のための基盤整備を実施している都市（令和２年度時点）の主要地区の地価の増加割合を算出する。

算出方法：成果実績（達成度）　＝　｛　（調査年度の地価総計額）／（H24 年度調査の地価総計額）－1.0　｝×100（%）

※該当年 1 月 1 日時点の公示地価

（目標設定の考え方・根拠）

特定都市再生緊急整備地域における都市開発プロジェクトの促進に必要となるインフラ整備等の推進により、大都市の都市再生、さらには国際競争力強化を図ることを目的としており、その成果を定量的に判断し得る指標として、地価の増加割合を目標値に設定する。

なお、国際競争拠点都市整備事業は、平成 23 年度に制度創設した事業であり、事業効果が地価に反映されるには一定の時間を要するため、事業効果発現前の時点として平成 24 年度を評価の基準年度として設定した。

（外部要因）

景気の動向

（他の関係主体）

地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

まち・ひと・しごと創生基本方針 2021（令和 3 年 6 月 18 日）「民間投資の喚起や都市再生の質の向上を図るため、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融、税制等の支援等により、都市再生を力強く進める。」（第 3 章　4.（1）①ⅲ（a）

【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
65.3%	84.1%	79.8%	79.5%	83.0%

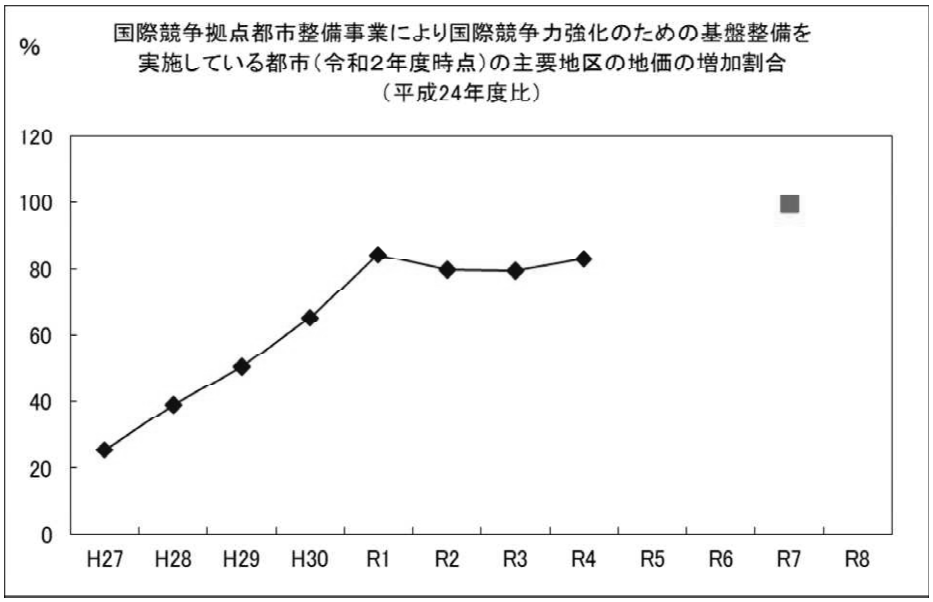

主な事務事業等の概要

○国際競争拠点の整備の推進

国際競争拠点都市整備事業により、国際的な経済活動の拠点を形成する上で必要となる都市拠点インフラの整備を推進する。（令和４年度：１３０億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和元年度までは順調に実測値は上昇していたが、コロナの影響により令和２年度に地価が全国的に横ばい・下落し、実測値も同様に下落している（平成 30 年度から令和２年度にかけて、65.3%、84.1%、79.8%）。その後、ウィズコロナの下で景気は緩やかに持ち直し地価はコロナ前へ回復傾向にあるが、目標年度に目標値を達成できない可能性があることから、順調でないと判断した。

（事務事業等の実施状況）

都市再生特別処置法に基づく特定都市再生緊急整備地域において、都市の国際競争力強化につながる都市開発事業に関連して必要となる地域の拠点や基盤となる都市拠点のインフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に予算措置を講じている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

国際競争拠点都市整備事業により国際競争力の強化のための基盤整備を実施している都市（令和２年度時点）は、７都市、主要地区は９地点あるところ、コロナの影響で地価が全国的に横ばい・下落に転じる中、大阪や名古屋等でも地価が大きく下落し、目標年度に目標値を達成するとは言えない状況にあるため、「Ｂ」と評価した。しかしながら、商業地における全国平均の地価の増加割合と比べ、対象地区の地価の増加割合は高い傾向にある（令和４年度はそれぞれ 58.1%、83.0%）。そのため、引き続き、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備等の事業に対して重点的かつ集中的に支援を行い、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局市街地整備課（課長　鎌田　秀一）
　　都市局街路交通施設課（課長　服部　卓也）
関係課：都市局まちづくり推進課（課長　喜多　功彦）

業績指標８０
立地適正化計画を策定した市町村数(*)

評　価

A	目標値：600 市町村（令和６年度） 実績値：504 市町村　（令和４年度） 初期値：383 市町村（令和２年度）

（指標の定義）
都市計画区域が指定されている市町村 1,374 市町村(令和 2 年 3 月 31 日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画を策定した市町村数

（目標設定の考え方・根拠）
・立地適正化計画を作成する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。
・当初、立地適正化計画の作成意向のある約 150 市町村（平成 26 年 9 月末時点調査）において、令和 2 年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を 150 市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和元年度までに計画の作成意向を有する約 300 市町村（平成 29 年 7 月末時点調査）において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和 6 年度末までに目標作成都市数を 600 市町村と設定。

（外部要因）
―

（他の関係主体）
市町村（立地適正化計画の作成主体）

（重要政策）
【施政方針】
―

【閣議決定】
・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）
・都市再生基本方針（平成 14 年 7 月 19 日）
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア　高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。（第一．２）等
・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日）
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のＤＸ等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。
・新しい資本主義　実行計画　フォローアップ（令和４年６月７日）
（交通･物流、インフラ、都市の課題解決）
…インフラ分野の DX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
（都市の競争力向上）
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する
・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和４年６月７日)
ｉ魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日）
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
２３１市町村	３１０市町村	３８３市町村	４４８市町村	５０４市町村

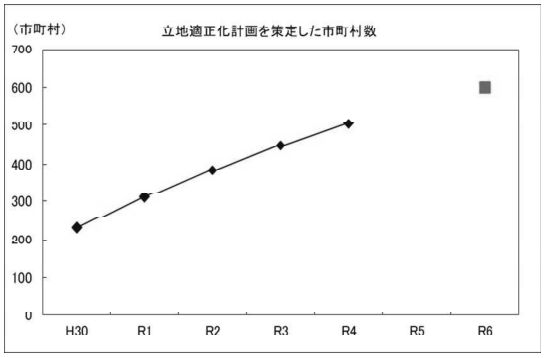

主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業

市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。

予算額：6.4億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

コンパクトシティの形成を促進するため、関係府省庁で構成する「コンパクトシティ形成支援チーム」を通じ、都市の骨格となる公共交通の確保や都市圏全体でのコンパクト化 の推進等を図る支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化を実施し、市町村を省庁横断的に支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、A と評価した。
今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課　（課長　鈴木　章一郎）
関係課：

業績指標８１
立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数(*)

評　価

A	目標値：400 市町村（令和６年度） 実績値：386 市町村　（令和４年度） 初期値：257 市町村（令和２年度）

（指標の定義）
都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数

（目標設定の考え方・根拠）
・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。
・目標設定時点における立地適正化計画の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和 6 年度末までの目標作成都市数を 400 市町村と設定。

（外部要因）
―

（他の関係主体）
市町村（立地適正化計画の作成主体）

（重要政策）
【施政方針】
―

【閣議決定】
・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）
・都市再生基本方針（平成 14 年　7　月 19 日）
　我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
　ア　　高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。（第一．２）等
・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日）
　災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のＤＸ等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。
・新しい資本主義　実行計画　フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日）
（交通･物流、インフラ、都市の課題解決）
　…インフラ分野の DX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
（都市の競争力向上）
　多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する
・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和 4 年 6 月 7 日)
ⅰ魅力的な地方都市生活圏の形成
　都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日）
④魅力的な地域をつくる
　多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」

【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４

１４３市町村	２０９市町村	２５７市町村	３１６市町村	３８６市町村

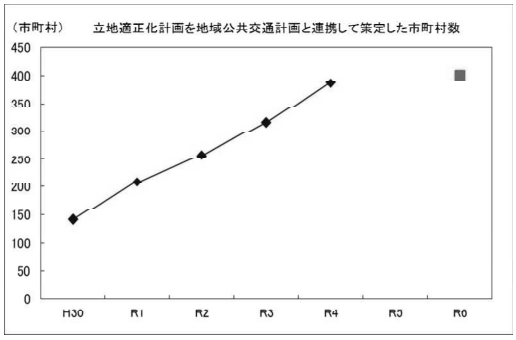

主な事務事業等の概要

コンパクトシティ形成支援事業

市町村による立地適正化計画の作成等に対する補助制度。

予算額：6.4億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、都市の骨格となる公共交通の確保や都市圏全体でのコンパクト化 の推進等を図る支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化を実施し、市町村を省庁横断的に支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値が目標値に対するトレンドを上回っており、目標達成に向けた成果を示しているため、A と評価した。
今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課　（課長　鈴木　章一郎）、総合政策局地域交通課（課長　倉石　誠司）
関係課：

業績指標８２
物流拠点の整備地区数

評　価

A	目標値：１２５地区（令和７年度） 実績値：１１１地区（令和４年度） 初期値：１０３地区（令和２年度）

（指標の定義）
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和４１年法律第１１０号）による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数

（目標設定の考え方・根拠）
土地区画整理事業手法等の活用等による高速道路や港湾周辺等の物流施設用地の整備推進の取組を測る指標として、令和７年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

（外部要因）
地元との調整等

（他の関係主体）
地方公共団体等（事業施行者）

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
流通業務市街地の整備に関する法律（昭和４１年法律第１１０号）
総合物流施策大綱（2021 年度～2025 年度）（令和３年６月 15 日）
「①　ポストコロナ時代における非接触や非対面、デジタル化等に対応した物流インフラの整備」

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値（単位：地区）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
９２	９６	１０３	１０６	１１１

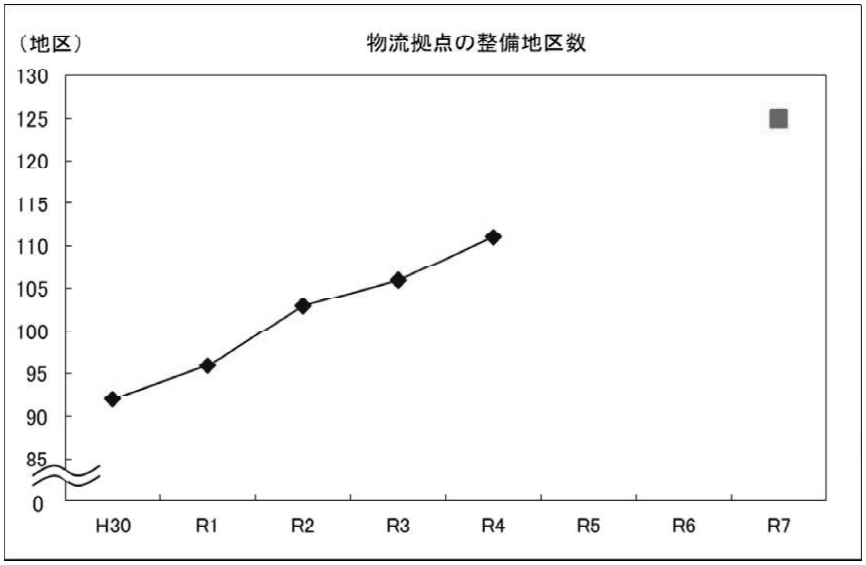

主な事務事業等の概要

○流通業務市街地の整備の推進

流通業務市街地の整備に関する法律の適切な運用等に基づき、流通業務市街地の整備推進を図る。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値のトレンドでは R７年度に目標値にわずかに達しないものの、現在事業中の物流拠点の整備完了予定（令和５～７年度の間に 14 地区完了見込）を踏まえると目標年度に目標値を達成すると見込まれることから、順調である。

（事務事業等の実施状況）

流通業務立地等の円滑化を図るため、主として物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や、近年の流通業務市街地関連施策等について普及促進等を行うとともに、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値は、今後の整備予定を踏まえると、目標達成に向け着実に推移しているため、Ａと評価した。今後も、現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局市街地整備課（課長　鎌田　秀一）
関係課：

業績指標８３
東京圏の相互直通運転の路線延長(*)

評　価	
B	目標値：985km（令和７年度） 実績値：958km（令和４年度） 初期値：975km（令和元年度）

（指標の定義）
東京圏における都市鉄道のうち、複数の事業者による相互直通運転の実施区間の延長。
（目標設定の考え方・根拠）
東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度充実されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。
（外部要因）
事業計画、開業年度の変更
（他の関係主体）
鉄道事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
交通政策審議会答申第 198 号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成 28 年 4 月 20 日）

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
８８４km	９７５km	９７５km	９３７km	９５８km

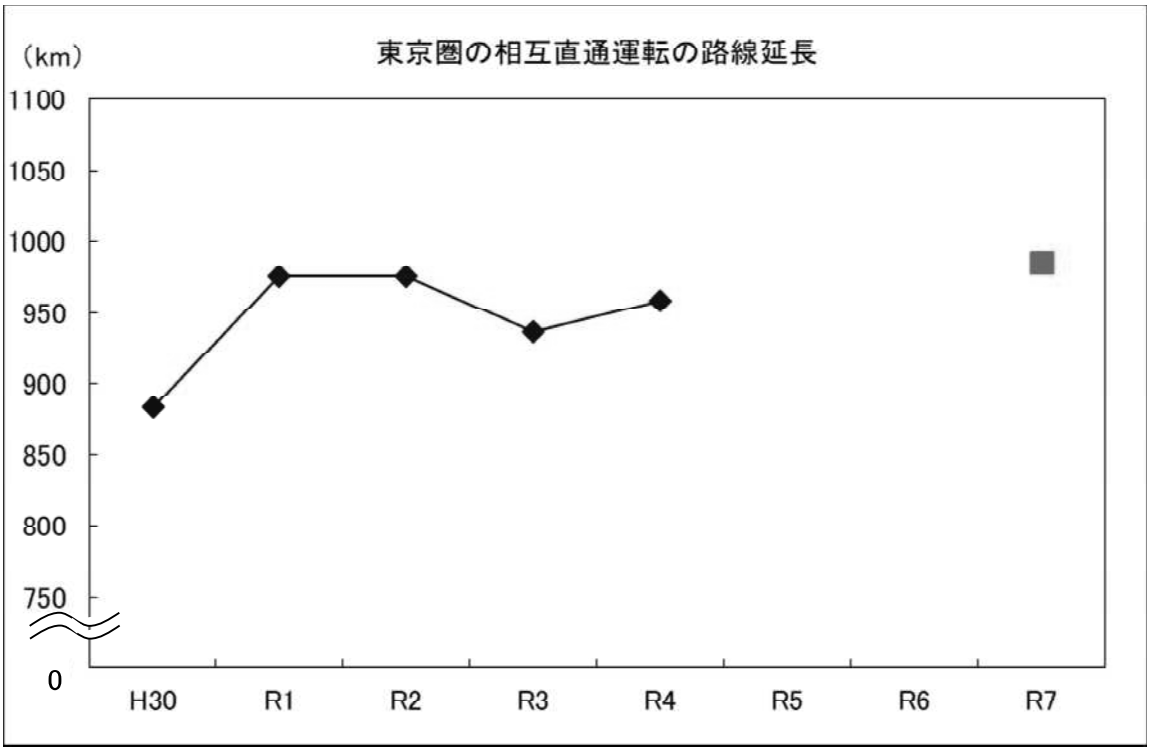

主な事務事業等の概要

・都市鉄道利便増進事業費補助
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の３分の１）を補助している。
予算額　１１６億円（令和３年度）
　　１１６億円（令和４年度）

（税制特例）
・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置
　固定資産税　非課税
・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置
　固定資産税　最初の５年間　１／３、その後５年間　２／３
・新設された変電所に係る償却資産の特例措置
　固定資産税　５年間　３／５
・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置
　固定資産税　５年間　２／３
・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置
　固定資産税・都市計画税　５年間　２／３

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）開業及びそれに伴う相鉄線の運行計画変更による増があったものの、外部要因による減（京王線・高尾線及び小田急多摩線の運行計画変更による相互直通運転区間短縮）により、目標としていた 985㎞は令和 4 年度実績値において未達となっているところである。

（事務事業等の実施状況）
・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成 17 年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和 4 年度実績値は 958 ㎞であり、大きく落ち込んだ令和 3 年度から 21 ㎞増加したものの、現時点においては、今後、新規開業等による相互直通運転の路線延長増の予定はなく、目標を達成する見込みが十分に立っていないことからＢと評価した。
・目標未達は外部要因（既設線の運行計画変更）によるものであり、目標設定時点で想定されていた神奈川東部方面線（相鉄・東急直通線）開業による効果は既に発現しているところである。今後、外部要因等により相互直通運転の路線延長が増減することも考えられることから、引き続き本業績指標の動向については注視するとともに、本業績指標については交通政策基本計画の内容を踏まえながら、そのあり方について検討していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　鉄道局都市鉄道政策課（課長　角野　浩之）

業績指標８４
地域公共交通計画の策定件数 ＊

評　価

B	目標値：１，２００件（令和６年度） 実績値：８３５件（令和４年度） 初期値：６１８件（令和２年度）

（指標の定義）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）に基づく地域公共交通計画の作成件数

（目標設定の考え方・根拠）
平成２６年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和５年３月末現在で８３５件作成されており、地域の実情に応じた持続可能な地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和２年１１月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、複数の市町村が共同して、都道府県に対し、地域公共交通計画を作成するよう要請することができることにした。

さらに、「地域の関係者」との「連携と協働」を促進するため、令和５年度における本法の改正において、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。

計画を作成する団体に対して、計画作成と事業実施のそれぞれにおいて、財政面で支援するとともに、ノウハウ面や地方公共団体の体制強化の面でも支援の充実を図り、地域における計画作成の取組を促進し、計画作成の倍増を目指す。

（外部要因）
地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）
総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画作成主体）、交通事業者等

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第〇〇号）
・「経済財政運営と改革の基本方針２０２２」（令和４年６月７日）
２．社会課題の解決に向けた取組
・「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日）
１．取組方針
・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和４年６月７日）
１．デジタル田園都市国家構想の推進

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月28日）第３章に記載あり

【その他】
なし

過去の実績値（単位：件）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
５００	５８５	６１８	７１４	８３５

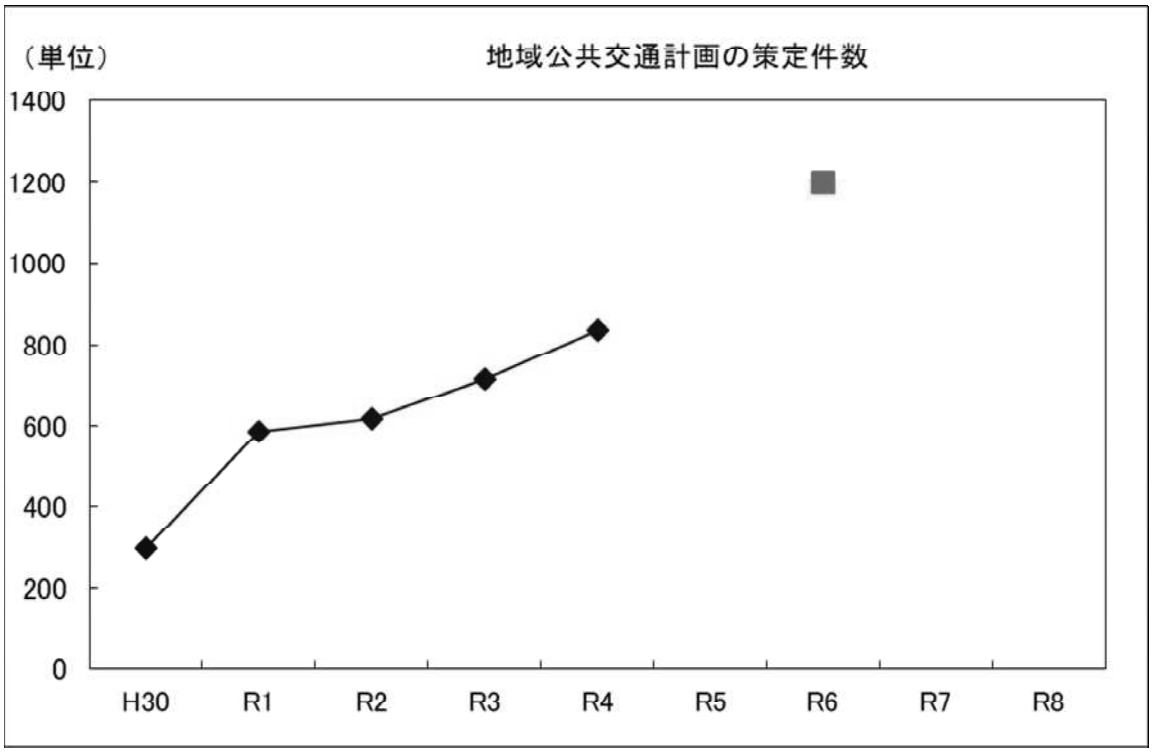

主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

（令和５年度予算額２０７億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和５年３月末時点での実績値は８３５件となっており、毎年度作成件数は伸びているが、目標達成に向けて順調ではない。

（事務事業等の実施状況）

地方公共団体による計画の作成が進むよう、国土交通大学校において自治体職員への研修、地域公共交通計画の作成ガイドラインを提供、地方運輸局から助言や有識者の紹介を行うなど、ノウハウ面での支援を行っている。

また、平成２３年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通計画の作成件数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、計画作成の努力義務化や「補助と計画の連動」（計画作成等を補助要件化）などにより、一定のペースで計画の作成は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通計画の作成にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が作成されるよう、研修の実施等、地方公共団体への支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局地域交通課（課長：倉石　誠司）
関係課： 鉄道局鉄道事業課（課長：田口　芳郎）
自動車局旅客課（課長：森　哲也）
海事局内航課（課長：小林　基樹）
航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村　肇）
都市局都市計画課（課長：鈴木　章一郎）

業績指標８５
地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数*

評　価

B	目標値：２００件（令和６年度） 実績値：７６件（令和４年度） 初期値：５５件（令和２年度）

（指標の定義）
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）に基づく地域公共交通特定事業の実施計画認定総数

（目標設定の考え方・根拠）
平成１９年の地域公共交通活性化再生法施行以降、令和５年３月末で７６件の地域公共交通特定事業（軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、鉄道事業再構築事業、サービス継続事業、貨客運送効率化事業、地域公共交通再編事業（現：地域公共交通利便増進事業）、鉄道再生事業）の実施計画が国土交通大臣の認定を受けている。

また、令和２年１１月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則として全ての地方公共団体において地域公共交通に関するマスタープランとなる地域公共交通計画の作成を努力義務化することに加え、地域公共交通特定事業として、「地域公共交通利便増進事業」、「地域旅客運送サービス継続事業」、「貨客運送効率化事業」を創設したところ。

さらに、令和５年の地域公共交通活性化再生法改正で、ローカル鉄道の再構築に向けた再構築協議会の創設や鉄道事業再構築事業の拡充に加え、バス・タクシー等地域交通の再構築に向け、利便増進事業及び道路運送高度化事業の拡充などを行ったところ。

なお、これらの計画の作成にあたっては、地方公共団体による交通事業者や住民等の地域の関係者との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要するが、地方公共団体に対して、財政面・ノウハウ面で支援を行っていくことにより、令和６年度までに認定件数が２００件を超えることを実現する。

（外部要因）
地方公共団体による関係者との調整

（他の関係主体）
総務省、国家公安委員会、地方公共団体（計画作成主体）、交通事業者等

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第〇〇号）
・「経済財政運営と改革の基本方針２０２２」（令和４年６月７日）
２．社会課題の解決に向けた取組
・「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和４年６月７日）
１．取組方針
・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」（令和４年６月７日）
１．デジタル田園都市国家構想の推進

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値（単位：件）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
４６	５１	５５	６３	７６

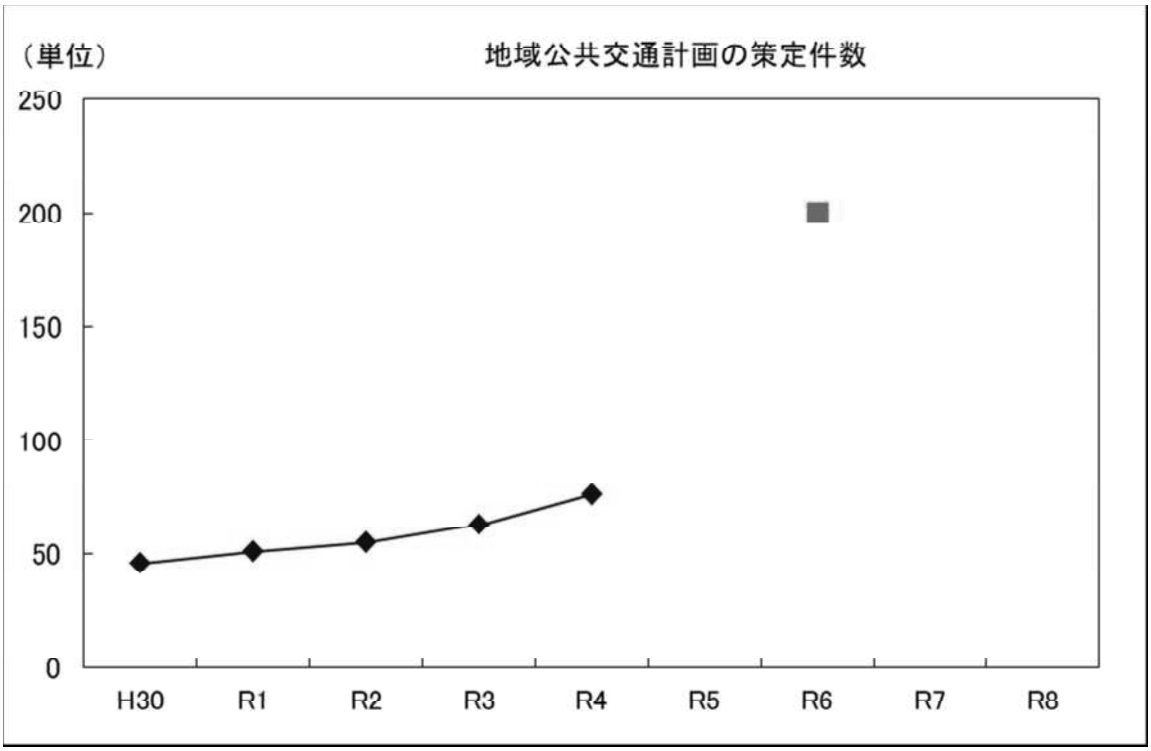

主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

（令和５年度予算額２０７億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和５年３月末時点での実績値は７６件となっており、毎年度認定総数は伸びているが、順調ではない。

（事務事業等の実施状況）

地方公共団体による計画の作成が進むよう、国土交通大学校において自治体職員への研修、地域公共交通計画の作成ガイドラインを提供、地方運輸局から助言や有識者の紹介を行うなど、ノウハウ面での支援を行っている。

また、平成２３年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も、一定のペースで実施計画の作成及び認定は進んでいくものと考えられるが、地域公共交通特定事業の実施計画の作成にあたっては、具体的な運行計画の検討や、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要となるなど、多大な時間と労力を要する。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が作成されるよう、研修の実施等、地方公共団体への支援を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局地域交通課（課長：倉石　誠司）
関係課： 鉄道局鉄道事業課（課長：田口　芳郎）
自動車局旅客課（課長：森　哲也）
海事局内航課（課長：小林　基樹）
航空局ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村　肇）
都市局都市計画課（課長：鈴木　章一郎）

業績指標８６

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率

評　価	
B	目標値：減少率を毎年度縮小 実績値：減少率２６．８％（令和２年度） 初期値：減少率　２．３％（令和元年度）

（指標の定義）

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度縮小させる。

（目標設定の考え方・根拠）

平成２６年度の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、地域交通に関するマスタープランである地域公共交通計画（旧：地域公共交通網形成計画）が令和５年３月末現在で８３５件作成されており、持続可能で地域の実情に応じた地域交通の形成に向けた取組が進められている。

また、令和２年１１月に施行された改正地域公共交通活性化再生法では、原則としてすべての地方公共団体において地域公共交通計画の作成を努力義務化した上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の改善や移動手段の確保に取り組める仕組みを拡充するとともに、特に過疎地などでは、地域の輸送資源を総動員して移動ニーズに対応する取組を推進することとしている。

さらに、令和５年度の本法の改正において、「地域の関係者」の「連携と協働」を促進するための措置を強化した。

これらの取組により、地域における持続可能な地域公共交通の実現を図るため、地域公共交通計画に係るアウトカム指標として、公共交通による毎年度輸送人員の減少率を縮減させるという指標を設定する。

（外部要因）

人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、MaaS 等課題解決に資する新技術の開発、新型コロナウイルス感染症の流行等

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２
－１．０％	－１．７％	０．６％	－２．３％	－２６．８％

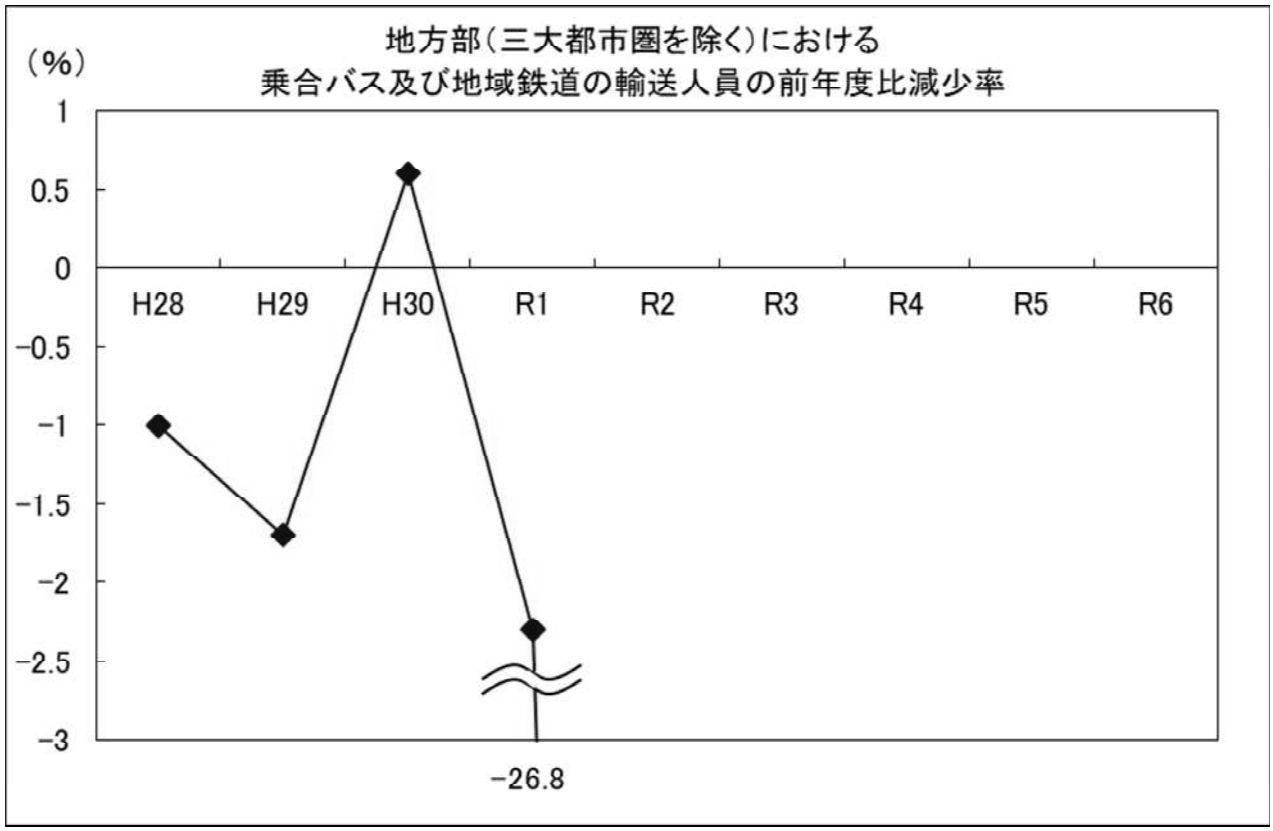

主な事務事業等の概要

○地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

（令和５年度予算額２０７億円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和２年度末の実績値は－２６．８％で、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少したこともあり、順調ではないといえる。

本指標をアウトカムと捉えた場合、アウトプット指標となる指標の動向を分析すると、業務指標８４「地域公共交通計画の作成件数」及び業務指標８５「地域公共交通特定事業の実施計画の認定総数」は目標に向かって順調とは言えないため、地域公共交通ネットワークの再構築について地方公共団体における取組を更に加速させる必要がある。

（事務事業等の実施状況）

地方公共団体による計画の作成が進むよう、国土交通大学校において自治体職員への研修、地域公共交通計画の作成ガイドラインを提供、地方運輸局から助言や有識者の紹介を行うなど、ノウハウ面での支援を行っている。

また、平成２３年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標を達成できていないことから、「B」と評価した。

本業績指標には、人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、ＡＩ等課題解決に資する新技術の出現、新モビリティサービスの構築や新型コロナウイルス感染症の流行など様々な外部要因が複合的に関わっている。

今後も、計画作成を通じた、持続可能な地域の実情に応じた地域公共交通ネットワークの維持・確保の取組を支援していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局地域交通課（課長：倉石　誠司）
関係課： 鉄道局鉄道事業課地方鉄道再構築推進室（室長：中田　勝久）
自動車局旅客課（課長：森　哲也）

業績指標８７
航路、航空路が確保されている有人離島の割合 ＊（①航路）

評　価

A	目標値：①１００％を維持（令和７年度） 実績値：①１００％（令和４年度） 初期値：①１００％（令和元年度）

（指標の定義）
①分母は架橋されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。
（目標設定の考え方・根拠）
①離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。
（外部要因）
①特記事項なし
（他の関係主体）
①地方公共団体（事業主体）
民間事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）第 3 章に記載あり
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１００％	１００％	１００％	１００％	１００％

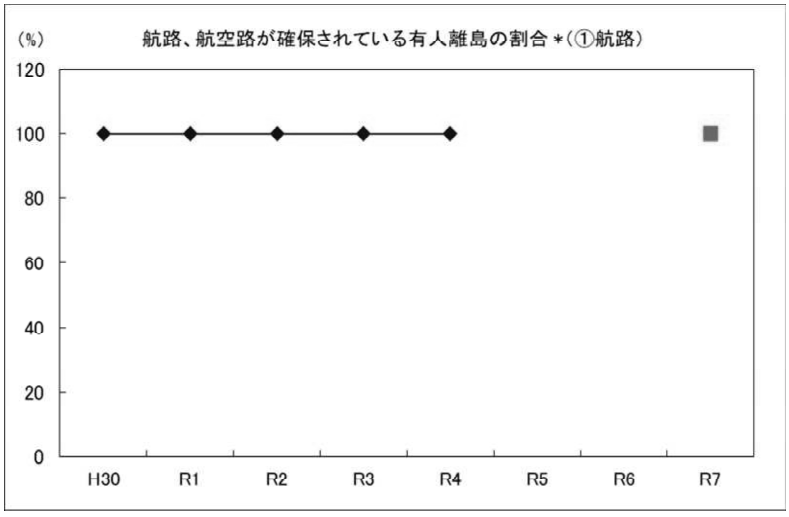

主な事務事業等の概要

① ・離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を支援する。
・離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買収・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費の一部を支援する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 令和４年度の架橋等されていない及び海上公共交通に依存している有人離島において、旅客定期航路または不定期航路が確保されたことから、実績値は100％で順調である。

（事務事業等の実施状況）

① ・令和４年度離島航路運営費等補助65.4億円を確保し、127航路115事業者に交付した。
・令和４年度離島航路構造改革補助5.1億円を確保し、18事業者に交付した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 離島航路の運営費等補助及び構造改革補助を積極的に活用することにより、離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、100％を維持するとの目標を令和４年度時点で達成していることから、「A」と評価した。
今後も、離島航路事業者の経営状況は人口の減少、高齢化の進展等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き離島航路の維持のために必要な支援をする。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局内航課（課長　小林　基樹）
関係課：

業績指標８７
航路、航空路が確保されている有人離島の割合 ＊（②航空路）

評　価	
②Ａ	目標値：②100%（令和７年度） 実績値：②100%（令和４年度） 初期値：②96%（令和元年度）

（指標の定義）
②平成 24 年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね２時間以上かかる有人離島（北海道２空港、東京都５空港、島根県１空港、長崎県３空港、鹿児島県６空港、沖縄県８空港）のうち、当該年度で航空輸送が確保されている離島の割合。
（分子）＝当該年度において航空輸送が確保されている離島数
（分母）＝平成 24 年度において航空輸送を確保するために必要な機能等が維持されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね２時間以上かかる有人離島数

（目標設定の考え方・根拠）
②生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的にも 100%を維持することを目標とする。

（外部要因）
②・船舶等代替交通機関へのシフト
・人口減少等による利用者減に伴う収益悪化

（他の関係主体）
②・都道府県（国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施）
・航空運送事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）第 3 章に記載あり
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
96%	96%	96%	100%	100%

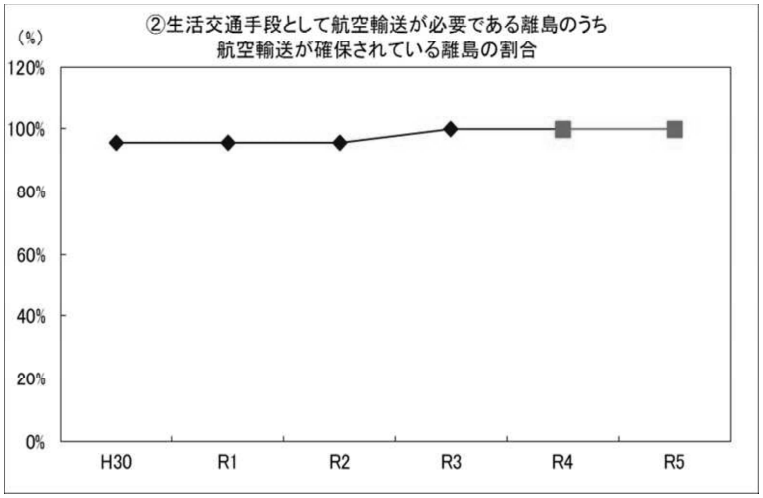

主な事務事業等の概要

②離島住民の日常生活に重要な役割を果たしている離島航空路について、安定的な輸送の確保のため運航費補助を実施するとともに、人の往来に要する費用の低廉化のため離島住民運賃割引を実施。

※令和５年度予算額：地域公共交通確保維持改善事業 207 億円の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

②令和４年度の実績値は 100%となり、目標を達成した。

対象となる 25 の有人離島のうち、１つの有人離島について航空輸送が確保されていない状況が令和２年度まで継続していたが、令和３年度より運航を再開して以降はすべての対象有人離島の航空輸送が確保されていることによるものである。

（事務事業等の実施状況）

②令和４年度は、６事業者 15 航空路に対して補助を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

②令和４年度は、上記のとおりすべての有人離島において航空輸送が確保されており、実績値が 100%となり、目標年度より前に目標達成したため、「A」評価とした。

離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、国による最低限の支援措置が必要不可欠であることから、現在の施策を維持するとともに、効果的な支援について引き続き検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：山村　肇）

関係課：

業績指標８８
公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合
①三大都市圏*、②地方中枢都市圏*、③地方都市圏*）

評　価	
①A ②B ③B	目標値：①92.0%　②81.3%　③39.6%（令和７年度） 実績値：①91.9%　②79.0%　③37.3%（令和４年度） 初期値：①91.1%　②79.5%　③39.0%（令和元年度）

（指標の定義）
【分子】公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口
【分母】圏域内人口

※公共交通の利便性の高いエリア:鉄道やバスなどの基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内の地域（オフピーク時に片道運行間隔 20 分以下の鉄道駅を中心とする半径 1km 県内の地域等）

（目標設定の考え方・根拠）
本施策は、過度に自家用車に頼らない公共交通中心の交通体系、都市構造への転換を図ることを目標としていることから、公共交通の利便性の高いエリアへの居住人口割合を目標値として設定している。
目標値については、以下のとおり設定している。
①三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）
直近（平成 25 年度から令和元年度）の１年あたりの指標の平均伸び率（0.13%）に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率（0.15%）を設定して、令和元年度の実績値（91.1%）に１年あたりの平均伸び率を加算して設定している。
②地方中核都市圏（札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市と社会的、経済的に一体性を有する地域）
直近（平成 25 年度から令和元年度）の１年あたりの指標の平均伸び率（0.27%）に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率（0.3%）を設定して、令和元年度の実績値（79.5%）に１年あたりの平均伸び率を加算して設定している。
③地方都市圏（①②に属さない市町村のうち、人口 10 万人以上の市町村）
直近（平成 25 年度から令和元年度）の１年あたりの指標の平均伸び率（0.06%）に基づき、現状の伸び率を維持・増加できるような伸び率（0.1%）を設定して、令和元年度の実績値（39.0%）に１年あたりの平均伸び率を加算して設定している。

（外部要因）
急激な人口減少、少子化、高齢化の進展

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
第１６９回国会　施政方針演説（平成２０年１月１８日）「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」
【閣議決定】
・第２次交通政策基本計画（令和３年５月２８日）「第４章に記載あり」
【閣決（重点）】
・第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】
・令和５年４月 14 日 都市計画基本問題小委員会　中間とりまとめ
「新多様な価値観や社会の変化を包摂するまちづくりを目指して」

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①91.2% ②79.4% ③38.9%	①91.1% ②79.5% ③39.0%	①91.1% ②78.9% ③38.3%	①91.7% ②79.0% ③38.0%	①91.9% ②79.0% ③37.3%

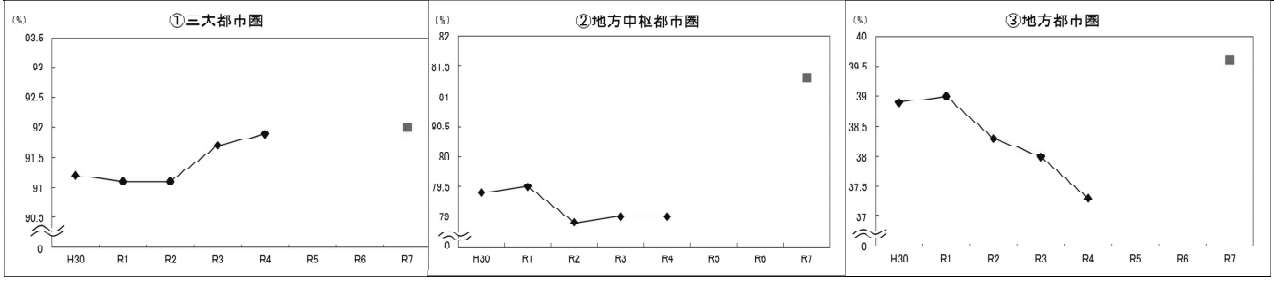

主な事務事業等の概要

都市・地域交通戦略推進事業

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

予算額：社会資本整備総合交付金　5,817 億円の内数、補助金　9.0 億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

三大都市圏については、令和４年度までの実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。一方、地方中枢都市圏については、コロナ禍におけるバスの減便等により、低下した指標がその後もコロナ以前の状況まで回復せずに横ばい傾向となっている。また、地方都市圏については、減少傾向となっており、目標値からの乖離が見られる。

（事務事業等の実施状況）

自由通路、駅前広場等の交通結節点の整備やバリアフリー化、都市内公共交通の支援等により、公共交通の利便性向上と都市交通の円滑化を図ることで、都市・地域総合交通戦略を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・①三大都市圏については、令和４年度までの実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれるためＡと評価。②地方中枢都市圏については、令和元年度から令和２年度にかけ低下した後、低迷を続けているため、Ｂと評価した。③地方都市圏については、令和２年度から連続で低下しており、Ｂと評価した。
・②地方中枢都市圏、③地方都市圏について、コロナ禍におけるバスの減便等により、基幹的な公共交通の定義から外れた停留所が増加したこと等により、令和２年度より減少傾向となっている。特に、③地方都市圏については、コロナ禍以前からの人口減少等により、公共交通に対する需要が大きく減少していた中で、コロナ禍における輸送需要の減少等による経営の悪化と、それに伴う路線廃止等によるサービス水準の低下により、更に利用が減少し、指標が大きく低下している。
・また、公共交通の利便性の高いエリアへの居住は、施策実施後すぐに効果として発現するものではないため、低密度に広がった市街地の形成が課題となっている地方中枢都市圏、地方都市圏については、現段階において、目標設定を下回る伸び率にとどまっている。
・上記の状況を踏まえ、コロナ禍の影響も踏まえた地域交通法の改正等を契機に、まちづくりと公共交通を一体的に捉え、官民共創等により地域一丸となって、持続可能な交通軸の形成に係る取組を強化する。
・さらに、急激な人口減少、少子化、高齢化の進展にも対応した、居住者にとって魅力ある中心市街地や公共交通沿線など、ゆとりとにぎわいある「居心地がよく歩きたくなる」まちなかづくり等の取組への支援を強化・充実させることで、公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合を高めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課　（課長　服部　卓也）
関係課：

業績指標 ８９
高規格道路（有料）の４車線化優先整備区間の事業着手率 ＊

評　価

A	目標値：約４７％　（令和７年度） 実績値：約２６％　（令和４年度） 初期値：約１３％　（令和元年度）

（指標の定義）
高規格道路（有料）の４車線化優先整備区間（約 880km）のうち、事業着手済み区間の延長の割合
（目標設定の考え方・根拠）
「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の指標・目標値を引用
（外部要因）

（他の関係主体）
ＮＥＸＣＯ
（重要政策）
【施政方針】
・岸田内閣総理大臣施政方針演説（令和４年１月１７日）「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靭化を強化します。」
【閣議決定】
・防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策（令和２年１２月１１日）
（防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策に関する中長期目標一覧）51 に記載あり
・成長戦略フォローアップ（令和３年６月１８日）
災害からの速やかな復旧・復興や、トラックドライバーが不足する中での迅速かつ円滑な物流の実現、高速道路における自動運転の政府目標も見据え、高規格道路のミッシングリンクの解消や暫定２車線区間の４車線化（１２．（１０）iii））
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）
制御不能な二次災害を発生させないことなどを目指し、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定２車線区間の４車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化「第３章１-３」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	１３％	２２％	２６％	２６％

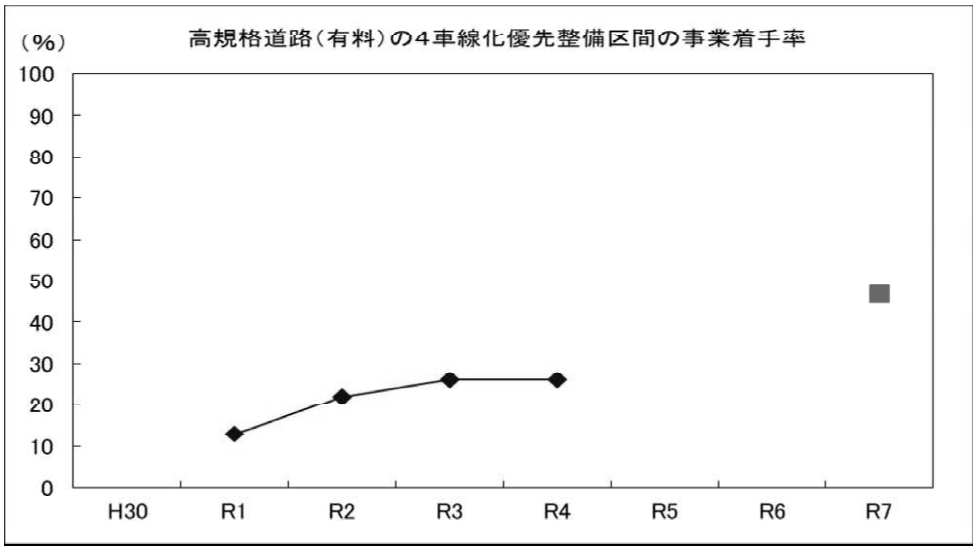

主な事務事業等の概要

・高規格道路（有料）の４車線化優先整備区間の整備

災害に強い道路ネットワークの構築や地方創生を実現するため、高規格道路の4車線化を推進し、移動円滑化を図る

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

○高規格道路（有料）の４車線化優先整備区間の事業着手率の実績値は、令和４年度末時点で２６％である。

○更新事業の財源を優先して確保した上で、必要性の高い４車線化事業などの進化事業を順次実施できるよう、令和５年５月に、道路整備特別措置法等を改正したところ。

（事務事業等の実施状況）

○令和３年度は、道東自動車道（トマム IC～十勝清水 IC)、東海北陸自動車道（福光 IC～南砺 IC)、舞鶴若狭自動車道（小浜西 IC～小浜 IC)、米子自動車道（溝口 IC～米子 IC)、東九州自動車道（津久見 IC～佐伯 IC）等の計３４ｋｍが事業化

○令和４年度末 事業化延長　約２３０ｋｍ

課題の特定と今後の取組みの方向性

○業績指標は、令和元年度の１３％が令和３年度末に２６％まで向上。令和４年度まで予定通り順調に推移している。また、法改正により整備が促進されることが見込まれるため、今後も予定通り進捗し、目標年度に目標を達成する見込みのため、Ａと評価した。

○災害時の人流・物流を確保するため、第５次社会資本整備重点計画において、４７％（令和７年度）の目標を設定しており、引き続き施策を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 高速道路課（課長 橋本 雅道）

関係課：

業績指標　９０
都市計画道路（幹線道路）の整備率 ＊

評　価	
A	目標値：68.5%（令和 7 年度） 実績値：集計中（令和 3 年度） 初期値：64.9%（平成 29 年度）

（指標の定義）
都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線道路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線道路）の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。
＜分母＞都市計画道路（幹線道路）の計画延長
＜分子＞都市計画道路（幹線道路）の完成延長

（目標設定の考え方・根拠）
都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線道路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線道路）の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として年 0.5%の伸びを確保するよう目標値を設定。第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日閣議決定）においても、同様の目標設定をしている。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体、計画主体）、民間事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
65.3%	65.7%	66.5%	集計中	－

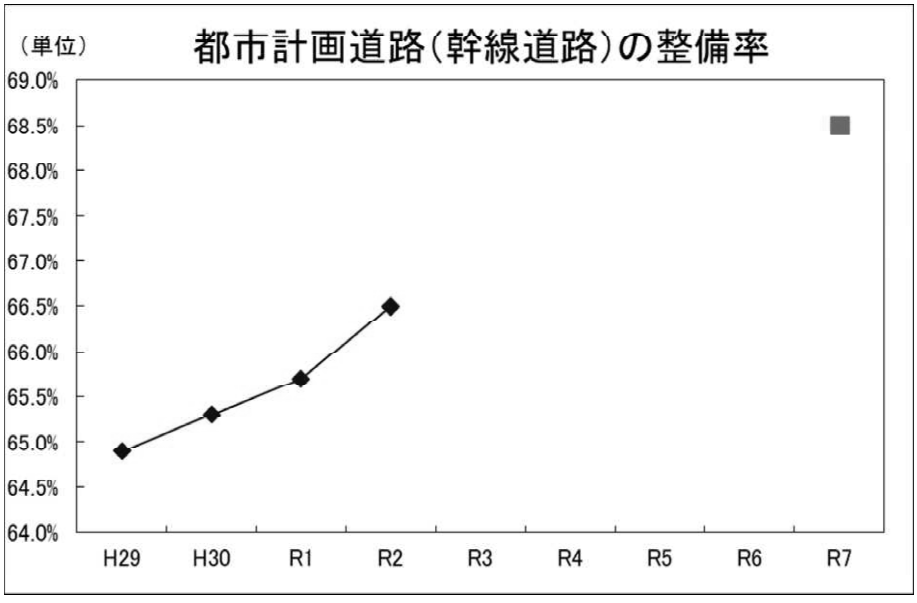

主な事務事業等の概要

・都市計画道路（幹線街路）の整備

地域において安全で快適な移動を実現するため、通勤や病院等の日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るため現道拡幅及びバイパス整備等を推進し、地域内の移動円滑化を図る

予算額（事業費）

道路整備費16,863億円及び社会資本整備総合交付金等34,797億円の内数（令和２年度当初予算）

道路整備費 16,837 億円及び社会資本整備総合交付金等 28,188 億円の内数（令和３年度当初予算）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

平成 29 年度以降、年間約 220km の都市計画道路の完成で推移しており、目標年度の目標達成に向けて順調に進捗している。

（事務事業等の実施状況）

地域内の移動円滑化を図るため、日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、狭隘の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成２９年度以降、順調に整備延長は増加し、過去のトレンドを延長すると、目標年度に目標達成する見込みであるため、A と評価した。課題として、事業期間が長期化している事業が存在していることがあるため、集中的な用地取得や工事実施を進めることで事業効果の早期発現を目指していく必要がある。また、都市計画決定後、長期間、整備に未着手の路線も多く存在しており、必要性を検証したうえで、都市計画道路網の見直しに取り組むことが必要である。

今後も都市計画道路の着実な整備促進に向け、引き続き都道府県等に対し支援・助言等を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局街路交通施設課（課長　服部 卓也）
関係課：都市局都市計画課　　（課長　鈴木 章一郎）

業績指標９１
（i-Construction の推進）直轄土木工事における ICT 活用工事の実施率

評　価	
A	目標値：88％（令和 7 年度） 実績値：84％（令和 3 年度） 初期値：79％（令和元年度）

（指標の定義）
【分子】直轄土木工事における ICT 活用工事（ICT 土工＋ICT 地盤改良工＋ICT 舗装工＋ICT 浚せつ工）の実施件数
【分母】直轄土木工事（土工＋地盤改良工＋舗装工＋浚せつ工）の公告件数
（目標設定の考え方・根拠）
令和元年度（2019 年度）の直轄土木工事における ICT 施工の実績をベースに、令和 7 年度（2025 年度）の実施件数を想定して目標値を設定
（外部要因）
建設会社（中小企業）のＩＣＴ施工の導入状況
（他の関係主体）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
国土強靭化年次計画２０２２（令和４年６月２１日　国土強靭化推進本部決定）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	79％	81％	84％	集計中

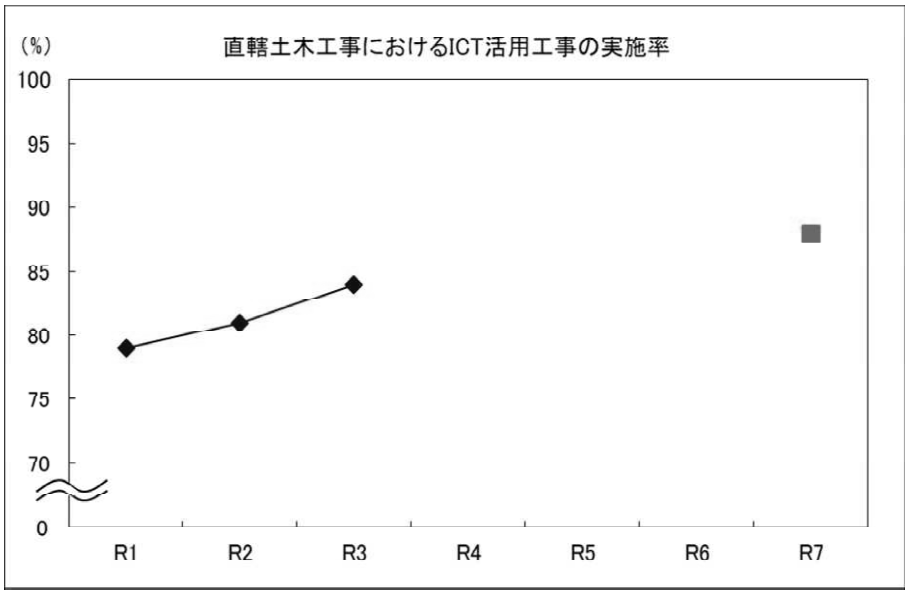

主な事務事業等の概要
３次元データ・ICT 技術等を活用した i-Construction の推進等により、施工と維持管理の更なる効率化や省人化・省力化を進めるとともに、建設機械の普及等によるコスト縮減を含め生産性向上の取組を進める。これを達成するため、ICT 施工に関する基準類の拡充など、ICT 施工の更なる普及・拡大を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

ICT の活用のための基準やマニュアル等を拡充し、直轄工事における ICT 施工の導入・活用の更なる拡大に向け取組を進めている。

加えて、中小建設企業が ICT を活用しやすくなるように小規模工事への適用拡大に取り組んでいる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績目標については、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することが見込まれ順調に推移しているため、A と評価した。

更なる ICT 施工の実施率の向上のために、特に、中小建設企業における実施の拡大に取り組み、引き続き、i-Construction の普及・拡大に取り組む。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房技術調査課（課長　見坂 茂範）　大臣官房公共事業調整室　（室長　玉石 宗生）

関係課：

業績指標９２

施設の集約・再編等に向けた取組数

①道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合

②河川：老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率

③海岸：南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率

④下水道：汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数

⑤港湾：既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合

⑥航路標識：浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率

⑦公園：ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数

⑧官庁施設：新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数

評　価

①道路	A	①道路	目標値：　１００％（令和７年度） 実績値：　　３５％（令和３年度） 初期値：　　１４％（令和元年度）
②河川	A	②河川	目標値：　　４１％（令和７年度） 実績値：　　４１％（令和４年度） 初期値：　　３１％（令和元年度）
③海岸	A	③海岸	目標値：　　８５％（令和７年度） 実績値：　　８４％（令和４年度） 初期値：　　７７％（令和元年度）
④下水道	A	④下水道	目標値：３００箇所（令和７年度） 実績値：　８９箇所（令和３年度） 初期値：　　０箇所（令和元年度）
⑤港湾	B	⑤港湾	目標値：　１００％（令和７年度） 実績値：　　５８％（令和４年度） 初期値：　　５６％（令和元年度）
⑥航路標識	A	⑥航路標識	目標値：　１００％（令和７年度） 実績値：　　５２％（令和４年度） 初期値：　　０％（令和２年度）
⑦公園	B	⑦公園	目標値：　６０団体（令和７年度） 実績値：　３３団体（令和３年度） 初期値：　２４団体（令和元年度）
⑧官庁施設	A	⑧官庁施設	目標値：　３０施設（令和７年度） 実績値：　３５施設（令和４年度） 初期値：　　０施設（令和元年度）

（指標の定義）

①施設の集約・撤去、機能縮小を検討した自治体数／道路施設を有する自治体数

②無動力化された樋門・樋管数（検討の結果、無動力化の対象外となったもの等を含む）／令和元年度末時点で設置から 40 年以上経過している扉体面積 5 ㎡未満の樋門・樋管数

③分母のうち統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施した施設数／南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設数

④統廃合によって廃止される汚水処理施設（下水道、集落排水、コミュニティプラント）の数

⑤既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾数／港湾数（重要港湾以上）

⑥検証した浮標の箇所数／浮標の箇所数

⑦都市公園ストックの機能向上を目的に、既存の複数の都市公園を対象に平成 27 年度以降に機能の集約・再編の取り組みを行った公園管理者数

⑧令和元年度から令和 7 年度までに新たに整備された合同庁舎へ集約された官庁施設数（累計）

（目標設定の考え方・根拠）

①令和 7 年度までに全ての自治体で検討するとして目標値を設定。

②「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の指標・目標値を引用。

※分母は約 4,000 施設を想定。

令和元年度末時点で設置から 40 年以上経過している扉体面積 5 ㎡未満の樋門・樋管で無動力化を推進することを目標に設定。

③南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設のうち、統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施することを目標に設定。
④「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」（平成 29 年 12 月 21 日諮問会議決定）において、平成 29 年から令和７年度までに 380 箇所（年 63 箇所）の廃止の目標を掲げていることに加え、令和元年度末までの３年間で 198 箇所（66 箇所/年）進捗していることから、同程度の進捗を見込んで設定。
⑤令和７年度までに全ての港湾（重要港湾以上）において、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討することを目標に設定。
⑥浮標については現状４年毎に交換しているところ、令和３年度以降に交換する浮標については、仕様を改良し、設置場所毎の効果について検証していく予定である。その結果、交換周期の延伸が可能であることを確認できれば、交換周期を再編することで、年間交換基数の縮減が期待できる。
⑦過年度実績を踏まえ目標値を設定。
⑧令和７年度までに官庁施設の集約化に資する事業の実施を遅滞なく進めることを目標に設定。

（外部要因）

（他の関係主体）
③農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）
④地方公共団体（事業主体）
⑦地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）第３章に記載あり
【その他】
国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和３年６月 18 日）

過去の実績値①				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	14%	18%	35%	集計中
過去の実績値②				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	31%	31%	38%	41%
過去の実績値③				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	77%	79%	80%	84%
過去の実績値④				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	０箇所	０箇所	89 箇所	集計中
過去の実績値⑤				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	56%	56%	58%	58%
過去の実績値⑥				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	０%	27%	52%
過去の実績値⑦				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	24 団体	29 団体	33 団体	集計中
過去の実績値⑧				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	０施設	６施設	６施設	35 施設

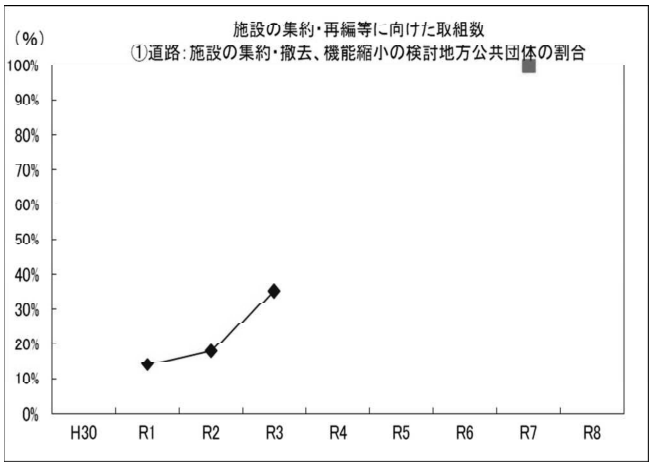
施設の集約・再編等に向けた取組数
①道路：施設の集約・撤去、機能縮小の検討地方公共団体の割合
（%）
100%
90%
80%
70%
60%
50%
40%
30%
20%
10%
0%
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8

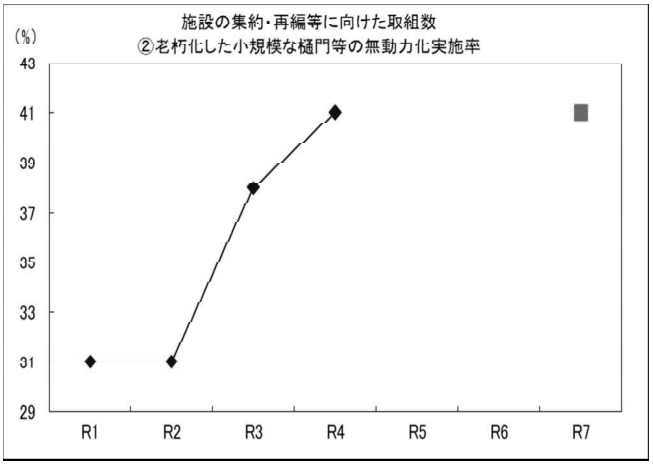
施設の集約・再編等に向けた取組数
②老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率
（%）
43
41
39
37
35
33
31
29
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

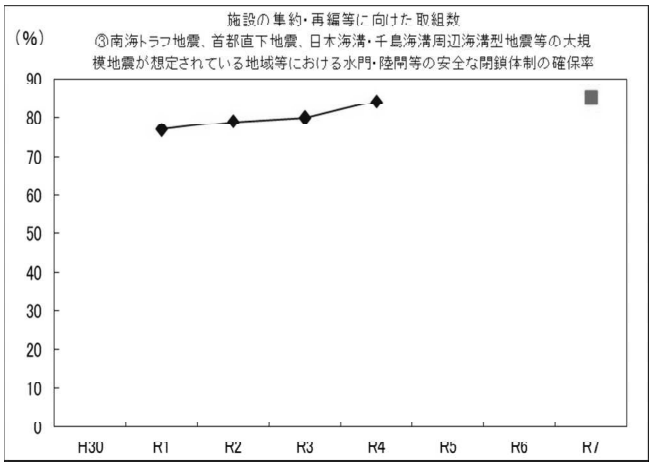
施設の集約・再編等に向けた取組数
③南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率
（%）
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

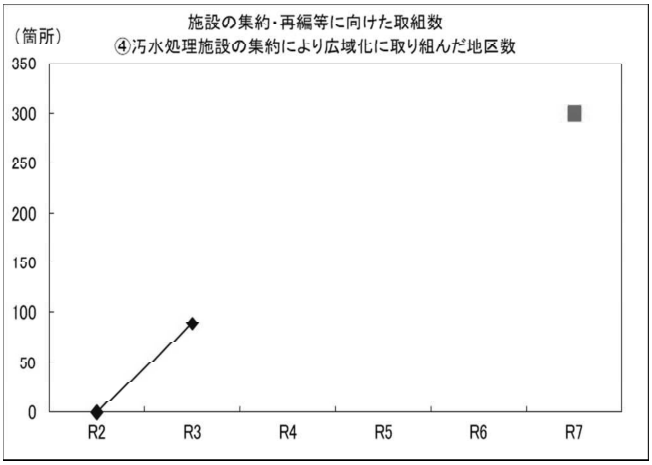
施設の集約・再編等に向けた取組数
④汚水処理施設の集約により広域化に取り組んだ地区数
（箇所）
350
300
250
200
150
100
50
0
R2
R3
R4
R5
R6
R7

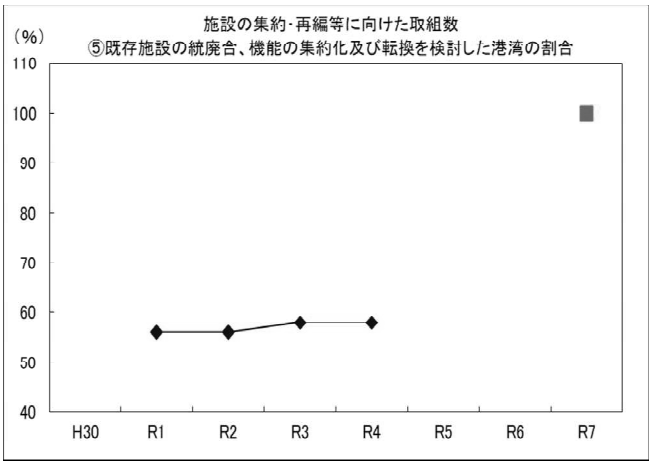
施設の集約・再編等に向けた取組数
⑤既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換を検討した港湾の割合
（%）
110
100
90
80
70
60
50
40
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

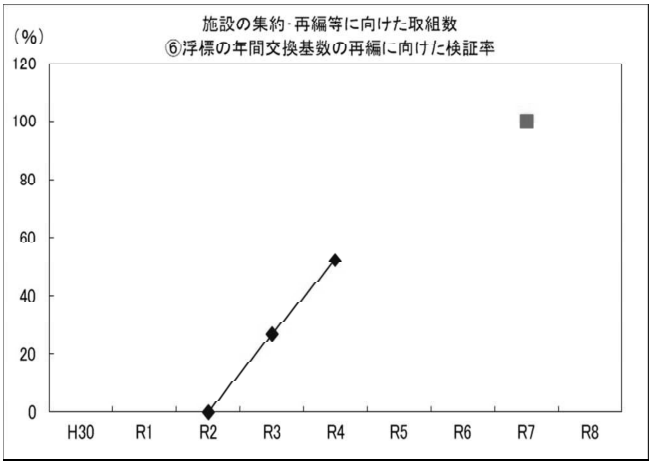
施設の集約・再編等に向けた取組数
⑥浮標の年間交換基数の再編に向けた検証率
（%）
120
100
80
60
40
20
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8

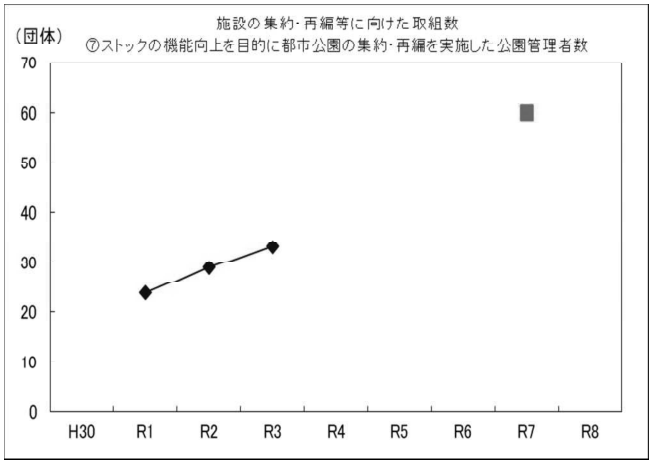
施設の集約・再編等に向けた取組数
⑦ストックの機能向上を目的に都市公園の集約・再編を実施した公園管理者数
（団体）
70
60
50
40
30
20
10
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8

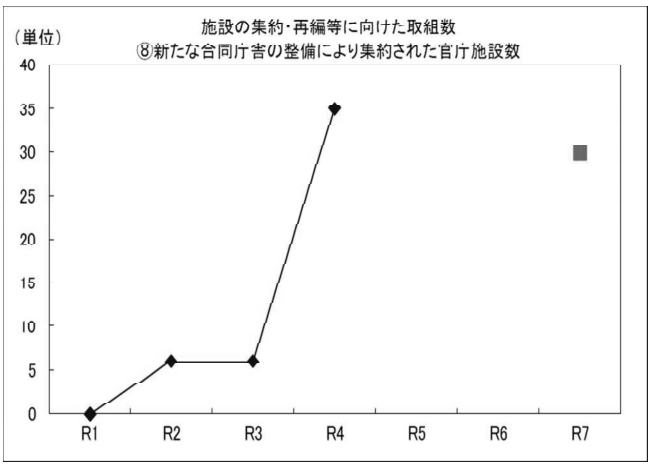
施設の集約・再編等に向けた取組数
⑧新たな合同庁舎の整備により集約された官庁施設数
（単位）
40
35
30
25
20
15
10
5
0
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

主な事務事業等の概要

①集約・再編等によるインフラストックの適正化（◎）

持続可能なインフラメンテナンスを構築するため、維持管理・更新の計画的な実施に加え、人口減少等による地域社会の変化や将来のまちづくり計画等を踏まえ、必要性の減少や地域のニーズ等に応じたインフラの廃止・除却や機能転換等を行う「集約・再編」の取組を推進する。

道路メンテナンス事業補助制度

地方公共団体が実施する道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施する。

予算額：3,887 億円（令和５年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

②集約・再編等によるインフラストックの適正化（◎）

樋門・樋管については、施設の老朽化の進行に伴う機能不全により、洪水時等の稼働に支障を来すおそれがある。また、近年は、操作員の高齢化による担い手不足や激甚化・頻発化・長期化する豪雨等による操作体制確保が課題となっている。そのため、老朽化した小規模な樋門・樋管の無動力化（フラップゲート化）を行い、操作の省人化を図る。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

③南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率（◎）

南海トラフ地震防災対策推進地域、首都直下地震緊急対策区域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、ゼロメートル地帯に位置する閉鎖施設のうち、統廃合、常時閉鎖、自動化・遠隔操作化等の安全対策を実施する。

予算額：海岸事業費 271 億円（令和３年度国費）の内数

防災・安全交付金 8,540 億円（令和３年度国費）の内数

海岸事業費 322 億円（令和４年度国費）の内数

防災・安全交付金 8,156 億円（令和４年度国費）の内数

④集約・再編等によるインフラストックの適正化(◎)

持続可能なインフラメンテナンスを構築するため、維持管理・更新の計画的な実施に加え、人口減少等による地域社会の変化や将来のまちづくり計画等を踏まえ、必要性の減少や地域のニーズ等に応じたインフラの廃止・除却や機能転換等を行う「集約・再編」の取組を推進する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

○　汚水処理施設の広域化の推進

下水道をはじめとする汚水処理事業の持続的な運営に向けて、より一層の効率化を推進するため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　　5,817 億円の内数（令和４年度国費）
防災・安全交付金予算額　　8,156 億円の内数（令和４年度国費）
下水道事業関連予算額　　614 億円の内数（令和４年度国費）

○　下水道広域化推進総合事業

下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進する。

○　広域化・共同化計画の策定を要請及び他の都道府県への水平展開

⑤集約・再編等によるインフラストックの適正化を図る/港湾（◎）

第５次社会資本整備重点計画の最終年度（令和７年度）までに全ての港湾（重要港湾以上）において、施設の廃止・除却や機能転換等を検討し、個別施設計画に位置付ける。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑥集約・再編等によるインフラストックの適正化（◎）

浮標の交換周期４年を令和２年度から５年に延伸し、令和３年度からの交換時に鉄鎖の摩耗計測等をすることで延伸可能か検証する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑦集約・再編等の取組推進（◎）

子育て支援や高齢社会対応としての整備や、配置の適正化など、地方公共団体における都市公園ストックの機能や配置の再編や、再編計画の策定等のソフト面の取組を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金　6,311 億円、防災・安全交付金　8,540 億円の内数（令和３年度国費）

社会資本整備総合交付金　5,817 億円、防災・安全交付金　8,156 億円の内数（令和４年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑧集約・再編等によるインフラストックの適正化（◎）

官公庁施設の建設等に関する法律第６条に基づき、合同庁舎整備による施設の集約化を推進する。

予算額：官庁営繕費　17,556 百万円の内数（令和４年度）

特定国有財産整備費　21,371 百万円の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①業績指標の実績値については、令和３年度において、35％となっており、前年度と比較して 17％向上していることから、令和元年度と令和２年度を比較した進捗に比べ、急上昇している状況である。令和２年度より道路施設の集約・撤去も対象とした道路メンテナンス事業補助制度が創設されたことに加え、令和３年度より各道路管理者が定める長寿命化修繕計画に費用の縮減に関する具体的な方針を記載することとしたため、今後更なる達成が見込まれることから、目標達成に向けて順調である。

②順調である。令和元年度の実績値は 31％、令和４年度は 41％となっており、目標を早期達成した。老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施については、今後も計画的な進捗を図っていく。

③令和７年度の目標値が 85％のところ、令和４年度の実績値は 84％であり、目標年度に目標達成することが見込まれるため順調に推移している。

④統廃合によって廃止される汚水処理施設（下水道、集落排水、コミュニティプラント）の数については、令和７年度までに 300 箇所に対して、令和３年度の実績値は 89 箇所となっており、目標達成に向け概ね順調に推移している。一方、統廃合の実施に当たっては、汚水処理施設の周辺住民等、多くの関係者における合意形成が必要になり、地域ごとにこれに要する期間が異なる中、現時点ではこれらを的確に見通すことができないため、今後とも、最新の実績値だけでなく、事業の進捗についても確認を行っていく。また、平成 30 年度に下水道広域化推進総合事業を創設するなど、国としても着実な事業実施に向けて重点的に取り組んでおり、令和７年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

⑤令和４年度の実績は 58%となっており、目標年度に目標達成が見込まれる推移ではなく、順調とは言えない。個別施設計画（予防保全計画）の更新時には、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換の検討が進められており、和７年度までの目標値達成に向け、引き続き港湾管理者と直轄職員により協議を行っていく。

⑥令和４年度末時点で、浮標 1,189 箇所のうち 615 箇所を検証済み。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑦都市公園ストックの機能向上を目的に、既存の複数の都市公園を対象に機能の集約・再編の取組を行った公園管理者数は、令和元年度から令和３年度にかけて９団体増加しているが過去のトレンドを延長すると目標年度での目標は達成しない見込みである。

⑧令和４年度の実績は 35 施設となっており、目標を早期達成した。

（事務事業等の実施状況）

①引き続き、道路施設の集約・撤去、機能縮小に向け、道路メンテナンス事業補助制度による老朽化対策支援等を行う。

②防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策により対策を実施中。

③南海トラフ地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の着実な確保に取り組んでいるところである。

④令和４年度末時点で全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画を策定。
　令和４年度に広域化をより推進するために広域化・共同化事例集を更新し公表。

⑤令和２年 10 月の財政制度等審議会を踏まえ施設の集約・撤去など、インフラの維持・更新コストの縮減に向けた具体的な方針を個別施設計画（予防保全計画）に位置付けることが要件化されたことに伴い、当該計画の更新時に港湾管理者と直轄職員が協議し、必ず施設の廃止・除却等について検討する。

⑥615 基（令和３年度：317 基、令和４年度：298 基）の浮標の検証を実施。

⑦地方公共団体における都市公園のストック再編への取組に対し、都市公園ストック再編事業を含めた社会資本整備総合交付金等により支援を実施している。また、「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」を策定し、周知している。

⑧令和４年度においては、６施設の合同庁舎の完成により、29 施設の官庁施設が新たに集約された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①過去の実績値のトレンドでは目標年度に目標値に達しないものの、令和２年度は 18%、令和３年度は 35%と、令和元年度と令和２年度を比較した進捗に比べ、急上昇している状況である。令和２年度より道路施設の集約・撤去も対象とした道路メンテナンス事業補助制度が創設されたことに加え、令和３年度より各道路管理者が定める長寿命化修繕計画に費用の縮減に関する具体的な方針を記載することを補助事業の採択要件としたことにより更なる達成が見込まれる。前述の理由により、目標年度に目標達成することが見込まれるため、A と評価した。引き続き、長寿命化修繕計画の更新・策定状況等を踏まえ、令和７年度までの目標値 100%に向け、各道路管理者と情報共有を図りつつ、着実に道路施設の集約・撤去、機能縮小を図っていく。

②業績指標の令和４年度実績値は 41%であり、目標値である令和７年度 41%に対して目標を早期達成したため、Ａと評価した。今後も更なる実施率の向上を目指して必要施設の整備進捗を図る。

③目標年度である令和７年度の目標値が 85%のところ、令和４年度の実績値は 84%となり、順調に推移していることから、A と評価した。

④本指標は令和３年に閣議決定された第５次社会資本整備重点計画で新たに設定された指標であり、計画期間の令和３年度から令和７年度までに統廃合によって廃止される汚水処理施設 300 箇所に対する実績で評価しており、令和２年度は０箇所、計画初年度である令和３年度の実績は 89 箇所である。
今後も同等程度の箇所数が毎年計上される見込みとなっており、令和７年度には目標を上回る 400 箇所以上の達成が想定されるため、目標達成に向け順調に推移していることからＡ評価とした。
　地方公共団体の円滑な事業実施を支援するため、「広域化・共同化計画策マニュアル（案）」の充実化を図ることや、複数自治体をモデル地域とし下水道事業の広域化・共同化の案件形成支援を実施し、他自治体へ水平展開するなど、令和７年度の目標値の達成に向けて引き続き一層の支援を行っていく。

⑤令和４年度の実績は 58%となっており、目標年度に目標達成が見込まれる推移ではなく、順調とは言えない。個別施設計画（予防保全計画）の更新時には、既存施設の統廃合、機能の集約化及び転換の検討が進められており、和７年度までの目標値達成に向け、引き続き港湾管理者と直轄職員により協議を行っていく。

⑥令和４年度末の実績値において 52%を達成しており、計画通りに推移していると評価できることから、Ａ評価とした。引き続き検証を進め、交換周期の延伸が可能であることを確認できれば、交換周期を再編することで、年間交換基数の縮減が期待できる。

⑦都市公園ストックの機能向上を目的に、既存の複数の都市公園を対象に機能の集約・再編の取組を行った公園管理者数は、着実に伸びているもののトレンドから見て目標値の達成に至らないと判断されることから、「Ｂ」と評価した。要因としては、都市公園の集約・再編にあたっては、地域住民等との合意形成に時間を要することなどが考えられる。そのため、交付金である都市公園ストック再編事業においてソフト面の取組みを支援していることや、都市公園のストック効果向上の手引きで優良事例を掲載していることを全国都市公園主管課長会議で周知し、都市公園の集約・再編の推進を図る。

⑧目標年度の到来を待たず目標の 30 施設を達成したため、Ａと評価した。引き続き官公庁施設の建設等に関する法律第６条に基づき、合同庁舎整備による施設の集約化を推進する。

担当課等（担当課長名等）

総合政策局社会資本整備政策課

①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室（室長　木村 康博）
②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室（課長　豊口 佳之）
③水管理・国土保全局海岸室（室長　田中 克直）／港湾局海岸・防災課(課長　神谷 昌文)
④水管理・国土保全局下水道部下水道企画課（課長　鈴木 毅）
⑤港湾局技術企画課（課長　魚谷 憲)・計画課（課長　西村 拓）
⑥海上保安庁交通部企画課（課長　江原 一太朗）／交通部整備課（課長　冨田 英利）
⑦都市局公園緑地・景観課（課長　伊藤 康行）
⑧大臣官房官庁営繕部計画課（課長　佐藤 由美）
関係課：

業績指標９３

予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率*

①道路：地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき施設の修繕措置率及び防災上重要な道路における舗装の修繕措置率

（ⅰ）橋梁

（ⅱ）舗装

②河川：予防保全の考え方に基づく内水排除施設等の長寿命化対策実施率

③ダム：健全度評価において速やかに措置と判定されたダム管理施設の解消率

④砂防：健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率

⑤海岸：予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率

⑥下水道：計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合

⑦港湾：老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合

⑧空港：予防保全を適切に実施した割合

⑨鉄道：令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策の完了率

⑩自動車道：措置が必要な施設の修繕率

⑪航路標識：老朽化等対策が必要な航路標識の整備率

⑫公園：予防保全の考え方に基づく都市公園長寿命化対策実施率

⑬官庁施設：R2 年度時点で措置が必要な官庁施設の長寿命化対策実施率

⑭公営住宅：特に老朽化した高経年の公営住宅の更新の進捗率

評　価

①　道路（ⅰ）橋梁 （ⅱ）舗装	A A	①道路	目標値：（ⅰ）　７３％（令和７年度） （ⅱ）１００％（令和７年度） 実績値：（ⅰ）　６１％（令和３年度） （ⅱ）　４５％（令和３年度） 初期値：（ⅰ）約３４％（令和元年度） （ⅱ）　０％（令和元年度）
②河川	A	②河川	目標値：１００％（令和７年度） 実績値：　４２％（令和４年度） 初期値：　０％（令和元年度）
③ダム	A	③ダム	目標値：　９６％（令和７年度） 実績値：　９０％（令和４年度） 初期値：　８２％（令和元年度）
④砂防	A	④砂防	目標値：９２．４％（令和７年度） 実績値：９１．８％（令和４年度） 初期値：９１．７％（令和元年度）
⑤海岸	A	⑤海岸	目標値：　８７％（令和７年度） 実績値：　８７％（令和４年度） 初期値：　８４％（令和元年度）
⑥下水道	A	⑥下水道	目標値：１００％（令和７年度） 実績値：　５４％（令和３年度） 初期値：　０％（令和元年度）
⑦港湾	A	⑦港湾	目標値：　８７％（令和７年度） 実績値：　８４％（令和３年度） 初期値：　８３％（令和２年度）
⑧空港	A	⑧空港	目標値：１００％（令和７年度） 実績値：１００％（令和３年度） 初期値：１００％（令和元年度）
⑨鉄道	A	⑨鉄道	目標値：１００％（令和７年度） 実績値：　３５％（令和３年度） 初期値：　１４％（令和２年度）
⑩自動車道	A	⑩自動車道	目標値：１００％（令和７年度） 実績値：　４２％（令和３年度）

		初期値：　０％（令和２年度）
⑪航路標識	A	⑪航路標識　目標値：　７９％（令和７年度） 実績値：　６２％（令和４年度） 初期値：　５５％（令和２年度）
⑫公園	B	⑫公園　目標値：１００％（令和７年度） 実績値：　５５％（令和３年度） 初期値：　３６％（令和元年度）
⑬官庁施設	A	⑬官庁施設　目標値：１００％（令和７年度） 実績値：　５９％（令和４年度） 初期値：　２４％（令和２年度）
⑭公営住宅	N	⑭公営住宅　目標値：　８５％（令和７年度） 実績値：　２６％（令和３年度） 初期値：―

（指標の定義）

①（ⅰ）修繕に着手した橋梁（判定区分Ⅲ・Ⅳ）数／修繕が必要となる橋梁（判定区分Ⅲ・Ⅳ）数
（ⅱ）修繕に着手した延長（路盤の損傷あり）／緊急輸送道路等の防災上重要な道路で修繕が必要となる延長（路盤の損傷あり）
②対策を実施した機械設備等の数／長寿命化計画が策定され、機能状態が令和元年度末時点で「予防保全段階」となっている内水排除施設の機械設備等の数
③予防保全段階が解消されたダム管理施設数／管理移行後 30 年以上が経過したダム管理施設数
④健全な施設数（全体数から要対策施設数を除いたもの）／砂防関係施設全数
⑤事後保全段階以外の海岸堤防等の割合
（健全度評価で事後保全段階以外の施設延長／全施設延長）
⑥対策を完了した延長／計画的な点検調査を行った下水道管路のうち、緊急度Ⅰ判定となった延長
⑦予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった施設／老朽化した港湾施設
⑧修繕が完了した空港数／空港基本施設の修繕対象空港数
⑨対策が完了した施設数／予防保全が必要な施設数（※）
※令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められた施設数
⑩修繕した施設／定期点検の結果によりⅢもしくはⅣの区分となった施設
⑪整備完了した航路標識の箇所数／老朽化等対策が必要な航路標識の箇所数
⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施した公園数／公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施予定の公園数
⑬分母のうち、対策済み施設数／R2 年度時点で措置が必要なものに限定した長寿命化対策施設数
⑭更新が予定されている公営住宅のうち、特に老朽化した高経年の公営住宅を更新した戸数／更新が予定されている公営住宅のうち、特に老朽化した高経年の公営住宅の戸数

（目標設定の考え方・根拠）

①（ⅰ）「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）」の指標・目標値を引用。※目標値の分母は約 99,000 橋（令和元年度時点）を想定。
（ⅱ）「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）」の指標・目標値を引用。※分母は約 2,700km（令和元年度時点）を想定。
②長寿命化計画が策定されている内水排除施設の機械設備等について、機能状態が令和元年度末時点で「予防保全段階」となっているものを解消することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）」79-1 に対応する指標であるが、指標の定義・目標値は異なっている。第五次社重点指標では、都道府県まで網羅しており、統計を取る上では国、県双方の進捗が確認できる。
③健全度が「予防保全段階」の施設で対策を実施することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）」80-1 に対応する指標であるところ、指標の定義が異なるが、これは、メンテナンスの文脈に合うように記載ぶりを変更したのみで、実質的には５か年と同じものである。
④「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の指標・目標値を引用。要対策と判定された砂防関係施設のうち、社会的影響が大きく、特に緊急を要する施設（要緊急対策施設）のうち、約８割の老朽化対策を完了することを目標に設定。
⑤事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新を実施・完了させることを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）」82 に対応する指標であるが、指標名が異なる（数値は同一。メンテナンスの文脈に合うように記載ぶりを変更したのみ）。
⑥「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の指標・目標値を引用。※分母は約 400km（令和元年度時点）を想定。
⑦「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の指標・目標値を引用。

※分母は約 25,000 施設。
防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策により、早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施する。
⑧空港基本施設の点検結果より、基準値逸脱及び運航に支障を与える異常がない状態を 100％として目標値を設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）」89 に対応する指標であるが、指標の定義が異なる。これは、社重点での指標登録は、予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率となっていたため、空港施設の修繕率へ記載ぶりを変更したことによるもの。
⑨「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）88 の指標・目標値を引用。
⑩措置が必要な施設すべてを１００％とする。
⑪「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の指標・目標値を引用。
※分母は約 1,139 箇所を想定。
⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施予定の全ての都市公園において実施することを目標に設定。
※「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）」85 と同様、予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた指標であるが、指標の定義が異なる。社重点では、長寿命化計画に基づく対策を実施した都市公園の割合を指標としている一方、５か年加速化対策では、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施した都市公園の割合を指標としているものである。
⑬令和２年度時点で措置が必要なものに限定した長寿命化対策施設の全てについて、令和７年度までに対策を行うことで目標値を設定。

（外部要因）

（他の関係主体）
③独立行政法人水資源機構、地方公共団体
⑤農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）
⑨鉄軌道事業者
⑩自動車道事業者（事業主体）
⑫地方公共団体（事業主体）
⑭地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）第３章に記載あり

【その他】
・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和３年６月 18 日）

過去の実績値①				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
（ⅰ）―	（ⅰ）約 34%	（ⅰ）約 51%	（ⅰ）約 61%	（ⅰ）集計中
（ⅱ）―	（ⅱ）約　0%	（ⅱ）約　0%	（ⅱ）約 45%	（ⅱ）集計中

過去の実績値②				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	０％	０％	24%	42%

過去の実績値③				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	82%	86%	88%	90%

過去の実績値④				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	91．7%	91．7%	91．7%	91.8%

過去の実績値⑤				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	84%	86%	86%	87%

過去の実績値⑥				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	０％	26%	54%	集計中

過去の実績値⑦				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	83%	84%	集計中
過去の実績値⑧				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	100%	100%	100%	集計中
過去の実績値⑨				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	14	35	集計中
過去の実績値⑩				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	０%	０%	42%	集計中
過去の実績値⑪				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	55%	58%	62%
過去の実績値⑫				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	36	54	55	集計中
過去の実績値⑬				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	24%	47%	59%
過去の実績値⑭				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	―	26%	集計中

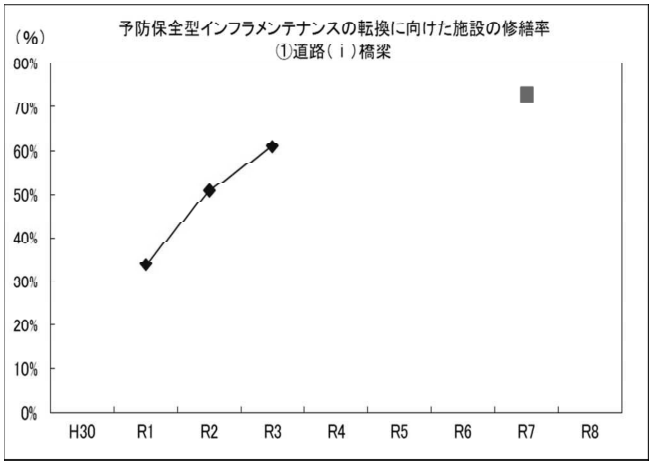

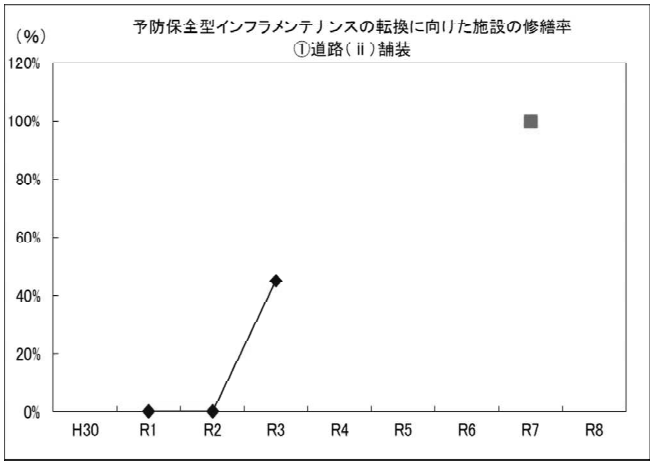

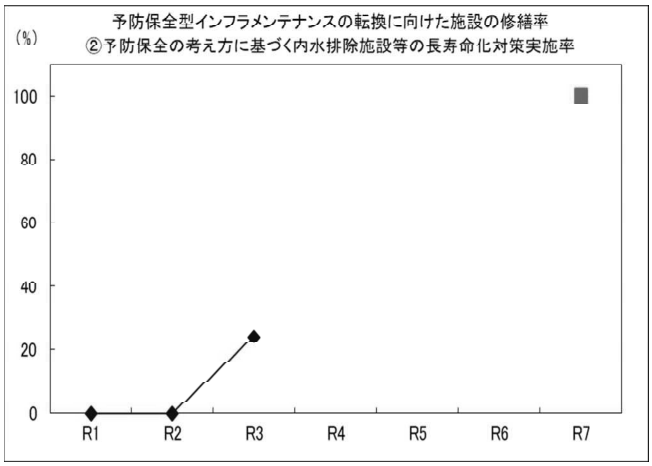

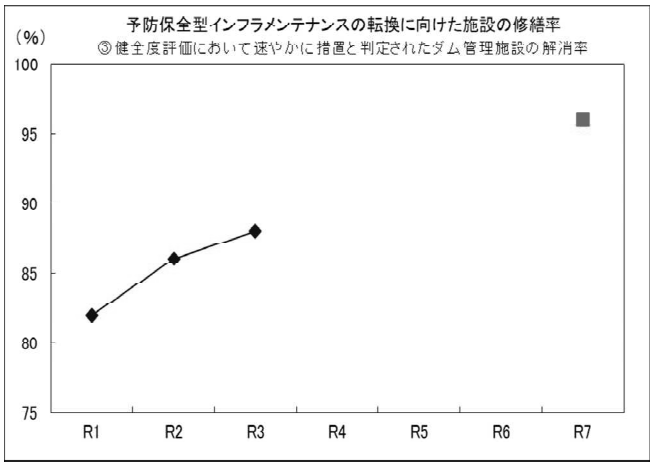

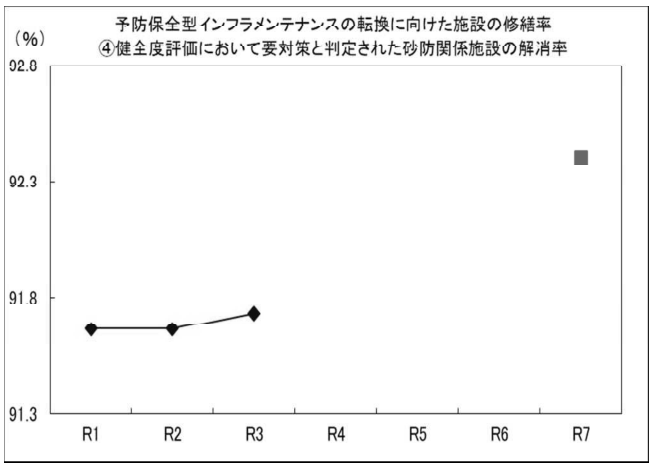
予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率
④健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消率
（%）
92.8
92.3
91.8
91.3
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

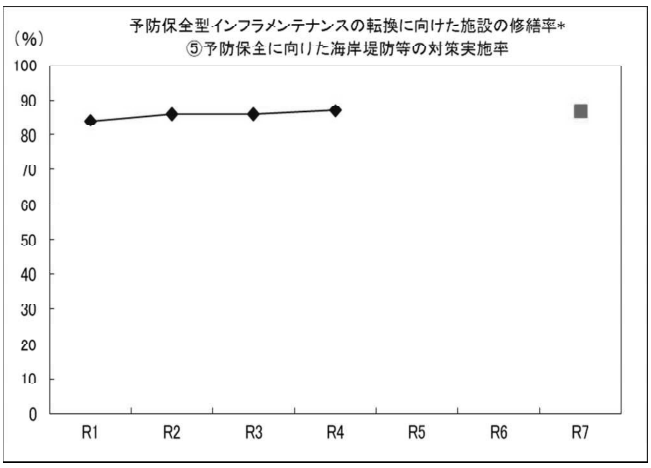
予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率*
⑤予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率
（%）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

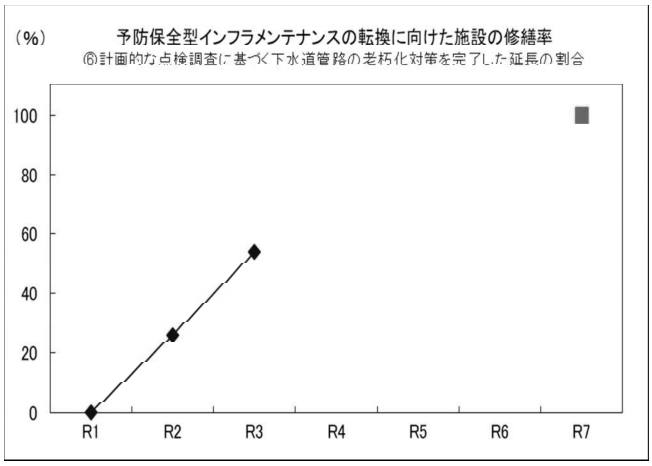
予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率
⑥計画的な点検調査に基づく下水道管路の老朽化対策を完了した延長の割合
（%）
100
80
60
40
20
0
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

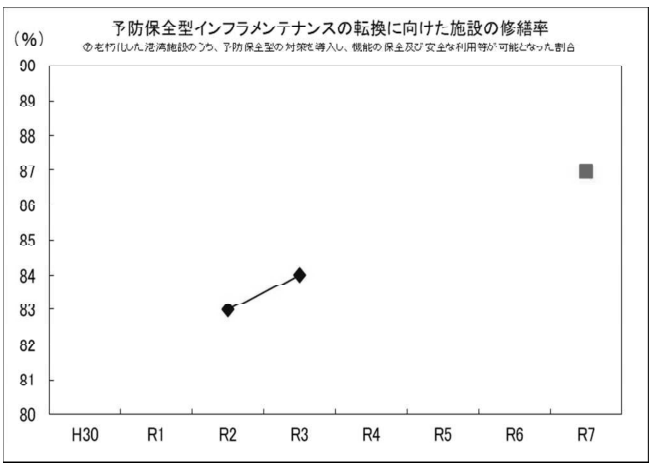
予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率
⑦老朽化した港湾施設のうち、予防保全型の対策を導入し、機能の保全及び安全な利用等が可能となった割合
（%）
90
89
88
87
86
85
84
83
82
81
80
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

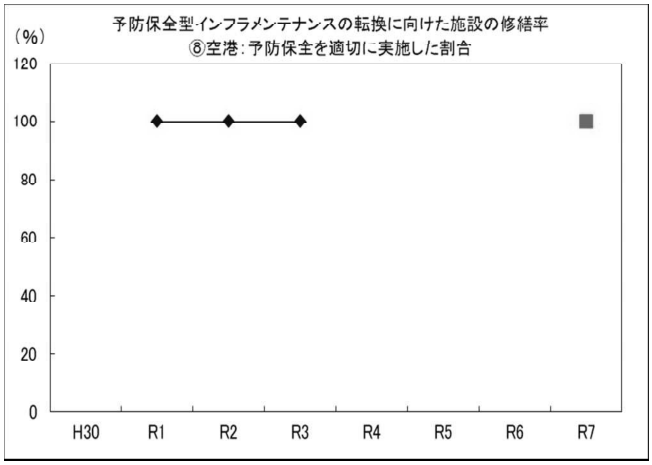
予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率
⑧空港：予防保全を適切に実施した割合
（%）
120
100
80
60
40
20
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7

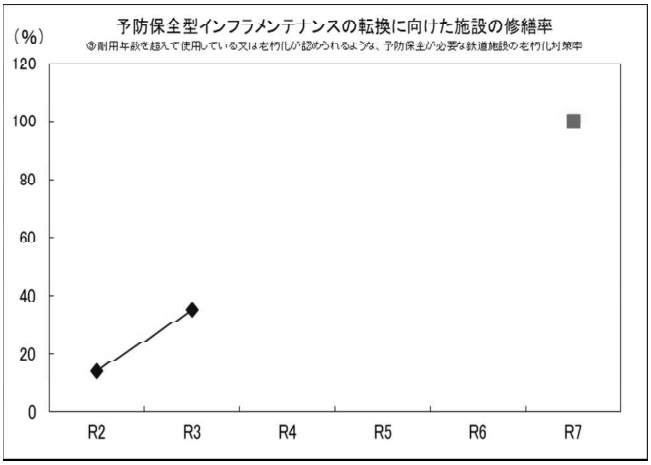
予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率
⑨耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような、予防保全が必要な鉄道施設の老朽化対策率
（%）
120
100
80
60
40
20
0
R2
R3
R4
R5
R6
R7

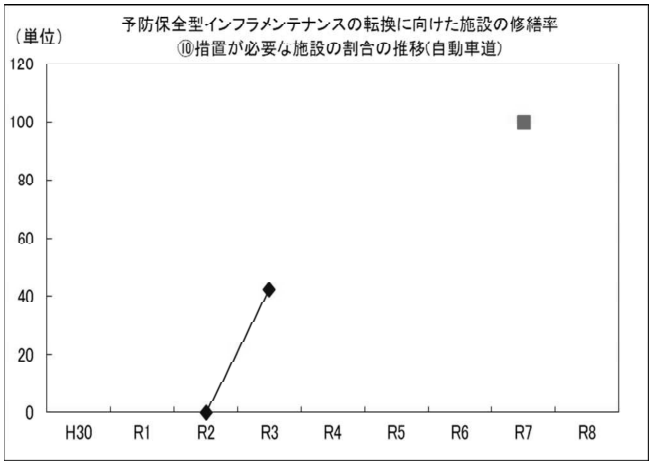
予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率
⑩措置が必要な施設の割合の推移（自動車道）
（単位）
120
100
80
60
40
20
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8

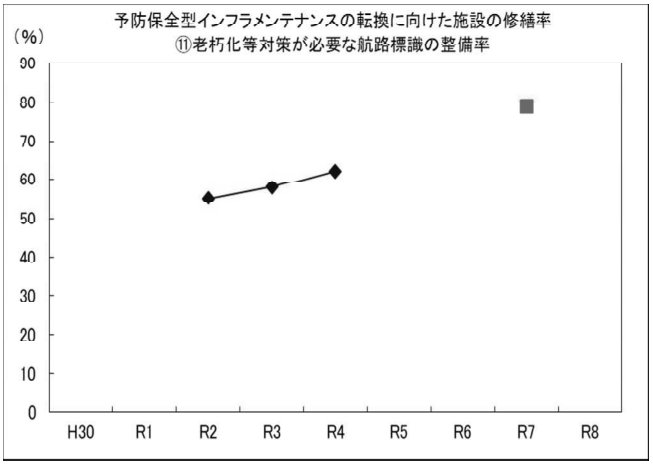
予防保全型インフラメンテナンスの転換に向けた施設の修繕率
⑪老朽化等対策が必要な航路標識の整備率
（%）
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
H30
R1
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8

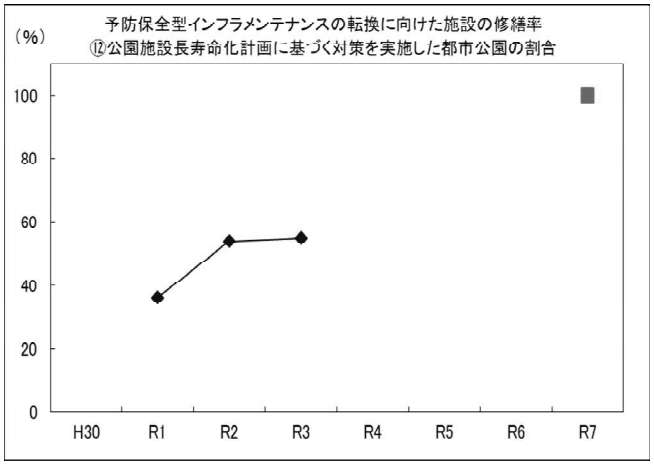

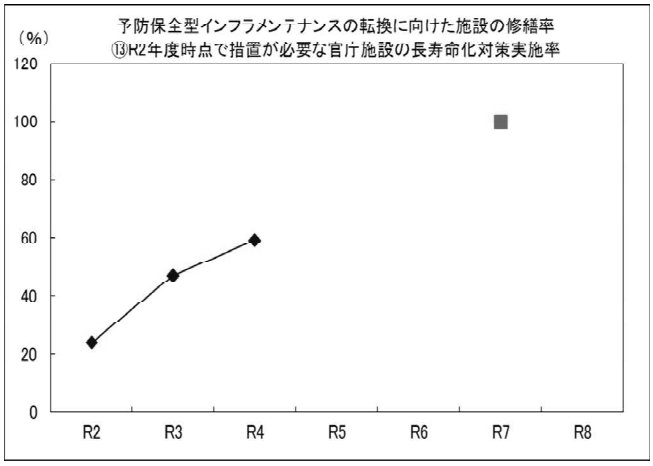

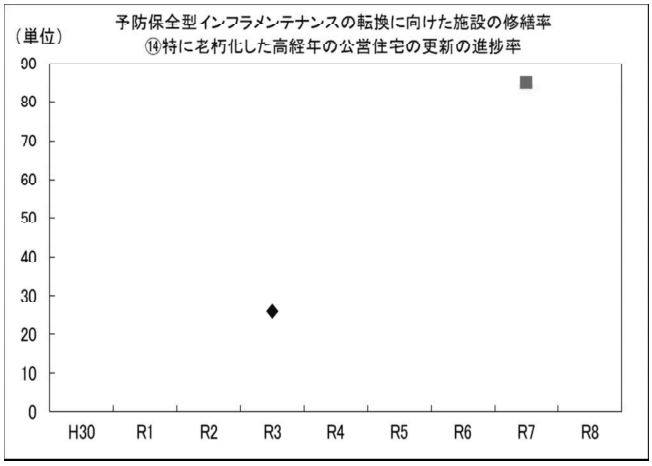

主な事務事業等の概要

①予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換（◎）

加速化するインフラの老朽化に対応するとともに、メンテナンスに係る費用が国や地方の財政を圧迫することのないよう、「事後保全」から「予防保全」への本格転換により、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や負担の平準化を図るとともに、早期の安全・安心の確保を図る。

○　道路インフラに係る老朽化対策（５か年加速化対策）

予防保全型インフラメンテナンスへの転換を図るため、道路インフラについて、早期に対策が必要な施設の修繕等を集中的に実施

予算額：1,310 億円の内数（令和４年度）

○　道路メンテナンス事業補助制度

地方公共団体が実施する道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施する

予算額：3,887 億円（令和５年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

②予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換（◎）

内水排除施設等（排水機場等）については、施設の老朽化の進行に伴う機能不全により、洪水時の稼働に支障を来すおそれがある。そのため、予防保全型の維持管理への転換に向けて、要対策施設等の対応及びライフサイクルコストの縮減につながる取組を推進するため、老朽化施設の修繕・更新を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

③予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換（◎）

予防保全に基づくインフラメンテナンスへの本格転換による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や、新技術等の導入促進によるインフラメンテナンスの 高度化・効率化等を進め、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスを実現する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

④健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設の解消（◎）

健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について計画的・集中的な修繕等を実施するとともに、インフラの機能を回復させ、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減を図る。

予算額：

【令和３年度】

砂防事業費等	1,368 億円の内数（令和３年度事業費）
砂防事業費等（補正）	817 億円の内数（令和３年度事業費）
防災・安全交付金	15,806 億円の内数（令和３年度事業費）
防災・安全交付金（補正）	7,241 億円の内数（令和３年度事業費）
沖縄振興公共投資交付金	477 億円の内数（令和３年度国費）

【令和４年度】

砂防事業費等	1,512 億円の内数（令和４年度事業費）
砂防事業費等（補正）	843 億円の内数（令和４年度事業費）
防災・安全交付金	15,591 億円の内数（令和４年度事業費）
防災・安全交付金（補正）	5,528 億円の内数（令和４年度事業費）
沖縄振興公共投資交付金	368 億円の内数（令和４年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑤予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率（◎）

海岸に存在する事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新を実施・完了させる。

予算額：海岸事業費 271 億円（令和３年度国費）の内数
防災・安全交付金 8,540 億円（令和３年度国費）の内数

海岸事業費 322 億円（令和４年度国費）の内数
防災・安全交付金 8,156 億円（令和４年度国費）の内数

⑥計画的なインフラメンテナンスの推進（◎）

予防保全に基づくインフラメンテナンスへの本格転換による維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や、新技術等の導入促進によるインフラメンテナンスの高度化・効率化等を進め、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスを実現する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

○　下水道施設の老朽化対策の推進

予防保全の考えに基づき、計画的に改築を推進するため、下水道事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額	5,817 億円の内数（令和４年度国費）
防災・安全交付金予算額	8,156 億円の内数（令和４年度国費）
下水道事業関連予算額	614 億円の内数（令和４年度国費）

⑦事後保全から予防保全への転換によるインフラメンテナンスの実施/港湾（◎）

防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策により、早期に対策が必要な施設の修繕を集中的に実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑧予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換（◎）

航空機の運航への影響等をのリスクを回避するため、定期点検及び点検結果に基づき、効率的・効果的な更新・改良を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑨鉄道施設総合安全対策事業費補助（老朽化対策）（◎）

老朽化が進む鉄道の橋梁やトンネルの適切な維持管理・更新を推進し、鉄道利用者の継続性等を確認した上で、将来的な維持管理費用を低減し長寿命化に資する鉄道施設の改良・補修を支援する。

予算額：4,189 百万円の内数（令和２年度当初予算）
5,960 百万円の内数（令和２年度補正予算）
4,308 百万円の内数（令和３年度当初予算）
5,620 百万円の内数（令和３年度補正予算）
4,588 百万円の内数（令和４年度当初予算）
5,319 百万円の内数（令和４年度補正予算）
5,035 百万円の内数（令和５年度当初予算）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑩インフラ長寿命化計画(行動計画)の調査票を作成し、各自動車道事業者に通知（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）及び自動車局より通知した策定要領に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、行動計画を全ての事業者において策定。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑪予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換（◎）

灯台、港内管制信号所等の耐災害性の強化及び長期にわたる安定的な運用を図るため、ライフサイクルコストを意識した計画的な点検及びそれに基づく修繕を適時に行う。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑫予防保全の考え方に基づくインフラメンテナンスへの転換（◎）

都市公園の戦略的な維持管理、更新の取組を推進し、公園利用者の安全・安心の確保や公園施設に係るトータルコストの低減を図るため、地方公共団体における公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金　6,311 億円、防災・安全交付金　8,540 億円の内数（令和３年度国費）
社会資本整備総合交付金　5,817 億円、防災・安全交付金　8,156 億円の内数（令和４年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑬既存官庁施設について長く安全に利用するための長寿命化の推進（◎）

「インフラ長寿命化基本計画」に基づき官庁施設の老朽化対策を総合的に実施し、既存施設を徹底利活用する。これにより官庁施設をより長く安全に使用するとともに、予算の平準化やトータルコストの縮減を図る。

予算額：官庁営繕費 17，556 百万円の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑭老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（◎）

特に老朽化した公営住宅等について、居住者の安全確保のため、緊急的に更新を支援する。

予算額：地域居住機能再生推進事業　383．73 億円（令和４年度国費）
　　防災・安全交付金　8,156 億円の内数（令和４年度国費）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①業績指標の実績値のうち、令和３年度において、道路橋で 61%、舗装で 45%となっており、順調である。

②概ね順調である。令和元年度の実績値は０％であったが、令和３年度は 24%、令和４年度は 42%となっており、目標値である 100%に向けて更なる進捗を図っていく。

③順調である。令和元年度の実績値は 82%であったが、令和４年度においては 90%となっており、目標値である 96%に向けて順調に推移している。

④令和４年度においては 91．8%になっており、目標値である 92．40%の目標に向けて着実に進捗している。

⑤令和７年度の目標値が 87%のところ令和４年度の実績値は 87%となり、目標値を達成した。

⑥令和３年度の実績値は 54%であり、順調に対策が進んでいることから、Ａと評価した。防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策等を活用し、引き続き一層の支援を行っていく。

⑦令和２年の実績値は 83%であったが、令和３年度においては 84%となっており、目標達成に向けておおむね順調に推移している。

⑧過去の実績値について業績指標を達成しており順調である。

⑨令和元年度までの施設検査の結果、耐用年数を超えて使用している又は老朽化が認められるような鉄道施設については、対象となる約 180 施設のうち 35%の老朽化対策が完了し、目標達成に向けて着実に進捗している。

⑩平成 30 年度の実績値は０％であったが、令和３年度においては 42%となっており、目標値に向け順調に推移している。

⑪令和４年度末時点で、老朽化等対策が必要な航路標識 1,139 箇所のうち 702 箇所を整備済み。
　計画通りに推移していることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施した都市公園の割合は、令和元年度から令和３年度にかけて 19 ポイント増加しており、過去のトレンドを延長すると目標年度におおむね目標に近い実績を示す見込みである。

⑬過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、進捗状況は順調である。
　　＜分母＞17 件
　　＜分子＞10 件（令和４年度）

⑭初年度（令和３年度）の実績値のみでは傾向がつかめないため、Ｎと評価したが、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策等を活用し、引き続き支援を行っていく。

（事務事業等の実施状況）

①道路施設の点検・診断、修繕、更新、撤去の必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的に実施できるよう、道路インフラに係る老朽化対策の実施及び道路メンテナンス事業補助制度による老朽化対策支援を実施中。

②防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策等により対策を実施中。

③令和４年度に、道府県が管理するダムに対して、老朽化対策に係る個別補助事業（メンテナンス事業費補助）を創設し、より集中的かつ計画的な老朽化対策の支援を実施する。

④砂防関係施設に長寿命化にあたり、事後保全からライフサイクルコストの縮減等を考慮した予防保全へと移行していくため、平成 31 年度に「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）」改訂し、予防保全型の維持管理を推進している。合わせて、「砂防関係施設点検要領（案）」に基づき、施設点検による健全度を把握している。インフラ長寿強化計画に基づき実施される「老朽化対策（更新、改築、修繕）」について、個別補助事業（砂防メンテナンス事業）を令和 4 年度に創設し、地方公共団体に対して集中的・計画的な支援を実施。

５か年加速化対策においても、インフラ長寿命化計画に基づき砂防施設の長寿命化対策を重点的に実施している。

⑤海岸に存在する事後保全段階の海岸堤防等の着実な修繕・更新に取り組んでいるところである。

⑥平成 28 年度に計画的な改築更新や点検・調査を支援するため、予算制度として「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設し、この支援制度に基づき、点検・調査、修繕・改築等の計画策定から対策までの一連のプロセスを計画的かつ重点的に取り組んでいるところである。引き続き、令和 7 年度の目標値の達成に向けて支援を行っていく。

⑦予防保全型維持管理の実現に向けた老朽化対策を推進し、平時・災害時の海上ネットワークの維持、港湾施設の安全な利用等を確保すべく、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組情報を踏まえ、施設の更新を推進。

防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策　予算額：

港湾整備事業　85,163 百万円の内数（令和２年度補正）

港湾整備事業　63,888 百万円の内数（令和３年度補正）

港湾整備事業　73,207 百万円の内数（令和４年度補正）

⑧定期的な点検等により劣化・損傷の程度や原因を把握し、老朽化の進んでいる施設について、効率的かつ効果的な更新・改良を実施している。

⑨令和２年度において、16 事業者の老朽化対策について補助を実施した。

令和３年度において、13 事業者の老朽化対策について補助を実施した。

令和４年度において、14 事業者の老朽化対策について補助を実施した。

⑩令和３年６月に第２次インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知した。

⑪72 基（令和３年度：36 基、令和４年度：36 基）の航路標識の整備を実施。

⑫地方公共団体における公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の改築等の取組に対し、公園施設長寿命化対策支援事業を含めた社会資本整備総合交付金により支援を実施している。

⑬令和４年度は、５施設について長寿命化対策工事が完了した。

⑭耐震性がない、劣化しているなど特に老朽化した高経年の公営住宅について、地方公共団体が実施する建替事業を支援することにより、建替えを促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①業績指標の実績については、令和３年度において、道路橋で 61%、舗装で 45%となっており、目標値に向け順調に推移していることから、Ａと評価した。
　引き続き、令和７年度までの道路橋における目標値 73%、舗装における目標値 100%に向け、点検・診断、修繕、更新、撤去の必要な対策を着実に推進する。

②業績指標の目標値である令和７年度 100%に対して、令和３年度実績値は 24%、令和４年度実績値は 42%である。これまでは内水排除施設等の長寿命化対策の設計をメインに進めていたが、今後は、設計が完了した施設の工事を実施していくため、令和７年度へ向けて進捗の向上が想定されることから、Ａと評価した。引き続き、目標達成に向けて着実に老朽化対策を推進するとともに、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を活用し、施策を推進していく。

③業績指標の令和４年度実績値は 90%であり、目標値である令和７年度 96%に対して順調に推移しているため、Ａと評価した。引き続き、目標達成に向けて着実に老朽化対策を推進するとともに、道府県管理ダムの老朽化対策の円滑な事業実施のため「ダムメンテナンス補助制度」を活用し、支援を行っていく。

④解消率については、修繕工事が完了した箇所を計上しており、修繕工事の着手段階や施工中の箇所は計上していない。施工中等の箇所が多いことから解消率は微増であるが、稼働中の修繕工事が完了することで、令和７年度に向けて解消率が増加して、目標値である令和７年度 92．4%に到達すると想定されることから、Ａ評価とし、既存施策を引き続き推進していく。

⑤令和４年度に、目標値である 87%を達成したことからＡと評価とした。中長期的に、事後保全段階の海岸堤防等の修繕・更新率が 100%となるよう、推進していく。

⑥業績指標の令和３年度の実績値は 54%となっており、目標達成に向け順調に推移していることからＡ評価とした。
　老朽化施設の割合の増加や予算の制約といった課題を踏まえ、今後も地方公共団体の円滑な事業実施を支援するため、「下水道ストックマネジメント支援制度」や「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を活用し、令和７年度の目標値の達成に向けて一層の支援を行っていく。

⑦業績評価の令和３年度実績値は 84%であり、目標値である 87%に対して順調に推移しているため、Ａ評価とし既存の政策を引き続き推進していく。

⑧業績指標については、100%という状態であり、着実かつ効率的・効果的な維持保全を実施しているため、Ａ評価とした。
　引き続き既存対策を着実に推進していく。

⑨目標値に向け順調に推移していることから、Ａと評価した。引き続き、令和７年度における目標達成に向けて着実に老朽化対策を推進していく。

⑩インフラ長寿命化計画（行動計画）の措置が必要な施設の修繕率が令和３年度の実績値で４２％となっており、目標年度までには目標値に達すると見込まれるため、Ａと評価した。今後も引き続き、長寿命化対策を推進する。

⑪過去実績値のトレンドを単純に延長しても目標値にはやや到達しない状況だが、これは、計画期間の初期に本施策以外に重点的に予算を配分する必要があったため実績の伸びがゆるやかとなったものである。今後は、本施策に重点的に予算を配分する計画であり、それにより、目標年度までに目標値に達すると見込まれるため、A 評価とした。引き続き、目標達成に向けて着実に老朽化対策を推進していく。

⑫公園施設長寿命化計画に基づく対策を実施した都市公園の割合は、着実に伸びているもののトレンドからみて目標値の達成に至らないと判断されることから、「B」と評価した。要因としては、市区町村では管理する都市公園が多く、予算等の制約から緊急度の高いものを優先し、計画に位置づけられた全ての都市公園を対策できていないものと考えられる。そのため、交付金である公園施設長寿命化対策支援事業や、主に市区町村が管理する交付要件を満たさない小規模な都市公園に対して公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）において支援可能であることを全国都市公園主管課長会議などで周知し、都市公園の計画的なメンテナンスの推進を図る。

⑬業績指標については、令和４年度に 59%を達成し、順調に推移していると考えられるため、A と評価した。今後も引き続き、長寿命化対策を推進する。

⑭初年度（令和３年度）の実績値のみでは傾向がつかめないため、Ｎと評価した。引き続き、令和７年度における目標達成に向けて着実に老朽化対策を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

総合政策局社会資本整備政策課

①道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室（室長　木村 康博）
②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室（課長　豊口 佳之）・治水課（課長　林 正道）
③水管理・国土保全局河川環境課流水管理室(課長　豊口 佳之)
④水管理・国土保全局保全課（課長　城ヶ﨑 正人）
⑤水管理・国土保全局海岸室（室長　田中 克直）／港湾局海岸・防災課(課長　神谷 昌文)
⑥水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長　石井 宏幸）
⑦港湾局技術企画課（課長　魚谷　憲）
⑧航空局空港技術課（課長　佐藤　敬）
⑨鉄道局施設課（課長　森 信哉）
⑩自動車局総務課企画室（室長　阿部 雄介）
⑪海上保安庁交通部企画課（課長　江原 一太朗）/交通部整備課（課長　冨田 英利）
⑫都市局公園緑地・景観課（課長　伊藤 康行）
⑬大臣官房官庁営繕部計画課（課長　佐藤 由美）
⑭住宅局住宅総合整備課（課長　鈴木 あおい）
関係課：

業績指標９４
リート等の資産総額 ＊

評　価

A (P)	目標値：40 兆円（令和 12 年度） 実績値：集計中（令和 4 年度） 27 兆円（令和 3 年度） 初期値：25 兆円（令和 2 年度）

（指標の定義）
Ｊリート（注１）、私募リート（注２）、不動産特定共同事業（注３）の資産総額の合計額
（注１）　Ｊリート（不動産投資法人）とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品のうち、証券取引所に上場しているものを指す。
（注２）私募リートとは、Ｊリート（注１）と同様の仕組みで組成される不動産投資法人であるが、証券取引所に上場していないものを指す。
（注３）　投資家から出資を募って、許可を受けた不動産会社等（不動産特定共同事業者）が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。

（目標設定の考え方・根拠）
〔目標設定の考え方〕
不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、強い経済、一億総活躍社会を支える不動産ストックの形成・再生・活用にとって不可欠の課題であるとの認識のもと、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日　閣議決定）において以下の通り記載があることから、業績指標として採用している。
「優良な不動産ストックの形成等のため、2030 年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022 年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023 年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG 投資の促進を図る。」（Ⅲ　１　（３）　②）
〔根拠〕
Ｊリート、私募リート、不動産特定共同事業それぞれにおいて、引き続き、過去の平均増加額を維持して成長し続けると仮定して、2030 年頃までにリート等の資産総額が 40 兆円となることを目標値とした。

（外部要因）
金融市場の動向、国内・海外の景気動向、企業の成長性の高い資産への転換の動向、新型コロナウイルス感染症流行の影響
（他の関係主体）
金融庁（「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管、「不動産特定共同事業法」を共管している）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」フォローアップ（令和 4 年 6 月 7 日　閣議決定）
「優良な不動産ストックの形成等のため、2030 年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022 年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直すとともに、2023 年度中に不動産分野 TCFD 対応ガイダンスの改訂等により、リート等のアセットタイプの多様化や不動産投資市場における ESG 投資の促進を図る。」（Ⅲ　１　（３）　②）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
２２兆円	２３兆円	２５兆円	２７兆円	集計中

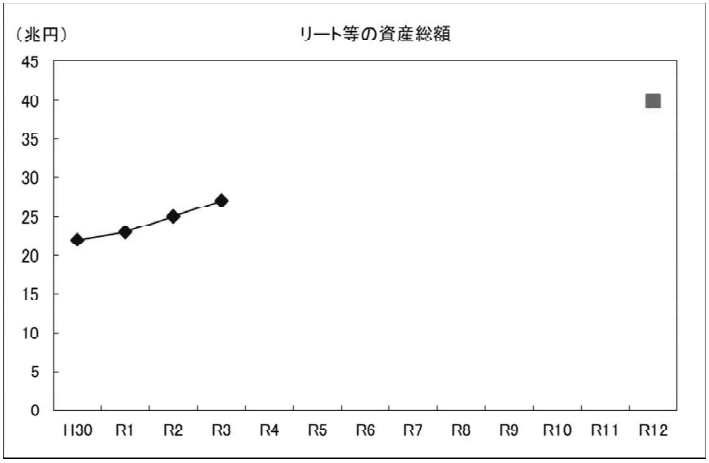

主な事務事業等の概要

・不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワーク形成促進（令和３年度予算額：7.8 百万円）

地域の活力を維持していくためのにぎわい施設の整備や、多核連携型の都市形成を持続的に進めるためには、地元資金を募りつつ、既存の不動産ストックや公的不動産（PRE）等、地域の遊休・低未利用不動産を地域資源として活用することが必要であるが、事業資金の確保が課題となる場合も存在する。その場合、不動産特定共同事業（FTK）を始めとする不動産証券化手法を活用することにより、地元資金を含む資金を円滑に確保し、地域の遊休・低未利用不動産の活用を図っていくことが有効であるが、特に地方においては、不動産証券化手法に関し、関係者間のネットワークやノウハウの不足が課題となっている。このため、PRE 等の証券化に関する地方公共団体・事業者等のマッチングの促進や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた不動産証券化事業の実施支援、土地・建物を賃借する不動産特定共同事業に係るモデル約款の作成を行う。

・新しい時代の流れに応じた不動産投資市場の形成促進（令和４年度予算額：8.1 百万円）

人口減少・少子高齢化等を要因に、全国で遊休不動産が増加する中、地方創生実現のため、民間資金の活用による遊休不動産の再生・活用が求められる。一方、地域のまちづくりに資するクラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業の事例の蓄積・横展開が不足していることや、また、地域の不動産業者をはじめとする民間企業や地方公共団体に、専門的なノウハウ及び知識を有する者は少ないことが課題となっている。このため、クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業に関するセミナーの開催や専門家派遣等の支援事業、実務手引書の作成を行う。

・Ｊリート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置（登録免許税・不動産取得税）

Ｊリート及び特定目的会社が取得する不動産について、以下の措置を講じることにより、不動産の証券化を推進して更なる民間資金の活用を促し、優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化を促進する。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減（本則２％→1.3％）

【不動産取得税】課税標準から 3/5 控除

（令和３年度減収額：9,124 百万円、令和４年度減収額（見込み）：7,108 百万円）

・不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置（登録免許税・不動産取得税）

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について、以下の措置を講じることにより、地域経済の活性化や国際競争力の強化にも資する優良な都市ストックの形成を促進するとともに、地域における小規模不動産の再生等を促進し、地域における資金の好循環を構築する。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減（本則２％→1.3％）、保存登記に係る税率を軽減（本則 0.4％→0.3％）

【不動産取得税】課税標準から 1/2 控除

（令和３年度減収見込額：51.6 百万円、令和４年度減収見込額：集計中）

・ヘルスケアリートガイドラインの見直し

新しい資本主義実行計画フォローアップ（令和４年６月７日閣議決定）において、「優良な不動産ストックの形成等のため、2030 年頃までにリート等の資産総額を約 40 兆円とすることを目標とし、2022 年度中にヘルスケアリートの活用に係るガイドラインを見直す」ことを掲げている。ヘルスケアリートによるヘルスケア施設の取得促進を目的

として、「高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン」（平成 26 年 6 月策定。以下「ヘルスケアリートガイドライン」という。）の見直しを行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和４年度のリート等の資産総額は 28 兆円（P）となり、年度ごとの想定値である約 28 兆円と同水準で、順調に増加していると考えられる。

・各年度におけるリート等の資産総額は、不動産市場のみならず金融市場の影響を大きく受けるものであるため、市場サイクルによる変動はあるものの、アセットタイプの多様化や ESG 資金の呼び込み等に取り組んでおり、目標年度における目標達成は可能であると考えられる。

・加えて、令和５年度についても、地方公共団体・事業者等のマッチング等を通じ地域の価値向上に向けた不動産投資市場の形成を促進するための予算事業や、J リートや不動産特定共同事業等の不動産証券化を促進し、民間資金の活用を促す税制特例を講じており、今後もリート等の資産総額は着実に増加していくものと考えられる。

（事務事業等の実施状況）

・令和３年度には１事業者を選定し、専門家派遣等の支援による、不動産証券化を活用したモデル事業形成を促進した。また、地方公共団体、事業者、地域金融機関等の地域の関係者の情報を相互に把握できるマッチングサービスの構築・運営方法等について検討した。加えて、匿名組合契約型（サブリース）のモデル約款の作成を行った。

・令和４年度には、不動産証券化手法を活用した公的不動産（PRE）の利活用事業を検討している地方公共団体と、不動産特定共同事業等の不動産証券化手法のノウハウを持つ事業者とのマッチング支援を２件実施し、PRE の活用に向けたモデル事業形成を促進した。また、クラウドファンディングを活用した不動産特定共同事業に関する実務手引書につき検討した。

・「J リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置」については、令和４年度に登録免許税 155 件、不動産取得税 95 件、「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」については、令和４年度に登録免許税８件、不動産取得税 12 件が適用を受け、不動産証券化により民間資金の活用が促進された。

・令和４年度には、事業者等へのヒアリングを踏まえて、リートによるヘルスケア施設の取得に資するようヘルスケアリートガイドラインを改訂し、事例集の追加等を行った。また、同ガイドラインの改訂に合わせて同ガイドラインの内容を解説したハンドブックを作成した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は集計中であるが、令和４年度のリート等の資産総額は 28 兆円（P）となる見込みであり、年度ごとの想定値である 28 兆円と同水準で、目標年度の目標達成に向けて順調に増加していると考えられるため、A とした。

・地方において、不動産証券化手法に関し、関係者間のネットワーク構築不足やノウハウの不足が課題となっている。このため、令和５年度予算事業（「地域の価値向上に向けた不動産投資市場の形成促進」（令和５年度予算額 6.8 百万円））において、地域の関係者等が参画する会議を開催し、関係者間の連携体制を構築することで、地方における不動産証券化に精通した人材の育成と、質の高い不動産ストックの形成促進を図る。

・「J リート及び特定目的会社が取得する不動産に係る流通税の特例措置」及び「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」について、適用期限を令和７年３月 31 日まで延長するとともに、より多様なアセットの事業が進められるよう、「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」（地方税）について、適用対象に保育所を追加した。当該特例措置の更なる活用により、不動産証券化を推進する。

・優良な都市ストックの形成や、地域経済の活性化等を促進するためには、引き続き、不動産証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促していく必要があるため、上記事務事業等により不動産証券化の推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局　不動産市場整備課（課長　墳﨑正俊）
関係課：該当なし

業績指標９５
指定流通機構（レインズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数*

評　価	
B	目標値：２０４千件（令和７年度） 実績値：１７４千件（令和４年度） 初期値：１８８千件（令和２年度）

（指標の定義）
指定流通機構（レインズ）（注１）の売却物件に係る年度の成約報告件数（注２）
（注１） 指定流通機構（レインズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レインズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。
（注２） 指定流通機構（レインズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、既存物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、目標値は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。

（目標設定の考え方・根拠）
宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、既存物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。
目標については、平成２８年度から令和２年度にかけての成約報告件数の伸びの平均（１．７％）が、令和３年度以降５年間継続するものとした件数を当該目標値として設定した。

（外部要因）
不動産市場動向（地価・住宅価格の下落）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（平成 30 年６月 15 日）
「空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させる。」（第２章 ５．（４）⑥）
・経済財政運営と改革の基本方針 2016～600 兆円経済への道筋～（平成 28 年６月２日）
「建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。」（第２章 ３．（３））
・経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成 27 年６月 30 日）
「空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。」（第２章 ３．［２］（２））
・日本再興戦略２０１６（平成 28 年６月２日）
「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020 年頃までにリート等の資産総額を約 30 兆円に倍増することを目指す。」（第二 一．11（2） ⅰ）
・ニッポン１億総活躍プラン（平成 28 年６月２日）
「住宅の購入は、一生の中で最も高い買い物であるにもかかわらず、月日の経過とともに資産価値が低下してしまう場合が多い。住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。」（５．（６））
・まち・ひと・しごと創生基本方針 2015（平成 27 年６月 30 日）
「建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。」（Ⅲ．４（１）⑤）
【閣決（重点）】
なし
【その他】

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１８５千件	１８７千件	１８８千件	１８６千件	１７４千件

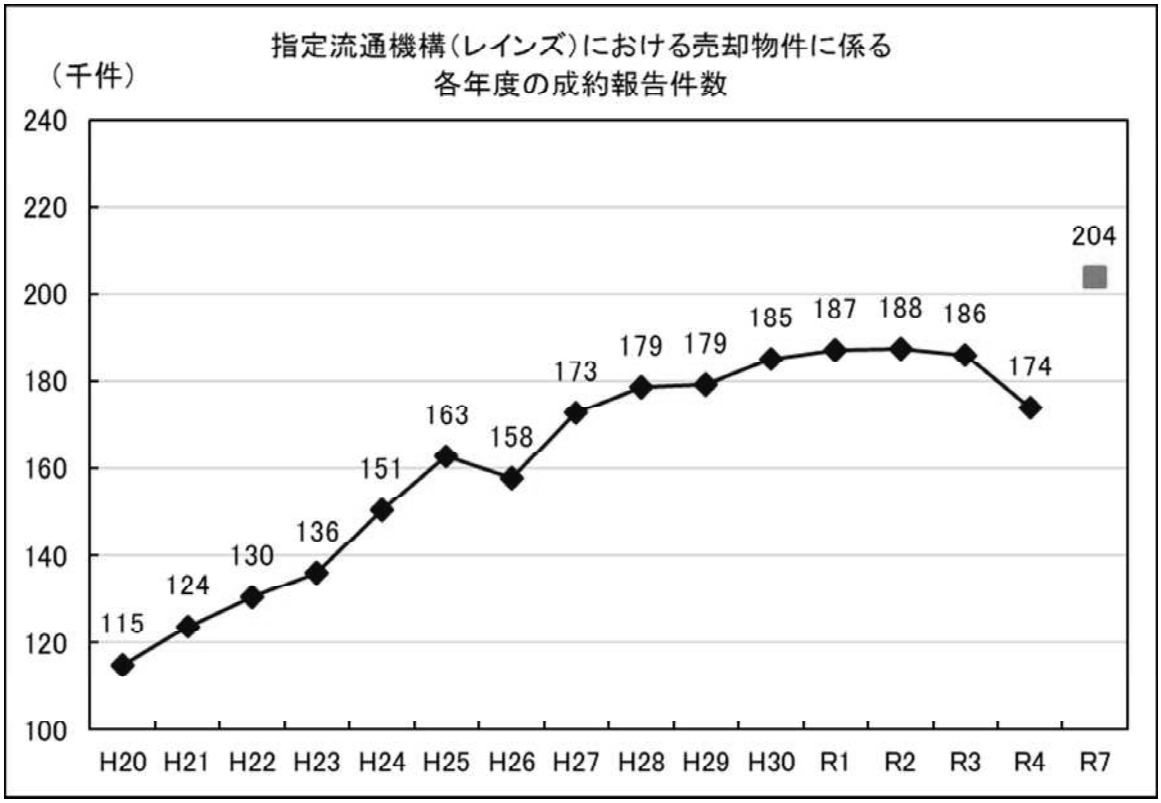

主な事務事業等の概要

・レインズ（不動産物件情報交換システム）を実際に使用する宅地建物取引業者のニーズや、住宅市場の動向を把握し、これらを踏まえてシステムの利便性等の向上を通じて、宅地建物取引業者にシステムの適切な利用を促すことにより、円滑な不動産取引の促進を図る。

・空き家等の流通・活用促進事業

空き家・空き地の円滑な流通のため、宅地建物取引業者が空き家の売買の媒介を受託する際に生じる業務の詳細及び報酬の現状について調査し、検証する。また、地方自治体に対して全国版空き家・空き地バンクへの参加促進業務を実施する。（令和４年度予算額：５，５６４千円）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は１７４千件であった。指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、平成 29 年度以降着実に伸びてきたが、近年の既存住宅市場の価格上昇等を受け、令和２年度以降はやや減少している。

併せて、平成３０年に構築した「全国版空き家・空き地バンク」について、令和４年度末時点での参画自治体数は９５６自治体、物件掲載件数は１１，５１０件、累計成約件数は約１３，６００件となっており、空き家等を含む不動産流通市場の更なる拡大・活性化に寄与していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

・レインズ（不動産物件情報交換システム）の登録物件情報の内容の更なる充実を図るため、指定流通機構、業界団体等で構成されるワーキンググループ等において、レインズにおける登録必須項目の見直し、適正な登録期間等及び情報の蓄積・利用の拡大に係る検討を実施し、登録必須項目の拡充及び任意項目の追加対応などレインズシステムの改修方針を決定した。

・空き家等の流通・活用促進事業

宅地建物取引業者に対するアンケート調査及びヒアリングを実施して、業務及び報酬に関する考え方の整理を行った。また、地方自治体向けに全国版空き家・空き地バンクへの参加促進のため、「空き家・空き地バンク導入のポイント集」等を活用してオンライン説明会を開催した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和４年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、新規登録総数（売り物件数）の減少（令和２年度１，４７２千件、令和４年度１，２４３千件）等の影響により、１７４千件と前回評価時（令和２年度）比で７．２％の減少となっていることから、Ｂと評価した。今後は、レインズへの登録義務のない取引に対しても積

極的にレインズへ登録されるよう促す等により、更なる成約報告数の増加に向けた取り組みを推進していく。
・空き家等の流通・活用促進事業
空き家等を含む既存物件の流動活性化を実現するため、引き続き、全国版空き家・空き地バンクの充実を図る。併せて、空き家・空き地等の多様な取引形態での流通活性化に係る調査や空き家・空き地等の流通促進に向けた地方自治体と関連事業者等との連携事例の収集・展開を行う。（令和５年度予算事業）

担当課等（担当課長名等）

担当課：　不動産・建設経済局不動産業課（課長　三浦　逸広）

業績指標９６
我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設・都市開発の海外受注高）＊

評　価	
N	目標値：4.0 兆円（令和 7 年度） 実績値：3.0 兆円（令和 2 年度） 初期値：3.0 兆円（令和 2 年度） ※実績値は暫定値である。（令和 5 年 5 月 10 日現在）

（指標の定義）
建設業及び不動産業の海外現地法人の売上高(経済産業省「海外事業活動調査」及び業界ヒアリングに基づき集計)及び輸出金額(海外建設協会「海外建設受注高」等の業界統計に基づき集計)

（目標設定の考え方・根拠）
新興国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長を背景に今後の更なる拡大が見込まれている。人口減少・少子高齢化の進行により国内市場の縮小が懸念される我が国において、世界の旺盛なインフラ需要を取り込み、我が国企業の受注機会の拡大を図ることは、我が国の持続的な経済成長を実現する上で、大変重要な政策である。

このような中で、本事業は、我が国建設企業及び不動産企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、我が国建設産業、不動産業の海外展開を支援するものである。

目標設定については、上記の定義に基づいた指標の過去実績値のトレンド(平成 30 年度まで)を令和 7 年度まで延長し、令和 7 年時点の目標値を設定。令和 7 年度までトレンドの海外現地法人売上高及び輸出金額の増加を維持し 4 兆円まで伸ばすことを目標とする。

（外部要因）
景気動向、相手国の政情・インフラ需要等の社会・経済情勢、新型コロナウイルス感染症による影響

（他の関係主体）
外国政府及び政府関係機関等の公共発注者
日系製造業等の民間発注者　等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
○インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 2 年 12 月 10 日経協インフラ戦略会議決定）
我が国企業が 2025 年に約 34 兆円のインフラシステムを受注することを目指す。
【閣決（重点）】
○社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】
【過去の実績値】の平成 30 年度・令和元年度については、令和 3 年度以降の目標設定の根拠としている「インフラシステム海外展開戦略 2025」（令和 2 年 12 月 10 日経協インフラ戦略会議決定）策定以前の段階における数値であるところ、「インフラシステム輸出戦略」（平成 25 年 5 月 17 日経協インフラ戦略会議決定）の KPI における指標の定義に基づき集計した数値を記載。
業績目標の初期値については、「インフラシステム海外展開戦略 2025」の KPI における指標の定義に基づいた推計値を記載。

過去の実績値（※実績値は暫定値である。（令和 5 年 5 月 10 日現在））　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
19,375 億円	20,609 億円	30，000 億円	集計中	集計中

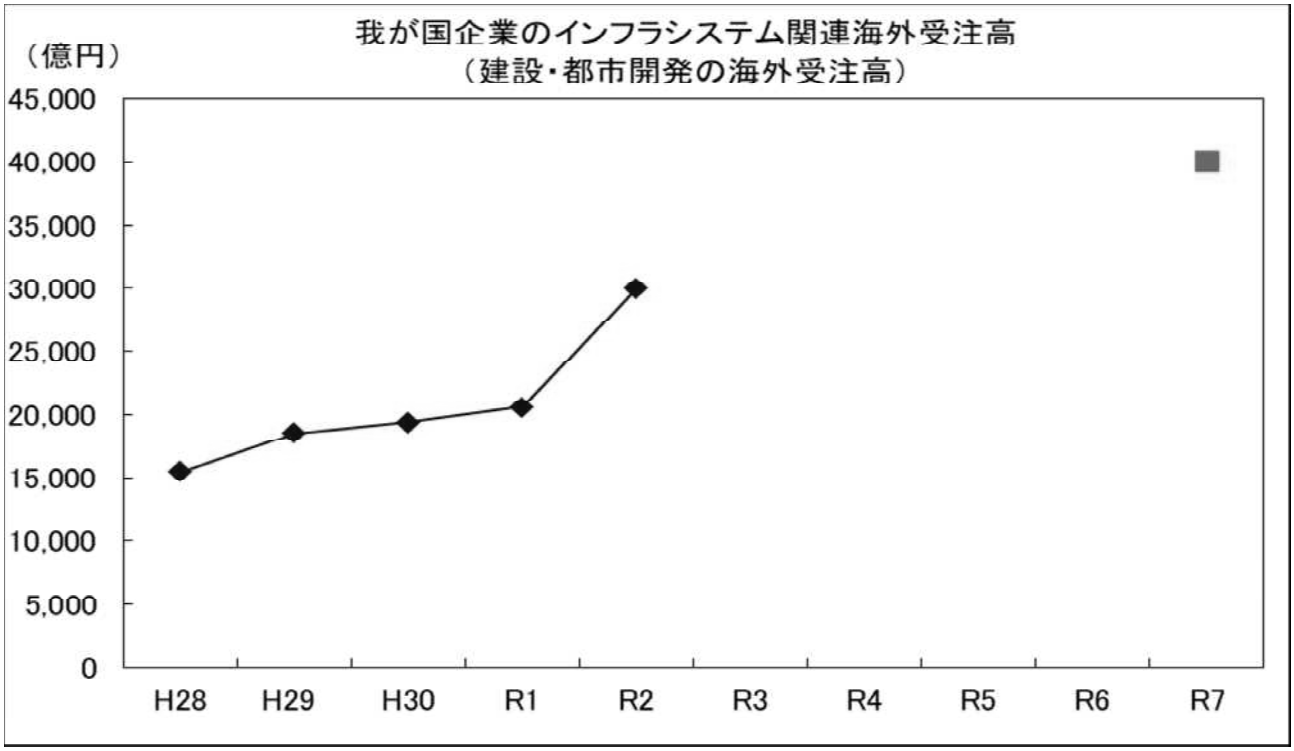

主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

① ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府間でしかなし得ない我が国企業のビジネス環境整備を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

・我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の政府間プラットフォームを構築し、関係を強化

・我が国に準じた関連制度の導入等による我が国企業が参入しやすい環境作りに寄与

・多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用した取引ルール等の確立　等

② ビジネス機会の創出支援

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会の創出を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

・中堅・中小建設企業海外展開推進協議会(JASMOC)を通じた中堅・中小企業の海外進出支援

・新市場において経験豊富なパートナー国の政府等と協力し、企業紹介やマッチング等を目的としたセミナーの開催

・政府間プラットフォームを活用した案件形成支援　等

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

KPI における指標の定義の変更に伴い、過去の実績値の単純比較は困難であるものの順調に推移している。

直近においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの入札予定案件について入札手続きが延期となっているだけでなく、各国の建設投資の見直し等により受注環境が大きく変化し、特に民間発注については、景気の低迷が受注に大きな影響を与えている。ただし、下記記載の多くの事業が円滑に進捗しており、かつ、世界的にも新型コロナウイルス感染症による規制の緩和への動きが広がっているため、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・ ①ビジネス環境整備

・ 我が国不動産業の海外での更なる拡大・進出にむけた事業環境整備の一環として、ベトナムでは、我が国の不動産管理の一部制度の導入検討に向けた日越両国でのワーキンググループの立ち上げに合意をした。また、タイでは、我が国の不動産企業の海外展開を総合的に支援することを目的に令和２年８月に設立したプラットフォームである「海外不動産業官民ネットワーク」の活動を通じて、我が国企業の抱える現地の課題整理及び制度改善要望を検討した。さらに、令和５年１月、ＡＳＥＡＮ諸国等新興国からの制度整備支援要

望に応えるとともに、制度整備を通じた我が国企業のビジネス環境改善を目的として、ＡＳＥＡＮ諸国等政府職員に対し我が国の関連制度や施策の紹介等を行った。

・ ②ビジネス機会創出支援

・ 中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)等を通じた海外における建設事業展開に必要な情報の共有や関係機関による支援策の情報提供、国際建設契約管理や高度外国人材活用等を題材としたセミナーの開催、ベトナム・インドネシアへの海外訪問団派遣・就職説明会等を実施した。また、平成 29 年 6 月にバングラデシュ政府との間で、同国における PPP 事業について、我が国企業が競争入札を経ずに優先交渉権を取得することができる枠組みを構築し、以後、日本企業も同席の上で政府間会合を開催し、当枠組みにおいて実施する PPP プロジェクトの特定や案件推進に係る協議を実施した。令和４年 10 月に行った第５回会合では、政府間枠組みで推進する新規プロジェクトを１件選定し、現在合計７件のプロジェクトを協議中である。また、ＰＰＰ事業等への対応力を高めるため、各国先進企業の戦略や我が国のボトルネックを整理し、国が取り得る新たな支援策や今後建設企業が取るべき方策について検討を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本業績指標は、令和２年度の初期値以降の実績値が評価書作成(令和５年８月)時点では集計できないもののため、初期値と比較可能な実績値がないことからＮと評価した。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を鑑み、我が国企業のインフラシステム関連海外受注高の拡大に向け、分野の拡大、地域の拡大、資金源や発注者の拡大等を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 不動産・建設経済局
関係課： 国際市場課(課長　川合　紀子)

業績指標９７
国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率

評　価	
B	目標値：100%（令和７年度末） 実績値：6.0%（令和４年 10 月） 初期値：2.6%（令和３年 10 月）

（指標の定義）
国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率

（目標設定の考え方・根拠）
建設キャリアアップシステムを有効に活用するためには、同システムにあまねく工事・技能労働者が登録される必要があるため、令和７年度末までに国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入率を１００％とすることを目標とする。

（外部要因）

（他の関係主体）
国・都道府県・市町村（公共発注者）

（重要政策）
【施政方針】
・なし

【閣議決定】
・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和４年５月２０日閣議決定）
技能労働者の有する資格や現場の就業履歴等を登録・蓄積する建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の活用は、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境の整備に資するものであることから、公共工事の適正な施工を確保するために、国は、その利用環境の充実・向上や利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、各省各庁の長等は、公共工事の施工に当たって広く一般にその利用が進められるよう、現場利用に対する工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずるものとする。（第２．５．（６））

・新しい資本主義実行計画（令和４年６月７日閣議決定）
2022 年度中に、公共事業発注者が発注工事現場における技能労働者の週休２日の履行状況を効率的に確認できるよう建設キャリアアップシステムの改修を行うとともに、当該システムを活用した技能レベルに応じた賃金支払の普及、施工能力の見える化等を進める。（第Ⅲ．１（３）②）

・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日閣議決定）
建設キャリアアップシステムや施工時期の平準化による処遇改善等や、全ての建設工事について安全管理の徹底を図ること等により建設産業の担い手の育成・確保を図る。（第４章３.）

【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日閣議決定）「第３章に記載あり」

【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	－	2.6%	6.0%

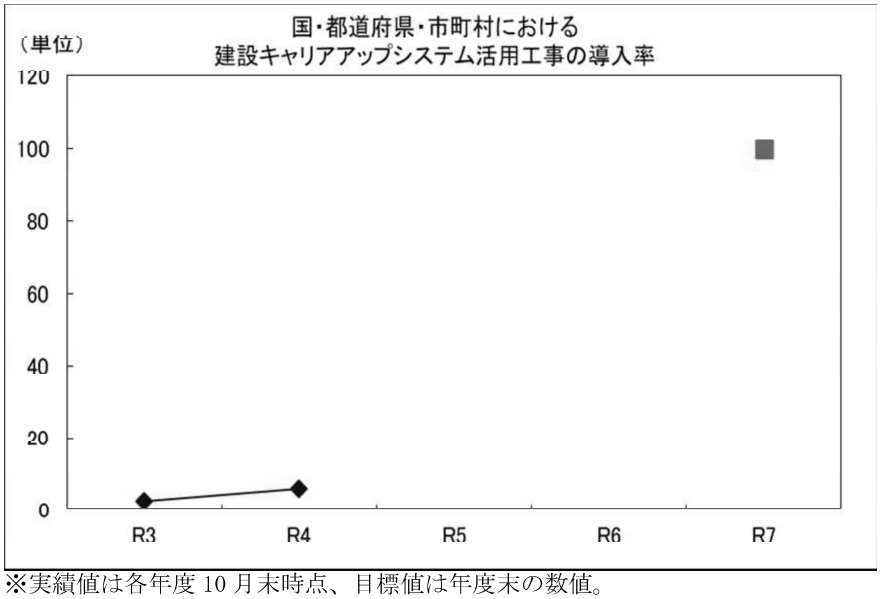

※実績値は各年度 10 月末時点、目標値は年度末の数値。

主な事務事業等の概要

建設キャリアアップシステム（以下 CCUS）や不適正な請負契約を防ぐツール（働き方自己診断チェックリスト）について、全国各地で説明会を実施し、建設キャリアアップシステムの導入促進や社会保険の加入を含む適正な雇用関係への誘導を行う。

公共工事において率先して CCUS の活用を促す見地から、国や地方公共団体等が発注する工事において、CCUS の活用状況を評価するモデル工事の実施や総合評価落札方式における加点等の取組の促進を図るべく、CCUS ブロック別連絡会議などを通じて取組依頼を実施するとともに、システムについても改良を行うことなどによって、その活用促進に努めている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

全公共事業発注者(1,931) を母集団とした導入済み割合を算出しているが、そのうち 1,661 と多くを占める市区町村での導入が進んでいないことから、令和 4 年度の実績値は 6.0%という数値になっている。

（事務事業等の実施状況）

令和４年度においては、CCUS ブロック別連絡会議を東北・北海道、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄の 8 ブロックで開催、建設業団体と地元都道府県等で情報共有・意見交換を実施した他、個別の説明会開催などを通じて、未導入都府県ならびに政令指定都市に対して積極的に働きかけを行ったことで、新たに 11 府県、6 政令市が活用施策の導入に至っている。

また、公共事業の発注者がより CCUS を活用しやすくなるように、施工体制台帳等の閲覧、CCUS の利用状況の確認、工期内における技能者の週休２日の達成状況の確認ができるようにシステム改修を実施し、令和 4 年 12 月より供用を開始している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績目標について現時点のペースのまま進捗した場合、目標年度には目標が達成されないため、Ｂと評価した。

CCUS の活用工事は令和５年３月末時点で 39 道府県（導入率：83%）、17 政令市（同：85%）で導入されており、CCUS の利用現場拡大の働きかけや、ブロック別連絡会議などをはじめとした公共事業発注者への直接の働きかけ等、国土交通省が直接働きかけを実施した大規模自治体から順に導入が進んできている状況にある。

一方、市区町村についても通知等による働きかけを行ってきているものの、令和４年 10 月末現在で 60 自治体と、全 1,721 自治体のうち 3.5%の導入にとどまっている。こうした発注者に対しては、新たに都道府県公共工事契約制度運用連絡協議会などで国土交通省から直接働きかけを行うとともに、専用のサポート窓口の設置、業界団体による働きかけの強化等による重点的な対応を行ってまいりたい。

担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局 建設市場整備課（課長 西山 茂樹）

業績指標９８

統計の利用状況 ＊（①e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数、②調査票情報の二次利用申請件数、③国土交通統計全体でのオンライン回答率）

評　価	
①　A ②　B ③　A	①　目標値：約２，３５５，０００件（令和４年度） 実績値：約２，７１８，０００件（令和４年度） 初期値：約１，２７７，０００件（平成２９年度） ②　目標値：約４４０件（令和４年度） 実績値：約３３０件（令和４年度） 初期値：約２６０件（平成２７年度） ③　目標値：約　４５％（令和６年度） 実績値：約　５０％（令和４年度） 初期値：約　３４％（令和２年度）

（指標の定義）

市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、統計の利用状況（e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数、調査票情報の二次利用申請件数、国土交通統計全体でのオンライン回答率）を指標とする。

（目標設定の考え方・根拠）

統計調査結果については、政府統計の総合窓口：e-Stat（https://www.e-stat.go.jp/）等を通じて、電子的な形等により統計データを提供しており、e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数及び調査票の二次利用申請件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。

また、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、統計調査業務の効率化等を実現するため、国土交通統計のオンライン回答率を把握し、オンライン化の更なる促進のための指標とする。

政府統計の総合窓口（e-Stat）における統計のアクセス件数について、令和 4 年度までの目標を平成 29 年度より約 1.8 倍増の 2,355,000 件とすることを目標とした。

調査票情報の二次利用申請件数については、統計法第 32 条及び同法第 33 条に基づき、利用者の個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計等が可能となっており、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、令和 4 年度までに平成 27 年度より約 70%増の 440 件とすることを目標とした。

オンライン化の促進に係る目標として､国土交通統計全体でのオンライン回答率について令和 2 年度より 30%増の 45%とすることにした。なお、当該オンライン回答率については、各統計のオンライン回答率の平均を用いている。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

公的統計の整備に関する基本的な計画（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）

第１　施策展開に当たっての基本的な方針

(3) ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

(5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値（①e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数*）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
約 1,202,000	約 1,310,000	約 1,775,000	約 2,142,000	約 2,718,000

過去の実績値（②調査票情報の二次利用申請件数*）				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
約 320	約 420	約 435	約 400	約 330

過去の実績値（③国土交通統計全体でのオンライン回答率*）				（年度）
Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６
34%	41%	50%		

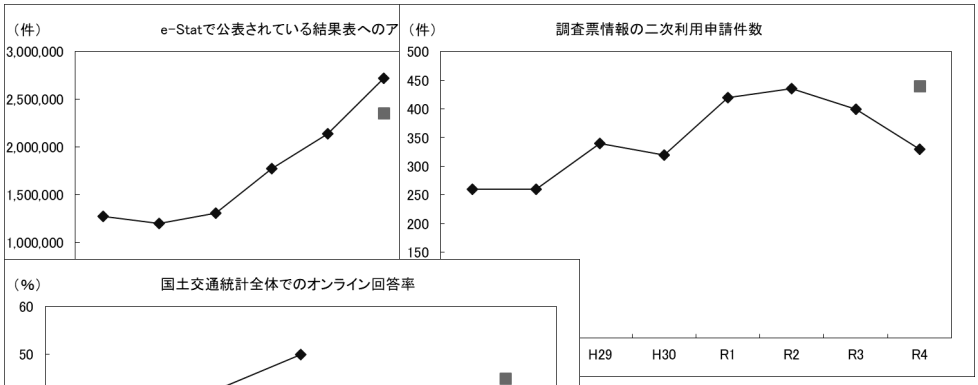

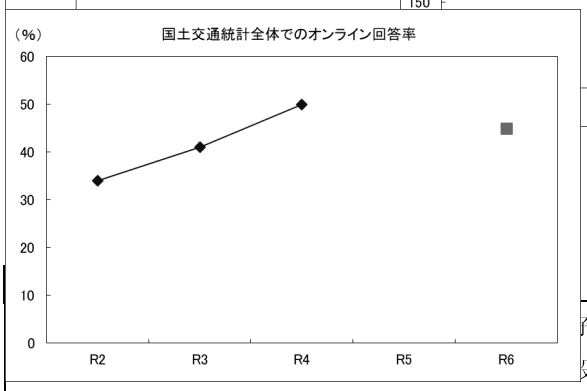

子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

設統計関係予算額	１８７，３７８千円（令和２年度）
	３３７，８１４千円（令和４年度）
交通統計関係予算額	３７８，５４０千円（令和２年度）
	３９１，２３５千円（令和４年度）
大都市交通センサス予算額	９７，８３１千円（令和２年度）
	３０，０００千円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数について、令和４年度末の実績値は約 2,718,000 件であり、目標値を達成している。

調査票情報の二次利用申請については、R４年度実績においては減少となっているところ。

オンライン回答率については、順調に増加し、目標年度前に目標を達成した。

（事務事業等の実施状況）

市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより、情報の充実を図った。

調査票情報の二次利用申請については、調査票情報等の学術研究などへの活用についてホームページへ案内を掲載し周知を図った。

オンライン回答率については、各統計において環境整備を順次進め、報告者利便の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標「e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数」について、令和４年度末の実績値は約 2,718,000 件であり、目標値を達成していることから、A と評価した。

業績指標「調査票情報の二次利用申請件数」については、令和４年度末の実績値は約３３０件であり、目標値を達成していないため、Ｂと評価した。

業績指標「オンライン回答率」について、令和４年度末の実績値は約５０％であり、目標年度前に目標値を達成していることから、A と評価した。

今後も引き続き、統計調査を効果的・効率的に実施、結果の公表を推進していくと共に、調査票情報の二次利用申請への提供の早期化を図りつつ、より一層の活用、利用拡大を図っていく。また、各統計においてオンライン回答が可能な環境整備を進め、統計報告者の利便性のさらなる向上を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報政策課（課長　桑田　龍太郎）
関係課：総合政策局情報政策課建設経済統計調査室（室長　中野　晶子）
　　総合政策局情報政策課交通経済統計調査室（室長　内田　謙一）
　　総合政策局交通政策課（課長　真鍋　英樹）

業績指標９９
地籍調査の進捗率（①優先実施地域での進捗率、②地籍調査対象地域全体での進捗率）　＊

評　価

①　B ②　B	目標値：①８７％、②５７％（令和１１年度） 実績値：①８０％、②５２％（令和３年度） ※令和４年度については集計中 初期値：①７９％、②５２％（令和元年度）

（指標の定義）
①　地籍調査の優先実施地域の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合
②　地籍調査対象地域全体の面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合
地籍調査実施地域の面積について、初期値は令和元年度までの実施面積。
地籍調査実施地域の面積には地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。

（目標設定の考え方・根拠）
第７次国土調査事業十箇年計画（令和２年５月 26 日閣議決定）においては、新たな調査手続や効率的な調査手法の導入により、第６次十箇年計画における実績事業量（約 10,000 ㎢）を勘案して、10 年間に実施すべき地籍調査の調査面積を 15,000 ㎢と設定するとともに、優先実施地域※を中心に地籍調査を実施するものとし、これまで用いていた「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示した。
これにより、優先実施地域での進捗率を全国で７９％（令和元年度末時点）から８７％（令和１１年度末時点）とし、地籍調査対象地域全体での進捗率を全国で５２％（令和元年度末時点）から５７％（令和１１年度末時点）とすることを目標とする。
※優先実施地域：土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域（大規模な国・公有地、手を入れる必要のない天然林等）を除く地域

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
○国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）
○国土調査法施行令（昭和２７年政令第５９号）
○国土調査促進特別措置法（昭和３７年法律第１４３号）
○国土調査促進特別措置法施行令（昭和４５年政令第２６１号）
○国土調査事業十箇年計画（令和２年５月２６日閣議決定）
○経済財政運営と改革の基本方針２０２２（令和４年６月７日閣議決定）
・「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和４年５月２７日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）における地籍調査（略）の促進等。（第４章３．※１５５）
○都市再生基本方針（平成１４年７月１９日閣議決定　令和４年１０月２５日一部変更）
・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。（第２の２都市再生に関する施策の基本的方針）
・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（同上）
○首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成２６年３月２８日閣議決定　平成２７年３月３１日一部変更）
・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は、円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する（７（２）③シ）
○地理空間情報活用推進基本計画（令和４年３月１８日閣議決定）
・災害復旧の迅速化に資するよう、土地境界等を明確にしておく地籍整備を推進する。（第Ⅱ部１．（１）①ａ））
・国土の実態を適正に把握するため、（略）対象地域全体での地籍調査進捗率を令和１１年度で５７％とする等の目標に基づく地籍整備の推進（略）を着実に行う。（第Ⅱ部４．（１）①）
○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ（令和４年６月７日閣議決定）
・地籍調査について、より円滑かつ迅速に推進する方策を検討し、所要の措置を講ずる（略）（Ⅲ１．（３）②）
○国土強靭化基本計画（平成３０年１２月１４日閣議決定）
・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。（第３章２（１２））
○土地基本方針（令和３年５月２８日閣議決定）・国土調査事業十箇年計画（令和２年５月２６日閣議決定）に基づき、新たな調査手続の活用や地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入の促進による地籍調査の円滑化・迅速化を図り、土地に関する基礎的情報である境界の明確化を推進することで、所有者不明土地の発生抑制に貢献する。（第二３．（２））
・防災やまちづくりの観点からも重要な地籍調査について、国土調査事業十箇年計画に基づき、筆界案の公告による調査、現地立会いによらず図面等を用いた境界の確認など、所有者が所在不明の場合や遠隔地居住等の場合でも調査が進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査、山村部におけるリモートセ

ンシングデータの活用など、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、調査の円滑化・迅速化を図る。（第四１.）
・リモートセンシングデータを活用した山村部における効率的な地籍調査の導入を促進する（略）（第五５.）
・地籍調査における現地立会いによらず図面等を用いて境界を確認する調査手続の活用やリモートセンシングデータを活用した調査手法の導入の促進（略）（第五６.）
○防災・減災・国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年１２月１１日閣議決定）
・防災・減災の基盤となる地籍調査重点対策（第２章１（１））
【閣決（重点）】
○社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日閣議決定）「第３章に記載あり」
・事前防災や被災後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査の推進（第３章第２節１.）
（参考）・地籍調査の対象地域全体での進捗率　Ｒ元年度５２％ → Ｒ１１年度５７％
・地籍調査の優先実施地域での進捗率　Ｒ元年度７９％ → Ｒ１１年度８７％
・社会資本整備を円滑かつ効率的に進める上で、地籍整備の実施による土地境界の明確化など、土地に関する情報の整備は不可欠であり、いわば社会資本整備のためのインフラとも言えるものである。国土調査事業十箇年計画に基づき、社会資本整備等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。（第４章第５節）
【その他】
○東日本大震災からの復興の基本方針（平成２３年７月２９日東日本大震災復興対策本部決定）
・土地の境界の明確化を推進する（５（１）③（ⅳ））
○所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和４年５月２７日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）
・土地の適切な利用の基礎データとなり、登記にも反映される地籍調査に関し、令和２年の国土調査法等の改正により導入した新たな調査手続・調査手法の普及のための職員の派遣等、地籍調査を円滑かつ迅速に実施するための地方公共団体への支援を推進するとともに、必要な予算の確保に努め、地方公共団体の取組を後押しする。さらには、第７次国土調査事業十箇年計画の中間年（令和６年）で行うこととされている計画の検証・見直しを見据え、調査手法等の改善に係る地方公共団体や民間事業者等のニーズを汲み取り、これを踏まえて、国と地方の役割分担を含め、関係省庁が連携しつつ、より円滑かつ迅速に地籍調査を推進する方策について検討し、当該計画の目標の達成に向けた所要の改善措置を講じる。（３）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	①　７９％ ②　５２％	①　７９％ ②　５２％	①　８０％ ②　５２％	①　集計中 ②　集計中

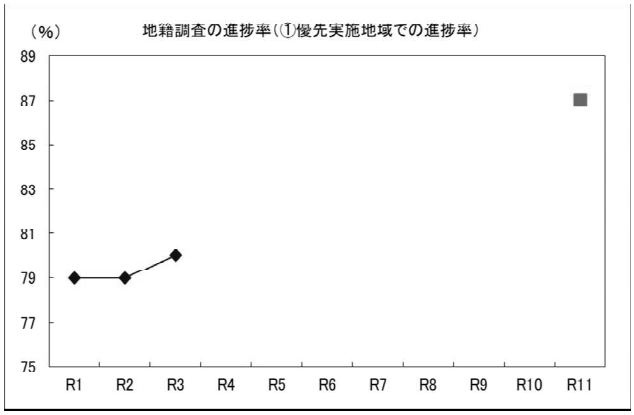

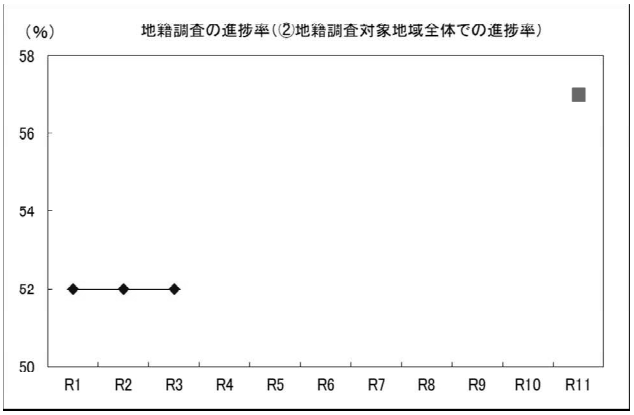

主な事務事業等の概要

①地籍調査（◎）　令和３年度予算額：10,700,000 千円、令和４年度予算額：10,550,000 千円
※令和３年度予算額のうち 5,090,000 千円、令和４年度予算のうち 5,090,000 千円は社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分。

地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆毎の土地について、所有者、地目、地番を調査するとともに、境界の測量、面積の測定を行い、その結果を、地図（地籍図）及び簿冊（地籍簿）にまとめるものである。地籍調査の実施主体は地方公共団体等（主に市町村）であるが、地籍調査に係る経費の一部については国が負担することと定められていることから、都道府県に対し、地籍調査費負担金等を交付し、市町村等による地籍調査を推進する。

②基本調査（◎）　令和３年度予算額：200,000 千円、令和４年度予算額：185,000 千円

基本調査は国土調査法に基づいて実施しており、基本調査の成果は、市町村等により実施される後続の地籍調査の

基礎情報として活用される。令和２年度から、効率的な調査手法により地籍調査の基礎となる情報を整備し、当該手法の活用事例を蓄積・普及させることで、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入推進を図るための調査を行っている。

③地籍整備推進（◎）　令和３年度予算額：157,014 千円、令和４年度予算額：143,814 千円

国土調査法第 19 条第５項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指定し、地籍整備に積極的に活用している。特に、都市部における地籍調査の進捗が遅れているため、平成 22 年度から都市計画区域内等を対象として、国が必要な助成（地籍整備推進調査費補助金）を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

④基準点測量等（◎）　令和３年度予算額：51,269 千円、令和４年度予算額：49,265 千円

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に、国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施している。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることが可能となる。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度は、第７次国土調査事業十箇年計画の策定から３年が経過したものの、目標達成に向けた顕著な効果が発現していない。令和４年度の実績値は集計中であるが、過年度と同程度の予算規模であったことから、地籍調査の進展度が前年度のペースを大きく上回るというような変化は生じていないものと推測される。進捗率は直近の令和３年度末時点において、優先実施区域で 80%まで到達していることから、権利関係が複雑な都市部や地形な急峻な山村部といった調査に労力を要する地域が残っており、地域の状況に応じて効果的な調査をより一層推進していく必要がある。

（①　全数 188,694 ㎢、現状（令和３年度末時点）150,153 ㎢）※令和４年度については集計中
（②　全数 287,966 ㎢、現状（令和３年度末時点）150,153 ㎢）※令和４年度については集計中

（事務事業等の実施状況）

①　地籍調査
・地籍調査による政策効果を考慮し、より効果的な地籍調査が実施されるよう、重点分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）の施策と連携した地籍調査を重点的に支援した。

②　基本調査
・市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗の遅れている都市部及び山村部の地籍整備を推進するとともに、効率的な調査手法について、活用事例の蓄積・普及を行った。

③　地籍整備推進
・国土調査法第 19 条第５項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用を促進し、地籍整備を推進するとともに、令和５年度から 19 条６項に基づく市町村による代行申請ができるように補助要件を拡充し、更なる活用促進を図った。

④　基準点測量等
・地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。なお、平成 29 年度より、ＧＮＳＳ測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入したＧＮＳＳ測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４年度は、第７次国土調査事業十箇年計画の策定から３年から経過したものの、目標達成に向けた顕著な効果が発現していないことから、Ｂ評価とした。
今後も引き続き、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、同計画に基づき、地籍調査の円滑化・迅速化を

図る。
具体的には、所有者探索のための固定資産課税台帳等の情報の利用、筆界案の公告による調査、地方公共団体による筆界特定の申請など、所有者不明等の場合でも調査を進められるような新たな調査手続の活用や、都市部における官民境界の先行的な調査（街区境界調査）、山村部におけるリモートセンシングデータの活用など、地域の特性や技術の進展に応じた効率的な調査手法の導入を、関係省庁において連携を図りつつ促進する。その際、有識者等の派遣や基本調査の実施による効率的な調査手法の実施事例の蓄積及びその普及、地方公共団体と法務局との連携の促進などを通じ、地方公共団体等への継続的な支援に取り組む。
この際、防災対策、社会資本整備、都市開発、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携した地籍調査を戦略的に推進する。
あわせて、国土調査法第 19 条第５項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。
さらに、地籍調査の加速化に向け、地方公共団体や民間事業者から現場のニーズ等に関するヒアリングを実施したところ。第７次国土調査事業十箇年計画の中間見直し（令和６年度）において、上記施策の実施状況を検証するとともに、当該実施状況を踏まえ、国土審議会の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」において、地籍調査の加速化に向けた検討を進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局　地籍整備課　（課長　實井　正樹）

業績指標 100
土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積*

評　価

B	目標値：１００％（令和１１年度） 実績値：５８　％（令和４年度） 初期値：４７　％（令和元年度）

（指標の定義）
土地分類基本調査の対象面積（人口集中地区及びその周辺を対象とした 38,000k ㎡）に対する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施面積の割合。土地履歴調査の面積について、初期値は令和元年度末時点の実施面積 18,000k ㎡、目標値は令和 11 年度までの実施面積 38,000k ㎡。

（目標設定の考え方・根拠）
第 6 次国土調査事業十箇年計画（平成 22 年 5 月閣議決定）において土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、東京、大阪名古屋を中心とした三大都市圏を中心に全国 18,000k ㎡を対象に調査を開始、令和元年度に完了した。

第 7 次国土調査事業十箇年計画（令和 2 年 5 月閣議決定）において、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部 20,000k ㎡を対象に調査することとしている。国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地本来の地形、過去からの土地の人工的な改変状況、土地利用の変遷及び災害履歴情報等を調査する土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和 11 年度までに調査実施面積の割合を 100%とすることを目標とする。

（外部要因）
該当なし

（他の関係主体）
該当なし

（重要政策）

【施政方針】
なし

【閣議決定】
○国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）
○国土調査事業十箇年計画（令和２年５月２６日閣議決定）
国の機関が土地分類調査の基準の設定のために行う基本調査の調査面積は、人口集中地区及びその周辺を対象に、２０，０００平方キロメートルとする。
○地理空間情報活用推進基本計画（令和４年３月１８日閣議決定）
災害リスク情報を用いた様々な分析が可能となるよう、ＧＩＳデータによる提供を進めるとともに、土地の改変状況や過去の災害履歴等を地理空間情報として整備・提供する。（第Ⅱ部１．（１）①）

【閣決（重点）】
なし

【その他】
なし

過去の実績値（%）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	４７	５３	５４	５８

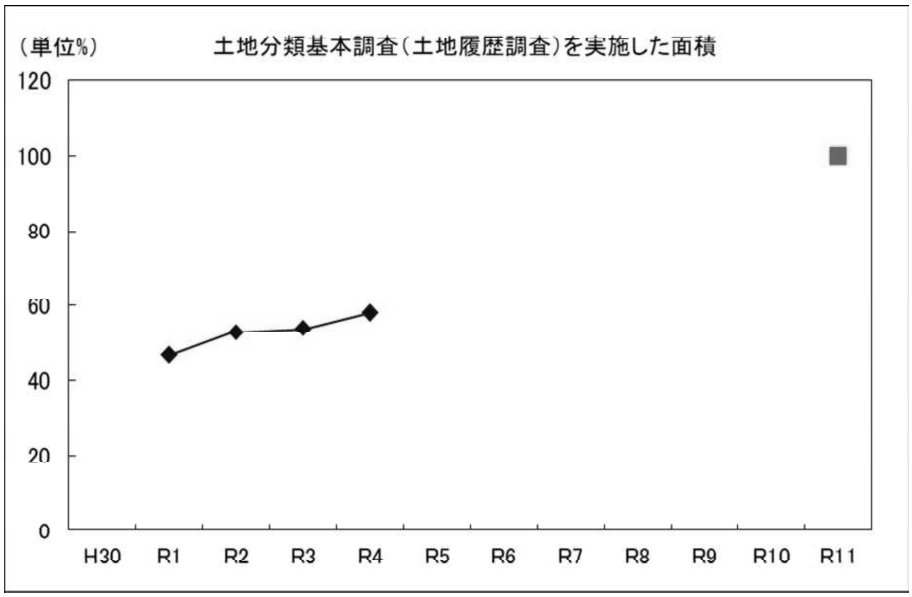

主な事務事業等の概要

土地本来の自然条件と過去に行われた地形の人工改変履歴及び過去の災害発生履歴等の土地の成り立ちに関する調査を実施し、インターネットで広く一般に提供することで、土地の安全性に関わる基礎的な情報として土地利用計画等の策定、防災対策等に資する。

予算額：３４百万円（令和３年度）

８８百万円（令和３年度補正）

４１百万円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

毎年調査は進捗している（令和４年度時点：22,268 k㎡/38,000 k㎡）ものの、目標年度に目標達成するペースでは進んでいない。

（事務事業等の実施状況）

令和４年度は、南海トラフ地震の災害想定地域を含む岡崎地区、津地区及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を含む仙台地区、水戸地区を対象として、人口集中地域や過去の災害発生履歴による災害リスク等も考慮した実施範囲を設定し、調査を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

毎年調査は進捗しているものの、人件費高騰に伴う単価上昇により予定面積の整備が進んでおらず、目標年度に目標達成が見込まれないため、B と評価した。今後も引き続き目標達成に必要な予算の確保に向けて努力するとともに効率的な調査手法の導入を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課国土管理企画室（大臣官房参事官（土地利用担当）　遠山　英子）

業績指標１０１
貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率＊

評　価

A	目標値：32％（令和５年度） 実績値：33.0％(令和４年度) 初期値：29.5％(平成 30 年度)

（指標の定義）
トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。

（目標設定の考え方・根拠）
トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き下げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。

このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動（貨物自動車運送適正化事業）を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。

係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

このため、本事業所の認定率（トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。）を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。

（外部要因）

（他の関係主体）
全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（(公社）全日本トラック協会、各都道府県トラック協会）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点)】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
29.5%	30.2%	31.2%	32.0%	33.0%

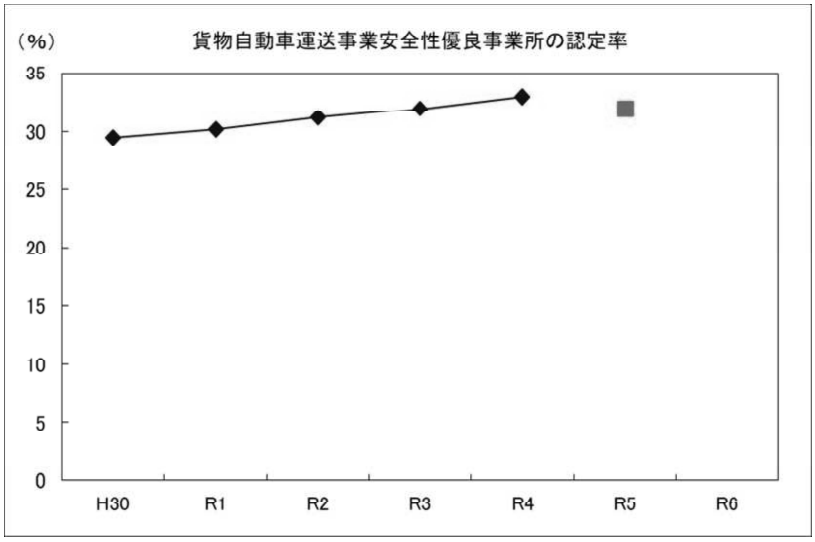

主な事務事業等の概要

事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブ（「ＩＴ点呼の導入」や「保安基準緩和自動車の有効期間の延長」など）を導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度における実績値は33.0%となっており、堅調に推移しているところ。

（事務事業等の実施状況）

荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、荷待ち件数が特に多い品目の輸送についての課題と対策のガイドラインをまとめるなど、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等により、輸送の安全の確保に努めているところ。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本指標の実績値のトレンドから、目標年度に目標達成することが見込まれることからＡ評価とした。

本認定を受けることのインセンティブの導入とともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じたことにより、認定を受けた事業所数が増加してきた実績を踏まえ、引き続き、令和５年度の目標値の達成に向けてトラック運送事業者の輸送の安全を確保するための取組（運輸安全マネジメント等の実施、ＡＳＶ（先進安全自動車）の導入支援等）を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局貨物課（課長　小熊　弘明）

業績指標１０２
我が国造船業の船舶建造量＊

評　価	
B	目標値：18 百万総トン（令和７年） 実績値：10 百万総トン（令和４年） 初期値：14 百万総トン（平成 27 年～令和元年の平均値）

（指標の定義）
我が国造船業の新造船建造量
【初期値：H27～R01 の平均】14,069,938 = (13,027,223+13,337,209+13,197,546+14,551,631+16,236,079)/5
※　本業績指標については、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和３年法律第４３ 号）（以下「海事産業強化法」という。）における KPI（我が国造船業の建造量）との整合性を図るため、令和元年度まで採用していた評価指標である「建造量の世界シェア」から「日本における船舶建造量」に令和２年度末に変更した。
なお、本指標は交通政策審議会海事分科会海事イノベーション部会における「安定的な国際海上輸送を確保するための今後の造船業のあり方及び造船業の基盤整備に向けた方策について（答申）」に基づき設定された。

（目標設定の考え方・根拠）
過去における我が国造船業の最大値である 20 百万総トン（2010 年）に、その後の建造拠点の役割変更や設備の変更等を反映し、現在の建造能力の最大値である 18 百万総トンを、政策による基盤強化を通じて我が国造船事業者がその建造能力を最大限、効率的かつ効果的に活用した場合の建造量と考え、2025 年の目標としている。

（外部要因）
海運市場の状況（新型コロナウイルス感染症の影響含む）、金融市場の動向、為替の動向、資機材価格の高騰　等

（他の関係主体）
造船事業者（事業主体）

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和３年度法律第４３号）
・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日）
我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化 に向けた環境整備のため、（中略）造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。（２.（３）分散型国づくり・地域公共交通ネットワークの再構築））
・成長戦略フォローアップ（令和４年度６月７日）
海運業・造船業の国際競争力の強化のため、脱炭素のニーズに応える 環境性能の高い船舶の導入を一層促進する措置を 2022 年度中に検討し、所要の措置を講ずる。また、造船業の DX やサプライチェーンの強靱化を推進するため、2022 年度に船舶の開発・設計、建造、メンテナンス等における船舶に係るデータ連携に関するロードマップの策定等を行う。（Ⅳ. ３.）

【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値（単位：百万総トン）　（年）

H27～Ｒ１平均（初期値）	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５
14	13	11	10	―

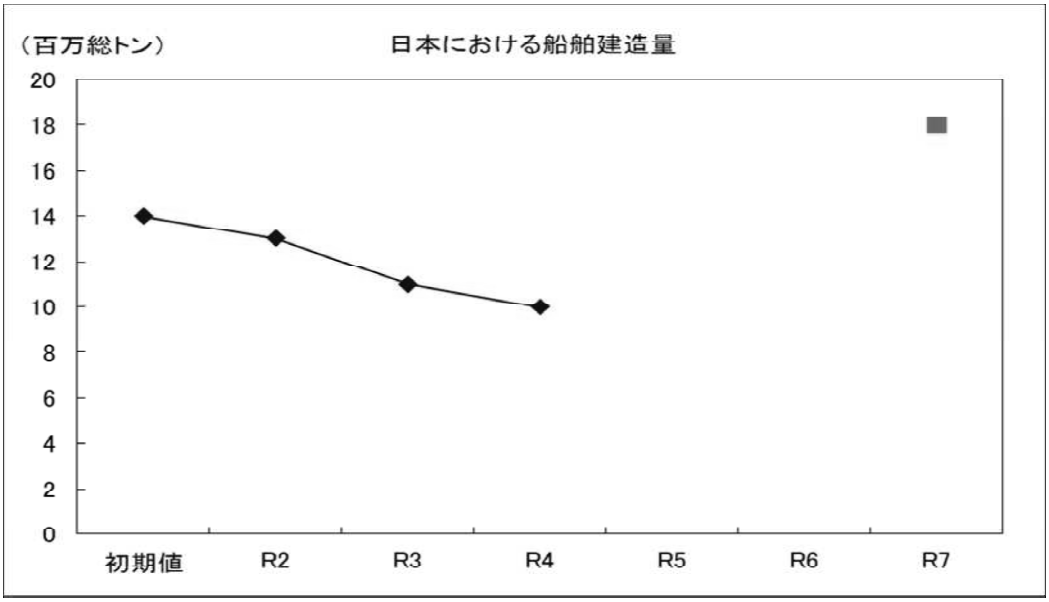

主な事務事業等の概要

造船業、舶用工業における企業間連携やデジタル化の促進、事業基盤の強化、OECD の枠組等を通じた公正な競争条件の確保等に取り組むことで、我が国海事産業における国際競争力強化を図る。

予算額：
令和２年度当初予算７億円、令和元年度補正予算６億円
令和３年度当初予算８億円、令和２年度補正予算 18 億円
令和４年度当初予算７億円、令和３年度補正予算４億円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
世界的な新造船需要の低迷に新型コロナウイルスの影響が加わり、水際対策の強化により新規入国が停止する中、外国人就労者数が減少していき、令和４年まで造船業の操業度（建造量）は低下した状況が継続していた。足元において新造船受注量は回復基調であり、今後は建造量の増加の局面となることが見込まれているが、新造船事業から撤退した事業者や人材不足による造船業の操業度の回復の遅れの影響もあり、2025 年に目標値を達成することは現時点で予断ならない状況である。

（事務事業等の実施状況）
海事産業強化法に基づく計画認定制度において、2022 年度末までに 23 件の事業基盤強化計画を認定するなど造船業・舶用工業の事業再編や生産性向上等を推進した。併せて、サプライチェーンの最適化に向けた調査を実施するとともに、造船業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の実現に向けた技術開発・実証事業に対する支援を行い、2022 年度から 2023 年度にかけて 10 件の事業への支援を決定した。また、OECD 造船部会では、公正な競争条件の確保に向けた取組等を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４年まで造船業の操業度（建造量）は低下した状況が継続しているが、現状の受注量を踏まえると令和５年度の建造量は増加する見込みであるものの、目標年に目標値を達成することは現時点で予断ならない状況のため、B 評価とした。
我が国造船所は中国・韓国に比べて造船所の規模が小さく、大規模発注において不利な面があるなどの課題を抱えている。我が国造船業が国際競争力のある力強い産業として成長し、地域の経済・雇用に貢献できるよう、更なる生産性の向上や国際競争力の強化を進める必要がある。そのため、造船事業者間の連携や造船・舶用業界の垣根を越えたサプライチェーン全体の最適化を推進するとともに、バーチャル・エンジニアリングの実現・DX の推進や人材確保等に取り組む。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 船舶産業課（課長　今井　新）

業績指標１０３
国土形成計画の着実な推進（対 27 年度比で進捗が認められる代表指標の項目数）＊

評　価

B	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：５（令和３年度） 初期値：８（平成 28 年度）

（指標の定義）
第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）第１部で提示されている「国土の基本構想」の実現のための 3 つの方向性、8 分野において、目標の進捗を代表的に示すと考えられる 11 項目の指標のうち、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。

（目標設定の考え方・根拠）
国土形成計画（全国計画）では、「①安全で、豊かさを実感することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国」の実現を国土づくりの目標とし、同計画の基本的な方針として掲げている。具体的な施策の方向性のうち、中心的なものについては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」「国土づくりを支える参画と連携」と、主に 3 つ目標を定めている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これらの方向性毎に設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、平成 28 年度の実績値（初期値：８）以上となることを目標とするものである。
なお、令和３年度までは目標の進捗を代表的に示すと考えられる指標を 12 項目使用していたが、その一つである「ブロック内に本社を有する外資系企業（操業中）の数」については、統計として使用した経済産業省「外資系企業動向調査」が令和２年度をもって廃止された。後続の調査である独立行政法人日本貿易振興機構「外資系企業ビジネス実態アンケート」については平成 27 年度との比較データが存在しないことから、令和 4 年度評価より指標から削除し、指標を 11 項目使用することとした。

（外部要因）
経済情勢、社会状況の変化、新型コロナウイルス感染症

（他の関係主体）
関係省庁

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 14 日）
【閣決（重点）】

【その他】
・経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日）
対流促進型国土の形成を目指す「国土形成計画」を推進する（第６章（５））

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
9／11	9／11	5／11	5／11	集計中

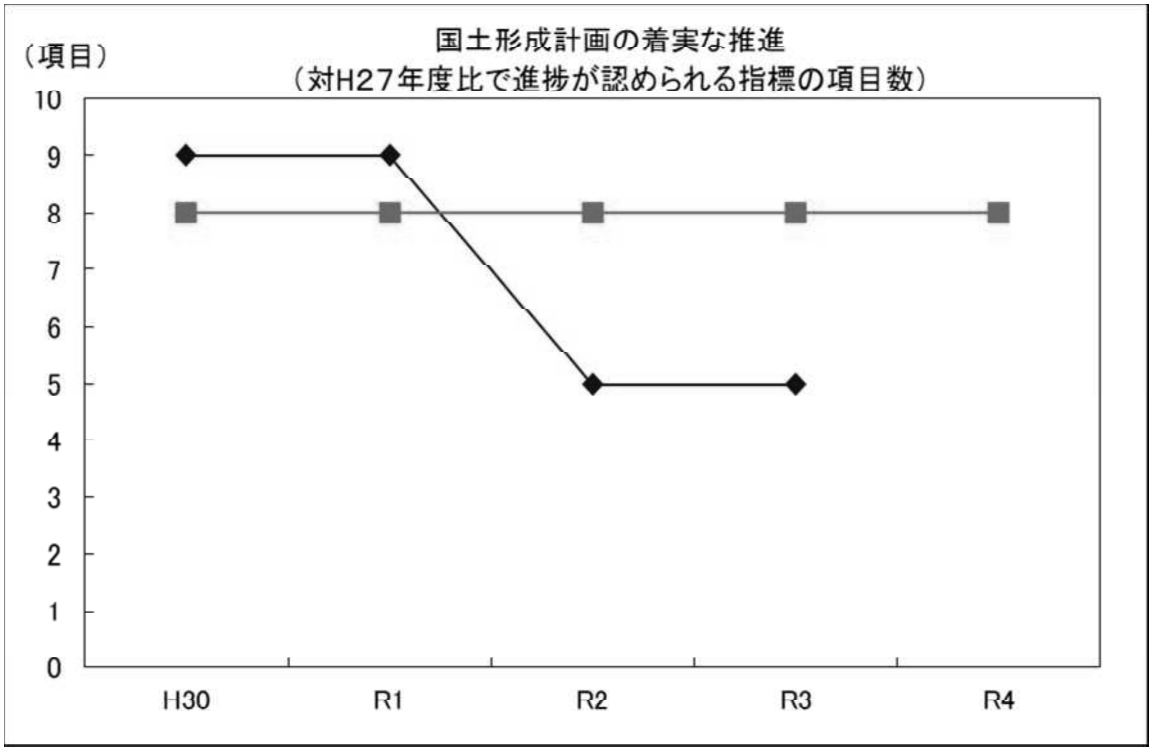

主な事務事業等の概要

平成２７年８月に閣議決定された国土形成計画に基づく取組をしているところ。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

本年は、代表指標（１１項目）について、令和４年度に得られた令和３年度までの統計データを基に、第二次国土形成計画（全国計画）の本格運用が始まった平成２７年度の実績値と令和３年度の実績値を比較。

その結果、５項目で進捗が見られた。令和元年度までは、目標とした初期値以上（平成 28 年度：８項目）を達成していたが、令和２年度以降、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、代表指標として用いている有効求人倍率、外国人延べ宿泊数、海上出入貨物トン数、訪日外国人旅行者数の数値が大幅に下がったことにより、目標が達成できていない状況が続いている。

（事務事業等の実施状況）

１．ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

①全国の地域資源活用の認定事業数
・進捗していると見られる（平成２７年度の１，５８２件から令和３年度は２，１０４件に増加）

②有効求人倍率
・進捗していると見られない（平成２７年度の１．２３倍から令和３年度は１．１６倍に減少）

③外国人延べ宿泊者数
・進捗していると見られない（平成２７年度の６，５６１万人から令和３年度は４３２万人に減少）

④保育園等の待機児童数
・進捗していると見られる（平成２７年度の２３、１６７人から令和３年度は５，６３４人に減少）

⑤海上出入貨物トン数
・進捗していると見られない（平成２７年度の２，６５３百万トンから令和３年度は２，５７２百万トンに減少）

⑥訪日外国人旅行者数
・進捗していると見られない（平成２７年度の１，９７４万人から令和３年度は２４万人に減少）

２．安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

⑦自主防災組織活動カバー率
・進捗していると見られる（平成２７年度の８１．０％から令和３年度は８４．７％に増加）

⑧保安林面積
・進捗していると見られる（平成２７年度の１，２８９万 ha から令和３年度は１，３００万 ha に増加）

⑨環境基準（COD）達成水域の割合（①河川　②湖沼　③海域）
・進捗していると見られない（平成２７年度の①９５．８％、②５８．７％、③８１．１％から令和３年度は①９３．１％、②５３．６％、③７８．６％に減少）

⑩海上保安庁による海洋汚染確認件数
・進捗していると見られない（平成２７年度の３９２件から令和３年度は４９３件に増加）

３．国土づくりを支える参画と連携

⑪市町村地域福祉計画の策定率

・進捗していると見られる（平成２７年度の６８．４％から令和３年度は８２．９％に増加）

（参考１）各代表指標の定義・出典
【代表指標】①全国の地域資源活用の認定事業数
［定義］地域資源を活用した企業の事業計画数（単位：件）
［出典］中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」
【代表指標】②有効求人倍率
［定義］有効求人倍率の年度平均（単位：倍）
［出典］厚生労働省「職業安定業務統計」
【代表指標】③外国人延べ宿泊者数
［定義］ブロック別の外国人延べ宿泊者数（単位：人）
［出典］観光庁「宿泊旅行統計調査」
【代表指標】④保育園等の待機児童数
［定義］保育園等の待機児童数（単位：人）
［出典］厚生労働省　報道発表資料
【代表指標】⑤海上出入貨物トン数
［定義］ブロック内港湾における出入貨物の総重量（単位：トン数）
［出典］国土交通省「港湾調査」
【代表指標】⑥訪日外国人旅行者数
［定義］法務省「出入国管理統計　出入（帰）国者数」に基づき、外国人正規入国者のうちから日本に永続的に居住する外国人を除き、さらに一時上陸客等を加えて集計（単位：人）
［出典］日本政府観光局 JNTO　月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）
【代表指標】⑦自主防災組織活動カバー率
［定義］自主防災組織がカバーする世帯の割合（分母：総世帯数、分子：自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数）（単位：％）
［出典］総務省消防庁「消防白書」
【代表指標】⑧保安林面積
［定義］水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である保安林の面積（単位：ha）
［出典］林野庁「森林・林業白書」
【代表指標】⑨環境基準（COD）達成水域の割合（①河川　②湖沼　③海域）
［定義］全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）におけるＢＯＤ（河川）またはＣＯＤ（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：％）
［出典］環境省「令和３年度公共用水域水質測定結果」
【代表指標】⑩海上保安庁による海洋汚染確認件数
［定義］海上保安庁が確認した海洋汚染の件数（単位：件）
［出典］海上保安庁　海上保安統計年報
【代表指標】⑪市町村地域福祉計画の策定率
［定義］全１，７４１市町村（東京都特別区を含む）に対し、地域福祉計画を「策定済」の市町村の割合（単位：％）
［出典］厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査結果」

課題の特定と今後の取組みの方向性

計画の進捗を代表的に示すと考えられる 11 項目の指標のうち、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、初期値とした平成 28 年度の実績値８項目に対して令和３年度は５項目であり、目標としていた「初期値以上」を達成できていないことから評価を「B」とした。令和２年度以降進捗が見られない代表指標となった有効求人倍率（R2：1.10→R3:1.16→R4:1.31）、外国人延べ宿泊数（R2:20,345,180 人泊→R3:4,317,140 人泊→R4:●●人泊）、海上出入貨物トン数（R2:2,473,285,201 トン→R3:2,572,071,216 トン）、訪日外国人旅行者数（R2:412 万人→R3:26 万人→R4:383 万人）については、近年回復傾向にあるところ、引き続き指標について注視する。

また、新たな国土形成計画（全国計画）を本年夏に策定するところ、新たな計画の推進及びその評価方法について、今後検討を進めていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課（課長　松家　新治）
関係課：国土政策局広域地方政策課（課長　三善　由幸）

業績指標１０４
電子基準点の観測データの取得率（*）

評　価	
A	目標値：99.50%以上（毎年度） 実績値：99.80%（令和３年度） 99.89%（令和４年度） 初期値：99.77%（令和元年度）

（指標の定義）
取得率（%）＝（電子基準点において観測できたデータ量の和（全点）／電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和（全点）※）×100
※電子基準点において理論的に観測可能なデータ量の和（全点）
＝30 秒間隔で取得された観測データ数(1 分間に 2 回)×60 分×24 時間×全電子基準点数
初期値　(1,384,979,629／1,388,234,880) =0.9977、直近値　(1,379,676,877／1,381,250,880) =0.9989

（目標設定の考え方・根拠）
全国約 1,300 箇所に設置した電子基準点において衛星測位システム（GNSS：Global Navigation Satellite System）の連続観測を実施し、そのデータを収集・解析して正確な電子基準点の位置を把握している。観測されたデータと正確な位置情報は、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ、多種多様な測量や測位の他、地殻変動の監視や地震・火山活動の予測、危険度評価に利用されており、我が国において不可欠なものとなっている。
国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS 受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮した GNSS 受信機・電源部の更新と共に、GNSS 受信機と通信装置への無停電対策を継続的に講じてトラブルを最小限にとどめ、データの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、令和 2 年度以降の目標値を 99.5%以上に設定しているところである。

（外部要因）
長期間の停電や通信経路遮断等

（他の関係主体）
電力会社、通信会社

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）：第 20 条
信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。
国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月 14 日）：第 3 章
「防災気象情報の高度化・利活用推進・基盤的施設の継続性確保、南海トラフ西側領域等での観測網の整備等を進めるとともに、GPS 及び準天頂衛星等の衛星測位システム（GNSS）による観測データや、 各種災害リスク情報の一元化等の防災・減災及び災害対応に資する地理空間情報（G 空間情報）の提供及びこれらを活用した国土監視、社会インフラの新技術等の研究開発・科学的知見の充実を推進する。」
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

H30	R1	R2	R3	R4
99.86%	99.77%	99.75%	99.80%	99.89%

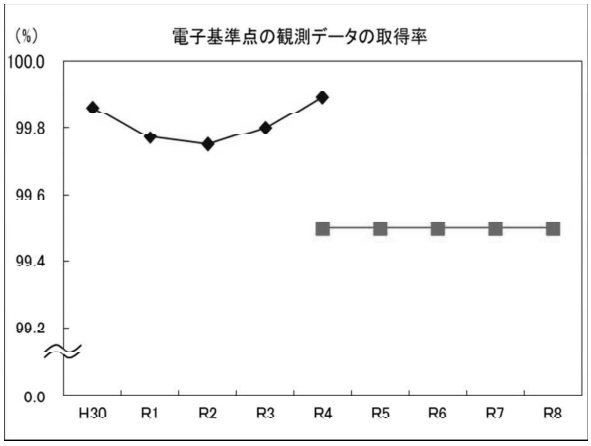

主な事務事業等の概要

全国の電子基準点等において GNSS の連続観測を行い、そのデータを収集・解析して電子基準点の正確な位置を求め、これらを提供するとともに、このために必要な電子基準点や中央局の保守・管理を行う。電子基準点で観測されたデータは、公共測量など各種測量の基準として利用されるとともに、i-Construction（建設機械の制御）や位置情報サービスに活用されている。さらに、電子基準点の位置の時間変化から得られる地殻変動情報は、防災関係機関等に提供され、地震や火山噴火のメカニズムの解明等、防災・減災に不可欠なものとなっている。

予算額　847 百万円（令和 4 年度）の内数
予算額　968 百万円（令和 3 年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

全体として順調に目標を達成していると判断される。

令和 3 年度：(1,381,481,463/1,384,309,440) =0.9980
令和 4 年度：(1,379,676,877／1,381,250,880) =0.9989

（事務事業等の実施状況）

令和 4 年度に、老朽化した受信機による電子基準点の停止を未然に防止するための GNSS 受信機の更新、停電対策、受信障害対策及び電波干渉対策を実施し、電子基準点の防災対応力を強化している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

耐用年数を考慮した GNSS 受信機・電源部の更新と共に、GNSS 受信機と通信装置への無停電（24 時間または 72 時間対応）対策を講じてトラブルを最小限にとどめ、全ての年度で目標を達成できたため、Ａと評価した。

引き続き、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　国土地理院　総務部　政策課　　（課長　三谷　武広）
関係課：　国土地理院　企画部　企画調整課　（課長　石関　隆幸）
　　国土地理院　測地観測センター　衛星測地課　（課長　檜山　洋平）

業績指標１０５
基盤地図情報数値標高モデル（５ｍメッシュ）の拡充・更新

評　価

A	目標値：70,000㎢（令和３年度～令和７年度の累積） 実績値：37,248㎢（令和３年度からの累計）（令和４年度） 初期値：15,000㎢（令和元年度）

（指標の定義）
基盤地図情報数値標高モデル（５ｍメッシュ）の拡充・更新面積
（目標設定の考え方・根拠）
基盤地図情報数値標高モデル（５ｍメッシュ）は、地形を表す標高データであり、様々な行政機関（国土交通省、林野庁、地方公共団体等）が公共測量として実施した航空レーザ測量成果を用いて整備している。このデータは、国土の適切な管理・保全、防災・減災の推進等に必要不可欠な地理空間情報となっており、行政・民間を問わず、多様な分野で利用されている。基盤地図情報数値標高モデル（５ｍメッシュ）の鮮度が時間経過により失われ、その利用価値が低下しないようにするため、引き続き継続的に整備・更新を行う事が重要であることから、令和３年度から令和７年度にかけて 70,000 ㎢を整備・更新することとし、目標値を設定している。
（外部要因）
公共測量における航空レーザ測量の実施状況
（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体、航空レーザ測量を実施）
林野庁（事業主体、航空レーザ測量を実施）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値（R3 からの累計）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	－	17,593 ㎢	37,248㎢

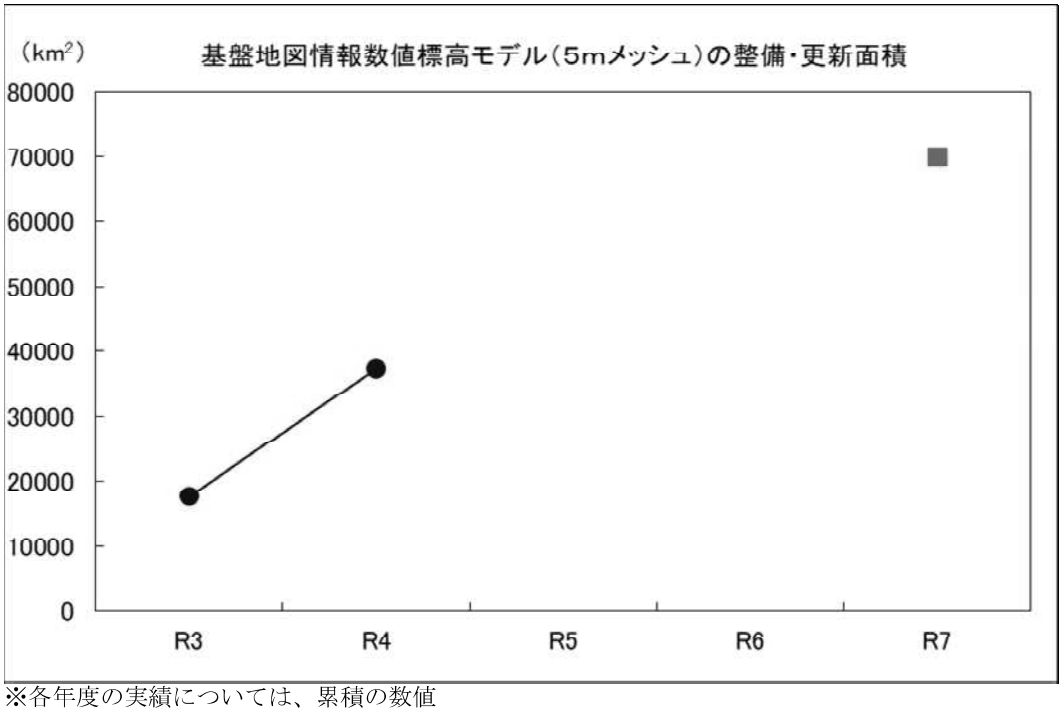

※各年度の実績については、累積の数値

主な事務事業等の概要

○基盤地図情報数値標高モデル（５ｍメッシュ）の拡充・更新

様々な行政機関で公共測量として実施される航空レーザ測量成果を活用し、誰もが共通に使えるデータとして、基盤地図情報数値標高モデル（メッシュ状の地形データ）の整備・更新を実施する。

予算額：1,207 百万円（令和 4 年度）の内数

：1,228 百万円（令和 3 年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれるため、進捗状況は順調である。

（事務事業等の実施状況）

単年度の実測値で令和 3 年度には 17,593 ㎢、令和 4 年度には 19,655㎢の基盤地図情報数値標高モデル（５ｍメッシュ）を整備した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度での目標の達成が見込まれるためＡとした。

引き続き継続的に基盤地図情報数値標高モデル（５ｍメッシュ）の整備・更新を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院　総務部　政策課　（課長　三谷　武広）

関係課：国土地理院　企画部　企画調整課　（課長　石関　隆幸）

国土地理院　基本図情報部　管理課　（課長　大塚　孝治）

業績指標１０６
Ｇ空間情報センターと連携する各種データプラットフォームの件数

評　価	
A	目標値：10 件（令和 8 年度） 実績値：9 件（令和 4 年度） 初期値：6 件（令和 3 年度）

（指標の定義）
Ｇ空間情報センターと他の地理空間情報を保有する各種データプラットフォーム等とのデータ連携（API 連携・データ登録・データ提供等）を実施する累計件数。
（目標設定の考え方・根拠）
地理空間情報が流通・活用等がされている状態を示すため、Ｇ空間情報センターと連携する各種データプラットフォーム等の件数を指標としており、令和 3 年度末時点でＧ空間情報センターと連携しているデータプラットフォームの件数である 6 件を初期値とし、現在、連携候補の各種データプラットフォームの動向を考慮して、目標値を 10 件と設定した。
（外部要因）
連携先候補であるデータプラットフォームの動向や意向
（他の関係主体）
該当なし
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
○地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
○地理空間情報活用推進基本計画（第 4 期：令和 4～令和 8 年度）（令和 4 年 3 月 18 日閣議決定）
「地図情報、画像情報、統計情報などの地理空間情報を容易に検索・入手・利用でき、官民データを活用する多様な主体が連携する基盤としての機能を有するＧ空間情報センターの一層の活用促進を図る。このため、令和 8 年度までに 10 件の各種データプラットフォームとのＡＰＩ等による連携を進めるとともに、共有・集約したデータの解析・加工によって新たな価値あるデータやサービスを創出する、地理空間情報の循環システムの形成を目指す。」（第Ⅱ部 4.（３））

【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
2 件	2 件	3 件	6 件	9 件

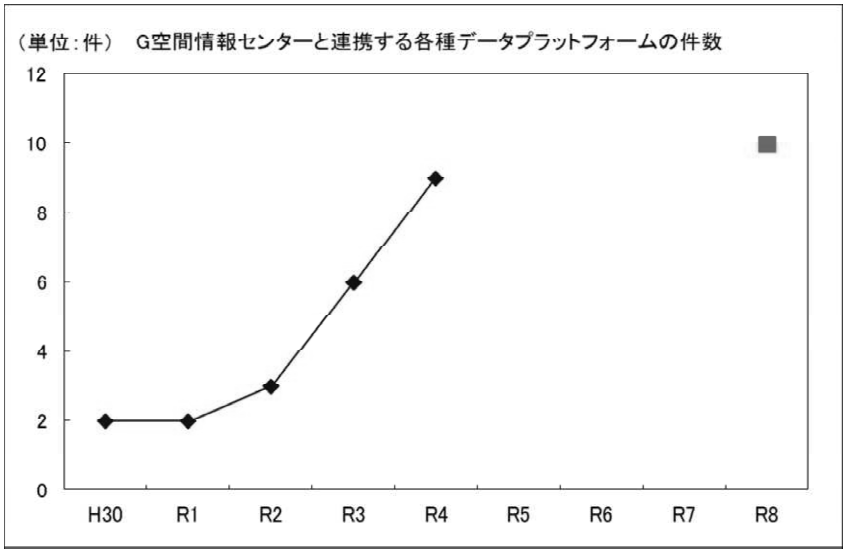

主な事務事業等の概要

○令和４年度 Ｇ空間情報センターを通じた地理空間情報の流通・利用促進業務

地理空間情報の流通･利用促進のための各種データプラットフォーム等との連携機能の強化に向けた検討及び実装の推進や土地・不動産分野での地理空間情報の利活用促進検討に向けた支援業務を実施した。

予算額：71 百万円（令和４年度）の内数

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

各種データプラットフォーム等との連携機能の強化に向けた検討及び実装の推進を実施してきたことで、令和４年度は連携数が９となり、進捗状況については順調である。目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

令和４年度事業については、地理空間情報の流通・利用促進を行う上で必要となる各種データプラットフォーム等との連携に向けた検討及び実装の推進や土地・不動産分野での地理空間情報の利活用促進検討に向けた支援を実施した。

Ｇ空間情報センターが稼働して以降、防災、農業、インフラ、宇宙・衛星等の多様な分野で独自のプラットフォームの構築が進められている中、令和４年度においてはＧ空間情報センターと連携や関わりが想定されるプラットフォームの取組状況や連携手法について検討・調整を行った結果、具体的連携が可能な Tellus（衛星データプラットフォーム）、 MD Communet（データカタログサイト）との連携、登記所備付地図の公開支援を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、連携する各種データプラットフォームの目標値 10 件に対して９件という状態であり、順調に推移しているため「A」と評価した。

目標達成に向けては連携先となるデータプラットフォームの新規発掘と地理空間情報の流通・利用促進に資する連携方法の検討及び実装を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：不動産・建設経済局　情報活用推進課　（課長：奥田　誠子）
関係課：

業績指標１０７
離島等の総人口（①離島地域の総人口*、②奄美群島の総人口*、③小笠原村の総人口*）

評　価

①　A ②　B ③　B	①　目標値：３１５千人以上（令和７年度） 実績値：３３３千人（令和４年度） 初期値：３４９千人（令和２年度） ②　目標値：１０３，０００人以上（令和５年度） 実績値：１０２，８２９人（令和４年度） 初期値：１０９，０００人以上（平成３０年度） ③　目標値：２，６００人以上（令和５年度） 実績値：２，４９７人（令和４年度） 初期値：２，５８９人（平成３０年度）

（指標の定義）
①　離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口とする。
②　奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。
③　小笠原村の住民基本台帳登録人口とする（外国人除く）。

（目標設定の考え方・根拠）
【①　離島地域の総人口】
離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。
初期値は令和２年度末の離島地域（254 島）の総人口、目標値は令和７年度末に想定される人口減少を上回ることとした。
目標値の設定の具体的考え方は、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率（平成３０年度末～令和２年度末）をもとに離島の令和 7 年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の方法により求めた令和７年度人口推計値に全国人口増減比率（令和２年度～令和７年度末にかけての推計人口の年間増減率/平成３０年度～令和２年度末にかけての人口の年間増減率）を掛け、令和７年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。

【②　奄美群島の総人口】
地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。
目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が令和５年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を令和５年度末とした。初期値については、平成 30 年度末の実績値とした。
目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去（平成 25～29 年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに令和５年度末人口を推計した。さらに、過去（平成 25～29 年度）の社会減少率を算出した上で、政策効果により奄美群島の社会減少率を鹿児島県全体の社会減少率と同程度に抑制した場合の効果を加えた人口を目標値とした。

【③　小笠原村の総人口】
地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要である。
平成 31 年 3 月 30 日に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、引き続き定住環境の整備を図るとともに、自然環境との調和・共生を図りながら、持続可能な地域の形成に配慮しつつ、産業の育成・活性化による雇用の安定的確保や、生活の安定、住民の利便性向上を図ることとした。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。
目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が令和５年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を令和５年度末とした。初期値については、平成 30 年度末の実績値を標記している。
目標値の設定の考え方は、平成 30 年度末時点の総人口 2,589 人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた 3,000 人に近づけることを目指して、令和５年度末時点では 2,600 人以上とすることを目標とした。

（外部要因）
国内の経済状況、景気動向、災害

（他の関係主体）
① 他府省庁、地方公共団体
② 他府省庁、鹿児島県、地元市町村
③ 他府省庁、東京都、小笠原村

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針 2022 について（令和４年６月７日閣議決定） 第２章 新しい資本主義に向けた改革 ２．社会課題の解決に向けた取組 （３）多極化・地域活性化の推進 （関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり）

過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。

【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値①				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
367 千人	360 千人	349 千人	341 千人	333 千人

※R1 以前の実績値は H27 年度末時点の離島地域（260 島）を対象とした実績値。

過去の実績値②				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
108,713 人	107,040 人	105,649 人	104,443 人	102,829 人

過去の実績値③				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
2,589 人	2,541 人	2,528 人	2,508 人	2,497 人

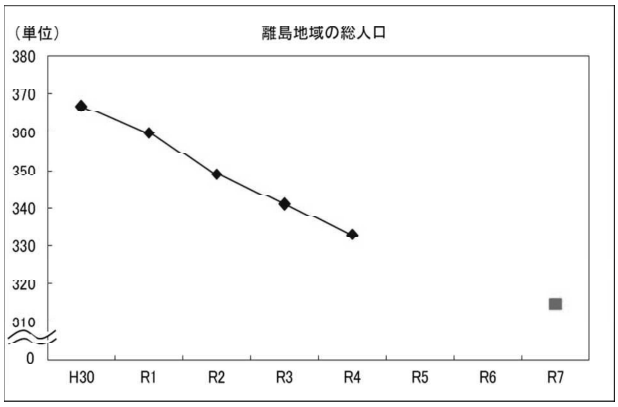

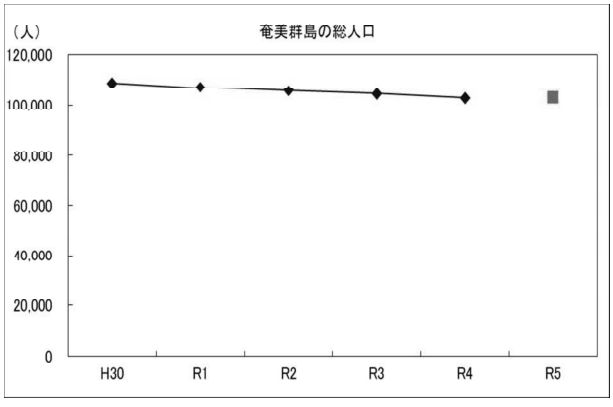

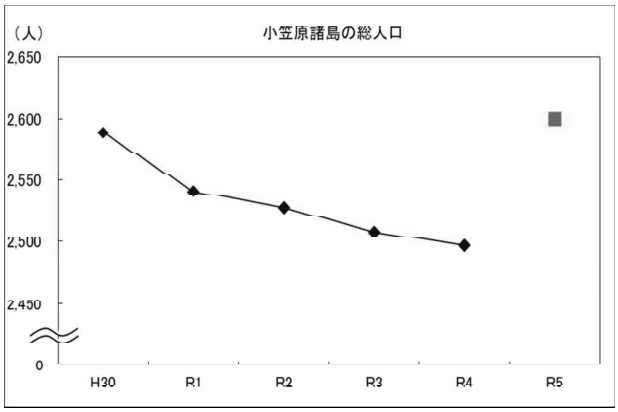

主な事務事業等の概要

【①　離島地域の総人口】

○離島活性化交付金

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安心・安全な定住条件の整備強化等の取組を支援している。

予算額：１，５６０百万円（令和３年度）（補正含む）

予算額：１，８２０百万円（令和４年度）（補正含む）

○スマートアイランド推進実証調査

ICT やドローンなどの新技術の実装を通じて離島地域の課題を解決する「スマートアイランド」の取組を推進するため、その現地実装に向けた実証や得られた知見の普及や取組の全国展開を行っている。

予算額：１９３百万円（令和３年度）（補正含む）

予算額：１６８百万円（令和４年度）（補正含む）

○離島振興事業（公共事業）

離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施した。

予算額：５２，３９４百万円（令和３年度）（補正含む）

予算額：４８，９７６百万円（令和４年度）（補正含む）

○離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）

離島の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において機械・装置及び建物等を取得して製造業・旅館業・農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供した場合、５年間の割増償却を措置する。

【②　奄美群島の総人口】

○奄美群島振興交付金（非公共事業）

奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることを目的として、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援。

予算額：２，７６９百万円（令和４年度国費）（補正含む）

予算額：２，９３８百万円（令和３年度国費）（補正含む）

○奄美群島振興開発事業（公共事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。

予算額：１９，２８７百万円（令和４年度国費）（補正含む）

予算額：１９，１７７百万円（令和３年度国費）（補正含む）

○奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）

奄美群島の活性化を図るため、奄美群島において機械・装置及び建物等を取得して製造業・旅館業・農林水産物等販売業及び情報通信サービス業等の用に供した場合、５年間の割増償却を措置する。

【③　小笠原村の総人口】

○小笠原諸島振興開発事業（ハード事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備

予算額：１４３０百万円（令和元年度国費）（補正含む）

予算額：１２５４百万円（令和２年度国費）（補正含む）

予算額：１１２７百万円（令和３年度国費）（補正含む）

予算額：１４１１百万円（令和４年度国費）（補正含む）

○小笠原諸島振興開発事業（ソフト事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための病害虫等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施のために必要な調査

予算額：１３７百万円（令和元年度国費）

予算額：１３６百万円（令和２年度国費）

予算額：１３６百万円（令和３年度国費）

予算額：１３６百万円（令和４年度国費）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

【①　離島地域の総人口】

・　離島地域の人口は減少傾向にあるものの、令和４年度の実績値は、令和７年度を目標年度に設定した目標値の人口を概ね維持できる推移となっており、指標の達成に関して順調に推移している。令和７年度の目標値達成に向け、引き続き離島地域に必要な施策を講じることが重要である。

【②　奄美群島の総人口】

・　令和４年度末の人口は１０２，８２９人（対前年度比０．９９）であり、前年度より１，６１４人減少している。令和５年度の目標値達成に向けて、引き続き奄美群島地域に必要な施策を講じることが重要である。

【③　小笠原村の総人口】

・　令和４年度末の人口は２，４９７人（対前年度比０．９９）であり、前年度より１１人減少している。令和５年度の目標値達成に向け、引き続き小笠原諸島地域に必要な施策を講じることが重要である。

（事務事業等の実施状況）

【①　離島地域の総人口】
・　離島における雇用の拡大や交流人口の増加に繋がる取組を国が支援する「離島活性化交付金」が平成２５年度に創設され、「定住促進」事業では、輸送費支援や流通効率化関連施設等の整備、移住希望者への情報提供等の取組、「交流促進」事業では、地域情報の発信や交流拡大のための仕掛けづくり、島外との交流推進等の取組、「安心安全向上」事業では防災機能の強化等、幅広い事業に活用されている。
・　各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、その内容の独自性及び熟度に応じて、社会資本の整備等を支援している。
・　離島地域の課題解決のため新技術等を活用した実証調査、「スマートアイランド推進実証調査」を令和２年度から開始。各離島において課題となっている、物流、交通、医療、エネルギー、教育分野などへの ICT、再生可能エネルギー等の導入に向けた取組について実証調査を行い、得られた成果について全国報告会等を通じて横展開を図っている。
【②　奄美群島の総人口】
・　平成２６年度に創設された奄美群島振興交付金制度により、令和３年度及び令和４年度においても引き続き、農林水産物輸送費支援や航路・航空路運賃の低減、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン、農業創出緊急支援など、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援し、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図った。
【③　小笠原村の総人口】
・　小笠原諸島の特性を最大限に生かした産業振興（農業・漁業・観光業）、自然環境の保全、その他生活環境施策等を含めた地域の主体的な取組を支援した。具体的には、港湾施設の老朽化に対応するための岸壁改良、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

【①　離島地域の総人口】
・　離島地域の人口は減少傾向にあるものの、令和４年度の実績値は、令和７年度を目標年度に設定した目標値の人口を概ね維持できる推移となっていること、また、令和４年度の離島振興法の改正により、遠隔医療や空家活用など、各分野において配慮規定が追加されるとともに、改正法に則し、令和５年度より離島活性化交付金の拡充や離島広域活性化事業の新設を行うなど、人口減少の抑制に一定の効果を示すことが期待されるため、Ａと評価した。
・　離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤・生活環境等に関する地域格差が課題となっている。
・　離島地域においては各都道県の作成した離島振興計画に基づき、諸政策が講じられ、着実に成果をあげてきたが、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあり、今後も一層の振興施策を推進していく必要がある。

【②　奄美群島の総人口】
・　令和４年度末の人口は１０２，８２９人（対前年度比０．９９）であり、現段階では目標年度における目標値を下回ったため、Ｂと評価した。
・　奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えており、奄美群島振興開発特別措置法の下で、産業の振興、社会資本の整備等に積極的に諸施策が講じられてきた。しかしながら、これらの特殊事情による不利性のため、いまだ産業が十分には確立されたとは言えず、本土との間には経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分になく、若年層の多くが島を離れているのが現状であるところ、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限は令和６年３月３１日までとなっている。
・　このため、奄美群島の自立的発展や定住の促進に向けて必要な取組を着実に実施できるよう、振興開発の根拠である奄美振興開発特別措置法の期限の延長を含めた法改正、奄美群島の振興に大きな役割を果たしている奄美群島振興交付金の拡充について検討する。
・　今後の奄美群島の振興開発に当たっては、奄美群島が一体となった情報発信に努め、世界自然遺産登録後の取組を強化するなど、その知名度を向上させるとともに、創業または事業拡大に対する支援など地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、空家の有効活用による住宅確保をはじめとした生活環境の改善等の施策を講じることにより、奄美群島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

【③　小笠原村の総人口】
・　令和４年度末の人口は２，４９７人（対前年度比０．９９）であり、現段階では初期値よりも減少しているため、Ｂと評価した。
・　小笠原諸島は、その地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を克服するため、日本復帰後、産業振興や社会資本整備等に対する諸施策が積極的に講じられてきた。しかしながら、依然として、本土との間には、交通アクセスや医療・福祉等の生活環境面での格差があること、雇用の場が十分にないことから高校卒業生の多くが島を離れていること等、同諸島で定住を促進する上での課題が残っているところ、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限は令和６年３月３１日までとなっている。
・　このため、小笠原諸島の自立的発展や定住の促進に向けて必要な取組を着実に実施できるよう、振興開発の根拠である小笠原諸島振興開発特別措置法の期限の延長を含めた法改正について検討する。
・　今後の小笠原諸島の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、農業・漁業をはじめとする産業の

担い手の確保、住宅用地不足の改善のための土地利用計画の見直し等の施策の展開により、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局離島振興課（課長　駒田　義誌）
担当課：国土政策局特別地域振興官付（特別地域振興官　宮本　貴章）

業績指標１０８
北海道総合開発計画の着実な推進（目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数）＊

評　価

B	目標値：半数以上（毎年度） 実績値：３/７（令和２年度） 初期値：-

（指標の定義）
第８期北海道総合開発計画（平成２８年３月２９日閣議決定）で掲げられている３つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、目標に向けた着実な進捗が認められる指標の項目数。
＜代表指標＞
・来道外国人旅行者数
・外国人宿泊客延数の地方部割合
・客室稼働率の季節較差
・農業産出額
・食料品製造業出荷額
・道産食品輸出額
・防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合

（目標設定の考え方・根拠）
北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成 28 年３月に閣議決定された第８期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の３点を設定している。
計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されると考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。

（外部要因）
経済情勢、社会状況の変化

（他の関係主体）
関係府省庁、地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
第８期北海道総合開発計画（平成 28 年３月 29 日）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
３／６	４／７	３／７	集計中	集計中

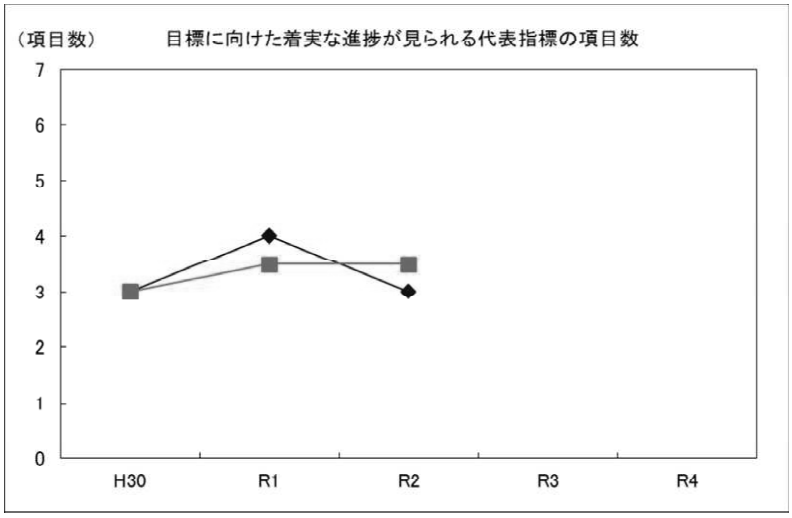

主な事務事業等の概要

北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画（現行計画は平成２８年３月２９日閣議決定）の具体化に資する施策・事業を展開。

当初予算額：北海道開発事業費	５，５８８．６億円（令和４年度）	５，５８２．８億円（令和３年度）
北海道開発計画推進等経費	０．５億円（同上）	０．５億円（同上）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

第８期北海道総合開発計画（平成 28 年３月 29 日閣議決定）で掲げられている３つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標（７項目）について進捗状況を確認したところ、代表指標のうち３項目で進展がみられた。進展が見られなかった４項目のうち、観光に係る指標（①、②、③）については新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）拡大の影響を顕著に受けた結果となっているが、観光に係る③の指標は直近の実績値に進捗が見られている（令和３年：2.07 倍、令和４年速報値 1.78 倍）ことから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が代表指標数の半数以上に満たなかったものの、進捗状況はおおむね順調であると判断される。

（事務事業等の実施状況）

計画目標　「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」

①　来道外国人旅行者数【基準値：１９０万人（平成２７年）、目標値：５００万人（令和２年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（令和２年トレンド：５００万人　→　令和２年実績値：５３万人）
※令和元年実績値：３０１万人

②　外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）【基準値：２７．４％（平成２７年）、目標値：３６％（令和２年）
・当該年度の指標は目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（令和２年トレンド：３６．０％　→　令和２年実績値：２７．９％）
※令和元年実績値：２７．１％

③　客室稼働率の季節較差（季節平準）【基準値１．７２倍（平成２７年）、目標値：１．４倍（令和２年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（令和２年トレンド：１．４０倍　→　令和２年実績値：４．９０倍）
※令和元年実績値：１．４２倍（トレンド：１．４６倍）
目標達成に向けたトレンドを上回っている。

④　農業産出額【基準値：１１，１１０億円（平成２６年）、目標値：１２，０００億円（令和７年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。
（令和２年トレンド：１１，５９６億円　→　令和２年実績値：１２，６６７億円）

⑤　食料品製造業出荷額【基準値：１９，８４６億円（平成２６年）、目標値：２２，０００億円（令和７年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。
（令和２年トレンド：２１，０２２億円　→　令和２年実績値：２１，１０９億円）

⑥　道産食品輸出額【基準値：６６３億円（平成２６年）、目標値：１，５００億円（令和７年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている。
（令和２年トレンド：１，１１９億円　→　令和２年実績値：５７８億円）

⑦　防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合
【基準値：２８％（平成２６年度）、目標値：１００％（令和７年）】
・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている。

（令和２年度トレンド：７６％　→　令和２年度実績値：９６％）

【代表指標の出典】
①　来道外国人旅行者数：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」
②　外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」
③　客室稼働率の季節較差（季節平準）：観光庁「宿泊旅行統計調査」
④　農業産出額：農林水産省「生産農業所得統計」
⑤　食料品製造業出荷額：北海道「経済センサス」
⑥　道産食品輸出額：北海道「北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書」
⑦　防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合：国土交通省北海道局調べ

なお、令和２年度に実施した政策レビュー「北海道総合開発計画の中間点検」において、目標の達成状況等を確認するために設定したモニタリング指標等の変化を把握したところ、重点施策ごとの９つの進捗評価において、６施策で一定の進捗が見られたことから、各種施策により第８期北海道総合開発計画全体として、一定の進捗・成果が得られている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

第８期北海道総合開発計画で掲げられている３つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標について、令和２年度の進捗状況を確認したところ、設定した７項目の代表指標のうち、３項目が目標達成に向けたトレンドを上回った。進展が見られなかった４項目のうち、観光に係る指標（①、②、③）については新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）拡大の影響を顕著に受けた数値となったが、感染症拡大前までの実績値でトレンドを上回る指標（③）もあることから、目標に向けた着実な進捗はおおむね順調であると判断される。一方、評価としては、目標に向けた着実な進捗が見られる指標数が代表指標数の半数以上に満たなかったことから、Ｂ評価とした。

今後の取組の方向性として、観光については、感染症拡大によって影響を受けた観光の再生に向けた施策に取り組むとともに、2050 年カーボンニュートラルに向けた国の政策展開、ウクライナ情勢や円安等を背景としたエネルギーや食料品の価格高騰・国際的な供給不安といった北海道開発を取り巻く情勢の変化を踏まえ、我が国のエネルギー供給基地を担うゼロカーボン北海道の実現、食と観光を担う生産空間の維持・発展に向けて、引き続き北海道開発を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　北海道局参事官（参事官　米津　仁司）
関係課：

業績指標１０９
北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）＊

評　価	
A	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：3.95 百万円／人（令和２年度） 集計中（令和３年度、令和４年度） 初期値：3.88 百万円／人（平成 25 年度～平成 29 年度の平均）

（指標の定義）
一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

（目標設定の考え方・根拠）
「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画（第８期振興計画（計画期間：平成 30 年度～令和４年度））」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。

本地域の振興及び住民の生活の安定を図るに当たって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を３．８８百万円／人（第７期振興計画の計画期間（平成 25 年度～平成 29 年度）における北方領土隣接地域の主要産業の一人当たり生産額の実績値の平均）とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。

（外部要因）
国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

（他の関係主体）
地方公共団体

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
第８期北海道総合開発計画（平成２８年３月２９日）
第４章第１節（３）北方領土隣接地域の安定振興
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ２５	Ｈ２６	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
３．７９ 百万円/人	３．７９ 百万円/人	４．０８ 百万円/人	４．０２ 百万円/人	３．７２ 百万円/人	３．９２ 百万円/人	４．００ 百万円/人	３．９５ 百万円/人	集計中	集計中

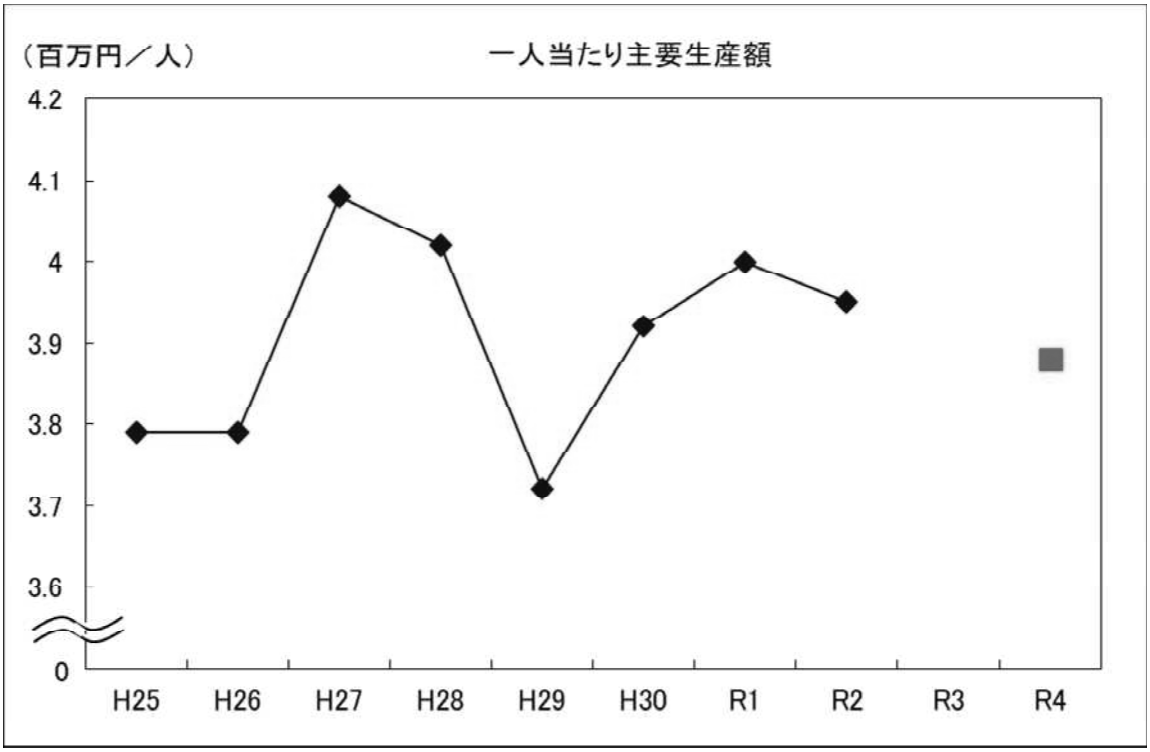

主な事務事業等の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（以下、「振興計画」という。）に基づき、隣接地域が実施する、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組として非公共事業に要する経費の一部（２分の１以内）を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費　北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金　１．０２億円（令和３年度）

（同上）　１．０２億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

一人当たり主要生産額について、令和２年度の実績値は、目標値を上回っている。令和３年度以降の実績値は集計中であるが、令和４年度においては魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組として、活力ある地域経済の展開に向けた取組（農水産物消費拡大推進事業）といった地域の産業振興に資する事業等を３市町（根室市、別海町、中標津町）で実施した。

平成２９年度を除き、平成２５年度以降、実績値は目標値（平成２５～２６年度：３．３６百万円／人以上、平成２７～２９年度：３．７９百万円／人以上、平成３０年度～：３．８８百万円／人以上）を上回っている。

（事務事業等の実施状況）

令和４年度までは、第８期振興計画に基づく事業に取り組んできた。令和５年度以降については、第９期振興計画（計画期間：令和５年度～令和９年度）に基づき、引き続き地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

課題の特定と今後の取組みの方向性

平成２９年度の実績値（３．７２百万円／人）は、目標値（３．７９百万円／人以上）を下回った。これは、平成２８年８月の一連の台風の被害による不漁や主要魚種の不漁等、突発的な外的要因によるものと考えられる。

平成３０年度～令和２年度の実績値は、目標値を上回っている。令和３年度以降についても、継続して地域の産業振興に資する事業等を実施し、地域の主要な産業である酪農における飼養乳頭数が増加していること等により、目標の達成が推定されることから、A評価とした。

令和５年度以降についても、北方領土隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（米津　仁司）

関係課：

業績指標１１０
目標を達成した技術研究課題の割合*

評　価	
A	目標値：９０％（毎年度） 実績値：１００％（令和４年度） 初期値：―

（指標の定義）
当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究課題の割合

（目標設定の考え方・根拠）
技術研究課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を９０％としている。
実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の４段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。

（外部要因）
設備故障等の不可抗力
資機材の入手困難

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
９６．３％	９６．２％	１００％	９７．０％	９６．０％

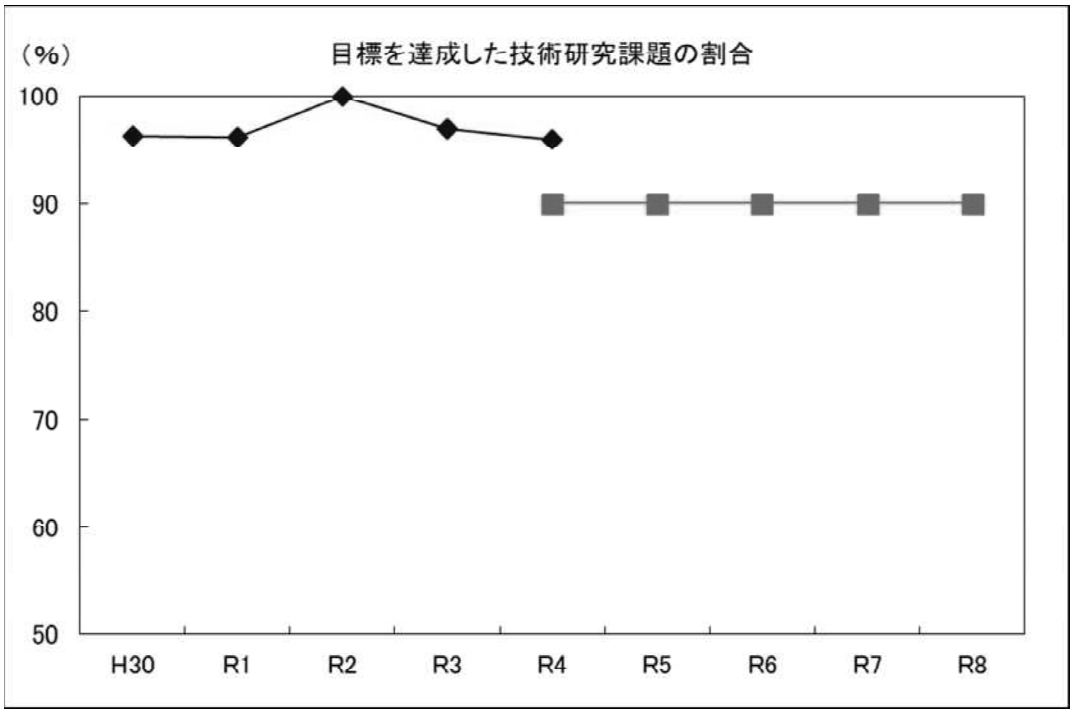

主な事務事業等の概要

技術研究開発の推進に必要な経費

予算額：

1,692 百万円（令和３年度）

1,382 百万円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である（令和４年度実績：２４件／２５件＝９６．０％）

平成２８年度から継続して、現在の目標値である９０％を継続して超えており、令和２年度は１００％、令和３年度及び令和４年度は９５％を超える値となった。

（事務事業等の実施状況）

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

令和４年度は、２５件の研究開発課題の事後評価が実施され、そのうち２４件が「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、研究開発課題の結果については、
https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html
に掲載している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、毎年度目標値を達成していることから、Ａと評価した。引き続き、適切な目標を設定し、技術研究課題に取り組むことで、技術研究開発を推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長　見坂 茂範）
総合政策局技術政策課（課長　川村 竜児）

業績指標１１１
スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数

評　価	
A	目標値：１００地域（令和７年度） 実績値：　７８地域（令和３年度） 初期値：　２３地域（令和元年度）

（指標の定義）
スマートシティの取組において、サービス提供のための UI/UX（アプリ等）や、データの収集・加工・連携等のための都市 OS、データ化及び接続のためのデバイス、ネットワーク、中継機器等の技術を実装した自治体・地域団体数
（目標設定の考え方・根拠）
「未来投資戦略 2018－「Society 5.0」「データ駆動型社会」への変革－」にて、『まちづくりと公共交通・ICT 活用等の連携によるスマートシティ』の記載が盛り込まれる等、平成 30 年度頃から、内閣府・総務省・経済産業省と連携してスマートシティの取組を進めているところである。
令和２年４月時点で、スマートシティに関し、技術の実装をした自治体・地域団体数は、23 団体であり、令和３年４月に、関係省庁合同でスマートシティガイドブックの公表を行う等、全国への普及展開にむけた取組を加速化していることから、令和７年度の目標として 100 団体での技術の実装を関係府省と連携して達成することとしている。
（参考）
経済財政運営と改革の基本方針 2021(骨太方針)『スマートシティを 2025 年度までに 100 地域構築する』
（外部要因）
なし
（他の関係主体）
内閣府、総務省、経済産業省（スマートシティ関連施策を実施する関連府省と連携し、政府全体で当該目標の達成に取り組む）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・交通政策基本計画（令和３年５月 28 日）
スマートシティに関し、技術の実装をした地方公共団体・地域団体数
実装地域数 23（令和２年度）→実装地域数 100（令和７年度）　（第４章基本的方針Ａ.）
・経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和３年６月 18 日）
スマートシティを 2025 年度までに 100 地域構築する。（第２章３.）
・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日）
令和７年度（2025 年度）までに 100 地域での構築に向け、スマートシティの全国での実装を推進する。（第６章２.）
・デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和４年 12 月 23 日）
2025 年までに 100 地域の先導的なスマートシティの創出を目指す。（第３章１.）
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	23	33	78	－

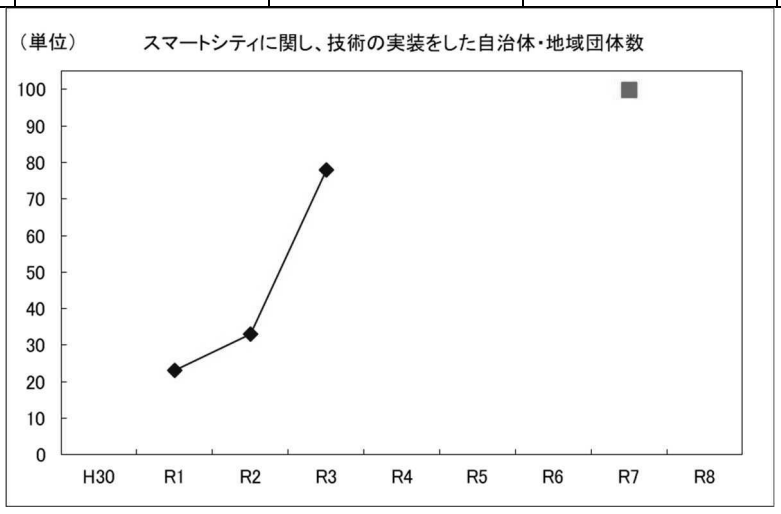

主な事務事業等の概要

スマートシティ実証調査（◎）

スマートシティモデルプロジェクトをより深化させるため、先駆的な取組を行うプロジェクトの貫徹に向けた継続的な支援に加え、「３D 都市モデル」を活用した新たなプロジェクトを創出することにより、「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を強力に推進する。

予算額：２．２億円（令和３年度）

スマートシティ実装化支援事業（◎）

デジタル技術の活用により都市の諸課題を解決し、新しい価値を創出する「スマートシティ」を実現するため、複数サービス・分野間で連携した先進的な都市サービスの実証事業を支援する。

予算額：１．４億円（令和３年度補正予算）

２．７億円（令和４年度当初予算）

１．２億円（令和４年度第２次補正予算）

新モビリティサービス推進事業（◎）

新たなモビリティサービスである MaaS の全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化を進めることを目的として、地域課題の解決に資する MaaS の実証・実装や、MaaS の普及に必要な基盤づくりへの支援を行う。

予算額：１．０億円（令和３年度当初予算）

２８５億円の内数（令和３年度補正予算）

０．７億円（令和４年度当初予算）

４１５億円の内数（令和４年度第２次補正予算）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和３年度の実績値が 78 地域で、前年度から 45 地域増加している。令和７年度に 100 地域という目標に対しては、同様の伸び率であれば目標値を達成すると見込まれることから、順調に推移していると判断した。

（事務事業等の実施状況）

AI や IoT 等の新技術等を活用し、まちの課題の解決や新たな価値を創出することで、都市生活の質の向上を目指す「スマートシティ」の実装に向けて、先駆的な取組を行う自治体等への支援を実施している。さらに、令和５年度より、早期にまちへの実装を目指す取組等を行う先進地区を対象とした「都市サービス実装タイプ」を創設し、重点的な支援を実施する。

また、MaaS については、令和元年度から継続して支援を行っているところ、令和５年度においても、デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組む MaaS の実装への支援を実施する。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標達成に向けて順調に推移しているため、Ａと判断した。今後も現在の施策を着実に推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 都市局都市計画課（課長　鈴木 章一郎）・市街地整備課（課長　鎌田 秀一）
関係課： 総合政策局モビリティサービス推進課（課長　齋藤 喬）

業績指標１１２
国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数*

評　価	
A	目標値：０件（毎年度） 実績値：０件（令和４年度） 初期値：０件（平成24年度）

（指標の定義）
国土交通省及び所管重要インフラ事業者における、国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、若しくは生じるおそれのあるサイバー攻撃事態又はその可能性のある事態を及ぼすIT障害発生件数。

（目標設定の考え方・根拠）
近年、政府機関や交通分野においてもITの利活用が急速に進展してきており、それに伴いIT障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数を限りなく０件とすることを目標値として設定した。

（外部要因）
重要インフラ分野におけるITの利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

（他の関係主体）
内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）及び関係省庁

（重要政策）

【施政方針】
・第208回国会施政方針演説（令和４年１月17日）「第三の柱は、国民の命と暮らしを断固として守り抜く取組です。（中略）サイバーといった新しい領域や経済安全保障上の課題。これらの現実から目を背けることなく、政府一丸となって、我が国の領土、領海、領空、そして、国民の生命と財産を守り抜いていきます。」
・第201回国会施政方針演説（令和２年１月20日）「オリンピック・パラリンピックに向けて、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策に万全を期すことで、安全・安心をしっかり確保いたします。」

【閣議決定】
・サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
・サイバーセキュリティ戦略（令和３年９月28日）
「我が国の経済や社会は、様々な重要インフラサービスの継続的な提供に依存しているが、重要インフラ間の相互依存性の高まりやサプライチェーンの複雑化・グローバル化を踏まえると、安全で安心な社会の実現には、脅威が年々高まっている重要インフラのサイバーセキュリティを確保し、強靭性を高めることが不可欠である。
基本法では、重要インフラ事業者の責務を明確に定めるとともに、国は、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるよう規定されている。
こうしたことを踏まえ、重要インフラに関わる各主体がそれぞれの責務を認識し、官民が一体となって堅牢な重要インフラの実現に向けた取組を推進する。」

【その他】
・重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画（令和４年６月17日決定サイバーセキュリティ戦略本部）

過去の実績値（単位：件）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
2	2	0	0	0

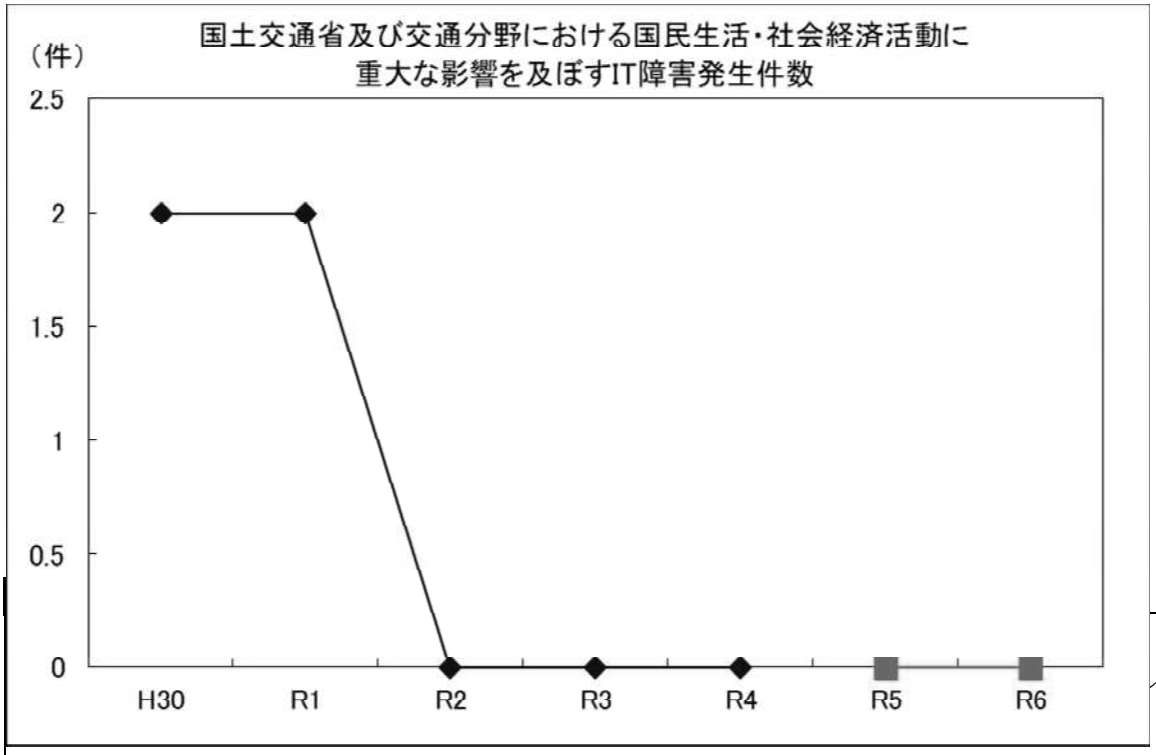

ンデントに

〈内　容〉

・国土交通省 CSIRT の強化等を行うことにより、国土交通省における情報セキュリティインシデントへの対応能力の向上を図る。

・国土交通省所管重要インフラ事業者を対象とした「情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」の記載内容の検討を行い、事業者自らの対策の向上を促進する。

予算額：49 百万円

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数は、平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度以降は 0 件で推移していることから、「順調である」と評価する。

（事務事業等の実施状況）

NISC や関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、以下の取組を始めとする各種取組について着実に進めている。

（1）安全基準等の浸透及び継続的改善の検討

・各重要インフラ事業者への安全基準等の浸透を図るため、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。

・各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各分野の安全基準等について改善に向けた検討を行った。

（2）分野横断的演習への参加

・NISC が主催している年 1 回の分野横断的演習（インシデントハンドリングに係る机上演習、ロールプレイング形式）に各重要インフラ事業者とともに所管省庁として参加している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

重大な IT 障害発生件数は、平成 30 年度及び令和元年度は 2 件であったが、令和 2 年度以降は 0 件で推移しており、目標を達成していることから、業績指標は「A」と評価した。

国土交通省においては、NISC など関係機関と連携し、近年増加しているサイバー攻撃に対し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策について、着実に取り組んでいるところであるが、政府機関全体への攻撃件数に対しては、新たな脆弱性情報の悪用を含む様々な攻撃が行われており、引き続き十分な警戒を要する状況にある。

サイバー攻撃件数の増加、攻撃手口の複雑化・巧妙化が進んでおり、IT 障害発生のリスクが高まっている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を保つ本施策については、引き続き取り組む必要があると考える。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局情報政策課（課長　桑田 龍太郎）
　　総合政策局行政情報化推進課（課長　笠谷 雅也）

関係課：該当なし

業績指標１１３
我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 ＊（【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高）

評　価

①　　N ②　　N	目標値：①４兆円　　②８兆円　　（令和７年度） 実績値：①３兆円　　②６兆円　　（令和２年度） 初期値：①３兆円　　②６兆円　　（令和２年度） ※実績値は暫定値である。（令和５年６月８日現在）

（指標の定義）
国土交通分野における我が国企業の海外インフラ受注額

（目標設定の考え方・根拠）
令和５年６月に策定された「インフラシステム海外展開戦略２０２５（令和５年６月追補版）」での目標は政府全体の目標であり、国土交通省としてもその達成が求められているところ、業績指標 113「我が国企業のインフラシステム関連海外受注高 ＊（【再掲】①建設・都市開発の海外受注高、②モビリティ・交通の海外受注高）」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。
過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は４兆円、②は８兆円の合計１２兆円を目標値として設定した。

（外部要因）
国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
第１８６回国会施政方針演説（平成２６年１月２４日）「インフラ輸出機構を創設します。交通や都市開発といった分野で、海外市場に飛び込む事業者を支援し、官民一体となって成約につなげます。十兆円のインフラ売上げを、二〇二〇年までに三倍の三十兆円まで拡大してまいります。」
【閣議決定】
フォローアップ（令和４年６月７日）
【閣決（重点）】
第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
インフラシステム海外展開戦略２０２５（令和５年６月追補版）（令和５年６月１日）

過去の実績値（※実績値は暫定値である。（令和５年６月１日現在））　　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
①　－	①　－	①３兆円	①集計中	①集計中
②　－	②　－	②６兆円	②集計中	②集計中

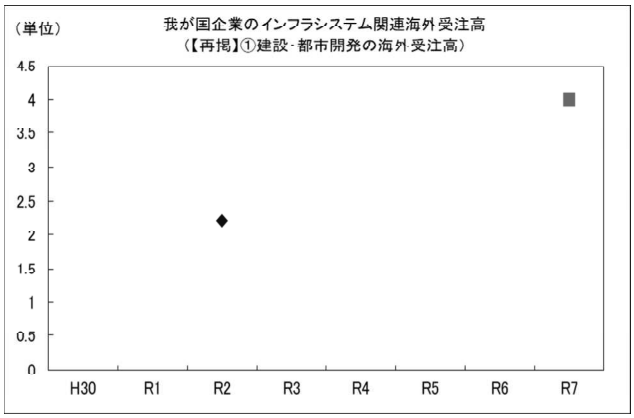

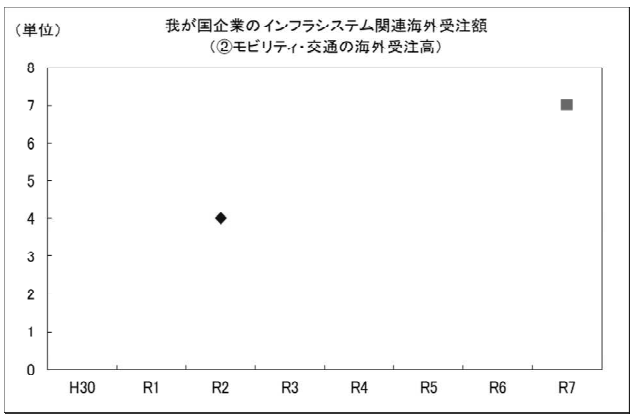

主な事務事業等の概要

「インフラシステム海外展開戦略 2025」の着実な推進のため、以下の施策を実施

・「川上」からの継続的関与の強化（◎）

・PPP 案件への対応力の強化（◎）

・我が国の強みを活かした案件形成（◎）

・我が国コンサルタントによる調査等の質の向上（◎）

・我が国企業の競争力の強化（◎）

・我が国企業の海外展開に係る人材の確保と環境の整備（◎）

・受注後の継続的なフォローアップ（◎）

・新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた対応（◎）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

予算額　約２９億円（令和３年度）

　　約２９億円（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①　初期値以降の実績値がない為、判断できない

令和３年度及び令和４年度の実績値は集計中である。

②　初期値以降の実績値がない為、判断できない

令和３年度及び令和４年度の実績値は集計中である。

（事務事業等の実施状況）

「川上」からの案件参画のため、相手国の国土計画・マスタープラン等の上位計画に係る調査事業への協力、トップセールスや二国間枠組みによる政府間対話等、GtoG による情報発信等をオンラインも活用し取り組んでいるほか、質の高いインフラシステムに加え、デジタル技術の活用・気候変動、FOIP への対応等、新たな課題や運営・維持管理（O&M）等の我が国の強みを活かした案件形成を進めた。また、我が国企業の交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、需要リスクに対応した出資と事業参画を一体的に行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）について、令和３年度に６案件、令和４年度に３案件の支援決定（国土交通大臣認可）を行った。企業が海外市場へ参入しやすい環境を整備するため、国際標準の議論に積極的に参加し我が国の規格等の国際標準化を推進するとともに、国内基準の国際標準への整合を進めていくほか、我が国コンサルタントの調査等に対する第三者による技術的助言の支援、事業調査の早期段階での我が国企業の知見の聴取及びコンサルタントの業務実施環境の整備等に取り組んでいる。我が国企業の海外展開に係る人材の確保及び環境の整備として、「海外インフラプロジェクト技術者認定制度」の運用や「海外インフラ展開人材育成プログラム」による支援をしているほか、「海外建設・安全対策ホットライン」等を活用し、関係省庁や JICA 等と連携して対応策を検討するとともに、必要に応じたトップクレーム等を速やかに実施し、相手国に対する働きかけを行っている。加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、工事の中断等によって生じた工期延長や追加費用の承認等について、企業からの相談にきめ細かく対応し、ウィズコロナによるデジタル技術の期待の高まり等の社会変容を見据えたインフラ展開を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①、②について、いずれも令和３年度及び令和４年度は実績値を集計中であり、初期値以降の実績値がないことからＮと評価した。

今後本業績指標の目標達成に向け、政府のインフラシステム海外展開戦略２０２５（令和５年６月追補版）に沿った取組を引き続き進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局国際政策課（課長　山下　雄史）

関係課：総合政策局海外プロジェクト推進課（課長　盛谷　幸一郎）

業績指標１１４
官庁施設の耐震基準を満足する割合＊

評　価

A	目標値：１００％　（令和７年度） 実績値：９６．７％（令和４年度） 初期値：９４．６％（令和元年度）

（指標の定義）
国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。

（目標設定の考え方・根拠）
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 37 年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、100%を令和 7 年度の目標値としている。
なお、本指標は社会資本整備重点計画の「重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標（KPI）」として登録されている。
＜分母＞国土交通省が整備等を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等＜分子＞官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

（外部要因）
社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合及び用途廃止、都市計画等の進捗　等

（他の関係主体）
関係省庁

（重要政策）
【施政方針】
―
【閣議決定】
―
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
―

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
９３．３％	９４．６％	９５．３％	９６．１％	９６．７％

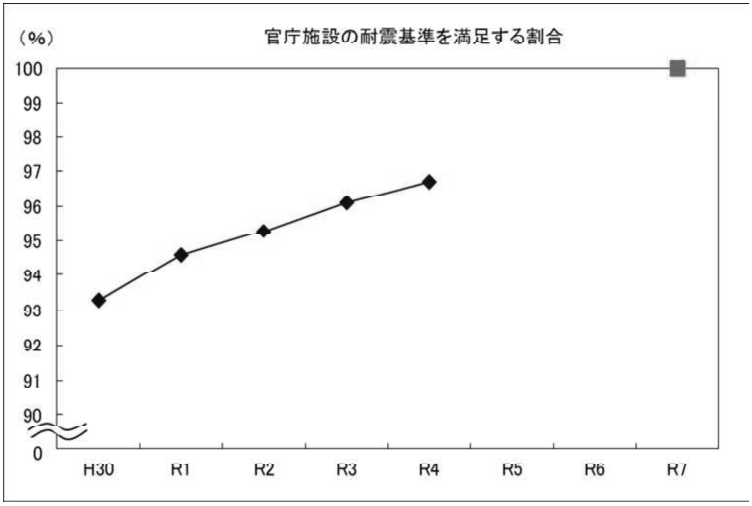

主な事務事業等の概要

防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等（◎）
人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、防災拠点等となる官庁施設の耐震化を推進する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

予算額：官庁営繕費　　１７，５５６百万円の内数（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

実績値には工事が完了した施設を計上している。なお、既に予算措置等を進めているものの工事完了までに数年を要する施設等もあることから、実績値は令和７年度に大きく上昇し、目標達成することが見込まれており、事業の進捗状況は順調である。

＜分母＞約 770 万㎡（令和４年度末時点）

＜分子＞約 745 万㎡（令和４年度末時点）

（事務事業等の実施状況）

耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については「指標の動向」に記載のとおりの状態であり、令和７年度の目標達成に向けて順調に推移していると考えられるため、Ａと評価した。今後も引き続き、耐震対策を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 佐藤 由美）

関係課：―

業績指標１１５
保全状況が良好と判断される施設の割合＊

評　価	
A	目標値：９８％（令和７年度） 実績値：９８％（令和４年度） 初期値：９３％（令和元年度）

（指標の定義）
国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、前年度の官庁施設の保全状況を調査している。
この調査は、①保全の体制・計画、②点検等の実施状況、③施設の状況の３項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について 100 点を満点とする評点を作成している。
これらの評点の平均が 80 点以上の施設を「保全状況が良好と判断される施設」とし、官庁施設（保全実態調査を実施した施設数、基礎情報のみの調査を除く）に対する割合（施設数）を、環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。
（目標設定の考え方・根拠）
評点の平均点が 80 点以上の施設は、保全状況が良好と判断される施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化により、良好な保全の着実な進展を図るため、98%を令和７年度の目標値とした。
＜分母＞官庁施設（保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く施設）
＜分子＞「保全状況が良好と判断される施設」
（外部要因）
点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災
（他の関係主体）
各省各庁
（重要政策）
【施政方針】
―
【閣議決定】
―
【閣決（重点）】
―
【その他】
―

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
９２％	９３％	９６％	９６％	９８％

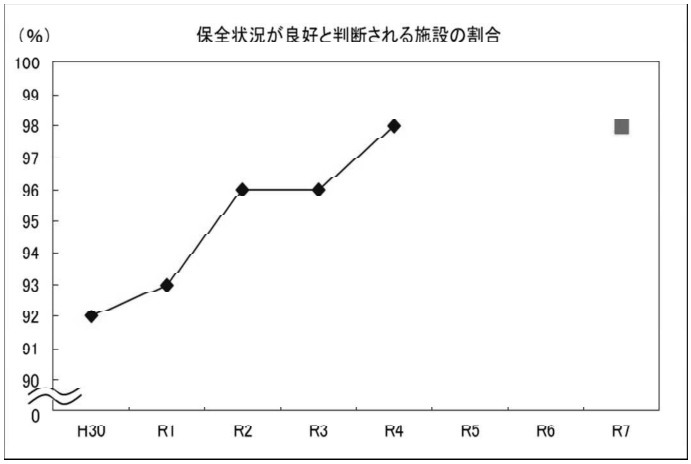

主な事務事業等の概要
官庁施設保全連絡会議を通じ、法定点検や保全の基準、保全行政の動向等について各省各庁の施設管理者に周知しているほか、各省各庁や地方公共団体等の保全業務担当者が参加する研修や講習会において、保全に関する情報提供と意見交換を実施している。
また保全状況の不十分な施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。

予算額：官庁施設保全等推進費１６９百万円の内数（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和４年度の実績は９８％となっており、目標を達成した。

＜分母＞6,156 施設（令和４年度）

＜分子＞6,053 施設（令和４年度）

（事務事業等の実施状況）

令和４年度は全国で 47 回の官庁施設保全連絡会議を開催し、1,337 機関から参加を得た。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度の到来を待たず目標の９８％を達成したため、A と評価した。保全状況が良好な施設の割合は高いものの、施設の老朽化が進んでおり、引き続き各省各庁とともに適正な官庁施設の保全に向けた取組を推進し、結果の維持に努める。

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 佐藤 由美）

関係課：官庁営繕部計画課保全指導室（室長 色川 寿喜）

参考指標１８（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数◆

評　価

A	目標値：70（令和７年度） 実績値：16（令和３年度） 初期値：3（令和元年度）

（指標の定義）
グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、事業の基本構想や基本計画、報告書等において、グリーンインフラを活用した取組であることを明記している自治体数
（目標設定の考え方・根拠）
全国９ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）の都市・地方など各２地域において、グリーンインフラの４類型（防災・減災、生活空間、都市空間、生態系保全）に関するモデル事業を形成すること（９×２×４＝72≒70 自治体）を目標とし、グリーンインフラの全国展開を加速させる。
（外部要因）

（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」

【その他】

過去の実績値　（年度）

H30	R1	R2	R3	R4
－	3 自治体	－	16 自治体	集計中

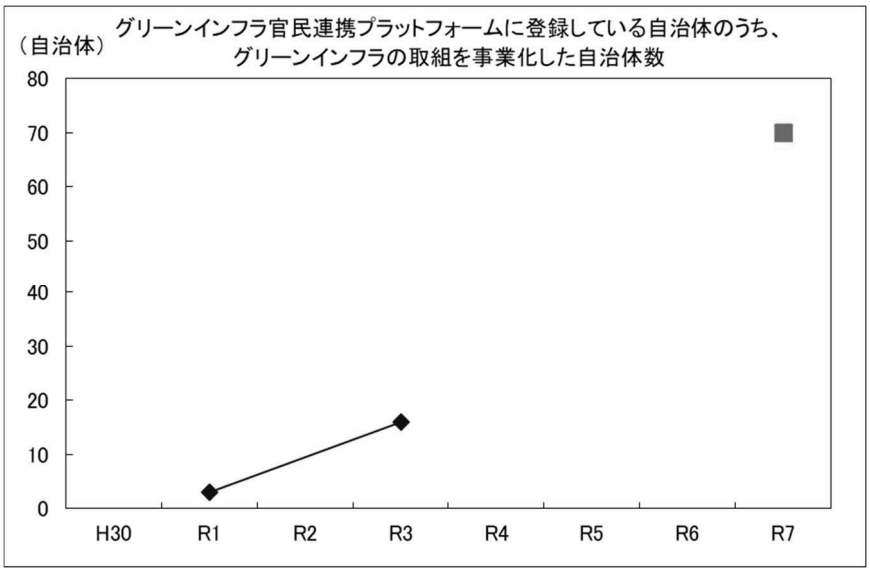

主な事務事業等の概要

「グリーンインフラ」の取組推進による魅力ある地域の創出のための調査・検討経費（予算額：38 百万円（令和４年度））

◆　グリーンインフラ官民連携プラットフォームの活動強化

・ グリーンインフラの取組事例・効果・技術に関する情報収集、幹事会や分科会等による専門的見地からの検討等を行い、グリーンインフラの効果の定量的な評価手法や技術開発の方向性についてとりまとめる。
・ アンケート調査やヒアリング等を通じた情報収集・課題整理、金融関係の有識者を交えた検討チームの立ち上げ等を行い、グリーンインフラに対する民間投資の意義・スキーム等についてとりまとめる。

◆ 先導的グリーンインフラモデル形成支援の実施
・ 官民連携によりグリーンインフラに取り組む地域を対象に専門家派遣等の支援を行い、民間投資を呼び込んだ先導的なモデルを形成するとともに、金融機関等が活用可能なガイダンス資料の策定を行う。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
順調である。

（事務事業等の実施状況）
R1 年度の初期値設定時に「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業（都市局所管）で事業計画を立てた自治体数」により推計、設定した目標値と比べ、実績値がやや低めに推移しており、実績値のトレンドを単純に延長したすると目標達成ができないこととなる。

しかしながら、目標値の推定に活用した「事業計画を立てた自治体数」は事実ベースで算出できる値だが、本指標はアンケート回答ベースであるため、回答率（R3 年度実績では 79 自治体中 48.1%の 38 自治体で回答あり）の分、実績値が低く出たと考えられた。
R3 年度実績値ではアンケートに回答のあった 38 自治体中 16 自治体（42.1%）でグリーンインフラが事業化されていた。未回答 41 自治体のうち先導的グリーンインフラモデル支援事業の対象自治体が 1 例、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム内で実施されている「グリーンインフラ大賞」への事業応募履歴がある自治体が 8 例見られることから、アンケート未回答自治体を含めれば R3 年度実績値は計 25 自治体となり、目標達成のトレンドとなる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標年度における実質的な目標達成が相当程度見込まれるため、評価を「A」とした。
グリーンインフラ官民連携プラットフォーム（以下、「PF」という。）への登録自治体数を見ると、四国地方で 0 自治体、北陸地方から 1 自治体、北海道で 2 自治体の登録にとどまる（なお、3 地方で計 364 自治体）。グリーンインフラの水平展開の観点から、当該地方の自治体に対する PF の周知活動を重点的に行う。
また、アンケート回答自治体のうち中国地方（5 自治体が PF 登録済み）と九州地方（12 自治体が PF 登録済み）では、グリーンインフラを事業化していると回答した自治体が 0 であった。両地方においては、モデル事業となりうる事例があれば積極的に支援し、グリーンインフラの普及に努める。
事務的な側面では、たとえば都道府県に取りまとめを依頼する等、アンケート回収率の向上に努める。
また、PF 未登録自治体における取組等、自治体が自覚なくグリーンインフラの取組を実施している事例の把握方法を検討する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局環境政策課　光安 達也
関係課：

参考指標２５（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数◆

評　価	
B	目標値：約８００団体（令和７年度） 実績値：　１２２団体（令和４年９月末） 初期値：　　１５団体（令和元年度）

（指標の定義）
最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数
（目標設定の考え方・根拠）
令和３年度の水防法の改正により、原則、下水道による浸水対策を実施する全ての団体において、想定最大規模降雨に対する雨水出水浸水想定区域の指定が義務付けられたところであり、そのうち、過去に浸水被害が発生しているなど、早期に指定が必要な約 800 団体を目標として設定。
（外部要因）
地元との調整状況等
（他の関係主体）
地方公共団体（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・気候変動適応計画（令和３年 10 月 22 日）
最悪の事態も想定した対策の検討のため、浸水想定区域の指定の対象とする外力を、想定し得る最大規模のものとするとともに、洪水だけでなく、内水、高潮も対象とする。
・国土強靱化年次計画 2022（令和４年６月２１日）
中小河川の浸水想定区域の情報にかかる GIS データの整備・提供、技術的助言等により、水害リスク情報空白域の解消を促進するとともに、下水道による浸水対策を実施している地方公共団体における最大クラスの内水に対応したハザードマップの作成支援を推進する。
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	１５	７７	１０５	今後集計予定

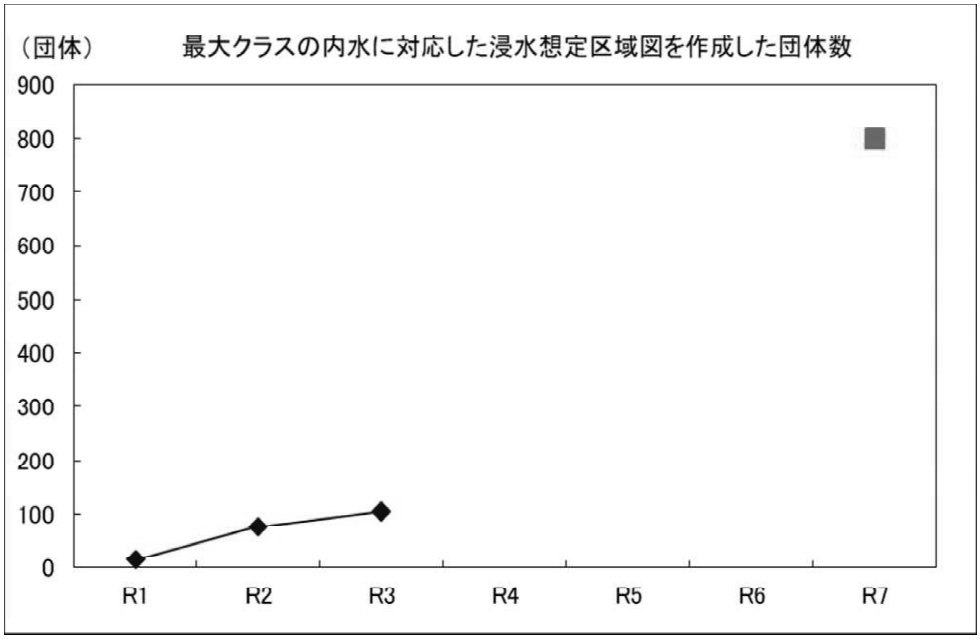

主な事務事業等の概要

○　下水道による浸水被害の軽減対策（◎）

下水道による浸水被害の軽減対策を図るため、内水浸水リスクマネジメント推進事業を実施する地方公共団体に対して交付を行う。

社会資本整備総合交付金予算額　５，８１７億円の内数（令和４年度国費）
防災・安全交付金予算額　８，１５６億円の内数（令和４年度国費）
下水道事業関連予算額　６１４億円の内数（令和４年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・令和４年度の実績値は集計中であるが、令和３年度までの実績値の推移は目標値に対して順調ではない。しかしながら、令和４年度より内水浸水想定区域図の作成を支援する内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設したところであり、今後作成する団体が順調に推移すると見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

・平成２８年度に、従来の既往最大降雨等に対する浸水想定区域図の作成に加えて、想定し得る最大規模の外力に対する浸水想定区域図を作成するための浸水想定手法等を盛り込んだ「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）」を公表した。
・令和３年度に、浸水想定手法等の内容、内水浸水想定区域図の必要性等の記載を充実させ「内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）」を改訂するとともに、手順書（案）を作成して下水道管理者に周知した。
・令和４年度には、内水浸水想定区域図の作成を支援する内水浸水リスクマネジメント推進事業を創設した。
・想定最大規模降雨に対応した内水ハザードマップ策定が求められる都市から構成される担当者会議を毎年開催し、その会議を通じて技術的助言・情報共有を行っている。また、都道府県が開催する浸水対策に関する勉強会において積極的に講師として出向き、周知徹底を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和４年度の実績値は集計中であるが、令和３年度は 105 団体であり、目標値である約 800 団体には届いていないことから、Ｂと評価した。
・地方公共団体のノウハウ不足や財政面の課題があったが、マニュアルの公表や予算制度を創設したことで、内水浸水想定区域図の作成が進むと考えられるが、引き続き作成事例の展開や予算制度を継続するなど、技術的・財政的支援等を行い、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成を促進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官　藤井　政人）
関係課：

参考指標３５（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等）を実施した市区町村数◆

評　価	
A	目標値：1,388（令和７年度） 実績値：集計中（令和４年度） 初期値：388（令和２年度）

（指標の定義）
最大クラスの洪水浸水想定区域が指定されている市区町村のうち、最大クラスの洪水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練（机上訓練、情報伝達訓練、マイ・タイムライン作成講習会等）を実施した市区町村数
※マイ・タイムラインとは、台風の接近等によって河川水位が上昇する時に、住民一人一人の家族構成や生活環境に合わせて「いつ」・「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画のこと。

（目標設定の考え方・根拠）
R2 年度末時点で水防法に基づき指定された洪水予報河川又は水位周知河川について、R7 年度までに最大クラスの洪水に対応した洪水ハザードマップを作成し、訓練を実施することを目標に設定

（外部要因）
特になし

（他の関係主体）
地方自治体（都道府県）　（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）
地方自治体（市町村）　（洪水ハザードマップ作成・住民の防災意識向上につながる訓練等実施主体）

（重要政策）
【施政方針】
・第２０４回国会　政策方針演説（令和３年１月 18 日）
防災・減災、国土強靱化についてもしっかりと進めます。
・第２０８回国会　政策方針演説（令和４年１月 17 日）
五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。
【閣議決定】
・基本方針（令和３年１１月１０日）
「また、災害に強い地域づくり・国土強靱化を一層推進する。」
・国土強靱化基本計画（平成３０年１２月１４日）
「地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、下水道施設、海岸保全施設、土砂災害危険箇所等における砂防設備、治山施設・保安林の整備などのハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確かつわかりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。」
【閣決（重点）】
●　・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値（単位：市区町村）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
204	345	388	946	集計中

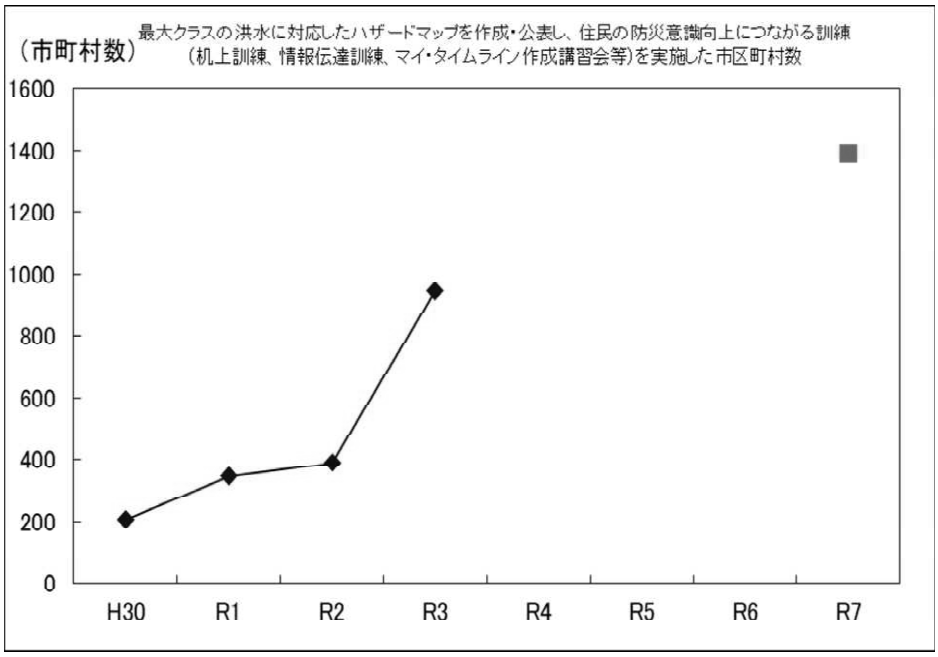

主な事務事業等の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

・予算：防災・安全交付金
防災・安全交付金により浸水想定区域やハザードマップの変更・作成等に対して財政的支援を実施している。
各種浸水想定区域図作成マニュアル、水害ハザードマップ作成の手引きの公表、市町村職員が直営でハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、 相談窓口の設置等により、技術的支援を実施している。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・令和４年度の実績値は●●であり、進捗は順調で、目標年度に目標達成が見込まれる。
・最大クラスの洪水ハザードマップ作成に必要となる洪水浸水想定区域図の公表が平成２８年度より都道府県において順次なされており、令和４年度末時点で国管理の 448 河川、都道府県管理の 1736 河川における洪水浸水想定区域図についてはすべて作成済みである。
・これを受けて各市区町村において地域防災計画を適宜見直し、令和４年度においては、●●市町村が想定最大規模に対応したハザードマップを作成・公表しており、机上訓練を行ったことから実績値は●●となっている。

（事務事業等の実施状況）
・事前にハザードマップを確認し、台風等の接近時に、住民一人ひとりが「いつ」、「何をするか」をあらかじめ時系列で整理した自分自身の防災行動計画（マイ・タイムライン）を作成する訓練を支援。
・令和２年６月に「マイ・タイムライン検討のためのワークショップの進め方」を公表。
・令和４年８月に「地域におけるマイ・タイムライン取組事例集」を公表。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和４年度の実績から目標年度に目標達成することが見込まれるため、Ａと評価した。
・訓練の実施についても、今後も大規模氾濫減災協議会等の場を通じ、市町村等が洪水ハザードマップを活用した訓練の実施が行われるよう支援を行っていく。
・令和５年５月には文部科学省より「学校における水害対策の推進について（通知）」の周知がされ、マイ・タイムラインの取組が「防災教育」として学校教育の場で行われることとなるため、教材資料の支援等を行っていく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課（課長：豊口　佳之）

参考指標３６（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
公共土木施設の被災状況調査を行う TEC-FORCE 隊員のＩＣＴ機器等を活用するための訓練・研修・講習等への参加率 ◆

評　価

A	目標値：１００％（令和７年度） 実績値：８２％（令和４年度） 初期値：３６％（令和２年度）

（指標の定義）
ＩＣＴ機器等を活用した訓練・研修・講習等の参加者数 / 令和２年度地方整備局等の技術系職員のＴＥＣ登録隊員数

（目標設定の考え方・根拠）
大規模災害時における、TEC-FORCE の対応力を強化するため、ICT 機器等の必要な装備等を拡充するとともに、被災状況調査を行う隊員等を対象に、ICT 機器等に関する訓練や研修等を実施し、令和７年度までに１００％を達成することを目指す。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
なし

（重要政策）
【施政方針】
―
【閣議決定】
―
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】
国土強靱化年次計画２０２２（令和４年６月２１日国土強靱化推進本部決定）「第２章に記載あり」

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	３６％	６３％	８２％

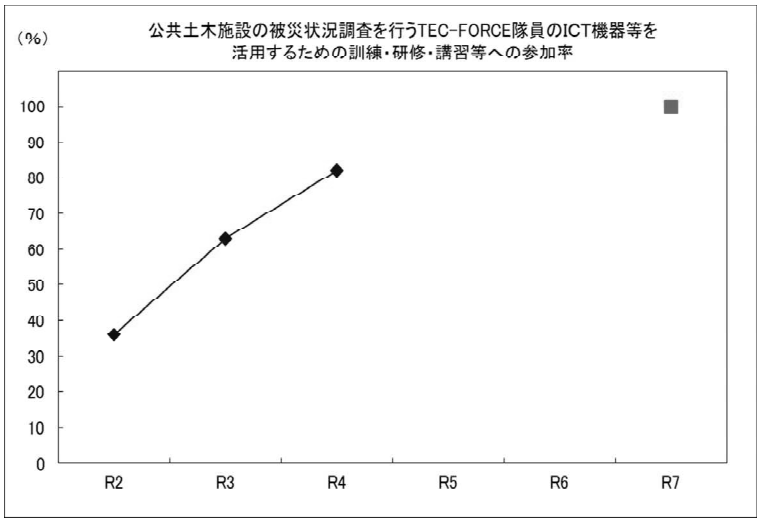

主な事務事業等の概要
TEC-FORCE 活動に必要な装備品等を拡充するとともに、被災状況把握の迅速化、隊員作業の削減を図るためのシステムを構築し、それら ICT 機器等を活用するための訓練等に取り組むことで、災害対応力向上を図る。

測定・評価結果
目標の達成状況に関する分析
（指標の動向）
過去の実績によるトレンドを延長すると、目標年度までに目標値を達成するとが見込まれるため、順調に推移

している。

（事務事業等の実施状況）

必要な装備品等の拡充と新たなシステム構築を図り、訓練、研修等の実施に努めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

直近の実績値を見ると、目標値までの伸びを示していることは明確であり、現行の取り組みを継続すれば相当な期間を要さずに目標達成が可能であると見込まれることから、Ａと評価した。
TEC-FORCE 活動における必要な装備品等の拡充と、システムの開発､改良が今後も継続予定であり、それらの習熟訓練等に引き続き取り組む必要があることから、本指標を継続する。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理･国土保全局防災課災害対策室（防災課長　中込 淳、室長　岩﨑 等）
関係課： 該当無し

参考指標６７（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流失の対策必要箇所の整備率◆

評　価	
B	目標値：約 28%（令和 7 年度） 実績値：9%　（令和 4 年度） 初期値：0%　（令和 2 年度）

（指標の定義）
緊急輸送道路における渡河部の橋梁や河川に隣接する構造物の洗掘・流出対策必要箇所の整備率
（目標設定の考え方・根拠）
対策必要箇所のうち、５年間で対策完了可能な箇所を設定
（外部要因）
地方公共団体の取組状況により影響あり
（他の関係主体）
該当なし
（重要政策）
【施政方針】
第２０８回国会施政方針演説（令和４年１月１７日）
「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」

第２１１回国会施政方針演説（令和５年１月２３日）
「今年、関東大震災から百年の節目を迎えます。激甚化・頻発化する災害への対応も、先送りのできない重要な課題です。」
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
0%	0%	0%	4%	9%

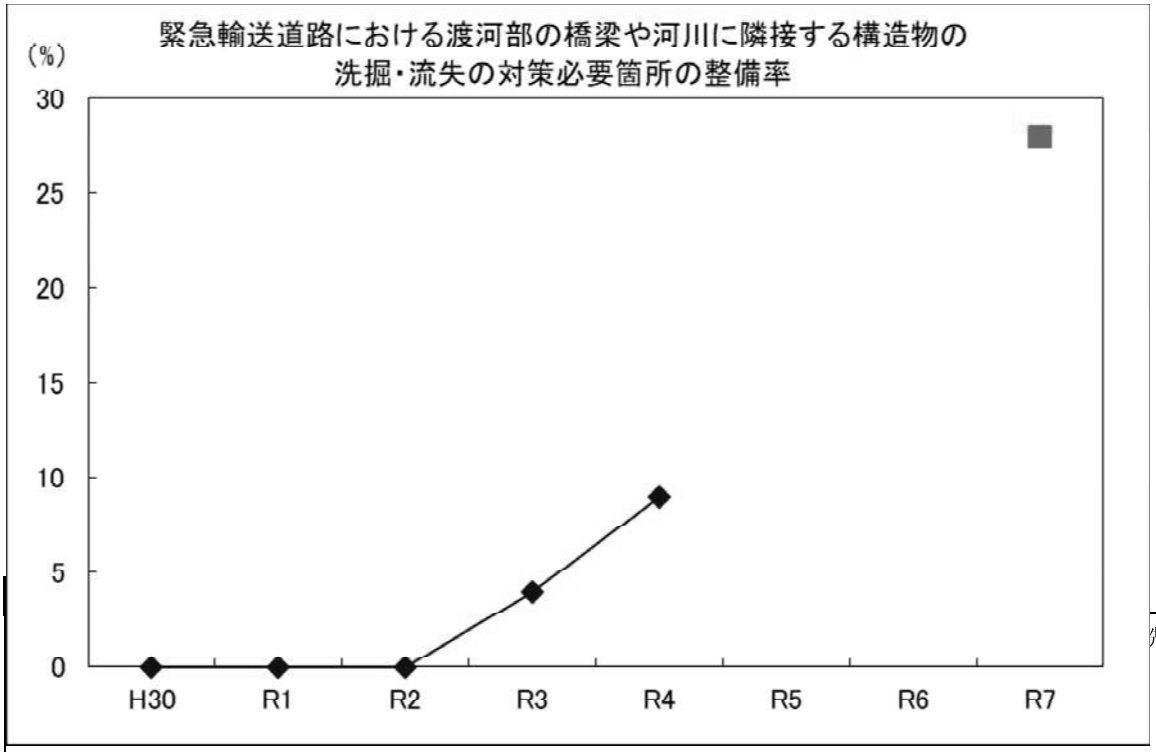

先掘・流出

防災・安全交付金 3,733 億円（国費）の内数（令和３年度）

予算額：防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策 4,202 億円（事業費）及び
防災・安全交付金 2,853 億円（国費）の内数（令和４年度）
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
・本指標は、近年の災害からの新たな知見により設定を始めたものであり、対策必要箇所のうち、５年間で対策完了可能な箇所を設定した。実績値の進捗は、目標年度に目標達成を見込める推移とは言えないものの、設計ストックや協議完了等の事業実施環境が整った箇所が増えてきており、今後の伸びが期待される。

（事務事業等の実施状況）
令和５年度においても、通行止めが長期化する渡河部の橋梁流出や河川隣接区間の道路流出等の災害リスクに対し、橋梁・道路の洗掘・流出対策や橋梁の架け替え等を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和２年度より設定した本指標に係る事業については、設計や関係機関との協議から進めており、整備率はやや低いものの、実施環境が整った箇所より順次進めているところだが、現在の指標の実績値をもって評価はＢとした。
引き続き、橋梁・道路の洗掘・流出対策や橋梁の架け替え等を推進し、目標値の達成に向けて整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局　環境安全・防災課　道路防災対策室（室長　寺沢　直樹）
関係課：　なし

参考指標６８（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率◆

評　価	
B	目標値：100%（令和 7 年度） 実績値：38%　（令和 4 年度） 初期値：27%　（令和元年度）

（指標の定義）
緊急避難場所として直轄国道の高架区間等を活用するニーズがある箇所の避難施設の整備率
（目標設定の考え方・根拠）
対策必要箇所について、５年間で対策を完了（100%）する目標を設定（対策済箇所の割合で評価）
（外部要因）
地方公共団体との調整状況により影響あり
（他の関係主体）
該当なし
（重要政策）
【施政方針】
第２０８回国会施政方針演説（令和４年１月１７日）
「五年間で十五兆円規模の集中対策を進め、引き続き、強い覚悟を持って、防災・減災、国土強靱化を強化します。」

第２１１回国会施政方針演説（令和５年１月２３日）
「今年、関東大震災から百年の節目を迎えます。激甚化・頻発化する災害への対応も、先送りのできない重要な課題です。」
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和 3 年 5 月 28 日）「第 3 章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
0%	27%	27%	32%	38%

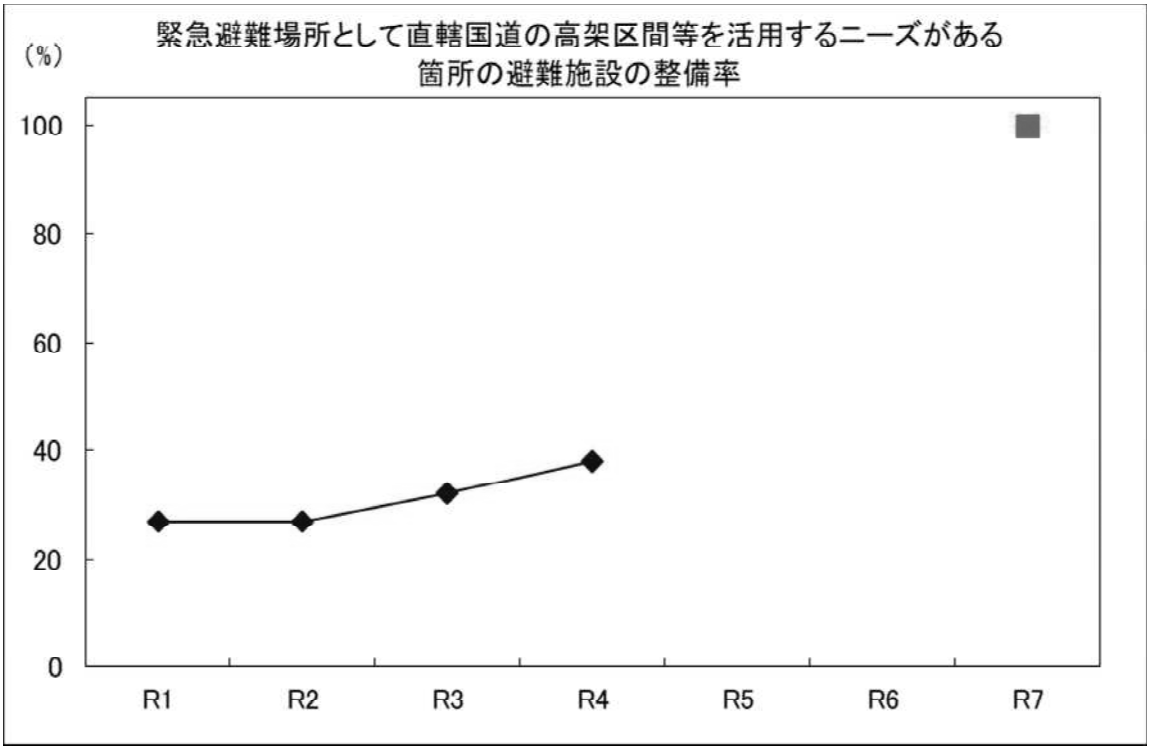

主な事務事業等の概要

津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を推進する。（◎）

予算額：防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保 3,844 億円（事業費）及び
防災・安全交付金 3,733 億円（国費）の内数（令和３年度）

予算額：防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策 4,202 億円（事業費）及び
防災・安全交付金 2,853 億円（国費）の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・本指標は、令和元年度に約 27%である整備率を５年間で対策を完了（100%）させる目標を設定している。令和４年度時点における指標の進捗は目標年度に目標達成を見込める推移とは言えないが、地方公共団体と調整を進めながら取組を進めているところである。

（事務事業等の実施状況）

令和５年度においても、津波や洪水からの緊急避難場所を確保するため、地方公共団体のニーズを踏まえ、予測浸水深よりも高い位置に整備されている直轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を実施しているところである。

課題の特定と今後の取組みの方向性

本指標に係る事務事業については、設計や地方公共団体との調整から進めており、整備率はやや低いものの、実施環境が整った箇所より順次進めているところだが、指標の評価については、現在の実績値をもってＢと評価した。

引き続き、直轄国道の高架区間等を緊急避難場所として活用するための避難施設の整備を推進し、目標値の達成に向けて整備を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：道路局　環境安全・防災課　道路防災対策室（室長　寺沢　直樹）
関係課： なし

参考指標８３（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な港湾関係者数◆

評　価	
A	目標値：650 者（令和７年度） 実績値：623 者（令和４年度） 初期値：－

（指標の定義）
目標年次までに約 650 者の港湾物流に携わる「港湾関係者（民間事業者）」をサイバーポート(港湾物流)に接続可能な状態とすることを目指すもの。
（目標設定の考え方・根拠）
港湾物流手続の電子化は外貿コンテナ取扱から普及するものと想定し、各港湾物流事業者団体別に外貿コンテナを取扱う事業者数等を踏まえ、「当面利用想定事業者数」を推計し、その合計により算出。
（外部要因）
社会経済環境の変化
（他の関係主体）
民間事業者（物流関係）
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針（令和４年６月７日）
・新しい資本主義実行計画フォローアップ（令和４年６月７日）
・デジタル田園都市国家構想基本方針（令和４年６月７日）
・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月７日）
・交通政策白書（令和４年６月１０日）
・国土交通白書（令和４年６月２１日）
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）第３章に記載あり
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	－	244 者	623 者

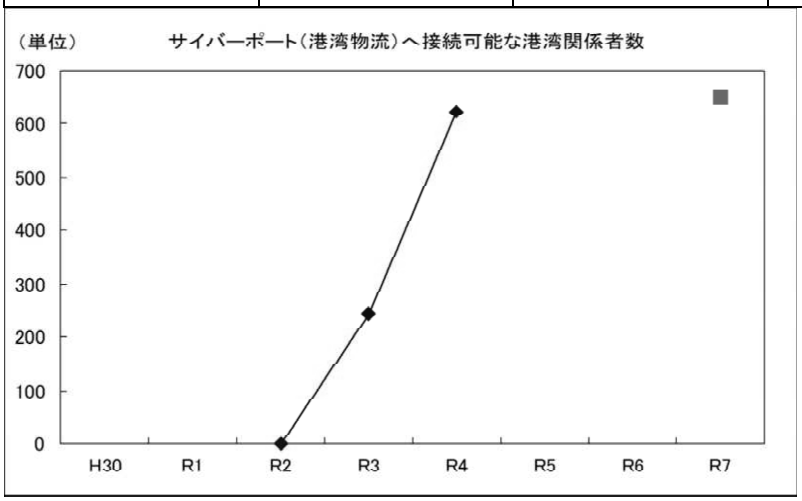

主な事務事業等の概要
民間事業者間の港湾物流手続を電子化し、港湾物流の生産性向上等を実現するプラットフォーム。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和３年４月の運用開始以降、順調に利用登録が進展しており順調に推移している。。

（事務事業等の実施状況）

利用者の利便性向上のため、機能改善の他、令和５年３月にはＮＡＣＣＳ（輸出入・港湾関連情報処理システム）との直接連携機能を実装。

課題の特定と今後の取組みの方向性

指標の推移からすると、目標年度に目標達成が見込まれることからＡと評価した。更なる普及に向けて、利用促進、機能改善、商流分野等の他プラットフォームとの連携等を進める。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 港湾経済課港湾情報課企画室（仙﨑室長）
関係課：

参考指標８４（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
「ヒトを支援する AI ターミナル」の取組の導入港数◆

評　価

A	目標値：３（令和５年度） 実績値：３（令和４年度） 初期値：０（令和２年度）

（指標の定義）
「ヒトを支援するＡＩターミナル」の以下の取組みのいずれかが導入された港湾数。
・AI を活用したターミナルオペレーションの最適化
・ＲＴＧの遠隔操作化・自働化
・情報技術の活用によるコンテナ搬出入処理能力の向上
・コンテナダメージチェックの効率化
・外来トレーラーの自働化
・熟練技能者の暗黙知の継承
・荷役機械の予防保全的維持管理

（目標設定の考え方・根拠）
社重点の目標年次（R5d）において、上記のいずれかの取組みが導入されると考えられる港湾を基に目標値を設定した。

（外部要因）
世界・国内経済の動向（コンテナ貨物需要）、資源価格の高騰　等

（他の関係主体）
港湾管理者、港湾運営会社、港湾運送事業者、荷役機械メーカー　等

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・経済財政運営と改革の基本方針 2022（令和４年６月７日閣議決定）
我が国の成長と国民生活を支えるサプライチェーンの強化や観光等による地域活性化に向けた環境整備のため、高規格道路、整備新幹線、リニア中央新幹線、港湾、漁港等の物流・人流ネットワークの早期整備・活用、航空ネットワークの維持・活性化、港湾の 24 時間化も念頭においたＡＩターミナルの実現、造船・海運業等の競争力強化等に取り組む。（第２章２．（３））

・総合物流施策大綱（令和３年６月１５日閣議決定）
労働力人口の減少や高齢化による港湾労働者不足の深刻化、大型コンテナ船の寄港増加に伴うコンテナターミナル及びターミナルゲートの処理能力不足といった課題に対応し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を確保するため、「ヒトを支援する AI ターミナル」の各種取組を一体的に推進する。（Ⅲ．３（１）①）
【閣決（重点）】
・社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	0	1	3

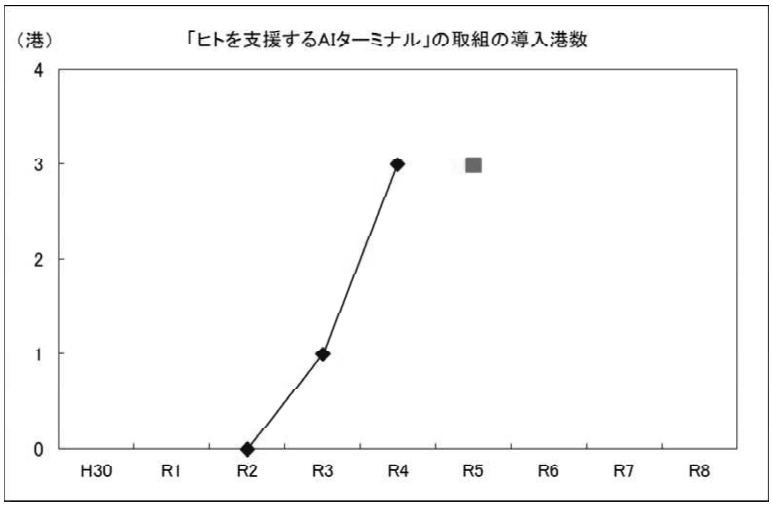

主な事務事業等の概要

・「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組の推進

労働力人口の減少や高齢化による港湾労働者不足の深刻化、大型コンテナ船の寄港増加に伴うコンテナターミナル及びターミナルゲートの処理能力不足といった課題が生じている。これら課題に対応するため、我が国コンテナターミナルにおいて、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組を推進する。

予算額：港湾整備事業費　2,439 億円の内数（令和４年度）

国際戦略港湾競争力強化対策事業費等　9 億円の内数（令和４年度）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調に推移し、令和５年度の目標値を令和４年度において早期達成した。

（事務事業等の実施状況）

・「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組の推進

「ヒトを支援する AI ターミナル」の実現に向けた取組として、荷繰り最少化のための AI システムの開発や、コンテナダメージチェック支援システムの開発、ゲート前の渋滞解消等に寄与する新・港湾情報システム「CONPAS」の開発等を実施しており、令和３年４月より横浜港南本牧コンテナターミナルにおいて、「CONPAS」の本格運用を開始している。

・遠隔操作 RTG の導入促進

遠隔操作 RTG の導入に対する支援制度により導入促進に向けて取り組んでおり、令和元年度から事業化された名古屋港鍋田ふ頭コンテナターミナルでは、令和４年４月より１バースにおいて全 10 基の遠隔操作 RTG が稼働開始している。

また、清水港新興津地区国際コンテナターミナルでは、令和５年２月より１バースにおいて、２基の遠隔操作 RTG が稼働開始している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

参考指標については、令和５年度の目標値を令和４年度において達成したため、A と評価した。

新・港湾情報システム「CONPAS」の横展開や遠隔操作 RTG の導入等、「ヒトを支援する AI ターミナル」の取組の社会実装を進めるとともに、AI ターミナルの取組をさらに深化させて、港湾における更なる生産性向上と労働環境改善に資する技術開発を「港湾技術開発制度」等により推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：　港湾局港湾経済課（課長　奈良 和美）
関係課：　技術企画課技術監理室（室長　宮田 正史）

参考指標８５（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
みなとオアシス登録数◆

評　価

A	目標値：170 件（目標年度：令和 7 年度） 実績値：157 件（令和 4 年度） 初期値：138 件（令和元年度）

（指標の定義）
「みなとオアシス」の登録数
（目標設定の考え方・根拠）
過年度の登録数の推移に基づき算定した推計値を目標に設定
（外部要因）
社会経済環境の変化
（他の関係主体）
「みなとオアシス」の設置者・運営者（地方公共団体、NPO 団体、協議会 等）
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
・国土形成計画(全国計画)(平成 27 年 8 月 14 日閣議決定)
外航クルーズ船に多様なサービスを提供する場としての「みなとオアシス」の活用、クルーズふ頭における免税店制度の活用等、クルーズ船の受入環境の改善を進める。
・観光立国推進基本計画(令和 5 年 3 月 31 日閣議決定)
港湾の施設整備等のハード施策やみなとオアシスの登録等のソフト施策により、美しい港湾空間の形成を図る。令和５年３月末までに 157 箇所が登録されているみなとオアシス を通じて 、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを引き続き推進していく。
・海洋基本計画(令和 5 年 4 月 28 日閣議決定)
「みなとオアシス」や港湾協力団体の活動を通じて、地域住民の交流や観光の振興による地域の活性化を図るとともに、港湾緑地等における民間活力を活用した賑わい空間の創出や「みなとの博物館」等を通じた海洋教育の場の提供など、「みなと」を核とした魅力ある地域づくりを促進する。
【閣決（重点)】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【６－２：人を中心に据えたインフラ空間の見直し】
（重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標（KPI））
〔44〕＜インフラ利活用により地域の賑わいを作る＞インフラ空間の新たな利活用促進
・みなとオアシス登録数 令和元年度 138 → 令和７年度 170
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
126	138	147	154	157

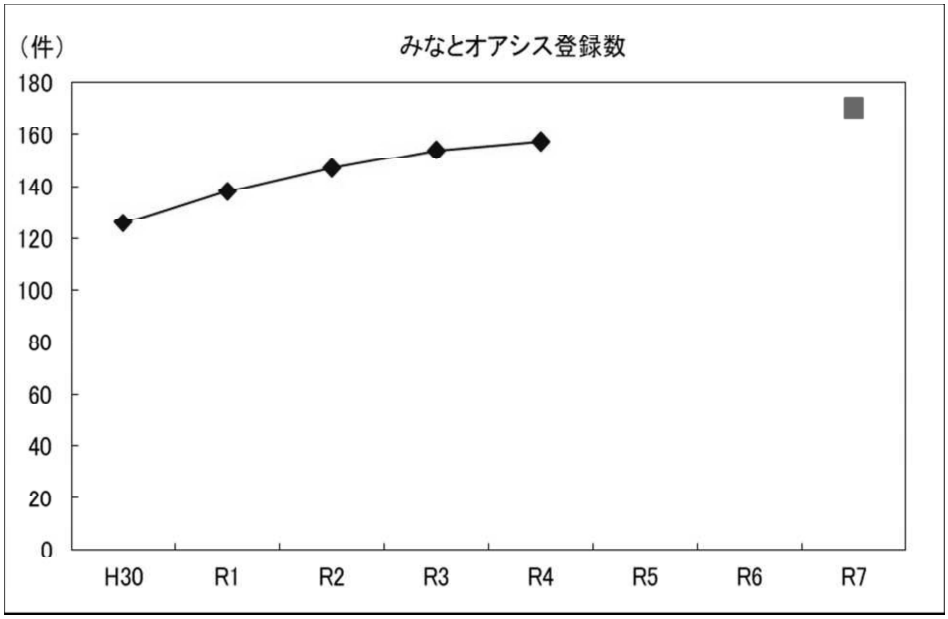

主な事務事業等の概要

・「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が申請に基づき登録するものである。地域住民、観光客、クルーズ旅客等が交流するイベントや見学会が開催され、地域の観光や交通に関する情報提供や物産品販売も行われている。

・国土地理院が提供する「地理院地図」や(株)ゼンリンデータコムが提供する地図情報サイト「いつもＮＡＶＩ」など、WEB地図データへ「みなとオアシス」情報を追加する等、知名度の向上に取り組んでいる。地図データに登録されることから、その地図データを活用するカーナビや地図アプリに反映され、更なる知名度向上が見込まれる。

・「みなとオアシス」の登録に関し、Web による情報発信、地方自治体等に対する助言等の支援を行っている。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

・令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間で 19 件が登録された。

・「みなとオアシス」の登録に関し、Web による情報発信、地方自治体等に対する助言等の支援を行っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・令和 4 年度末で 157 件を登録しており、目標値の 170 件まで残り 13 件であり、年間約 5 件の登録が必要であるが、過去の実績値（年間平均約 6 件登録）から鑑みて令和 7 年度までに 170 件登録を達成できる見込みであることから、A と評価した。

・今後、「みなとオアシス」に登録するメリットを Web 等で情報発信するとともに、地方自治体等に対して登録に向けた助言等の支援の取組を引き続き推進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土交通省 港湾局 産業港湾課（課長 西尾 保之）

関係課：なし

参考指標１０４（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
「A2-BCP」（空港業務継続計画）に基づく訓練等の毎年度８月までの実施率(◆)

評　価

A	目標値：１００％（毎年度） 実績値：１００％（令和４年８月） 初期値：　７０％（令和２年８月）

（指標の定義）
「A2-BCP」（空港業務継続計画）に基づく訓練等の毎年度８月までの実施率

（目標設定の考え方・根拠）
災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため全国の 95 空港で対応計画（「A2-BCP」）に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化に努める必要がある。
このため、各空港で策定された対応計画（「A2-BCP」）に基づく、災害時を想定した空港関係者等と連携した対応訓練等を着実に完了する。

（外部要因）
なし

（他の関係主体）
空港管理者（事業主体）　※地方公共団体、空港会社

（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
		７０％	９２％	１００％

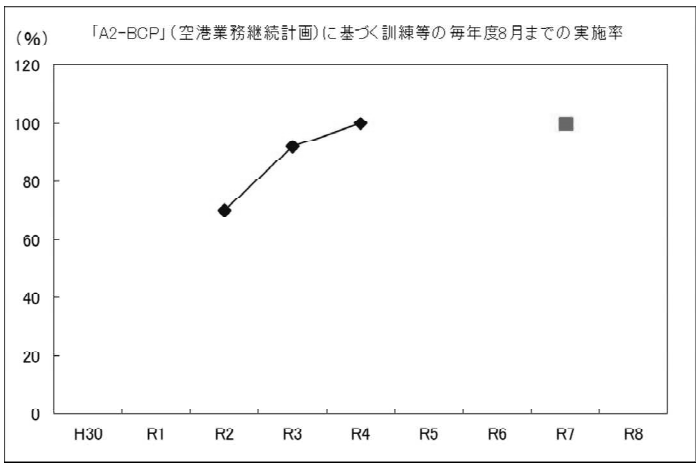

主な事務事業等の概要
災害時における滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された対応計画（「A2-BCP」）に基づき、空港関係者や鉄道事業者等のアクセス事業者等と連携し、滞留者対応や被災後の早期復旧等の災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化に努める。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「A2-BCP」に基づく訓練等の毎年度８月までの実施率（全 95 空港）は、令和２年８月から着実に向上し、令和４年度に目標を達成した。。

（事務事業等の実施状況）

令和２年８月は 70%、令和３年８月は 92%、令和４年８月は 100%へと着実に向上し、目標を達成した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和 4 年度に目標達成したため「A」評価とした。今後も、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響を防ぐ必要があることから、引き続き実効性の強化に努める必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部空港技術課（課長　佐藤　敬）
関係課： －

参考指標１０５（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
滑走路増設を図った後の滑走路処理能力（福岡空港）（♦）

評　価

A	目標値：１８．８万回/年(令和６年度末) 実績値：１７．６万回/年(令和４年度) 初期値：１６．４万回/年(平成２６年度)

（指標の定義）
滑走路増設を図った後の滑走路処理能力
（目標設定の考え方・根拠）
滑走路増設を図った後の滑走路処理能力
（外部要因）
地元の調整状況等
（他の関係主体）
空港運営事業者等
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章に記載あり」
【その他】

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
１６．４万回/年	１７．６万回/年	１７．６万回/年	１７．６万回/年	１７．６万回/年

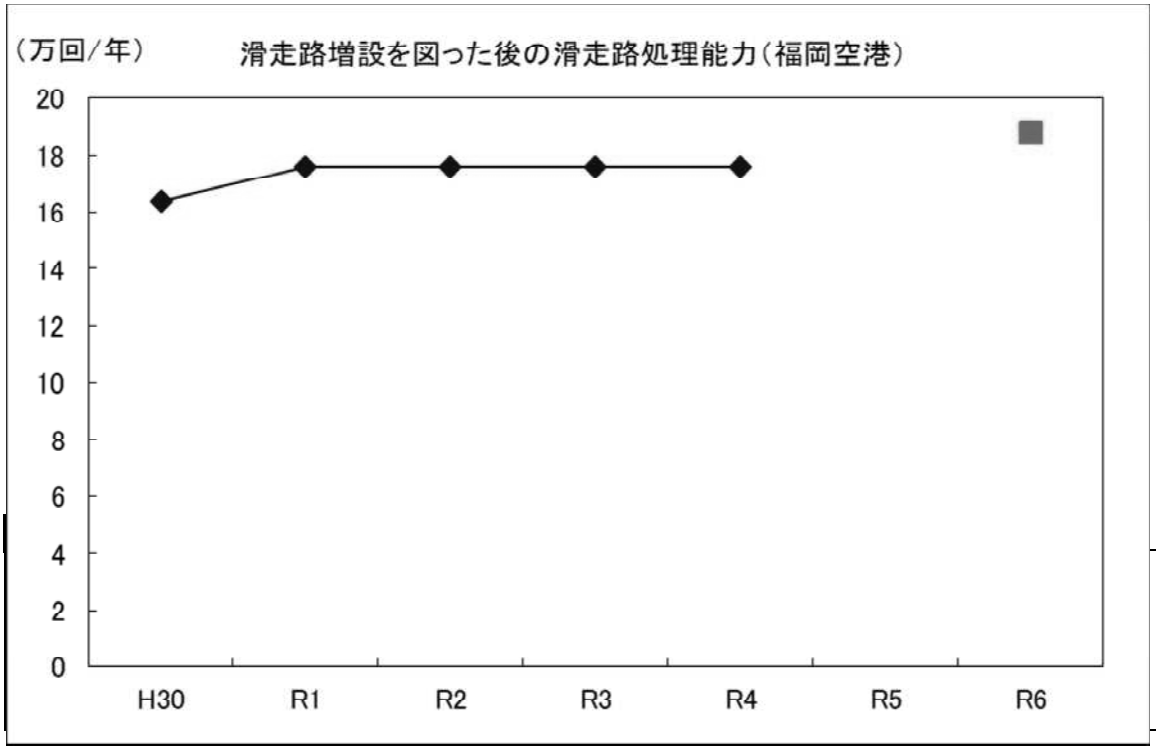

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
令和元年度に平行誘導路の二重化が完成し、航空機の運航の安全を確保するために設定している１時間当たりの発着回数が、３８回（滑走路処理能力１７．６万回/年）へ拡大した。引き続き、福岡空港については、滑走路の増設整備を進めており、令和６年度末には目標値を達成することが見込まれる。
（事務事業等の実施状況）

令和元年度に平行誘導路の二重化が完成し、航空機の運航の安全を確保するために設定している１時間当たりの発着回数が、３８回（滑走路処理能力１７．６万回/年）へ拡大した。引き続き、福岡空港における滑走路の増設整備を進める。

課題の特定と今後の取組みの方向性

滑走路増設整備に関し、令和４年度に計画していた範囲の滑走路及び誘導路の新設等の整備について、計画通り実施した。今後も整備計画に則り着実な整備を進め、令和６年度末には目標が達成できる見込みであるため、Ａ評価とした。今後も整備計画に則り着実に整備を実施していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局航空ネットワーク部空港計画課（課長　中原 正顕）
関係課：

参考指標 106（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
七大空港（成田・羽田・関西・中部・新千歳・福岡・那覇）のチェックイン（セルフ）・保安検査場にかかる待ち時間をそれぞれ半減、またはそれぞれ 10 分以下に短縮した空港（◆）

評　価	
N	目標値：100%（令和７年度） 実績値：―（令和４年度） 初期値：0%（令和元年度）

（指標の定義）
待ち時間目標達成状況（%）　＝　①待ち時間目標達成空港数　÷　②対象空港数
（目標設定の考え方・根拠）
ストレスフリーで快適な旅行環境の実現を目指し、訪日外国人旅行者・日本人出国者の大宗が利用する空路において世界最高水準の利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、旅客満足度の向上を図ることとしている。（FAST TRAVEL の推進）

IATA 「Level of Service」（Check in［Self-Service］：2-7min, Security :5-10min）を参考に、各空港の実状も踏まえて設定するチェックイン（セルフ）・保安検査の最大待ち時間目標※を令和７年度までに達成する。

※各空港のチェックイン（セルフ）・保安検査の最大待ち時間目標
- それぞれ１０分（成田・羽田・関西・中部）
- それぞれ１０分又は現状からの半減（新千歳・福岡・那覇）

（外部要因）
国際航空需要の増減
（他の関係主体）
空港会社・空港ビル会社
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
なし
【閣決（重点）】
第５次社会資本整備重点計画（令和３年５月 28 日）「第３章に記載あり」
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	0%	－	－	－

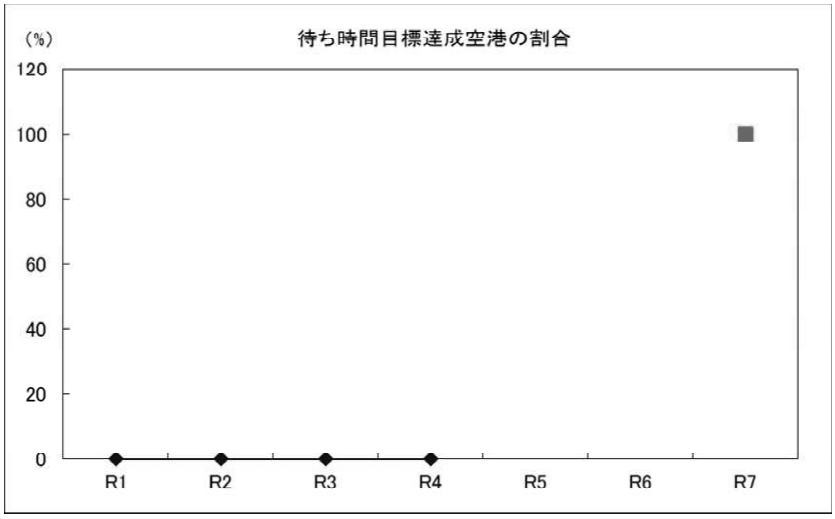

主な事務事業等の概要

FAST TRAVEL 等の推進

世界最高水準の空港利用者サービスを提供するため、先端技術の活用等により、旅客が行う諸手続きや空港内の動線を一気通貫で高度化することにより、旅客満足度の向上を図ることとしている。

予算額：【令和 4 年度】1 百万円（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業：9,988 百万円の内数も活用）

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ国際航空需要が回復するまで、待ち時間目標達成状況の集計は困難であるため、判断できない。

【七大空港の国際線旅客数の推移】

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
国際線旅客数	8,897 万人	166 万人 （▲98.1%）	293 万人 （▲96.7%）	※2,303 万人 （▲74.1%）

※R4.4 月～R5.2 月までの速報値

（ ）内は R1 年度比

（事務事業等の実施状況）

対象空港において、旅客が行う諸手続きや空港内の動線の高度化を実施し、旅客満足度の向上を図った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込んだ国際航空需要が回復するまで、待ち時間目標達成状況の集計は困難であるため、Ｎと評価した。

国際航空需要の回復に備え、引き続き対象空港において、旅客が行う諸手続きや空港内の動線の高度化を実施し、旅客満足度の向上を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 航空局総務課企画室（室長　北間 美穂）

関係課：

参考指標　１３３
国土交通データプラットフォームと連携するデータ数（社会資本整備重点計画 KPI 指標）◆

評　価	
A	目標値：150 万件（令和７年度） 実績値：170 万件（令和４年度） 初期値：　22 万件（令和２年度）

（指標の定義）
国土交通データプラットフォームと連携したデータの内、位置情報が付与されているデータの数
（目標設定の考え方・根拠）
国土交通省が保有するデータシステムのうち、位置情報を付与したインフラデータを目標値と設定
（外部要因）
国土交通データプラットフォームと連携を希望する外部団体
（他の関係主体）
なし
（重要政策）
【施政方針】
なし
【閣議決定】
デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和４年６月閣議決定）
経済財政運営と改革の基本方針２０２２（令和４年６月閣議決定）
統合イノベーション戦略２０２２（令和４年６月閣議決定）
AI 戦略２０２２（令和４年４月閣議決定）
【閣決（重点）】
なし
【その他】
なし

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
		２２万件	１４９万件	１７０万件

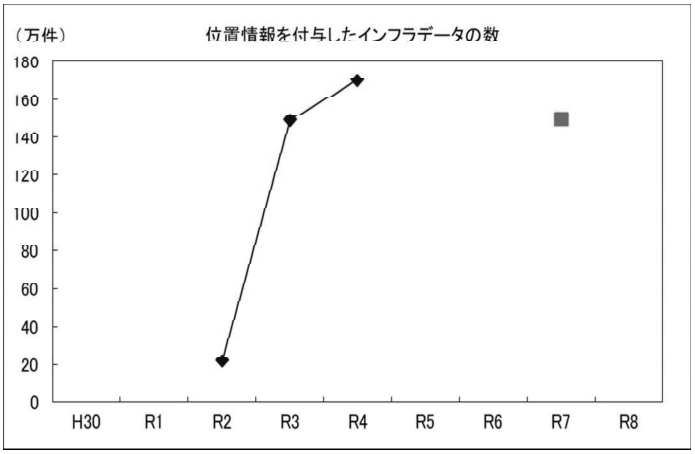

主な事務事業等の概要

ICT 等を活用し、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までのあらゆる建設生産プロセスを３次元データでつなぎ、抜本的な生産性向上を図る「i-Construction」の推進により、測量、設計、工事、維持管理等の各建設生産プロセスの３次元データが蓄積されてきている。さらに、各分野の個別施設の諸元や維持管理情報を蓄積・公開する社会資本情報プラットフォームについても、河川や道路などの主要な分野の情報が蓄積されてきている。今後、i-Construction 推進による建設現場の更なる生産性向上や、地方での老朽化対策を推進するため、国が有する各データベースの統合運用の基本設計、システムの整備等を実施する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

令和３年度にデータ連携を実施したデータセットについて、当初想定以上のデータセットを連携することが可能となったため、目標を早期達成した。

（事務事業等の実施状況）

令和２年４月に一般公開を開始し、その後も国土・経済活動・自然現象に関するデータ等の連携や、機能改良を実施し、令和５年４月にはユーザーの意見を踏まえ、全面的にリニューアルをした。

課題の特定と今後の取組みの方向性

目標を早期達成したためＡと評価した。課題としては、国土交通データプラットフォーム上で一元的にダウンロードできる機能の実装が終了していないため利便性の更なる向上の余地がある。また、各種データをデジタル地図化する際のデータ形式の標準化が出来ておらず、データの重ね合わせに課題があるなど、イノベーションの創出に向け、国土交通データプラットフォームの機能の強化を継続的に実施する必要がある。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房　参事官（イノベーション）　森下　博之
関係課：

参考指標１３４（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
インフラメンテナンス国民会議を通じた新技術のシーズとニーズのマッチング◆

評　価

A	目標値：400 件（令和７年度） 実績値：532 件（令和４年度） 初期値：169 件（令和元年度）

（指標の定義）
インフラメンテナンス国民会議の各公認フォーラムのイベント等を通じてマッチングを行った件数の累計
（目標設定の考え方・根拠）
「社会資本整備重点計画」（令和３年５月２８日閣議決定）の指標を引用。令和元年度における実績から、年間約４０件のマッチング数を継続することとし、その累積値を目標値に設定。
（外部要因）

（他の関係主体）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章」に記載あり
【その他】
国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和３年６月１８日）

過去の実績値　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
	169 件	282 件	424 件	532 件

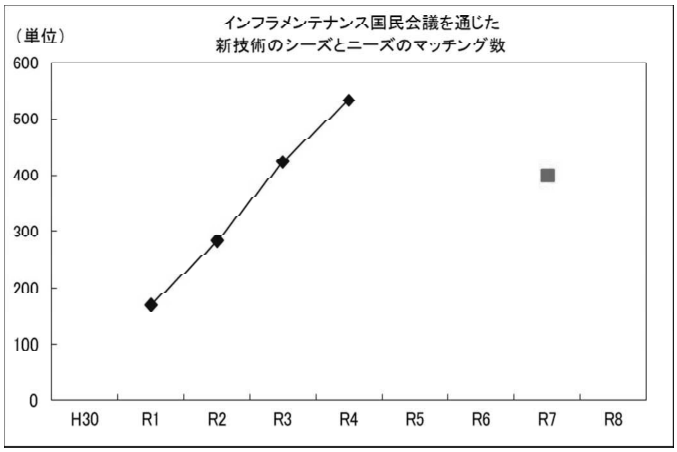

主な事務事業等の概要

新技術の導入・普及の促進（◎）
多くのインフラを管理する地方公共団体等が、効率的なインフラメンテナンスを実施していくため、メンテナンスに係る新技術の導入・普及を促進する環境を整備する。
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）
令和７年度の目標値が 400 件のところ令和４年度の実績値は 532 件となり、目標値を早期達成した。
（事務事業等の実施状況）

インフラメンテナンス国民会議の各公認フォーラムにおいて、イベント等を開催し、マッチングを促進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

令和７年度の目標値を早期達成したことからＡ評価とした。
今後も継続してイベント等を通じて、新技術のシーズとニーズのマッチングを促進していく。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長：岩﨑福久）
関係課：

参考指標１３５（社会資本整備重点計画 KPI 指標）
ポータルサイトに掲載しているツアーを実施しているインフラ施設数◆

評　価	
A	目標値：410（令和 7 年度） 実績値：403（令和 4 年度） 初期値：310（令和 2 年度）

（指標の定義）
インフラツーリズムポータルサイトに掲載された、管理者主催・民間主催のツアーを実施している施設数
（目標設定の考え方・根拠）
「社会資本整備重点計画」（令和３年５月２８日閣議決定）の指標を引用。令和 2 年度（2020 年度）のポータルサイトに掲載された施設数をベースに、令和 7 年度（2025 年度）の施設数を想定して目標値を設定。
（外部要因）
旅行市場の動向
（他の関係主体）

（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）「第３章」に記載あり
【その他】

過去の実績値（単位：施設）　（年度）

Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
－	－	310	332	403

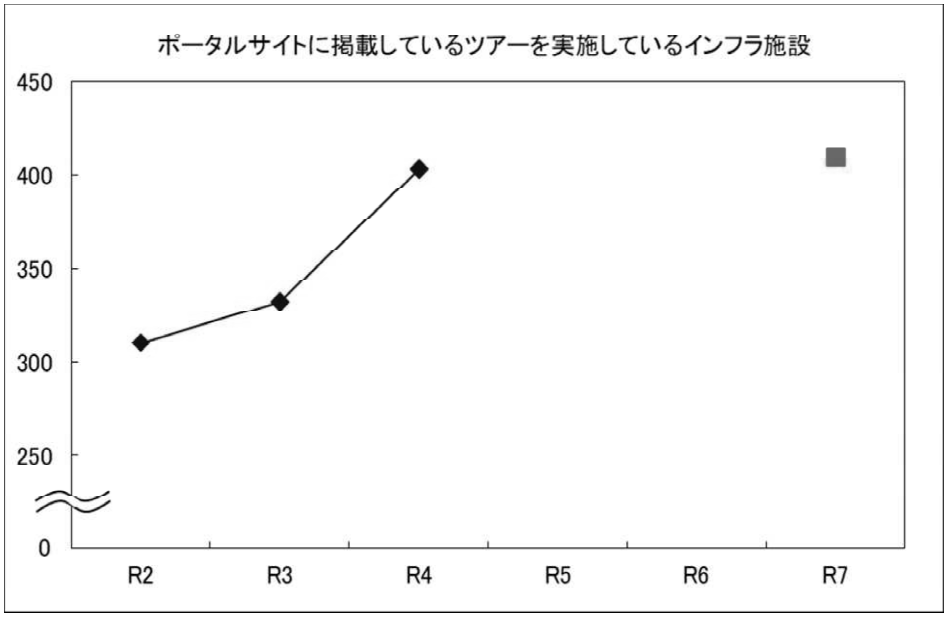

主な事務事業等の概要

インフラ空間の新たな利活用促進（◎）
インフラ施設を観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進するとともに、インフラ施設の受入環境整備等を実施。
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である。過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

地域振興に資するインフラツーリズムの推進を図るとともに、受入環境整備を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することが見込まれ順調に推移しているため、A と評価した。引き続き、目標達成に向けて地域振興に資するインフラツーリズムの推進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長　岩﨑 福久）
関係課：

参考指標１３６（社会資本整備重点計画 KPI 指標）

地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数 ◆

①道路
②河川／ダム／砂防／下水道
③港湾
④空港
⑤鉄道
⑥自動車道
⑦公園
⑧官庁施設

評　価

①道路	A	①道路　目標値：10,000 人（令和７年度） 実績値：7,351 人（令和３年度） 初期値：6,459 人（令和元年度）
②河川／ダム／砂防／下水道	A	②河川／ダム／砂防／下水道　目標値：9,900 人（令和７年度） 実績値：7,856 人（令和４年度） 初期値：4,832 人（令和元年度）
③港湾	A	③港湾　目標値：4,000 人（令和７年度） 実績値：3,964 人（令和４年度） 初期値：2,202 人（令和元年度）
④空港	A	④空港　目標値：500 人（令和７年度） 実績値：365 人（令和４年度） 初期値：261 人（令和元年度）
⑤鉄道	A	⑤鉄道　目標値：1,000 人（令和７年度） 実績値：2,222 人（令和４年度） 初期値：586 人（令和２年度）
⑥自動車道	A	⑥自動車道　目標値：50 人（令和７年度） 実績値：17 人（令和３年度） 初期値：９人（令和元年度）
⑦公園	A	⑦公園　目標値：440 人（令和７年度） 実績値：320 人（令和４年度） 初期値：244 人（令和元年度）
⑧官庁施設	A	⑧官庁施設　目標値：17,000 人（令和７年度） 実績値：15,794 人（令和４年度） 初期値：12,633 人（令和元年度）

（指標の定義）

①地方公共団体及び国の職員のうち、維持管理に関する研修を受けた人数の平成 26 年度からの累計
②国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数の平成 26 年度からの累計
③国及び地方公共団体等で港湾施設の維持管理研修及び維持管理技術講習会等を受けた人数の平成 26 年度からの累計
④国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数の平成 26 年度からの累計
⑤鉄軌道事業者で施設の維持管理に関する研修を受けた人数の平成 26 年度からの累計
⑥自動車道事業者で維持管理に関する研修を受けた人数の令和３年度からの累計
⑦国及び地方公共団体等で都市公園の維持管理に関する研修を受けた人数の平成 26 年度からの累計
⑧国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数の平成 26 年度からの累計

（目標設定の考え方・根拠）

①これまでの実績を踏まえ目標値を設定。
②研修で計画される１年間の受講人数×年数（６年間）。研修は、河川、ダム、砂防、下水道で、受講人数は合計したもの。
③過年度実績を踏まえ目標値を設定。
④これまでの実績を踏まえ目標値を設定。
⑤例年の実績を踏まえて期間中の受講人数を算出。
⑥各事業者２名程度受けることを目標とする。
⑦現状値及び過去に年約 40 人増加している傾向を踏まえ、令和７年度の目標値を設定。（令和２年度はコロナ禍の

ため未実施）
⑧令和７年度までに国及び地方公共団体等で維持管理に関する研修を受ける人数を増加させることを目標に設定。
（外部要因）

（他の関係主体）
⑥自動車道事業者（事業主体）
（重要政策）
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】
社会資本整備重点計画（令和３年５月２８日）第３章に記載あり
【その他】
・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（令和３年６月１８日）

過去の実績値①				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	6,459 人	7,008 人	7,351 人	集計中
過去の実績値②				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	4,832 人	5,553 人	6,600 人	7,856 人
過去の実績値③				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
1,488 人	2,202 人	2,570 人	3,288 人	3,964 人
過去の実績値④				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	261 人	261 人	306 人	365 人
過去の実績値⑤				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	―	59%	100%	100%
過去の実績値⑥				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	９人	０人	17 人	集計中
過去の実績値⑦				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	244 人	244 人	284 人	320 人
過去の実績値⑧				（年度）
Ｈ３０	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４
―	12,633 人	12,906 人	14,581 人	15,794 人

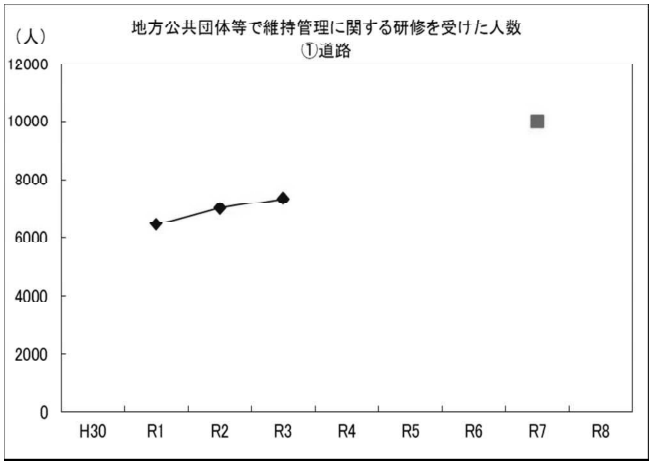

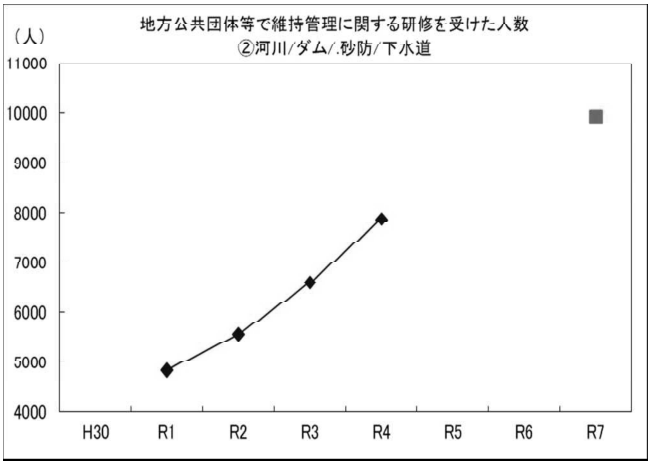

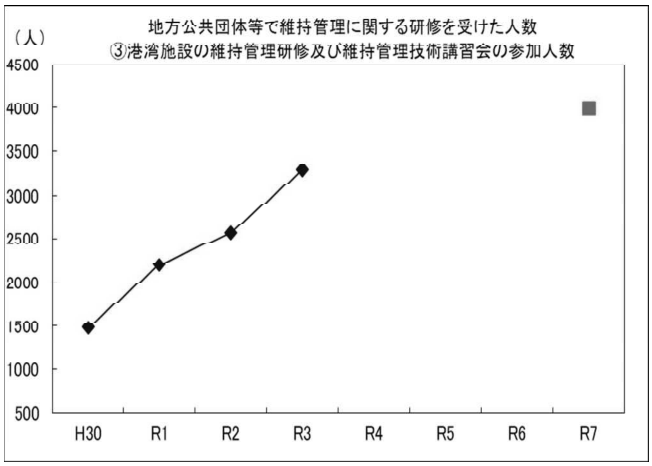

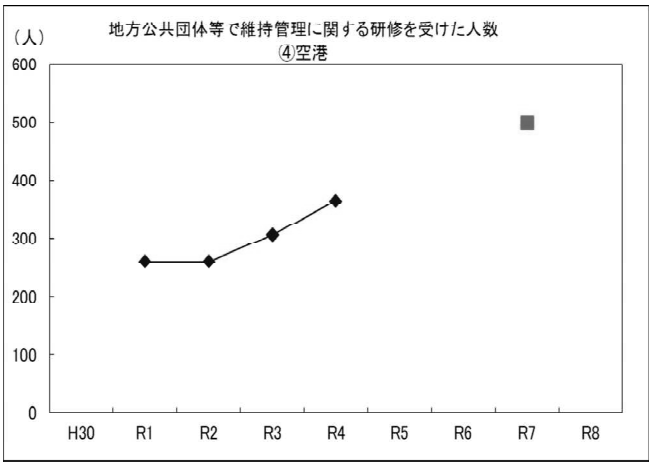

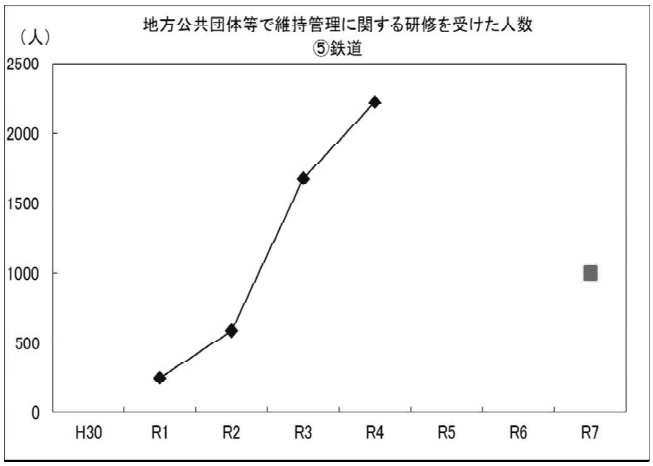

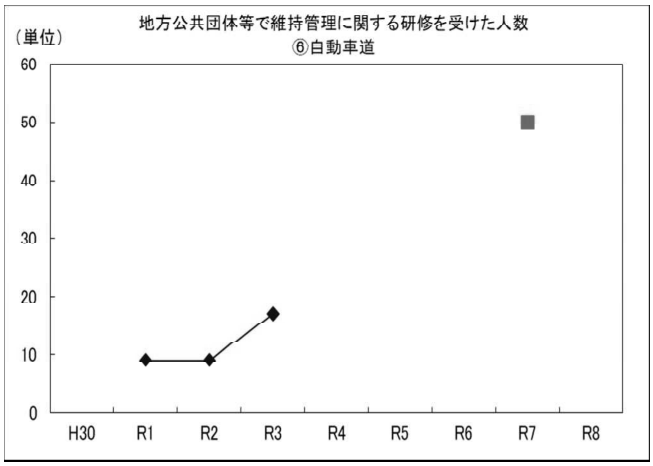

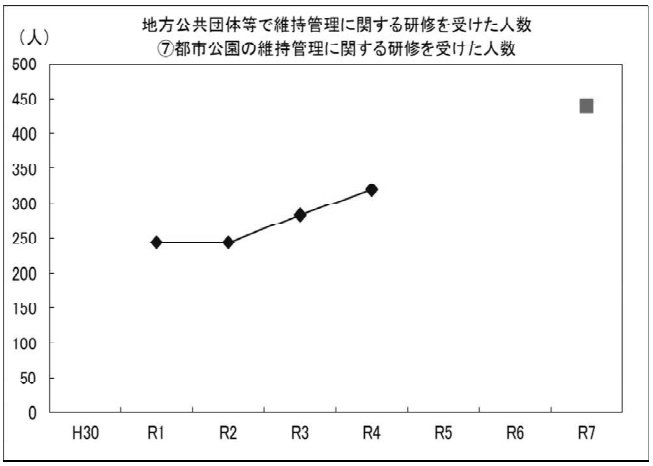

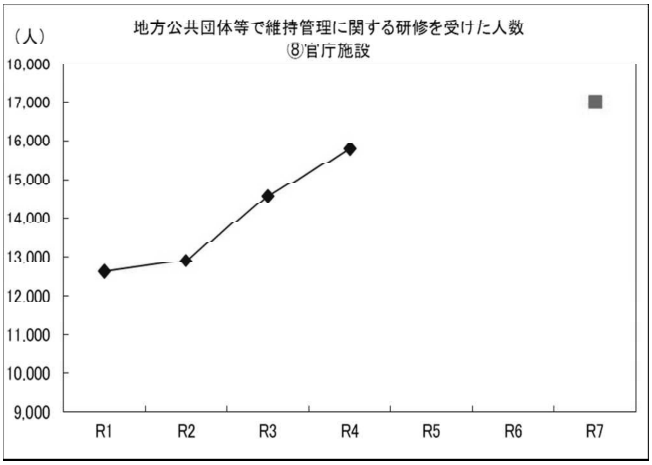

主な事務事業等の概要

①地方公共団体等におけるインフラメンテナンス体制の確保（◎）

地方公共団体等に対してインフラメンテナンスに関わる情報提供や指導等を実施するとともに、国だけではなく地方公共団体等の職員も対象に含めた研修・講習会を開催し、担当職員の参加を促進することで、施設管理者における技術力向上を図る。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

②地方公共団体等におけるインフラメンテナンス体制の確保（◎）

地方公共団体等においてインフラメンテナンスを適切に実施していくため、研修や講習の実施により、技術者の技術力向上を推進する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

③地方公共団体等が参加した維持管理に関する研修（◎）

多くのインフラを管理する地方公共団体等においてインフラメンテナンスを適切に実施していくため、研修や講習の実施により、職員の技術力向上を推進する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

④地方公共団体等が参加した維持管理に関する研修（◎）

これまでの実績を踏まえ、一部の研修については研修定員を増やした。また、研修員からの要望を踏まえて適宜カリキュラムの見直しを行い、満足度の高い研修となるよう努めている。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑤地方公共団体等が参加した維持管理に関する研修（◎）

多くのインフラを管理する地方公共団体等においてインフラメンテナンスを適切に実施していくため、研修や講習の実施により、職員の技術力向上を推進。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑥インフラ長寿命化計画（行動計画）の調査票を作成し、各自動車道事業者に通知（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）及び自動車局より通知した策定要領に基づき、個別施設毎の具体の対応方針を定める計画として、行動計画を全ての事業者において策定。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑦地方公共団体等におけるインフラメンテナンス体制の確保（◎）

多くの都市公園を管理する地方公共団体等において、インフラメンテナンスを適切に実施していくため、研修の実施により職員の技術力向上を推進する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑧地区官庁施設保全連絡会議の開催（◎）

会議を通じ、法定点検や保全の基準、保全行政の動向等について各省各庁の施設管理者に周知している。

予算額：官庁施設保全等推進費１６９百万円の内数（令和４年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①業績指標の実績値については、令和３年度において、7,351 人となっており、前年に対し年間約 1,000 人の増加となっており、順調である。

②順調である。令和７年度目標の達成に向けて進捗している。

③令和２年度はコロナウイルス感染拡大により参加者数は減ったものの、令和３年度は令和元年と同程度の参加があり、目標達成に向けておおむね順調に推移している。

④過去の実績値を踏まえると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑤令和３年度に目標達成済み。

⑥令和元年度の実績値は９人であったが、令和３年度においては 17 人となっており、目標値に向け順調に推移している。

⑦地方公共団体等で都市公園の維持管理に関する研修を受けた人数は、令和元年度から令和４年度にかけて 76 人増加しており、過去のトレンドを延長すると目標年度におおむね目標に近い実績を示す見込みである。

⑧過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、進捗状況は順調である。

（事務事業等の実施状況）

①地方公共団体等に対して情報提供や指導を実施するとともに、研修・講習会を開催し、施設管理者における技術力向上を図っている。

②各地方整備局、国土交通大学校等が、地方公共団体等の職員に向けて維持管理に係る研修・講習を開催している。

③地方整備局等において、直轄職員、地方公共団体職員および民間の維持管理に携わる者に対し、研修や講習を実施。

④令和２年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で研修を中止せざるを得ない状況であったが、令和３年度以降はオンライン方式も活用したことで参加者が集まり、順調であったと評価できる。

⑤インフラメンテナンスを適切に実施していくための、地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、令和４年度は、目標値である 100%以上を達成しており、順調であったと評価できる。

⑥令和３年６月にインフラ長寿命化計画（行動計画）の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知した。
令和３年度の実績値は 17 人となっており、目標達成に向けて順調に推移している。

⑦地方公共団体等に対し、公園施設の維持管理に関する研修を受講するよう周知している。

⑧令和４年度は全国で 47 回の官庁施設保全連絡会議を開催し、1,337 機関から参加を得た。

課題の特定と今後の取組みの方向性

①指標の実績値について、おおむね順調に推移していることからＡと評価した。引き続き、令和７年度までの目標値 10,000 人に向け、地方公共団体等の職員を対象とした研修・講習会を開催していく。

②指標の実績値については、順調に推移していることよりＡと評価した。引き続き、地方公共団体等の職員の維持管理に関する技術力向上を推進するために、研修、講習を継続する。

③指標の実績値については順調に推移していることからＡと評価した。引き続き、研修や講習の実施により、職員の技術力向上を推進する。

④実績値に関しては順調な成果を示していることに加え、今後もオンライン受講やハイブリッド受講などの参加しやすい研修環境を提供していくこととしており、研修受講者の更なる増加を見込めるため A 評価とした。その他にカリキュラムについても満足度の高いものとすることで、目標値の達成に努める。

⑤鉄道については、令和３年度に目標値を達成したため、Ａと評価した。引き続き、施設の維持管理に関する講習を継続する。

⑥地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数が令和３年度の実績値で１７人となっているが、研修に係る体制が一部不十分であるから、評価を B とした。改めて
地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数の目標値達成のために、地方道路公社を中心に各自動車道事業者に研修受講を働きかけ、更なる推進を図る。

⑦地方公共団体等で都市公園の維持管理に関する研修を受けた人数は、令和 2 年度はコロナ禍のため研修が中止となったが、その後オンラインなどの参加しやすい研修環境の提供により、目標達成に向けておおむね順調に推移していることから「A」と評価した。引き続き、地方公共団体等に対し、公園施設の維持管理に関する研修を受講するよう周知する。

⑧業績指標については、令和４年度の実績値は 15,794 人となり、順調に推移していると考えられるため、Ａと評価した。今後も引き続き、取組を推進する。

担当課等（担当課長名等）
担当課：　総合政策局社会資本整備政策課 ①道路局国道・技術課技術企画室（室長　新田 恭士） ②水管理・国土保全局河川計画課（課長　森本 輝） ③港湾局技術企画課（課長　魚谷 憲） ④航空局空港技術課（課長　塩田 昌弘） ⑤鉄道局技術企画課（課長　箕作 幸治） ⑥自動車局総務課企画室（室長　阿部 雄介） ⑦都市局公園緑地・景観課（課長　伊藤 康行） ⑧大臣官房官庁営繕部計画課（課長　佐藤 由美） 関係課：　⑧大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（室長　色川 寿喜）